番号	所管省庁への		担实表表	担実の見せが中南	M4W4	提案	-r Att do at		所管省庁の根	食討結果	Ę.	ワーキング・グルー
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	- ブにおけ る処理方 針
1	令和6年6月24日	令和6年7月19日	浄化槽協会の振り 込み可否等の統一 化	浄化槽協会への支払いに関して、 無によっては都原現金のみの取り 扱いとなっている。そのため、張り み支払いや一括支払いなどを出来 るようにしてほしい。	キャッシュレスや業務効率化を進めていく国品の中で、財金引き出し業務等は譲じく業務効率化を低下させている。また、 その時間を他の業務に先てることで、建築業界における残業時間の削減にも貢献できると開待される。	個人	環境省	ご指摘にある「浄化機協会への支払い」が何のことを指すか必ずしも明確ではありませんが、浄化機法上、「浄化機協会への支払い」を行うことは規定されておりません。	なし	事実誤認	展開事業者が行う事業活動で浄化樹法に勝定のないものについては、引き続き当録事業者へご相談いただ きますようお願いいたします。	
2	令和6年6月24日	令和7年2月18日	240406ST31[1/3]改 正不動産登記規則 を改正する04/旧数 /元所有者の無 得での単独再併配	できる旧姓は「登記記録に記録されている旧氏より後に称していた旧氏 でなければならない」。 一つまり単 独申出では、すでに登記されている	ービネ」)に相続登記をした場合、花子が頭位3番で開始申出しようとしてが仁木(市木)」にできないことになる。/不動 産一部を単位とする「全型配換」場合は、所有機型とも最くの「書から最終制む最等すでのすべてきる。ない。。/ した お扱いになるからである。/ この 予報・選出・第令の規定とが開発とした。 を表している。 とないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	・ 商業登記 ゲンロン	法務省	所有機の急能を購入は、急能能に対し、その一の旧氏を急能を除に記録するよう申止場合ことができます。 は、、当額田氏が包含されている氏を用一てあると世はこの思いでありません。)、この申訟をする場合にお で、、当該を記略は、当該所有権の登記を構入の旧氏が認該されているときは、当該申出に集合日氏は、 当該参配記録に記録されている旧氏より後に称していた旧氏でなければなりません。	不動産登紀規則第15 8条の35第1項、第2 項	事実誤認	制度の選状欄に記載したとおり、御提案に挙げられているような場合に、申し出ることのできる旧氏について 特段の制限はありません。	
3	令和6年6月24日	令和7年2月18日	240406ST33[3/3]改 正不動産登記規則 を改正する60/旧姓 /名の変更でも併記 可能にする等々	不登録188条の34第1項を持は、正 の東東文は東王で参加に称いても の東東文は東王で参加に称いても まっている。 は、2つの角度から開連っている。 は、2つの角度から開連っている。 は、2つの角度から開連っている。 できると観音を表している。 要はなく名の東東でも認めるぐき できると観音をは、200条東でも認めるぐき できる。7日度を開始に対したとを認め がある。7日度が自然に対している。 近日度はよっている。 の東東登記をは、200条東でも認めるぐき である。7日度が日本には、200条東では があるという意味といる。 である。7日度が日本に表している。 では、200条東でも がない、200条東でも がない、200条東でも がない、200条東でも がない、200条東でも である。7日度に表しても である。7日度に表して表して を記すれている。 である。7日度に表して表して を記するといる。 を記さるといる。 を記するといる。 を記するといる。 を記するといる。 を記するといる。 を記さるといる。 を記さるといる。 を記さるといる。 を記さるといる。 を記さるといる。 を記さるる。 を記さる。 を記さるる。 を記さる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 を記さるる。 をこる。 をこるる。 をこるる。	一権利取得る氏変更と名変更とを区別する合理性は全くない。/「戸籍上の氏の変更により新たに住民基本合権法施行 令30条の13に規定する旧氏が包蔵された場合であって」という規定をしていないため、急犯簿上の氏更更でも申出可能な のに、/ 定数計がする。 / 元、長変更急犯と同時に機械性を認める意象はなく、民名変更急犯においては、技術の申 がかない、確少、実践になるに登録されたい。 (日本変更を認め、日本変更を犯していない。 (日本変更を犯していては、技術の申 がかけったい。) (日本変更を) (日本変更な) (日本変更を) (日本変更	商業登記ゲンロン	法務省	所有機の登記名機人は、当時登記名機人の圧についての変更の登記又は東正の登記を申請する場合において、登記官に対し、その一の日氏を申請情報の内容とて、当該日氏を登記記録に記録するよう申し出ることができます。によ、当部日氏が登記するよう申し出ることができます。に、当時日は一般でありません。)。 また、所有権の登記名機人は、受記官に対し、その一の日民を登記記録に記録するよう申し出ることができます。(ただし、当該日氏が登記されている氏と同一であるとさはこの限りではありません。)。	不動産登紀規則第15 8条の34第1項第2 号、第158条の35	事実誤認	制度の密状欄に記載したとおり、そもそも、所有権の登記名義人は、不動産登記規則第188条の55の接定に基づき、いつでも旧氏の奇記の申出をすることができますので、氏についての変更又は更正の登記等の申請と併せて当該申出をすることは可能です。	
4	令和6年6月24日	令和6年7月19日	生活侵襲受給者の ための資格機認書 を作っていただきた いです。	医師会との福祉事務所が協議して、受診できるような体制を体型 傾は不可能なので、生活残場受給 者の迅速で受診のために、全党収 担害者等もよび決合者等できない いたにいて資格機関係を参考すでき る仕組みを構張いただきたいです。	土日税自体、福祉等務所への医療券券業務そのものを対応しておらず、その期間生活保護受給者が体質が悪くなった 場合に、高療技助が適用されて、自覚診療として販産費を100%支払い信息払いを行うというウンな問題に直配し、その 問題に運動し、主発機業機制が必要しました。上常機業機能はいいました。というウンな同意にある。 可能に対した、福祉者所が必要は場割が経過な場合を指定がつる人が必要まずら行為を無当の記念保護支給者に対してい い、生活機工業機能の必要を指するのを指導者所が行う関連はからいう可能はからのである。 生活度援手機の問答案に記載されてる内容に対して規制の関係で受診したくても不可能な状況に異議申立したく報酬り 110億へ投稿しております。	会社•团体	厚生労働省	生活保護法第34条1項に基づき、「医療技術は、現物給付によって行うものとする。」とされており、「生活保護法による医療技術の重要要領について」(研究03年9月30日社発育727号厚生省社会局長通知)第5・2・(ち)より、「医療技術」よる協称、薬剤(調称性除心、医学的処理、手術等の診療の給付は、医療参を発行して行うのようなこと、とされている。という、被保護者は指批・専務所にて発行される医療参を持ちし指定医療機関等を受診する必要があります。	- 「生活保護法」(昭和 25年5月法律第44号 第34条 14号 第34条 14号 25 24 第34条 14号 25 24 終 37 能力社会保護制 時間能力社会保護制 度保護法等の一部会 定を損害するための制 定任 25 24 25 24 25 24 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25		○直視、休日など福祉事務所開行等に急身となった場合は、一旦、指定需慮機関で受診し、翌期庁日に、連 やかい、福祉事務所から悪傷等を支付するなどの高数な対応は可能である者。各自治体にお示ししており、 会自治体は 会自治体は ができる措置を構じることが強当と考えています。	
5	令和6年6月24日	令和6年7月19日	ルの拡大	け取りに行けない国民の利便性を 高める。そのために委任状がある 同居家族に限り代理受け取りを認 めることや、本人限定受取郵便を用 いての転送毎け取りを可能とするか	世界バスボートの発行事務は外務省から法定党託事務として各都追席根広城自治体に推開委託されているが、道府 現によっては地理的な利性性を考慮し即当代基礎自治体と再委託している。そうした相当行の無券を回口期所当相が (理測及と日本日の第二月状についてはまたまたである。シャンティン・の情報の過程をは、単等が単位 は関連及と日本日の第二月状についてはまたまである。シャンティン・ストリーの情報を対象に対象 第三日出場にと比め過程となってはまた。第三日中以外を整定しが続いていい、地球市村では生事を从へまて受計しる 第三日出場にと比め過程となっている。中の一日とは大学を置立が続いていい、地球市村では生事を从へまて受計しる ることが必要となっている。中小企業は東次付与の名総体部が10日接触さても最次の日であり、一時間単位の名総体 期を認めている。事業主はが少なのでは参考を受ける念さ行からかは昔日とは日の経験を指するを得ない、労権 安全衛生における休日の概念とはかけ離れた取得目的を行故の都合で国則に強いていることとなっている。	個人	外務省	旅券(バスボート)の発給業務は都道府県への法定受託事務とされており、更に各都道府県から市町村に専 接移議は来るが、夏口の側行時間を含め、どのような業務形態とするかは各自治体に受ねられています。 場所が開発者本人に対して職業に誘参を支付するため、原則として申請する人の出版を表がて対策で支付し が開催するとないました。 第が開催すると起かられ、かつ、最終申請をがまていることが呼らかであるとは、土臓を申請者が確実 に受領できると認められる是も当な方法により、一般放券を支付することができます。 なお、旅券申請者の特定負土の必要は任命者でいます。以近く布包を写るりの際したオライン中請 を利用頂ければ、役割であれば2回の窓口訪問が必要だったのに対し、受取り時の1回のみとなります。	旅券法第3条(一般旅 券の発松の申請)、第 条(旅券の交付)他 地方自治法第252条17 の2(条例)。よる事務処 理の特例)	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
6	令和6年6月24日	令和6年7月19日	戸籍腰本の交付に ついて	戸籍勝本を大使館や領事館等の名 外公館でも交付できるような仕組み を整えてもらいたい。	関外での居住を開始して数ヶ月〜数年後に、戸籍謄本を外国の行政機関へ提出しなければならない事情が生じることが ある。そのような際、日本にいる複雑に代理請求してもらい、さらに国外へ都差してもらう必要がある。 それには時間を実もも、都要年前で開発な道・地域では、実際に手力に書物機のか定かでない。 また、日本に裁算法がいないような場合は戸機関本のためだけに一等時間を希情なくされることがある。 このような時間的・金銭的コストを削減するために、在外公盤での戸籍謄本文付を浸素する。	個人	法務省外務省	戸籍機本(戸籍証明書)は、戸籍の正本を標等したものであるところ、戸籍の正本は本籍地の市区町村長が管理していることから、戸籍等本(戸籍正明書)の変け情末は、原則として春港地の市区町村長が出てけることを表現してが原の副本を保存していることを活用、本人本が開業する他に限り、本籍を以外の市区町村長にも戸籍巻木(戸籍証明書)の請求を可能とする広域交付制度(戸籍法案(20条の2)が令和6年3月1日に開始されました。	戸籍法第10条 戸籍法第10条の2 戸籍法第120条の2	対応不可	制度の現状欄に記憶のとおり、戸路腰本(戸騒延明書)は市区町村長が発行するとされていることから、在 外公館においては発行することはできません。 また、在外公館は戸籍の正本を保有しておらず、法務大臣が発有している副本情報に在外の館から譲渡り ひようするためは事用のシアスト組御を受しますが、規制をしてはその環境が存在しないためンステム上の 環由からアクセスすることもできません。 である。新でなファムナルをあってあられば多大な経費を要することや、在外公館の負担等を勘案しつつ慎重に 検討する必要があることから、直ちに法改立により対応をすることも困難です。	

番号	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案	所管省庁		所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
田夕	検討要請日	回合取りまとの日	旋米争项	従来の共体的内容	建	別官省月	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
7	令和6年6月24日	令和6年7月19日	押印について	入管の提出書類で未だに押印を求 められる書類があるので、廃止して ぼしい。	入管の書籍で押印がなくなったものもある一方で、一部には未だに押印を求められる書類(ビザ更新のときの身元保証書は押印がないが、在留特別特可手続きの身元保証書は押印を求められる)があるので、できることなら廃止してほしい。 個人	法務省	法令上又は運用上、退去強制手続や上陸審判手続の場面で、一部の書類への押印を求めています。	出入国管理及び帰民 認定法、出入国管理及 び網股認定法施行規 別、上陸書刊規程、進 反審判規程及び入国 管備官基本書式集	定しいただきましたご意見は、今後、入管行政の運用において参考とさせていただきます。	
8	令和6年6月24日	令和7年2月18日	240413ST36[3/3]改 正不動度登記規則 を改正する09/法人 識別/市町村には 都道府県名を併記	不登揚196条のパは、法人指別事項 を定める。/ 会社法人等等それ する法人は会社法人等等等それ する法人は会社法人等等等。それ 以外の法人で外国法に高づき位立 かの法人については模型法とを設 等を利しない物国法人でのから で、会社法人を記録 等を利しない物国法人である市前 は本にはなせらせ信所が登記され いないから、これの、教育 法が記録される。 に「企業」と「企業別法を追録 に「企業」と「企業別法を選択 に「企業」と「企業別法を に「企業」と「企業別法と「企業別法と「企業別法と「企業別法と「企業別と 「企業別、と「企業別、などの別 に「企業」と「企業別、と「企業別、と「企業別 に「企業」と「企業別、と「企業別 に「企業別、と「企業別、と「企業別 でも、「企業」と「企業別、と「企業別 会社の「企業別」と「企業別、と「企業別 会社の「企業別」と「企業別、企業別 「企業別、一般別、一般別 「企業別、一般別、一般別、一般別 「企業別、一般別、一般別、一般別、一般別 「企業別、一般別、一般別、一般別、一般別、一般別、一般別、一般別、一般別、一般別、一般	110億に何度と投資されて拒絶されているように、限例庁に法等者との経額別として要求しているから、法務等の領拠り 定義と高するという。また、智格の関係である場合的人は必要するとは、申申付名の前に、物温再業と記念と記まする は、よの事を記念しても問題は指数とない、ノニの間差を解文するには、申申付名の前に、物温再業と記念と記まする 高等を記念しても問題は指数とない、ノニの間差を解文するには、申申付名の前に、物温再業と記念と記まする 高等を記念しても問題を指数しているのでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	法務省	所有権の登記名義人が法人であるとさの所有権の登記の登記事項は、不助産登記法第59条各号に掲げ もののほか、次の(いから)はずに「現ける所有権の登記名義」のBの(い応じ、動態(いから(3)までに変める) 現とされていま。 (1) 設社法、保護等と条するため、自動法人の会社法、企業等号 (1) 設社法、保護等と条するため、自動法人の会社法、企業等号 (3) (1) (2) (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	- 不能信息には第73条 のの2集 1項監 中 第一条を記録制第15 18402年 3月25日 中 18402年 3月25日 中 18402年 3月25日 中 18402年 3月25日 中 24402年 3月25日 中 第2402年 3月25日 5月25日 5月2	地方公共団体については、不動産整配法第73条の2第1項第1号の規定の適用はありませんので、御担 は、協った削援の下でれています。 また、所有権の登记名載。が地方公共団体である場合の、登記の記録方法については、現行の取扱いて 該地方公共団体を特定することは可能であり、公示上、特段の支険は全じておりません。	主案で当
9	令和6年6月24日	令和6年7月19日	表題部所有者不明 土地の第人を円計 化するためのガイド ラインの作成	現状の所有者不明土地管理命令町立の手順は、所有者が行方不明の場合が中心であるので、表題部所有者欄に名前が記載されているのみの場合の対応法について、円滑に購入希望者が購入するためのガ	所有権の色記がな、表題的所有音響に名前のみが記載されているなど、いわゆる表題的所有者不明土地は多くあり、 法務省と表題的所有者不明土地的深海等多だけっている。 しかし、国际自治性の動きは世差、地域があることであり、解消される前に表題的所有者不明土地を購入したい例は参多く ある。 服人するためには、現行法上は希望者が所有者不明土地管理命令申立を行う方法が適切と考えるが、現状の所有者不 明、現実的場合を使いる子組は、所有者が打って同じませい。このも、表現動所有者を明して前か起散されているのみ は、現代を関係を持ついては、所有者が打って同じませい。 は、現代を関係を持ついては、所有者が打って同じませい。 は、現代を表現した。 は、現代を表現した。 のより、現代を表現した。 のは、現代を表現した。 のは、現代を表現した。 のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	法務省	裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると思 るときは、利期関係人の請求により、その請求に係ら土地又は共有特分を対象として、所有者不明土地管 人による管理を参ずる処分をすることができるとされています。	力 民法第264条①2第1 対応不可 項	脚提案は、表題部に名前のみが記載されている表題部所有者不明土地については、ガイドラインを定め とにより、開発をすることなり所有者不明土地管理命令の申立てを可能にすべきという確定と思われますが、 所有を担めことがます。大以そのが配金とあることができまった。 のまたしたがます。大以そのが配金とあることが、 あることによります。大いそのでは、 あることによりませまった。 あることにより、 あることにより、 まま、表題部所者者不明土地管理会かの申立てをする場合の申立を可と記録が ついても、どの大な事功が監査がある必要があったが、 の別集体が本来のでで裏明所により判断され べき事所であることから、弊指側のような記載物を定めることは影響です。	が、
10	令和6年6月24日	令和6年7月19日	ロービーム調整不良 車の取り締まり等の 街頭検査の改善	哲談検索のセリカを車検時のデータに基づせ高から。 特にロービール先輪を検査し、基準 に適合させる。	米駒に異常のあるロービームは、対向車の運転を助けている。 国工交通者の自動車検査型に尋わたところ、車線不合格の項目では、ロービーム不合格が圧倒的に多いと図答され た。すなわた、国工交通省は事後と無数の間にヘッドライル以外は、自びすれば各格させると関した。一方で、 できまり、前導検査の方法を削りと、一般的にお削退行用のヘッドライル以外は、自びすれば各格させると関した。一方で、 で金庫以外は複数と合着する自動ストル表産は、高別部を参与して、ノーマル東では表重していると言う。このことは、独立 何 行改法人自動車技術総合機構の情報検査実施受領に、排気ガスの項目には数値報がある一方、ヘッドライルの項目に は、実施の文字で動いことからも初かってある。 重要として、実間十万名以上も検査を行いながら、ロービーム不良車は減少していない。国土交通名の膨脹と対応に改 素が必要である。	国土交通省	○へットライトの検査に用いるヘットライトテスタは、自動車と正確に正対するためレール上に設置されてお 画金表示による値な研究技術を用いたものとなっています。また、平滞な舗維等がされた専用建盟内でで 週かが開送なっております。 ○ロービームの先輪の資素を判定するにはこのような検査機器が必要となります。	J. D. 通路運送車両法第100 外部2項	○街頭検査という様々な環境および状況下において適切に適用ができるヘッパライトテスタは現在存在せ ご要素のヘッドライトテスタの象件も掲載と認識しております。 ○そのため、ご提案の方法の導入は弱状困難ですが、ご意見として今後のご参考とさせていただきます。	
11	令和6年6月24日	令和6年7月19日	4WD車のスピード メーター車検のデジ タル化	大型車や輸入車のスピードメータ 車後を、他の車両との並主検査か ら、GPS連度計との比較検査に改 める	車線ではスピードメーターが正しく船くか、駆動機を測定ローラーに乗せて終査します。しかし、輸入車や大型車では、駆 動輪以外が回転しないと安全装置が作動して検査できません。施運局からは未に開発した車と出走するように指導されま すが、人手不足の中でよりがかり機能は非効率です。ナットが動かかを見ことが必要しても、のや選択サイト分で個人 す。大型車の90km化で、上限ギリギリに調整した車が増える中あいまいな当走検査は、達反車の見逃しに繋がります	国土交通省	〇自島事の速度計の検査については、速度計試験機を用いて検査することとしており、当該展見を用いて 含することが国題であるとをに張り、条件その他の適切な方法により検査することが出来るとなっております この場合、速度計試験機を用いて第2可能な再単に併定させ、源定日職年期の速度計が49km/hを指 た即今の盟例の設定日献年间の手温度を記針、武空の軍事用が当該計立場を含を支援計談機であ することにより、測定可能率間を作して開接的に測定困難率那を速度計で測定するよう指導しております。 〇なお、速度計試験機の測定損差については、基準により35以下でなければなりません。	★ 指定事業を提供事業 は規則常終、別表定と 自動業を有限被額大 見に係る阻力を 見に係る阻力を 見に係る阻力を 記の定める技術上の 基準素30条	○OPSなどの衛星素伯による位置及び速度の測定については、軌道回路等により正確な位置検索が可 検索の野などで活用されておりますが、他の中に広く意力している程度測定とステムのみの単独型定差 た指金、天気などの大気条件や中近の高乗、建物などの環境要件や機器性制に測定機は大きくたちます。 「全国を関連を行った。」 の国に衛星製化ンステムを用いて検査を行う場合、指定機工場の置かれば関連は体であるため、想され係るあらめる環境において速度計試験総を用いた場合と同等の測定機度が求められるものと設定され すことの、電影型化ンステムの大き用い、速度計械機能は、上記の理由により、構度の評価に課題があるた 対応は極めて難しいと考えております。	され !定 れま
12	令和6年8月24日	令和6年7月19日	自動車予備検査証のデジタル化	自動車完成核査証と同様に、予備 核査証を電子化する	予備検査証は結選事務所に対し、別の事務所で新規事検を受けたことを証明する書類です。予備検査証は検査を受けた 事務所で展末を受け取り、登録する事務所へ提出させられます。ノーカーから施運制に出す発展検査証はデジタル化と 係入れているのに、同し機能でデジタル化しないのはおかしい。	国土交通省	登録を受けていない自動車の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合、道路運送車両法(以「活という。)第一条条第一項の規定により、原則として領土交通大陸に対し、自動車を提示となければならないこととされては、空間の規定とより、あらいたの動機を無を指生文金をに選示して予報を受ける。 1年 1月 1日	、 通路運送美司法(昭和 200 法(第100号) 第7 模計を予	自動業を終のナンライン申請とステル(自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS))の対象手続に 定 有効な自動車予備機会延むの文付を受けている自動車の部規を経を追加し、自動車予備検査証の書書の 出世不要とすることができるよう機材して新いります。	: :

番号	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	ar on do		所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
番写	検討要請日	回答取りまとめ日	旋杀争 埧	提条の具体的内容	走体	所管省所	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	スワップポディー車の最大核載量見直し	車接時にスワップボディー車のボ ディーを荷物扱いから車体扱いに 改める。	スワップボディー書は人手不足の解波策として固定本が認めた車両です。これは積み下ろしがほぼ人力に限られ、手動 シヤッチでは南部を陥みされる影響車に自業に企業となれるます。 しかし、毎期車と比めと変わらないと助けらず、スワッガギディの発指は荷物として扱われてしまいます。このため、個人 分割出来る荷浦は海は大田の田市を減らさばければなりません。 分割出来る荷浦は海はた二部にでき起われますが、トレーラーのスタシションは取り外せでも良いとされています。 スワップボディー車に特得扱いが必要です。	国土交通	〇いかわるスワップボディー車の荷品については、自動車の構造ではなく頻繁物として取り掛っており、車付 時において、物品情報と関でしての保安基本への適合性を指定する必要はありません。 〇スワップボディー車の荷南の重量を専用業量に含かる場合は、荷箱を出該自動車の構造の一部(物品制 数装置)として取り扱い、保安基準への適合性を確認することとなります。	食 道路運送集両の保安 対応不可 基準第27条	○商語を自動車の構造の一部とすることについては、荷語を特定し、車両二級機した状態において便定金の設金性を確認することにより対応が可能です。しかしながら、いわゆるスワップボディー車においては、運用上多様な荷語を搭載する可能性があることから、荷語を車両の構造物とするためには、搭載しろきすての荷器を搭載した状態における保安基準の適合性を確認する必要があるため、対応は困難です。	準のく
14	令和6年6月24日	令和6年7月19日	出張自動車整備場の許可	酒に数日だけ営業する認証整備工 場について、営業日以外は従業員 が別の工場で働くことを認める	自動車は壊れにくくなりましたが、万が一に備えて点検整備は欠かせません。しかし、点検整備は許可を受けた認証工場で行わなければ恵法となります。通路地で進方の工場・事を持っていてとを繰りた機を含るユーザーもします。通路地では自己業を担当が別立たさせんが、通过毎日日報子のであれば、通線地に理歴と関係のを機材することは、個人可能です。ところが、認証工場の整備主任者は一つの工場でいか選任出来ず、出場元に常託し切ければ恵法とされてしまします。出場元と出場元であらかしか選集日を個け出て、2つの工場を行き来することを認めて下さい。	国土交通	○現行、整備主任帝については、選任された事業場において特定整備後の裏周の保安基準適合性を経路 るなど特定機能に指摘の記憶に関する事事を経営管することされており、各事業場が特定程機を行う でお金貨であるため、選番を基準開始を開始所収金の202第7号において、事業場ごとに選任すること及 他の事業場との兼務を禁止することが規定されています。	す 連路運送車両法施行 上 規則第62条の2の2第7 対応不可	○整備工場が少ない地域また人手不足と言われているなかにおいても自動車の安全を接保するためのご 家としてご提取いただいていると電解しています。一方で、整備また者に対策を整備を調用の保支基本を 住居設定や特定整備投資の心臓に対する事項を終ままするの最多がり、八て複数場所の管理をする とは違いいたが、ご提案を採用させていただくことは困難ですが、今後の人手不足対策等の参考とさせてし だきます。	i合 こ
15	令和6年6月24日	令和6年7月19日	事等解及び美容許 の合格による動物 付与並びに名簿の 廃止	免許申請審に添付している資格に かかわる書類(住民票、診断書) を、含格条素本での間に提出させ、 試験合格をものを影けるとし、 理・実容師名用は実上する	関和39年の第一次協特行政課金会の等申で、「免許甚の交付、晋、美容等名簿の思維手提は、制式的であり行政上昇 とんと別は刑されることなる(報道資金の事務資地を多している通常の書の資金については、次の改善措置 を請する必要があり。上して19、実金部的信息を対象では変生するとしまった。としまった。としたい。 と関するの要求もあり、上して19、実金部を信息を終するを表しまった。としまった。としたい。 しかし、廃止には至らず、この登録事就は、(お別理容師来容師試験研修センター)以下「試験センター」(この)の、現在もあまりではとんせ「無行他とないでは、 のの、現在もあまりではとんせ「無行他とないでは、 のの、現在もあまりではとんせ「無行他とないでは、 のの、現在もあまりではとんせ「無行他とないでは、 のの、現在もあまりではとんせ「無行他とないでは、 のの、現在もあまりではとんせ「また」ないである。 のの、現在もあまりでは、この手が選問で交付できるようになった」と公表し、重立の辞書も明年で した。 したい、事態から支付まで、日本のでは、このことは、申請者の不利益とならだけでなく、職業選択の自由や また。合権しても免許申請せずに働いている無理格技事者は、免許申請かにその首申告しても別途室的最上 また。各権しても免許申請はずに働いている無理格技事者は、免許申請かにその首申告しても別途室を担いませる ことによって間かられることなく、免許な受付されている規模なす。 合権者はは合格は置きを持てしていますが、これを免許証として変ねれば、わざわざ免許申請から手間が当けたを持ちませる ことによって間からあることなく免を対な付されている場はなっす。	厚生労働・	〇理容師法括行規則(平成10年厚生省令第4号)第16条の規定に基づき、厚生労働大臣は、理容納試験合格化。有1合格経書を文付するものとされており、理容師条件を対ようとする者は、理察師法(開発記主法者至204号)第2名及び留前施工所規則(申成10年度)第2分別ます。 ○美四部法任限制(中成10年度)第2分別ます。 ○美四部法任限制(中成10年度)第2分別、第20部条件を対ようとでる前は、美容師試験合合格化。第1合格経書を文付するものとされており、英容師条件を対ようとする前は、美容師試験も合格に書いる意味。1度以下のようにより、美容師条件を対ようとする前は、美容師法院制では、計算を行る企業が会がます。 「新年度」では、1年度に対して、1年度、1年度、1年度、1年度、1年度、1年度、1年度、1年度、1年度、1年度	年 一	○周家試験は、周窓研奏は施設及び集育研集成施設において開窓研及び集育研になるのに必要な知識 び其他を解析した者が、理事務及び集育研の創作を指導するに受ける組織及び其他を有するかとうから 定省を作成した。 では、一般では、国家は国家試験に合格したことを経明するのとして受けされるものです。 のご認知研究を入び保育研修を指す、国家試験に合格した名が楽した「理事及び集務を行うことを可能とす。 のごおり、免除記は、理容解解を指す、国家試験に合格した者が楽した「理事及び集務を行うことを可能とす。 とした。無免れこる言葉を防止するため、「世界に関する事実を事務が高力及び表面を指すく とした。無免れこる言葉を防止するため、「世界に関する事業を事務が高力及び書館を譲らせ 行するものです。 ○このように、国家起鉄の家族及び合格証書の文件と、免許の付与及び名簿への登録は、それぞれ異な 行政目的に基づき行われるものであることから、ご提案に対応することは閲覧です。	· ・ ・ ・ ・ 交
16	令和6年6月24日	令和6年7月19日	タンク分類式の灯油 販売率の認可	灯油販売車に蝶ネン間定ケンクを 認めて報音変更率核なしにトラック として使えるようにする	灯油販売トラックはタンクを告合にポルト止めしなければなりません。ポルト止めすると構造変更車検を受ける義務が課されてもナンバーになります。帯になってタンクを外すとやはり構造変更車体が最新化されてしまいます。東検開閉が残っているのに、例にはまた付けるのに構造変更車体は無駄です。タンクの基本ジ間定が認められたら構造変更車体は不要 会社・団はになります。近畿売売は高齢者のライフラインです。原油高の中で販売車を季節外に他の仕事に使えれば、その分コストを下げられます。	本 国土交通 総務省	○物品機能装置としてタンク版を使用する自動車であって、単体の形状が「タンク庫」の構造要件に合数するのは、直接車由の発生から15日以内に構造事業更終を支援して対ればなりません。 りたし、通路車型車場上の保養を表示にない、タンク間の限定方法を検討する規定はなくタンク類を存した。 「おおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおおお	道路運送車面の保安	○原恵式のかと力期について、利便性と終芽性の雑点からご提案いただいているものと語彙しています。 で、かっつ間を物品無数差更して事項の一種とする場合は、当該事項により保証等ともソチ型・需要にすることが思定されるため、安全性報保の組点から、選絡運貨・販売はあり保証等の保証等に関係しなるおそれがあるものとして構造・事更更検査の対象としており、ご復業を提用させていただくことは国践で	方送くた。
17	令和6年6月24日	令和8年12月16日	240420ST38[2/3]改正不動産登記規則 左正不動産登記規則 大議場別ノ登記規別付 報は1つだけ	記録する目的は、本店や商号を変 を放置していると、別の会社が登証 を放置していると、別の会社が登証 して登記名義人になりすますことが できるから、登記名義人が真正の 所有者であることを担保することに 本名、/一、10歳 キョ は「半級キャパ	一しての証明である標本提出を名変以降に限定すれば、すでに欠陥が應用された結果として登記されている所有者を追 認するだけで、何の解決にならない。 / 標準的と比較る自は保健しないってやつですがマノそかいう意思で法務者がこ おまでの登記にはして考えるな。 ためよりに手機の指は保健しないってやつですがマノそかいう意思で法務者がこ を記されている場合、実現は全国業務等が「全局等性です。 できた、「内有数が複数に対してはならないが、会社主人等等等によって不 登記されている場合、実現は金国業務等が「全局等性です。 できた、「中有数が複数では、会社をより等等がによって不 登記されている場合、実現をは金国業務等が「全局等性」である。 できた、「中のなの思想を別つのできません。」 を提出させる目的は金型を基務をしてのよん様型と、当該を登録することで全ての持つの所有数が確認されているから、ある は装金の申請室を基務をしている大人様型と、当該を登録することで全ての持つの所有数が確認されているから、ある とは金司の申請室を養育製を回転しているできた。「おき、「大」では、「大」	法務省	登記権利者及び登記権務者が共同して権利に関する登記の申請等をする場合には、申請人は、その申請 規合的でで登記機務者(この申請にあっては、登記を職人)の登記機別有報を提供していれなびませ また、登記を職人が会せは人為等を参考するは人を必要化されない。 の登記の申請をするときは、当該登配を職人の名称又は住所について変更があったことを指する市町村 登記官でその記の発展が開発したは、「相談(公園・保証とは、「で、で、で、と、企業を当めては に付いるべき情報)を提供する必要がありますが、当該変更があったことを構設することができる当該法人 に付いるべき情報)を提供する必要がありますが、当該変更があったことを構設することができる当該法人 これたの表数が、原生基金・一部を加工する必要(今回本は推算を4分)ません。 項への会社法人等番号の追加(令和6年4月1日旅行)による変更等はありません。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	会社法人等番号等の法人識別事項(不動産登記規則第156条の26号に定める事項をいう。)は、法人 の所有権の登記を職人の識別性を向上させるためのものとして登記事項とされたものです。 また、急を認明情報はお願りを認识記にせたるためのとして、事項は他の不動産を記記表はにより導入さ を受難していません。 を必要数回に表の分析をはして登むわれている場合には、それぞれの登記規制情報(整定実証と接 せることにより、登記の真正性を確保しています。 そのため、明課をあったは、会社人の事等が何に場合の登記機別情報の提供の方法を見直すことにつ ては、登記の真正性の確保の報点から対応は創業です。	れた 注

퓼무	所管省庁への		担党事項	担字の目はかりつ	相幸拥由	提案			所管省庁の根	食討結 !	₹	ワーキング・グルー
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
18	令和6年6月24日	令和6年7月19日		座禁止、生産済分は完売する。 無期限で気限分割(物)を分別(制)を発 付帯金が採着者の原付・種利用継 続は可付で放売資替も可)。 新規原付免計取得は禁止し、原付 足種(小型:無)を設有性は重視調音器的で実技 中心や資用低速視調音器的で実技 中心や資用低速視調音器的で表技 報勤金管で原行・程準かの資質 優遇政策を施。 「原付と種、名称を選款交通法の 「小型自動二輪率」に統一	警察庁が原付1種(50-cull 下)に対して、メーカーが強化排が入基準に対応出来なくなるので125-cull 下で5.4pa以下の出 力制能を設け、新原付1種区分割的方針との場面ですが、そもそも原付1種目体が中途半単定ではずぎる50mm/小法定達 医で致い、空間等が認識等できる変更な温度を重要は最終されて他ない問題が以前らか存在します。せめて 他のm /位差で選ば「護切すべきです。 受け、1年のできないを対して、1年のです。 現在、原付1種に近いの数は「電かフント自私車や最近警察庁も特定」か選付日分割額で1型からで重約キンサボード等や フルには一定電影を車が出い、以前に付け1種とから存在業を大ってでいてす。フルで動自体車をから配当でおおりまでは 対応に付加したプルはならなわれている。 新原付1種に分割がにはならないでした。 一点の原の様の様の他の他の音楽の力が余程度の二輪販売高回復、交通安全向上、国民の利使提供等との両立と、一石何 高にく立ながります。 最高では、1年の他の音楽の力が余程度の二輪販売高回復、交通安全向上、国民の利使提供等との両立と、一石何 高にく立ながります。 電影もの実施出力については、主要メーカーのエンジン車原付1種馬力は4~7s。、2種では8-pa(13-paが主流であるの)に、 現象を同意性力がしていては、主要メーカーのエンジン車原付1種馬力は4~7s。、2種では8-pa(24)では、13-paが主流であるのに 対し、最新電影車に低するを発出力の繰りで1種で18-pa、2種で58-pa 程度と違かに低い着大出力しか出す。それが電 制業者の関係があり見重しすべきです。	個人	聖報庁国主交通省	第上区別しております。 第二条 この技術で「自動薬」とは、自動薬、原動館付自転車及り軽率間合い。 2 この法律で「自動薬」とは、原動館により施上を移動させることを目的として银行した用具で助染者しくは実 機能加いからから返生により増加して増上を参加させることを目的として银行した用具で助染者しくは実 機能加いからから返生により増加して増上を参加させることを目的として現行した用気で助染者でして、改 3 この法律で「原動機付し転車」とは、国主交通者令で変める総修系度又は定律出力を有する原物側により 上とを移動させることを目的として現代した用気で動表を打しては実験を用いないもの又はこれにより掛けし して接上を参助させることを目的として現代した用気を対って を動機付し無知の要でもある原動が関係は、直路運送車周送指行規制(昭和二十六年運輸金令第七十 日等)において以下の通りと支がております。 第一条 道陽運送車両法(昭和二十六年接着百八十五号、以下に法したり、第二条第三項の経済を呈 は実施出力は、左の上がしても。	11条 連路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第 60号)第1条の2、第24 条第1項 道路運送車両法(昭和 十五号)第2条 道路運送車面法(昭和 十五号)第2条 道路運送車面法施行 地路運送車面法施行 地間(昭和二十六年運 輸省令第七十四号)第	3	一般百動操作自転車は、全国でかねのアカトをおよる了月時点が利用され環境の生活に密角した意間となっているとよう。(二輪車車両名の景温に関する有害を総計を報告者であったかれか選性数の者や実施した主管機能がある。一個原動機能を観光を展出が展現されているが変更が必要があった。一般原動機能を表すております。 ルンを見り無量に対象では、必要な適性技能の水準が繋なるため、道路交通の安全体機の超点が変更が多い。 まず、環動機作自転車の原温度が制度については、原動性自転車の事態を影響、企業、交生が変更が多なまます。 まず、環動機作自転車の原温度が制度については、原動性自転車の事態を影響、企業、交生が変更な多なが表現である。 まず、環動機作自転車の原金度に対象ではは実計等がはませったが変更な多点とでの他間を基準を表している場合さい。本間の全体を影響に分からませいまませった。 が高速されることを多数に安全性等について関連やよれ影響であることに需要することが必要であるよういで理念されているでは、現実を参加でいった。 1 またるとことでは、「全体制については実計等がはまたる。またとことでは要することが必要である。 1 またるのでのよったが計算が変更のトラルである。 1 またるのでのよったが計算が変更のトラルである。 1 まためのでのまで表がまたないものは、一般影像性自転車の形式を必要な多が、1 体系 1 またまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないま	R CK
19	令和6年6月24日	令和8年7月19日	AIを活用した事検索 務効事化	自動車がノーマル状態からカスタマ イズされているか否かをAIにより判 定することを認める	車域には自動車検査員の国家資格が必要ですが、その意刻において最重視されるのは不具合を思っけることではなく、 製造時から返達されているかを見なことで、自動車は監工指定を受けて製造された時点で、国工交通をシーカーに も第2節に比べ自衆に開発化とおないます。 したい、ユーザーブリー・そを変更しておいば、その変を無限しなければおけません。かっては一選押す やロゴで車庫に見分けることができました。しかし、近年は選手を色別った力・地工部品、検査を観して報告を基でされています。 「保安基金を4 で増加して収えることが開業ですが、実際と大量にプーマル・シーンがを見なければれば、北京とは 「保安基金を4 で増加して収えることが開業ですが、実際と大量にプーマル・シーンがを見なければれば、北京とは 「保安基金を4 で増加して収えることが開業ですが、実際と大きとしています。お客美は不力、長期でウチネー記は自動 対象を含せて増加して収えることが開業ですが、実際とおきます。これ により検査員の負担は激減し、安全性の確認とお客様への丁率な設明に集中できます。これ により検査員の負担は激減し、安全性の確認とお客様への丁率な設明に集中できます。	個人	国土交通省	の車線において、自動車部品が変更されているか否かについては、検査者が構造・装置等の保安基準への 活合性とそれを和機能している側において、提取時により延駆しています。 の出験を変の点側において自動車部品の変更を複数した場合は、は終自動車部品の変更が影響を及ぼす 保安基準について、技術的な要件等への適合性に係る検査を実施することとなります。	道路運送車両法第62 条		○確認時の参考としてAIAと活用することは制度されていないことから、自動車検査員としてより正確性の高い 東側の選市が担急される場合においては、従来の確認作業に加えAIと活用していただいて問題こでいませ ん。 のなお、視認等による検査が困難な電子制御装置については、機能機持確認等を確実に実施するため、令 和8年10月より、スキャンツールを活用したOBD検査を開始するところです。	
20	令和6年6月24日	令和6年7月19日	登録免許税還付請 求所様式の統一、オ	る。/ その請求方法の規定は数令 に委任され、名名官の選付請求書 様式にはもれなく根拠条項が記載さ れているから、これは施行令31条2 項2号から号か分からん)として必要 なのだろう。/ たとえば厚生労働省 は「登銭免許技法第31条第1項の 規定による通知をするよう上記によ い情女する、レナスの「231」 : 注答	ー手続であるにもかかわらず、根拠泉溝が異なるのか?/申請人が処分庁に対して巡付請求書を提出すれば、申請内 密が特定される限りで退付請求内容は36らかであって、そこまで書かせる必要はない。/特許庁の様式では「登積受許 税法部3条の規定に基づき」ではがらている。 をは、他のでは、一部では、1500年のでは、1500年のでは、1500年のでは、1500年のでは、1500年のでは、1500年のでは、1500年のでは、1500年のでは、1500年のでは、1500年のでは、1500年のでは、1500年のでは、1500年のの場合では、1500年のの場合では、1500年のの場合では、1500年のでは、1	商業登記 ゲンロン	デジタル庁財務省	現状、省庁領断の手続に係る統一サイトは設けられておりません。	tri.	その他	政府ウェブサイトにおいて、情報発信力の向上支援を行っており、ご意見については参考にさせていただきます。	ε

쯌문	所管省庁への		担实表示	担実の見ばから京	- 根本TB-4 - 提案	-r or do		所管省庁の	検討結果	Ę.	ワーキング・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省	i/T -	制度の現状 該当法令等	寿 対応の 分類	対応の概要	一 ブにおけ る処理方 針
21	令和6年6月24日	令和6年7月19日	商工会:商工会議所 の一元化等の組織 再編の円滑化	ること。 農協等と同様に商工会・商工会議 所が一般社団法人に組織変更する ための措置について検討すること。 平成20年の「中小企業の支援体制 のあり方等に関する検討会中間とり まため、仕事のに、と3個会まかの まため、仕事のに、と3個会まかの	南工会・高工会議所は市街村の区域に一に環り独立できるものとれているが、設材、市内に複数の南工会・高工会議所が停立している状況にある。これは、南工会と南工会議所の合物規定がないためである。 このような状況に、地方自治体の高工作改を非効率なものとしている。例えば、小規則事業を実施に基づる経営を建設 既然計画や事業施力能で支援計画について、同一市内の総計であるに表別が、市、西土会市工会議所、それぞれと核 安の計画を作せ作成しなければいけない場。 このような非効率を止していくから、加工会と南工会議所の合併を可能にするための措置について統計することが必要 また、南工会・南工会議所は地方自治体からの相談物を体存をが高く、地方自治体の財産に温を設していることが必要 また、高工会・南工会議所は地方自治体からの相談を依存をが高く、地方自治体の財産に温を設していることが、対機調再 継が必要である。に、地方自治体がありる時間を依存をが高く、地方自治体の財産に温を設していることが必要 また、高工会・南工会議所にから自治が会体である。地方自然が、地域の高工会会が長して不見したいという南工会会の 会議所にあるのであれば、一般社団法人への組織変更(完全自主制度化・皮室化)と認め、組織再編が月末に送るよかよう にすってきるのであれば、一般社団法人への組織変更(完全自主制度化・皮室化)と述り、組織再編が月末に成るよりよう。 あるため、一ドルとなっている。同といまとかは表現方針ではなく、患力自治体の一部と対するものではないことを明らか にしてもらから、一ドルとなっている。同といまとかは表現方針ではなく、患力自治体の一部と対するものではないことを明らか にしてもらから、一年の全は一般なの一部と対しませない。また自治体の一部と対するものではないことを明らか	经济产業	Kar L	商工会同士及び商工会議所同士の合併については、商工会法及び商工会議所法において合併に係る権利 機関の承継が規定されていますが、商工会と商工会議所の合併については、そのような法的指置は取られて 商工会法第44条、5 がよ、商工会法では、組織変更に関する規定がないため、他法人へ組織変更する手続は定められておりませ で52条の2	2条 対応不可	高工会・高工会議所の合併については、平成が年の「中小会集の支援体制のあり方等に関する検討会中間 とりまとめて示された方針を指定え、同団体において、引き機合地域の実情や求められる役割を指案になが ら事を延満等の3歳値で構造が自主がに送められていてこが重要からなら考えています。 また、高工会は、8位の内部工業 少級実際目を持ってきる地域の飲む合経支配で、国民投済の確全な実際 に寄与すること、南工会議所は、地区内における西工業の飲合的な工程と改革の要達を切り、実体で社会・総の場合の場合の場合の基本のでは、大きなこと、を制定しております。同様なども責任権であるのの。実施団体となる はまた、高工会議所と無工会の合併等に関する研究はありますんが、市野村合併に伴い、一つの団体が解 技術、もか一の団体が解放した場合にと関するの合作等に変するための定数変更を行うことで、事実上、合併と同様の体制見直しが行われた例はあります。	e o
22	令和6年6月24日	令和6年7月19日	投票所入場券の全 面電子化(マイナン バーカードによる認 証への置き換え)	国政選学及び地方選挙の際、対画 対震所において復都を行うための 投震所入場参を重す化し、マイ・ ボータル総由で応和したと選挙 人名簿との安全をマイナカードのの が個人と認定基準によるが製造による することを検討したと思いました。 現在でも、入場等を紛失した場合に は一定の分別を呼によりよ人構造 他一一による影話を原則とする趣 都の入場巻を楽したとで、マイナ カードによる影話を原則とする趣 習	各地の運管においては、選挙に際して投票所入場券を作成し、各戸に搬送することにより、期日前投票及び選挙当日の 選挙人名簿との安合作業を行なっているが、これを全面的に電子化することにより、全国運管における人場券件或費用 の用述が場合できる。 また、現在のところ、会示から、場券が到達するまでには、無送の都会上、人により2~3日程度の時間差が生じ、その 間が 選集が向かったことが明本である。しかし、入場券を電子化すれば、よりフレキンブルに投票が可能となり、 関係によってイナンバーカードの取得率・利用率向上にも貢献することが見込まれる。	総務省		設業所入場券は投票時における選挙人の整理及び確認等の迅速化のほか、投票所の場所及び投票時間の 開助等に3条件があられのとして、公職選挙法施行令(領和25年政令第89号)第31条第1項の規定に基づ たる基準管理等最少交付しているとので、で、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書館の また、表票所入場券が振いていない場合においてで、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認書館の 第31条第1項	(昭 分) 対応不可	投票所入場券は投票時における選挙人の整理及び確認等の迅速化のほか、投票所の場所及以投票時間の 周知等に効果があるものであるところ、マイナンバーカードを取得していない方やマイナポータルの操作が関 しい方がいる中で、板の投票所入場券を廃止することは難しいと考えております。	
23	令和6年6月24日	令和6年7月19日	一般用度業品の販売50分割に 医薬 売50分割に 医薬 部外品への移行に ついて	ケーションを推進し生活者の利便性	・第3類医素品は保健衛生上のリスクが比較的低い一般用度素品とされており、実態として第3類医素品における副作用 等容は、場めてかないとの報告がある。(参考、今部5年11月30日第10回医薬品の販売制度に関する統計を資料+2) 等容格が第3回数素品と使用する態。実施として資格信息計することなべ得意が入れるケースが大平さある。現在、 販売時の契格者間からの環体が増議されているが、設付の第5項医素品は、日本生活に支援を多す程度の副作用が失 主が自動品はまたいとされている。 技術の国と手でが変形を変形を表現とまた。 一次では多す程度の副作用が失 ・ 一般 は、100円のようないとされている。 大橋の回路手が下板を示しており、日本、 ・ 一般 は、100円のようないとなっている。 大橋の田田子は、日本では、日本の本のは、日本の本のは、日本の本のは、 ・ 一般 に表現のあるコンピニエンスネトアでの第3回医素品を売業機能して一般用度素品を体の約2回となっており、日本 で表現のあるコンピニエンスネトアでの第3回医素品を売業機能は一般用度素品を体の約2回となっており、目本 「経済をひとない」のとかいこれを対して、100円である。 「本の本のない。 ・ 「表現の手」なるのと考える。 ・ 「表現の手」なるのと考える。 ・ 「変させなの理象を第一に、「別人等・版本者双方が分かりやすく変効性のある」版表にない、 を選集の多性ないものは変素の外品への移行をして、国性がより医素品にアクセスしやすい環境を表していただきたい。	団 コネヤ・戸生労働	動者 さき	展業品、医療機能 自責、有効性及び学 性の経験制に関する はよの身体の構造・機能に影響を及ぼすことが目的とされているもの及び人の疾病の治療・予防に使用される によの身体の構造・機能に影響を及ぼすことが目的とされているもののうち厚生労働大臣が定かるもので あって、人体に対する作用が緩和なものといい、成分及び使用方法を設まえ物定しており、原生労働大臣が 基本を定めて指定するものを除き、品目ことに製造販売業者からの申請を受けて審査・承認しています。 は、必要した。 の規定による利用 での提供による利用 での選集による利用 の選集による利用 の業と利用 の業を利用 の業を利用 の業と利用 の業を利用 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	全 5 5 5 5 9 6 9 6 9 6 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	令和5年4月に「悪薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第二項第三 等の規定によって等な方衡に反の信定する機器がある。(半様 2 1 年度生力機能を示意 2 5 年を主 地震の通常・報告のに使われて必要を対象となると、 を対象した。 では、自然を対象した。 (1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
24	令和6年7月19日	令和6年9月17日	ミニカー登録のミニ EVにて3名集業の規 制板和のご提案	カーにおいて、大人2人、もしくは大 人1名 +子供2名の乗車の規制緩和 ごご提案いたします。脱炭素社会の 実現に向け、ミニEVの活用の場を ひろげ、過疎地での公共交通の減 少やガソリンスタントの廃果に伴 い、自宅で終電可能なセカンドカー	議在の3二か一機格(第一種運動機付自転募登録)では季素人数は一人となっております。同様のサイズ、同様の駆動機 機を持ちた、2階EVの場合、3名を裏が可能です。フルボディーの4種面が1名を裏すて、意実のついたりにールンドルの時 に少が3名乗車両があれば、より受金が成べ、同期のかけら4種の3三かーから後妻の2世の技术といわなのでしょう か?3一ついた中国では5人乗り上して販売なれており、なおかつ。一部の3一ついたでは16のの表別な分にで投降返納 可能の乗り物として認可いただされていると問いたけます。3年までもとし、6年でで国産などニカー登録の3三世と43名乗「付いは一 可能の実別をして認可いただされい、大き大でおります。5年まつ日末よりご議を構えて来るの画館のご大能などは入集り また。 であれば最小を指しまない。またがカリンスタンドの機能が増える中、地域の元素が高さればいなど、2個実分でおります。 地方のまた交易が必須としたの表すたよう。ただされ、またカリンスタンドの機能が得るも中、地域の元素が高高値を見してもった活用いただされて起います。1周の中午れたら前後に乗せて走る電動自転車を見ると大変な危険性を想じざるを得ません。 是非ともご検討をお願い申し上げます。	商会智工土交通	1 1 1 1 1 1	(豊新庁) 温商交通法第37条第1項は、東国の運転者は、当該車間について改令で定める乗車人員の制限を超えて 選商交通法第37条第1項は、東国の運転者は、当該車間について改令で定める乗車人員の制限を超えて 乗車をさせ、東国を書組してはなっない皆を発見してより、同業に基づき、道路交通法第17条第22条第1号に (総元交通者) 温商交通法第200年 (1995年	秦 (昭) 別第 和耶 安省第 安	【警察行】 制度の現状のとおり、ミニカーの乗車交員は1人とされているところ、その趣旨は、排英量の低い車等に2人以上が集事すると、十分な走行性能を確保できて、又通の安全と円満に支端を返出するされがあらためです。 す。これを得まると、ミカーの乗車交員を担保できて、又通の安全に円満に支端を返出するされがあらためです。 がなまで性能を確保できて、交通の安全に円満に支援でありませた。これでは、なりませんが多くためには、そのように基を基準に必要となるの実化が支が開からません。というには、東京を制度が表現した。「おります」とは、日本の大学を行動を表現している。「全国をおけることで、事体の安全が環境されることが必要してかります。」とは、日本の安全の環境が環境されることが必要してかります。 以上を請求えることの人が以上の原産を構造、かっ、保室の最近に基金ではある。ことで東体の安全の環境が構設された。「単一の大学で、文章の安全が北上海域にこみ以上を集まさせるとで、東体の安全が環境されることが参与しています。」 以上を請求えることの人が以上の基金では、一般では、日本の大学で、文章の安全が成立している。「本の大学で、文章の安全が成立している」とを集ませた。「大学で、大学の安全とは、日本の大学で、大学の安全というにより、「大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	産. さ全夫 質功 い

番号	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省		所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
田石	検討要請日	凹合取りまとめ口	佐米争坝	従来の共体的内容	建	別官官	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
25	令和6年7月19日	令和6年8月20日	キャッシュレスと手数料	キャッシュレス決済の手数料に徹息 を設ける。	キャッシュレス化を推し進めていらっしかいますが、それに使用されるサービスの全でで3%~5以ほどの手数料を店舗側が 支払うこととなっており、これが大変な負担となっています。 その店舗側がキャッシュレス決済の限のみ手数はと上乗せする、もしくは現金であれば値引きする、と言った対策をとるこ 信号表されます。これかに表慮が満まると一郎チャッシュレス化は進みません。 キャッシュレス化しなくても見いと言うならそれで一向に満かないのですが、あくまでキャッシュレス化を望むのであれば、 手数料やサービス提供者側の独占的立場の監用には目を光らせておいた方が良いのではと思います。	経済産業金融庁	【総済産業者】 クレジッカード決済サービスの利用に係る手数料は、店舗と決済事業者間の契約で定める事項であるため、 クレジッカード決済の手数料を接続する動程はありません。 (金融庁) 資金整額業者、耐払式支払手段発行者が提供するORコード決済、電子マネー決済に係る手数料は、店舗 決済事業者間の契約で定める事項であるため、上版を規制する制度はありません。	無しその他	超済産業会 1 超済産業会 2 超済産業会 2 が企業の大学を選手で開発した。 (1920年) ・ 1930年) ・ 1930年 (1932年)	
26	令和6年7月19日	令和8年8月20日	240427ST41[2/3]/ 収入印紙の払戻しを 認める	た収入印紙は払戻しできないらし、 い、イモの一方で「税務署では、契 約書や領収書などの印紙税の課務 文書に誤って過大に収入印紙を訪 り付けてはまったような場合には、 通誤納金として週付を行っていま す」とあり、課税文書に収入印紙を 多く貼れば退付されるとある。//こ れって矛盾してませんか?/間 達って収入の紙を登れ、「オキ金針」	一国が負担する太っ度。/ 平成17年まで利息の1円来流を切り上げていた郵便貯金は高利回りの要技とされていたけれ ど、収入印版の選付手機を成化上が立とが可能である。/ 建設文書だけでなく。整定時の受付手機では申請書は不確 があっても必可能を発化を制できて乗車が発現。商業の機の認用したの支付をは直に上記われたり収入印刷に、項目 に対しているように、第一次では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	財務省報務省	収入印紙は各種の手数料等を納付するための手段として発行されているものであり、仮に拡展しを認めた場合、このような収入印紙未来の役割を超えて返金の手段として用いられる恐れがあることなどから、現在収入印版の3度には認めていません。 である 収入印刷場所 新ま式の支援・長代するも高品券やブリベイドカード等についても、同様の理由から原料、私民しは認かられていないものよ者地しております。 である 投入事業を表が表す。 は、他の10年間によった。 日本税と計算を表の表別によった。 印本税とびき競争時代にある過熱的金を選付する制度ですが、印紙税・管盤を持む、展示す、現所である過熱的金を出く当会には、原則、金銭による逐付を行うこととされており、収入印紙でのものの拡展したは連書が異なるものです。	里里代印稿の元りさは	制度の限状器に記載のとおりです。	
28	令和6年7月19日	令和6年8月20日	パワハラ要件の追加	は、(1)身体的な攻撃、(2)精神的な攻撃、(3)人間関係からの切り着 し、(4)過大な要求、(5)過小な要求、(6)個の侵害、という6類型にな	他の従業員に対しては適当かつ曖昧に適用している労働法や就業規則を、目を付けた特定の従業員にのみ強制的に適用し、金項目を観守させることは明らかに不自然である。労働法や就業規則は、雇用されているすべての労働者に強制適用 用土丸るものであり、『の人にだけ任意で適用される類いのルールではないはずである。	厚生労働	・職場におけるパワーハラスメントについては、労働施策総合指達法において、事業主に対し、労働者からが 相談に応し、適切に対応するために必要な体制の重備その他の原用管理と必要な指数を調することを裁例 付けています。なお、影場におけるパワーハラスメントは、影場において行われる、(別差地がは関係を背景と した意動、定義化と参かつ理由を設置を終えため、の労働者の政策運動で書きれるものの 375 を立てきまいずのも、います。)、の場所をあるのは関係となって、の労働者の政策を対して、(有体的な文庫、公司特別な文庫、以関係はからの対し、(過去文章、公司・公室・名間の議定して、(の場合を示しておりますが、個別の事本の状況を見によって相断が異なる場合もあり得ること、上記の側は限 列挙ではないこと十分に需要し、再生が役置する情報となっては、広く相談に対応するなど、適切 な対応を行うようにすることが必要である旨を明示しています。	・ 予報報等の混合的が、 接着型は一次物を初度 進力を対象を研究 生活の光度等に関す に近常が必要を開発 に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	パワーハラスメント防止指針にお示ししている6額型は、あくまで、職場におけるパワーハラスメントの状況は多様である中で、代表的な言葉の問型としてお示ししたものであり、個別の事業の対応については、個別の事業の対応については、低別の場所が設置する指数のにおいては、代籍に対応してものでは、というなど、一般の対応を対しているとことが、に、信頼に対応すると、他のながなどでもうます。 下を表しているとことが、に、信頼に対応すると、他のながなどでもうます。というなどは、いるというなどものというなどは、は、他の表し、一般を表しました。原用を理しの計画等について労働者と事業をとの際に給からある場合をは、には、都定所労労働のによいて、場所を実施しているというなどのでは、の表に対応・計算等を実施しているところで、おきない。というなどのでは、必要ながあれば、必要ながある。 は、必要ながある。 は、必要ながある。 連所有労働局等に対応、機能を対応といるところで、非常は、都定所労労働局層、用環境、均等部(室)や各都 連所有労働局等に設置されている総合労働相談コーナーにご相談(ださい。	B
29	令和6年7月19日	令和6年8月20日	240504ST43[1/3]登 記申請中に証明書 受発行する場合は必 員責定理論正をとない 念書を提出させる	か?/不動産登記では、補正の前 後で原因事実の同一性が維持され ていなければ、補正」ではないとか ナントカ。/これに対して商業登記 は「登記原因証明」という概念がな	編変更度能申請終の日付で変更所の発剤について証明をすることになる。/不規則な高不の提案にこのリスケ告指生 にかに延期等長分下できる。全世紀で中華目から発展です「日に変更するよう求からかったのもか、送客省は制度の 不満年形のながらも、「今後、希後は今毎の改正とを前する影のを導えさせていたださまず」日間ののみて理論が立場明 の場合となった。 はかいとなっての自己を表現します。 はかいとなっての自己を表現しませる。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっています。 はかいとなっていまっています。 はないといきない。 はないといきない。 はないといきない。 はないといきないといきない。 はないといきない。 はないといきないといきないといきないといきない。 はないといきないといきないといきない。 はないといきないといきないといきないといます。 はないといきないといきないといきないといます。 はないといきないといきないといます。 はないといきないといきないといます。 はないといきないといきないといきないといます。 はないといきないといきないといます。 はないといきないといきないといます。 はないといきないといます。 はないといきないといきないといます。 はないといきないといきないといきないといきないといきないといます。 はないといきないといきないといきないといきないといきないといきないといきないとい	法務省	意記が完了するまでの間、当該会社の印鑑証明書及び意記事項証明書の発行が明止されますが、登記 議の内容が支付の原本があった証明書の記載事項に影響を及ぼさないことが確認できるとさは、証明書の 交付が可能です。	申 商業登記法第10条、 対応不同 第12条	制度の設状のとおり、登起の申請から完了するまでの際は、登起申請の内容が証明書の記載事項に影響 を設定さない場合に限り、証明書の交付を行っており、交付後、当該証明書の記載事項に変更が生じるような 担定おはだけていません。 したがって、役員変更補正をしない含書を提出させる必要はないものと考えます。	τ

# P	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	所管省	所管省庁の検討結	₹	ワーキング・グルー
雷芍	検討要請日	回答取りまとめ日	旋杀争埧	提条の具体的内容	泛条理出	主体	所官省	制度の現状 該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
30	令和6年7月19日	令和6年8月20日	240504ST44[2/3] 接手持続の登記を 報子を登り記念 版子を登り記さ 所 を の 記さ の 部 に す を を う に う の き の き の き の き の き の き の き の き の き の	するとか、計算方法や取得条件を ダラダラ記録するとか手続ってらが	○全日から日本の実施に予報的が必えては最終が10時本の対応があり、20日後の対抗機が通常の場合は主体が必要が はおり見るのとなっては、10日後の大きない。 はおり見るののというに対している。 単立ではなく、解格予特殊の内容を分配している公布用アドレスを解客や対象の内部に大さるとど表現できる。 よいさなく、解格予特殊の内容を分配している公布用アドレスを解客や対象の内部に大さて登記することを選択できる。 よいますべきである。この方法であれば著名者が生べる機能機能に含むするとも、関連事業規制等の提出を決め れたが解析予度機がからばって撮影が高くなのは不愉快だというステープホレゲーの要型は高させる。/ また、アドレ スを整定することはか告述を行っており、これを機体を持ち続いる。	京 東登記 ゲンロン	法務省	会社法上、会社が新株予的権を発行したときは、その新株予約機の内容、数等を急配する必要があり(会社 法事がは無理が第12時、その実力性にと場合には近側は内にその自立変更整定する必要もあります。 設計表帯が最初。研究に持う変更整配については、毎月来日から2週間以内に行えば足りるとされています。 第12年、第15条第1 7、第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項 第2項	新練手料剤は、所定の条件で構成の発行を求めることができるオプションであり、その発行状況は得実的な 無式の影響化の可能性を抱るとで検生や影を投資者にとって重要が開催するらといえます。実際上、 解集予整度は対な用量で用いられて別、優高はずる場際を必要を認めました「利用されることもあ 結果を対象は対象の表テープルがダーにとって、見要な情報になり場合ものと見味いたします。 別方法は、このような解析学的を型を開催して終っ、その表情状況をを登む事業して更ないたしため、新株 予約機に係る事業を需要を整定が高外・ことは相当ではないものと思いたします。 なた。新株予修用に係る事業を需要を使用から外すことは相当ではないものと思いたします。 なた。新株予修用に係る事業になるとなった。アントと音楽を記事項にすることは、公示の確実性等の製点 から相当ではないものと思味いたします。	
31	令和6年7月19日	令和7年1月20日	2405045T45[3/3] 登出7多の代理権 不消滅事由に代理 人の合併を追加す・	のに代理権だけ消滅させても意味 がない。/この不都合を回避するた め、各種手統法には、死亡や合併 による代理権不消滅規定が設けて いる。/ところが、それら代理権不 消滅規定とも本人の死亡・合併しか 規定しておらず、代理人が合併して	*** 本学者を必要されています。 「おいます。 「おいます。 「おいまする。」 「おいまする。 「おいまする。」 「おいまする。 「おいまする。」 「おいまする。」 「おいまする。」 「おいまする。 「おいまする。」 「ないまする。」 「ないまする。」 「ないまする。」 「ないまする。」 「ないまする。」 「ないます	商業登記ゲンロン	法務省	不動産者配法第17条において、登記の申請をする者の委任による代理人の権限が消滅しない事由が個別に 不動産者配法第17条 定められています。	任意代理においては、本人と代理人との間における特別の信任関係が代理権の基礎となっていることから、 代理人である法人が合物により消滅したにもかかわらず、一律に、代理権が消滅しないとする規律を設けることは指摘です。	
32	令和6年7月19日	令和6年8月20日	県境をまたぐ廃棄物 処理(および火葬)	東京都と神奈川県の上分に並な県 東を辿り落下隔でられていない。 東京原と出資県のように・マナた。 東京原と出資県のように・マナた。 の国道(国文を)を経済を建設する。 関係の基礎自然の共同選重を可能にする。 よっては基準が出てる場所である。 とっては基準が影響である。 をと一番りに零増されているの で、併せて可能にする。	横浜市など財政規模が大きい自治体が設置するごみ提起即は、理論上ビール無も終却可能な最新級の機器となっている。利して能力をはようとした税配が少なく解放機能が入い自治体では、規制がの更新資用も工業できず各件化したものようというというというというというというというというというというというというという	個人	総務省 環集生労働	・ 選集とは子がうこといいます。 ・ 原業物処理法上、一般産業物の広域的な処理について禁止する規定はなく、近隣市町村が構成員となる ・ 地方自治法上の一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理することは可能です。 ・ 取付前度 ・ ア対応可 ・ アガル・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン・ アン	E 100 10 10 1	
33	令和6年7月19日	令和6年8月20日	車検時 -ロービー ム、ハイビームの両 方を測定する	専装時の接差項目について、ハイ ビーム測定をロービーと単定に変 更するのではなく、関方を測定する こととする	ヘッドライトは自動車に不可欠な装備です。このため、道路運送車間の保安基準には、ハイビームとロービームにそれぞ れ、無料機能や明念との基本が定められています。 成本の表現では、1985年の場合でも、ハイビームが基準適合な5車線に合格させて良いと、全国の陸運車 成本に表現を支援しています。 におは、ロービームが応渡更整が響及していなかったり、性能が低からたまです。 国主交差者はローニーム検索への変を持行を表現。また、過速度の問題に加え、この未表ではハイビーム調定 なくても良いとあります。機器が対応しないから測定しないというのよ不適切ですが、 測定出来る・ハイビーム測定を止めることは地解出来ません。ロービームとハイビームの両方で車線を行うべきです	個人	国土交通	- 「国務選送集団の保安基準において、前側灯の基準が受められており、基準適合性需素を実施する独立行 栄養等取りを 改法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)の審査事務規程により計劃方法が受められています。 「国動車技術総合機構(以下「機構」という。)の審査事務規程により計劃方法が受められています。	・「国際における計画灯の蓄楽とついては、条件時にロービームが多く開いられていること、国際的にもロービー人で発生体験をよれていること指すえ、ロービー人を集への部件を患がております。 「国られた時後と時の中で、50の裏面の当合性需要を実施する必要があることが書きると、ハビーム・ロービーム双方を計画に上婚念、機構の各種を増における1日あたりの審査可能合数が帯じる扱うし、予定とおりに業体を設定でない。専門が生ずるなどの幹書が想定されることから、ご提案の計測内容の導入は問題と考えております。	

	可管省庁への		12++-7	15.4.5.11.11.4.4	担金期内 提来				所管省庁の検討結果	₹	ワーキング・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	Ph'E	管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	ブにおけ る処理方 針
34	令和6年7月19日	令和6年9月20日	自動車整備工場の計可基準の合理化	認証整備工場の許可基準にあた リ、提内作業場の報と表行さき別別 予度、作業に予禁し、大力 を選いたが、対し、 を選いたが、 を認いたが、 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	整備工場は運輸局長の認証を受けなければなりません。許可基準には置所作業場の寸法要件が定められています。寸 法は性間で割ぎするので、作業場には社を設置できません。 しかし、作業場にリアを設置したがリップの支担は寸法需定時に無いものとされています。リフト支柱側の柱であ れば、実質的に作品に支配が無いはすです。続い支柱であっても、建物の耐震性を高め、歴代を断処にで作業環境を改 また、近年では実現書種減シーへの認定には、空間が必要になります。また、近年では実践書を選手が、 また、近年では実践書種減シーへの認定には、大が承在しません。メリコストの低い影像用テントが調整スペースと認められたならば、 大部の登場作り工場を大幅に呼せてよび出来ます。 地域の整備工場を守る為には、柔軟な運用が必要です。	国土	Ŀ交通省	- (二面動車特定整備事業の認証基準については、道路運送車間法施行規制第57条において、常時特定整備 をようえする自動能を収容することができる十分な場所を有し、かつ、安全に整備を行うための作業場寸法 等が定められています。	- C.直肠速送等高法第 80条 80条 20条 30条 30条 30条 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70 70	・II: 指案のうち、作業場寸法から作業に支援のない柱を無いものと思なすことについては、必要な作業スペースが収録できず、安全に整備を行う方えて、支援があるため服装です。 ・IIEは、大型デント内を指付作業券として認かることについては、衝突被害者級ブレーキの開墾以外の作事をアント内で行うことも変が分られ、安全に登場で行う方で、悪天検等に耐えうる十分な構造及び材質が収集されないことが懸念されます。 ・III のため、ご提案の作可基準の導入は困難と考えております。	
35	令和6年7月19日	令和6年8月20日	マイナンバーカード (スマボ福載を含む) に学生であることの 最小を記録機能を描 数字をこと	新軒級の切付をイット予約できるよ うにかり 国民に必要とされるマイナ	学割で解幹線の切符を購入するには、学製証(学校学生生意施客運賃割引証)が必要ですが、みとりの窓口に意ぼうとしても、みとりの窓口の削減の影響もあって、駅によっては長蛇の列になっていて、締めるケースがあるようです。一部の自動参与悪人はども自動参手機、みどの参手機プラスと起ってもあってます。 前部 はは利用できないとも多いと思います。 一番人学製証(学科学生生徒販客運賃削引証)という関係(日本国有鉄運時代から総ぐアナロ/規制が残っているため、これをデジタル化することで関長に必要とされるマイナンバーカードになっていくと思います。	文部出土	8科学省 上交通省	学校学生生徒施客運賃割引(以下「学剤」という。)は、旅客鉄温株式会社(JR各社)が指定した学校の生徒・学生の協客鉄温株式会社(JR各社)の業生中ロド連100中ロメールと起える区間停棄事する際に、運賃が割りに公局でから、別客客製品制に変した。)を対象制に変した。)を対象制に変した。 (東方が別に公局でありため、) 第名客製品制に変した。 (東京が別に公局でありため、) 第名客製品制に変した。 (東京が別に公局でありため、) 第名を製造した。 (東京が別に公局でありため、) 第名を設した。 (東京が別に公局であるとめ、以下の目的をもって設計する。)を設けます。 (東京が下めを設けると述めたらめを、) 18年間、一般となっております。 (19年間、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		本制度は学生・生使の自由な権利として使用することを影響としたものではなく、毎学上の経済的負担を指 減し、学校者の展展に書きすることを目的としており、旅客を追進状立針から産業分加と以来別している 定すす。加速が起来と、急学技による経過にいては、原用目的の選手にやった年間かり込を上で 本制の選毛の妻・考えますが、学生等の利性性を図るため、原常装造器式会社で定められている学制証の イイナンバークーの活用をきまか、影客鉄道株式会社及び(後)日本学生支援機構と学制証の取扱いていて協議させていただきます。	
36	令和6年7月19日	令和6年8月20日	マイナン/にカード ・心自動薬器を免許 並での本人を選手的に がますることを必須 にすること	参画の目視機器だけで本人確認す ることにより、発達マイナンバーカー 下空金銭的な破断を止ているもの、本人構態は参画の目標機能だ の、本人構態は参画の目標機能だけでする。 プロイン、プローバー構能されたい。 別にすることが、機能することを必 別にすること。	規制が適用として機械されているため、犯罪者に應用される社会になっています。 せっかくの IC カードですから、IC チップ の電子的な検証を必須にしていただきたいです。 個人	警務がジ		金融機関係の特定事業者は、顧客等との間で口座開設等の特定取引を行うに際しては、当該職客等の本人特定事項(名名、住居及び生年月日)等の確認を行わなければならないこととされています。 また、携帯電送事業者も、契約の相手方の本人特定事項(金、住居及び生年月日)等の確認を行わなければならないこととされています。 これらの確認の大法として、マイナンバーカード、運転免許証等の本人確認業費の提示を受ける方法が規定されていますが、提示に加えて当該書類に組み込まれたIOチップ情報を読み取る方法は規定されていません。	犯罪による収益の移転 が上に関する法律(中) 第 を対しては、他(中) 第 を有 第1 法、を収益の分解 を対しては、他(中) 第 を対しては、他(中) 第 を対しては、他(中) 第 を対しては、他(中) 第 を対しては、他(中) 第 を対しては、他(中) 第 を対しては、他(中) 第 を対して、他(中) 第 を対して をがして、他(中) をがして をがして をがして	「国民を許潔から守るための総合対策」(令和8年8月18日犯罪対策関係金舗決定)及び「デジタル社会の 実現に同けた重点計画」(令和8年8月21日期間決定)において、対面でもマイナンバーカート等ののチング 情報の設計の対象の改立及近外指導を指す工利用防止があれる認定に対して最終付ける。」とされたことも まえ、既に関係者行動で当該義務付けに同けた情景を進めているところです。 具体的な時期は未定ですが、関係法令の改正内容について早期に結論が得られるよう。引き続き検討を のてまいります。	

番号	所管省庁への		提案事項	担実の見ため中央	提案理由 提案	Er da	* /b = +		所管省庁の検討結果	₹	ワーキング・グルー
借写	検討要請日	回答取りまとめ日	灰余争坝	提案の具体的内容	主体	所官	省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
37	令和6年7月19日	令和6年8月20日	個人住民税の普通 徴収のデジタル化 推進すること	個人住民級の普遍際級が郵送での 参列をたっているので、デジタル化 であれただこの改善が見込まれる と思います。	個人事業主や個人投資率などは個人住民税が普通機関になっていると思いますが、 (1) 個人住民税が建築的の場合、何も制送されてない。 (2) 個人住民税に選付がある場合、対象者には通過給金選付(党曲)通知書が郵送されるが、入金用の銀行口産が未登録の場合、第4 前回に 万返ますると使して入金される いう特殊があると思います。新に、新送されてこれいのそ不要に思って問い合わせすると、システムへの入り遅れが参 個人という物理があると思います。新に、新送されてはいのそ不要に思って問い合わせすると、システムへの入り遅れが参 個人という意思していたい。ことの立即を命書の入りまっており取り取ります。からいことなのに進捗状況が分からず、デジタル化してほしいと思っています。 このようなアナログ運用が残っているのは、書類の作成や郵送などの作業で、役所・役職の負担になっている曲もあると思います。企業を数は混とに対に、個人住民税混付用口服を登録する必要があるなど、頻繁な印象があります。必要するの両に会談がなども、	総務省	省	左記の提案理由に記載のとおり、納税通知書等については、現在、書面により通知されています。	地方税法 ・注度45条 ・注度31条内2 信度31条内2 内21条内2 大行政の推進等に関 ・注度7条	納収通知書等については、現在、納税者等からの求めに応じてeLTAX及びマイナポータルを活用して電子的 に遂付する仕組みの導入に向けた取組を進めているところです。	1
38	令和6年7月19日	令和6年8月20日	自動車を録手数料のダイナミックプラ・シング化	自動車の名骸変更、一時抹消手数 材を月ごとの実費から定める。	自動車の一時技術登録は自動車税課税の影響で3月に集中します。他にも年度まの影響から2.3月は販売、事務が集中 しています。従業員は登録室口で長時間待たはければならず、京業に無駄なお間です。登録事務所はこの時期に臨時職 員を整っていますが、その原質は通年で一律の手数料です。高速道路でも効果を上げているように、混雑期の料金額上 けは効果があります。	国土	交通省	自動車登録手数料については、道路運送車両法第102条第1項に基づき、実質を勘案して道路運送車両法 関係手数料令第1条で定められています。	道路建造单层法(阳和 2005年) 項,进路建 边東部建筑体平数群 中间接加坡板带 2006年) 項,提路建 之東部建筑体平数群 2006年) 第1条	○ 国土交通者としては、オンライン申請である「自動事項者関係手続のワンストップサービス(OSS)」を推進し、連載支援等における特も時間の保証や活動権制制に取り組んでいるところです。加えて、争和30年 月からに電子事業を導入し、一部の登録手軽や、無機技術(職場)における電子事業 延の東原手様を連載支援等には関せずた行うことができる記録事業者代す前度を開始しています。 ○ 世界の見上に自動車を最も実験が変更めるゲイナンファライン・グラスルに集合、更関する手製料に対応するためのンステム改修が必要となり、その表質については全ての申請者にこ負担しただく可能性があります。ためのシステム改修が必要となり、その表質については全ての申請者にこ負担しただく可能性がよります。また、「自動事業を指定といる問題事業者における発展形式との事業等、他方をひらら自動事が利益を対象がよりにことない。実施を持定となるない方が多いことから異性限となっており、優に、悪化側に対応していることが、事業の事業をしてきる場合とありませた。なない方が多いことから異性限となっており、優に、悪化側に対応しているない方が多いことから異性限となっており、優に、悪化側に対応しているない方が多いことから異性限となっており、優に、悪化側に対応しています。とは、東北側の主要なが適度と対したいたりませた。または、力きをせてきる年がい方にとっては、再発を見ますインセンティブにはなず、さらに、実施用の手業が必適度ないよったが多いでは、または、力きを対しませた。または、力きを表しましまります。	44
39	令和6年7月19日	令和7年1月20日	240511ST48[3/3] 前通知の方書追加 に添付書形成 付け、虚偽の移転 配を職権抹消する	所有権移転登記申請で登記機別 報の提供がない場合、登記部が登 記さ機入の登記時から位所に乗換し の本人概認がけわれる。全差2 ムの生所は関いとなどを展現の とかりに対しませるに対して とかりに対しませるに対して とかりに対しませるに対して とかりに対しませるに対して の本人概要が とかりに対しませるに対して の本人概要が かを表現の特別に対した。 の本人概要が の本人がを表現の がを表現の表現の表現の を表現の表現の表現の を表現の表現の表現の を表現の表現の を表現を を表現の	書から連邦を開催しても対抗力はない、/ 連務省時でも「街に、豊原名権人でない勢が他人になりすまして不正な登起を したしても、その登起は最初であり、その予高は変形となります。という、では、奥林なを配名者、はどのようにしてこ の無効な登むを挟却するのかっ / を11 年の間様は単一が表して、当該登回を開発することになるがした。 登場では、 お贈っはい、イマッカ、製料所では、有性表の単一は、12 後週を回り着することになるがした。 製料を おばならないというのは、一般人にとって容易ではない、/ 発料所がからかたんが所有検技用・ケックに用意するさらいい。 ゲップですけど、スつのフスは、影響等の中心にはで振う変更を20 本稿にするものに、乗物時得の可能の開業や特殊と 明書が不実であることによる、「任所と氏るでしか確認していない、権権が扱い付金手段であるのに、手様がエルッチぎませ かかっ / 方海中には住所接到第一条の特定を要件とずるできる。 イモの上でもの変しまして、主体がエルッチぎませ かかっ / 方海中には住所接到第一条の対象を要件とずるできる。 イモルでは、一様がエルッチぎませ は、から、 / 表したとの変した。 / 表したとでは、一様がエルッチぎませ は、から、 / 表したとの変したとは、、 表したと、 表したとのでは一様を記述して申し は、形命で、発音が平衡高速が高が大きが関金とていたことを確認したととさは、、 画権で当該登をを注集するとか。ティ	記法務分	省	事前連加は、急起記録上の登記名職人の住所地に宛てて、登記名職人が自然人であるとさは本人限定受取 部部・上海経されます。 1888年 - 北海線の発見した申請人の住所に、親えば「何アバート内」又は「何某方」と付記して事前通知書を 通付されたい旨の申出があったときは、その申出に応じて差し支えないとされています。	不動意意記其次及表 2012年2月 2月 2日	期提案は、事前通知意の現て先について不正な申出をすることで、登記名義人以外の同性同名の者が本人 になりずまして事前通知への回答を行い、不正な登記をすることが容易にできることを前提とするものと解さ れます。 しかし、登記申請において、申請人は、服務な本人復認が合れ、事前通知立りして申請の内容が異文である 習の申記せする際にも優和なよ人確認がされることになります。 のように、未以外の者がなりすまして事前最多への副答をすることがないよう、服務な指置が強じられて いますので、即提案は新規しおいて事業順認があります。	
40	令和6年7月19日	令和8年8月20日	商工会のガバナン 改善のだめの員外 証事の解禁	南工会の整率について、会員以外 スの要す。(企)総会計士など)と選任 地方自分に表示の容子項による数 地方自分に表示の容子項によるが も可能がある。 も可能がも も可能がを も可能がを も可能がを も可能がを も可能がを も可能がを も可能がを も可能がを も可能がを も可能がを も可能がを も可能がを も可能がを も可能が。 も可能がを も可能を も も も も も も も も も も も も も も も も も も も	高工会は会員の中からしか要率を選任することができず、公認会計士などの専門家を員外整率として選任することができない。また、外郷家金の郷をなびい。 また、外郷家金の郷をなびい。 は回路会などの他の中心を整成やで認められている員外監事報度もおいのは、「公約団体」「特別認可法人」である高工会として関ビるもし不平等だ。また、一般社団法人、一般財団法人であり、規模の大きならいは会計整査人の設置が模 器付けられているたが、力パナンスを開催の第二章とは全の関係としての信頼をよっては多わされるから、 にのため、恵工会についても員外監事を解禁し、ガバナンス改善に取り組めるようにし、社会からの信頼回復を図れるよう にとしてけれなからか。 長外監事の解析が急には無理だとしても、分多監を実現前するとと考えてほしい。 最外監事の解析が急には無理だとしても、分多監を実現前するとと考えてほしい。 最大監事の解析が急には海里だとしても、分多監を実現前するとと考えてほしい。 の下され、この際にガバナンス間についても選を受け、体制がベーナが生場合は、場前の全の文付を招えるなどと することがあるが、この際にガバナンス型についても選を受け、体制がベーナが生場合は、場前を向びでは受けるとながあっている。 第二章と言葉のか不過なな報告や報酬的のネエ受格が相談ない事。真正会のガバナンスを改善することで、地域の小規模 季素名も安らでき、経営指導の実効性もあかっていき、日本経済の先表に寄みする。	经济6		(経済産業省) 原工会法院が発音が描いて「商工会に、役員として、・・・(中等)・・・整事二人以内を要く、上定めており、第 の実施が加いて「役員は、会員(法人にあってはその役職員)が必託することとれていることか ・・、商工条の監督は会員(法人にあってはその役職員)が必託することとれています。 (世界省) 地方自治法(衛和22年法律第3の号)第3 地方自治法(衛和22年法律第3の号)第3 電池書から入土団は、の妻の妻をがあるととりは、「高装音楽は大力、公共団体が増加等等の設定的情報を与えているしの心能をの他の事務の執行で当該財政的援助、係るものを監査することができる上走められていま - 当該監査は、公金の適正な支出を保障することを目的としています。	【経済企業者】 (経済企業 第 で の地 に総務者) 場工会主 での地 地方和設法第百九十 に総務省) 本元和設法第百九十 に終務 (【経済産業者】 「経済産業者】 「経済産業者」 「経済産業者」 「経済産業者」 「経済産業者」 「経済産業者」 「大きないる。 「ないるいるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるない	

番号	所管省庁への		提案事項	担実の見せが中京	提案理由 提案		do atte	į	所管省庁の様	討結果		ワーキング・グルー
借写	検討要請日	回答取りまとめ日	旋条争坝	提案の具体的内容	定条理由主体	HTE	省庁 ——	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
41	令和6年7月19日	令和6年9月17日	原動機付き自転車ミニンが一登録のミニEV 一が一登録のミニEV 名、千供2名の規制 軽和のご提案	第一種原動機付自転車登録の4輪 ミニカーにおいて、大人2名、もしく は大人1名、千世名の東華の貨機 緩和のご指案を申し上げます。 はまでに2人乗事をして認かられた。 はまでに2人乗事をして認かられた。 はまでに2人乗事として認かられた。 はまでに2人乗事として6番で れればた考えます。自むでも能電可 数なセカンドカーしての利用増生 し、香温季用車の電気自動車に対 する活用の運気自動車に対 なればと思います。	現在のミニカー技術(第一種運動機付き自転車登録)では、乗車人数は1名となっておりますが、同様のサイズ、同様の顕動機像を持った。端壁への場合、34乗車が可能です。 単板のポール・レドルの発展が必要率でありませた。フルパディー(関サイドにドウ付き)の4輪車のほうがより安 単板のポール・レドルの影響が必要率であり、90ではないではよかで。 コーカットではするものカラオリーにより、参加を関するであり、参加を動物などの足しても活用されております。 環境にやそして、自宅の10の22選でも元後可能で、一般の光電で約0~50kmの走行が可能で、なおかつ最高さも参加を 地方の公共交通が撤退する中、またがソリンスタン・4の原金が増える中、地域の元気が高等の足として活用されたと 地方の公共交通が撤退する中、またがソリンスタン・4の原金が増える中、地域の元気が高速がの足として活用された。 地方の公共交通が撤退する中、またがリンスタン・4の原金が増える中、地域の元気が高端を向足として活用された。 地方の公共交通が撤退する中、またがリンスタン・6の原金が増える中、地域の元気が高速が多り足して活用しても 地方の公共交通が撤退する中、またがリンスタン・6の原金が増える中、地域の元気が高速が多した。 地方の公共交通が撤退する中、またがリンスタン・6の原金が増える中、地域の元気が高速が多した。 地方の公共交通が最近でありまたが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、	商会 警察土	: 通省 番号2	†24の個者をご参照ください。				
42	令和6年7月19日	令和6年8月20日	入管手様における添 付書類の税務署受 理印の要求機よ	入管手様(たとえば、在留資格「技術、人文知識、国際基準(あります) 筋・人文知識、国際基準度のカテゴ 員 から十万端。原始企業のカテゴ 員 の約5所体の選条数収累率の必該 投票の公式を対した。 がは、からないである。 がは、からないである。 からないである。 からないである。 からないである。 からないである。 からないである。 からないである。 かられる。 からないである。 からないである。 かられる。 なられる。 、 なられる。 なられる。 なられる。 なられる。 なられる。 なられる。 なられる。 なられる。 なられる。	外国人を雇用する企業、担当者の事務負担が軽減される。 また人を局場員の事務負担も軽減される。 個人	法務	- 削 る企 (で で が す 求 め 1 求 め 1 求 め 1	部の旅労資格について、在審議申請においてカテゴリー制を導入しており、一定の原標があると認められ、 漢字において業務に改事するとした申請については、提出資料を開新しています。 のな、主意規収の対象を行うにおいる。投資機関金等数に供売機を含すた。併成収収金計算書)の提出を でし、主意規収の設定で打つにおいる。投資機関金等数に保護を含すた。併成収金計算書)の提出を でし、まころ。当該書類が正式に受理されたものであるとの出版として、当該書類に収支和等の呼仰を ていまころ。	c i	全和7年1月から申告書等の股階間は 中の中において公金・機能されており、 中教授制的におり、利の年来までに続 について、今後の運用も恋か、検討を進め	書類の授えに収受日付印の押なっを廃止することについては 適所においても原樹しているところ。これを指案え、令和5年 総条件令べく保御課件制において提出を求めている投類関係 でいるところです。	国校 月に 書類
43	令和6年7月19日	令和6年8月20日	自動車フレーム番号の国際化	で同じ型式が認められている為、車 体番号の重複が発生している。車	自動車の産体番号は国立交通後の指導により国内モデルのか日本性額の産体番号が割り築られている。しかし、ホンダフィットとない。 フィットとない。 フィットとない。 エイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・アイン・ア	国土	自動が ことがいまた	動事の単合音号については、異なな自動制に四一の単台番号が打削されることにより自動車を特定する がべきなくなることも勢である。道路再返車両側に基づき、平断に両土交通大臣に開出しなければならな され、東名章号の順度がおしない。海原用に対します。 た、ISO規格(それと同等のJIS規格も含む。)に別ったVNの使用についても認めています。	道路運送車両法第29 条動車型式認証実施 要領 附別2	限行制度下 制度現状に記載のとおり、既に現行制度に で対応可能	こおいてもISO規格に削ったVINの使用も認めています。	
44	令和6年7月19日	令和6年8月20日	事検時のスピード メーター検査の改善	車検持のスピードメーター検査について、メーターの撮影、スキャンツー ルで、メーターの撮影、スキャンツー ルとの主動等により利定な経費を すことで、不適切な検査の余地を無 くす	保持に時間と人手をかけても危険を感じます。	国土	・口自] 速度計 に取り が選む	自動車の速度村については、道路運送車両の便安基準において、特定の速度における車両に備えられた 計の音が程と速度対抗機制による計画幅の変が所定の範囲的であることと次のでおります。 近日では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般など、一般な事業者 任した自動車検査員の責任のもと、実施することとしております。	- C道路運送車両の保 安基準の細目を定める 告示第226条 C 直路運送車両法第 94条の4	現行制度下 り、検査を正しく実施したことを示す証拠を? で対応可能 ・口なお、自動車の速度計の検査における2	1の検索については、自動車検査員の責任のもと実施すること なび自動車検査員の判断において、検査者の記録を行う等 対すことは可能です。 第十二とは可能ですが、今後の検査手法等の参考とさせ とは技術的に固難ですが、今後の検査手法等の参考とさせ	夢の性
45	令和6年7月19日	令和6年8月20日	東京都行政書士会 東京都行政書社会 外自を住所削除者 望	東京都行政書士会発行の会員証に は会員の自宅住所が記載されてい 必要性がないことと 個人情報保護 の2点から削除を希望します。	会員証を作成する上での手限が省力化され、会員の個人情報保護が強化される。 個人	総務	る行に ◆登次日ないはに ~ 金子の 金子の 金子の 金子の 金子の 金子の 金子の 金子の	記で記載する日本行政書士会連合会が発行する行政書士証無とは異なり、東京都行政書士会が発行す 員証については、東京都行政書士会が独自に発行しているものである。士会基合会は、第2項の規定 リ登録したときは当該申請者に行政書士証素を交付しなければならないとされている。 改書士法(別和26年法律等令)◆ 数30申請及りと受け、 数30申請及りと受け、 18年代政事士会連合会は、期頃の規定による登録の申請を受けた場合において、当該申請者が行政書 なる責任を得し、かつ、次の各号に当場しない者であると認めたとされ行政者士名側に登録し、当該申請 行政者士となる責任を得し、ア、メロスの各号の一に該当する者であると認めたとさは登録を括否しなけ なる責任を得し、ないたない、この基金において、登録を拒否しようとするとさは、第十八条の四に規定する資格審査会会 基づいてしなければならない。 (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	行政書士法第六条の 二 二	対応不可 都行政者士会にお伝えします。	:施しており、ご提案の内容は日本行政書士会連合会を通じて	東京

	所管省庁への		10-4-4-7	15.4.5.1111.4.4		提案		所管省庁の	検討結り	*	ワーキング・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	ブにおけ る処理方 針
46	令和6年7月19日	令和6年8月20日	警備素法に係る届 出の都述による操い について	当 業法に係る届出の郵送による提出 について、すべての届出について郵	現在、景橋を出に係る周出のうち以下の3項目についてのみ報送での提出が認められている(警視庁HPより)。 ○警備事業上の周出 ○登録書の基地の周出 ○登録書の合動性理学の書き換え申請に係る合格証明書の交付 この認定提出でさえも、事前1・申請先(接由)警察者窓口へ都送手続きの電話受付を行ってから報送する必要がある。 等機業主上、投資、変更があれば変更を終れば変更を提出する必要があるが、役員の変更が多い法人にとっては、毎回警察者へ 行べコスセは決して無常でものではない。 また、行政予報とまずいましていない。 また、行政予報と表があります。 また、行政予報と表があります。 の提出まるされている機能の事务所で記載したときに、自協国出せすべき手様上の電勢が優行されたものとする。」とあ り、到達する手段は最まされていないにも続わら了動送を認めないのは法律・条例進及ではないか。	個人	警察庁	署備業法(周和47年) 署備業法上(成る申請及び福出については、警備業法施行規則、警備員等の検定等に関する規則及び警備 員用等級責任を含む(機械管備業有管理者に係る所管等に関する規則など要備 責用等級責任を含む(機械管備業有管理者に係る所管等に関する規則で定める書類を、提由すべき影響 著条を検由するなど(機械管備業有管理者に係る所管等に関する規則で定める書類を、提由すべき影響 者をを検由するなど(機械管備業有管理者に係る所管等に関するにとされています。 署員共和報等等に関するとは機械管備業有限 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	昭 ・ 現行制度で対応可能	等機能はの認定に関する事務等については、各部道前県心安委員会の機関に属する事務として行われて は、その具体的手続けこいでは、窓口、続き等の方式で各部通前側の実際に応じて運用されております。 なお、景樹庁では、警理機の認定等機変の周囲については、窓口又は輸送で受け付けておりますので、身 指摘の投資の変更についても都送で簡出いただくことが可能です。	お御
47	令和6年8月22日	令和6年10月17日	不適合なフォグランプ使用の取り締まり	規界不良時以外のフォグランプ使用を禁止し、違反を取り締まる	フォグランブはその名のとおり温度の中で用いるべきライトであるが、不必要に点灯している専国が多数ある。結果、特に リヤフォグランプが後被専国の 世界を結げている。	: 個人	警察庁国土交通省	道路交通法(同和35年法律第105号)第02条は、車間等の使用者その他車間等の装置の整備について責任を有する者又は基配者は、その装置が当路運送車両法(同和25年法律下185号)第2章又は七れに基づく命令の投資者に定めるところに適合しないため又通の危険を生じさせ、又は他人に速度を返すされたが、通路交通法関いた。(本国等を連合して、ソは連絡しているないとと参加では、国際を通信関いた。(本国等を連合しているないとを受け、国際を通信関いた。(本国等を通信では、1852年末日本日本会をありから、前部部が11-01では、自動車の前方を振うず無度を推加させ、後部部が11-01では、自動車の前方を振うず無度を推加させ、後部部が11-01では、自動車の前方を振うず無度を推加させ、後部部が11-01では、自動車の前方を振うず無度を推加させ、後部部が11-01では、自動車の前方を振うず無度を推加させ、後部部が11-01では、自動車の前方を振うず無度を推加させ、後部部が11-01であると基準において、その開始対策が他の交通をおが成立していても、自動車の対策を持つは、ので、明えを事に関しますで定める基準には、12分で、その時間対策を表示を表示して、13分で表示を表示して、13分で表示を表示を表示して、13分で表示を表示を表示を表示とない。13分で表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表	表 現行制度で で対応可能	自動車の物画・検証を開かず、自動車が高灯を構えるには、「制度の原状」に記載したような保安差率に のでは、大型ではなって、これに適合しない電灯を構えら自動場については、整備子原準限となります。 また、保容差別をはなって、これに適合しない電灯を構えら自動場については、整備子原準限となります。 また、保容差別をはます。 に最終表度には他もます。 ころした道路を支援を戻しては、在金融差別を開発して取締がも行っており、整備子良業間に対し は、運輸支局等の関係機関と連携するなとした取締がも行っているところです。	
48	令和6年8月22日	令和7年2月18日	240601STS6[2/3] [法定報続情報 및 図で印献記字 添付させ、任意代明 人制限を撤廃する]	6 の個人情報を取り扱うことから、代理人に成りすました者からの不正な 理人に成りすました者からの不正な 申出を防止するため」であると回答 した。/しかし、これは代理人資格 を制限する理由として意味がない。 一条、本人・台報性、国家各格夫も	一- るのも変わらない。/ 生 「戸籍機本に記載された個人情報の取扱い」という報点から「戸籍法の職務上請求が認められた国家資格者のみ見めら」という制度は、。 職務上請求は客だに戸籍機本と取得する制度であり、取得した戸稿機本を利用する記定相談情報を影響制度とは予整が場合をおり、実みら、記案技术の温室技術者が組集上請求を利用して不正式を利用する記定相談をしました。 はまたの場面技術報道等制度とは下極がなる場合であり、表別して不正式を制度であり、表別した「日本」と、「日本」と	商業登記 ゲンロン	法務省	不能産金記規制(平成17年法務者今第18号)第247条第1項に基づき、長層額所有者、急起名義人又は「不能産金記規則(平成17年法務者今第18号)第247条第1項に基づき、長層額所有者、急起名義人又は「不能産業を富まさせ、その他のため」の要求があると 17年金額金 第18 世末、全の相様人又は当該相様人の他位を相談により承継した者は、法定相域情報一覧図の保管及び写し、例第247条第2項同案の実付第2号に基づき、当該中出は代理人によることと可能とされているところ、当該代理人は、申出人同等認定の公司支代理人ともの支援とは、大きの大は、中部法院の公司支代理人との受任によび権力とあっているところ、当該代理人は、中部人の支援とは、10条の2第3項に対けら有に限るものとされています。		法定相続情報証明制度においては、戸籍謄本等と同様の個人情報を取り扱うことから、代理人に成りすま た者からの不正な申記を助よするため、申出人を制度の環状に記載した者に展定しており、曲線者以外に対 電を収めることは連載で担めるの範囲を比し、電販が収支券者の以外の理を改め、その場合は 出人本人が学任权に実知の押明と印鑑証明書を遂付させるとの御提案は、申出人の負担を増大させるもの であり、対応することは掲載です。	
49	令和6年8月22日	令和7年2月18日	240601STS7[3/3] (法定知続情報証明 対度で鉛筆を記 の一覧間の提出を認 める1	うプロセスを経る。/そのため、私 文書段階では正しい形式に則って 作成されるとは限らず、数回の補正 手続を経て証明書が発行される事 態も起こりうる。/しかし、これは商	一のムダである。/特に申請人間のムダは行政手機の制度設計において無視されがちて、「千間を掛けるのがイヤなら 可法金土に前のという法務者のスタンスは一貫している。/ ココを変えないから、規制な基準通貨情で思られるのだよ。 は一般ないにようから、開発ないはず、/ この方法の相当は、次の表)。 一巻、申出地に一発を打まする場合、整正テープ を使用するのであれば、担地後し整理などのそりでは、100 大きの相当は、次の表)。 一巻、申出地に一発を打まする場合、整正テープ 保管すべきである。 / 証明金として発行されているからそのリスクはないと言うなら、そもそもデーがあればよく、原子保 保管すべきである。 / 証明金として発行されているからそのリスクはないと言うなら、そもそもデーがあればよく、原子保 保管するである。 / 正明を見として発行されているからそのリスクはないと言うなら、そもそもデータがあればない。 * 大きの担当のより に一覧のに一切であるさせるコストを介担しても、制度の本有はまからない。 / 派末を背づるないという登記申却の に一覧回に毎年のおれば写に提出でくなり、要出来できるの本が同じる理からな。 / 世紀エ記が「国際 明する制度であれば、より見かすいて乗となるようにすべきである。 / 四 申出 の負担報送として、素人には間違とが あることを問題に、その訂正が容易との発とするするである。 / 通難やにかなく (個のない は特定を対します。) 生物をより 場入された制度が、専門家に依頼できるか、パソコンを観覚できる利用者に限定されるのは矛盾である。) /	法務省	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に基づき、表題部所有者、登記名義人又は その他の名について相談が開始した場合において、自該相談に認知する意志での他のためにの姿があらる。 不助産登記規則(平 生ま月日、最後の世界及び末亡の中日日、ご相談開始における開始の相談よの氏を、生年月日及び、17年送務省令第18 被組結人との規例)を記載した書面(法定相続情報―复図)の保管及び写しの交付の申出をすることができる とされています。	支 対応不可	法定相続情報証明制度は、法定相続人情報が記載された法定相続情報一覧図を申出を受けた登記所に おいて、その原本を保管するとともにその写しを欠付する制度です。このとの、保管を求めた法定相続情報 変数が始業書を作成されている場合には、法定相続情報、質図を持续した。対しなの者が写出ここさんが ることが可能であること、法告局で法定相談情報・質図の報告中にその記載が明確でなくなるおされる場合 の务化によりその内容が相談できなくなるおされがあることなどから、本度素に対応することは温量です。	<u> </u> _

悉문	所管省庁への		担实表现	担宅の日体が中京	40.478.4	提案		所管省庁の	负討結	果	ワーキング・グルー
雷亏	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
50	令和6年8月22日	令和6年9月17日	増築部分の建築設 備の物施強度を確 備よる(建築基準 法)	平成17年6月1日國土文通省告示第 566等第3第一号イの規定に、16第 129款の20031を加える。	大規模又は小規模な増集の場合、増強部分の建築設備について、構造造度の博安(建築基準法施行令(以下「令」という。第12年の20のが通用されます。(令第13年の22年 号 4/2)、ロ(2)及び第三号(15) 一方、中規模な増集令第13年の22年 号 6/4 合は、増集部分の建設管備について、同規度の適用はありません。(例外的に、令第12年の20の32第三号 11は適用されますが、上記を言素第1年のようなの203第三号 11は適用されますが、上記を言素第1年の第2の203第三号 11は適用と対します。 2度及高率はお最近の高率であり、中規模な増集の場合も建築設備の構造強度を確保する必要があると考えられるため、表題の適り建築します。	個人	国土交通省	大規模な機改築の場合、場改革部分の建築設備について、構造強度の規定(建築基準法施行令以下「令」 という。第319条の2の3)が適用されます。(令第13条の2第一号イ(2) ロ(2) 一方、中規模及が規模の考定を必合、機変差形の接受機(まついて、建業物を体として準ずる基準 (平成17年国土交通省倍示第586号)に適合することでもよいとしています。(令第137条の2第二号、第二号ロ 高示第586号	対応不可	・ 常等11/年のルキーで走める既存建築物の増改集における基準については、増改業の接機に応じた基準を 生しているところです。 とは他の、・ 参加であって第三等(中規数の増改集)については、増改業部分の圧離時が低く高層の1/20년 起表、17/年間よい場合に適勝されるものとして、イミションで「創業物を全化上する基準に対していること」。 はま、17/年間よい場合に適勝されるものとして、イミションで「創業物を全化上する基準に対していること」。 第四条基件の「いては現行基準に当合させ、成年毎別でよいでは事する基準に適合していること」。 19/年間を表現しているとので、12/年間を対しているとので、12/年間をは、12/年間を設定している。 東京が上は、東京が開催さるともであるもと、成本の上で、20/年間といるともの、20/年間制にして多たな事業が生し、現在が開催となるときなられることから、20/年間といるといるで、第一分には、上記の「規模を指していては、上記の「記し」。 「親の指数器については、上記の「記し加え、主にエレベーター様の潜動を想定し、「33/前を服分とついては 様の指数器については、上記の「記し加え、主にエレベーター様の潜動を想定し、「33/前を服分といっていることである。 「31/14/4月、13/4日、13/4月	
51	帝和6年8月22日	令和6年9月17日	産業医の返復について「実施」規制の 版和。	生産性向上等の観点から、この「実 地」の限定を緩和し、危険物を扱っ ていない等一定の要件を満たす事 業場において、例えばウェブカメラ	DLが、上京のデジタル原制の下で品質等の通馬実施が進められており、産業医の直接も生産性食上等の組出から、 ウェブカメ河南による行動が発生する。原等の向射制をはおいても、産業医の直接へ打用活用可能が安置されてい も信養保健のあり方に関する検討会 第1回・第2回の協議の概要 (OSS、美術での展別は、401に入り書書物に気料ける等の利益に対しる、週末に回送様子も衛生管理者との連携	個人	厚生労働省	活年のデジル技術の連載に伴い、情報通標開発を用いて連幅で変要派の開発を実施することへのニーズ、 今和学の電き球別 が高まっていると心は差別しています。これ・ウにニーズ等を選求、令和学月3日日高級の3日本様とおい を303日本代とは で、情報通信機器を用いて連幅で産業別の職務の一部を実施することについて、考え方及び留意すべき 環を含ましています。	対応不可	・産業所による巡視においては、作業場等を巡視し、労働者にとって好ましくない作業環境や作業内容等を終 報するととした。健康診断で健康相談だけからでは終われない労働者の個意に思する情報を作って作業力が 文は衛生な助に書いるよれがあるとは、高らに、そので労働者の個意能をか出するための必要な ・労働者の作業環境の定義等に向けては、接受と秘愛を用いた情報収集だけでなく、臭いや原係への刺激 考慮受い作業にも情報を得る受けるたことが思えたが、また。 ・これらを指する、産業級による情報を提供実施で実施する必要があることと示しているところであり、現在に おいてもこの状況は変わっていないと考えております。	Δ
52	令和6年8月22日	令和6年10月17日	響構憲法に係る役員整定の届出の提 日本報告等の機和に ついて	役員に変更があった場合の提出期限を、変更があった日から20日以内ではなく。当時本面に係る条約第7	警備者の認定に係る変更の協出について、登記事項証明書の店付が不要である変更の協出は変更があった日から10日 以内の貸出債務となっているが、役員に変更があった場合などでは、変更があった日から20日以内に登記事項証明を 活付して変更の協比を担対する務別がある。 また、法人の役員に変更があった場合は、更更があった日から2週間以内に法務局へ役員の変更の登記を行う必要があ と基局での登記申請から完了までは、実務局の常化期においては約2週間要する。例えば、裏京法務局のウェブサイヤ 確認さできる配配。アチミには、12長局の影化期においては約2週間要する。例えば、裏京法務局のウェブサイヤ 確認さできる配配。アチミには、12長局の影化期においては約2週間要する。例えば、裏京法務局のウェブサイトで確認さできる配配。アチミには10日間である登記を開いませた。10日後、然に引き目がから月20日の変まった。人を記事が起いていて、金融の部のが日が不要である変更の 個別は最初をいらの別様の別組をがあるにもかわらず、この場合では実質が出こせたが開放の影が不要である更めの 記述は最初をいらの別様の別組をがあるにあったからで、200番では実質が出こせたが開放の影響がなる、10日とは 手業を目らてコントロールでない場面により提出限限主での日数が乗りためによるのは、室棚業はよる予定なが であるためまうる。 また、登記と週間限の利益があるとさころを、警備業法により実践的認識さると、書を表される。 また、登記と週間限の利益があるとさころを、影響法とはより実践的に認定するは、置き機まによる予認な解してあると考える。 また、変更の協出の虚偽記載には罰削減定も設けられているため、金型事項証明書の添付まで求める必要は薄いと考え 。	個人	警察庁	警費業務の実施の適正を図る目的から製業業者は、警備業は(網和1年法律第11号)前6条第1項各号 に掲げる事間に変更が多たたとは、主た名意業市の所在他の移転管整要長を独由して出該業業所の所在 総を整轄する公室の最高を実現にある事業を接近し、配置を登世したければなりません。この場合にお はて、当版展出書には、内閣所令で変める業態を続けしなければなりません。との場合にお ままし、当該英軍の日から日の自然無比書に登を実現する場合です。で場合にあって は、20日以内に提出なければなりません。 したかて、報酬なの、質職者の記定を見けまし、外での最多を要する場合とは、実施変更の日から20 日以内に、登記事項証明書等を添付し、変更に係る事項を記載した個出書を提出なければなりません。	を 1 3 その他	変更の雇出に関して、解指摘の登記事項証明書を含む、内閣所令で定める書類を添付する理由は、公安 変異会が審書する秘証明集の症域内における管理制について的報に実施を理を行い、行政上の指導監修 支援事業部にからように、最終事業用業の多年機制・出自数を要するなど、の事情によっては導力的 な対応を敬るとともが得ますので、変更の日から20日以内の届出が困難な場合には、事制に都道府無整ち に相談してください。	·
53	令和6年8月22日	令和6年9月17日	戸籍等証明書の広 域文付制度による多 行時間の改善要望	きるようになった(以下、広域交付制度)ところである。しかし、実際の運用上は「請求から発行までの時間、期間がかかり過ぎる」という大きな間求を行ってから、担当職員が戸籍、求を行ってから、担当職員が戸籍、清報連携システムに「検索条件を手入り」に「「人なものと相関され」をなった。	戸籍法の改正により、戸籍証明書の請求が本格地でなくも最初りの市区申付の回じて請求できるようになった。従来 は、本路地を管轄の合品体に対して一つずら満するも多があったが、広東なり情報の開始により最初の市区専村 の窓口でまとかて請求できることになったことは利便性の改善に対するものと考えられる。しかし、実際の選用とは「請求 から受行者での時期・期間かかり当覧を占しいて大きで開始がある。市区両村の回じて前来を行ってから、担当職員が 戸籍情報連携システムには家庭を科モ手入力にているものと思定され、経済展集の情報や本格地の相手方由治体の状況 によっては会行されて、実際間からかって入からいと思問から希腊かり、本格は自分はに起送まれた。力が経費かつ 早いといり状況である。具体的として、東京都造区、東京部ノエチ市、大変前が裏市の自治体のからとしている。対象 早いといり状況である。具体的として、東京都市区、東京部ノエチ市、大変前が裏市の自治体のからとしている。 早に、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、大変情報と同様というと思うから、 単国に記されている。更複かが情報でも多のは実施をから、中間というと、日本のでは、実定事に严 神心管性は表でなない。毎の知識のかり、利用に要する情報が悪くが表である。ととなったととかせる、実質的に本様が定 利用するメリットは接めてかないと言える。無や人手による選用、対面という既存のプロセスを情報にあら分なイデリルと を行うのではなくのによると表情が表する。	個人	法務省	戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)の一部が令和6年3月1日に施行され、戸籍に記載されている者又はその記略者、直系募集者と(な道系等集については、本籍機の市区町村以外の市区町村 長に対しても戸籍証明書又は除籍証明書の請求をすること(広域交付)が可能となりました。	現行制度で対応可信	r 広境交材の制度開始以降、一定数の利用が進んでおり、国民の利便性が向上しているところ、市区町村の 名 然における戸籍の検索については、システム上の処理を迅速化させるなどの対応を実施しています。	5

# O	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	所管省庁	所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
世写	検討要請日	回答取りまとめ日	佐余争坝	従来の具体的内容	佐糸 理出	主体	所官省厅	制度の現状 該当法令等 ^{対応} 分類	対応の概要	る処理方針
54	令和6年8月22日	令和7年4月17日	240608STS8[1/3] 「住所移版上/報 に保存所を加之の の申請情報でできる ようにする	申請できるとする。/すなわち令4 条は、申請情報をa「登記の目的」、 b「登記原因」、c「一の不動産」ごと に作成しなければならないと規定す	・ いないら巻を原因」が構築になる。 / たとえば、「精造の変更及び原面機の更正」のとうな場合を一の申請情報できるようにする規定であるから、出意である。 / では、8年の意配を構入の仕所形名変更はどかっ / でこで専件とされてなられては、8年の意配を構入の仕所形名変更はどかっ / でこで専件とされてなられては、6年の一般を発展しているので、10月一の金融を構入の氏名者としばる保入は住所についての変更の金配又は更正の登記しかってある。 / で「一の不職品」が発生とされ、実施の不服品についての一人の住所変更多には一の申請情報ですることができる。 / でまた、「全意用限」の同一性も素件としていないため、たとえば「住所祭事記」が関係。 住所祭礼のような組み合わせも一の申請情報できる信ぎである。 / ではしっを記り集件が必要であれば、そらたは名変正ととは、という意味で、10日本語・申請情報を必要なの目的」、10世記を開立、10一の不動品にとして作成するよう場合が行る命べ条の例が生具体に自己を申請情報を必要なの目的」、10世記を限点、10一の不動品にとして作成するような表現を使用できる。 (本と書記をよってが、9年の書は、10年の表現をして、9年の表現をしている。 / 年出表していなり、 (本)、今後年間は、10年記を別が「本会とと様料を記しまる」でも明えた。 (本)、4年の書は、10年の10年による「中間情報であると定めている。 / 年出表している」、 (本)、今後年間は、10年の10年にないと続けている。 / 年出表している」、 (本)、今後年間は、10年の10年になり、10年の10年になり、10年の10年になり、10年の10年によっている。 (本)	商業登記 ゲンロン	法務省	申請情報は、登記の目的及び登記周辺に応じ、一の不動産ごとに作成して提供しなければならないのが原則 であるところ、同一の登記所の管格区域内にある一又は二以上の不動産について申請することとの参記 が、いずれも同一の登記名義人の氏名者しば名称及は信所についての変更の登記又は更正の登記である。 不動産登記が開業33 大きに、これらの二以上の登記の申請を一の申請情報により申請することができます。 乗割の	同一の管轄区域内にあるこ以上の不能度について、不能度登記規則第35条第8号の規定により一の申請情報による申請が認められるのは、登記の目的並びに登起限因及びその日付が同一であるときであって、いずれた同一の登記名載人の氏名若しば名称又は住所についての変更又は更正の登記の申請をするときに限られますので、毎提案は前提において事実誤認があります。	
55	令和6年8月22日	令和6年9月17日	240608ST60[3/3]認 知識効訴訟で誘い 技場产場合はその扱利 費用を国が負担し、 文から機収する	市規制改革204提業は、自称父に よる産品の認知届を防止するため、 千の承諾商の心理知届に目が、地型間に目が、 施設・製物に「対している。 ・ では、 ・ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	す。砂整的では心事を於りなくすらにかの意思した打つかまたかで選点が過去ならって事態が全にない力が、別心に必要い からでは、からでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 からでは、いるでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	商業登記 ゲンロン -	法務省	○ 民法等70条は、無出でない子はその父又は母がこれを搭加することができると指定しており、その悪性や方式については、民法等700条件で第783条件では据定されているところ。父が未成年のクチを慰却する場合は、は、場やりの教師と無針と乗りためても56寸また。DAM名医治機実など生物学上の父であることを証明する女者・書の提出は求められていません。 ② 器切の無効の形えについては、今和4年12月に対立し、今和6年4月1日に振行された「民法等00条件の一部を正正する法律」により、認知について反対の事業があることを提出して認知の需効を主張である者が、子を見ばそのようとは表現した。民法第70条件は別、また。子は、そのアイとのは一名ではより、その日本の主として認知の需効を主張である者が、子を見ばそのようとと呼吸している。日本の日本の日本の主には、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	脚提案の内容については、私人間の訴訟において国が訴訟費用を負担することの是非、訴訟費用を設計 当年者が負担する仕組み(使事訴訟法拠の協)協のある下で、これと別に関による第三者弁弾の仕組みを抜け ることの差殊等について、領重を検討が必要です。	
56	令和6年8月22日	令和6年9月17日	車検場のカイゼン	することで、印字のための乗り降り のロスを削減して業務を効率化す	単株の流れ 1.窓口に単検証や紙の申請書!を提出して受付 2.レーンパー・別に選ぶ。 1.窓口に単検証や紙の申請書!を提出して受付 2.レーンパー・別に選ぶ。 1.窓口に単検証や表現のパーコードを挟みを選して、ウパンカー等が熱くが確認され、書類にハンコ!!を買う は大きな様式のように乗り入れて発音を受け、結果を機能とだこ!! 四半機!!!で配除する 5.検を提供の窓口担当が書前のパーコードを扱っ合格印!!!!を開 る着類を別の窓口担当が書前のパーコードを扱っ合格印!!!!を開 る着類を別の窓口!!!!!!!提出して新しい車検証とステッカーを買う このように単純は他が、同時代的な方式で行われている。特1一別に並ら検査レーンで機械どに・結果を印字させる意味が力からない。機械をオットワークで繋ぐだけて良いし、そうでなくとも削後の場番が入れ替わらないので、出口で一度 に印字すれば十分である。配貸用紙の利便性は否定しないが、それししても書類の確認、押印の手間が多過ぎて来効率である。		国土交通省	運路運送車間法に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構において自動車の基準適合性審査(いわから事故の「継続検査」等)を実施しています。 同機構の検査上等と実施しています。 同機構の検査上等と実施しています。 同機構の検査上等と実施しています。 関係の表面に対応した検査機業和子装置による記録を行い、検査官が優終確認した上で間に対して検査機業を 通知しています。	検査コースにおける検査犯録のうち、アルチテスタコースにおいては、複数の検査機器(サイドスリップ・ブ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
57	令和6年8月22日	令和6年9月17日	入管庁は他省庁と の協議を、親任申請 者の検討を。	日本の雑長条提率はかわてから議 関いなっている。一方、国際特勢の 素をにより、裏医中間により、原質で まする方も増加でした。人間でい ではまずらから増加でした。人間では 正満年に対する性が、裏長中間の 正満年に対する性が、ままり、 のでは、 がありて観光をのけるとなり、 がありて がありで がありて がった がった がった がった がった がった がった がった	と 入管法改正や社会実際を見るに、看過できなかったため、A氏やB氏、C氏の実績やODAの経緯、平成から外国人労働	個人	法務省	入管作においては、最高限定金額の必要期間を指摘するため、これまで異次にわたり、事高体制の液化や 効率化を思いつ。国際的のまな中まで、特定を確定えた。社会部階等の返車、実用や電高子体の意面、など におり組んでいます。また、正面に全面、ないとも整定形象では自中の常については、申請が返用的・試用的な ものでは場合に、一定の最中の下で就分を認めることしています。 なお、外国人人の受入れにあたっては、これまでも関係所省庁と連携して検討を行っており、今後も政府全体 で議論を行ってまいる予定です。	・ 制度の現状欄に記載のとおりです。	
58	令和6年8月22日	令和6年9月17日	電気保安人材確保 (に関する規制緩和	元、第三種電気主任技術者の監督 可能範囲を現行のメルタ、8万か 大で拡大することを要型、(対応の 分類では「対応を検討」とのことです が、その後か時间に? ※一定の要件例 (1)特別講習を受請する。 (2)学歴による二種の認定取得区 分を満たしている場合は、監督可能 とする。	(2) 土住状所省前辺り見出(は韓祖の)同日3 海側 意義禁憲語会 保証・満年日期製品安全分料会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループ資料 地位が、/menomatic poir / williagha / sankouhun / hoan _shoh/ derryoku_auzen / hoan_sedo / pdf (94) 10.0pdf 実型開設(1) 電気保安規制の要件見區し 開発規行の3万以より。8万以子の勝れや地域編在性が解消するため、第3種電気主任技術者の監管可能範 間を規行の3万以より。8万以子位拡大することを受望する。 (2) 将来的な電気主任技術者の最給、/ランスの勝れや地域編在性が解消するため、外部委託系認制度における電気管 環技術者の資格配用について、第一種電瓦工事士を含める。		经济产業省	(1)電任50,000V以下の事業用電気工作物(かつ、発電所にあっては出力5,000W米未満)については、第三種電気工作物(かつ、発電所にあっては出力5,000W米未満)については、第三種電気等素法施門規則であるとは記述しませんでは、第一般では、一定の機能機能において電気等素法施門規則であると対抗を表示としまり、保険管理機能を分配に実施することできる制度です。実件の1つに電気主任技術等条件の2枚を受けており、必要な実施機能を利していることを求めております。	第三様電気主任技術者の選任範囲の拡大については、太陽電池発電所の事故が増加していること、監督可能面開を拡大することで配圧区分が変わり、飛移に作業安全に対するリスが高高ります。 また、外部委託を制度の責任機能等、機能域、工事主企会のなことについては、電気管理技術者等に求めなれる表質及が電気主任技術者と第一種電気工事主の資格の特質性の違いから、認めることは難しいと考えます。	

番号	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提家理由	提案			所管省庁の検討結果	果	ワーキング・グルー
借与	検討要請日	回告取りまとの日	旋条争坝	従来の具体的内容	佐永 理田	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
59	令和6年8月22日	令和6年12月16日	240615ST61[1/3]代 理人が課なるインラ イン連件中間が前面 後とその明文化	発行された登記識別情報の提供を 後件で提供すべきときは提供したものとみなすとする。/ 前件で発行された登記識別情報は後件で添付された。	一端にあっては代意人が異なる場合はオンライン申請システムの仕様上、37条とが多が規定する「同時に」の選件を選ん すことが関係である。そのため、オンライン申請における代理人が異なる場合の申請方法について司法書士会から思 をがめ、上巻者はいなる後期77年間時ですれる「不良いべる。「での書きでは、影やの申請前後に変争中値の大理 人を包載し、後年の申請申請に関手の代理人と受付請号を記載するとする。「次方に定能がなければ、07条の適用がな い、ノルシ、この数かは名替がである。「参照にその記載がなくる。 前にも知事事由か生じなから、別さけ様型 まじならない。 イレンかって、前手申請に優け代理人の記載がない場合は不需を是立て受す、後井が帰立て新の却下に なった。「おいました」を表しまった。「おいました」は「京のの間からいる」では一定してもっている。 同一の即を用いて、後中の多任状に「本申請に同じに代理人のこが申請しまりまった。「本年を見ましてもっている。 関一の即を用いて、後中の多任状に「本申請に同じに代理人のこが申請しまりまった。るを認識が構 報を提供する手にして後年代現しての基轄性は条件申請のみによっても無限できるし、本人の同一性は印度で確認できる。 今をである。「選件申請としての基轄性は条件申請のみによっても無限できるし、本人の同一性は印度で確認できる。 全意に関いては、他の条件書話となる。 「本日の条件を関いている集件は、日本の年の日本の年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	* 商業登記 ゲンロン	法務省	同一の登記所に対して同時に二以上の申請をする場合において、各申請に共選する居付情報があるときは 当該高付報報は、一の申請の申請情報と併せて提供することで見りるとされています。 同一の不協定についてこ以上の費利に関する登記の申請がされて場合(当該こ以上の専利に関する登記 前を表明かられて同時に申請がされ場合に基人。これが、前の登記につき記を募しるとなる 後の登記の登記義が着となるときは、当該後の登記の申請情報と併せて提供すべき登記額が情報は、当該 彼の登記の申請情報と併せて提供されたものとみなすとされています。	不動座登記規則第37 の条 不動座登記規則第67 対応不可 主条	代理人が異なる場合における不動産金配規則第67条の解釈を示した即指摘の先例(平成20年6月20日 け法務後に一張 1737年回答)は、東として整定期間ので現人ならの計准者との団体であら日本部法者 主意理金分から四級を受け、これで語してものである。 主意、対の国域とは、前谷の申請代理人の知らないところで重定識別情報の使用がされるたそれがあ ため、対応は消費です。	4
60	令和6年8月22日	令和7年2月18日	240822ST64[1/3]登記事態証明書を請求人以外に翻送する手続を認めること	不登規197条6項は、登記申項証明 書の交付は送付の方法によりする ことができるとし、204条に需要規20 を24項にで予修をして、204条に需要規20 を24項にで予修を付けてよびまして は規定がないから、請求人以外の 内条への送付を数することも記申 に対していから、計算人以外の の条への送付を整理するにも記申 に対してはならないの のがでするとなります。 のがでするとなります。 のかでするとなります。 のがでするとなりまするとなります。 のがでするとなりをなりをなりをなりをなりをなりをなりをなりをなりをなりをなりをなりをなりをな	ーかかるから8日を要する。/ 法務省がただわる「週間という補工期間には間に合わない。/ この日数は、1日も早く処理 の程でもからから、1代を関連しても実施を動から、できた。または、補工期間をは関係とする情勢が申却の早期 利度であるからは、1代を関連したは実施を動かった。できた。、1代を目から物理をありませる。 がはているというでは、1代を目からないできた。1代を目からは使きたきた。 は著されば日がきませましている。年度が、果としてよりの表表を行うことはできませんとする。/ 果と基せは、可は書 は著されば日がきませましている。「可能を関係している問題な、日本まましけべ意を申請を実としてできたが、一条と基せは、可は書 は、メーチにはかの予解とついても、「可能関係」させだまからことが「果としての取得」に関うとのカット「足索性」をも い、一手は以外の予解とついても、「可能関係」させだまからことが「果としての取得」に関するのカット「足索性」をも あるとか、どう考えても「世界最先端」なデジタル・ガイジント方針と相等れな、現場が当たり前のように長っている。「デジタルを包含自己となが、原本技能を制造ってませんというずリルスタードはやおませんの「、個本技能を制造ってませんというずリルスタードはやおませんの「、個本技能を制造っていました。」 大の機能としては、全世間が開催の文件についての規格が集からる。/ これに対して信仰者の取得についてはこのよう な規定がないから、請求人は任意の相手をに証明者の支付と表かることができるというべきである。	商業登記 グンロン	法務省	登記事項証明書の交付は、請求人の申出により送付の方法によることができるとされています。その場合には、請求人は、送付先の住所を提供文は送信しなければならないとされています。	不動產者記述演第11 ○安第1項 不動產者記模時第10 不動產者記模時第10 7本第6日 7本第6日 第15年 第1	請求人が送付先の住所として他の者の住所を提供又は送信した場合は、当該者に登記事項証明書を送付 ることができますので、御授家は事実訓診です。	ŗ
61	令和6年8月22日	令和7年2月18日	2408225T85[2/3]登 記憶別報報を取口 で書表よが受滅でき るようにする	不登規の条2項は書面で登記識別情報を受賞する場合は特別の授権 使期を受賞する場合は特別の授権 を受賞する場合は特別の授権 を登録場別報告の表現。 を記載別報告の表現。 を記載別報告の表現。 規定する。一般人が送付を希望 する場合は、人間、とは、自然の見受付は名の にしたれた状態である。 と記申開始である。 と記申用を と記申開始である。 と記申開始である。 と記申開始である。 と記申開始である。 と記申開始である。 と記申開始である。 と記申開始である。 と記申開始である。 と記申開始である。 と記申開始である。 と記申開始である。 と記申用かを と記申用かを とこを とこを とこを とこを とこを とこを とこを とこを とこを とこ		病業登記 ゲンロン	法務省	登記服別情報の通知を受けるための特別の委任を受けた代理人がある場合には、登記服別情報の通知は 当談代理人に対してするものとされています。	不能能量配法第21条 不能能量配规则第62 对心不可 条第2項	期提案の仕組みでは、登記機関情報の通知を受けるための特別の委任を受けた代理人があるとはいえなしたが、対応することは出来ません。	,
62	令和6年8月22日	令和6年9月17日	リモートで行う職業別様な全国単位で実施	ハローワークだよび都選用県労疫 無門が実施するシャーの受託報 動型制備業者による高速 は先事業者による高速委託契約に 発行し時代によりマッチした訓練体 素を整備する。		個人	厚生労働省	職業訓練については、職業能力開発促進法に基づき都運府県単位で設置している地域職業能力開発促進 協議金以下に地域協議会という。これに、国及び地方等がそれぞれの名前を削いつつ、一体となってな 的職業制能をおめかった効果が、支持からそのとして、が自職業制能業を指摘が定められ、この計立 2号集結れています。 総裁目前を行成します。 の一大事を結れています。 の一大事を制能して設定されており、全日・通所制の訓練のかならず、在宅によるオンライン・モーラーニング コースの訓練なども実施されているところです。	職業能力開発促進法 対応不可	地域協議会において、国及び地方等との適切な役割分担を図るための仕組みがあることから、引き結合地 仕組みを活用しつ、今回いただいたご提案を指まえ、今後ともオンラインも含めた機業訓練の意実な実施 に定慮して参ります。 「なお、のテーニングコースについては、「居住地から通所可能な範囲に職業訓練を実施する機関が存在せず、 本来と、細葉書組織を受講することができない方」を対象としておりますので、居住地が外の地域の訓練の 講が可能となっています。	

番号	所管省庁への		担实支持	担定の日体が内容	49.478.4	案	-r over alle sele		所管省庁の検討結果	₹	ワーキング・グルー
世与	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	k k	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
63	帝和6年8月22日	令和6年9月17日	障害者雇用法定雇用法定雇用用金の事業所領取引を可能とする	フ&トレート)の手法を用いて、資本 関係が無い事業所間にて法定雇用	限在40人以上の事業所(官公庁含む)では25~30%の法定雇用率が提されているが、現規制の定義における「事業所」は 会国ネットの企業の営業所で含公庁の出失機能は出する。そのため、事を本社も人は本者・本門・地位でけっている 企業合計では当年期間はては江田(実施)目標での人が最かの特徴でない。200 点をの運業機能を、作者として記しましましまい。 技養の配置内である年収100万円以内となるよう資金を設しているため、現地採用で周用されている建蓄可能問題を の特急とない程度をよっている。 また企業保で機能的は本社はくばより保護を記しているため、現地採用で出まれている。 また企業保で機能的は本社はくばより保護を記し、一分ではおしておけ、日本に勤まる保護者が実施を指述的でルデー 新聞はコンプライフスの関係から流は企業でを収まった。日本の計に認言を需要を必多一を開業を批業を指述してが一般 即能はコンプライフスの関係から返出を定ちまった。日本の計に認言を需要を必多一を関するままた。 カンターについて雇用保険料が対認の労働保険特別会計で選ぎれているため、公告権は雇用税款の適用外であるという 関連で利用できた、現地採用の経験がない、出生においては、地域のハローフークを含む行政機能の対きがない。 市もあるため、原業者と仕事をすることにイメージを抱けないことから接続感や不安感を感じており、それに起因して無意 識のうらに歪然を課しる機能をおってしまう。	人厚	享生労働省	・勝喜者の雇用の促進等に関する法律においては、第37条第1項において「全て事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会基準の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の貨物を与するものであって、進んで対産用を行わなければならないことは、一般事業上については法第4歩で一定の雇用率を表現しなければならないことは、一般事業上については法第4歩で一定の雇用率を表現しなければならない。近日無事がからないはまず、また、別法第3歩において、雇用率を予定の上海市者集団のよりで、このようは、対し、企業にの、対し、企業において、定用率を下記の上海市者第四十の十分ではなる。また、100年の日本の主義ととは、100年の日本の主義とは、第3年の主義と対し、100年の日本の主義ととは、100年の日本の主義と関係していません。 200年の日本の主義と対していませる。 200年の日本の主義とは、第3年の地では、第3年の主義とは、第3年の地では、100年の日本の主義とは、100年の日本の主義とは、100年の日本の主義とは、第3年の地では、100年の日本の主義とは、100	障害者の雇用の促進 等に関する延伸(関和)対応不可 30年返伸(関和)	・障害者の展用の促進等に関する法律は、「制度の選状」に記載のとおり、全ての事業主が、社会連帯の理 会に基づき、期害者である労働者が服業的に加工とようとも努力に対して認力する貨務各有するとしてお り、具体的が出資して、全ての事業に対し、その使用を入り機能の数として、 し、具体的が出資的というでは、一般の関する労働者の数にのは、上述と関手権を保険を は25%り、以上の障害者原用を概念でける話か、展用機能を満たしていない。事業まから、障害者の不足数は に、収益等雇用的性が全を収するとは動かを設けておりまっ。このため、特での事業とのよう、対策を 施される物理とすることは基準のではありません。 一方、障害者の関目については、診察者の法定原用率が使し、対策とは、10年の表によっても実施を発 財産のための規定なるの指揮を規定しています。こうした指揮により、展用を放立の本法体で基土最高を更 が必要的の変化なるの指定を規定しています。こうした指揮により、展用を放立の本法体で基土最高を更 が必要的の変化なるの指定を規定しています。こうした指揮により、原用を放立の本法体で基土最高を更 が必要的の変化なるの対策と規定しています。こうした指揮により、原用を放立の本法体で基土最高を更 まった。是多形としますが、近半機体・原本の条件を対象は、近半体との2002を集つてよりまする。 第二次、企業を影響と加工まいます。ない、異なが最小な対策は、一般のと変にからて一方原文等 が、主意が起かる中事能回解信を論案と呼吸を分析することでより減乏なば困を行うことも可能となっています。 では、2003年の第二次を対象とないまか、また。 では、2003年のでは、20	t
64	令和6年8月22日	令和6年9月17日	医師以外による死で認定	関や介護施設(医師が常駐もしくは 迅速に駆けつける体制の整った施 級)に対での政格を移めたい相割と	定亡間を作前村役場が保護することによって、火器や暗器の許可証が発行され公室火器場の予約も可能になる。しかし 法令軽すの死亡間の右半分は医節が記入する死亡診断者(もしくは死体検索者)であり、診断者も記憶されることにより 灰亡間の効力が停生するため原節が場場におか会力が、死体検案を行うことが必須となっている。往診および存在診療を 行う運動は開業では他が立つ策から、動力機能を対している場合をできる。 い、それにより医節が常長にいる情報を予能しての死亡もしくは天然に情報へ退体的も込みしか死亡診断ができない。 は、また医療製剤を持たいでは、日本の経験を指摘での死亡もしくは天然に情報へ退体的も込みしか死亡診断できない。 毎、日本年金機構が呼収など、20年度に行ったが意味上の多で、日本の変しを発している状況を形がない。 も、日本年金機構が呼収など、20年度に行ったが意味上の多で、そから10年以上を囲しているに関係が多くい。 年以上を囲している国を対策を対象の次別を保住し、ときない。 高齢者はそれ以上になっていると思われる。今後高齢者を中心に多死社会に移行するため、多忙な医師のみが死亡認 定ができることへの規制を改めなくてはならない。	人厚	享生労働省	死亡診断書(死体接案書)は、人の死亡に題する脱粛な医学的・法律的証明であり、死亡者本人の死亡に至 るまでの過程を可能な限り詳細(論理程序は表すものです。したがって、死亡診断者(死体検案書)は、医唇の 医学的な判例に手、死亡に関する。 を対して、医師(又は曲料医師)でなければ、これを交付することはできません。	医師法第17条 世節法施行規則第20 対応不可 条	制度の吸状欄に記載のとおりです。	0
65	令和6年8月22日	令和6年9月17日	難病など希少疾患 患者に対しては知 薬の選定医療の段 階的適用を行う	護病およびがんをはじめとした対象 育分がない特定の疾病に対する処 方面については、対象なの解析 対象によったと自己 責任機をするよう 本のももの。	2024年の高価改定で後身医素品ジェネリック医素品がある先角医素品を引き続き使用したい際は、先発品と後発品の 蒸額の4分の1を自己負債する選定医療制度が何率10月より始まる、高齢化による医療費の増額で国産が圧迫されてい もための計量であることは理解するが、希少もしく接性疾患患者によっては薬をやすやすと変えられない事情があるも 所を北部定理機の発酵小園を使によける危力の国産してイレジネノリカからが、発売からの管理し基础、計算的 内を北部定理機の発酵小園を使によける危力の国産は激が傾く完めが期待できる第ではないため、主に対理療法して利 用いられているそのかの解析していた。全者を参加されるが、効能が解析がする素はよれかないたのの高速に影響であるがかっては薬剤の00円を担えていた。この悪を関係している患者は疾患に対する素はよれしかないための高ま法的な がかっては薬剤の00円を担えていた。この悪を関係している患者は疾患に対する素はよれしかないための高ま法的な 選択であることのは、より効果が必要が対してはいため、最初を一般でいる。それたに解析とは実験に関係中の は変化するからない。より効果が必要が対してはいた場合が主義と表しませている。それた解析と主義を関係中の とよう大規模な治験素が可能だが、国内で確認されている希が患患には患者数か全世界で1000人に満たないものもあ もため、大規模前提の根基率による治験が不可能となることが相次が、創業が滞っている現状がある。	人厚	享生労働省	系類収載品(後養医薬品のある先養医薬品であって、後養医薬品と価格差のある一般の医薬品という。以下同じ、の保険給付の在リがの見恵しについては、社会保障審議会を保険総合及び中央社会保険医療 低温値合つの開発・時事を搭載さ、今後8年3月1月19月1日、日本別収益品の公開からては同から、10月1日、10月1日、日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	険医療養担当規則等 の一般を改正する省会 対応不可	対策などの参少疾患患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、長期収載品の選定 根表の対象とすることしていますが、後身振高品を使用した側に、制作用や、他の振高品との数分合わせ により相互作用。表現振高点との前では必要に美限力のたど無効等が手がる場合等、現刻を成 知力等をする無慮よの必要があると判断される場合は、引き続き傾換給付の対象となります。必要に応して 国際場にに他数くにさい。	
66	令和6年8月22日	令和6年9月17日	障害者向けの有料 道路通行料割引手 法の見返し	能な限り削減する。また料金所での 対面手続きについても見直しを行	制度概要 https://www.w-nexco.co.js/etc/handicapped/guidance.html 2025年から帰始されたオーライン申請でも対策を結合目体の影響を開かる要となっており、マイナポータルで情報影得可 は対策者等も振りはスキーツルとは認動した場合のアプロードがあわられている。車時証法だちての重義の情報は 国文省のシステムで容能されているはまであり、海内での課意及びマイナンバーとの場合付けで国性がの現場はは不要と なるはまだ。これは非事務を動かる要と一般同けの制御をでは、ETCサーンの書入力だけで申請が実了しており、 障害者割り制度のオーライン中請は昭和から終分調手特をき指裂しただけの非効率なシステムといえる。 いまた思求からレンタカー等を参議事以外でも自身のPTCケートを用いた事業を割割が修えるようになったが、ETCレーンは 対象的のより、フェーンは人科美別製のがあった。 対象的の人は同志では出地は対象的が創加ーンでは、国家等者を構造とていった。これによる事品は対れないたが、は 対象的の人は同志で出地は対象的分割加ーンでは、上間を書きまでは、アナーンジ及び料金所レーンの情 進によっては事の方ともを含えらなどの大事業を受ける場合としているところはかりであり、インターチェンジ及び料金所レーンの情 進によっては事の方とを含えらなどの大事業を受ける場合としているところはかであり、インターラエンジ及び料金所レーンの情 地によっては事の方とを含えらなどの大事業を受ける場合としているとこれによる事態を必要しない。 い、行政及び管理会社の事務都合によって事故が起きることはあってはならないため見重すことが必要だ。	人厚	国土交通省 厚生労働省	○高速道路の障害者割引制度は高速道路会社により取り掲まれているものであり、そのオンライン申請にあ たっては、国土支遣者より交付を受けた事務証の写し、ETO集業部情報についてはセットアップはより発行さ たたでは、国土支遣やソナフが出る基 世内教皇について、スキャンもしくは郷砂に、画像を添けるを見されているところです。 ○また、職業者割りの適用にあたり、レンタカー等登録集以外の事前登録していない、実団については、事前に割りの対象となる要件に合致する事用であるか等の確認ができないため、料金を支払う料金所において一具停止いただき、要件の確認が行われております。	なし その他	オンライン申請の所付書類に関する博家につきましては、その運用主体である高速運路会社へ、情報提供させていただきます。なお、オンライン申請につきましては、その運用主体である高速運路会社において、運期開始は上利用さから高せられた意味・受望率を指まえ、電視派付面所を分かりやすぐする等利便性向上のためのシステムを終れ取り組んではを担いておけます。また、制度の現状間に定義のとおり、事前登録していない事業にしては、請審者利司の対象となる条件に合致する事業のからかの可能を行から、対象を生みが身が開いたでした。対象を表があります。なお、料金所知辺をありた高速速道は大変を制定した。技術となっていることに加え、料金所手術への対す。なお、料金所知辺をありた高速速道は大変を制定した。技術となっていることに加え、料金所手術への対す。	D
67	令和6年8月22日	令和6年9月17日	理事会設置型財団 法人の代表理事の 予選について	理事会において理事の互選により 代表理事を選任する理事会と関係 別的法人で、定時時間責任で理事 必要を表現して、定時時間では に、当該定時計劃負金で理事に に、当該定時計劃負金で理事に重 任に後で理事を使加て代表型 事を選定するのではなく、株式会社 会関係の条件のとできかけまった。 企業をして記さってからた。 表現事として選びきから、 る名間と法務局に相談したところ。株 方名社と当まり間法人は予選かで きないと回答をいただきました。	財団法人は一般的に理事・評議員の人数が多く、代表理事が不在とならないように評議員会に引き続いて理事会を開催 することに耐大なコストがかかっています。	人法	法務省	一般財団法人において、理事は評議員会により選任されます。理事は3人以上でなくではならず、理事全員を もって構成される理事会において、理事の中から代表理事を選定しなければなりません。	一般社团法人及近一般时間法人工数十名 选择第77条。第65 会第17条。第65会第6 会第17条。第65会第6 等,第197条。第65会第6 等,第197条。第197条	御指摘のような代表理事の予選は、現行法上も、代表理事を予選することについて合理的な理由があり、かつ、設任するまでの期間が比較的短期間であるとともに、予選の前後において、理事の構成に変数がない場合であれば、可能と考えられます。	

番号	所管省庁への		担实支持	担実の見ばかれ京	提案	To the standard	所管省庁	の検討結	果	ワーキング・グルー
盘写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案理由 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令	う ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	対応の概要	る処理方針
68	令和6年8月22日	令和6年9月17日	自衛隊駐屯地・基地の立ち入り申請	自衛隊社也地/遠地において中長 別の工事を行う際に立ち入り申請 音解が下足の人が二基地/ 柱 地地 とにおきまらです。 3 運転免除程またはマイナン・ハー・のコピー りょ 海地の単端をから仕住民 薫マイナン・パー・ 連転免許を立っ トー 連転免許を のつい 所定書式の一手 連転を から アンパーの 一点 運転免許を のつい かだっまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい か	すくなくとも、上記のc)の「手書きによる履歴書」については意図が全くわかりません。美保基地、美保分屯地は手書き以外 個人	防衛省	自衛隊の駐屯地・基地等の立入申請に当たっては、駐屯地・基地等ごとに、それぞれ必要な提出書類を定め ています。 教室自衛務美保基地については、現在、立入申請を行う者に対して、内部規則により、申請者本人が直筆で 記入した所定の閲歴書の提出を求めているところです。	とに必 検討を予算	まず、航空自衛隊美保基地の「手書きによる原歴書」については、手書きに限定する必要性はないと考えられることから、今歳必要な見重しを結合数します。 他の祖毛地・基地等についても、二意見を請求え改善できるよう不断に検討してまいります。	ò
69	令和6年8月22日	令和6年9月17日	240629ST69[3/3]不 助産工事の先政特 権制度を、動報規 を 受し、動報規 関しも拡張する	民法327条1項は、不動産工事の先 取特権を規定する。/ 表現豊恕が されていない物産工事では、機制的 がは、でない物産工事では、機制的 がは、でない物産工事では、機制的 がは、でない物産が高いるから、インには工事的に、他工者による表別的 を担保するらにはる物であるがれたと、 工事予算制に関いている。/ 実際には の表別に関いている。/ 実際には の表別に関いていた。/ 実際には の表別に関いていた。/ 実際には 所の大工に弱んで表を検索 を相似であるという意では 所の大工に弱んで表を使る を相似であるという意では 所の大工に弱んで表を使るのだろか。/ この を相似では、	ーに、傷権者が利用しやすい制度に改めるべきである。/ 現代では施主と大工の関係ではなく、金融機関による融資を前度とする。/ この位置を必要とするのは、内間時間な事金はで建物業量を記し作者権権行者整の選手申請に登譲した。 はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	法務省	不過意の工事の長別特徴は、工事の設計、地工又は管理をする者が債務者の不動産に関してした工事の費用に関し、その不動産について存在します。 この先款特徴は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に関し、その増助額についての 分存在します。 不動産の工事の未散特徴について、工事を始める刺に工事の費用の予算額を登記した場合には、抵当権に 未立って行後することができます。	聚33 対応不可	不為金の工事の先別特殊が関かられている語言は、工事により復務者所有の不動産の価値が増加していたが、その工事を比え者の作金機能に、気に及定されている経由権に対しても優先する優先所消養を与えるのが全ずあるという自主が対す。 の必当代本の表での主張が対す。 この趣目が、不動産の工事代金を資金使走さずる金融機関の責任債権についても思当するかについては即らいては、 のでない、使品の認定をがく合動や仕事であれれもあることから、不動産の工事の先別特権の対象に 金融機関の責任債権を含めることは指揮です。	5
70	令和6年8月22日	令和6年9月17日	住民票の写し等の 交付等の制限に係 を気担の軽減につい て	住民票の写し等の交付等の制限 いわから支援措置について ・一年間とれる措置の用限・投資 ・現代機能を受けたわますがあるか ・現代機能を受けたかますがあるか ・支援措置の運用等について、マ ・工プル等を整理する等、自治を との要果をなぐす措置を取る ・支援措置の運用等について、マ ・工プル等を整理する等、自治 との要果をなぐす措置を取る ・もの要果をなくが、対策を もの事業となり、またので、またので、またので、またので、またので、またので、またので、またので	住民票の写し等の交付等の制限、いわゆる受損措限を受ける場合、警察等に支援を必要とする意見書を書いてもらい、 それを自治体に提出する必要があります。しかし、過去の秘書は変かりようがないのに、一年ごとの受害が必要なため、 その度に結ぎ申申号する必要があり、世紀省の多文な情報や設量となっては、こので会体等の回路者はいつ申出省 の人生に関与してくるか不明であり、その恐怖と不安から過れるため、申出者は支援措置を申し出ています。影響者が死 で申しないます。この不安が解決さんこはおりません。方が一、状況に変化があり支援措置が必要なななれば、あり、からその音中止出ればよいのであって、開墾自体が構築は不分が、無数は影切したが、別等演形をみかます。 では、しましています。というでは、開墾自体が構築は不分が、無数は影切したが、別等演形をみかます。 でいるか、しつ知識を断っている。 でいるか、しつ知識をあり、 をからの理由での申出が問題となります。自治体によっては素故な運用をされていますが、警察では現在の秘書等、要 作等を優しく活動れ、二次被害によったが多く申出者の多大女員担となっています。民間の支援団体が意見を たものではなく、変更を求めます。 書類の日本で参照が自治体によってはまなな。 を提加しまでも無が自治体によってはまな、日本のを大女員担となっています。民間の支援団体が意見を を提加しまでも無が自治体によって異なるなど、著者が転局した際等の負担となっています。民間の支援団体が意見書 を提加しても無れる、男性というだけでは折らる等、間い場用をする自治体もあります。 中出者の負責を表現しまった。	総務省	・DV等支指措置については、装蓄者に係るDV等被害の状況がケースごとにさまざまに変化し得ることから、 期間を一年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしています。これは、支強計置の期間につい ては、DV等被害者の申出に基づき、住居基本信頼法で認められている住民側の写し今の交付制度の特別 がな変化して適田によるものです。 ・一クの利間をロファ、大規写を確認し、規則により、規則によりにないては、一クの利間をロファ、大規写を使用、通りに対していてと必要 があるという週田によるものです。 ・一クラル、実知の必要が付極記されるもの、19世 日本に加え、これらに率する行為の被害を申し出た者 では表本合権等税は前治率形であるため、週刊や様式の一切で超で一様に定めることはしていませんが、 ・住民基本合権等税は前治率形であるため、週刊や様式の一切で超で一様に定めることはしていませんが、 ・住民基本合権等税は前治率形であるため、週刊や様式の一切で超で一様に定めることはしていませんが、 ・住民基本合権等税は前治率形であるため、2000年に最本合権がより、 ・住民基本合権が表は前治率形であるため、2000年に対して、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	対応不可	・支援措置の周囲については、DV等被害者の申出に基づき、住民基本台帳法で認められている住民無気の し等の交付制度の特別的な政策とを行う必であることから、一定の期間を図って、状況等を確認し、截 に対応していてことが必要と与えています。 ・ドメスティック・パイナンス、ストー・行為等、児恵虐待に加え、これらに孝する行為の被害を申し出た者 のうち、支援の必要性が保証をおよ者に対して指定を行うないであらた。自治体の判断により等限は支重 を表しませる。 を表しましている。は当時においても、実施のを基が事情できれては、事情の重要が変える。 でいる実施の適用等について、温度的に基づいても、実施のからからいっては、事情の重要が変える。 このできまりにない。 でいる実施による手機のようプレビについては、市中共長が主体的にプレビスを推進に対して、 がまるといて、対面で申請者の状況の間を取り等を行う場合が大われることや、構実な本人程度ができず、な するにより、対面で申請者の状況の間を取り等を行う場合が大われることが、構実な本人程度ができず、な するにより、 がまます。	の 計 !!
71	令和6年8月22日	令和6年9月17日	商工会・商工会議所 の広域連携促進の ための規制領和	南工会・南工会議所が広域連携を しやすべなるよう、南工会議第六十 金の規定により返済所会が処理する事務に関する数を自り規定を見慮 す。または、同盟の対象元を見慮 策」、または、同盟の 策」によって構築を仕の範囲を定 のか組みも起るて広域連携をで きるようにしていく。	南工会は、南工会法の条化だし書きの規定により、接数の市町村を区域に設定して事業に行うことができるとされている。 一方、南工会法の特認の手続は、「南工会法等大十条の規定により返請用係が処理する事料に関する改作により、すべて認道情報が行うこだされている。 一方、南工会法の特認の手続は、「南工会法等大十条の規定により返請用係が処理する事料に関する改作により、すべて認道情報が行うこだされている。 「本のでは、東京会社のできないできない。「本の主義を持ちない。」「本の主なる合きを持ちないできないできない。「本の主なる一般では「おいます」というが、観済産業大臣の経済産業局が行うこととの受定した規定となっている。例えば、南工会議所活金が大きの二による合き機工は経済産業を行うこととのでした。「東京を挟んだ二つの市町村を区域とした商工会議所が合作しようとする場合は、経済産業大臣が特認可を行えない。 「本の主ない」「本の場合は、京や市により上れが開催されている。」とちらの都直用係が処理するから求めらい。 「本の主ない」「本の場合は、京や市により上れが開催されている。」とさらの都直用係が処理するから求めらい。 「本の主ない」というでは、「本の主ない」というない。「本の主ない」というないまない。「本の主ない」というない。「本の主ない」というない。「本の主ない」というない。「本の主ない」というない。「本の主ない」というない。「本の主ない」というない。「本の主ない」というないるいうない。「本の主ない」というないるいっないる。「本の主ないるいうないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	经济産業省	商工会法第六十条の規定により都道前県が処理する事務に関する政令(昭和三十五年政令第百四十九号) 第1号から第12号の規定により、商工会法で規定する経済産業大臣の権限に属する事務は都道前県知事に 移管されています。	その他	現状の制度では左記の記載のとおり事務が都道府県知事に移管されているため、各都道府県の判断となっています。 の表、第工会開土の連携に関しては、小規模事業者支援法第3条に基づく経営券達支援計画の認定において、銀行制度においても返漏所集務を投入機数事業による共同申請・認定が可能となっており、無額計論に基づく取組によって、五項的な連携促進にもつながもと考えております。	

悉문	所管省庁への		Hote 4		根 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	§		所管省庁の検討結	果	フーキン ブ・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管	省庁	制度の現状 該当法令等 対応 分類	対応の概要	ブにおける処理方 針
72	令和6年9月19日	令和6年10月17日	広告収益システムな 大幅、およびSNS運 営企業の怠慢と増 長	のMSや動画説類サイト、アフィリエイトサイトにおいて、間覧さえ多けれ は全を払うという広告システムに規 制を課す。	他人への訓練中傷や迷惑行為、倫理に反した行いでも、閲覧さえされてしまえば収益になってしまうというシステムが社会倫理を任下させてしまっている。 「そよれてく場合は近れいました人場でも認辞中傷でも知ったことではないこんな考えの取らばかりが得をしていくシステムになる。 「ままれてく場合ではないました人場でものでは、「ままなどのでは、おいまないました。「ままない」というないのではそのからある。 「おいまなの人があるから、様果人子音がわれておいておいました。「おいまない」となったから「鑑される、米上商法に引っかいもお前っか思い」などと言う始末、自浄年用などには全く開き出るとしたととう。たかも「鑑される、米上商法に引っかいもお前っか思い」などと言う始末、自浄年用などには全く開き出まません。 選挙が何もしまうとしない以上、これはもう、盛が残場するしから)ません、診察制的や虚偽の連布、訓練中傷、名誉設備を助表させているSNSあよび広告ンステムにはは実践が必要と考えます。そもそも、テレビなどではすでにしっかりと広告別様が変化することではまっているのに、インテーネットにそれが引いのほおかしいのです。	総務・	16	総務省は、広告規制について所管しておらず提案内容に関係する制度を規定・運用していません。 なし その地	令和6年9月10日に公英された「デジタル空間における情報表達の値会性構像の在り方に関する検討会」の とりまとめにおいて、「インプレッシュ・権害」や「アテンション・エコスニーは、デジタル空間における情報表達を 運送り報金的は以入り問題とは学われています。 同じりまとかでは、これらのリスク・問題を指案さて、情報表達の確全化に同けた「総合的な対策」を進めること とれており、デジルル名を200番はカーティアの第四番組織しついても検討を進めて参ります。 ご提案いただいた内容は、参考とさせていただきます。	
73	令和6年9月19日	令和6年10月17日	情報公開法改正:5位 年級の原則公開制 度の導入	原則として50年後に目動的に公開 する制度を導入します。 に自動的に公開である性品を接 近します。 関東な全保障に関わる性品を登 が表します。 観象人のブライバシーに重大な 影響を与える情報、および特定の 企業の意義を密を含む情報につい では、異核な差平核をと必分は 明度に登したこと、公園を延伸 また、デジケル・カイブの発生 また、デジケル・カイブの発生 活剤を基め、国世が容易にアケセス 、国世が容易にアケセス 、国世が容易にアケセス	環在の情報公開法では公開期間の明確な設定がないため、先達国と比べて、政府の透明性が低い、米別の情報自由法 (FOIA)では一定期間後の自動公開が物度化されており、これによって政府の透明性が低い、米別の情報自由法 も、50年後自動公開制度は、国民の知る権利と政府の説明責任を「アンスよく実現する手段である。 は京都の表現性というの表現を「国民の知る権利と政府の説明責任を「アンスよく実現する手段である。 は京都の表現したの責任というのである。 は京都の主義を「政府を関係した」の表現を必定者が収集される。 「企業を対象するの事態と同様な、工業が収集される。 「企業を対象するの事態と対象する。」を明明表の連続をあり、学師研究の進展を促す。研究者の評価によって過去の政策の評価となる。 「企業を対象するの事態と対象する。」を明明表の主義と促す。研究者の評価によって過去の政策の評価となる情がに決定する。 「国民の加る権利に民主主義の理能として、政府の活動に対する理解と監視して立つ。 50年後の自動公開制度は、民生の解析として、政府の活動に対する理解と監視し促立つ。 50年後の自動公開制度によります。 国民の加る権利に民主主義の理解として、政府の活動に対する理解と監視した立つ。 「日本の政治に対する関係とか事を選集があまるだろう。 は長が加る場合とか事を提示するまだらう。 「日本の政治に対するを関係とか事を関係しまれる。」、「日本の選出の対象を関係してないる。 「日本の政治に対するとの主義となる。」というの関係と対象やになれ、不正や国政の助止につながある。情報のデンタルと公 は認定的な信頼の関係。 「アメリカンを財産協定との手上面では、民に一定期間後の情報公開を機能付ける制度が導入されている。日本でも政府 の透明性を向よさせることにより、国際的な信頼が高まるだろう。 リュルの理解となる。、の年後の原則公開制成の導入は、長前の透明性を高め、国民の知る権利を拡充し、健全な民主主義 が実際できる。	内關稅稅	府省	(長路名) (長路名) (長路名) (長路名) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	【総務省】 制度の現状間に記載のとおりです。 【内閣内】 親行の公文書管理制度においては、特定歴史公文書等の利用請求に係る審査において、時の経過を考慮 することとされ、その判断に当たっては、利利制限に採用として、行政文書して作成文は故障されてから30 年を起えないどうなみえた管理さんから22十におります。この急を音楽さいつ、利用制能情報について配 まを起えないどうなみえた管理さんから22十におります。この急を音楽さいつ、利用制能情報について配 ままた、既立公文書館等においては、特定歴史公文書等のデジタルアーカイプを推進しています。 こうした制度、発展を選じて、引き続き、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等 を図ってまいります。	
74	令和6年9月19日	令和6年10月17日	石線に係る掲示の 様式統一	大気汚染防止法、石橋障害予防規 別において解体等工事時の指示の 様式を定め、地方自治体が個別に 定めている石橋に係る掲示の様式 を接近する。	大気汚染防止法や石綿障害予防規則において、解体等工事を行う場合に必要な掲示について定めがある。加えて地方 自治体によっては表示の様式が受視等により変められている。 この地方自治体によって変わるたべりを構立が途や機能の投票・事業を添加していないために、規制を遵守しようとする この地方自治体によって変わるたべいを構立が後でが最近の投票・事業を添加しまった。 自治体により機能に根示を押害する必要があり、事業処理との手能となっている。 現実の特本をとは必要制に収率を押害する必要があり、事業処理との手能となている。 現実の特本をとは必要制で定め、合自治体の様式を乗出することで、新に工事を始める際の者務理時間が指示 内容の様正のみで完結する。現行では各自治体が、便制に掲示様式を定めていないか調査するところから始めなくては ならなかったところであるから、大幅な事務軽減である。	環境		・大気汚染防止法第18条の15第5項、石線障害予防規則第3条第8項等の規定に基づき、事前調査結果や 作業内容等について視示が必要です。 ・これらの法令では記憶事項を対めのみで、様式は示していないため、関法令の記載事項を網尾していれ 、後の13第3項、 会別は高いは、他の法令者が、代表に差はていただことは表し支えないものと振っており、地方公共団体が認める 場合は、地方公共団体が定める掲示と兼ねていただことが可能です。	地方公共団体は、法令に反しない範囲で条例制定権を有しており、地方公共団体がいわゆる上乗せ規制制 度等を設けている場合は返守いただく必要があり、国が様式を統一できるものではありません。	
75	令和6年9月19日	令和6年10月17日	社会保険労務士証景の客人の添付の 廃止について	労働基準管標等等級の起意規則 開催の手紙について、社会機勢の 無土が提出化する場合、社会機等の 無土が提出化する場合、社会機等 接方路土益素(写真付)の写しの近 付が必要になっている。 提出代行証明書を提出すれば、 社会機修が出こと、個人情報 置の2点から、社会機等将土証 悪の写しの添付は廃止すべきであ も。	電子申請を行う上での手間が省けることと、社会保険労務士の個人情報保護が強化される。 個人	厚生	労働省	1 令和3年4月1日以降、電子申請により提出代行を行う場合における手続の負担軽減を行うことにより、労働基準法等に基づく手続の電子申集のたらな利用投資を認る報点から、社会保険労務士又は社会保険労務士工人以下社労士等にいいます。)が拡減機則等の手続について提出代行を行う場合は、社労士等の電子者の"電子報報書に実元、提出代行に限する証明者は会保険労働法の今日、おければ行に関する研書をできた。」、電子申請することが可能とないなり、公司の場合は、社労士等の電子を選挙する。となり、日本の主なのでは、日本の主ないで、日本の主ないでは、日本の主ないないでは、日本の主ないでは、日本の主ないでは、日本の主ないでは、日本の主ないでは、日本の主ないでは、日本の主ないでは、日本の主ない	電子申請手続において、制度の現状の2のとおり、非社労士による業務侵害行為を防止する観点から社会保 接労務士証素(写真付)の写しの添付を求めているものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。	

# P	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	所管省庁	所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
田石	検討要請日	回答取りまとめ日	旋朵争坝	佐条の具体的内容	佐余理出	主体	所官省厅	制度の現状 該当法令等 ^{対応} 分類	対応の概要	る処理方針
76	令和6年9月19日	令和6年10月17日	たば、事業注策36 条におれる定額外 売提別に関する 売提別に関する に対する緩和 に対する緩和	たばこ事意法第90条では、たばこ 小売販売業者において認可に係る 小売を備えまされて認可に係る 小売を備によらなければたけにを 販売してはながいと変められて、待 変も数でのサイン・ノーンや地域を に対している。 に対している。 日本に必有イント付与についてもの。 数 研なされている。 ではこいで、近年のキャアンニレ ス級のである。または一般における 地域製鋼のはまれている。 を対していて、近年のキャアンニレ ス級のである。または一般における 地域製鋼のは、は、一般にあける 地域製鋼のは、は、一般にあける 地域製鋼のは、は、一般に対している。 を を のとしているで、 のとのといるでは、 のとのといるでは、 のとのといるでは、 のとのといるでは、 のとのといるといる。 のとのといるといるといる。 のとのといるといるといるといる。 のとのといるといるといるといるといる。 のとのといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	前述のFAGによれば、たばことそれ以外を明確に区分けし、たばこについてはポイント等の付与を行えないこととすれば 同述のFAGによれば、たばことそれないこととすれば 同様の商品も販売している業業者であり、店舗運営の効率にも多大なる影響を与えるところである。	一般社団 法人キャック シュレス推 進協議会	財務省	製造たばこの小売販売業者は、たばご事業法に基づき認可された小売定価以外による販売(定価外販売) が製止されています。 キャッシュレス決決において、一般的に、全国なべ均一に実施されるポイント付与施服の対象に製造たば、上述工事業法書行授 を含めることは、定便が販売には当成したが目間によります。原、第2の小売販売業者や一部地位、間定 して実施されるポイント付う施販の対象に製造たばこを含めることは、定価分級元に設当するわされがありま す。	製造たばこの改造へ不当な影響を及ぼさないようにする製点から、たばこ事業法において定価が販売を禁 上でおります。 たばこ業主地を打撃目前によいて、定価外販売の例がよして、小売販売業者が選組関与しないポイント付 今を認めます。件をの小売販売券を目で設定して接近でにの販売が促進されるおそれがあり、製造たばこ の流過に不当な影響を及ぼしかねないことから、適当ではないと考えます。	
77	令和6年9月20日	令和7年1月20日	240706ST70[1/3]日 名實歷整記に添付 才仓在原理は本籍 日の記載を不要と 3	登記研究400号部答は、氏名変更 登記の添付者類として、本籍地の 記載がある信見無力必要であると 化無影明め必要であるとする。 は一般がある信息を表する。 は一般がある信息を表する。 は一般が表する。 が表達地の記載に一般できれている。 は、そのたとして、住所証明となている。 は、そのたま性にある。、少要更の制 は、そのたま性にある。、少要更の制 は、そのたま性にある。、少要更の制 は、そのたま性にある。、少更更の制 は、そのたま性にある。、少更更の制 は、そのたま性にある。、少更更の制 は、そのたま性にある。、少更更の制 は、そのたま性にある。、少更更の制 は、そのたま性にある。、少更の を対して、これに関して、気の ・は、そのたま性にある。、少 ・は、そのたま性にある。、少 ・は、そのたま性による。 ・は、これに関して、実験がなくない。 ・は、これに関して、実験がなくない。 ・ない。	ー更できない生年月日のほうが本人の同一性の証明方法として優れている。/本人が変えていないことも多い本籍地が 本人機能情報となっているのは、「お客子様くらいではないか?/ 物時代の遺骸である。/ また、温水は加速等を作罪し ため、申請人の見能が減しているのは、「お客子様くらいではないか?/ 物時代の遺骸である。/ また、温水は加速等を作罪し ため、申請人の見能が減している。	商業登記 (ゲンロン	法務省	登記名義人の氏名表しくは名称又は往所についての変更の急犯又は東正の登記を申請する際は、当該登記名義人の氏名表しくは名称又は往所について変更又は錯誤者しくは追激があったことを正する前町村長、登記をその他の公務者が職務上作成した情報(公務員が職務上作成した情報)と提供しなければならないとされています。 3の項 「代わるべき情報)を提供しなければならないとされています。	氏名の変更を証する書面として戸幕書項証明書が提供された場合には、当該証明書では、登記名義人と戸 書事事題即書に記憶された人とが同一の人物であることを掲載することができないされ、表書地が記載され た住民業の写りに身供受けて、を返回が収集を使かを搭載しており、この場合に住民業の写しい 籍地の記載を不製とすることはできません。 なお、即選系のごを見けてごの記事の終制については、そのような運用をしなくとも、現状、不都合は生じないと考えていますが、与後の機能の参考とさせていただきます。	:
78	令和6年9月19日	令和6年10月17日	通関時の言頼公示を整備をの開示方法について	示整理番号の開示を拒否され、輸	その仕組みを作る事で、複雑化するサプライチェーンの状況へ対応した、競合社間の企業秘密の非限示による輸入できない状況を名害できると考えております。 本件の拠品は、客舎の耳タグに使用する柱料であるものの、輸入できないために、開客は中国から完成品を購入している 状況で、我々の販売機会のみではなく、服客の日本での製造機会の消失にもつながっています。 (ご参考)マイルビン場局の取組みについて Confidential Business Information Requests Integru/Chemical Post Ray (2014) (2018/02/22 Seminar Jon.pdffpage=19	会社·団体	轻济産業省	「(お知らせ)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通照手続等について」に基づき、既存化学物質(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)第2条第7項に規定する一般化学物質(環る)と輸入する場合には、輸入等等数はセンボイスに名書法の貨幣公本整理等等のない。 規入を求め、事前に必要な手動をを着ることないに新規化学物質等が輸入されることがないよう指集しています。	度 新規化学物質等が輸入されることがないことが组保された上で、一般化学物質がより円滑に輸入できる方法 について、2024年末頃から検討を開始し、2025年末までに結論を得ることを目標とします。	
79	令和6年9月25日	令和6年11月13日	事奪証明の廃止	東南証明は常温車に対して必要になっているが、軽自動車ではありません。同日動車ですから廃止しても会の間違いといます。 東を持っている国際に対し、無用な 得名に廃止してはきたい。 一般に廃止してはきたい。 一般に発していません。 一般になる日本ではできた。 大阪 一般になる日本ではできた。 大阪 一般などは多年を名(ことにより、生産性が上がります。	品質管理では、無理、無駄、ムラを客くように言われています。 無駄を客くことは大事です。 必要のないことを強い続けることは、国民に無理を強いていることと思われます。	個人	警察庁選出文通省	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。以下「注」という。)は、非確等の保管場所を有しない自動車の保管場所を 所を有しない自動車が支援法をの原配となっていたことを指え、自動車の保存者等に自動車の保管場所を は、対することともは、連絡使用の選正化、直端における危険の防止及び連絡交通の円滑化を図ることを目的と はて考えことというのです。 上京4歳により、自動車の前便発射、更受給及以移転を登録をする際には、影響者長の大守する選正との 場所は外の場所に動き自動車の保管場所を接続していることを拒ぐる書面(いわから「車庫証明」を書館交 場所に対して対すばるないこととなれています。 第一部の場合に対しています。 第一部の場合に対しています。 第一部の場合に対しています。 第一部の場合に対しています。 第一部の場合に対しています。	現在は、主として保管場所証明(以下「本制度」という。)により自動車の保管場所の確保等の履行が组保 れているところ。令和5年中になされた約100万件の保管場所注明申請のうち約1万件で選正な保管場所が 確認されていないことが認められており、本制度を廃止すればこうに・毎回の保管場所が到い。確保されな また、本制度とより収率者正な保管解析が個性されている自動車についても、本制度の最上は表 で発音される自動車が対象することも思ふまれるなど、交通の安全と円滞が観音されるおそれがあります。 したがって、本制度は存続させる必要があります。	(

番号	所管省庁への		提案事項	担字の見けが中央	提案理由	提案		所管省庁の	検討結	₹	ワーキング・グルー
留写	検討要請日	回答取りまとめ日	旋条争项	提案の具体的内容	佐泉理出	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令	等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
80	令和6年9月20日	令和7年1月20日	24072IST77[2/3]行 政区画家更等の非 課役証明書の添付 省略とか	る。/したかつて市町村台併かあっ た場合でも、非課税適用を受けるに は証明書が必要になる。/実際、 R4規制改革67提案で証明書の添 付省略を提案したところ、法務省 は 本断を発知では「富宝」に与する	一添付されていない場合であっても、登記官は、住居表示等の事実の有無について審査を行いますが、当該申削に住居表示の実施に係る所由 目表の延昇書等が添付されない場合には、当該登記について登録免料をが課されることとなりますとい回名は、20回路が向かさるのは、延明業を添けれない場合に対しませない。 までは高柱に、20回路が向かさるのは、延明業を持つはなければ不動を整定では事実的からないのに、再業を 起ては高様で開産できるけれる事故を扱いによないまするもである。「商業者記の意と哲は注明者なして事実理動がで をもらった。なで場合を記念を認定しませないます。 をもらった。なで場合を記念を記念を指する。 上記を持てきないます。 近年書は、不知意登録ではまえの意配まませなが、まました。まずしまに有事者である必要はない、人か と当では、不知意登録ではまえの意配まませます。 証明書は、不知意登録ではまえの意配事事証明書で代替できるとされ。まずしまに有事者である必要はない、人か と言うを表し、と言うに、財産業を受けるい。「日本の事業を持ちない」を一个を登録を表します。 証明書は、不知意登録ではまえの意と作わない。市は「日本の事業を対します」を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一を一	商業登記ゲンロン	法務省	を記名義人の住所についての変更のを記を申請する際は、当該を記名権人の住所について変更があった。 「本職を意と規則策 とを証する作用する。 場合にあっては、これに代わるべき情報)を提供しなければならないとされています。 通常を発展と思うされ 通信を表します。 通信を表します。 通信を表します。 通信を表します。 可能は、第二条 可能は、 可能は、 可能は、 可能は、 可能は、 可能は、 可能は 可能	92 _{長第} 対応不可	制度の設計期にお批したとおり、急配を備人の住所についての変更の急配の申請をする場合には、「真実」 戻する他と申請がされることを防止するため、変更があったことを証する情報を提供する必要があります。 行きる際の変更があった場合における変更があったことを証する情報を提供する必要があります。 行きる所な信息変更があった。 方する所な信息変更があった。 方する所な信息変更があった。 表示2年に規定する非理な証明書として助り扱って高し支えないとされています。 なお、例提案の内容は、今後の検討の際の参考させていただきます。	
81	令和6年9月19日	令和6年10月17日	保育人材の外国人 参用に向けて在留 資格制度の割設	少子化対策としての保護者が安心 して子ともを掛けられる環境登場、 領策人材不足解。見効用限からの外国語を言、保育器、少時間の の外国語を言、保育器、少時間の クローバル化への別の任意 資格制度 を創設すべきである。	照行の人管法において、保育士の職務内容に対応する在留資格が無いため、「保育士業務」という内容で技術、人文知 期、国際書物などの放列可能な名留資格を取得することはできない、つまり、在個資格を以っていりから教育士の勤務内 等、日本人の定保者などの放力機能がは、在資資格を中でいることが必要ななる。 一方で、介護策氏はいては、外別へ指生の受け人の仕掛けは、日本人教養連動協会)、在資策を持续しませる。 実際、特定技験の4制度があり、深刻な人材不足を指示する一つの方法として活用されている。また、家事支援人材の受 大人にこいても関連教験特性のかでは多かられている。 イントルにこかに対象教験特性のかでは多かられている。 イントルにこかに対象教験特性のかでは多かられている。 イントルについても関連を持续しませる。 国人たが、人材不足により定断が多いの外国態態等二一ズに応えることに加えて、保育所保育指針に保育士等 (保育の質の拠点においても、現力原際もの外国態態等二一ズに応えることに加えて、保育所保育指針に保育士等 できていないためを特性を考察し、多文化学なの報を表示でいてことがあられることがある。 の、ま文化生を保存を対しているとがあられることがある。 の、ま文化生を保存を対しているとがあられることがある。 の、ま文化生を保存を対しているとがあられることがある。 の、ま文化生を保存を対していると続いれるという。 記述学生態度に対象を必然している。 記述学生態度に手を対象として動物する場合は、「技術・人文知識・個際業務」が対っている場合という。 か、ま文化生を保存を対象として動物する場合は、「技術・人文知識・個際業務」が対ってが教育できることも参考に、検 がとお願い致したい。	株式会社	法務省こども家庭が	「連帯等・ことが変態で) 関手の意思能制度に対いては、保育土は動に含格する等し、保育土産品を行ったもののみが発育土の 名を利用、て保育に従来することができるとろ、保育土は扱の受験技術において、国際基件などは設けら れていないため、別別人が保育土を経験は合と指すれば、保育土となった動に対応した音響技術はなく、「共 原定法規模学ー 他方、現行の人等記においては、保育土として資本で保育に従来する心部に対応した音響技術はなく、「共 原定法規模学ー 他方、現行の人等記とはいては、保育土として教育を保育に改まする心部に対応したで変形体はなく、「共 原定法規模学ー を表しまれている場合等か、「日本人の影響等」では、公内影響を対応が関係がは、現存を含するであれていて、 また、外国人が保育所において保育士以外、例えば助学規節を目的として飲労する場合は、在留資格「技 術・人文知識・国際」等の下で当該機器に従来することは可能です。	民 【注赛省》 注名聚庭 对这不可	(法務金・こども家庭庁) 信用を目的としたが扱い。 信用を目的としたが扱い。 は有を目的としたが扱い。 は有を目的としたが扱い。 より行うことが必要であって、参加を連携を行うものであり、並が知の政策士変称を有する前、 より行うことが必要であること、毎年現場における影響、日本人職者の知過改善等の状況を考慮しつつ、後 別等も含めた個広い関係者のコンセンサスを得ることが必要であり、新たな在留資格を創設することは困難 です。	Δ
82	令和8年9月19日	令和6年10月17日	放揮後児童支援員の的国人会群に向けて名音資格制度 の創設	少于化対策としての保護者が安心 してお子籍を捌けられる学室保育 環境整備、学室保育人材下足改 信、外国協会用 イベ中室部の のグローバル化・の対応等のた のが国本の対象が変更光重支援員の 在 新貨格制仮名制設	現行の人を法において、学童で就労する機員は「放揮後児童支援員」の資格有無に関わらず、在偏資格として認められていない。したがって、学童で勤務する場合は、語学数単して「技術・人文知識・国際業務」政党と学を教得するか、永住 者、永住者の応保衛等、自人の配保衛等などの政労制限がない在資資格と呼びできたが必要となる。 一力で、介護業利においては、外別人主の受け人が出土の受け人が出手が、といか出手が、主の場所が「強」、技能 質量、特定主義の必利度があり、実体な人が不足を所谓する一つの労乱として活用されている。また、家事支援人材の受 ・共働を実施ないが学生を持つといき歴史を登つプリで重要制は、人手不足にあっており、特殊児童の解集に向け、ため一重要の分とかせになっている。したがって、外国、急用に向けた在資料格別度制度が、人材保保策として期待で た受け重要の日の報点においても、外国施教育ニーズに応えることに加えて、加速する学童施設のグローバル化の中で、 学生保育の目の報点においても、外国施教育ニーズに応えることに加えて、加速する学童施設のグローバル化の中で、 大き選、機関は、ネイティブとして多価額の子どもや保護者とコミニニケーションが敬れるため、多文化共生保育を強力に支 入る都もしい人材となる。	株式会社 ポピンズ	法務省を延り、大学の関係を対していません。	(法務等・ことも変産庁) 放理機関型のフライ(原産場社法等の条の2第2項における被理機関産機会資産業務)において被理機関産変 透過として従来するには、基礎資格(領毒士等)または結婚機能(高速後生に上児産総計事業)に実事した 活動として従来するには、基礎資格(領毒士等)または結婚機能(高速後生に上児産総計事業)に実事した 成業の実得力とで、各部直の無知事が無常する認定性が基金を受けれるがあるが、対象が無常ない。 には国際条件は設けられていないため、外国人の当該総定を受ければ維援使産業支援責化ることは可能 は、経験を指していないため、外国人の当該総定を受ければ維援を重要支援事の対象によるには可能 は、人間等を対していないため、外国人の影響等。などの政党が構造がない。全国資格を持つ者が上記 認定を受ける場合に関、政策を使用支援機として写っている。 また、外国人が放射後光度支援者として有政支援を行うなり、例えば野学講路を目的として放力する場合 は、在留資格(技術・人女知識・国際)等の下で当該機器に従来することは可能です。	【注册省 足 产】 对这不可	【法務金にども家庭作】 技器後児恵支援を目的たした外面人材の受入れについては、故謀後児恵クラブ従事者の意義内容が、小学 定は物別規制を払う事品の名無り意を含むいに対する支援であり、日本間によるコニューテーションや専門的 の新たる在場所を影響することは問題です。 日本の大きを通することが必要であ また、提案にある外国語者和は、数据後児童健全育成事業に包含されるものではなく、付加的に行うものと また、提案にある外国語者和は、数据後児童健全育成事業に包含されるものではなく、付加的に行うものと また、提案にある外国語者和は、数据後児童健全育成事業において行われるべきものとは考えてい ません。	Δ
83	全和8年9月19日	令和6年10月17日	児童手受給資格を明確にしてください	また、内閣府子ども・子育て本部児 童手当管理室配布の児童手当0& A集間3-3の1つ目の〇は住民票 の有無が判断基準と記載されてい ますが、2つ日の〇では適切な住所	開えばら古豊市や京都市は、IPDに受給には居住の実態が必要である首記載されています。しかし、居住の実態とは何な のか相隔基準が完全化でいません。 内の外間を基準が完全を表現である。 内閣科子とも・平年で本都児童・当餐車室配布の児童・当の8本無限3-3にある適切な任所の説を行うのは住民基 本合権法所管理にようか、児童年も場所管官でしようか。まり、適かな任所治事であると認知された人はまず住民 悪を行政は済され、それをもって児童手当の受給資格も失うということでしょうか。もしくは住民業が日本にある場合も児童 予書を受給でを収益をあるのでしまった。 アニを受給でを収益を含めるでしまった。 同じは安かの漁業 基本が明確にされ地域の差がなくなることで、国民の平等性が保たれます。	個人	こども家庭り	児童手当の支給要件には、「日本国内に住所を有するもの」が含まれるところ、この住所とは、住民基本台博 児童手当の支給要件には、「日本国内に住所を有するもの」が含まれるところ、この住所とは、住民基本台博 児童手当は第3条1 実施は行われません。 実施は行われません。	· 有一 対応不可	居住の実施の有限については、一般に生活の本拠があるかによって判断されますが、その判断基準は様々 な生活の攻災により衝別異様的な監合予算に基づくものであり、一元的な基準をお示しすることは関策です。 本土の住所を指すことから、住民間が日本個別にない場合には児童学典の支給は行われません。	

# D	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由提案	E =	管省庁	所管省庁の検討結果		ワーキング・グルー
世写	検討要請日	回答取りまとめ日	佐条争坝	従来の具体的内容	注体	k PTE	官省厂	制度の現状 該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
84	令和6年10月18日	令和6年11月13日	2030年までに紙の 申請書等の全機と 待ろ時間ゼロ	書を記入して提出する必要がある。 2030年までに、マイナンバーカード を使用した電子申請をした場合に はまいこのではました場合に	等の引換しの際に、事前にデジタル庁が顕動しているマイナポータルを選じたオンラインによる転出層を行った。転出特は良かったが、転入時に改めて紙の申請を書き、住民票写しや印度登録なども改めて申請書を書き使出することになった。 また、事検証の住所変更に至ってはOCRシート含めて記入が必要な書類が多検に渡り、専門の東者出なければ非常に顕易変が高い。 自動車業能免免の更新も長時間も別に並び、おばさんに更新料を現金で支払い、印紙の貼られた申請書を受取り、自ら住所な影をを忍入し、という無駄な作業があまりに多い。 に上い(付きお問うと、9年所の第二のは、申請者とも示のなかの意問とかきということを判論するために、事前にオンラン・シージの評談さま、申請者とも、日日は本人類記と書類の受情のか、本人選記と書音号の認定とテンバープ、スカの主義性を向上させるべき。 の主義とは、日本の主義ということを表現しませる。 カまりに時間がかかり効率がわるく、デジタル化とはほど違い。	\$9.38	ジタル庁 第省 上交通省 原庁	入手紙に係る事情事業を行うことも可能とかった。これにより、転出手板のための未行が不要となったほか、 所製作用は、生物である。 (目治体のフロントヤード改革(総務者)) (目治体のフロントヤード改革(総務者)) (目光体のプロントマードの主体をでは、オンラインでの事情申請や、役所への支行後に「(服務省) (日本校のプロントマードの主体をでは、オンラインでの事情申請や、役所への支行後に「(服務省) (日本校のプロンドマードの主体をでは、オンラインでの事情申請や、役所への支行後に「(服務省) (日本文庫名)	いて、更に多くの自治体でご活用いただけるよう。より一層の層知を図 プライン化についても、引き機を割ぎを進める。 1) 1) 1) 17 (おり、本サービスをご利用いただくと、新しい事検証を郵送で受け取る ルートへの交触についても、次回機長検査・庫検り時までに、交換を増予 足とナンバーブルートを受け取るためだけに運輸支票等に来訪する必要 それ7年3月24日から、免許情報記録個人等分ード(いかのを「マイ 最着又は一般運転者であれば、更新時講書をオンラインで受謝すること 要新の際の手数料の環収については、各都運卵県の条例により定め 3件的別応をお示しすることは個難です。	
85	令和6年10月18日	令和6年11月13日	刑法175条が優雄法 益を満たさない事に よの当該判法の廃 止	陝戸を守り、最少限度の圧迫語を 維持すること」(チャタレイ事件最高 裁判決)とされているが、PC及びス マートフォンの普及に伴い、インター ホッルの利用率が84.9%となってい る中で、誰もがわいせつ画像等に 触れる事が可能となっており、当該 は子の保護はよれる質性書きまれる。	刑法175条の保護法益としては複数の学説が存在している。 1) 住道を「核状序の健請が経過法益とする説 2) 配子を大力の健特が経過法法とする説 2) 配子を大力の健特が経過法法とする説 2) 配子を大力の場合がある。 (他人の見たくない権利を保護法益とする説 5) 学少年の保証を目むする説 この内、チャシィイ権中の最高裁判所(協議会裁判所 昭和28年(別第1715年)においては18程用している。 しかいならか。この時間は延期に対し出ており、インターネットが審査する出前であり、インターネットが審定した今日では 種もがわいせつ間等等に使わる多が可能となっており、意味力を発生性が受損事を組まるかとなっている。 種とものようないとの記録を持た対象に対象の対象が対象が表する。 素と説まする。 素と記まする。 素と述まする。 素と表する。 また、自動剤法において度々問題様されている「表現の自由の薬締効集」の種和にも繋がる。	法務	等省	析法第175条は、第1項において、わいせつな文書、関展、電磁的記録に係る記録描述その他の物を頒布 、又は公然と博列した意及び意気連信の活電によりわいせつな電磁的記録をの他の記録を適略した者を、 対応不可 記収において、名献者する目的で、第1項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者を掲載 することを規定しています。	権持等を保護法益とするものであると解されており、同法益は説時点に 同条の構成要件が明確性に欠けるものでもないことから、同条を接止す	
86	令和6年10月18日	令和6年11月13日	FIT住宅前大陽光発を 電に高電池を設付 けする手続きの短縮 化	FIT認定された住宅用太陽光発電 に高電電池後付付する場合。FIT認 交の変更態を接付付する場合。FIT認 交の変更態を接付する場合。 デオートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリー	災害時の電源破保のために蓄電池の取付工事を契約したが、FTT認定の変更認定申請の時期が年度来だったためか、3 か月を経過しても申請に対する固定がなく、蓄電池を使用開助できていなれ、今後、5次業態の高まりと電電池商格の総 下によって、事後が収集者が取り付金を重する資産が得えるがある。そのような場所によってありた場所を表更手を整 がしまった。 度によった。 度には、1年代における電電池の事及は、災害対応の他にも、余申所電の電気が減少することで再工予設課金の原制に役立てから、機種的に最小がある。	经济	斉座業省	けた果実者は円滑かつ強切な事業 計劃に入るて事業を実施し 第二本特指法に基づく認定を受けた太陽光発電設備において、蓄電池等の自家発電設備に変更が生じた場 電気の利用の促制に ななる実施を受けた太陽光発電設備において、蓄電池等の自家発電設備に変更が生じた場 電気の利用の促制に ななる実施を含め、かなした者を必要し	自する経暦会によって支えられている制度であり、当該制度の思定を受 施と位定的への効率的な発電を実施するための事業計画を実し、当 なの要があります。 その表、事業計画において変更 (第二本特指法施行規則に規定する軽 定度内部が何エネ特指法の起定要件を添たすか否か、再成審査する必 変更がはからでしただめ要があります。例本やはことで否単地 であった。 では、またが、では、対象が表す。例本やはことで否単地 で表したがでは、対象が表す。例本やは、ことで否単地 で表したが、では、対象が表す。例本やは、ことであり、 で表したが、では、対象が表す。 に発売組まるラストトラックを設けることは規模を設定しておりません。 シンステム整備等のエ夫を進めているところであり、引き続き、審査の円 検索打してまいります。	

番号	所管省庁への		担实表示	担宅の見けが中京	相去""中	案 .	To the standard	所管省庁の検討	果	ワーキング・ルー
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 ^{対成} 分	対応の概要	る処理方針
87	令和6年10月18日	令和6年11月13日	法人を対象とした貸付の契約における 付けの契約における 契約締結前書面の 廃止	接人を対象とした資付けに係る契約の場合、契約時報前番節の交付 は原料不製としていただきだい。	・現店の資金書法では、資金業者は、貸付付に係る契約を締結しようとする際、当該契約を接続するまでに、貸付の利率等の当該契約の内容を開始する書面を自該契約の利率を入っても利に受ければならないとされている。 ・本来の遺跡は、海市に契約の内容を設明する書面を対するとできまって、一分に借り入れ条件等を提供させ借入の判断ができるようにするためである。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		金融庁	資金業者は、貸付けに係る契約等を締結しようとするときなどにおいて、顧客が借入条件等を十分に環解した 上で借入利酬を行えるよう、十分な情報提供を図る目的から、当該契約の内容を説明する書画等を交付しな ければならないこととしております。	資金業法上、資金需要者等が契約に先たって十分に借入条件等を搭轄した上で借入れの判断を行うことができるようにする報金から、資金書者は、資付けに係る契約を締結しようとする場合には、 曲接契約を締結するまですでは、実施契約の内容をは対する書面を抽接契約の何申予となう之でも第二次には、 曲接契約を締結してとされております。 このは、資金等等をが成ってある。 では、資金等等をは、大きいてはは人であっても区別なく同様の規制がからこととである。 は、資金等等がは、大きいでは、大きいは、大きいでは、大きいでは、大きいでは、大きいでは、大きいでは、大きいでは、大きいでは、大きいでは、大きいいでは、大きいは、大きいでは、大きいでは、大きいは、大きいは、大きいは、大きいは、大きいは、大きいは、大きいは、大きい	
88	令和6年10月18日	令和7年1月20日	240810ST87(3/3)取締役を設置の表社に 対ける完全社社団の取引の添付 書面を明確化する	■云社であれば株主総会議事録で 済むため、取締役の印鑑証明書が 要らないのは不公平であるという。 /これに対して法務省は、「利益相	外の取付書面は不要さすべきである。/そうすると、H31時点で、完全親子を計画の取引に取締役全員の可能証明書が 不要であれば、法務省は、(f)についてのみ回答するのではなく、「(2)につき事実施認した回答すべきではなかったか? (打事への事)、とけ告報は、最後のトリントは上来まさま。」はいる〇〇日をはなる。 / 必知は10種ではなかったから	業登記 ¾	法務省	取締役と会社側において利益相反行為に当たる取引を登記原因とする登記を申請する場合には、取締役会 対置会社においては取締役会議事録を、取締役会設置会社以外の会社においては株主総会議事録をそれ で記録供しなければならないとされています。 第355条 項、第365条	安全製子会社間の取消に登記周辺とする意記の申請では禁主総会議事経スは取締役会議事経の提供な会 また。 では、実際されませんが、当該取引時者において完全報子会社であったことを証すの情報の提供が必要とな ります。そのような情報を提供すべきかについては個別の事業に応じて登記官が適切に利頼しているものと 承知しています。	
89	令和6年10月18日	令和6年11月13日	調理師試験は実務 経験なしにて受験資格を与える。	今間理師試験は 実務経験2年で 受験資格を与えている。実務経験 だして試験にあるから表別を 観2年で免状を与えることを提案し ます。	福祉施設や病院などの問題(5ゅうぼう)では、直営でも委託の場合でも、人子が足りていません。なぜか申し上げますと コロテでは考が減っていて飲食業界の方が働きに来てくれないのです。そこで提案として問題が試験実務経験なして受験 異常をきえてほしいです。短期間で責格を取ることができ、調理師の職権選択数が広げることが可能になり、人子不足が 保用する。	, J	厚生労働省	○原理師試験は、学校教育法策57条に規定する者で、多数人に対して教育物を原理して供与する施設又は 営業で指生労働場合の変める6のにおいて2年以上開理の業務に選集した者について、課理、栄養及び衛 生に関して必要が知識とび技能を有いていることを経営からのとしています。この技能が、実務造して機 得されていることを確認するため、関理師試験を実施しているものであり、受験するまでに経験していただくこ ととしております。	○前述のどおり、実務経験なして、開理新試験を発験することは困難です。 ○現行制度において、社会福祉施設や病院にお加される間重視は、原理師に限定する規定はありません。こ のたってもの地談と可能なもの事では、現行制度においても働きながら開理師免許の所得を 目指していただくことが可能であると考えています。	
90	令和6年10月18日	令和8年11月13日	商工会議所から商工会への組織変更 のための制度整備	「商工会議所」から「商工会」への組織変更のための制度を保存した。 し、小規模だ「市」といても相談で は、小規模だ「市」といても相談で を含まれたしていてたきたい。	工芸蔵が150~50とうです。	人	程済産業省	まず、商工会議所の解散については商工会議所法第60条の規定により定められております。 その上で、商工会法第7条に「第工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、南工業の状況により必要が あるとせは、一の町大はこ山上の町町村の区域とすることができる。上定かられており、他の商工会の地区 東江の地区と重複かな、西工会、国工会の状況により必要があるとされており、西工会と関する。 西工会との対象に多様かな、西工会、国工会の状況により必要があるとされて、西工会とでするこ 西工会の状況により必要がある場合についてはそこに商工業の総合的製活団体として商工会議所ない、商工会と設する必要がある場合についてはそこに商工業の総合的製活団体として商工会議所ない、商の事情が考慮されます。	まで「制度の現状」の記載のとおり、現行制度下で対応が可能です。	
91	令和6年10月18日	令和6年11月13日	高機能工作機械の 準備に助・データ車 2、材料取付・データ車 3、材料取付・開き 用・設計が、開き コード設計しないこと の可能化	Dフリンターで造形する、目動加工 機械で材料を切削する等、高機能 の工作機械を用いることが一般的と	○歯の結緩物の作成等を内容とする「歯科技工」は歯科技工上しか行うことができない(A)。これは、当該行為には高度な技術で歯科技工的な知見が必要であるためと考えられる。 ○現在、指緩物の作成は、PCで設計し度様子・テ化したうえで、3Dプリンタで造取又は加工機械が自動で材料を切削したものと、構造しては上げることが一般的などっている。このうち、虚意データはDSSメモリ等を介して工作機械へ送り、工したものと、構造しては上げることが一般的などっている。このうち、虚意データはDSSメモリ等を介して工作機械へ送り、工 (フォース) (フォー	A. I	厚生労働省	最終技工士法第2条第1項において、商科技工とは「特定人に対する商科医療の用に供する結でつ物、充 てん物文は矯正を置を作成し、修理し、又は加工することとと書きれ、コンピューターを利用して行う通程も 含めて、商料技工に送当するとお示ししています(平成28年4月1日医改商党の41第3号)。 主た、同法第78年7頃において、商科医師又は商科技工士で公ければ、業として商科技工を行ってはなら ないと規定されています。	。定 歯科技工士の業務のあり方等については、検討を行っているところです。引き続き、関係団体等のご意見を踏 まえながら、対応を進めてまいります。	Δ

#0	所管省庁への		担实事情	担定の日体が内容	AR de Yes de	提案	The doctor		所管省庁の検討	討結果		ワーキング・グルー
留写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	- ブにおけ る処理方 針
92	令和6年10月18日	令和6年11月13日	オンライン服業指制限緩和	利用者がヤンライン屋裏指導を各 製工に際、利用者発のFAX等を受け での処方裏部本なしての開発を制 限付きで認めて頂きたい	オンライン個素指導を参望する際、限行の機勢では加力医が偏寿側にオンライン圏薬指導を望の旨を記載し、発行医療 機能及がPAX等で支援されたものについてのみ場本なしての誘動が認められている。この場合、処方基は後日医療機関 から譲渡誘病薬局に支付されることとなっており、そのストマ等務地質自担を避けるためにオンライン圏素指導希望に 対応していないアースがある。また、医療機関で他に成るが多変をよめ換めらの制管者ができないとフラインの としたし、仮に患者からのFAX等のみを提別に認済を行うことを認めた場合。その処方強が二重受付とならリスクも存在す もため、観察文件側の処方温度を確認・回収は必須である。 したし、観察文件側の処方温度を確認。というでは、日本では「PAX」とは、日本では「PAX」となるリスクも存在す もため、観察文件側の処方温度を確認・回収は必須である。 とした。では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	個人	厚生労働省	薬利師は、医師・歯科医師からの処方箋により誤剤を行うこととなっており、二重受付や改ざん防止等の取りを見方蓋の原本管理は重要であると考えています。ただし、患者がオンライン診療を受け、その飲むオンロを服務を受けても実力を含むます。 大手の場合のように医療機関から患者に急力薬を受けする機会が生まれないとから、免労漁の寿養化の一定の配金を割担に、医療機関から支付されたの労働を対象を対象が支援である。 アナウェジリ、メール等により送付された場方養を原本と見ない 国際内等人な分析していると、アナウスを引きまり入口をおり、電子の方面の全国的な選邦が開始されていると、アナウスを引きまり入口をしまった。 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	グラ ・ 地域における医療及び ・ 介護の総合的な確保 ・ の促進に関する法律 (平成元年法律第六十	祀行制度 下 分对応可能	制度の現状に記載のとおりです。	Δ
93	令和6年10月18日	令和6年11月13日	調剤削に薬局で登録医師の確認が必要な医薬品の確認 がある。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	經濟前に專品で登台逐級の確認が 必要在医素品の確認方法(獨局の 多數包養的多名、確認意口以EB 確認可能時間之時間、。確認 簡一確認本與一環影響、複型結果 被一定 被一定 被一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一	語列前に高易で色経音質の液理が必要な搭集品の溶理力法は大来の声音サイト等の記述の違い。素料ごとに、素易の 無限金数の要求、複数対象系数と対象を認める時、確認面は、各性・コールセンター、WEGDの事、表現可容熱性、確認す 全容器が確認する性を認め、定数を表現した必要用です。や自分はの意果などが多域に力たり、その確認の意思。 要性からも特殊を使い、時間や一間もかかります。 要性からも特殊を使い、時間や一間もかかります。 気性の企とは関係してかり、またをは、一般であり、これでは、経路の性質上の大名域が多く、医療の大の 必要性が失かられる中、もうかし大変化した複認力法が整備できないかと思じます。このため、可能な範囲でその統一を 者型します。 「色表サイト」 「色表サイト」 「色表サイト」 「色表サイト」 「色表サイト」 「色表サイト」 「一般ないの、「Webull Vision」(Depth Charles (Depth Charles (Dep	個人	厚生労働省	個別に登録等が必要な裏剤の確認方法については、薬剤の品質、有効性又は安全性に基づき検討が行れて、設定されています。	原業品、医療機関等の 品質、有効性及び安全 性の確保部に対する 対定性(明和ニーエキ法 情報目的十五年	才 応不可	制度の理状に記載の理由により、統一的な方法とすることは困難ですが、適切な運用については3)を続き検 対して参ります。	Δ
94	令和6年10月18日	令和7年1月20日	240825ST92[2/3]徳 代理人が参加識別が 情報を受賞する場合には、復代理人へ 直接授権を認める	る委任状に登記施列情報の受領についての授権が必要であるとする。 本任状に受配権が必要であるとする。 なぜ原代理人である司法書士法 人に登記機別情報の受領権限が必要なのか?/【復代理】民法106条1	の選任権を掲載するととに、直接、整定監測情報の受能を使せ現し、当年していると構成できる。/ 19の3を任状に 程代限。選任の支柱事具を、登起部別精費を製造を行きったできむ情報を表達的では果と大きを自己の自動を主たが得る していることになる。/ したがって、原代理、の受機機程を要件とすることは制造っている。/ 住意理別情報の受債10 規制な高級が提出、申集人が全起認例が概要を要性を対しても他により、自動とは、申集人をと認めませた。 はから、対したが、中央・大きには、中央	商業登記ゲンロン	法務省	登記機別情報の通知は、申請人である登記を集人に対して行うこととされているところ。登記機別情報の 起色受けるための特別の毎任を密けた代理人がある場合には、この差別は、報路代理人に対して行うこと されています。また、代理人が登記機関報何の基地を受けるための特別の毎年を受けている場合が 域代理人が登記機別情報の通地受けまうとするときは、申請人の作成した受任状に、代理人に登記機 朝の通地受けたかの特別の毎任を守る官及び当場を起源情報の通地受けることはでは、 定任することができる首が明記されており、かつ、代理人の作成した多任状に、復代理人に、復代理人 で、日報を記機別情報の通知を受けるための権限を授与する首が明記されている必要があります。	と 民法第106条第1項、	协不可	不動産登起規則が登起期別情報の極度性等に築み、その連知を受けるための特別の委任を受けた代理人 がある場合に限って代理人への通地をするものとしている趣を指えると、既代理人に登起期が情報の通 地をするためには、本人が代理人に特別の委任を行い、かつ、代理人が復代理人に特別の委任を行ったこと が確認される必要があります。 そのため、御授業に対応することは問題です。	
95	令和6年10月18日	令和7年1月20日	240825ST83[3/3] 代理には原要任状 に復代理人の含 記識別情報の特別 の授権を不要とする	あるとみるべきである。/【復代理 はメタ委任である】売買の登記申請	「一般記録が構築を知り得るし、上述のメラレベルの委任事項である情報によって、代理人と回接を任意分としています。 「一般記録が構築を知り得るし、上述のメラレベルの委任事項である復代理によって、代理人と回接手化をすることが できる。/暗号化の委任は、「登記識別情報が、それを知る権限がある代理人から提供されたかどうかを登記官が確認す	商業登記ゲンロン	法務省	登記識別情報の基地を受けるための特別の委任を受けた代導人が多る場合には、この通知は当該代理 別して行うことされています。また、代理人が整定認明情報の基地を持てあるのお別の選手を受けて 場合において、電性基人が登記離別情報の基地を受けるようするとは、実施人の作品、力変せれて は、人に登記期別情報の基地受けるための特別の受任をする旨及び認整登記期別情報の通地受けるこ 別して復代理人選生が基金担任することができる自然別記をおいまった。それの表しませない。 関い、復代理人として当該登記開別情報の通地を受けるための権限を授与する旨が明記されている必要が ます。		协不可	登記識別情報は、不能産登記制度固有の本人確認資料となるものであり、その秘匿性は高いことから、安全 確保のために慎重な意味が求められます。 委任による作用とは、本人の特別を得ていないときは、復代理人を選任することができません。 また、登定間別情報の通知を受ける其外的な各任間違は、本人がその代理人を特に信仰して認めて委任しているものと考えらんこから、未分析を別したでは、意と知識情報の通知を受けることに でいるものと考えらんこから、本人が有別したでは人、の変せは、・意と記録情報の通知を受けることに でいるものと考えらんこから、本人が有別したでは、大人がこの代理人を 本人との信服関係が認められないさめ、復代理人は登記識別情報の通知を受けることは予定をません。 とって、御提案に対応することは困難です。	
96	令和6年11月15日	令和6年12月16日	り災証明(内間府) 被災建築物に急危 (国土交流 者)について	被災護薬物の急危険度料定(国土 交通者) - リ災延期(内閣府)・被災 医成分利定(国土交通省)の使務分 地が各省で示されているが、1本化 できないものか。	り災狂物の発行に時間がかかりすぎており、復旧や生活再建の足かせとなっている。建築物の調査している所が同じであればその結果を活用するなど素軟に対応いただきたい。	個人	内閣府 国土交通省	被災避棄物応急危険度判定は、余器などによる二次災害の拡大防止のため、有区町村が被害の状況 譲され間実施か必要と判断をわる場合に、二次被害を防ぐ必要があるエリアに重点化して行われるもの ・ 機災延縮を受けり削減となる性の必要を必要を決しませな。 ・ 機災を対象を対している。 ・ 機災を対象を対している。 ・ 機災を対象を対している。 ・ 機災を対象を対している。 ・ 機災を対象を対象によるが必要を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象がある。 ・ 地域有名の仕事の必要によった他を対象とはあるとのできる。 ・ 地域有名の仕事の必要によった他を対象とはあるとのできる。 ・ 地域有名の仕事の必要によった他を対象とはあるとは一般を対象を対象を対象を対象を対象となる。 ・ 地域有名の仕事の必要によった他を対象とものですが、例文に確実は影響の交付の前側となる仕事の検 ・ 地域の表を実施するにあたり、被対重等的な必要を実施したいでもの急性を実施するにある。 ・ 他のとことで可能としており(金)、中心の年度を半急性のによったいる心急を実有での結果が依害協定関係と ・ 他のとことです。 (※)災害に係る仕事の被害形式を基準運用指針(令のを年5月・内閣府(防災担当)接称) はなの被害能定に関金を実施するに、当たり、傾斜度などの急急機度料定に係る競争の内容と共通する終 あることから、本事用指針による報言数を提案によった。 の目的等が保存なことを指数されている場合によ、類 の目的等が保存なことを指数されている場合によ、類 の目的等が保存なことを指数さえ、ことでの内容を活用することも考えられる。」	で 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工	记行制度下 分分心可能	現行制度において、被災建築物応急危険度判定の内容を被害認定調査に活用することを可能としているとこ さてあり、その書を自治体に周知するなど、引き続き、被害認定調査及び確災証明書発行の迅速な実施に努 かでまいります。	

番号	所管省庁への		担实表表	担実の見せが中南	17 ± 10 ±	提案	-r Ar do sh		所管省庁の根	食討結身	Į.	ワーキング・グルー
留写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	プにおける処理方針
97	令和6年11月15日	令和6年12月16日	自立支援医療 (精神 通院医療) について	自立支援医療の制度を使うと医療 費が安ななり助かっていますが、病 院と裏筋が事前の登録された場合 でなければならないという制勢があ するのため、このという制動があ するのため、このというという。 でのため、このとのというという。 でのため、このとなると別ののという。 でのため、このとなると別ののという。 でのため、このとなると別のである。 でのため、このとなると別のである。 では、を選挙が高期になってしまうた。 の、事例登録の制約やを廃止してもら いたいです。	自立支援医療の制度で病院と医局を事前に身続しているのは、受診理や地方理を含むんと確認するためたと思います が、マイケ環境を含めませ、どこの原産機関でもこれらを確認することが容易になると思われます。 そのため、病院と最多年前に登録してければならないとが過ぎを対しる必要がななると思われるので、事前登録を 廃止すれば、例えば、外出先に薬を忘れてしまって、念きと愛診することになっても、自立支援医療の制度を侵って受診し て、ふさんとどの診察を受けて薬をようできた。人が大使用している病院と発露が対策の影響で使えなくなっても、別 の医療機関で自立支援医療の制度が使えたりするなど、事前登録を廃止することで、メリットがあると思われます。	個人	厚生労働省	総合支援法策34条第2項において、「市町村等は、支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、都温前県共和市が指定する協議機関以より「預定自立支援政策機関」という。の中から、自該支給認定に係る機會者等が自立支援政策を受けるものを定めるものとする。」とされている。	総合支援法第54条第2 項	2 対応不可	自立支援医療は、臭好な治療関係の機能や医療費の管理上の必要性から、また公費負担医療制度の適正 な利用の製品から、基本的に一ヶ所の医療機関での治療が想定されておりますので、支給設定の際に、受診 者が自立支援医療を受ける指定自立医療機関等を定めることを廃止上することは困難です。	
98	令和6年11月15日	令和6年12月16日	刑法第175条の廃止 または改正に関する 規制改革	割送第175条の表現の自由保護並 化として、成人向けコンテンツや文 化の表現に対する機関の緩和性薬 家します。具体的には、芸術、文 メーチマイドに対っる機関の 環人向けコンテンツに対する過度が 環人向けコンテンツに対する過度が 環人向けコンデンツに対する過度が 環人向けコンデンツに対する過度が 最累別の活動を保険する例が提定を 以前が変化をつい、日本のプリエイ でもの対象を使って、日本のプリエイ	表現の自由の侵害条件や文学、メディアの表現が、割捨が3条により過度に制度されています。特に、日本の意識、ア エメゲーム産業においては、この製物的創業性や産業の発展と開催している考えられます。表現の自由を授業する とは、文化の多様性や産業の産業に高与するものであり、法律の意識にが必要です。 インテーネット時代への対応選化インターネットので書たより、実社17条が密調する機制の効果が限定的になっていま す。VPMを利用して高分のコンテンツにアウセスすることが容易に繋化したあい、に関連が高力のでの開始は契条的ではい場 は、PPMを利用して高分のコンテンツにアウセスすることが容易に関係したあい、に関い場合のその原物は契条的ではい場 は関節的影響のの第一条の影響的がより、展別を扱い、日本の人が大きの意思する名誉が実施しません。	個人	法務省	禁法等175条は、第1項において、かいせつな文章、周囲、電磁的記録に係る記録接続その他の物を係布 し、又は公路とは利し、学者なで電気差極の支援によりわいせつな電磁的記録その他の意味を明布した者を 第2項において、有償で頒布する目的で、第1項の物を所持し、又は同頃の電磁的記録を保管した者を掲到 することを規定しています。	利法175条	対応不可	別法第175条にいってかいせつ」とは、最高数判所の計例によれば、「核らに性況を影響又は制御せしめ、かつ、需要人の正常な性的高級。とを製、需要な性的温機を担こますることというと終されており、同素の体 規要得は関格性に欠けるものではなく。表現の自由を不当に制限するものではないことから、同素を廃止又 は改正する必要はないと考えています。	
99	令和6年11月15日	令和7年1月20日	育児体業給付金に 係る給付条件算定 期間の延長につい て	して、育児休業開始前2年間ないし け 条件を満たせば4年間に みた	制施における平均年齢が高齢化していくか、制度の平均年齢も高齢化している。その中で9人子ともを意みたいとなると、 3人名子ない。以立2億差での出産計画をしている人も多いと考える(策勝に自分もそのように書えている)。しかし、2人までは年子で進んでも前本手をいただくことができるが、3人目を多子ない。2億差で得らとした場合、(2年ない」は4年以内にみなり、後期間が12か月上りに分4年と近上できるが、3人目を多されている時間が12か月上いウイミンだは異なり、後の側して出産計画を立てるもしくは、年前的な国由から、3人目をあきらめるという選択をする人が出てくると考える、表別として少々と対策に本義を入れている中で、ぜいこの法律を改革し、経済的な場由から3人目の出産を締めることのないようこ支援いただきたい。	個人	厚生労働省	原則として、育厚株業を開始した日前の2年間(※)に賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月(資理体業 開始した日前の2年間に賃金支払基礎日数の11日以上ある完全月が12か月に添たない場合は、賃金の支 払の基礎となった時間数が30時間以上である完全月が12か月に添たない場合は、賃金の支 払の基礎となった時間数が30時間以上である完全月が12歳取して12か月以上あるときに再見体業務付の受 終資格をなる。 ※有見体業を開始した日前の2年間に、長年、負傷等やむと得ない理由により引き続きの日以上賃金の支払 を受けることができなかった開始が4年を指えるときは4年間)	雇用保険法第14条、第 61条の7	対応不可	育児体業給付金の支給に、「制度の現状」に記載の一定の要件が定められている適省は、労使に負担いただ く保険材を主な原資としている用児体業給付金について、給付と負担の一定の均衡を図ることで健全な制政 運営を行っていてことにあるため、その要件の変更は掲載です。	
100	令和6年11月15日	令和7年3月18日	240907201[3/3]裁判所へ提出する登記事項証明書の添付者略、持分の配數がない証明書の発行。	R3行政改革10 担実は、不動産所 有者が非常に小なな特分を他人に 移転して共有状態になれば、登録 情報のテーラ量を無限に得せませ、上てなるが高 と取情機様サービスではなが高 と取情機様サービスではなが高 大大文学が参照になるため、持分の 記載がない経費がはない。 決分の1条条とからである。/ たとえば、 決めの1条条となどの無常の上でよう。 との他のALLよると12条形になり、 にの他のALLよると12条形になり、 にの他のALLよると12条形になり、 にの他のALLよると12条形になり、 にの他のALLよると12条形になり、 にの他のALLよると12条形になり、 との他のALLよると12条形になり、 との他のALLよると12条形になり、 サービスは、指数では、 サービスは、指数では、 は、 関係が対象がよるとない。 情報が対象がとされている「電量法 指摘が対象がとなれている「電量法	に必要な書類等」では、「共通の必要書類等」として、「競売目的不動産の全部事項証明書」が必要らしい。/そうすると、 相保不動産を売却するのに6000万円の手教料が必要になって、事実上、競売妨害ができてしまう。/貸付金1000万円を	- 商業登記	法務省	不動産登記は、国民の権利の保全を関リ、もって不動産に関する取引の安全と円滑に置するため、不動産の 表示及び不助産の機利を登録に2分末する制度であり、登記事項証明書は、登記記録に記録されている事 课を招明するもので表においては、申立書に登記事項証明書を活付して提出する必要があり、担保権の 実行としての抵免においては、登記事項証明書を提出する必要があります。	各 第107条		制度の原状欄に影響のとおり、不動意整配は、国際の幕幹の保全を関リ、もって不動産に関する影引の安全と円滑に変するため、不動産の表示及び不動産の権格を整定階に必ずるもの。不動産の表示及び不動産の権格を整定階に必ずるを自復であるため、その趣音を鑑めると、持つ配金がないて動産の受配事態影響を受けることだっません。 民事執行の場面において登記事態を開意の提出を必要とするかどうかについては、全部8年6月14日に公 民事執行の場面において登記事態理器の提出を必要とするかどうかについては、全部8年6月14日に公 様々(有初年度)を対している。 成立たに実際原本機能に対して機能を提供値が高時の推進を図さたの関係は他の整理に関する法 様々(有初年法律部5号)の近上内容を認まて、集高裁判例において、今後、民事抵行規則の改正等によ が別が経済がよるものと参加してすぐなお、同談上なる正確の定率が譲渡り接近事に得より、 いては、登記事項証明書の提出は、担保権の実行としての政策の開始のための実行とはされていませ ん。)。	
101	令和6年11月15日	令和7年1月20日	投資専門子会社に よる他ファンドの事 務受託を解禁	「政策専門子会社の業務範囲に、 ①投資専用関係業務委託集、②運 用の対象をおび方針を決定する機 限以外の連邦を行う権限の全部の 受託を追加する	「重が国においてスタートアップ投資が拡大し、ONCや大学系ファンドなどが増大する一方、設立後間もないファンドにとって、各種ファント事態によい、ペンタブラスス素的は重新である。 で、各種ファント事態によい、ペンタブラスス素的は重新である。 ウが集めっ葉組合れている投資電子である。 ウが集めっ葉組合れている投資電子である。 ウが集めっ葉組合れている投資電子である。 で、全型電源を削減に関がる。これにより、我が国における新向ファンドが増加し、資産運用立図の促進及びスタートアップ の育成につながると考えられる。	都銀懸話会	金融庁	銀行の子会社の業務範囲は、法令において規定されている素務に関られています。 投資専門子会社の業務は、出資等とそれに附帯する業務及びコンサルティングなどの一部業務に限定されています。	銀行法第16条の2第1 項第12号 銀行法施行規則第17 条の2第14項	対応不可	銀行の特定子会社(投資専門子会社)の業務範囲については、金融審議会(銀行制度等ワーキング・グループ)増售(200年)において、行政者等(会社のルンスオン支援能力であため、ユンサルディング集务なことできる。 こうない アンドライン (本名 大学 大学 (大学 (

悉문	所管省庁への		担实表示	担実の見せが中央	Hi da Vii da	提案	To the six of		所管省庁の検討結果	₽.	ワーキング・グルー
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
102	令和6年11月15日	令和7年1月20日	投資専門子会社の 投資対象拡充の会社 テャービジネス会社	《とも栽和する ※東証グロース市場等のスタート アップ向け市場に上場 かつ 一定		都銀懇話会	金融庁	銀行は、投資専門子会社を通じて新事業活動を行う会社へ出資等による資金供給が可能(基準継決権数を 超えた議決権保有が可能)ですが、銀行法施行規則第7条の7第3項において、当該出資等の対象となる金 社社、金額協議別所に上等なれている株式又は30%元券相談、参数銀額第二数録されている株式の余 会社は小かで、設立の日または新事業活動開始日は同20年を軽適していない中小企業者に限定されています。	・ 「銀行法第16条の2第1 行 ・銀行法第17条 行 ・銀行法施行規則第17 は 条の2第5項	新たな事業分野の開拓を幅広く支援する軽点から、銀行グループが出資可能なスタートアップの設置を拡充 するため、複雑体の発有制度の例外となるペンチャービジネス会社の要件を緩和した銀行法貼行機制の一部を改正する時間所命が令和6年11月30日に施行されました。改正後の制度の運用状況や議決権の保有性限の例外・措置の連旨を踏まえ、更なる要件緩和の必要性について検討して参ります。	と、物料
103	令和6年11月15日	令和7年1月20日	投資専門子会社の 投資対象拡充(合同 会社等)	「政府専門子会社による「他の株式 会社に別しその事業に必要な資金 会社に別しその事業に必要な資金 を供給する業務について、「他の 株式会社に等に同じ、「自己の事業に必 要な資金を供給する業務」として、 「自治院社士の名」副談会社の社員 もかりの原本法とは優先の社員 がある。 「自治院社」の社会 は実の持分または信託の受益権の 教権および保有、「当該会社を報 自員とする事業有限責任組合の出 別の持分から、「当該会社を 加する。	「政債専門子会社による「他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務」について、「他の株式会社「等」に 対しその事業に必要な資金を供給する業務」として、合同会社である当該会社の社員科分の取得および保有」、「当該会 社を相手方よする部員契約の選挙分子または信託の受益権の取得および保有」、「当該会社を組合員とする事業 有限責任組合の出資の持分の取得および保有」を追加する。	都銀懸話会	金融庁	銀行の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 投資署行子会社の業務は、出資者とそれに解帯する業務及り出発を等に対するコンサルティングなどの一 該条務に最近といいます。 分数署子子会社の出資等については、銀行法施行規則第17条の3第2項第12号において、株式会社に対す もものとされています。	M(1)M(0511/05/73/71/1/ 検討を予り	銀行の投資専門子会社(特定子会社)経由で出資するペンチャービジネス会社について議決賠保有制限の 例外が設けられている施設の一つには、銀行グループによるペンチャービジネス会社を接への配塞がある ころ、投資専門子会社による資金供給方法の拡充については、具体的なニーズも踏まえながらその必要性! ついて検討して参ります。	- ع
104	令和6年11月15日	令和7年1月20日	「ベンチャービジネス 会社」における中小 企業要件の撤廃・緩 和	近条寺経高城に広海4条県1県C集 議、3級立後又は新事業活動開 始日以後10年未満)のうち、「2中 小企業(中小企業等経営施化法第 条第1項で定義)」の要件を撤廃す る 一部族が困難である場合、少なくとも 中整企業(弦正産業時争力強化法 (2024年9月2日施行)において中堅	区タートアップ企業は、事業が非連接的に成長していてとによって、レイター期以降には、資本金額や従業員数が急増し、左記22中小企業(中小企業等経営能化法路2条部1項で定義)の要件に搭触しては予決が生じる懸念がある。 はの懸念は、他に左記3単に増または非原語売買者指数を乗行会社の譲渡・課和が実施して場合には、支が高さらしている記念は、他に左記3単に増または非原語売買者指数を乗行会社の譲渡・課和が実施して場合には、より消毒さらしている。このでは、他になることをは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないのでは、大きないるというでは、大きないのでは、大きないるというでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないるというでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないるというない。	都銀懇話会	金融庁	照行は、投資専門子会社を適じて新事業活動を行う会社への出資等による資金供給が可能(基準議決権整度対し、上間を構造を指が可能)ですが、銀行法指行援制書が係る2部5項において、製造出資等の対策となる。 で超え上間決権を者が可能)ですが、銀行法指行援制書が係る2部5項において、製造出資等の対策となる。 行者である会社以外で、設立の日または新事業活動開始日以間の年を経過していない中小企業者に固定されています。	及 ・銀行法第16条の2第1 ・第二次第一条 ・銀行法第1次等 ・銀行法第1次第一項 第一条の2第3項	新たな事業分野の開拓を幅広く支援する観点から、銀行グループが出貨可能なスタートアップの設置を拡充 するため、銀法権の発有制限の例外となるペンチャービジネス会社の要件を緩和した紹介法無行規制の一 影を改正するが開新から物品を用う3回に指示されば、改正後の制度の運用状況や選決権の段和 限の例外指置の適当を選まえ、支なる要件維和の必要性について検討して参ります。	원 . 豫네
105	令和6年11月15日	帝和7年1月20日	現物分配で株式を 取得するケースを継 が体を取得る場合の 例外事由に追加	は、銀行又はその子会社)の、当該 有限責任組合員に対する組合財産 の現物分配による株式等の取得 を、追加頂きたい にまた、当該取得に係る株式等の処 分には相応の時間を要すること等 に鑑み、当該取得により護決権取	で設備事業有限責任組合(外間の法令に基づいて設立された団体であって設備業業有限責任組合に類似するものを含む。以下同じに係る場合契約においては、00個の投資を出活物の自由環境保全有額に、00分は清算人が一支の場合した。以下同じに係る場合契約においては、00個の投資を出活物の自由環境保全有額に、00分は清算人が一支の場合した。したい、実際に、00分は清算人が一支の場合同じためた。ことが多いしたい、実際に、00分は対策が対象では多いでは、20個の投資をはるかったが「実施した」と表しては関本されることが多いとかった。このような関係が自然と対象が対象が可能とされない。「日本のような、10個の投資を対象が関係で対象とされない。「日本のような、10個の投資を対象に対象が支援を対象が関係で対象とされない。「日本のような、10個の投資を対象としている。「日本のような、10個の投資を対象としている。」と、10分の投資を対象と対象と対象としている。「日本のような、10個の投資を対象としている。」と、10分の投資を対象となる。「日本のまた、100円は一位ではいないったもののように表し、10分の投資を対象としている。「日本のまた」と、10円の力は一位では、10円の力は一位でありまた。「日本のまた」を関係しないました。「日本のような、10円の対象に対象としている。「日本のまた」を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	都級懇話会	金融庁可引委公会	【金融行】 銀行又はその子会社は、国外の会社の議決権について、合算して百分の五を超える議決権を取得・保有 まの大ないととされています。 その勢からとは、担保他の実行による様式等の取得等がありますが、その場合においても、内閣影理大臣 の承認を受けた場合を除る、1年を超えて保有してはならないこととされています。 (の正記は見事が1条第一項では、事業支配の必要の事件の所は、終1金融会社と非金融会社はが近 第一位によって対象との問題が発生することを防止する報告から、銀行業又互保験業を運営会社はが近 第一はいう。)が他の関内の全社(以下は未支持行会社という。)の様式に長る議決権(以下東口「議決権」は、 第一位という。)が他の関内の全社(以下は未支持行会社という。)の様式に長る議決権(以下東口「議決権」と)とその影響との認識を制むが、保護を変きな合社となっては「切りを提出。ですることとなる事故とは、 は、関連の連邦が解められています。 しかしながら、これの場合におして、近日等が、株まを与金社の機体と同じを担えて着する。 となった日から)年を見えて高議議決権を発者しようとするときは、あらかじか公正取引を員会の認可を受 けなければならないとされています。(何条業を項)。	銀行法施行規則第17 衆の京都項 (企正取引導員会) 村強品禁止法第11会 引起上法第11会 列企正取引使用企業 が 立正取引使用企業 力・する法律第1年 デタ 第1の中の東京 第1の中の 第		3場の

番号	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案	元 然 小 。	所管省庁の検討結果 ワー・ウェ
世与	検討要請日	四合取りまとの日	佐余争坝	旋条の具体的内容	泛条理 田 主体	所管省所	制度の現状 該当法令等 対応の概要 対応の概要 が 対応の概要 (
106	令和6年11月15日	令和6年12月16日	銀行ゲループによる 外部アンドを通行を 制度的な語号資産 取得等の柔軟化	はた暗号資産の間接保有さいった 銀行グループの関与が低いものに ついては ファンドへの出資にかか	□新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」を請求え、投資事業有限責任組合の取得可能資産に 博予製度が通加された法定及正が成立し、また、「資産運用工業実施プラン」と指索え、無限運用用者の機械活用等による 映成3000港連びルートアップを要率のの政長所金の企業的が認また。ている。 地域3000港連びルートアップを要率のの政長所金の企業的が認また。では、 地加するとともに、前号収差自体を投資対象に含めていなくと指导を展にかわれるファンドは増加ていくこが想定さ はあれる。 に上が高加により、帰号資産にかかわるファンド・企業が一般化していく中、銀行グループによるファンドへの出資が、実施 によくさないかで、銀行グループの服务が低いものに含めな、物態を増加が集となる場合。必要操い情景の信号資産を 関係を必要かられる銀行グループは、後守的にファント企業か一般化と変化さる場合。必要操い情景の信号資産を 関係を必要かられる銀行グループは、後守的にファント企業を の出産を進度させるを得ないこととなり、結果、銀行グループ によるファンドを進むたこれら企業への振気資金の供給が阻害される最小多る。	金融庁	銀行グループによる指号資産の股保は必要最小限度の範囲とする必要があり、かつ、銀行グループの業務において、暗号度の股保、保有又に成分等(暗号資産を実質的な投資対象とするアンドに対する出資等の開始的な力能によるためを含む。以下暗号資産の股保等にはいて、対しては、銀行の股格業施・自主を行為の開始的な力能によるためを含む。以下暗号資産の股保等に関しては、以下は、10分割を持ちませる。 10 を 10
107	令和6年11月15日	令和8年12月16日	有価証券届出書の 最近党除基準の引 上げおよび簡素な関 示制度の導入		「斉衛証券組出書の届出が免除されている「調達金額・信円未高」の基準の引上げ。 「斉衛証券組出書をよび手衛証券者知書について、スタートアップ支援の拠点や現在の市場環境も踏まえ、募集金額の 会 多書等に応じ配数内容をより一層段階的に簡素化した制示制度への見重し。	金融庁	(受望事項①・②) ・会融商品取引法事 ・会融商品取引法事 ・会融商品取引法事 ・会融商品取引法事 ・会融商品取引法事 ・会融商品取引法事 ・表示 (選挙事項②・②) ・会社の募集 (支持でも対土の支援、コールレートガバナンスに関する情報について、会社法上の事業程 ・会議の募集 (支援・対・なる受がの)をす。 (大き、(大き、)会議商品取引法事 ・表示 (選挙事項②・②) ・会社の場本でも全、(大き、)会議商品取引法事 ・表示 (選挙事項②・②) ・会社会を任めいます。 ・会社の場本では、(大き、(大き、)会議の(は、(大き、)会社会の募集 ・会社の場本のが表示 (大き、)会は、(大き、)会は
108	令和6年11月15日	令和3年12月16日	私募制度における名 種変件等の見直し	変更の転換の対象の対象の変更により	□ まにおけるスタートアップの数かない資金製選手段の一つであるか人数私裏において、そもそも資金の出し手を限し出すことが難しい中、人鬼上腰を146名以下上相当に規定したうえで人気需定方法を148的パースとすることは、勧誘を実際に行って投資をの反応を確認する前に、当該条件に投資を行う両性が非常に高い投資を25・パイントで推測するまたこと後は、ものであり、スタートアつの資金製造の機能を必要以上に割りているため、120年間イルスへの変更が必要。 「「「「「「「「「」」」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「	全袖行	(要望事項2) 日本長寿業会の自主規制ルール(店頭有磁医券に関する規制)で原制度止されています。 (要望事項2) 日本長寿業会の自主規制ルール(店頭有磁医券に関する規制)で原制度止されています。 (要望事項2) 日本長寿業会の自主規制ルール(店頭有磁医券に関する規制)で原制度止されています。 (要望事項3) 日本長寿業会の計画機能的資素に限定されたウェブサイトを利用しない場と、インターカット等 (要要事項3) 「出版」を必要が特定投資で通路機能的資素に限定されたウェブサイトを利用しない場と、インターカット等 (要要事項3) 「はは、自動します。 (要要事項3) 「は、自動します。 (要要事項3) 「は、自動します。 (要要事項3) 「は、自動します。 (要要事項3) 「は、自動します。 (要事項3) 「は、自動します。 (要事項3) 「は、自動します。 (要事項3) 「は、自動します。 (要事項3) 「は、自動します。 (要事項3) 「は、自動します。 (要事項3) 「は、自動しません。 (要事の3) 「は、自動しません。 (できる)

悉문	所管省庁への		担实表现	担実の見ばめた京	AD de Vici-le	提案	The fair also also		所管省庁の検討	討結果		ワーキング・グルー
曲写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
109	令和6年11月15日	令和7年3月18日	特定投資家の範囲 拡大及び利便性向 上	「政資家保護を担保しつつ、特定投 資家成りの要件を満たすと考えられ る投資家に対する、特定投資家成 りに関する能動的な情報提供又は 勧誘が可能となるよう。「『特定投資 家への移行」の勧誘を行うことによ り投資者の保護に欠けることとなる ホぞれがある場合、が国生体的にど	トラブリニョする資金機能を拡大していくには、そのように考えられる画面の一つりとつに対象していて上が必要、 二色投資者から東文財業での発行物能である。の表の一つである計算なの知識機能を有する自は、2022年1月 に無信の見直し後も、上部2回(ア)・(エ)のように、金融販達の業年経験・状態、根末学・経営学の表面・研究、経営コ サルタントというものに限定されており、企業経営そのものに従事し、事別メクンを理解する会社投資、経営書等部が含 まれていない。 日本企業経営工能わり、事態リスクを開催している会社投資、経営等的は、その情報収集力、分析能力やリスク管理能 力が上部20回(ア)・(エ)に限行る者に実施するとは考えていてたから、会社投資、経営計略を行待をの知識経験を有す 合業に追加する必要がある。 「耳:、株定投資家県の要件を添すさ考えられる個別の投資家に対し、金融機関が影動的に特定投資素制度に関する情報提供を行うたり考えたとなります。		金融庁	(原型事項①) 特定投資本の移行の申出が可能な要件の一つである「特定の知識経験を有する者」については、 に係る基務の従事経験者、総条字・経常学の教授又は准教授者、記券アナバスト 証券外務員(一一 実務を発有等)を基立シナルシン未発を総裁者での他の者であってそれらと同等以上の知識及び移 するもの(バスケット条項)、が規定されております。 特定投資本への移行の勧誘を行うことにより投資者の模型に欠けるおそれがある場合には、適合性 に選集することによる考えられます。 また、特定投資業私募等において、一般投資家に対する勧誘を行う場合には有価証券届出書の提出 必要となります。	種)の 金融商品取引業等に (要 を	要望事項 シンプト 要望事項 シンプログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ	(東望事項①) 会和商品取引集等に関する0&A」を改訂し、有価証券についての金融商品取引契約の締結 に関する1時を2の出態機能を有する自の始間バスケット来算において、一定の会社投資・経営幹部等が基本的に関する1時を2の出態機能を有する自の始間バスケット来算において、一定の会社投資・経営幹部等が基本的に関することをもあられるこ者の明確化を行っております。 (愛皇事選②) 金融商品配引業者等による投資家への影響が投資者の保護に大けるおされがあるかどうかについては、保御事等によりは関することで、特定投資家への終行の正規部と行って、特定投資家則付続制度(小・のの国金を投票がよった。特定投資家への終行の正規部と行うこと、特定投資家則付納制度(小・のの国金を投票がよった。特定投資家の終行を1、対定投資家の同じ、特定投資家則付い、保証を対象に対して、特定投資家則付い、特別度(小・のとなりを対象)の終行をしていない投資者のうち、特定投資家に対するための場所を表示しているであろうと見込まれる投資者に対して、対定対象が開発の国金の接続を対象に対して、対定対象が開発し、対象が表示しているであるうと見込まれる投資者が対していない投資者のうち、特定投資家に断すするための場合を表示しているであるうと見込まれる投資者が対している。	
110	令和6年11月15日	令和6年12月16日	助店・債権譲渡を払 におけるオンライン 登記制度の有効活 用について		付において、債権譲渡を記録には双方の勝木原本と書画の申請書を印刷し、法務局へ持ち込んで登記する必要があるなど、プロセス全体の効率化のポトルネックとなっている	都線懇話会	法務省	勘定・債権協議を影や時間については、設定・債権協議を影に規則第9.4条第1項の規定に基づを、オント より行うことができます。この場合には、申息人等は、動産・債権協変を配規制第26条第1項を等には 申項に係る情報に需要を記規則第38条の41に定める計畫を構したものであることを確認する さい、まず、 は、対象を記されるできるとは、当該共戦のであるが当該は置を携したものであることを確認する さい、事項を終する行業として、数を「機関等をが当該は置を携したものであることを確認する は、対象を終する行業として、数を「機関等をが当該に関係26条第4項条号のし、呼んのに該当する なお、同号の号の規定によるは最水圧の定めるもの」としての電子証明書は、法務省中において機関 り、URL)、現在4事業者を認定しています。	制げる として 商業登記規則第33条 の4 助産・債権譲渡登記規 則第26条第4項	広不可	脚道家の例として示されている「プロックチェーン技術を活用したもの等」による電子署名については、商業を	
111	令和6年11月15日	令和6年12月16日	「従たる特定資産」 の製件機能と特定 支産 支産 の定義追加 の定義追加	は「TMKスキーム」資産の流動化に 関する法律以下、資産流動化法) における「従たる特定資産」の要件 を、「経済の主従し来のすご物理 の・機能的一体性のみを求める形 に緩和「「DOを構成する影像」(サー バー・電源設備・空調設備・ネット フーク機器等)(以下、DO影像)を 「従たる特定資産」として終密) (10FT) 影が様性おりが後まま」「	国語等化対象不動産の資産規模は50兆円を上る規模にまで拡大、マーケットとして十分に成熟しているものの、新たな社会的ニーズへの対応が必要であるという思議。 「国等・国内におけらいがが高速していることや扱う事業者に対し経済安全保護や安定した電力供給体制を強みとして国際・国内に対している。このは支持体法と、その結果テットインスニーズが拡大している。このは支持が拡大している。このは支持が拡大している。このは支持が拡大している。このは支持が拡大している。このは支持をいるエームには、自動をなるこのは関連は不適をである場体よりも価値が大きいことが、大きのは大きのなどの受難は大きなものは、自動をである場体よりも価値が大きいことが大き、その場合、1MKスキームにおいて、20段階は対象を定める。20段階は対象をである場体よりも価値が大きいことが、その場合、1MKスキームにおいて、20段階は対象に対した。このの影響を含め、一体的な対象と対象とはありませ、1では、200円を目的では、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1のでは、1の		金融庁	① 資産流動化法上、特定資産に関しては、信託設定義務(法第200条第1項)、資産流動化計画への 指(法第5条第1項)、接受契約等今の場局への理址機能(法第200条第1項)等の規格が設けられてい ただし、特定資金の力を、予期産率(計成して用いられる状態を実施するの。と今との実体を表示して いては、(契と合特定資産」として、信託設定業務の免除者の特別が設けられています。(収と合特定 実とされています。) 2 投資法人には「中にもいるといるについては、機能のよ生役間向のは、最初的な主党機関 まとされています。 2 投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されてい 特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー免電設備などが設合で限定列 ています。	のにつ する法律第4条第3項 資産」の 第3号、同施行規則第6 系も必 ②投資信託及び投資 定	対応不可 検討を予	① 限行の要件は、不動産等に付随して用いられる資産については、その性格上、投資者にとって極度等が 軽微な資産も多く、投資者保護上、一定の規制の適用を免除しても問意ないと考えられるとの背景と踏まえ、 設定されているところです。 底に経済的な主観所係を求めないことした場合、データセンターを構成する設備の価値が例えば不動産 等の価値を超えるような場合にも、信託投資機能等の規制が免除されることなり、投資者能は上間値があ も考えれることから発生した関係と のと考えれるためを発生した。信託投資機能等の規制が免除されることなり、投資者をは上間値があ の場合を加入するというから表面には関係として の異なかなエースが存在することを制定して、資産しての独立性や短期代、実施機能性などを給金的に 制薬している要があります。提案の内容については、先才に具体的なニーズ等について、関係者から傾立 いまとを聴いたして、資産の種類ごとにどのような対応策が考えられるかを含め検討していく必要があると 考えております。	
112	令和6年11月15日	令和7年2月18日	確定拠出年金の連 用商品能外に関す る可定取得要件の 載和		電・音型器を協出するは2002年3月末時去で扱入者物の5万人、運用資産残高:18.8条円に達しており、個人の老後に同けた電影的によれて電車を必要が指しまって、公制官である。 回けたの電影的によれて電車を必要が指しまって、公制官である。 では、段度性の込む無額率引きでは「公長等の少年をしており、全量を確定機関するにおいても、加入者料益の世虚の人が指えるより等のことが、三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		厚生労働省	確定拠出年金における連用商品の除外については、確定拠出年金法第28条に基づき、その商品では 合者の3分の2以上の同恵を得ることとされています。	確定抵出年金法(第26 確定抵出年金法(第26 第27 年 第27 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	応不可	確定集出を参における運用商品の枠がについては、開機型の除外の場合においても高級商品で運用を継 様で在ななる場の影響が生じることかか、当該商品で運用している者の思見と十分に募集するの差がありま することにより、運用商品を物外することを可能とする要件接和は困難です。 もことにより、運用商品を物外することを可能とする要件接和は困難です。	

番号	所管省庁への		担实表示	担定の日体が内容	和中亚	提案	To the six also		所管省庁の検討	結果	ワーキング・グルー
曲写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	応の 対応の概要	る処理方針
113	令和6年11月15日	令和6年12月16日	非居住者の法人顧 客に対する本人健 認方法の見直し	上外国の中には、犯収法が認める本 人概認書類の取得が難しい面があ も、例えば、質立行から利用者の申 動にないて開始、実制を発行している があった。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 がしている。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、力している。 から、一のである。 から、一のでは、 から、一のである。 から、一のでき、 から、一のでき、 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から、 から	□ 雇開設に際しての本人確認で必要な実際において各国制度との連いが生じていることから、口産開設に時間を要し、 結果として海外投資家による日本国債や日本株の売買等、日本の金融市場への参加の足かせともなっている状況の解 消を目指す。	都錄聽話会	警察庁	が国に本店又は主たる事務所を有する法人の本人権認書額については、日本国政府の承認した外国政府 又は種類ある国際機関の発行した書館その他においまするものであって、犯罪による収益の解析が正に関 するような場合であった。 より、は、日本のでは	工事而上占收益の移 転折点上信買了名法律 施行提別平成20年內 有人設務者。原生范围 省、国际人选择 《国际人选择》,原生范围 第一条,是等人是一部 第一条,是等人是一部 第一条,是等人是一部 第一条,第一条	外国における法人登記事項証明書等がオンラインでのみ発行されるものである場合であっても、当該書類に ついて官立所等が正当な書間によう世表刊に上か計正等書であるといえるのであれば、オンラインで受賞し ので表した。及り提出などを登場を開始中により出来るを観信等した。近十ちろ法により、非対重での本 不可 人物主席で、及り提出などを登場面接伸により出来るで観信等した。近十ちろ法により、非対重での本 一方で、別事業の付起が同能です(別規則指令と第1項第3号)。 一方で、別事業のわらはアから出たよる経路や、共等を選出して外間の反倒企業が発行する会共料金の値収 書による短記は、その発行主体が日本間政府の未認した外間政府等ではないことから、特定事業者がその 具工性を判断することは問難であると考えられ、それらを認めることは問難であると考えます。	
114	令和6年11月15日	令和6年12月16日	海外の組合へのUP 出質に係る鏡決権 保有制限緩和	・海外の団体へのLP出資を通じて 取得・所名する個内の事業会社の 技工等についても、日本の総合へ のD・出資を通じた場合と同時に 護送権を行張できず、かつ、選送機会 が構造を目標してきず、かつ、また。 行成上の3%ルール等の分子から 級では、たります。また。または 数でする際の当局が認を不要とする 具体例、銀行からLP出資した海外 (2015日本本意への数を大いた。 上の15年日本の日本企業の周 実施をお掘りますると見越れる 場合においても、当局承認を不要と する。	・施決権を行使できず、かつ、業務執行組合員等に対し施決権行使についての指認ができないにもかかわらず、日本と海外とで規定が異なっていることで、海外の団体へのLP出資を通じた株式等の歌得にあたって障害となり得る。	≨ 都線懸話 会	金融庁	投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二第に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合 合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式(有限責任組合員が譲決権を行復することができる場 合等を修く、)等については、議法権保有制限の対象となる議法権には含まれない旨の規定があり、案外によ ける同種の契約に基づき取得し、又は保有する株式等の取扱いについてもその対象とされています。	銀行法施行規則第1条 4 の3第1項第3年、第4 日号及び第5号並びに第 3項	海外組合へのLP出資等に係る議決権の取り扱いを明確化した銀行法能行規制の一部を改正する内閣府令が令和8年11月29日に公布、翌30日に総行されました。	
115	令和6年11月15日	令和6年12月16日	銀行・証券会社による事と事務式に係る事と事務式に係ない る事と事務式に係ない あの解禁	□スタートアップ企業等の成長を支 接する観点から、 「企業商品を制力法において、一定 の一般が高級を制力法において、一定 の一般が高級を制力を制力を制力を を集的地位の設定している。 を集的地位の設定している。 に係る売用のがは、一般では、一般では、 した。 に係る売用のが必要は、このに、 にある用のが、一般では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	びンチャー企業や第二創業を目指す中壁企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、③エクイティによる資金 満達ニーズや、②電路や技術の相類を目的とした大定業等との出資を件5アライアンスニーズが存在、また、③オーナー 起営者が高齢である企業では、事業承継に年7地企業等への施式を第二一式が存在する。の。 北大芸様を考するスタードファブルのイナー出資ニーズが存在する。加えて、個人のいわゆるシリアルアントレブレー 北大芸様を考するスタードファブルのイナー出資ニーズが存在する。加えて、個人のいわゆるシリアルアントレブレー 大田子田子とは受賞家についても、スタードアップのの投資ニーズがある。 医指句によるスタートアフラを乗りまなの譲渡に関する後かも動きが解集されれば、より精健的の話でこれのニースを を続いつけることが可能(提行は、特に、その確広、場寄る基を主意で、東方の二ーズを把握、となり、原長産業の育 成しいては日本経の変活化に可能の受験に関する。また。POUよのが成りの口を整備することにつなのり、受 を成しているスタードファブルのの設定を表しまった。POUよのが良の口にを整備することにつなのり、受 では、いては日本経のの活性に関連の変化を表しまった。POUよのが良なの口を管備することにつなのり、度 では、いては日本経のの活性に関連の変化を表しまった。 「関ニへルスケア領域を比したする研究開発型のスタードアップの育成は、日本が国際競争かた変い長することまた。 「関ニスタイディースケースケースケースケースケースケースケースケースケースケースケースケースケー	て 電報 観話 金金 金金 金金 金金 金金 金金 金金 金金 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	金融庁	(要望事項(1)) 登録金融機関は、携券等について、私募の取扱いや金融商品や介業務(金融商品取引集者の委託を受けて、高越金融商品取引集者のために行う維券等の売買の紹介等)を行うことができますが、売買の紹介を行うことはできませが、売買の紹介を行うことはできませい。 (受望事項(2)) 日本証券業協会の自主規制ルール(店頭有価証券に関する規則)で原則禁止されています。	・ 室殿関品取り法第33 ①)	(受望事項①) 会録金機個関が、スタートアップ企業等の株式の売買の紹介を行うことは、優越的体位の選用や利益相反等の審賞の防止という比較物の副官を請求力は、現時点で検討することは問題です。 (受望事項・ ・ (受望事項・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
116	令和6年11月15日	令和6年12月16日	独禁法上の5%ルールの緩和	「銀行等の議決権保有規制の適用 除外事由から除かれる場合として 規定されている独裁法第11条第 「項第4号の「数やで定める開節と起 えて保有する場合」を推廣 下記が規節が組合、始後は集合	「銀行が、ファンドへのLP出資を選した様式出資により企業に資金供給している場合において、当該企業の取り巻く環境 等によっては、必ずしも10年以内にファンドが特式を参加することができないケースもありらる。 にの場合、改正前の居行法総行規則においては、10年を担えてアンドが修成する協実検は、観決機能有規制の適用 無効から能かれており、10年を担えたとから、譲決後としてカウンドする必要が生じていた。 したが、早来が全体引突によい所から勢助は加速されては、ファンドが10年を見えて保有する場合も、護決権としてカ コール・早来が全体引突によい所から動きがは放映されており、ファンドが10年を見えて保有する場合は、超決権保制 対しの間法機として今事する必要があり、95年を担てイモが、21年のでは見えて保有する場合は、超決権保制 対しの間法機としても今事するを要があり、95年を担てイモが、10年の子根側形でも見えて保有した場合もは、他名の存 経期間が10年を記入を含するのを対から、95年を見まっては対し、マンドが10年を見えて保有した。そのた。 既行は投資をとして持 を制度が加りなとなる場合であって計会をの解析につごけるを見まって検索の部を受ければ、35億であったとしても を制度が加りな必要がある。公正前は実施のが最後でありまで表がある。との正前は実施のが様を入れていることのようとないました。 できたり、10年を表が表が表がある。かこ正前は実施のが最後で表がある。かこまではまであるため、認可をからされている。 マインパの機能を記念を持ちめ、20年をのが実施であるから、20年間と発表のが他である。との、認可を助きさ はない話が進化行役でも機能を含めているのである。とのでは、20年のと表がました。 は高速法との組織とないでは、ファンドはよる事業を表がある。とのでは、20年といるに はるが表がませまった。 と記さしている。ファンドの公室をからまり、10年は自然を作べる。また、保存法であると、20年といるでは と記さしている。ファンドは、20年でののでは、20年とのでは、20年とのでは、また、40年とい。 に関係・20年といることでは、20年とのでは、20年とのでは、20年とのでは、また、40年とのことが、20年とのでは、20年とのでは、20年とのでは、20年とのでは、また、40年とのでは、また、40年とのでは、また、40年とのでは、20年との	現るのでは、現代の表現の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	公正取引委員会	独占協正法第11条第1項では、銀行業又は保険業を要む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社 の様式に低る銀砂機(以下場に「議決権」という。とその影性まの議決機の8%(爆験者を安全社にあって は10%)を見なてすることとなる場合は計が結果地内の資本を影視していまったに、同期資本 リ、銀行等が投資業業有限量を指針の分割限責任総合員となり、組合的産业して株式を取得等することにより 議決権を影響等することとなった自成の通用が扱うないています。基本であった。このような しかしなから、国場議決機を得することとなった自から設か「後点を最上がして、国本の表である。 しかしなから、国場議決機を有することとなった自から設か「後点を最上法の(加資本等)をごとなる。 別様を担えて「議集を管する」とことすることは、あらかした公正は「写真会の図可を受けるがります。 環ただした。 場と無限を選出する議決権の保存は、認可制度の運用では、一定の別限を付して認められます。 国面の期間の議決権の保有であると認められる等の要件を満たせば、一定の別限を付して認められます。	独占禁止法第11条 独与禁止法施行令第 17条	熱と禁止法第11条第1項第4号が接地権保育に係る開間制限を設けているのは、同項本文に規定する議 法権格本規約の通用と終れする開助を、議決指揮者が約支目的であることが認めされ、事変変配目的处 する認地権者ではないと認めたもの間に、認当を担てかれ、無分変した、決地を行使などのも認定 行ことができない場合であっても、議決権権保を得る見した実際的な影響力の行便をにより、事業支配方の 通度の第一時の関連が生じるとされが設定でさないことか、原間制限を服することは基づはありませ 大き、該集関制を認当する場所と保存を関するの第一については、作品も禁止法事1条の規定したる 銀行文は保険を社が撤減機の保存者の認可についての考え方においておいことが、おり、需要性指令責命が 決権の行使及びその財配を無限支柱場合はに行っことができない場合、キャピタルゲインを得ることを目的と した当面の関係の誘途権保存されば、一定の期限を付して認可することが明らかになっていることから、規 間を延長することは必要とはなりません。	

番号	所管省庁への		提案事項	担実の目は始中の	提案理由	提案		所	f管省庁の検討結果	Į	ワーキング・グルー
田万	検討要請日	回答取りまとめ日	佐余争坝	提案の具体的内容	(花朱 · 四)	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
117	令和6年11月15日	令和6年12月16日	産業競争力強化法 に基づく「革新的技 術研究成果活用事 業円滑化債務保証 制度」の拡充	デャーキャビタルからのエクイティによった場合機能等に対する場合のこともの情報を表現されていまっています。 アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・		柳鏡聽話	種済産業省	製工 ・経 ・経 ・本制度は、ディーブテック(大規模研究開発型)スタートアップの量産体制登備のための資金等に係る民間金 ト ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	意製等力強化法 21億の5 21億の5 21億の5 開係業業 第12条。第14億の23 第12条。第14億の23 第12条。第14条の23 第12条。第12条 第12条。第12条 第12条 第12条 第12条 第12条 第12条 第12条 第12条	産業競争力強化法第二条第十項において、「高額的技術研究成果活用率業活動」とは、新事業開拓事業活動とは、新事業開拓事業活動とは、新事業開拓事業の自身小売を対した人間が高級を成立して特別事業活動を対して行う事業活動を対して、企業が高いたいまずに自己とより、工事を対して、大力を対し、大力を対して、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対し、大力を対しまする。大力を対し、大力を対	資)つ
118	令和6年11月15日	令和6年12月16日	銀行グループに属す ないシテヤーキャビ ウル及びその場合 ファンドによる語号 資産取得の素敬化	□取行法上の銀行グループに属す るペンチャーキャビグル会社並びに 変す。 変更の自動を対し、 のでは、	「既在、政府において、2004年にも投資事業有限責任組合法(LPS法)を改正し、投資事業有限責任組合が、出資の対価として出資先と均勝・資産の受債を可能とすることが検討されていると認識。 国力、たとえたDSは立正が行われたとして、上記監督制制により、銀行フループに属する投資事業有限責任組合は、所か企企業への出資が想定した。 東京の出資が想定し、選が、中央の出資が加速した。「東京が、中国主なが、政党事業有限責任組合対比では、出資の対価としての基金と付する企業への出資が加速した。現在して、明監が高い、中国主なが、日本で、中一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・	耶線 懇話	金融庁	銀行グループによる暗号資金の取得は必定量小規度の範囲とする必要があり、かつ、銀行グループの業務 において、暗号資金の取得、保有又は処分等(暗号資金を実質がた投資対象とするファンドに対する出資等 の開発的な方法によるものを含む。以下「暗号資金の取得等」にいう。が生しる場合には、銀行の固有差層 の選金への変更を向けびループとして基本が結算等が必じるそれがないよう。十分定認予整理が行われておいる必要があります。 いる必要があります。 では、日本の実施等については、上述のとおり、施行規則第13条の6の10及び第13条 の3の011に並ってに参考機能がなされている必要があります。	要行場向けの総合 検討を予定 な監督指針V-G	提行グループによる維号資産の取得等に限しては、LPS法改正の動向に加えて、テロ資金供与やマネー・ ローンダリングに利用されるリスケ、協格変動リスケ、スステムリスクのほか、銀行グループが保有する暗号す 足の取扱いに関する国際的な議論等の動向を指まえ、慎重に執計する必要があります。	ÿ
119	全和6年11月15日	令和6年12月16日	ベンチャーゼジネス 会社への選決権保 利制限(58-15%ルー ル)	・投資専門子会社を通じたペンチンを受けるのは質においませんの出質においまませんの出質においまます。 一条体的には、管定後又紅紅葉 活動開始日以降10年未満」の条件 を緩和すること	「銀行グループ内のペンテャーキャビタルを活用しつつ成長企業支援を促進しているが、当該ペンテャーキャビタルは投資専門子会社を活用した場合、在記条件があることで投資先、投資規模の制約が生じるため、投資専門会社化を採取でない。 1982年、日本経済を支え成長企業は必ずしが中心電車等経営化送「で変められた「中小企業」に当場しないこと。 2012年、日本経済を支え成長企業は必ずしが中心電車等経営化送「で変められた「中小企業」に当場しないこと。 および編集が展りを開始に対して企業が扱表する場合とは、でであられて中小企業」に当場しないにより、おり組みという基準が受害ではない環境性存在すること皆恵まると、改策目的に対して仲組みが増散しない場面があるもの会と入るため、1度なる規模組は、金融機関の広範囲な収長企業に対する投資専門子会社を活用した資金供給を促すことに繋がり、動って日本報源活性化に質すると考えられる。	耶線 懸話	金融庁	勝行は、投資専門子会社を選じて前事者活動を行う会社への出資等による資金機能が可能ですが、銀行法、 維行機能等 1%の7億5項におって、単独改貨等の30歳となる会社と、金融高品取引所に上場されている体。項 大変工は原源者の経過率金融が開始を含まれている体を発力するから会社以外で、設立の日または新 事業活動開始日以降20年を経過していない中小企業者に限定されています。 条の	京庁法第16条の2第1 第27章 第27章 第27章 日本語行規制第17 対応 の2第5項	銀行の特定子会社(役別専門子会社)が出資可能なペンチャービジネス会社の股立年数等要件を20年とし、 銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和6年11月29日に公布、翌30日に施行されました。	fz.

# P	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容		提案		所管省庁(の検討結	果	ワーキング・グルー
雷芍	検討要請日	回答取りまとめ日	旋杀争埧	提条の具体的内容	佐糸 理田	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令	等 対応の	対応の概要	る処理方針
120	令和6年11月15日	令和6年12月16日	株式投資型クラウド サンディングに係 規制の見渡し	上限設定が と限設を前向を踏まえ、株式投資 型力ラウドファンディングにより発行 可能な有価証券の総額に係る上限 (1億円未満)の引上げあるいは投 資家一人当たり投資上限額は維持 しつつ発行可能総額の上限は撤廃 頂きたい (注)個々の投資家がシンジケー (SPV等)へ図名組合出資を通じ	ムでは投資先の選定技術変更制能によるものであり、電子事業政策を書は、事業上、投資家の出資に係る放文を行っているに適さない役費用用限のように登場施品の価値等の分析に基づな代別を開始しませままままままままままままままままままままままままままままままままままま	*	金融庁	(要望事項で) ・ 金額商品の電話等の分析に基づく役貨物部に基づいてまとして有価証券又はデリバティブ数引に係る権利 がする投資として、匿名組合契約に基づ代報号を有する他から出資又は期出を受けた金銭その他の例差 の運用で行うことを集化して行場合は、投資運用場の登録が必要になります。 (要望事項で) 第一種少額は子募集取扱業を及して募集をの数数、VIII・最早の数数、が行われた者価証券の券件価値の を制用品の引達を設定して選集をの数数、VIII・最早の数数、VIII・工作が大きに募集又は を制用品の引達 を制度の数数、VIII・基本の数数、VIII・基本の数数、VIII・工作が大きに募集工業 ・ 本語の数数、VIII・基本の数数、VIII・工作が大きに募集工業 ・ 本語の数数、VIII・工作が大きによるを開始する目の ・ 本語の数数、VIII・工作が大きによるを開始する場合を ・ 工作が大きによるを開始する場合を ・ 工作が大きなが、一種円未満である。 ・ 工作が表示といています。 ・ 工作が大きなが、一種円未満である。 ・ 工作が表示といています。	第28 第29 (要望事項 ()) 検討に着 第29 (要望事項 (要望事項	「未効理器体制での投資運用来の登録か可能であることを重燃厂のカイトフィン寺により明確化することをする	ş. F
121	令和6年11月15日	令和6年12月16日	競証例における法 服客情報の共有に 係る制限の撤廃等	人 益を書するような非公開の情報の 利用等については、利益相反管理 体制や優越的な地位の濫用防止等 の規律が既に定められている。 ・また、兼職制度については銀証兼	「正在のファイナンス手段の多様化に伴い、顕著に資金ニーズや資本設策に応じて、エクイティ、メザニン、デットを組み合わせて資金開業するようになっており、急機機関に対して、銀行・証券が取り助うファイナンス手段の日素としてはしいというニーズが高まっている。「中間制度は、銀管によるこう」とは繋のファイナンス手段の日素な比較、検討の助けたなっている。 「ため、一大のサーループでは、会社業門を占ちたしたが以前最后の立い。金融を制御、共有が重要が、少事が近異性でガループななの経営管理・リンク管理等との関連点が、金融がループ側の服害情報の共有が重要なクティとなっているが、銀証間のように重さらも特殊が収割性は、これらの対すだなっている。 「放証側の上流さらも特別では関係は、これらの対すだなっている。 個人情報を提出、あづくは人の合きによれに乗じている同時制制度により、一定の条件の下、最近間の対すらない。 「は、大の一プリスクをよっている。」 「は、大の一プリスクをよっている。」 「は、大の一型をあるため、全型では、大の一型では、	都銀懇話会	金融庁	登録金融機関である銀行とグループ証券会社の間での情報共有に係る規制は、以下のとおりです。 (1) 証券会社が、4の総十名人等との間で、事前に条件者等(有距尾等の余件者又圧縮等)の書面又は電域的配けにより配表を待め場合きを始め、非公開情報を受けることはたいます(側角骨角) 20条で、第一名人間の表面、13条で4、第一名人間に、事前に服命の書面又は電磁的と対して、10条での金融の高速では、10条では、10	の3 P項 2第 第1 第123 その他 7号、 44号 8番	上場企業等の情報提供接触及び手続きの需要化については、金融書籍会市得利度ワーキング・ゲルーフ 京工機器(で約3.6%)共和日公室に与わる機能を設定人、今知48.9月24日に、金融高級的対象を計成 名の場所や等を終行し、上地企業等を対象とした地位はイントワウト地位のは、元を打り出た。 その他の上、原の管理的大利をは、長期を対象として、他のでは、一方で、大利性を関係を 年1月21日公表)における「総合情報と関や「利益相反程準、長越的性の返用的上ので表的的な信候等の 用を保護のびたと思われました」が、利益の二重を検え、影響や、中央企業で個人最低の情か のおいるのに対すった。日本のでは、一般を のおいるのに対すった。 第一年で、一方で、一方で、利用者、特性の状態が成立した。 フーキング・グループにおいて検討していく接触です。	す 4 利
122	令和6年11月15日	令和6年12月16日	競証例における個情報共有に係る規 情報共有に係る規 制の被和	↑条第2項及び第4項第3号)に準じた 「本人が容易に知り得る状態に置 く」という方法を許多(②金融商品 仲介業務従事者をオプトアウト制度 の対象に追加、を措置していただき たい ・それらも直ちに措置困難であれ。	団人の期待情報を報託間で共有するためには、書面による問意取得(オフルイン)が必要となっており、期常・急熱機関 スカにとって情報者・我担影が応じている。個人情報機能は上、グループ内におけく共同利用が認められているにもかからず、就定期にのか個人情報機能を主任える影響は当然と言わると考しない。 「企業書籍操作に対しる差の指摘する。個人についてカインとを要する機能はおりしも明確にはまれておらず、専門員 向からもファイアーウォール規格としてカーブのの銀行と指令会社はおりし時間にはまれておらず、専門員 向からもファイアーウォール規格としてカーブルの銀行と指令会社はおり、は「報告機能」を担えるしかい、の収益措置を認定していることは、おりました。例のな話者は「おいて、規律性情がようがよころはよう可能ながから、今後しからべき時期に、グルーブ内の個人情報の共和についての重要がよるということころはよう可能ながあから、今後しからべき特別に、グルーブ内の個人情報の共和についての重要がよるというところはよう可能ながあり、今後しからべき特別でよっている。 日間は、対していることでは、日間には、日間には、大きは参生とグルーブループにすることは、例、信息を含かてカーブループ格をが進展しているにおり、根部をでも、ころした動きを使じて大手会機グルーブへの総合的な金融サービスに対する規格に、一人が高さっている。また。個人情報を提出、表が信の一声のでは、多種分野に対している。 以上しない方に対かにある無数を制度しましている。 「以上しない方に対している情報の対は用が大きなデーマとなっている。 「以上しない方に対している情報の対は用が大きなデーマとなっている。」 「以上しない方に対した機能の対は用が大きなデーマとなっている。」 「以上しない方に対した機能を制度している」というに対している。」	都銀懇話会	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人販客の非公開情報を授受する場合には、オプトアウトの対象と なりますが、個人販客の非公開情報を授受するには、内部管理目的等の場合を除いて、顧客の書面又は電 間する内部所令引 機助配録による同意を得る等の必要があります。 条第4分	割こ 1153 その他	手続きの際原化については、金融電議会情報制度ワーキング・グループ第二次接色(令和2年6月18日の 新における研究を設定点、令和4年6月2日に、金融電品参加機等に関する中部を発音し、専用 章手板の電光化・電磁的大法相用時の事前実施を不要とする場のでプラル化が応り等を行いました。 毎日人職部の情報を受動制については、同プーキング・グループ第二次中間製造・令和4年1月2日日公表 における「職を情報管理や知過性程度管理、便能が地位の意用助法の変効的な確保等の利用を保証の状況 における「職を情報管理や知過程度管理、便能が地位の意用助法の変効的な確保等の利用を保証の状況 とおける「職を情報管理や知過程度管理、優能が地位の意用助法の変効的な信候等の利用を確認の状況 とおける「職を情報管理・公司を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象としているがいうるのか いった最高から、也能を検討とすることが考えられる。」との整理を指まえ、今後引き続き当りーキング・グ ループにおいて検討していく課題です。	:> 2週と,
123	令和6年11月15日	令和6年12月16日	発行体向けクロス・マーケティングの解 禁	(対象拡大、又は(2)金融商品仲介行 為(登録金融機関業務)の対象拡大	正定量金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金間違手段の提供ではなく、経営課題に対する配合的かつ高度なパリューションをえビーディーに提供することを期待されているにもかからちず、発行採向けりロス・マーディングが増生されているは無く、単一部目書による的様・迅速な提集やマーティング等におかれていることを表明されている。ことは参考されている。また、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引法第33条は、銀行等の金融機関による金融商品取引業を原則禁止としていますが、これは 金融商品取引素を実まするとしてより生じる特益相反等の許多を防止するためです。 このはに配しては、たまでにも発生しなの間目高は、非ち間的地型のある。また、最等仲介業務を解棄 まず、現場では、これまでは、経験を生むの共同活動、非ち間的地型のある。また、最等仲介業務を解棄 さらに、平成21年6月からは銀行等の服务が基金社の服务を来寄することで、監察会社の服务として展 特別な条件の提供を交差を行うことが認められました。 なお、銀行が金融商品取引法第33年の規定に反しない業務として条行体に対して行うことができるものは、 金融商品取引法第33年の規定に反しない業務として条行体に対して行うことができるものは、 金融商品取引法第33年の規定に反しない業務として条行体に対して行うことができるものは、 金融商品取引法第33年の規定とは、19年間において明確化されています。	- SS	金融高額会市場制度ワーキング・グループ第二次報告(合和3年6月18日公表)において (銀行の股額が、別型に設するアドバスを紹介によどきらい3度時的な発布の限率や交渉を行うことを よする条件なのスマーケーング機能か、(1894年12巻3月7年4分を指表すると発展では多の服五多人が思 られた際に導入された。主体事引別規制(証券会社がその数于法人等が発行する特面証券の引受主体等 となることに関い、定の要件を必ず場合を除る原制はより返り現金をから動物規則を提金会社が 有商証券の引受人となった日からか月を経過する日までの際において、その様子法人等に当該有限証券を を実知することが上の場合を必要の開発としていて、これらの行為は、発電版やする証券の定券が 等が思かられる等の思念が指摘されている。これらの規制については、選切な引受審をを過じたプロセスの との提書が示されたところであり、今後引き続き当ワーキング・グループにおいて慎重に検討していく課題で す。	lめ 会 が 体

# P	所管省庁への		担实事項	担字の見けが中容	担实现由	提案		所管省庁の検討	果	ワーキング・グルー
留写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対分	対応の概要	フにおけ る処理方 針
124	令和6年11月15日	令和6年12月16日	一般債引き受けに8 する弊害防止措置 の緩和	問 ・左記越朝の廃止若しくは、一郎緩 和(刺膜期間の短縮化等)	「南価証券の取引公正性を図ることによる経済発展と、投資家保護を目的とした規制だが、法制定以降の一般債市場拡大、流動性由上に伴い、制度機動、若しは一定の緩和危地有りと思考。 「POT方式よる起倒が拡大し、条件体と投資家間の透明性が高まっている市場環境下であること。また、銀行およびそ「POT方式よよる起倒が拡大し、条件体と投資家間の透明性が高まっている。「EME」を入ったことは、表すというない。「POT方式は、日本では、一般を表すしていることに進み、第二章との選択のおけられることは、有限に関係を対し、対している。「POT での最低情報を対けがわれることは、有限になっている。」 「POT である」を必ず、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	都銀懸話会	金融庁	金融商品取引法第44条の3第1項第4号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1 東京6号の規定は、金融商品取引業者が有能証券の引受人となった日から6ヶ月を経過する日までの間に 出版の場合の規定は、金融商品取引業者が有能証券を光知することを禁止しております。 関する所属指令第153 条第1項第46号	金融審議会市場制度ワーキング・グルーブ第二次報告(令和3年6月18日公表)において 「銀行の役職員が、引受に関するアドバイスや紹介にとど思らない。具体的な条件の提示や交渉を行うことを 止する条件体クロスマーケディング競制や、1993年に乗送列子卓社的まで、よる銀行・延伸の相互思うが認める 北北と広るには、一定の後年を表示する場合を発明を開始。上文は「安全をの予定制度機関を提入金融行 北北と広るには、一定の後年を表示する場合を発明機関は、上文は「安全をの予定制度機関を提入金融行	*
125	令和6年11月15日	令和6年12月16日	登録金融機関における非公開融資等 情報の遮断の極楽	・非公開融資等情報の授受策止規 制化物度に、額部からの同意書有 制に関わら可認の必能質素的での必能質素的で での服务に係る情報共有を可能に する信息、法の機能物を利用した 影響の禁止等の規模制を利用した 対象の禁止等の規模は推衡を利用 す	・概念有機性が損なかれ、かつ用利温でに作う行作を終れ戻し相なであり、規制販売を提案するもの。 ・・物の変を対象でも、企業で表を物にとき動し傾在の取得施設財政第四面書の高まりを受け、銀行では上人業費担当 ・・物の変を対象でも、企動に表を制しても動し傾在の取得施設財政第四面書の高まりを受け、銀行では上人業費担当 ・・の参加を対象であり、他の上後担当に「一会参加を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		金融庁	会議商品取引法44を 会議商品取引法44を 会議商品取引法44を の第23項第第3 かの かの がの がの がの がの がの がの がの がの がの が	上級企業等の情報研究接触及び手続きの指索化については、金銭高額会の場別はワーキング・ゲルー学 第二次機能や今初なの4月18日公割における記書を設まえ、今和4年8月2月日に、金銭高額を引業をに る内閣所令等を接行し、上級企業等を対象とした新たなオブ・アウト・制度の導入等を行いました。 ファイアーシール機能に関する全色的金甲第については、同ワーキング・グループ第三次中機整理(令 4年12月1日公素)における「顧客情報管理や料益相反管理、使起的地位の監視防止の実効的な企業等を利用者報道の改革の情に関いるため、分割をの工業を提出した場合の場別がよるでは一般である。 フながりみのかといった観点から、引き接き検討を行うことが考えられる。」との整理を請求え、今後引き検 出ワーキング・グループにおいて検討していく接題です。	F 3 - m . &
126	令和6年11月15日	令和6年12月16日	「のれん」の規則的 仮却の見面し	旧本の会計基準において、「のれ 人」の原則的概念を行わず、協関 でのようの意味を発生、必要 選集処理を行う方法も認めること	□ 大の会計基準では、「のかん」の処理について、規則的に限却することが定められている。そのため、のれん環却費が 異変配と多の改革を観視的に至立することになるため、スタートアップ同士のMAA機構並びに中華・大定業による異似の信 国際になって、ものが自体がようとした場合でも、「のれん」の部員が出き請求と可能を決定する必要があ 「提供」の概念をよっ入其機やで思り負ける可能性と高く、グローバルな成長の阻害要因になる。 「規則的保証が下方法」に注観ので千万方法」に必要のそ行方法との理解のとなる。 に規則的保証が下方法」に注観ので千万方法に必要が適用を認めること、スタートアップのMAA保証主繋がることが期待される。 「周」ド市5を導入すれば、規則的償却は不要となるが、一方で、導入負担等の報点で国内スタートアップにはハードルが 高い。	都級懇話会	金融庁	のれんの会計処理については、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第32項において、「のれんの会計処理については、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第32項において、「のれんは、資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により(参考・企業会計基準規則的に関助することときにいる。」とされています。 またけい (本本) は、10 年間 1 年間	を記「制度の現状」にも記載のとおり、「規則的な償却を行う」方法と「規則的な償却を行わず、のれんの係相が領なわれた時に減機処理を行う方法との選択適用は、利益維作の手段として用いられる可能性もあることに、自然のないこととされています。 ***********************************	Ħ
127	令和6年11月15日	令和6年12月16日	投資專門子会社の日本 出場及企業が開始 開始しない。 設施しない。 会計 規 (銀行法、会計規則 上)	- 行グループの子会社に該当しない 旨の規定の新設又は解釈の明確化	「既存の機能を適用した場合、投資大が運輸子会社に認当する可能性もあるなかで、銀行ゲループとしては投資失企業の事をそのものによる成業を展刊して設すさらいでなく。多くまでも本稿かつたいで見渡また投資である。左配を請求えた投資でものしてはこる成業を展刊して設すさらいでなく。多くまでも本稿かつたいで見渡また投資である。左配を請求えた投資である。左配を請求えた投資である。左配を請求えた投資である。左配を請求えた投資である。左配を請求えた投資である。左配を請求えた。投資を企業の運転が対象では対しませました。投資大力・プロス軍な収益・ファーダ車間が「これ」では認めたりませました。投資大力・プロス軍な収益・ファーダ車間が「これ」では、「日本の大力を表現した」を提出している。「日本の大力を表現した」とは、「日本の大力を表現した」とは、「日本の大力を表現した」とは、「日本の大力を表現した」とは、「日本の大力を表現した」とは、「日本の大力を表現した」とは、「日本の大力を表現した」とは、「日本の大力を表現した」を表現した。「日本の大力を表現した」とは、「日本の大力を表現した。「日本の大力を表現した」」とは、「日本の大力を表現した」とは、「日本の大力を表現した。」とは、「日本の大力を表現した。「日本の大力を表現した。」とは、「日本の大力を表現した。「日本の大力を表現した。」とは、「日本の大力を表現した。」とは、「日本の大力を表現しため、		金融庁	業が国における連絡の範囲に関しては、金融機関に限らず全業等において支配力基準が採用され、「他の全 乗の定思決定機能を支配している企業」といて連絡財務総表に限する金計表率第7項に列きされている他の 全責は原則としている企業」といて連絡財務総表に限する金計表率第7項に列きされている他の 企業があれる企業について、「子幸社」に該しないものとして、運移の関係から除けることが認められて と認めため企業について、「子幸社」に該しないものとして、運移の関係から除けることが認められて になったるというでは、この連用を外の関係では、この連用を対しては、このでは、企業を計画をは についるのでは、「子幸社」に該しないものとして、運移の関係がら終けすることが認められて になっている。「本学生の表化の企業と基準としている。」とは対している。「本学生を全計基準 いわらかの条項と呼ばれる概型が示されているところ、当該規定の適能は当該取引のために認法権を行成・ 通用指す第229年3章を にといて、「本をの金乗の金」を 記述で観光を受ける。認知はないと判断できるか響からいる表された。「大学の金乗の金」に記述 は、「本学を選集した」で、「本学を表している。「本学を表している。」 は、「本学を表している。「本学を表している。「本学を表している。」 「本学を表している。「本学社」を基準の関係に含めることもれておりますが、「子会社」に該 当する場合であっても、基準財務権害に関する企業会計基準は3 により、重要性の乏しいものは連絡の範囲 に含めないことができるとされています。	本記「制度の現状」にも記載の上おり、実際の運用にあたっては、本規制は形式的ではなく、個々の家件の形態に応じて動態等項の結晶性について判断しているものと認識しております。また、実施制は金融機関でするなく。全集機計画の数率して、「他の企業の選及技術観光を見しているからから、基準に基準のでは、は他にのような、当然を表現を表現を表現を表現を表現を表現に表現に制度に含まれるからからと投資にとっても是要な情報であるとあり、当該集構の製造性に発していては着々の基件において観光では対しているとから、一般によったという。 は他によったとかり、当該集構の関連性については他々の基件において観光で構造されていることから、 は他によったとの情報を表していては他々の基件において観光で構造されていることから、 はいこれを表の情報とよとして、なり最近は対象を実であると考えられます。なる、技術において は、またとの情報を表しているというない。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	-
128	令和6年11月15日	令和6年12月16日	外国の資産運用会 社に出資する際の 業務範囲規制緩和	・「外国特定金融関連集等会社」が 主として富む素を保守法施行規則 17項として富む素とは 17項のよう。 していただきたい。	・「狩笛から設置」の保温が需要とされる中で、我が国における資産運用要高度化の必要性が健加。 場外産産の運用がを変化しつつ、数が国の職能を一大に沿った費の高い場高ラインナップを扱ぎする方法の1つとして、 我が国本金社及び実が国主要AM会社を発育する自然ケループによる。最外AM会社の貢献を促進することは有効を表 えられる。 しいしながら、最終においては、資産運用会社本体が受貨資産の価値の機能・向しのため、投資資産の性質に応じ、一 部位表を含んでいるケースも多く、現行法の下では日本の設行文に裁行特殊会社が海外のAM会社を子会社等にすること なってきない。なケースも多く、現行法の下では日本の設行文に裁行特殊会社が海外のAM会社を子会社等にすること は、「海外で核に「大田の場」においる利益は整理に基地的側。そのため、外国の資産運用会社へ出資・買収すること は、「海外で核に「カリンと」・今和中収正銀行法の適盟にかなうものである。	都銀懇話会	金融庁	が国特定金融間連集務会社は、金融間連業務のうち法令において規定されている業務を主として置む外国 関行法第18条の2第6 選行法第18条の2第6 選行法第18条の2第6 選行法第18条の2第6 機計核 をの40/4	外国特定金融関連業務会社は、銀行ゲループの「海外で稼ぐ力」の強化の観点から設けられた制度であり、 と と と と と に な の で を は の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の の で の で の の で の の で の の で の の の の の の の の の の の の の	

W.D.	所管省庁への		10 mars	4000 B 44440	Mars. 1	提客			所管省庁の村	食討結 男	₽ P	ワーキング・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	ブにおける処理方針
129	令和6年11月15日	令和8年12月16日	多様化(投資法人法制の見直しに係る所	・設が国における魅力的な投資対象を割出するため、米国はじめた力を支援回回報に、投資は人力特定の主要回回報に、投資は人力特定のの配配を拡大で一多センター、最高な一プリー・サイン・サービン・大型を増加し、対象を選手を選手を連携を通りません。	正 様立7年4月に社会インフラ整備への長間資金活用を更に加速させるペインフラファンド市場が創設されたが、未昇上 様インフラファンド市場が対象とするイインフラ度金の機動が来来なた他の未差国対比でも開定的であり、つれて参加プレイ・構造され、情外国がはてないが現象。 現代では、日本の大力では、日本の	都鎮懇話会	金融庁	 ① 投資法人は、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立されています。 特定資産の範囲については、有価証券、不動産、再生可能エネルギー免電設備などが安布で限定列挙されています。 ② 投資法人は同一法人の発行する様式の取得割合については50%以下とされています。 	①投資信託及び投資 法人に関する法律第 ②投資信託を予定 ②投資信託を予定 法人に関する法律第 221条 221条	2 ①検討を予 定 ②対応不可	① 投資法人の特定資産の追加の検討に当たっては、当該資産を投資法人の投資対象とすることについての具体的に一人が存在することを削退して、資産しての独立性と傾倒は、投資基準性などを総合がはあましての独立性との独立性とが認めます。このようと表の内容では要担ので利金されては、クルスでは、当該事品になるを表すらればのは、企業事品を持ちることが表さらる事業や表体的なニース、最近原位で利益のようによりでは、投資金となる事業や表体的なニース、最近原位で利益のようによりでは、対策をしている場合を含まった。といます。のであると考えたは、差別を表しな、差別を表しています。といます。このようなとなったとなった。といます。これ、役団法人人の事業を定断を開発の最近から、同一法人の集立このような投資法人の性質及び建設などに能かれば、過半議決権保有制度の見直しは困難です。このような投資法人の性質及び建設などに能かれば、過半議決権保有制度の見直しは困難です。	
130	令和6年11月15日	令和7年2月18日	官埋機関及び営業	四) 名等から異体的な溶損商品 に関する指揮・納害の変更が多った。 場合等が経相反の思念が少ない。 環合等が経相反の思念が少ない。 取機関である金融機関の営業機関、 機関である金融機関の営業機関、 よる加入者等への変用商品の推 長・助富の許容	* 売チャネルか多様化し、国民が童融サービスをより身近に感じられるようになること、また、様々な販売チャネルでアトハイ	都鎖懸話会	厚生労働省金融庁	確定拠出年金運営管理機能が加入者等に対して、提示した雇用の方法のうち特定のものについて指図を 行うこと、又は指図を行わないことを勧めること、は認められていません。	確定拠出年金法第100 条第6号,第7号 確定拠出年金書館 理機関に関する命令 第10条第2号	対応不可	確定拠出年金制度は、運用結果に対する責任を個々の加入者が負う年金制度です。そのため、加入者が自己責任を負うことを削款に、事業主や確定機出年の基準管理機関等の関係者が減うべき責務や基立され、可以では、1000年の100年の関係者が減ら、1000年の関係者が減ら、1000年の関係者が減ら、1000年の関係者が減ら、1000年の関係を選挙を選挙を選挙を選挙が、1000年の第一十分に対策論によっき試済される意思をデードルを観察しているが、1000年の100年の対策が高い、1000年の対策が高いました。1000年の100年の対策が高いました。1000年の100年の対策が高いません。そのうえて、選集出生金運業を開催的、個別の運用局の機乗、物を認める場合は複数である。1000年の対策が高い、1000年の対策を応用し、1000年の対策が高い、1000年の対策が高い、1000年の対策が高い、1000年の対策が高い、1000年の対策が高い、1000年の対策が高い、1000年の対策が高い、1000年の対策が高い、1000年の対策が高い、1000年の対策が高い、1000年の対策が高い、1000年の対策が高いる。1000年の対策が高い、1000年の対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対	
131	金和6年11月15日	令和8年12月16日	資産運用業の高度 化に向けた顕客等 への情報提供手段 内容の見直し	の次の集集年度開始の日から起 に何利式4両とすること ②マザーファンドや投資先に関する 起着事項について、ベビーファンド やファンド・オブ・ファンズを等のアン かの選用報告を全体集1中では なく。表形会計がホームページ等に 利蔵している情報を担る。参照する 方式(PDFファイル等の電子媒体・アクセスするためのIR4-ORD-1) の記載、リンクの埋め込み等)の許 ③」広告と監事項を別域体(PDFファイルを)の ③」広告と監事項を別域体(PDFファイルを)の 4000年の第一年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	 ・制定当初から付き資格証券の内容等の開示に関する内閣所令は「企業内容等の開示に関する内閣所令」に準拠しているが、投資の行物を引取した関する。 ・「大きないる」を表している。 ・「大きないる」を表しないる。 ・「大きないる」を表しないる。 ・「大	都線懸話	金融庁	①・内国投資信託受益証券に係る有価証券届出書や有価証券報告書といった順示書類については、【要決会社等の段理状況】側において、委託を社等するため、発行者である。内国投資信託受益証券に係る投資能表表的に設する投資信託委託を登録して、対策を計算に受けるである。内国投資信託委託会社又は同条名を選り、選手する情報と発表をいます。の別会の国家和名誉、加速する信託会社会います。「の別会の国家和名誉、は、選手者報告を発音を対しては、特定期間でするため、内国投資信託受益証券の場合は、当該証券の場合は、当該証券有益証券報告報ごついては、特定期間でするため、内国投資信託受益証券に受ける主とは、当該証券有限を持ているの要が情報を提供するの要が指数を担け、その企業の表現では、対策が成立場であることが表現でいる。運用を受けるのでは、近日度の大きにない、企業の提供を発金性があるのないとないでは、運用機会書を提供するを提供を発し、文学の運用状況を正して信用するためにの要な情報を提供する提出のは、プリーファントへ投資するファンドについては、運用機会書(全体版)、交付運用報告書とは、認証するデーファンドンから表示を表し、公財権の運用を必要し、企業を保険し、交付運用報告書とない。 国教会職品及引業を寄せる、金融商品を引き返り付きについて、商品を含まさらとは、おきが変まるのでは、会議を対しませない。 この会議を表示するを表示する必要があります。 名表は正式を含むまたないとは、不要なななのとして、概念が実はうくませい。 対策は、企業を表示する必要があります。 名表は正式を含むまたないとは、対策が変まった。 日前とした版子の登場の対して、公司を表示する必要があります。 公司を表示する必要があります。 公司を表示するを実があります。 公司を表示するを表示する必要があります。 公司を表示するを表示する必要があります。 公司を表示するを表示を表示するを表示を表示されていれば、当該最高の提供は、広告等から参外されるとされています。	券の内容等の開示に 関する内内閣庁令第10 策第1項、第22条第1項 項、第22条第1項 所令第四号号标式、第 号様式、第1号标式、第 2投資信託及び投資 14条、投資信託財佐 計算に関する規則第 5条第2項	②その他 ③現行制度 り下で対応可	 ①、条行者の尚有する資産をその価値の度づけとする資産金融監証表として特定有価証券を規定しているころ、特定有価証券を規定しているころ、特定有価証券については、投資制態を行うためにはその価値の度づけとされる資産の適用等に関するの関係を求めています。他ので、特定有価証券に合う価値の度づけとされる資産の適用等に関する「特額が需要であると考えれることから、特定有価証券に合う価値の度づけとされる資産の適用等に関する「公司となった」を提供させるののでは、特定有価証券によった。「共行者の登庫でする情報も需要であると考えられる」とは、大きなの対理は応見細に対して、生力でである要素をはずらの管理でもののでは、また、特定有価証券に対してものである。また、技術を関係と関する可能のでは、対して、生力である要素をはずらの管理でもののでは、また、特定有価証券に対してものである。また、技術を関係と関する研究を表して、生力である要素をはずらなどのでは、現在の資産性による場所を表します。また、技術を関係と関すに対して、また、技術を関係と関するとびなり、また、技術を関係と関するのでは、現在の資産性による場所を関係と関するものである。また、規事に関係である要素を持ちられます。 ② 重用報告書は安全者が運用状況を把握し、投資判断を行うに助して「重要な情報を提供するものである。 現ま用報告書は安全者が運用状況を把握した。「会有価証券を持ちられて当まった。」は、理解表の対しまするとない。これまでは、また、対して、当時では、また、は、自然を表しましまが、また、は、自然を表しましまが、また。は、自然を表しましまが、また。また。は、自然を表しまないで、自然を表しまないで、また。は、自然を表しまないで、自然を表しまないで、また。は、自然を表しまないで、自然を表しまないで、自然を表しまないで、自然を表しまないで、自然を高いまないで、また、表しまなど、よりまないで、自然を高いまないで、また。また。また。は、おりまないで、また。また。また。は、また。は、おりまないで、また。は、また。は、また。は、また。は、また。は、また。は、また。は、また。は	
132	令和6年11月15日	令和6年12月16日	クレカ精立の上限10 万円の撤廃もしくは 引上げ	をした月における信用の供与の上 限10万円の撤廃もしくは引上げ(~	プレジットカード決決に係う通過製別への対策は、金融無高限別集等に関する内閣資金等は必然において1か月未来の 期限内の一括決別・「黒着投資契約」等の規定があること。また、クレジットカード会社に指揮指集売出こより支払前収益 込織の間差等の、信用性与に係る規能が設定れていること等、別途回じられていることから、直轄な設定に作う概念の財 務状況配化中の記念を影明等する特別は12年元年 「足針では、「貯蓄から投資・ノの流れ、新い34時度における年間投資体拡入等を参け、個人投資家の資産形成は構造 が高まり、提手の回回線・ウンジットード決済による信息は大利に増加、リンジットカード決済による積立可能制 にずのような中、新い3Aにおけら信息支資性・現在投資をが3の3万円年に対し、クレジットカード決済による積立可能制 にずのような中、新い3Aにおけら信息支資性・現在投資をが3の3万円年に対し、クレジットカード決済による積立可能制 電影に上たっち、中地国は技術性・指針を対点、利用を対象を対象では対象に対し、国際により、 全の更なる情態、「貯蓄から投資へ」の資産参減レンドの加速に多事できるもの。 及資家の利性使用し、国民の安定的な資産形成の促進への客ちが考えられることから、上限効素もしくは引上げ(~30 万円等)を要望する。	都銀懇話会	金融庁	金融商品取引業者等は、原則として、金銭の貸付けその他信用の供与を条件として有価証券の売買の受 肝等をする行為が禁止されていますが、①証票を投票し、又は透知した個人から有価証券の売買の受 所する行為であって、直銭値、が出資有価値等の対象に相当する値を引き表の原則の下。他にて支 は、当該通が金融価値割では、までは「さんと、ご当該有価値等のでは、です。 の有価値等にある場合等によって付きたると、ご当該有価値等のついて完美を行って、月まごける個人 の有価値等にある。 対象が、これでは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	金融商品取引法第44 条の2第1項第1号 金融商品取引業等に 関する内閣所令第14 条第2号、第149条第 号、第149条第 号、第150条第1号	その他	クレジットカード決済による有価証券の購入については、概念の変力を上回る有価証券の購入を可能とし、 当取引等による投資変保護上の問題が生じらおされがあることから、上間秘を含む一定の条件の下で認め られており、当該上限額の撤廃及び引き上げについては、慎重な検討が必要であると考えられます。	1

# D	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案			所管省庁の検討結	₹	ワーキング・グルー
世写	検討要請日	回答取りまとめ日	従余争場	従来の共体的内容	技术 壁由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
133	金和6年11月15	3 令和7年1月20日	連法人等における第	る業務範囲規制の適用対象を子法 大等に限定し、関連法人等を除外 オス(業務範囲規制の緩和)	1. 素料範囲接触の緩和 「現行の規則では、銀行持株会社の関連法人等(以下、単に「設連法人等」という。)」に銀行持株会社の子会社を対象と した業務値関係がなぶ。 「選択・社会全体のアンタルにが加速し、銀行業以外の民間事業者においてもプロックチェーンやAI等の技術系統やオープンAPI を活用した多体な関連。サービスの関係が必要していななか、銀行がループの広島が顕著を整・光速的ペナービスの関係が発生している。 「現代・大きな関係」・サービスの関係が必要していなか。、銀行が4年とかの反射観音を描います。 はたった。現代・大きなでは、サービスの関係が必要した。銀行特を会社の受力を関係を対象でなが、とは、銀行を会社の支援機関を対象の表質にはない。 「銀行・会社等の表別無関係が同様によっせんとの平反をもかせる自にあると考えられる。また、銀行の他素法しの意情はは、本業を表表、必要しな方でない。ことが多く、銀行特を会社である。また、銀行の他素法しの意情はは、本業を表表、必要しな方でない。ことが多く、銀行特を会社の影響とは、それとの平反を合わせる自にあると考えられる。また、銀行の他素法しの意情はは、本意を表表、必要しな方をとなる。また、最初を他素をとなる。また、日本のでは、また、最近の他素法、自然には、また。ないの世界を表した。また、最近の他素をとなる。またが、しまままた。また。また、最近の他素をとなる。またが、しまままた。また。また、最近の他素をとなる。またが、しまままた。また。また、最近の世界を表した。またが、しままた。また。また、最近に、また、最近に、最近に、最近に、最近に、またが、とないのない。と、最近に、最近のいまない。と、最近に、最近のいまない。と、最近に、最近のいまない。と、最近に、最近のいまない。と、最近に、最近のいまない。と、最近に、最近のいまない。と、最近に、最近のいまない。と、最近に、最近のいまない。と、最近に、最近のいまない。と、また、また、また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。また。ま	都銀懇話会	金融庁	「銀行特殊会社の子会社等の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 ②銀行特殊会社又はその子会社は、各額して国内の会社(一定の会社を称く、)の譲決権を十五パーセント を超えて教練、保有することができません。	①銀行法第52条の23 第1項等向付の配合 ②対応不1 3 2 銀行法第52条の24	① 銀行特殊会社の子会社等の業務施服が限定されている趣旨は、銀行等の適金性接種や料益相反形式 第のためであるところ。銀行ゲループにおいて行うことのできる業務施服の接触については、銀路制理趣旨 前接社に、軽減状規の変化等を指まれてその必要性を慎重に検討する必要があるため、直ちに指揮するこ 2.は困難です。 ②銀行特殊会社に係る部決権保有制限については銀行の組金性の確保の超点等から設けられているもの あり、当該制限を撤廃することには中長期的な検討を要するため、直ちに指置することは開業です。	
134	金和6年11月15	日 令和6年12月16日	事業接受けにより他 むプログラム販売の 付越業務接当性明 確化	びンダー等第三者から銀行が設 計・作成例れた影響をはついないプ ログラムの施売業を登場受けたる のであるが、当該事業健身において、当該事業健身による フログラム原光が優けが事故でして設計 しくは他の事業者等と共同して設計 し、記、化等的成と、任命の表示に該 当することの明確化	「選挙・社会会体のデジタルでが加速し、銀行の取引先事業者等の業務のデジカル化に資するサービスの開発が達んでいるなか、事業者等ののなる支援高度を自動されてペダー等からの事業課実行により特急のプロック(保行が設計・作の事業課業では、2000年の実施を受けた場合であります。 1980年の実施によっては、1980年の場合を表現した。 1980年の場合を表現した。 1980年の場合を表現した。 1980年の場合では、これにプログラムの展を経済が行う上では当該プログラムが展行が興味を担しては一般の事業者を大規一で試上を表現していると対象でも続ける。 1980年の第20年では、2010年の東京の企業の主義であり、1980年の「1980年の「1980年の「1980年の「1980年の「1980年の「1980年」といっては、現代が規制では、2010年の第20年の「1980年」といっては、1980年の「1980年」というでは、1980年の「1980年」というでは、1980年の「1980年」というでは、1980年を表示される。1980年の「1980年」というでは、1980年の「1980年の「1980年」というでは、1980年の「1980年	都銀懸話	金融庁	銀行がベンダー等第三者から設計及び作成のいずれにも簡単していないプログラムの販売業務を練り受け、 譲渡プログラム販売を行う方も条件的指導数には関するかについては最終に扱いの2ののは基格が関連におい で、自然業務の運行も入は、特徴運動をはお、設備でから、自然を持つ業務の場合では、長妻の状況によりその相当的が で、自然業務の運行のためた事だに軽電波変を販売する場合にあっては、需要の状況によりその相当的が が活用されないとよれても、自然機力の業務の値をかっ選切な運行に実施を起びますされないもの とされていることを請求えて、個別具体が20年間に、ことに当該機を対っが経営変調となるものであって、かっ、 「需要の大坂によりで用当態がが消化されないとせには、でも、動態情であるの場合か一部のであって、かっ、 「需要の大坂によりで用当態が消化されないとせには、でも、動態情であるの場合か一部のであって、かっ、 であるが、またいないもの」であるかとうかを利頼し、その上で、周承第39年に該当するかどうかを利頼 でる必要がある。	銀行法施行規則第13 長 大 工 工 要行等向けの総合 的な監督指針V-3- 2-2(4)	銀行がベンダー等第三者から設計及び作成のいずれにも関与していないプログラムの販売業務を譲り受け 当該プログラム販売を行う行為が付随業務に該当するかど方かは、銀行送旅行規則第3条の2の3柱書店的 書も指まえて、個別具体的な事業ことに判断する必要があると考えられ、一様1-明確化することは困難です	(成)
135	令和6年11月15	3 令和6年12月16日	ダブルギアルング規制 制件持ちの場合) の特例承認対象是 直し	己資本比率を下回るおそれが見込まれる。手部の段階の金融機関等も、ダブルギアリング規制の特例承 股対象範囲へ追加 に割えば、出資先が国外基準行の が表示。 がまた。 が、 が、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に	「展行業界を取り巻く環境は少于高齢化による地域経済の相対的落込み、インターネッを紹行やフィンテックの台頭による 競争数に申により近半線側性を他してきており、各種行が競争能位性を指令するための手段の一つであらMAA機能の重 国質予業のMAAは合併 経動性合「特殊を仕化」とる機能が、集件化がからあった。のまた。 の国子業のMAAは合併 経動性合「特殊を仕化」とる機能が、集件化がからあった。を表しているからい。 利を置象的の浸透物にあるために関係している。 利き実際の浸透物にあるために表する。 利き実体機能は、対象を変し対理機能を低しつつ一般体式を持つことで指導を削し出り関係を値化することをしい、業務度 本学体機能は、対象を変し対理機能を低しつつ一般体式を持つことで指導を削し出り関係を値化することをしい、業務 ままま構想は、対象を変し対理機能を低しつつ一般体式を持つことでは参考制し出り関係を値化することをしい、業務度 を対象を関係を関係を関係している。 を対象を関係を関係しての可能が増めて関係となるとすれがあると認かられる者について、現在の目的では、非 等かに最低所を固定するよりをである。 を対し、最初における金融件が自然のの機能がな実施しなび、金融システムの対象性を情報し、表すなシステスフリスクを切 するといり表していると、上記を削削する名の計・金融を開かる機能であるでは、様々のシステスフリスクを切 するといり表していると、上記を削削する名の計・金融を関係にあるというスクターの場的とは様似、未来のシステスフリスクをの まするといり表していると、上記を削削するの計・金融を開かるというというというというというというというというというというというというというと		金融庁	ダブルギアリング接刺とは、金融機関の経営結た人の影響が他の金融機関に進及すること(システミッケ・リッドを抑制するよめ、金融機関が他の金融機関に対し行う一定の地質等と出資での自己資本から控除するいたと、クロ存扱が場めて国際であると認められる名。その存扱が場ので国際となるおそれがあると認められる名。その存扱が場ので国際となるおそれがあると認めませるその文庫がよりの出資については、当行の承認があれば、特例としてダブルギアリング接触を通用して存扱が扱いて国際となるおそれがあると認めませる。 「存扱が場めて国際となるおそれがある」と認めれるか否かは、思管批析において、銀行の財政状態及び、環境値立に収益を対象が支が経営連合のなるが、特別という企業が表現を指列を対して最初を開始して対象が表現しませれるのである。 本規議主任の政策をは必須が表現しませれるか否かは、思考が出し、例えば、銀行による意 本規議主任の政策をはなが得まれたる場合であるが表現とながよりませながよれば、提供にかって展議を表現しませます。 アス成立の服装等を含まれると、資金の提供での他の情報を集めたかの支援を対けられなければ、得求の アス成立の服装等を含まれると、資金の提供であるから発表を持つまれる音をかしています。	も 等に無らし自己資本の 充実の状況が適当で あるかどうかを判断す るための基準第条第 12項、29条9項、第29 条第9項、41条8項 対応不可	ダブルギアリング接触は、金融機関の経営結社もの影響が他の金融機関に定及することにシステミックリスの を抑制するため、金融機関が他の金融機関にはイデー学の必貨を促進するの自己資本がら関係するもので デ、ただし、その存在が個かで開催であるに関かれる者、その存在が傾倒を開産なるおそれがあると られる者への支援のための対策については、当市の未起があれば、特別として、ダブルギアリンク規制を通 利しないこととしてはず 特別を扱う。このため、特別を対の機関について、ダブルギアリング規制を通 日己資本比率を下回るたぞれが見込まれる1手前の段階の金融機関等を広報に認めることは適当ではない こ考えます。	要

番号	所管省庁への		担实事情	担実の見けが中央	担实现点	ξ _{= 0}	* /b ÷		所管省庁の検討結果	*	ワーキング・グルー
盘亏	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	本 PT 1	管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
136	令和6年11月15日	令和6年12月16日	個人間達情報の第 三名指 二名指 二名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一名 一	個人間違情報を提供する場合で 1999年表側に対して当該個人間 1999年表側に対して当該個人間 特点部のよめつ油用的かとする自 加速を行うと、注意可多能引動 1993年1人をつ油用かりとする自 1993年1人を可当用かりとする自 1993年1人と、注意可多能引動 1993年1人と、注意可多能引動 1993年1人と、対して、 1993年1人と、 1993年1人で、 1993年1日により、 1993年1人で、 1993年1人で、 1993年1日により、 1993年	で参加元年の「個人情報保護法」いかわる3年ごと見証し、制度改正大綱」において、個人情報保護法は経済成長等と個 人の推奨料益の保護との周辺で行き渡るような解を日担すことが需要と規定。 体的3年8月のプリフラコンとの別数とー11度見事業は三週間から34では、「個人見速情報を個人データに付加 する場合のみならず、個人限速情報と個人データと開合する場合を個人データとして指律する場合と個人データとして指律する場合と個人データとは は、個人概違情報が明治用される範囲が繋むり、これらを同一の規定で規度を行うことはパックスを欠いた影性を増え は、個人概違情報が明治用される範囲が繋むり、これらを同一の規定で規度を行うことはパックスを欠いた影性を増え は、他人概違情報が明治用される範囲が繋むり、これらを同一の規定で規度を行うことはパックスを欠いた影性を増え は、他人間を開発していたが、個人規定情報を図えて一切では関係として個人の理を判しかませ、100円の大力では、個人関連情報の利用 用きば真定的であり、個人の権利性を書する場合は、上に個人の理利制金が書される可能性がある一方。個人データに付 加せず1「個人データ上記書するのみの報料とであるようには、の理利を対しました。そんだ。 日本の世界が明日から配面があるため、大力では低いを考えらるもの。 日本の世界が明日から配面がある。は、現在大学を収入しているの、データンは力を引起、の保護機関へデータに付 は、データの時間が利用目から配面がであったとして、6、単一条の情報を表したデータンは、100円の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の	想話 使录象	人情報保護 過余 合作	個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者が個人関連情報(個人関連情報データペース等を構成するが のに高さ、以下同じ、)を個人データとして取得することが想定されるをとは、個人情報の機能に関する法律 (以下がようとう。対象が原本領域等もでありる場合を含む。あかたの自動を指向機能に基する法律 (個人情報の提覧に関する法律についてのガイテング(差別網)シート・においては、「集策31条套1項の「個人データとして利用しようとする場合をいう。」とされています。 個人 不力として利用しようとする場合をいう。」とされています。	も 個人情報の保護に際 する必律第30全第1項 する必律第30全第1項 する必律のいてのが する必律についてのが 7~3-1/(通制編)3- 7~3-1/(通制編)3-	個人情報の保護に関する法律(以下(法人という。)第27条は、特に電子的に視問することが容易が個人デ が本人の意思にかかわなび(第三者に提供されれば、未んの念く予知しないところで脂肪組入デーのが利 される事に、大点に不適の種料制能量を多足はするためが重さるとから、80メーテの効果であいま して、利用目的が透加、公表されているだけでなく、原則として事前に本人の同意を得るぐらこととしていま で、26に、法第37条は、提供売において個人間達情報に進ままっちのを第三者に提供する場合であっても、 26点に、法第37条は、提供売において個人間達情報に進まがより、第2ゲークの第三者に提供する場合であっても、 27年でリステータとして同時するともが思えて他とは、第2ゲークの第三者におけて持ち続いに載され この点。個人間連携権の短肢を受けた第三者が出途機人間連携機と指摘に表するの取りが個人データに が個人アータに係るす。本体策のような例、データ性間でしていることがし、15世間人が日本の 対象のポータに係る大人が特定されることとがリ、いずれも提供来の第三者において前肢側人間連構体の 対象の大データに係る大人が特定されることとがリ、いずれも提供来の原ご者において前肢側人間連構体の することが自動技能の過音からかに通信であるとつきに大きま することが自動技能の過音からかに通信であるとできます。 特別求への反関に関して一層の対応が推奨 されていることは、以上の影響について影響を与えるものではないと考えます。	用つま 提見 付当個と
137	令和6年11月15日	令和7年1月20日	銀行又は銀行グ ループ会社によるキー サープ会社に係る キーコリティ保険に係る 物産	「事業間連保険のうち、事業者向けのサイバーセキュリティ保険に関する融資を募集規制、担当者分離規制、対心が規制及び知りながら 規制の保証機能を対していませながら	○顧客の抱える課題 ・サイバ、火撃は高度化・複雑化しており、十分な対策を講じるためには相応の人材・費用等の経営リソースを要する。ま ・サイバ、火撃は高度化・複雑化しており、全体に関係な技質のもの。バー火撃を受けたことにより発生する各種費用 ・特に人が書からリースも認めのある中部・ボルルを吹き、大きを受けたことにより発生する各種費用 ・特に人が書からリースも認めのある中部・ボルルを吹き、大きを受けたことにより発生する各種費用 ・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン・サイン	懇話 金融	被守	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利侵性の向上を目指す朝点から次 のような野等防止性雷が設けられています。 ・海公開所を投票が規制 ・投資大馬が規制 ・対金との訴認防止措置	保険集法施行规则第 212条。同第224条第1 項等	銀行等による侵険高級規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点が 影けているものです。 等等数と指揮については、モニタリンが観光を制張者からのピアリングを請求え、平成23年9月7日付で 係内限的令を変正し、 ・ 機及名乗更数制の対象角品から一時払終身保険等を除かするほか。 ・ 情後との最近が正確について、実効性関係のいめの対策を満れる。 ・ 間後との最近が正確について、実効性関係のいめの対策を満た。 銀行等による保険事集の状況については、引き検査者等を把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直し ついては、必要が生じた場合に行うこととしています。	84
138	令和6年11月15日	令和8年12月16日	金融サービス仲介 業の取り扱い可能商 品の拡大	・金融サービス件介業において、消 受者向けカードローンの仲介にか かる規制解除もしくは規制緩和	「本件は、個人向け金額事業に新規参人を検討する法人顧客(一般事業者)から要望あったもの。教々金融機関においても、支生は一般事業者と他悪した新たな婚職制は一個世界を使属するもの、親り規則がホックとなり、ピジネス機会の造 たいませい (一般事業者と他悪した新たな婚職制は一個世界を使属するもの、現り規則がホックとなり、ピジネス機会の造 は当職事では、新世からよりたして、日本の主体をは一点では、「金銭サービス仲からから、多人間壁を出発し高の範囲機を検索し、「金銭サービス仲からから、多人間では、日本のようない。「本代・ローン・ローン・ローン・ローン・ローン・ローン・ローン・ローン・ローン・ローン	懇話 金脳	能 庁	預金等媒介業務のうち、「服客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」として、個人顧客に対する種 度方式の貸付け等(当産資越しを除く、)については金融サービス枠介業者が行える行為から除外されていて す。	・金融サービスの提供 に関する法律第11条 第一の支援行令第17条第 2項	消費者向けカードローンについては、カードローンの返済方法の多様性や安島な借入れ等を選じた多重 第の発生的止が求められることから、支援のとおり「蓄味」が、高度に専門的な説明を必要さずものよい を指サービルが重要の政策の高度については、最高設計のが雑せら中を生活への定義はい はじめ、厳客のニーズや、金融サービス中介業者等による都容保護のための取組を含む業務運営の実施 を請求えつつ、業界等の意見も何いながら、見直しの業否を検討してまいります。	して 布本

*-	所管省庁へ		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	所管省庁		所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
留写	検討要請問	日 回合取りまとめ日	佐朱尹垻	従来の具体的内容	佐糸 理出	主体	所官省厅	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
139	令和6年11月1	5日 令和6年12月16日	都競等による信託 指に係る規制緩和		□一部の信託業営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産件かを行うとともに当該本助産政権労金を撤資する事例もかられるが、資金の優性が増加されている状況にもなど、都要本権、高額不会性、信候を行き社社など信託では国に対し、信義を製め一部を制度することの連続的実践は不明確、またが、 中間・はかいては、立字なる場合を終わり場合は、いい、場合が異なるというには、一般を動物で引張、また説明・「任理が解 建立れないため、参えできない、都部または蓄量・分配にみる日に運用会社設立、または貝収を実践させるためには、宅 くソリットニース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都銀魁話会	金融庁	一部の信託兼営金融機関を除き、銀行は不動産業務を行うことが領止されています。	金融機関の信託業務 の推定等に関する法 使用では関する。 の兼理等に関する主 の表面等に関する法 金融機関の応託を表 金融機関の応託を表 金融機関の指 を 金融機関の で の 表面が の 表面が の 表面が の 表面が の 表面が の 表面が の 表面が	競行における不動産仲介業務への参入については、他業を営むことによるリスクの連続、結業の確全性確定といった他業業よの機能を指すえる必要があり、中長期的な執討を要するため、匿ちに指置することは指定です。	1984 18
140	令和6年11月1	5日 令和6年12月16日	新しい店舗の在リフ やコニューティハブ 推選のだめの、職代有不動産の賃貸 要件級和	・「その他の付陸業務」における不 ・ 「本の世の付陸業務」における不 ・ 「表面質質が解し、関して、公共実績 にも、のの質質が感動に可能となるよう。 ・ 「実験を軽加、資格表別に関してある。」 ・ 「実験を軽加、資格表別にから、要有 、 「最初、一、一、一、一、一、一、 ・ 「また」、第二者別に受 ・ 「また」、第二者別に受 ・ 「また」、第二者別に受	(即今のデジタリゼーションの進展・消費者ニーズの変化や銀行来収容数の減少等に対応するため、各銀行は、デジタル 化時代に相応しい新しい短線網線に注かしている。そのなかで既存店舗の総乗合やそれに伴う移転・新数など、店舗 活動能が5条件でなったとが想定されました。 は「ロルジな展選を設定す、現状、共卸・船分できない返休不動度に加え、業務効率や、店舗整理化等により発生した現金 成の余泉へマース・ターがた品舗の影響時間に複数的によみ出した余泉なヘースについても、必が影別等の有機に指 成の余泉なーマース・メージでは「最初を調ける」に関いまかました。特殊なースについても、企が影別等の有機に指 他、店舗報告コスト経滅にも戻するもの。 他、店舗報告コスト経滅にも戻するもの。 では、合稿未来作の自己所有にいの諸者人において、自己利用部分の個性の関となが、条件の記念が ほど、合稿未来作の自己所有にいの諸者人において、自己利用部分の個性の関とない。 対して、合稿未来作の自己所有にいの諸者人において、自己利用部分の個性の関係とない。 まからない。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過にも戻するもの。 は、日本経過には、日本	<u> </u>	金融庁	銀行による保有不動産の意実については、その他の付待する業務(銀行法第10条第2第)として、質貨の規模等一変の景味のととで行うことが可能となっております。また中枢2489月の監督的計の返立により、自治・体の公よ時なが成所を有する主体という要請にあるが意味を行う場合には、必須生や中心前間地池地化の製造から、保有不動産の賃貸の規模や期間について重教に判断しても差し支えないこととしております。	本実行等向けの総合 全交互整備をV-3 2-24(機関性)の 1-2-24(機関性) けの総合的体系質指 封目 -4-2-2(4)	保有不動産の賃貸に係る要件については、他業を置むことによるリスクの運動、銀行業別に専念すること による設計等の豊富の重合性保険といった需要がよの適能を指導えて研定しているところ、更なる権利の以 施については、最終なからの職工の制度がよる必要がのがあった。 第125 年 第15 年 第15 年 8 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	:海安
141	令和6年11月1	5日 令和6年12月16日	銀行業高度化等金 社でループ」の取 得の許容	時限(例えば、5年)を設けた上で、 現行規制に適うべく処置(※)を行う ことを条件とする)。 (※当該法人の議決権の銀行グ ループ外への売却、「資する業務」	□・般事業会社グループごと銀行グループ傘下に収める場合、当該一般事業会社グループ傘下には「銀行業高度化等業 及じい外の業務を車ら営む法人が含まれることが規定されることから、時限(例えば、5年)を設けた上で、現行規制に済う	か: ・ 都級懇話 会	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社の景度範囲は、法令において規定されている景解に限られており、また銀行の一般事業会社の設定機の創作については、銀行とその子会社で含葉して5年以下とする上間規制が、銀行持株会社の最繁金金が回議場の保有については、銀行持株会社とその子会社で含葉して15%以下とする上間規制が課せられています。	展行法等14条の2第 項、第19条の4章 項、第52条の24第 項、第52条の24第1項	孫会社を含む照行及び無行結構会社の子会社の景積範囲が限定されている機能は、銀行等の理合性域や経典相応的は等のためである。この、最有がループにおいて行う上のできる最積値囲の数なる種和にいては、無数機能を前便とと、経験状況の変化等を請求えてその必要性を慎重に検討する必要がまため、直ちに措置することは困難です。	张 ② 2 5 6 6
142	令和6年11月1	5日 令和6年12月16日	子会社対象会社で ない会社をグルー 内に有する場合の、最初 関係制の選用語予	・ 異似時に、子会社対象会社の業 質 既以外の業別でかいて、銀行法の 理 要素質問題対象 一定期間(例えば、 6 0年間) 猶予して頂きたい	「買収対象となる会社が子会社対象会社(または子会社対象会社を主たる子会社とする持株会社)であったとしても、その 関収対象金社の子会社等において、銀行及び信用特殊会社の子会社が変もことができる業務以外の業務を一部できま べいる場合は、異々なでものが認められない。 「場合は、異々な手では、異々な手での場合を表す。」 のでいる場合は、異々なでものが認めないない。 「場合は、異々な手での場合を表す。」 のでいる場合は、異々なでものが認めないない。 のでは、現代を表する。 は、最後では、銀行のは、現代を対したが回路。は、現代をよりの民間を表考においても、フェックキー・アンルは「毎人は指導が がおりませんがデジック・アンルとが回路。は、程序はよりの民間を表考においても、フェックキー・アンルは「毎人は指導が基色を関する。 は、最後では、まず、は、まないでは、まないないない。 は、現代をおいて、までは、まないないないない。 は、日本のアントを表する。 は、日本	在 有 和 最 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	金融庁	銀行及び銀行持株会社の子会社(孫会社を含む)の東務範囲は、法令において規定されている景務に限られ 日本の一級事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行とその子会社で合算5%以下)が課せられています。 また、銀行特殊会社の一級事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行持株会社とその子会社で合算15%以下)が選せられています。	展行法等14条02营 填、第0604营 填、第05040营 填、第52条02等1 填、第52条024第1填	議会社を含む銀行及び銀行特殊会社の子会社の業務範囲が限定されている機関は、銀行等の理会性違い や経体相反防止等のためであるところ。銀行グループにおいて行う上のできる業務範囲の変なる観和に いては、当該制度計を前後として、総合状況の変化等を請まえてその必要性を慎重に検討する必要がま ため、直ちに措置することは困難です。	张 2 2 5 6 6

# P	所管省庁への		提案事項	担实の具体が中央	提案理由	提案	三体小	do pto		所管省庁	の検討結果	₹	ワーキング・グルー
音号	検討要請日	回答取りまとめ日	従桊争埧	提案の具体的内容	·	主体	所管省	IIT	制度の現状	該当法令	等 対応の 分類	対応の概要	- ブにおけ る処理方 針
143	令和6年11月15日	令初6年12月16日	グループ会社の事業性優人に対する 実性借入に対する 報会社による債務 証の許容	・金融監督庁・大蔵省告示第9号第 条第1項の「事業者」の範囲から、 「当該銀行又は当該銀行持株会社	「本名の趣旨は、住宅ローンのように商品性や債務者の連絡性が規格化されていない事業性無質について、銀行のグループ全社が乗として債務保証することにより、銀行の施資規格が領まり、銀行グループとしてのリスク管理の適何性やローブ。ま変の一般的文章を指することも未配てあたするものと関係して、現代の一般の文章を指して、現代の一般の文章を指して、現代の一般の文章を指して、現代の一般の文章を指して、またで、日本で、大きなことは、また意思するものではないように思りれる。 「他の銀行法との取りが一ルスレンクス・ルール(銀行法は多の2)の対象となるとかっ、即グループ会社である場合は、即グループ会社である日が、リステル・フィス・レングス・ルール(銀行法は多の2)の対象となるとかっ、即グループ会社であるとは、表が出るするでは、そのこの、現代を出ることが、表が表が発生的体が表現したとして、第7ループ会社で、10年の表が表し、そのこの、表で、10年の表が表して、またが、10年の人で、1	都銀懸話会	金融庁	2、 貸 け	銀行及以銀行持絡会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社とすることはできません。(銀行法第16条の2、第58条の23、開法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16) 2付金銀役の評価等に係る子会社対象会社としては、担保評価・管理会社(他の事業者の行う資金の貸付 その他の信用用では各名債金の経過の目的之なるは乗り構造、該路程の日からなっている対象で の他は路材度に関い必要となる事業を行う業務を行う余社)が認められています。(銀行法施行規則第17条 20第1項第39号、第34条の16第2項第30号)	銀行法施行規則 多の3割1項間の 第34条の1第23 一等 銀行法施行規則 中急に基立十八 大学の二第二十二 大学の二第二十二 大学の二第二十二 大学の二第二十二 大学の二第二十二 大学の二第二十二 大学の二十二 大学の二十二 大学の二十二 大学の二十二 大学の二十二 大学の二十二 大学の二十 大学の二十 大学の二十 大学の二十 大学の一 大学の一 大学の一 大学の一 大学の一 大学の一 大学の一 大学の一 大学の一 大学の一 大学の一 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	号、 (第9 第十 第三 検討を予り 等の ので、	選打制度上、銀行等が、当該銀行等が供与する事業性ローンに対し原理を行う会社を子会社とすることは、 銀行等グループとしてのリスツ電電の選切性で発達の確全性等の色から、最終として就出しています。 このよう。自然理解の解試に、 ではまたが、このは、自然理解の解試を変更のあり方でグループベースでのリスク管理意勢の構築状況等を踏まえ て、検討してまいります。	
144	令和6年11月15日	令和6年12月16日	地域の送性化等の 実現の法性化等の大口 信用供与等規制の 非適用範囲拡大	宝される 銀行の同一人に対する	□020年4月1日施行の大口信用供与等規制の見直しにより、銀行グループ内取引については大口信用供与等規制の対 素から添引要となった。しかしなから、機関ルールとのプリループは正大人までが対象とならため、同一の銀行情報を批 度上、200年の人が最終的展生では、一般によりでは、日本の場合を表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	会	金融庁	同な大	同一の銀行持株会社拿下の子銀行間の取引は、大口信用供与規制が適用されます。 およ、銀行法性行命で変められた例ない場面がある場合において、内閣和電大臣の承認を受けたときは、 口信相外与規制の適用を支付ないことができます。	銀行法第13条第 び第3項 銀行法第16行令第 日間及び銀行第 第 の37 第2項 第 06 00 2		大口信用供与等規制は、提行等の資産の危険分散、銀行等の信用の広く適切な配分との目的の下、国際的 な関連を指案えた特殊分とされていること。第一個行動検索性グループ科における子級行間の雇用の供与 等について、一者に関制対象分とすることは、上監の規制目的に関もし機度です。	
145	令和6年11月15日	令和6年12月16日	子会社の変更や役 員の実施等等に係 員の実施等等に係 申請の簡略化 申請の簡略化	・撤廃が困難である場合、異動報告 は「変更のあった時から30日以内」 ではなく、「年1回の現況を報告。有能 価証券報告書提出会社は報告。有 可」等柔軟な対応ができないか	国際行代理者物の管理負担を軽減させることで、会融機限としては既存事業者との位置施度の運営完定化、位業院服の拡大の証が、数据事業者の参えを使用しずることにより、都たな事業所面創造・価値提供に繋がることが見込まれる。 に分享業ま人にとって、銀行代理療は本意ではないため、最られたリンースしか解にことができない現状があらっすで、管理業務各のが出く、他力管理業務を向き継続を関係するという現状に 取事や関係子会社への可認を行うため、本件報告の関係者が増えている現状、 正常が12年4月1日での銀行法等の、ま件報告の関係者が増えている現状、 正常が12年4月1日での銀行法等の、数を企立する法律に分割でに担づて収費制度が創設されたことで、一場事業を の銀行代理象へのからおけれたことで、一般事を設立して、上記を力を力でするの関係を引起るという場合を の銀行代理象へのからおけれたことで、最初を対しまして、一部のでは、12年1日では、12年1日を の銀行代理象へのからおけれていることは需要とつった。実情として管理業務長者が一般事業法人にとって重いと思じている自己 場合が成立されていることは需定しつった。実情として管理業務長者が一般事業法人にとって重いと思じている自己 事実、 (また、金券制度フーキン・グ・パー・ブ・環境と19月の報告では、銀行の選集のの経済を 事実、 はまた、また、また、また、また、また、また、は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	都銀懇話会	金融庁	録大と	設行代理集者が許可申請時に提出した申請書に記載した事項に変更があった場合には、その旨を内閣院理 区間に届け出る必要があり、当該変更のあった日から30日以内に届け出る必要があるもの(商号の変更等) 、年期に一括で届け出る必要があるもの(役員の業職先の内容変更等)があります。	銀行法第50条の 項、第2項、第2回 30第1項、第2回 銀行法節行機 最074、第34条 第34条 第34条 第34条 第34条 第34条	その	銀行代理業者の収員の実職先の内容変更等に係る組出について発度しを行った銀行法施行規則の一部を 改正する内閣所令が令和6年11月29日に公布、翌30日に施行されました。	
146	令和6年11月15日	令和8年12月16日	投資専門子会社の業務範囲拡大	・投資専門子会社による、出資先等 以外へのコンサルマング業務に同 設定する。 のとする。 のとする。 のでは、受けるでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 の	- 投資専門子会社には投資管理の / ウハウが集約・蓄積されることから、投資業以外にも、設行本体からの直接出資金の 素件 / ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	都銀懸話会	金融庁	投	戻行の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 投資専門子会社の業務は、出資等とそれに制帯する業務及びコンサルティングなどの一部業務に限定され にいます。	銀行法第18条の 項第12号 現行法施行規則 条の2第14項		銀行の特定子会社(労貨専門子会社)の併営業務として、出資先・出資見込み先以外へのコンサルティング 業務等を可能として。銀行法施行規制の一部を改正する内閣所令が令和6年11月20日に公布、堂か日に施行されました。	

番号	所管省庁への		担实事情	担実の目はかれ物	提案理由	=		所管省庁の	検討結果		ワーキング・グルー
借与	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
147	令和6年11月15日	令和6年12月16日	部行グループに属するリースを社に係る なり一次を社に係る 収入制限規制等の 撤廃文は載和口	・収入制限規制・附帯業務規制の接 廃 ・不別度オペレーティング・リースの 解禁	・金融領域に関まらず、観客ニーズが多様化・高度化する中、銀行系リース会社にのみ、オペレーティング・リースに係る 観客サービス提供に制度があり、適正な毎争環境が整備されていない状況。 ・「規格特差の是正により、イコールファディングが関係され、観客ニーズに沿った素板なリース条件設定が可能となることは、観客本名の実施室に戻するのかなった。金融リース実界の企業ではようするもの。 は、創名本名の実施室に戻するのかなった。金融リース実界の企業ではようするもの。 は、創名本の実施室に対するのであった。金融である。一人への表数な対応が掲載となっており、会 対象の向配を指定えても、当該機材を適用するを寄せれました。大きなあられており、物を保有リスクを管理を は参いの担当を指定えても、当該機材を適用するを寄せれました。大きないられており、物を保有リスクを同じ、 は参いのは一人の表した。 ・ 1000年のような、大きないのである。 ・ 2000年のようないではコントロール可能と考え を表していることから、本規制の撤棄に伴う物件後有リスク等についてはコントロール可能と考え も、	金融庁	際行、銀行特殊会社の子会社が愛もリース業務について、勘算と原籍の形態(いわゆるファイナンス・リース に名も別人を削り一次収入に占める割合の39%以上とすること。2619 ― 末業院に附帯する業務による収入 がリース業務に必成えた出他られたよりすることは、設行がリース装房に開帯する業務による収入 また、不能産台対象としたリース装材に出たっては、銀行がリース移動をとって一般向け不動産業務を営む いった信息実践と適当の部分を形で、最近の一、表等文化を設定、共業報経出版等の公分がに指数の登場・通主 に係るものを影響、いわゆるファイナンス・リースに限って認められております。	顕行法施行規則関連 東京本の主第二男選男 明確に第二男選男 明確に第二男選男 明確に第二男選別 明確に第二男選別 明確に第二子を計算をいる時かれる 東京衛を定めたかれる 第一日の世替野耕 明の世野野耕 明の世野野耕 日の世野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野野	検討を予定 また、銀行子会 銀行に他業禁 ります。	条金社の子金社が揺むファイナンスリース以外のオペレーティング・リースについては、様々な 付ち素易との書物が立法操性やリスクの問題性の経貨の軽点から始計を行う必要があります。 社社であるレース会社が、不動産で対象とレジャペー・アルップ・リース屋でととについては、 上が課むられている過ぎに優か、展行の理念性環境の発点から、発量に発記を行う必要なあ	
148	令和6年11月15日	令和6年12月16日	証券専門会社の素和開設制のは必要を表現開業を表現である。 「製物決策を必要を表現である。 国際品市場取引の 媒介業務)	国・参集門会社が商品を決済終了 ・ 東京 では、かつ、商品の保管・ を発育させ、かつ、商品の保管・ ・ 東京 では、は、日本のでは、日	- 証券専門会社が従事できる外国商品市場取引は差金決済取引に限られており、規物決済取引についての顧客ニーズ に応えられない状況となっている。証券専門会社が取引当事者とはならず旅介のみを行うケースにおいては、即引決済方 法に関わらず監察用会社として関係にありスクを負うがつではない、異様のスタスに利用途という子会社専業務範囲 規制の適宜も指定え、証券専門会社の報点から、(1) 当該予則を対し張る商品を決労の数す後に保有することならな 以上と、(2) 当然予算を引に係る商品の管定では運動に中途生じる危険を費却とないと、の要件を満たす契助決済 会 取引の政力が予告されるよう機能制をとい、 では、銀行本体が紹介する場合についてもリスクの状況に変わりはないと考えられる。	金融庁業者最林水座者	銀行及び紹行の子会社が代理又は媒介を行うことができる外国商品市場取引は、差金決済取引又は取引 事者が商品の運搬・保有・保管リスクを負わない場合の現物決済取引に限られています。	級行法第10条第2項 15号、第16号。2第1 項5号、第16号。02第1 景の20第1、第17号の 3000第2項第3号	検討を才定 とかできる金融	グループの経営の鍵全性に与える影響等を踏まえ、銀行及び銀行の子会社が採介等を行うに 等等プルゲィブ取引は一定の要件を満たすものに限られていますが、制度趣旨を踏まえ、改 ついて検討して参ります。	
149	令和6年11月15日	令和6年12月16日	銀行代理業者の主 たる薬業業務の要 件級和	「主たる薬業業務の内容が資金の 質付け、手形の削引、機能の保証 または手形の引見その他の信頼の 対象を行う業別である者でなかる者では である者では、 者別でのいても、所属能行と維打や 者別でいても、所属能行と維打や は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	考えられる。 「さっため、晒ケー」プル語を利原性に増え「炒け竿え主もる参数レナスを」レ部屋銀行が朝工駅は竿に乗りだ!! _ プ	金融庁	貸付け等を主たる業務とする者が銀行代理業者である場合は、当該銀行代理業者の銀行代理業務のうち、 消費者向けの資金の貸付け等に係る契約締結の代理・場づ業務については、「報金等担保貸付」及び「規模 化された賃付商品で、かつ、貸付賃金で購入する物件等を担保として行う貸付」に規定されています。	関行法策公舎の公司 関係 関係 関行法能行規制 関行法 条の37第7号	************************************	の主たる業業業務が資金の貸付けの場合。例えば、顧客が提行から融資を受け、その借入金 農業者へ選邦するとすると、利益相反の弊事が生じる可能性があることから、このような規制が ところです。 最初なの弊害が生じるおそれが少ないと認められる商品の媒介について、利益相反発生の可 援事の報点も指まえ、執計を行います。	
150	令和6年11月15日	令和8年12月16日	資金業登録の無い 企業(事業法人、日本に支信を収益の 本に支信のない外 ケートローン組成時 など供権譲渡時の) 質付許容	・資金業登録の無い企業(事業法加 等別のシンプケールに、一角 第別のシンプケールに、一角 を認めること、1、一角 を認めること、1、一角 を認めること、1、一角 の事態制度というでは、1、大変を を を を を を は の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	「原状、投資家層が金融機関等に限定されており、マーケットが伸び悩んでいるため。 「国内に重素所・事業所のない外国法人による資金量を繋が制度上予定されていない現行資金業法の下で海外の金融 個関等による間内設計が必要は上に制度されている。 ・ では、大の場合は、日本市場で機能をようシンプケートローンに本邦に支配を利益を持ちます。 大が施金さっている。日本市場で機能をようシンプケートローンに本邦に支配を有している。 本所企業の資金開達力に限界を生じさせている。 「本界企業が大場的の影響を受けている。」 「本界企業が大場的の影響を受けている。」 中において安位に立つこととなり、本邦金融市場の国際競争力強化の為に上述の規制緩和が望まれる。	金融庁	資金業法において「資金業」を塗もうとする者は、2以上の都道府県内に営業所等を投産して変む場合は内 税理大臣の、1の都道府県内に営業所等を投産して営む場合は都道府知事の登録を受けなければならな いとされておけて資金業施可能を選手を設置して営む場合は都道府知事の登録を受けなければならな また。資付け営業として行うにごき他の法令に特別の規定のある者が行うものは資金業法の対象外とされて おります(向法索2条第1項第2号)。	限 資金重法第3条第1項 資金重法第2条第1項 資金重法施行令第1項 の2第1項	検討に基手 に係る制度にイ	産業所・事業所のない外国の会社等が、シンジケートローンに参加して行う国内法入への貸付 フレては、実態を踏まえた上で、関係法令の趣旨等も勘案し、引き続き検討する考えです。	

# D	所管省庁への		提案事項	担実の具体が内容	提案理由	提案	三体化产	所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
雷号	検討要請日	回答取りまとめ日	灰余争坝	提案の具体的内容	灰 禾理出	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 ^{対応}	対応の概要	る処理方針
151	令和6年11月15日	令和6年12月16日	健全なカバードボンド市場の発展の為の ルールの明確化	ルールを変めていただきたい の条件体の適格性に関するルール のカイーブール(裏付資産)に関 するルール こ個格性製 差対比及として差し入れる額(総資 三部経験性格の回数 のカイーブールの管理に関する ルール 「陸立の監視したるモニタリン のカイーブールや主要契約の関 不に関するルール の自局宛発行報告に関するルール の自局宛発行報告に関するルール	は東邦では、2018年11月に初めて住宅ローン債権を担保としたカバードボンドの港行が行われ、今後も、邦間が海外展開の高大を関係して、重要な外質開発手程の一つとして管行が拡大する可能性がある。 の高大を認め上て、重要な外質開発手程の一つとして管行が拡大する可能性がある。 では、服金を取りたが、一般では、現金を取りたが、現金を取りたが、現金を取りたいーボルド保管をの保証とを終めてよった。 を対している。 ・ 「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	· 都級懇話 会	金融庁	日本においては、諸外国で見られるようなカパードボンド発行に係る特別のルールは整備されておりません。 なし 検討を予	カバードボンドは発行体の変変の一部を削縮隔離して、発行体が暗線した際にカバードボンド保有者に対す る場先弁別に光郎するため、一般の発金割に対して非常率の低下を選じた損失を与える可能性も否定でき ま、現金者保護の軽益から絶対する必要性があると考えられます。 また、ルールでを持ちなたカゲードルドバーゲールを開発のあられた場合には、投資家のする評の拡大 により発行体の安定したが衰減速で開達コストの低減にも関すると考えられますが、必要なルール内容に関 しては、諸外強のルールと比較しながら、強重に検討する必要があります。	
152	令和6年11月15日	令和8年12月16日	銀行の海外支店における有価接参額 連業例の一部解析	・銀行の海外支店に対し、現地法令 等連守を前提として、有価証券関連 業務の一部、発行市場に関する業 務(引受・売出し))の解禁	関かでは、設合するグローバルベンクが、ローン・債券開限みの変素に始まり、最終的な影響とニーズが債券発行となって も引を予証しまでワンストップでのサービスを提供する中、非常は証券子会社の共同訪問、業務分担で対応しており、 観客にとっても利便性が損なわれている状況、代表的日系企業のは債券行においても、外国限行が引受を行うケースも はつでくいる。例えば、オンショフ人民工機の引受実施では本年を無機関グリーブは工程的労免の位置を表現 につくている。例えば、オンショフ人民工機の引受実施では本年を無機関グリーブは工程的労免の必要を表現 にコーバーナルバンプ格で提加している反対や、規制が増展されている実施を未設さる部行が、有能証券開発業業務を含 かりた告告的セントマストシストップで受加していることに参加されば、同外制度が図のが振りからを組合から、提売基金子を おりた告告では、フストップストップでのサービスを関係が、日本の場合を表現されば、日本の場合の必要をある。 可能ではこと本年提供提和を選びて、系規がゲンストップでのサービス提供あるいはプロスマの一プティングによるニース等 可能ではこれを可能であることは有なであると生まった。 「国行法との他業表上規制の適宜は、最行が提刊を表現を表現した。こと、最行の企業法との理能をする場合 はようなことでは一般であると表現であると表現であると表現であると表現であると、現代が上であることでは、クループな存として設計でよりする機能に率しまった。こと、最行の他業法との他事をより担に対象 はたることでは一般であると、ストラーブは一般の表現であった。ことのようによることでは、日本のようにより、フィーア・フィンであると、日本のようによります。 は、アルトラービストリーア・フィンであると、日本のようにより、オーストリーア・フィンであると、日本のようによります。 「国に、ま行のよ本業務みらいは対策等の選を性へ、の影響に対するのも信息を対象したいことであれば、例えば、自己資本の 定式れるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や場外・発行等の有値証券関連業務の代理・媒介を選加したとある により、本来業務等への影響を増小化した上での対応も可能。	都銀懸話会	金融庁	銀行が行うことのできる有価証券関連業務は、銀行法第10条第2項及び第11条に規定する業務に限られて 以ます。 第11条	銀行法において銀行の乗務範囲として認められていない乗務等であって、銀行の海外支店において認地当該 定が認める業務を行うことの可否については、他業施工の議事、吸煙的地位の塩用等の機等保護上の販点や 展争力強化等の製点から機量に機計していく必要があり、重ちに指置することは困難です。	5
153	令和6年11月15日	令和6年12月16日	商業銀行によるセ キュリティトー・マー (電子記念録句を 記者表示権利等)取 扱い	「商素銀行がセキュリティートークン (電子記録等を付価証券表示権利 等力を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	「精報基础技術の連展に行う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令 和2年3月1日施行)により金書法が改正され、金融機関によらSTの取扱いが可能となった。 [2021年4月にはSTを約1扱み4級股内システム(PTS)選書会社である「大阪デンタル・エクスチェンジ網」が設立され、セ カンダリー市場の景画開始。2024年11は、STは他の科学等について、金融版の受けた3月平時年に対する表現で 収の不適用時度が集後後に附近に選用対象となら等、ST書 次の配言要認となら事象が保々に解消されつつある状況。 保証 以下通知においませ、1000年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11	都鎮懸話会	金融庁 財務省	特定公社機等の利子等を含む上級株式等の配当等に係る温泉原収集器を負う者は当該上協株式等の配当 等のでまれの財務者で設合で定めるものとされているところ、でまれの財務でで設合で定めるものとは、上 構成するのに対しては、 ・ 一般表式等の配当のの製造と受けるもの制造上機株式を配当等の受害の減か、放文を又は代理をする者 で、かっ、「口重管理機関、化粧法284項》というものとされております。 要を持ち、仕機・法、事の事情がに関する法律に基づきペーパーレス化された社会、 要を持ち、体制を表示を持ち、いわかるセインリティー・プレスのよれた社会、関連に係るものに限らず、電子 総幹場所書出来が採り を対象が、は、株式等の実施に関する法律に基づきペーパーレス化された社会、 一般特別計画法能が採 というなどのようなという。 で、かっ、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、「日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、	下 制度の現状欄に記載のとおりです。	
154	令和6年11月15日	令和6年12月16日	提携教育ローンに対する前部販売法の 適用除外	・経療教育ローンを制能販売法の 規制の対象外とすること	・平成20年改正後の割腹販売法下において、学校法人は加盟店として直接の法的機務を負うこととなり、借入人に対する 取引条件の事前股所や契約に関しての書面文件、情報管理・習情対応等に関するコンプライアンス体制整備等の対応負 可能は131条を他の関係と等の実施が立動には126年では126日度がありません。シーシーフルの表生が 実際に関わて、規制内容が通路と考えられる状態に至っており、規模教育ローンについて、規則信用限入あっせんにおけ ・機能機関性で、期間販売法に基づく対応負担が免生することから、理整機専門ーンについて、規則信用限入あっせんにおけ ・機能機関性で、期間販売法に基づく対応負担が免生することから、理整機機能はては、改正の分くミングで、提 機能用し一の放送を持止。協力に手向けるが「他が免生することから、可整機機能はては、改正の分くミングで、提 接着ローンの放送を持止。協力に手向けるが「他が免生する」となった場合をは ・機能機関性で、利用限売売に基づく対応負担が免生することが、対しては、企工の分くミングで、提 接着ローンの放送を持止。協力にあるが、大力にある。 ・機能を加工の大力を対象の対象を対しては ・機能を加工の大力を対象の対象を対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	都銀懇話会	经济産業省	銀行等の取扱う提携教育ローンに関し、銀行等・消費者間の金銭消費貨借契約と学校法人・消費者間の投 発程供契約との間に密接な事連性が存在する場合は、制御販売法第2条第4項に規定する個別信用購入 あっせん表に活動し、学校技人は前期販売法第35条の3の2に基づて成別条件の表示や第35条の30のに基づ (基面の交付行うことが求められてはます。 はお、信頼な事業性」の有能は、重数消費貨需契約と投格提供契約の手機的一体性・内容的一体性や曲額 第3条の3の60第二項 242、信頼な事業性」の有能は、重数消費貨需契約と投格提供契約の手機的一体性・内容的一体性や曲額 第3条の3の60第二項 第3条の3の3の3の3の3 第3条の3の3の3 第3条の3の3の3 第3条の3の3 第3条の3の3 第3条の3の3 第3条の3の3 第3条の3	本提案に関し、個別信用課人あっせんにおける規制対象の見直しの英否については、産業構造書議会割譲 販売小売集会において同時の最初の業業に係る書語をした上で、報告書において、「中小企業を含めた登録 のであった。 のでは、日本の主なの主体が立たができない。 のでは、日本の主なの主体が立たができない。 では、別報を形式上げる返還に対する最初は影響は、ますの表示及び場外内等を認証した書面の受付の であり、現実形式上げる返還に対する最初は影響は、新古のプラインスを制整備を最新付けておりません。 取選店によるのは様々の表示を実施の管を制御に、注意の文件は、規模を関する一つの支援機関を かった。 知道店によるのは、学校のできる場合とは、「他のでは、対策を関する一つの支援機関を かった。 が、対策を対し、契約内容が検査になることに進みれば、消費者検護の製品から必要であると考えます。	:

悉문	所管省庁への		担实表现	担宅の日体が中京	HO de YEL de	提案	The fact of a sale	P	所管省庁の検討網	吉果	ワーキング・グルー
曲写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対分	対応の概要	る処理方針
155	令和6年11月15日	令和6年12月16日	貸金乗法上の書面 交付義務を情報提 供義務へ変更	ら情報提供義務へ転換し、顧客の 同意なくして電磁的方法による情報	・近年、パソコンやスマートフォンは広く音及、浸透し、個人保有率は高い。 ・ごうした環境を化及しキャンシュンス決済性素の製造を誇るえ、2020年、削削法において、クレジットカード事業者が利用 市に対しておりまった情報と機能が変更する「総督の国産したの電価的方法による情報提供を許容する)な 正がなされた。 ・の指表上ないの情報提供の充実や、利用者保護(通動与信防止等)を主限とし、資金素法とは目的を共通 ・一方、資金素法においては書面文件最終が情報提供最新に変更されておらず、平仄か合っていない。 ・一方、資金素法においては書面文件最終が情報提供最新に変更されておらず、平仄か合っていない。 ・一方、資金素はこおいては一般では一般では一般では一般である。 ・一方、資金素はこれいでは一般では一般では一般である。 ・一方、資金素はこれいている。 ・一方、資金素はこれいている。 ・一方、資金素はこれいている。 ・一方、金素はこれいている。 ・一方、金素はこれいている。 ・一方、金素はこれいでは、一般では、金素が、一般では、金素が、金素が、これいできず、他を見たしておういどが、一般である。 ・「本の表情を表情ない」 ・「本の表情ない」 ・「本の表		金融庁	貸金乗者は、貸付けに係る契約等を締結しようとするときなどにおいて、顧客が借入れ条件等を十分に理解したうえて、借入判断を行えるよう十分に情報提供を図る目的から、当該契約の内容を説明する書面等を交付しなければならないこととしております(資金乗送事)6条の2、16条の3、第17条、第18条。	- 資金業法第16条の2、 16条の3 16条の3 同類18条 同類18条 18条 18条 18条 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	割関係充法と含金素法は、いずれる信用体与のための社場かる標準している点では類似するとも評価でます。しか、ハルジッカードを含む製脂体系は、ボーン・スの海の強払い上で利用される一方、資金 東北、政ルの対すたべき国際、他、の資格保証・特の国際は小比がこれを開発される一方、資金 東北、政ルの対すたべき国際、他、の資格保証・特別の国際は小比がこれを開発されている。実践の業務の利用時に比べ、実施の要素やの保証をおりませる機会とより 意実に保証する優多的あると認定しています。したが、資金素は実施需要素等の保証をといり 規していることから、契約締結制及び締結時には書面による文件を原則とする必要があると考えます。	È
156	令和6年11月15日	令和6年12月16日	銀行持株会社にお ける形法・重収実高 実施の実の好か 値について	・企ぶ開情報提長接触の例外規定 企業報告取引着等に調する。 企業報告取引着等に調する。 所有に基準では、 有監算制度を173年を173年を 有監算制度を173年を173年を を表する場合に対する。最末表 の進行に必要とは対する。最末表 の進行に必要とは対する。最末表 の物質がというによって の地質がというによって のが開始と記しるといったような弊言 と応止することを前提とする)	「金面法上の京公開情報提示機制は、極極的地位の窓用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な機構等を搭保 する報益から設けられた規能である。一方で、有磁距券限速業を行う第一・種金融商品取引業をそその設法人等である総 行材特金社との前外報程を実践しては、①銀行特殊会社は耐力法の金融を開放機の対象の手を行者から別等で 電業活動を実施することはなく、②銀行特殊会社にその子会社等から提供される情報について銀行特殊会社の川において 選索な分別等度にとっては延券金社の前途情報が他のカープ会社の情報としていたりな計算等の意味していた。 できるのであれば、上記機制の適当に戻するものでなく、銀行など他の搬送人等又は子生人等に同等の規則を支援す り、このことは、多形業者の選行に必要が構造の提供して、このずしもかる別情報便受機がなどの影響か上指題を収 り、このことは、多形業者の選行に必要が構造の提供して、このずしもから関係関便受機がなどの影響が止ば固定を 以上のころは、現代を登録に関いてものと増加していたが、また、その一方で銀行特殊会社に関いては優越的地位の窓用防止、利 担任しのと別、服务情報の通知の保護の報告がある。1000年記録を発金機能が発展の強化という 記録と対して、服务情報の通知の保護の報告がある。1000年記録を発金機能が開発を発金機能が開発を表していたが、また。その一方で銀行特殊会社に関いては優越的地位の窓用防止、利 報程販売り回転、服务情報の通知の保護の報告が必須能益を経過を開始を発きたり第一種金融商品取り業者との間で報報を考えるこのでは、 報度をすることのリスクが必ずしも成くないと思われることを請求る、希腊思想を認定していた。1000年記述を表していためでいた。1000年記述を表していたが、1000年記述を表していためでいた。1000年記述を表していためでいた。1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでいためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表していためでは、1000年記述を表しませなりできませないためでは、1000年記述を表しないためでは、1000年記述を表しないためでは、1000年記述を表しないためでは、1000年記述を表しないるでは、1000年記述を表しないるでは、1000年記述を表しないるでは、1000年記述を表しないるでは、1000年記述を表しないるでは、1000	都銀懸話	金融庁	非公開情報を授受するには、基本的に、当該先行有等の書面又は電磁的記録による问息が必要であり、城 行持株会社が有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者の親法人等に該当する場合も、この規制の 対象をは1世史	金融商品取引法第44 条の3第1項第4年 条の3第1項第4年 関する内閣所有第153 条第1項第7号	上場企業等の情報提売提制及び手続きの販索化については、金融高額会市場制度の一キング・グルーフ 第二次階級(今報3名の月18日公東)における需要を設まえ、各地4年6月22日に、金融高級股引業等に設 合内閣所令を設任し、上級企業を対象としたが立力すかり物面の列表を行いました。 ファイアーウォール規制に関するその他の事項については、同ワーキング・グループルニ次中間配子 4年12月1日公東)における「影響情報管理・特別制度を理・機動的なの意間的よの実効的な環保等 利用者保護の状況を適切に選起しながら、利害員の一筆登録表出規制や、中型・中小企業や制。最高の利 制の意思い場に関するファイファール規制の必対について、利用者権の支援が対立したのよう のかがあるのは、一般である。 コーキング・グループにおいて検討していく課題です。	和り
157	令和6年11月15日	令和6年12月16日	デジタル時代の顧 接点拡大に向けた デャイル規制への3 回し	日本の日本の日本の日本の日本の日本に日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	「重要のあらゆる分野でコンピュータが用いられ、インターネットで世界中が繋がるように、デジタル技術が様々な分野で活 用される時代となった。個人においてもスマートフォンの身有世帯の耐き合体的耐まで増加する時、人々の生活に欠かせ ないのとなって、一人についてもファンルは前の基金とした「変担」では、銀行の全量所で再発の間の場った で置かっては、サール・ファンルは前の基金とした「変担」では、単純さ手機を対象がデーターであれる間の場った 変素のの事務スペースを設し、デッナンルはかの基金とから、おはいます。のまた、単純さ手機を対象がデーターで、むしつない。 金素のの事務スペースを設し、デッナンルといの意味を対象で、おはいませる。のかまじからかる。 は動き利便性の高い場合がなテャネル展開を表め、デジタル時代を対象は変化の対象をがいっそか適として、いちゃの状況に かれば、ルールペースで詳細まで規定する現在の規制を表と、ブリンフルペースで金融機関の自身的な支援制を受ける みれば、ルールペースで詳細まで規定する現在の規制を表と、ブリンフルペースで金融機関の自身的な支援制を受ける。 大きない高機能なことで、概念するとの活動業を変化して、いず機をすることが一般変であると考えられる。展開をおした。 大きない高機能をできることで、概念を入れるに指揮を考定して、いず機をすることが可能となる。 ことが可能であり、デッタル機能と含わけた場合的な経営変温をから自由度率ペテルことができるが、展行においても、より はをあるチャネル機能を実現するための経営質温を分を生かれるとデクタルーとができるが、展行においても、より できるセチョル機能を実現するための経営質温を分を実現することが可能となる。 こともなり有に表現するのと表現を表現するための経営資温を分を表するとは可能となる。 こともなり有に表現するため、ままままでは、ままままでは、ままままである。 できるサイネル機能を表すると、ままままでは、ままままである。 本書を表現を表すると、ままままでは、ままままである。 本書を表現を表する。まままたでは、ままままである。 本書を表現を表する。 本書を表現を表現して、ままままでは、ままままである。 本書を表現を表現して、ままままでは、ままままである。 本書を表現である。		金融庁	銀行の休日、営業時間については法令に定めがあります。 また、国内になけるまた第の役員、位置の本面第本によるようにより、中間が連士内に居け出ることともの	銀行法第6条第1項。 第1金条,第53 銀行法据行令第1金条 銀行法据行分第1条 銀行法据行规则第15 条。第16条,第17条,	整管上の必要性を提まえたうえで、休日に関しては、銀行の営業所の休日を投ける際の手続きの見直しを 行うに銀行法部行等等の一部を改正する政をと本年之月に、営業所の設置者の周辺の見直しを行うた銀行 法指行規制の一部を改正する時間を含ますも同じませ、まます。 設計の終ま、営業時間、国内における交通者の設置、位置の変更等に係る面は等は、銀行業務の高いない は、個本にものであるところ、更なる改正の必要性については当該報意から録置に報告する必要がありま で、	д
158	令和6年11月15日	令和6年12月16日	事業者が紹行との API連携を選じて口 座番号をエンドュー ザーに表示とについて、電子形式 等代打変の対象か ら続か	「その他の利用者の保護に欠ける おそれが少ないと認められるものと	ながらから、最近に前と、なったが、は、からない。 は、またが、ないでは、またが、ないでは、は、またが、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは	都線懸話	金融庁	銀行法において、電子決済等代行業(預金者からの委託を受けて、IT技術を活用して、銀行に決済指認を伝 達し、工は銀行から口面に係る情報を取得し当該預金者に提供する言意)について、業務制金貨制のが重備 (2)決済に関する銀行ンステムに接続するため、乗のサキュリティ等に問題があった場合には、銀行システ (2)利用者の口虚に係る情報、D虚等の認証情報を預かるため、情報温次や認証情報を悪用した不正途会等 (2)利用者の口虚に係る情報、D虚等の認証情報を預かるため、情報温次や認証情報を悪用した不正途会等 により、利用者が再整を被あられためること といった理由により、オープン・イバーションを推進しつつ利用者保護を確保する観点から整備されたもので す。	銀行法第2条第21項第 検討を	口席番号は横がて重要な情報であり、それを「口座に係る情報」から除外することは、利用者保護の総点か 番目ではないと考えられまでを創まえつつ、どのような行為関係であれば利用者の保護に欠けるおそれが少な いと認められるものとして内閣所令に規定することができるかどうかについては、引き続き検討故します。	\G

#0	所管省庁への		提案事項	担実の見ばかり京	提案理由 提案	-r m do a			所管省庁の根	食討結 身	₽ The state of th	ワーキング・グルー
留写	検討要請日	回答取りまとめ日	佐余争坝	提案の具体的内容	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	所管省所	11	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一プにおけ る処理方 針
159	令和6年11月15日	令和7年1月20日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	の保険募集制限先規制、タイミング 規制及び知りながら規制の撤廃	□以下の場合等、顧客本位の商品・サービスの提供ができな(フィデューンャリーデューティー(FD))に反する。 □場行との需貨取引に無限係な一般な業員も懸ち込れ、無容の自由な高品・サービス選択を開客 の書館の自由意思・選がく後換込み、が開客され、裏任間を受起れてよる形式を利益を観音を表現しませます。 「最近、「最近、「最近、「最近、「最近、「最近、「最近、「最近、「最近、「最近、	金融庁	 Ø2	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を認りつつ、利便性の向上を目指す観点から次 ルような評蓄的止措度が設けられています。 ・3年の影情保軽に乗出地勢 ・4般は火馬光地勢 ・4般は火馬光地 ・4組は今の態度制 ・1後をとの縁度勢止措置	保険業法施行規則第 212条。同第234条第1 項等	検討を予定	銀行等による保険業集級制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す報点から 設けているものです。 等等数上計器については、モニタリンプ結果や関係者からのにアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関 係内限部合学を近いまを完成から、一時払終の保険等を終めするほか。 ・機長大事業規制の対象を高から、一時払終の保険等を終めするほか。 ・機長大事業規制の対象の指数を通から、一般とは多数の大事の指数を提出る。 等の見重しを行ったこのため、平成24年8日 日から指数でおしています。 銀行等による保険業集の状況については、引き結合実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見重しに ついては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
160	令和6年11月15日	令和7年1月20日	非対策高級業集の 非進生目的として規 技術事間を設集時 別な「保護募集時 の制限に関わる規 制等の撤走	の撤廃 (非公開金融情報保護措置、銀行 等の他の取引への影響を与えない 説明義務) ・保険募集時の制限に関わる規制 の撤廃 (保険募集時の制限に関わる規制	コロナは5期原染症に移行したが、高級の重要性を改めて考える概をも多く、高級性ニーズは一層高まっている状況、銀行としても、これに指揮を一次には、イタイルーに基準が高品・サービスを発酵することは世級がある。から、アース・ストリーに関係としている。 一点、大きないというというというというというというというというというというというというという	金融庁		銀行者による保務策定については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す報点から次 のような事業を指揮が受けられています。 ・ 本記の情報報報を ・ 機関子展示規制 ・ 担当を分級規制 ・ 担当を分級規制 ・ 損食との展別的。 ・ 損食との展別の。 ・ 損食との展別の。 ・ 損食との展別の。 ・ 損食との展別の。 ・ 損食との展別の。 ・ 損食との展別の。 ・ 損食との展別の。 ・ 損食との展別の。 ・ 損食との展別の。 ・ 損食との表別の。 ・ 損食との表別の。 ・ 損食との表別の。 ・ 損食との表別の。 ・ 損食として、 ・ して、 ・ して、 ・ して、 ・ して、 ・ した、 ・ した もた した もた	保険業法施行規則第 212条。同第27条の 2、同第234条第1項。 同第234条の21の2等	検討を予定	期行者による保険業集練制については、保険契約者者の保護を認りつつ利便性の向上を目指す観点から 對けているものであり、非対策での保険事業単においても同様です。 非常飲止計器については、モニタリンが最早や関係者からのとアリンケを踏まえ、平成23年9月7日付で関 係り限期令者を受かしても発売しから一発社を身保験を含めけるため、 ・成式手事規制の対象を高から一発社を身保験を含めけるため、 ・成式手事規制の対象を高から一発社を身保験を含めけるため、 ・の表し、そのとしたころであり、平成44年月日から終わされています。 銀行者による保険募集の対決については、引き結合実態を超に努め、今後の弊害防止措置等の見直しに ついては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
161	令和6年11月15日	≑和7年1月20日	保険募集における非常保護措置 の搬売 (報売	・非公開情報保護措置については、 個人情報保護法に一体化する方向	「銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない(銀行以外の代理点、例えば証券会社等は対象 外、銀行が保険に扱うの商品を販売する場合は対象外)。 はていて現人情報保護は上高くく利用図をを取得しているのこと問わらず、保険募集、商品談明等を行う前に事前図をを取得することは対するいない。 は、「東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東	金融庁	o	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次 かような弊事的と指電が設けられています。 ・非公所情報度指指 ・規模大抵死決策 ・リスミンプ規制 ・担当を対し機関が上指置 保険募集業を担いするとは、 保険募集業を担いするとは、 保険募集業を担いするとは、 を保険募集業を担いするとは、 を成立して、保険契約の総合のに対してもませいでもませい。 を記されていまっました。 を記されていまっました。 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、	保護業法施行規則第 212条。同第224条第1 項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利侵性の向上を目指す報点から 設けているものです。 (第7個所令等と改正し、 ・ 機件条集制の対象無面から一時払券身保険等を除けずびほか、 ・ ・ 機件条集制でしたこであり、平成な付金額のための指置を調じる 等の見見しそうたとこであり、平成な4年 月1日から指うれています。 毎7年による保険募集の状況については、引き続き実態を整に努め、今後の弊害防止措置等の見直しに ついては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
162	令和6年11月15日	令和7年1月20日	保険募集時の制限 にかかわる規制の 減廉(スマーカリア プアリ等を逃した非 対面募集時限定)	(スマートフォンアフリ策を選した。 対策での基集的に対ける「保険等 素制限先規制、「指出者分割制 制」「ウイシンプ機制」「和リながら 機制、「積成金別機制」の には、圧力販売への部別が乏 には、圧力販売への部別が乏 しい商品住宅件保険商品(下海) 新行保険」に等するもの)について、 上記機制の適用除外	国動の施習は終行の圧力原来的上であるところ、圧力原来の身生し得れい智度プロセス(ウェブペーンやスマートフォンアル)等による含金色が対面での効果作為」により記念さまが照行を選した現象など参加した場合にもを規制を選用するのは、未実施性が、必要を増加している。 のは、未実施性が、必要を増加している。 では、大きたのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	金融庁	が 続 Ff し	等等的上指数 銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を関リつつ、利便性の向上を目指す報点から次 ルナルな事態に指揮が設けられています。 ・ 10年の開発を設計を ・ 10年の開発を ・ 10年の ・ 10	海被章法第300条第1 海额90条第1 阿克斯克伊提里第212 吴、阿斯275条第1 海及近第 4項,同第278条021 029	検討を予定	(等等的止措面) 指下部による保険業業規制については、保険契約者者の保護を認りつつ利便性の向上を目指す観点から 割下ではよるのであり、非対面での保険事業単においても同様です。 非常的止措間でついては、モニタリンプ信果や関係者からのアリングを請求え、平成23年9月7日付で関 研究関係等を変更し、 ・機能大事業規制の対象を励から一時出終身保験等を除かするほか。 ・増金の企販が上部について、実効性信値のための計画を加くか ・増金の企販が上部について、実効性信値のための計画を加くか が重なっていて、表が性信値のための計画を加くか がまったる保険業業の欠以については、引き続き実態形態に努め、今後の弊害防止措置等の見重して いては、必要が比した場合に行うこととしています。 (構成員契約規制) 生命保険契約の長期性、再加人服器性等に鑑み設けられている提供であり、非対面での保険募集時にお いてもの様をす。その最高を指求えつつ、引き続き情重に検討を行う必要があります。	

番号	所管省庁への		提案事項	担字の見けが中容	提案理由	提案			所管省庁の検討網		ワーキング・グルー
钳写	検討要請日	回答取りまとめ日	佐余争垻	提案の具体的内容	佐糸 理出	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応	対応の概要	る処理方針
163	令和6年11月15日	令和7年1月20日	生命保護の募集に 酸かる構成員契約 深載の極張	・機成員 延祉機能の機炼(当該企 及びその企業と関係を開係を有す 合名の役員・収差員に対する保険 募集を禁止している規制の推議)	は下の場合等、概念本位の商品・サービスの提供ができなくフィデューシャリーデューティー(FD)に反する。 ①構成高契約数据は、優越的地位の選用や位力募集の防止を目的とした対けられた規定であるが、その原態に係らず、 ・事的かつ一様に募集を推止する通频数制、形式基本のため、概念中世による場合も規模の原先が出来す。服金の自由 で意識・サービス規模や開業。 ②金龍コングロマリット化が追求・資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の ②素の自由・エクロマリット化が過去。資本提供表が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の 「運動対象となる「哲能な関係を有する等」(特定関係法人)の原則が個点く、直接出資関係のない大企業も含まれるだ と、服金の運動が終われないテンスがも、直近のアーズという、従業員力、見の大企業がは、設計がも1を登 、服金の運動が終われないテンスがも、直近のアーズと、と、後、東リスのアと使まれる。 と、服金の運動が終われないテンスがも、直接である。 「最も対象となる「哲能な関係と有する等」(特定関係法人)・最重集人が自己が最近が議止されたテースがある。 シャリーデューディーの関金がも活動では、「表現をしているからもは、対象にも関係を必要となる「募集人場の特定関係法人の特定関係法人」と、「募集人場の特定関係法人を特定関係法人とする法人 人力とは、直接的な取り関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。	都銀懇話会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力 募集を助立する報告から、基施企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する 報金券集は一部の保険商品を報告者法とれています。	侵略直注第300条第1 項際の時 同注表形列制第224条 同注系列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列	5定 生命保険延約の長期性、再加入国験性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き 続き慎重に検討を行う必要があります。	ē.
164	令和6年11月15日	令和7年1月20日	保険募集時の「知り版和 ながら規制」の緩和	・保険募集時の「知りながら規制」に ついて、手数料不受領の場合にお ける募集受付の許容	特定関係者の「知りたがら搭制」の声音は、銀行等が自ら搭接募集できない、概念に対し、特定関係者を利用して保険募 集を行うというで「保険募集制限法規制に対象を設定されていることによると考えられる。 ・場下海に対する「保険募集制限法規制においては、手数料を受視しない場合、不適切な圧力募集が行われることがない ・場所関係への不適切な正力募集を防止する報告がある。 ・選素制限をへの不適切な正力募集を防止する場合から、現行の特定関係者による保険募集においては募集制限法に ・選素制限をへの不適切な力募集を防止する場合から、現行の特定関係者による保険募集においては募集制限法に ・選集制度とついては、実施に係る一般を対象となったの、特定開係の対域なが必要制によいでは募集制限法に ・場際とっては、その影響先に関わらず、他の金融商品(例えば投資者託やファンドラップ)との比較影響を指まえた商品 選択が可能となる等、顕客本位の業務運業の報点でも元実した販売体制の頻度に募与するものである。	都與懇話会	金融庁	銀行等による侵線販売については、保険契約者等の保護を関りつつ。制使性の向上を目指す報点から次 のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開性報應基指置 ・指数分配子送替 ・指数分配子送替 ・指数分配別 ・指数分配別 ・指数分配別 ・指数分配別 ・指数分配別 ・指数分配別 ・指数分配別 ・ 部分 ・ 部分 ・ 部分 ・ 部分 ・ 部分 ・ 部分 ・ 形 ・ 形 ・ 形 ・ 形 ・ 形 ・ 形 ・ 形 ・ 形 ・ 形 ・	保険業法施行規則第 212条、同第234条第1 項等	銀行等による痕跡募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から 設けているものです。 事者助止指導でしいては、モニタリング結果や関係者からのピアリングを指すえ、平成23年9月7日付で関 係内閣所令等を改正し、 ・選求者募集機の対象をおかっ一世は終り系統等を約するこれで、 ・選求者募集機の対象をのようで、実施は移移がらのが開催を削く。 等の意風しを行ったところをあり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による後募集のが見まっていては、引き様を参加を削退す効。今後の券署防止措置等の見直した プレては、必要が生じた場合に行うこととしています。 銀行等の必要投棄のが規じていば、引き様を参加を組まる機関を、またと知りながら 規制が集の機能支援のの指数では、12年2年2日では、最初等による。自らが領接事業であり 規制が集の機能支援のの指数には紹介を行う行るを指よする撤削は、銀行等による。自らが領接事業の定却の 規制が扱うの機能支援のの販売機能の影響については、銀行等の体定組成者が手数減を保険業業人の販売機能を利用では保険業業を行わたいた。 またりは、こを持ち、の販売機能の影響については、銀行等の体定組成者が手数終す(検察業上の影響)があります。ことから、手数料を受信しない場合における保険募集の計会については慎重に検討を行う必要 があります。ことから、手数料を受信しない場合における保険募集の計会については慎重に検討を行う必要 があります。ことから、手数料を受信しない場合における保険募集の計会については慎重に検討を行う必要	
165	令和6年11月15日	令和6年12月16日	「銀行口産援撃による国家の収納事務 な販要領」の一部さ 正一番の執付書の発送利限について~	□5日前」を「5銀行営業日前」に改正していただきたい □5銀行営業日前」までの近付と することでご案目的「皿都送的 を削減したい」とは、銀行法に定める 日本では、銀行法に定める 日本では、銀行法に定める 日本では、銀行法に定める 日本の最初を利用、日本の 日本の最初を利用、日本の 日本の最初を 日本の日本の日本の日、日本の日、土田 曜日、日曜日」以外の日を指す	への書類の到着時期が納期に切迫している状況。 「加えて、終付書における終料者名と口座名業が一致しない筆の形式不僅が幸生した場合は、粉発裏や口座店終中で終	都線懸話)会	財務省	「総行口接接物による国際の収納等務款物要領」に関わらず、口度接続納付に係る通知は、国税通則法 基づき蓄物納付期日の4営業日前までに金融機関に封達するよう実施しております。	國際基制法第34条、34 に 象の2 国限基制法施行令第7 対心不	制度の現状のとおり、口座振替納付に係る通知は銀行営業日を考慮して実施しておりますが、「銀行口産 関 第による国際の収益事務を設実領」は一般社団法人全国銀行協会より発遣された通達であるため、対応出 米かむることをご理解ください。	康:
166	令和6年11月15日	令和6年12月16日	O-SID破綻時のブリッジ、Cクによるが 国は管管場所 指定申請手続きの 譲れ	(D-SIBが破影処理に入った際プ リッジパンクがG-SIBの乗務を継承 するにあたり、本形は今など物数に 優してリッシッとの今を健康をを やって表情し、素の数素を書かなく実 でして、 は、 して、 は して、 は して、 は と して、 は と して、 は と り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	「整定を理測制度は、G-SHAが確認した場合にもプリップ・レクト・経営や資産・負債を移転するなどし、主要業務を機械される。 これでの書きフスト、本数された影響を与えることを日本書すること、電路に作う機大の負債は減度するG-SHOの株主・債権 の一SHAや確認を開催した。力を終め、プリップ・レクはG-SHOのプロー・バルカムドディアン業務を機実する「あたり、未来活金付 高力き、各系接触動物のの特定とは手続きを受ける必要がある。申請から系型・毎程機能する場合が、リエレの手を持つ 同を要するが、ブリップ・レフは必ずしま事的に表まっていないため、事前の資料申請は指来的ではない。 「フリップ・レフがおよばれ」によっても時間を使用できたのカップ・リールールを使用を表するにない場合。 G-SBは事での本規定制に設する情報を、の影響に決まるとは実力に関する年利等)が出てもことが優さされることか G-SBは再等である機能を顕著物を受する中で、日本市衛は支持・申請からまって制制を含まったが、資料を開始を 由にプロー・バルカストディア・業務をブリップ・レフ・活をからに支援できないことを信仰しており、解決策を削しる必要が もとのお指摘があり、本件機和により、ご思等の高外機能が変要の確認を理計削重定の円滑化に関するとともに、海外か 6本本への証券投資を促進に向けた一動となることが期待される。	都銀懇話会	金融務務 香 禁務者	社債、株式等の接触に関する法律では、海外投資家による日本の指替制度の利用促進を認るため、外国の金令により経象の無効業務の免許を受けている者が、外国の宣管理機関としてのお定を主務大臣である金倉所支配。法教大臣なが務かた世から受けることで、日本国内の回管理機関に同様に基替業券を行うが認めたれています。それを、日本国内における自己の上級関係を追し、法事大臣に対した会議を指し、計算を定し、企業を表に対した会議を指し、主義大臣に対した会議を指し、主義大臣に対した会議を記述し、主義大臣に対した会議を記述し、主義大臣に対した会議を表し、主義大臣に対した会議を表し、主義大臣に対した会議を表した。日本を管備に掲載することで公示することとしています。	も 口座管理機関に関す 検討を	制度の現状欄に記載の外国口座管理機関の指定については、当該指定に際し、接替業務の適切な運行 環境でも観点から、外間政府等が十分な監修を行うことが確認されているかなどを指案する必要があるほ で、ない認確的の確認を担当等も必要を必要を必要がある。 のは当代寸等、提高環由機に返載の内容の背景となる立法事業の機能等も行う必要があることから、制度、 正の変否を含め必要な機割を行う予定です。	E :: w

番号	所管省庁への		担实支持	担宅の日体が中京	40 ±170 ±	提案		所管省庁の検討網	<u> </u>	ワーキング・グルー
曲写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体所管省所	制度の現状	該当法令等 対応	対応の概要	る処理方針
167	令和6年11月15日	令和6年12月16日	電子確定日付により 第三者対抗要件具 備について	(画集会配電子証明書の電子確定 日付によって第二者別数件が具 適される分化とプロの関係で 口別証明において第一者別が表 がよっなのでは、 がよっなのを実施的によっなでは、 がよっなの名を実施的によっな。 がよっなの名を表 が、よっなのを になるである。 には、 日本の記録性を相似でも多名 日本の記録性を相似でも多名 日本の記録性を相似でも多名 日本の記録性を相似でもある。 第本書間で共有することでも、電子 確定日付としての効力を認めること	[産業競争力強化法の特例における活用事例が増えることも望ましいが、ブロックチェーンなどの最新の情報技術を用いない場合でも、信頼性を担保する観点では十分と考えられる。そのため、電子確定日付の普及を促すため、当該特例を	都與懇話 法務省 经济産業令	機権の譲渡は、確定日付のある証書によって譲渡人が債務者に追知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができません。 仮務者以外の第三者に対抗することができません。 公正証書や、2世に負担において総を証書に日付のある印章を押除したものなどが確定日付のある証書に 当たります。 第二次以上本版が、産業報告外力性にはに基づく第二素を設計器の認定を受けた事業者に また、債権の第二次を対しておいたときは、その通知又は承諾を形法第467条第2項に規定す の報定日付のある証書による通知又は承諾とみらすこととれています。	所法第467巻第2項 原法施行支援5条 原金施行支援5条 度金競争分強化法第1 1条の2第1項 プルマ 実施影	構定日付のある証書による過知又は未提が債権譲渡の第三者対抗要件として規定されている語言は、当者が日付を割らせることにより第三者を書するのを防止することにおり、発型的に日付の正確性等について、 第一次の原用性があると考えられる証書が確定日付のある証書として定められています。 第二次の原用性があると考えられる証書が確定日付のある証書として定められています。 定じの場合で原理日付のある証書によって通知は未実施でけれたと理確できるかは、上記のような趣旨に思 にし、観別集体的な事情にようを目的ではあったものであり、一概にお着えすることは誤難です。 でお、時間前の無常を記念する影響は、著名者がよんが失変であることを記録するものであり、日付 また、産業時や方を化立場では、多名のがよりの代表であることを記録するものであり、日付 また、産業時や方を化立場では、多名のでは、日本語の「薬文化精製基価技術」や「プロックチェーンな の最新の情報技術」を用いることが要件とされているものではありません。	R.C.
168	令和6年11月15日	令和6年12月16日	外国法人の本人特定事項の確認方法 について	・外国法人の本人特定事項の確認 力法として名称についてGood 名 対面域の位代出来の研究が で、本度又は主たる事業の所存 他について当該上の代表者等の 機関のウェブサイトにと名様である 機関のウェブサイトにと名様である 機関のウェブサイトにと名様である 機関のカエガサイトにと名様である 機関のカエガサイトにと名様である の単色を対しるは、当該方法には のも変けるとは、当該方法に り、転送不要解析物等として近付す も方法ともある。		都級製話 警察庁	外国に本席又は主たら専務所を有する法人の本人種影響類については、日本国政府の承認した外国政府 又は複数ある国際機関の発行した書献その他とれた都するものであって、犯罪による収益の移転防止に関 する法律指所別は「平成の年間別を 投資、と対を、原子の事を、最本大金を、製金産業名 国土交通者令第1号、以下「犯収規則という」。第1余第2号に変めるものに率するもの(その法人の名称及び 本局又はまたる場所の所在他の起版分あるものに表し、3を規模といっま「何度有名号」。 また、本人構造力法については、本人構造器が日本を受ける方法のほか、本人構造者制又はその写しの また、本人構造力法については、本人構造器が日本を受ける方法のほか、本人構造器制又はその写しの また、本人構造力法については、本人構造器が日本を受ける方法のほか、本人構造器制又はその写しの 「16年間報文金を書物場所与により指述者不支勢使与として流行する方法によることか可能です(同規制系 の条第 1項第3号 7 及び二)。		注人の本人確認書類については、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があらものと版でいます(犯収限附第/全版で与文に第4号)。これは、犯罪による収益を事後的に追診するために顧答等一に物定されることが必要であることから、法とあれば名称のかよらす本店又は主たる事務所の所在地の監索がある。これが、また、本人認識を関いついては、その報節の正在任金報節をあることが最近にから、所名等が自分より真正性を確認したとで特定事業者に対して提示又は定計することがまるを含まる。 千世 季報 高い ディ 行動 成所等の ウェンサイトをもって 無法人の本品等の 所在地 理影することは認められないと考えます。	が きの オ
169	令和6年11月15日	令和6年12月16日	公共機能の小切手 振出による支払の原 即の廃止	「期家公養員共済組合が支払を行う場合、支払を受ける名を受取人とする小切事業出が原則となっており、地方な人間を検討を対していまり、地方な人間を開発したが原則、指定を指定ではの場合では必要がある。 これらまなの小切事支払協関を確認してする機関の法を必要がある。 これらまなの小切事支払協関を確認してする機関の法令会正をして頂きした。要は一次とおうたの学ジル化と可能を記して頂きなどにして原産級と「変更するよう法である」というというというというというというというというというというというというというと	(3 ¹ 切手は2028年度実までの完全電子化が予定されており、それに代わる支払方法の確立が急騰。 理念体は銀行法他において回應扱いよる支払が可(機能者の同意があれば口産振込による支払が可)であるもの の、想な様から関助がを求められたもに銀行は指令でない。 (また、それに加え、銀行口庫を終たない住民への生活保護費や税金の退付金の支払等、小切手による支払が行われて いる事務について、早急な対応が必要である。	都級懸話 財務省会 総務省	[計算名] ・選罪公務員共済組合法施行規則第44条第1項第2号では「預金への振込み又は口座振替の方法」による支払を認めています。 ・選罪公務員共済組合法施行規則第44条第1項第2号では「預金への振込み又は口座振替の方法」による支払を認めています。 と思考第1 地方自治法第222条の6第1項上だし事において、「小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるとされ、金計管理者は、自心現金でいれる交互を担い、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることが、要されることが可能とされているところです。 「最初」よることが可能とされているところです。 「最初」によることが可能とされているところです。 「最初」によることが可能とされているところです。 「最初」によることが可能とされているところです。 「最初」によることが可能となっているという。「最初」によることが可能とれているとことにより、の手の関金に「最小では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	【財務省】 国家公務員共済組合 法施行規則第40条第1 (項第2号 【総務省】 地方自治法法第232条	□ [財務省] 〒「福家公務局共済組合法施行規削策総条第1項第2号で「預金への運込み又は口座振替の方法」による支 〒「福家公務局共済組合法施行規削策総条第1項第2号で「預金への運込み又は口座振替の方法」による支 □ [28条] □ [288]	:公 組
170	令和6年11月15日	令和6年12月16日	マンション管理業形の前時化	(アンション管理書正化法等4条に 基づペマンタン管理書名に限して、 がインス記録を整有管理等を に応じて、例えば所管省下による特 記を前提ようなどし、保管口証 かから保護用や教授等のに始素 製作コンは、電子の 金(EB-IB)に限り認めていたださた。	□アンシュン管理業者が管理組合等から受領した管理費用等を分別して管理するための口度は、契約口度、管理口座の ニフに分別される。収納口度には、受領した管理費用等を授入して、一時的に指針金として管理するための口度で、毎月 の管理等格別は外の拠点は、受例して管理費用等を授入して、一時的に指針金として管理するための口度で、毎月 の管理等格別は外の拠点は、受用やに保管口面に対しました。その、同時では一般では、受加して管理することのの目をである。 の関連で指針を対しました。 正の からで、主ないで、シェン管理業者によるを正対き出しによる情報等件をそっかけに、マンション管理業者による保 日本の印の日金、後に別にかかる生を整理してはなかいとされている。 「会理報合等が保管している。」 「会理報合等が保管している。「会理者のは長が、管理場合を非事を別にお問して、管理報合すの理事長 ・デ機能は、責金管理を行っている。」 「会理報合等のと関本者を対している。」 「会理報合等の理事長 管理報合「マンション管理業者、設計ともに事務資料が繋がい収えてある。 管理報合「マンション管理業者、設計ともに事務資料が繋がい収えてある。 管理報合「マンション管理業者、設計ともに事務資料が繋がい収えてある。 管理報合「マンション管理業者、設計ともに事務資料が繋がい収えてある。 管理報合「マンション管理業者、設計ともに事務資料が繋がい収えてある。 管理報合「マンション管理業者、設計ともに事務資料が繋がい収えてある。 管理報台、マンション管理業者の対して、対して、対して、会社で、マンション管理業者を可能できまりに応じて、例えば所管省所による特 派を制建とするなどし、保管口度からの引き出しについては、EB/Bの利用に限り認めていただきたい。	都級懸話 国土交通4 会	ず、口座残高も多額となる場合が多いことから、マンション管理業者による当該口座に係る印鑑及び預貯金の引出用のカードその他これらに類するよのの管理は禁止されています。(インターネットバンキングに係る)	マンションの管理の適 正化の推進に関する	等選素務のIT化については、管理総合やマンシン管理業者等の事務負担目減、業務効率化、利便性的 等に資するため、機能的に指用することが重要であり、インカーネットのシャング等の通機や印服を有しな 可量については、法令に規定する収納口量、保管口底等として活用することが可能です。 「一方で、マンシュン管理者者による管理総合制度の意思が引き出とを加まする総計で、マンシュン管理 者による管理総合制管口度の印度場の管理が設定されていること情報すると、それが運動が方式であっ も、管理等所においてマンシン管理者が保管口度であるインターネットレンナンプに係るバスフ 管理等のにいてマンシン管理者が保管口度であるインターネットレンサンプに係るバスプログ 管理を表することについてのご便素は、管理総合資金を保護する販点から置かに持ちする。 は適性を表することについてのご便素は、管理総合資金を保護する販点から置かに持ちずる。	i

# D	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提家理由	提案	所管省庁		所管省庁の検	討結具	果	ワーキング・グルー
甘亏	検討要請日	回答取りまとめ日	旋条争项	提条の具体的内容	佐糸 理由	主体	所官省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
171	令和6年11月15日	令和7年1月20日	ローントレーディンクの特定取引取り扱いの明確化	理行法執行規則第10条の6の3 第2項第4号において、ローンのセ カンダリートレーディンク第21、特に マーケットメイン・ディンクを記し続い 新りおよびその財産を「金銭を 権」の定数に参いるよう。改立「歳い 「加」。ブライツー乗送引き別のもか、の立て、歳い シェンチンが設定での数値を シェンチンが設定での数値と整理が シェンチンが設定での数値と整理が シェンチンが設定でが変値的のセカンクタートレーディングを翻鎖の対象 とする。	「本邦銀行景として、マーケットメイク・トレーディング収益目的のトレーディングの拡大を通じ、企業向けの円滑なローン引き受けサービスの提供や、投資室向けの投資施会の拡大を支援することで、本邦セカンダリーマーケットの拡大に貢献する。 はまった、当該基務を推進する中においては、検定数別制定(トレーディング制定)。 無券を定約制度(ハレ・キング制定)の なおれて、当該基務を推進する中においては、検定数別制度(トレーディング制度)。 無券を定約制度(ハレ・キング制定)の なわれてはいて、十分収出物管理をあるがは毎年間のため、世界の大学を表しました。 「大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学行うのは一般的であり、例えば、朱州ゲームローンがは条件付きが指導のかった。 ハ 「展示・技術展のかる上が実現する。 本部等において、最後観響器、自己を表情が付け、大部場のかった。 ハ 国際予括所作場のかる上が実現する。 本部等において、最後重要器、自己を表情が出来。 会社、在学生の大学を拡大 ら、ローンのセガングリートレーディングをトレーディング組織・勘定で集約しつつ、所定のリスクアへタイト内で素務を拡大 させることが可能しなる。	都級懇話会	金融庁	特定取引勘定で軽理することができる特定取引に該当する金銭債権の取得又譲渡は、銀行法施行規則第1 泉の8の3第2項第4号に接当するものに限られます。	銀行法10条第2編件 銀行法10条第2編件 銀行法第4個第3編件 銀行第4個第2編件 銀行第4日集の二 30第2に基十四集の二 373年 374年 37年 37年 37年 37年 37年 37年 37年 37年 37年 37	検討を予覧	 行われている業務あるいは今後予定されている実態の実態を踏まえて、措置の必要性について検討して参ります。 	j
172	令和6年11月15日	令和6年12月16日	金商業等所令第115 条第3項に基づく事 放報信書の提出基 準緩和	金商業等所令第119条第3項の規定 による事故報告書の規出対象を、 財産上の料益の額1万円以上に緩 和	「関告対象は対産上の利益の類!円以上であるが、業務効率化の概点から少額(1万円未満)の場合は報告不要を認めて 関告さいもの。引き続き事故のない業務重素を当然に推進するが、WSA制度の接透等により行音から投資」への変れが 急速に進んているため、万が一の限の重数な対応としてご機計器リたい	都級態話会	金融庁	金融商品取引業者等は、有価証券実置配引等につき、事故による損失機能を行うためには、①あらか比が 内間影響大阪の書間を守する場合、②動物の改変を明決略を受けている場合、③観客への支払機が突ま ている場合であって十万円を見えないこと等の要件を満たした場合、金串務無態等はより場大を友ぼした場 合て機事業務から集まであることが明められた場合など、一定の事件を表示となる変わかります。 その情事業等から集まであることが明めたな場合など、一定の事件を表示となるがあります。 その上で、③や4に該員した場合で、①の環想を受けずに損失機業を行ったときには、その金額の大小に 配わらず、所管の財務局板に報告を行うを変があります。	全融機品取引法第30 条款35項,全數機品品 企業35項,企業15項, 分析完第115条別,項0 号~11号,同条第3項	その他	金融高品取計算等に関する時間所有質116条第3億が適用されるケースは、公的な手続き等により知的が 成立している場合等とは異なり、基本的には金融高品取引度看等の内部手続きによる別なが行われるものと なります。 そのため、金融港の退切な要点運営の確保の製造からは、損失機切の機能が必続(7万円未満)であっ たとしても、その原因や降後対反の状況等について、自動においてその詳細を把握すべきと考えられることが り、事体機合量の提出基準の機制については損害な検討が必要であると考えられます。	
173	令和6年11月15日	令和6年12月16日	臨時報告書の提出 要件(特定子差社の 異動)について	産要件、③資本金要件があるが、 ③の資本金要件は廃止することを ご検討頂きたい 「若しくは、③資本金要件は存置しながらも、同要件における「資本金」 ま「資本金+資本制金金」で変更不	「特定子会社の異態は、企業内容に関して発生した重要な事実であるため、有価証券報告書提出会社の仕入や売上取引、会社規模(検資産・資本金)に比して影響がある事実の場合は、協時報告書の提出が必要されるものと理解していていないがら、会社規模を実すものと考えられる形象を実施しません。 「国かしながら、会社規模を実すものと考えられる所来会は、会明、自己株式の私分等を選し、原本制会金への影り増えなせた。がもし、表別には建出会社に及すを影が各種水子会社が発展子会社として開示され、投資家に対して重要な影がある事業の協議を生じなもされたがある。また、提出会社に全ている影響がある事業の協議を生じなもされたがある。また、影響は構造を表示しいてに保持し着るの提出を実し、通常業別の協議を設定なる(特に、SPCを活用したスキー人を参用する場合、SPC設立で集中の場合、自己よかつて、個の資本金費件は提出さっとどを特別は高いなお、会社規模を表すものとしては、すでにご総資産要付かあるため、自然廃止の投資家への影響は限定が出来まれた。なお、会社規模を表すものとしては、すでにご総資産要目としていて、ほので、日本のようなり、日本のような、日本のは、日本のような、日本のような、日本のような	都級懇話会	金融庁	・有磁温券報告書の提出機能を有する会社について、その特定子会社の異数があった場合には、臨時報告書の提出が必要とされています。の特定関係のいずれか一以上に該当する子会社を指し、において、資本会に長男性が定められています。 ま、選出会社の選手業年度に対する期間において、提出会社に対する表上高又は仕入高総額が提出会社の光上高文は仕入高総額の10/100以上である場合 と対し男上高文は仕入高総額の10/100以上である場合 と提出会社の業年度末日において、接資産額が提出会社の検資産額の30/100以上である場合 に 資本金が提出会社の資本金の10/100以上である場合	企業内容等の開示に 関する内閣庁会第19	検討を予覧	・特定子会社に異動があった場合には、企業集団の構成に重要な影響があると考えられることから、臨時報 信書における情報所を求めています。 企業集団の原理に要な影響があると考えられる子会社の範囲を限定する報点からのような資本会に係 必要体力が受められているところ、かから要体の見重しに関しては、関示制定金体における整合性や指導報告 者の提出が京、投資者の投資判断に与える影響も請求えて検討する必要があると考えられます。	
174	令和6年11月15日	令和6年12月16日	東質的支配者リスト 制度の拡充	②実質的支配者情報へのアクセス 権限の拡大	ロ要望1)欧州諸国では登録機関への登録を法的に義務化している国もあり、義務化によって情報の拡充や本制度の利用のよといった効果が開発できると考えられるため、 工度望20欧州諸田によりで大本機器を制度していない国もあるところ、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策の重要 は「最かれた。同り集の・場合部つ金融機関が実践的水配合情報を指統的に利用でも環境を推奪することが通当と 日東望の実質が変と情報の参照とした自然を受協して、マ富原で基格が行われているところ、利用者法人の利便 に異型の実質が変と情報の参照となけ、ことでおき取り来が作出上に寄与するものと考えられるため、 日東型のマネーロー・グリング・プラで製造の共変が発出を加えている場合の対象となりません。 第一次の基格和助止法施行規制第11条款。2項第2~4号に規定される美質的支配者の開発も対象とすることが通出と考えられる もため、	都線懸話会	法務省	マネー・ローングリング防止等の観点から、法人の東質的支配者を把握し、その透明性を高めることについ は、FATFによる勧告が立されるなど、国内外からの業績が施まっているところです。 この要据を受け、外部有機者による機能の結果を指象え、「実践的支配利スト制規と金額は、令和4年11 からその適用に関いています。「国工業務を書かった会別を見い、大利では、「会別では、 この制度は、FATFの第4次が日に国工業務を書かった会別を見して、設計に対いて全和が集日。「協定・公司を制度、FATFの第4次が日に国工業務を書かれる。」 が国の法人の実質的支配者の適明性の向上に貢献するものと考えております。	月 質的支配者情報一覧	(要望1及び4)その他 (要望2及び3)検討に第 手	(要望1及び4) 「実践が支配者リスト制度」が広く利用され、マネー・ローンダリング防止等の効果が十分免損されるよう。までは本制度の開始と取削に受めてないがます。 では本制度の開始と取削に受けています。 対は本制度の開始を開いています。 対は本制度の開始を持続する特別をの導入等については、本制度の運用等も結まえつつ、 対策を大して検討すべき問題と提覧しております。 がお、当者における本制度の開始・成日に対え、一部の金融機関においては、口虚開設等の際に実質的支査 ポリストの世比を求めているものが表現しており、実質的支配者リストを求めることを全急機関のホーム ・・一支をであられていていただったと、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 会

番号	所管省庁への		担实表示	担実の見せかれ会	报 会 项点 提	案	Art els also	所管省庁の検討翁	結果	ワーキング・グルー
曲写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	体	管省庁	制度の現状 該当法令等 対応 分詞	さの 類 対応の概要	る処理方針
175	令和6年11月15日	令和8年12月16日	ペーパーレス化・印 幅しス化に向けた 除 金 あな事務に関す 会 あな事務に関す の 名種要望	「須化することで、送金通知書を廃止し、振込に変更いただきたい。 (3) 請求明細は全てDVD媒体に集	□3客さまの利保性の向上・本務の効率化を目的に従来からペーパーレス化・印鑑レス化を推進しているが、コロナ組において非対面・非非熱取引ニーズの高まりやマルワーク時に押印かべ可能といった課題が顕在化、金融機関に対する社会が設践が高速でいるに大き、ことから化ますにおいて、法市がよる定めやこれまでの唐信冒等がペーパーレス化・印鑑レス化の進展の間書要因となった。	(取) (取) (取) (型) (型) (対) (型) (対) (対) (型) (対) (対) (型) (対) (対) (型) (対) (対) (型) (対) (対) (型) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対	ジタル庁 第省	①電子納税については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和3年10月18日財務省中公表(農業 更新、令和0年10月21日)において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組んでおり ます。 ②公金を数ロ底の登録制度は、国民の管主が金融機関にお持ちの預貯金口産について、一人一口底、給 今者の分更の力の口底として、任意できが金融機関にお持ちの預貯金口産について、一人一口底、給 分割の分配の方の口底として、任意できる機(でした・公園です。 の本的が口底接近による混付金の分取りを希望せず、郵便局を口での現金の受取りを希望され なお、納役者の方が口底接近による混付金の分取りを希望せず、郵便局を口での現金の受取りを希望され のための方形では 高速かつ接接な実施 の他の自然を選出しては、データ交換方式のの又は2~1~3)と書面方式があり、内駅としては、 データ支換方式のDVの約174%。・デースが約24%で全体の約98%を電子化しており、強りの約25%が書面 の条件を書きる無機関に送付しています。	なの、こ使来いただいに送車通知者の廃止につきましては、11以コスト門派の戦局も始まれ、口圧症	可否等 金を簡 日恵で) の登録 は込によりする納 用分のよ 事務コス 運費であ
176	令和6年11月15日	令和6年12月16日	証拠金規制における 内部監査要件の緩 和	(金融行告示が定める盲出通程の 連営状況が完着してきたことから、 毎年実施している内部監査要件の 時報(効率化、資料配乗等を設 通官に、具体的内容としては、下記の 通り、現体的内容としては、下記の 週十四部監査を行う部門、又は外部監 変を行う者のいずれかによって一年 に一回以上の頻度で検証を行う	国家観金標準における定置的計算モデルを用いる方法による質出過程の運営については、2017年以降、長期に高る程度 の実施という線による経度影響集の展集、近年実施の内部整査においてのリティかんな意象・指摘事項が出ていない。 解かる中で、整査影動を効率化し、内部整査リソースをよりリスク度の高い分野の検証に投入するために、外部整査人に 会よる検証も可能にするもの。	袋懇話 金融	旅庁	緩和重望の対象である内部緊査の代替については、平成20年金融庁告示第15号第6条第6号に、「定量的 計算平デルを用いる方法による経在的損失等見具確の選出過程について、信用として一年に一回し上の領 度で内部監査が実施されること。上規定されており、定置的計算平デルを使用する金融機関においては、外 部監査ではなく、各金融機関の内部監査による検証が求められております。	2024年9月公表の「金融機関の内部繁素の高度化に向けたモニタングルボート(2024)」で示したとお 専門機関は金融機関の内部緊重部所の責任の下で活用されるべきであり、外部監査を内部監査の示 では、外部専門機関を内部監査のコンージングとして活用することは、上記レボートにある通り、監官 事性、実成性をしませらうえで用する手段の一つと考えられます。その場合は、内部監査部の 専身の下で管理し、その成果物等から、内部監査部門内に、スキル・専門知識を書積し活用することが重!	を全な代
177	令和6年11月15日	令和6年12月16日	内部核付手法の最近要等。 近要有进守状况に 到する内部整套要 件の整和	図る趣旨。具体的内容としては、下	(内部特付平法採用の最低業件連守については、告示が制定された2006年度以降、美期に直る整書の末後と1・2線による報告等機能の結果、近年実施の内部監査においてクリティカルの発見・指導事項が出ていない。第から中で、整査活 都総を効率化し、内部監査リソースをよりリスク度の高い分野の検証に投入するために、外部監査人による検証も可能にす 会ももの。	複懸話 金融	独 庁	緩和緊望の対象である内部緊査の代替については、平成18年金融庁告示第19号第203条に、「独立した機能 を有する内部の監査部署は、年1回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LCD及びEADの推 申項、18年3年代での最低要件の選挙状態等、内部計算及24千の金属状態及至18年3年以降第18年3年 する監査報告書を作成するものとする。」と規定されているため、内部指付手法を使用する金融機関において は、外部監査ではなく、各金融機関の内部監査部署による機能が行われています。	2024年3月公表の「金角機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート(2024)」で示したとお 専門機関は全級機関の内部監査部がの支払の下で活用されるへそであり、外部電子内部監査の所 下町 では、外部機関を内部監査のコントングラビして指揮することは、2024年11にあると 本法、外部開墾を内部監査のコントングラビして指することは、2024年11により では、実力性を向上させる分えで専用な手段の一つと考えられます。その場合は、内部監査部門自身 の下で管理し、その成果物等から、内部監査部門内に、スキル・専門知識を蓄積し活用することが重!	外部性性 外部性性 小学性性 小学性性 小学性性 小学性性 小学性性 小学性性 小学性性 小学性 小学性
178	令和6年11月15日	令和8年12月16日	業務報告書の作成 最初の緩和	□重務報告書の作成義務を緩和頂 をたい 辺森体的には、銀行法で作成が義務 付けられている意務報的書および 経営業実験報めまっている意思報的書および 建する記憶場目について登載し頂 を、経営業務報目について登載し頂 と、経営業務報目について登載し頂 と、経営業務報目について登載し頂 と、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	国語行法で提出が集製付けられている東熱報告書は、有価証券報告書、統合報告書および経営実施報告の内容と重複している内容が教見される。 ・ 連携報告書について、他書級との重視した記載項目の例といては、以下があげられる。 「第1 事業報元書」に対ける「事業の重要」、「子会社等の以及」、「株主の状況」など 「第2 連絡形務議主」、「第2 中間連絡財務議長」、「子会社等の以及」、「株主の状況」など 「第2 連絡財務議長」、「第2 中間連絡財務議長」、「第2 中間連絡財務」とは、「2 中間	景懇話 金融	檢庁	銀行及び銀行持株会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記憶した中間業務報告書及び業務報告 の23 書き作成するともに、銀行が子会社等を書する場合には、加製銀行及び加製子会社等の素質及び財産の の23 状況を選続して記憶した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならな 銀行法連行規則第18 朱、第34後の24	二選手 東務報告書については、銀行法上の主たる監督手段であることから、提出不要とすることは開業です で、金銭機関における事務負担軽減の製品から開業化等を認る余差がないか模割を行ってまいります。	. 他方

番号	所管省庁への		提案事項	担実の見けめれ物	提案理由	提案	** **		所管省庁の検討	结果	ワーキング・グルー
借与	検討要請日	回答取りまとめ日	旋条争坝	提案の具体的内容	佐糸 理出	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対分	対応の概要	る処理方針
179	令和6年11月15日	令和6年12月16日	一定の銀行業高度 化等金柱に係る銀行法と整禁法におい る出資規制の統一	ロー定の総行業高度化等会社(銀行法第16条の2第1項第15条、同期4項25年の2第1項第15条、同期4項25年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12年の12	国銀行法と物業法とは、法の適当が異なるとはいえ、類似の規定によって、各当局による二重の審査負担が生じており、 直接銀行を監督する金融行が、公正取引き員会と連携して事業支配力の過度が拡大等を一括して審査することが効率 が、かなくた。見ば特殊者とガループを下にある銀行でいては、対象がよいでは、対象がよいないだされい。 はまた、シースを受ける一変の設計を満足している。 はまた、対象は、の場合には、対象が表現では、対象が表別では、対象が表別である。 は、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が		公正取引委員 会	独占禁止注策!!条第1項では、銀行業又は模談業を置む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社の株式に長ば議決権(以下単に「銀光線という。)をもの起生の最終権の5%(模談表を営む会社にあって、この制能を追加する起送体の教育はようかにが必定を明りまる他の知识では、この制能を追加する起送体の教育等は、あかにが必定を明りまる他の必要を引きるをがあり(個項上し書)、認可制度の運用において、申請会社による出議議決権の発育の必要性、当該議決権の保有等にし書)、認可制度の運用において、申請会社による出議議決権の保有の必要性、当該議決権の保有等にも、自然の制度といる。	る 私的独占の禁止及び 公正取引の確保に関 する法律第10条第3項 に規定する他の個内	独占禁止法第11条の規制の趣旨は、銀行等が一般の事業会社と続い付くことによる結争上の問題を防止することにあるため、私的特点の廃止及び立正型引の機能に関する法律部に保育の実工規定する他の創設を設定を必要が重要する表別を宣告が出て限ちれていませたを必必規制で展する表別を宣告が出て限ちれています。 及び金融に関連する表別を宣生は正常しています。 銀行法施行規則に規定される一定の銀行業派度化等会社については、銀光模長者等による事業を因か 通度の集等時の5%を起えて保有等しようとする場合、自然保有等による事業を取り増大の有無変以報 支援行業が対象でも指しては、2年有等しようとする場合、自然保有等による事業を取り増大の有無変以報 支援行業が対象でも指しまった。 本代行業が対象でも指しまった。 本代行業が対象でも指しまった。 で表しては、経力の場合といるできずと、まをする。 の書表の内容が収入され、処害会とない。 の書表の内容が収入され、必要会とない。 は、日本学をから過度の集中等の防止という独占さ 上法第19条の規制施旨の報点から独自に審査をする必要があります。	の
180	令和6年11月15E	令和6年12月16日	子法人等・間違法と 等新規取得結準の 重複的な行政手続 きの前素化	、子法人等・開連法人等新規取得 等における重複的な行政手格をに ついて、活付書類合の、一本化等 簡素化	・重複的な行政手続きを簡素化することによる負担軽減、手続き漏れの防止。	都鎮懇話会	金融庁	銀行法上、銀行又は指行特殊会社が特殊関係する能力に有することとなった場合及びその特殊関係者が は、一般である。 は、一をなる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	各集法に基づく開出は、各集法の趣旨に関心、監督上、必要なものとして開出を求めているものであります。 が、その要否については引き数差検針してまいります。 なお、各業法等に基づく間出内容に重複がある場合については、手続きの簡素化の報点から、運用上の理として引き続き検討してまいります。	↑ 発
181	令和6年11月15E	令初6年12月16日	資本間連規制(自立 資本比革等)の適用 対象の整理	・自己資本比率およびレバレッジ比 中の適用対象の整理。 の・Billsに関しては、主要子会社で ある命下展げつする前央の設立 はTLAの影響により情報されている。 はTLAの影響により情報されている。 はTLAの影響によったこれに通常のよう。 リ、のなくと被呼渡熱が影響があり、 リ、のなくと被呼渡熱が影響があり、 は大きな。 は一般が影響が表する。 と思うなとは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	「時株会社の撮影拡充に伴う履行法改正やシングル・ポイント・オブ・エンシリー(icrt)アプローチでの成績処理意勢の整理、再株会社および像下銀行を必要を信頼は大きく変化してつかり、既存規制の時報が正常たな規制を増に高加するの では、パーセルロのフレームケーク、ドットラック法とど各種資本規制において、持株温齢・銀行連絡のみを対象 としているが、規行事を見機制面にあるめないことによる影響は特別があっている。米別規制環境で問題が発生していていことを握み、日本でも銀行単体への資本規制の必要性を定期的に検証していただきたい。	廣 D 都銀題話 会	金融庁	持株連絡・銀行連絡・銀行単体について、自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制を貸しています。	銀行法第14条の2、52 条の25 額連施行令・ 施行規則・音示	銀行法の目的である信用機持、預金者等の保護及び金融の円滑を図るためには、連続規制のみならず、専 はの規制を組み合わせて銀行の理念性を研集する必要があるところ。自己資本比率及びレバレッジ比率に おける銀行単体の規制を廃止することは適当ではないと考えられます。	á :
182	令和6年11月1SE	令和6年12月16日	商品先物取引法に おける六年ごとの外 教養登録更新の撤 廃		「旅行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の会料上昇リスク、高級変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを 目的としたものが大家であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ 取引については、金利スワンプ等に比べ販売が身をとなる事業会社が研究的、かの規制が終わまたは特定意味を引きまい がある。 からから、「大き工業をは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	都銀懇話会	经济産業省 農林水産省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」といいます。)第200条第1項及び第7項の規定により、 品先物取引法者の外務員は主席大臣(農林水産大臣及び銀済産業大臣)の行う登録を受けなければなら ず、一度登録を受けてもその要節を受けないままな年を基準すればその効力は大われらら年ごくに受節を 受けなければながいとされています。 実施の必要がの場所が完定しより、主席大臣は、滅策力1条第1項の規 定に設備しない限りは金額を行わなければなりません。	商品先物取引法 (昭和25年法律第239 検討を	が務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により要託者保護の一層の充実を認る報点から すだけられております。こうした同制度の趣旨を指定えつつ、法執行の実効性を確保する報点から、検討を行っ まいります。	設定

# D	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省		f管省庁の様	討結果		ワーキング・グルー
田力	検討要請日	回合取りまとの日	旋朵争项	旋来の具体的内容	主体	別官省	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
183	令和6年11月15日	令和6年12月16日	商品先物取引法に おける年ごとの者 品先物取引換表 計可更新の撤奏	- 商品先物取引集者が行う法第190 条第2項の規定に基づく6年ことの 計可更新の撤廃	「商品先物取引業者が通常提出している書類(届出事項)と6年ごとの許可更新時に提出する申請書類との間に重複があ (第有を受けてから次回計可更新者での6年間の間にも、商品先物取引業者に問題があった場合には、許可取り消しがな されることが活策が3時に1度を含れている。 (計事可聘請提出書館はその変更やあれば単独がなれており、また、主教大臣による商品先物取引業者の処分規定があ ることから、6年ごとの計可更新を撥塊していたがきたい。 ほんは、許可要の回流化を次の機立で繋がいたださい。 異体的には、年次での事業報告の基準日(前年度末)と6 年ごとの計可更新の基準日と合わせたうえて、重複する事項はどちらかの書類に片寄せい。年度作業と終 総合いただくこと検討がいたされた。また、提出書類が会社中上にあるものについては、ドウアレスでの提出を認めて いただきたい。	經済產業 農林水産	商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」といいます。)第190条第1項及び第2項の規定により、商品先物取引集を行うためには主教大臣 (最林水産大臣及び移済産業大臣)の許可を受けなければならず。一(は 成計可を受けてもなり更新を受けないままのを指索すればそのあかは大われる(6年ことに受験を受ける。 がはなくか。) でなければ、前可(許可の更新)をしてはなりません。 でなければ、前可(許可の更新)をしてはなりません。	品先物取引法 相和2年法律第239)190条第2項	商品先物取引業者許可の更新制度 の光要を認る最高から設けられてよ の発達に関うを表示が表示されています。 ・ 機能を行ってまいります。	については、商品先物取引業者の貨質の向上により委託者保護の一層 ります。こうした同制度の趣言を指まえつつ、法執行の実効性を確保す 。	1
184	令和6年11月15日	令和7年1月20日	240914203[2/3]抵 当権者の取扱店の 最初を最近原知証 報行、受利 書でも可能にする	れば、問題ない。/しかし、ポンライ ン申請において登記原因証明情報 に取抜店の記載がないことを、PDF 送信後に気づいた場合はどうする のか?/信別具体的な事薬につ いては、参配字の判断にとって練び	一の再発行には時間がかかる場合があり、「申請における迅速な対応」(R3行政改革265間答)をするには、提当権者の保置という。東欧近の表示の通常に見合うた。努力的な運用モナベラである。/ 教徒近の表示を通知的に認知しても、才は場合の表示の通常に見合うた。努力的な運用モナベラである。/ 教徒近の表示を通知的に認知しても、才は場合の形式の表示については、表表をは目光をよりました。 は、場合の推出された。大きないるとは、Rの理想にとならない。/ 追加担当れた契約者でもあり扱の表別の表別を対象を取るの意じた。とない、自加理出された契約者でも取扱のの表別を表示は結果でも表、数を成の変更と対域上の登記に実践が手を考えらか、との場合にとならない。/ 追加性出された契約者でも取扱の参配 展別経過時報を要するそのはイギョである。/ 変するに、指導者の質問がよりに認らられたお牧辺の登記は、接当権を分析を収集の基本を対象となった。 (本の主義とないを表すると、対象との変更とないを思うな。) では、自然者を対しているようない。 (本の主義とないに表するとないとないを表するとない。 (本の主義とないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないとないと	法務省	抵当権の登記事項について、通道に基づき、抵当権者の取扱店の表示を登記することができます。 不	·勒ድ登尼法第63条	事実談認 の事業に応じて適切に判断されてお	4権者の取扱店の表示を登記することとするかは、登記官において個別 り、御理案は、前提において事実議器があります。	
185	令和6年11月15日	令和6年12月16日	制法第175年の廃止 (1-関する提案	布等の罪」の廃止を提案いたします。 す。 現行のこの法律は、わいせつ物に 関する規制を定めていますが、現 代の社会環境や国際的な基準との 非離が生じており、表現の自由や攻 化の発展を阻害する懸念がありま	() 表現の自由の募集 新活剤17%はたらいせつ物の開射を目的としていますが、その「わいせつ」という概念が非常に環境であり、恋意的な選 用の同能性があります。このため、文字、芸術、段後、思能などの創作活動に不当な物的を指す結果となり、ツリエイター やアーティストの実現の自由が脅力されています。表現の自由能なで開始されるおり、料法第179条はこの基本的人権 を不当に制限していると表えます。 () 文化トリエイディブル基の発展 対は影形1786が存在することで、日本のツリエイディブル業、特に選集、アニ、映画などの分野が不当に開始されることが 対はまり1786が存在することで、日本のツリエイディブル業、特に選集、アニ、映画などの分野が不当に開始されることが 対とまりまかずカルチャーに対象的に高い語を受けており、文化像出世業を上ての意象性が増しています。この 法律の廃止は、より自由に創作環境を提供し、文化のさらなる発展と経済成長にも寄与するでしょう。 (3) 技術業部に対応できない現行法 インターネット・デジアル・ディアの意义により、情報やコンテンツの定遇は以下はまり、でも気勢性が応見しています。 は本の事故は、こうした技術業部に高いできるからず、現代の情報社会においてその実践性が終まれている。 は本の対象は、こうした技術業部に高いてきるから、現代の情報社会においてその実践性が終まれている。 は本の対象は、こうした技術業部に高いてきるから、現代の情報社会においてその実践性が作用しています。 は初めりまかれ、レンテーネットを重して無限しこから様代において、日本の規制手段である所は集173条はもはや効果的ではありません。 というないまた。 「おりままた」 「カース・アート・アート・アート・アート・アート・アート・アート・アート・アート・アート	法務省	斯法第175条は、第1項において、わいせつな文章、周囲、電間的記録に係る記録技体その他の物を頒布 し、収収分配と機制しそ者及び電気通信の送信によりわいせっぱる場前的包括その他の容別を報布した者を、 第2個において、4億で関係する目的で、第1項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者を掲載 することを規定しています。	1法175条	割法第175条にいう「対いせつ」とは フ・第3人の工家な性的運動らを の の が表現が開生に欠けるものでは、 か必要はないと考えています。	t、最高額判所の判例によれば、「独心に性欲を発電又は刺激せしめ、か 乱、面良な性的温度観念に高することをいうと概念れており、同象の構 くく、表現の自由を不当に制限するものではないことから、同象を保止す	
186	令和6年11月15日	令和7年4月17日	情報提供義務(保険 業法29条第1項)に 計20条書面で付原 期の見直し	現行規制においては、保険会社又は保険金額人等による保険金額人等による保険金額人等による保険金割の 接代・保険金供金利・電子のでは、 は保険金供金利・電子のでは、 の外とされているが、書面文付と電子文付を並列の扱いとする形に 見直しをお願いしたい。	保険会社又は保険募集人等は、保険契約の時能、保険募集等に関し、保険契約者及び被保険者(以下、保険契約者等) に対して、保険契約の内容さの他参考となるつ代情報と記載した書館(原来事政原明書等)を文付する必要があるとされ こなが、保険契約の内容をの他参考となるつ代情報と記載した書館(原来事政原明書等)を文付する必要があるとされ 「東大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	金融庁	か、又は、めらかしが、服各に対し、当該契約締結削父行書園に記載すべき事項を電鐵的方法により提供す 22	接東法第234条第1 接東法施行規制領 が接心を第3項及び	保険素法第204条第1項の規定に した上で情報の提供を行うことを可 対して高い対象す。	よる情報の提供について、電磁的方法により情報の提供を行う旨を告知 死とすることに関して、商品特性や顧客保護の必要性等を指まえつつ、移	N

- 平口	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由提案	E =	所管省庁	所管省庁の検討結果	フーキン
田与	検討要請日	凹合取りまとの口	佐米争项	従来の共体的内容	定朱槿田	k 191	NE BIJ	制度の現状 該当法令等 対応の 対応の概要	る処理方針
187	令和6年11月15日	令和7年4月17日	保険持株会社の業 務範囲規制の緩和	たが、対象業務が限定されており、 事業のビジネスはもちろん、新提事	具体的な拡大内容について、経営管理業務・共通重複業務それぞれにわけて以下記載する。	- ×	·融庁	保険特殊会社は、当該保険特殊会社の属する保険特殊会社がループの経営管理を行わなければならない 及び第217年の2102 及び第277年の2102 及び第277年の2102 をされて記り、当該保護特殊会社の属する保険特殊会社がループに属することによの会社に共通する集 保険業業施門指列域 対応不可 である他に関いる社に代わって行うことができることとされており、当該共通する業務は法令に掲げられ ているものに限られています。	
188	令和6年11月15日	令和8年12月16日	保険責法上、保険会社が実施できる「その他の付随業務」の 報和・明確化	除く。)に対して行う財産形成に関す ス相称に広ずる業務に関する仕事。	限行の監督指針上、保険会社が、保険持株会社又は保険会社の子会社の行う業務を採介・代謝するには、当該業務が「他の事業をの受職員に対する他等、終末を持ち、経済を指し、自然を指し、自然を指し、自然を指し、自然を指し、自然を指して、自然を指して、自然を持ち、もないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	世間 日本 金	· 融 介	保険会社の変むことができる業務の範囲は、決令において規定されています。そのうち、「その他の付随業 務」については、監督指針において、保険業との連盟的に発送性やリスクの同質性、余刺散力の志用に戻す 合かといった一定の要素のもと、素含として行うことが可能と規定しております。 4様対を予定 の必要素のもと、素含として行うことが可能と規定しております。 7・2 2 3 3 3 3 4 4 4 4 4 5 5 6 5 6 6 7 5 6 7 6 7 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	
189	令和6年11月15日	令和6年12月16日	個人データの選えい 報告における程を元 基本の運用につい で	個人データの選えい報告において、 選えい等事家を発生させた事業者 以外では、特定の個人を観別する ことができないませた。報告対象から していただきたい。 選えいまでは第一人と一大時間によっ 選えいまでは最初することができ す。本人の種利料益が描なわれる おそれは小さいと考える。	音類の誤さりマケールの誤さ描しよる個人ナーラ過えい時のリスツ地域のには、光されののか個人を識別できる様子寺	土団 日本 個委	人情報保護 員会	個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの選えい、選先、股積その他の個人データの安全の障保に 係る事態であって個人の資料料金を書するおそれが大きいものとして個人情報授護委員会規制で定めるも のが生したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該等等が生じた部を個人情報保護委 身会の報告することされてはまず(機能の保護に関する法律教師を通りに対して個人情報保護委員会規制で定めるは 男人情報の保護に関する法律教師の保護の場合に対して個人情報保護を開発しており、アロスを担いては、選入、中等の会別は 個人情報の保護に関する法律総計分規則は以下10万規則という。第79末においては、選入、中等報告の対象と 個人情報の保護に関する法律総計分規則(以下10万規則という。第79末においては、選入、中等報告の対象と の人情報の保護に関する法律総計分規則(以下10万規則という。第79末においては、選入、中等報告の対象と の人情報の保護に関する法律総計分規則は、10万規則という。第79末においては、選入、中等報告の対象と の人情報の保護に関する法律総計分規則(以下10万規則という。第79末においては、選入、中等報告の対象と は、10万元の代表人データと、日本では、10万規則という。第79末においては、選入、中等報告の対象と 情報保護を募金会かに大までに受けた選入、中等報告の内容を検証したと、上記制度の語言を掲むわない。 は、10万元の代表人データに 10万元の、報告対象となります。 第70元を検討してまいります。 第70元の、報告対象事態に該当すれば、報告が必要となります。	
190	令和6年11月15日	令和6年12月16日	保険募集に係る設 明書面の保険契約 関係 で の 受 を は の の を は の を を の の を を を の の を を の の を は の り を は の り ま の の を も に り る り と の り と の と の と の と の と の と の と の と の	たが、重説と密接に関係するクーリ ング・オフ説明書の交付の方法につ	- 保険会社向けの総合的な監督指針III—4-2-2(2)(2)イ、に基づき、注意境起情報として単設の中でケーリング・オフについて記載する必要があることから、保険会社に意路とケーリング・オフ閣等書を体化してお客様に交付している。 ・ 情報会社は、お客様がクーリング・オフは素臭的と選択する可能性を考慮して、重数にはケーリング・オフについて京用 開始が、自立以の必要があることが、実施を受ける自己はケーリング・オフは大きな情報を使用して、国際により、一般人は 国際が、自立以の必要がありた。中である場合でも、5を様々情報実施に対しまる状でも可能性を考慮して、重数により・コレート ・ はのとおり、お客様がケーリング・オフ教皇教を書様が情報機能に対しており、東京を制定して、重数により・コレート 法人日は、 は、日本のとおり、お客様がケーリング・オフ教皇教を皇後子なる可能であるの意との重要性を理由からまたが、ターリング・オフ教育書館 情報提供については保険業法に可能制度と対象が支援がようさせいの力が主が実施され、ケーリング・オフ教育書館協会 がは活動情報を必必が事情によります。 がは、日本のとは、日本のとは、日本のとは、日本のとから、日本のとは、日本のは、日本のとは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	世間本 金	定融 庁	ターリング・オフ級明書の交付の電子化を検討するにあたっては、書面交付義務が待つ消費者保護機能を 確似しつこ。デジル技術の免費状況等に応じて素軟に改善と優をといった規格と踏まえる必要があります。 保険会社等が保険契約者等に保険契約の申込みの機固等に関する事項を電磁的方法で提供する場合にお を変素法等300条。 保護会法等が保険契約者等に保険契約の申込みの機固等に関する事項を電磁的方法で提供する場合にお を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法等300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素が多ります。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素法第300条。 を変素と対象のでは、300条を使用を持ちてよるでは、300条のでは、300条のでは、300条のでは、300条のでは、300条のでは、300条のでは、300条を使用を持ちを表するを表するを表するを表するを表するを表するを表するを表するを表するを表する	

W. C.	所管省庁への		HOT T	40 o 2 444 d o	Mars. 1	提案			所管省庁の権	食討結身	<u> </u>	ワーキン グ・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	- ブにおけ る処理方 針
191	令和6年11月15日	令和7年4月17日	保険子会社に対する与信を触の同一 人与信提制対象からの除外	保険子会社に対する与信金般を向 一人与信頼物(*)の対象外とする ことを要望する。 (の 相手対に無中に、契約者に対し を対する。 (の 相手対に無中に、契約者によった。 を対する。 (対象を対して、 (対象を対して、 (対象を対して、 (対象を対して、 (対象を対して、 (対象を対して、 (対象を対して、 (対象を対して、 (対象を対して、 (対象を対して、 (対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	-2011年12月の「複談会社のグループ経営に関する機制の在り方がU、J報告書にて、「複談子会社に対する与信の方ち、ま すな事業リスのの制度が急い性よび取得について、大口与信息制のお表から添けすることが適当である。もらに、貸付け 選出と考えられる。」とされたことを授り、検式はの1年7月に同一人を保護制から終すされる。 選出と考えられる。」とされたことを授り、検式はの1年7月に同一人を保護制から終りされて、 選出と考えられる。」とされたことを受け、検式はの1年7月に同一人を保護制から終りされて、 場合の提供子会社は要会社による信務を設定を開発的でして、有付機関から終りされて、 場合の提供子会社は要会社による信務を設定を信息でして、有付機関から終りまた。 リ、高格付は、他社が抗上、接参りの第県となっている。ころした中で、競会社による債務を証が増上の制度額に達し、 制力が出ている。近かの事件組の参考を記を付している。 ・加えて、プローバルなグループ経営の高度化しの資金上の不多性代報がある。、債務保証以外の最近に第一年 形成している。近かの事件組の参考施なや合業情を開発が無に最からた。これらも年末分に既定は、 本方に、既保証を行は、2022年度から経済価値で、2027年とからより、大学を開始に関係され、別グを開始に関係をしたいる。 ・さたに、保証を実行は、2022年度から経済価値で、2027ルン・シー・機が明えたれ、別グを開始に関係にないる。 ・さたに、保証を実行は、2022年度から経済価値で、2027ルン・シー・大学の表別 ・さたに、保証を実行は、2022年度から経済価値で、2027ルン・シー・大学の表別に関したリスク評価が可能となり、その結果 を指案またアランより可能となる手を発音を使い、といて規制に関していて、 を認案またアランより可能となるとなり、その結果 となり、日本の手によっていて、 とは、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていて、 は、日本の手によっていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	一般社団本験協会	金融庁	保険会社の同一人に対する①資付金の額、②債務の保証の間及び③リース業務に係る運用資産の額を合 計した額は、総資産の3%を超えてはならないとされています。	保険業法第97条の23 2項 保険業法施行規則第1号 48条の3第1項第1号 - 及び第2項第1号イ	検討に着手	今後、国内における経済価値ペースのソルベンシー提覧が導入され、侵険会社が有する信用リスクを抽除 ソルベンシー規制の枠組みにおいてモンタリングすることを提唱に、保険会社が同一人名信規制の対象から 保険子会社に対する与信をพ外することも検討可能と考えており、ご提案を指まえ、検討を進めてまいります。	
193	令和6年11月15日	令和7年2月18日	確定拠出年金 指定 連用方法の選定・提 連用方法の選を 示の義務化	指定運用方法の選定・提示を機務 化することを要望する。	確定期出年金制度では、期出した指金を連用することにより、高齢期に給付を受ける制度だが、指定運用方法が選定・提示されていない制度において、加入者が運用の指揮を行わなかった場合、未指取個人別管理資産として管理され続けることとなる。 が出て、心、運用をすることが関連の機能において、運用をしています課金として管理され続けることは、前提となる事態が は、近、返用をすることが関連の機能において、運用をしています課金として管理され続けることは、前提となる事態が なされているとはまます、また加入名の特定の情能において、運用をしています課金として管理され続けることは、前提となる事態が 本業所も振力の企業を学金製を会談的においては指定運用方法の選定・提示を優務化し、未指図像人別管理資金の滞留を避 ・事業所も振力の企業を学金製的においては指定運用方法の選定・提示を優務化し、未指図像人別管理資金の滞留を避 なおれているとは、対策したが企業を全機的においては指定運用方法の選定・提示に年金規約変更が必要となる ことと語する、努力機能とすることが選出した場合。	一般社団本験 社日保 協会	厚生労働省	確定拠出年金法においては、企業型年金規約で指定運用方法を選定・提示することができ、加入者等が提終 に定める一定の期間を移動しても、運用指配を行わない場合は、直接加入者は 自該加入者は 自該加入者は自該指定運用方法に未指図 個人所管理資産の金額を充てる運用指配を行ったものとみなされます。	9 減定期出年金法第23 条の2	対応不可	確定拠出生金制度は、個人が資産を自己の責任において適用の指摘を行うものであり、加入者が適用商品 産産税に予なった。2、製料事制において機能投資者可必労力機能となっているなど、加入者の適別な運 を担じませる計画を表現しておけませます。 指定運用方法は、加入者が一定開連のお間を行うはいような例外が放射のからに登場したませま 指定運用方法は、加入者が一定開から が表現方法は、加入者が一定開かけ があり、加入者が自ら運用の指数を行っている事業所を含め、全事業所に対して、その設定を機器づけることが 適当とうかについては慎重な対応が必要です。	
194	令和6年11月15日	令和7年2月18日	受給開始年齢基準の統一	55歳未満で新規加入した場合は60 意受結開始、55歳以上で前規加入 給開始に統一することを希望する。	現在60歳時点で加入期間が10年来選の場合は、5段階に分けて受給開始年齢が決定されるしくみであるが、加入者に とってわかりにくい(復発)しくみであることから、シンプルな物質に変更することを希望する。60歳以降の新規加入者は加 入から5年軽適後としているため、「55歳以上で加入した場合の受給は5年経過後」としたい。	一般社団本族 社日保険 協会	厚生労働省	措定拠出年金では、単なら貯蓄とは異なり、年金性を担保するという制度適留のもと、受給開始可能年齢を設定し、の意は上しています。また、定核の所得情報のための制度として一定期間の動き機出が必要であることから、緊閉研究後に移じつかないよう「加入側側」でした受給開始可能年齢を設けています。 「通常加入有等期間から写は上年年末一の2歳 「通常加入有等期間から写は上年年末一の3歳 「通常加入有等期間から写は上年年末一の3歳 「通常加入有等期間から写は上年年末一の3歳 「通常加入有等期間から写は上年年末一の4歳 「通常加入有等期間から写は上年末末一の4歳 「通常加入有等期間から写は上年末末一の4歳 「通常加入有等間がいては」と年末末一の4歳 「通常加入有等用がいては」となった。日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	確定拠出年金法第33条	対応不可	GO歳以上の者で通算加入者等期間を考しない者については、DC加入者となった日から5年を経過した日から 全部的付金の支続を指求することができることしたのは、あくまでも例外的な指数であり、DCが導なる時間 の通算加入者等期間を5年に載一するというご提案に対応することは掲載です。	,
195	令和6年11月15日	令和7年2月18日	確定拠出年金制度 における拠出限度額 の引上げまたは撤 廃	選輯給付制度は企業の人事数官 財務状況によって決まるべきもの あるが、拠出限度額があたために 模数の制度とせるを呼ない場合が生じて という。制度の登場、推進の製造から、 も、拠出展度割の物域、上は金の製造が し、近出展度割の物域、上は金の製造が し、近に展り高いのでは、 にしていても、国民の高等制度 所得の確定を支援する観点から、 拠出限度額のさらなる引上げを要 望する。	・ ・・企業型DOの事業主接金は当該企業の給与制度、退職給付制度や財務状況によって接金額を設定するものであるが、 鬼出規度額があるために企業型DOのみで退職給付制度を構築できず、他の制度と組み合わせて構築されるために、加 入者によって服务の親しい制度となっている場合がある。	一般社団法人日本終協会	厚生労働省	2024年12月より、確定拠出年金(DC)の拠出間度額について、確定給付企業年金(DB)等の他制度の掛金額 の実態を反映し、以下のたおり公平できめ無かな販定方法に見渡されます。 ・企業型のについて、DB等の他制度の加入者の拠出限度額は、現行、月間275万円であるところ、月額55万 市からDB等の登録機を創金相当部を形成し、指載です。 18.1年度には、日本の大阪・日		検討を予定	確定拠出年金の拠出関度額のあり力については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も 請求え、検討します。	
196	令和6年11月15日	令和7年2月18日	企業型年金規約に 記載する事項の簡 素化	企業型の任金階的に記載すべき 事業の表と、制作者人を表しば制 事業を実際によるに動き、主要を 理機関ともに負担が大きるできてい などから、事業を表したのでい などから、事業をあるものは規約 の間の契約にかかるものは規約 変更する。	企業型DOを導入する際に承認申請する規約に記載すべき事項が多く、事業主、運営管理機関ともに負担が大きい、また 制度導入後に制度変更する場合も、規約に記載している事項が多いことから規約度更が必要な事項となってしまい、一部 変更申頼の関係は近急からたいなものの、依然として見かが大きい。 等業主と運営管理機関との間の契約にかからものは規制の配載等項から削削し、制度導入時および変更時における事業主と運営管理機関との間の契約にかからものは規制の配載等項から削削し、制度導入時および変更時における事業主および運営管理機関の負担を報道するためにも規約し記載する事項の削減を要選する。	一般社団 法人日本 損害 協会	厚生労働省	企業型経定拠出年金(企業型DC)の規約変更等については、その内容に応じて、管轄する地方厚生(支)局への申請や届出を必要としています。	確定拠出年金法第6 条、確定拠出年金法第6 行規則第5条・第7条	5 検討を予定	企業型年金の規約変更時における手続きのあり方については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論も踏まえ、ご指摘の点も含めて検討します。	
197	令和6年11月15日	令和7年2月18日	企業型年金規約(変 更)の承認申請 届 加手続きのペーパー レス化(電子化)	「企業型年金提約(の変更)の承認 申請」「同変更の届出に延付する 書類のペーパーレス化(電子化)を 要望する。	現在、各種行政手続きが電子申請を導入しペーパーレス化が励られている中、企業型年金機的(の変更)の承認申請や変更の届出は、(変更)承認申請を以下為付業物金でが続ての提出を求められている。これらをペーパーレス化(電子化)、電子申請の参入により紙資源の消費量削減、保管スペースの削減、申請・承認手続きの効率化が図られると考える。	一般社団本 接合 協会	厚生労働省	現状では、一部の手続きについてe-Govをご利用いただくことで電子申請が可能となっております。	情報通信技術を活用開 方行政の推進等に用 可多法律等等第1項 可多法令的任何報道 方法令に不同 方法令に不同 方法令 注述等に活用 推進等に用 方子 注述 作 注述等	検討を予定	現在においても電子申請を妨げるものではありませんが、現場のニーズや各厚生局の審査業務の現状等を 踏まえ、利使性向上について検討してまいります。	

# D	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果
田与	検討要請日	凹合取りまとの口	従来争項	従来の共体的内容	主体	METI	制度の現状 該当法令等 対応の機要 対応の概要 る風電 針
198	令和6年11月15日	令和6年12月16日	企業型年金における 中選共からの資産 移換要件の緩和	企業が中退共を任意で製退した場合に、資産を企業型DCIに移換できるようにする。	・中選共に加入している企業が、ボーウビリティの拡配による従業員からの要望等により企業型DCを導入するケースが増加している。このような場合、確定側出型である中選末から設選し、中選共で溜まっている資産を企業型DCへ移換したいとの要望は大きい。 ・場所活動便では、中選共からの資産移動は法効果件を選出すり場合(共享投資者では、事業主となったと、禁制日本的のお扱められているが、果件を加入さず資産移動できないことを開出に企業型DCの導入をあきらめらケースが発生制を保険しているが、実件を加入さず資産移動できないことを提出に企業型DCの導入をあきらめらケースが発生制管保険、「・場業員に対して老後の資産形成マインドの機成には企業型DCを活用するのが有効と考える中小企業のニーズを満たが企業型DCへの資産移動の要件機和を希望する。	厚生労働省	中小企業温配金共済 芸術多素記之類は2 共済契約者が中小企業者でない事業主となったことにより共済契約を解除した場合や合併等の場合のみ、 企業型年金等への資産移動が認められています。 ポール企業温配金共済 対応不可 小企業温配金共済 対応不可 小企業温配金共済 対応不可 における中選共からの資産の移動は、信情等のでむと何ない場合に限り資産移動と認めるものであるため、 生活が発展があるの 15、同規則第69条の 15、同規則第69条の 15、同規則第69条の 15、同規則第69条の 15、同規則第69条の 15、同規則第69条の 15、同規則第69条の 15、同規則第69条の 15、同規則第69条の 16、同規則第69条の 17
199	令和6年11月15日	令和7年2月18日	企業型DCのマッチン グ拠出における事業 主掛金上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の 棚は事業主換金の搬と上限」とする 現行の規定を撤廃する。	・企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも断金を拠出することができる加入者掛金の制度(マッチ ・ 一般社団 ング拠地)が外るが、加入者掛金の部が事業主動金の部を超えてはならないと規模が設けられている。公的年金の報表 および自動努力による老彼の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の機業を要望する。 協会	厚生労働省	企業型構定拠出年金の加入者指金(いけがらマッチング拠出)については、当該企業型構定拠出年金における る処出限度場内で、事業主指金に上来せして、加入者目のが指金を拠出する制度です。加入者目金の側に ついては、事業主指金の動を超えないように企業型年金規約に変めらよう法律に規定されています。 186条第1項、至6条
200	令和6年11月15日	令和7年2月18日	iDeCoの拠出限度額の統一	De-0cの第出限度額について、第2 特徴保険者は企業年金の加入状況 等に認わらず一種印刷としたうえ で、配子研究報金を担保が研究 者についても一種印稿(月鏡23万 円に統一)とする。	・現在厚生労働省にて検討されている企業年金(企業型DC・DB)加入者のDeCoの拠出間度額を月額2万円に統一する方 新について賃息するが、朝廷をより分かりやすぐする観点から、(企業型、DBの有額に関わらず)派子号度保険者会体で月 未入日本 第223万円に表するととを選手さることを は、上記により、第1号被保険者は月額6.5万円、第2号および第3号被保険者は月額2.3万円となり、普及促進を行うのに有 並と考える。	厚生労働省	ひ-Coの掛金については、得定拠出年金法施行令において、他の私的年金の実施状況や、公的年金の加入 、技深等にないて、搬出服産額を規定しています。 また、今部の実施制室工において、企業を全企を業官DC-DB)に加入する者のDeCoの拠出限度額の上限 を2万円に統一することが認められ、2024年12月から施行することとなりました。
201	令和6年11月15日	令和7年2月18日	確定製出年金 fDC +DBの財金金算管 理」からDeCの併 金融外	2024年12月に予定されるOC法決に の「DC+DS会類管理」において、 DCの財金額からDeCの別金額を 除外することを要望する。	の24年12月ののCは改正により「DCとDBの合言管理」が行われる予定だが、このBCの中にはDecとも含まれ、かつBeCには経過程度が関邦されていこと、Decのの最低損益値は月間ののDTであることから、Decのの最低損益が行えない加入者が発生することが考えられる。 東が発生することが考えられる。全国のData (A) からを登録する。 は正が行われる一方で、未返正によりDeco~の拠出、Decoを活用した得来資金の形成が出来ななる第2年機保接を選集が発生する。 本選生が行われる一方で、未返正によりDeco~の拠出、Decoを活用した得来資金の形成が出来ななる第2年機保接を設定ます。 第24年度 第24年度の決定では、Decoが報文とDEA、Deb 即参列によるを使っま活食金の変更なを目的に選生がまた目がら収益とから 第34年度 第3	厚生労働省	の20年で2月上に接定拠出年金(101の拠出間度銀1・コルド、装定給付企業年金(108)等の他制度の掛金額 の実施を20歳1、33下のとおり込むできか機から形式の製工を対します。 (20歳200について、10時の他制度の加入者の出出間を開注、現作、月配2/15万円であるところ、月間5-3万円から8号の砂熱度を増加を設定した場合である。 (30歳10日の制度使金相制制度・業主権主に実出)を受験した場合である。 (30歳10日の制度を対しませ、10歳10日のみの加入者の効出間度銀行 12歳17万円である一方で、10時の心制度度接付 12歳170万円である。 (30歳10日の制度を対しが同じないこと)の場の砂料度度接付・12歳17日である。 (30歳10日の制度は利度 12分間であること)にもりの物料度を対します。 (30歳10日の場の地形度度は大阪とこと)になりでは、一般が表記を対します。 (30歳10日の場の地形度を対していること)には、20歳17日である。 (30歳10日の場の地形度度は大阪とよりでは、10歳17日である。 (30歳10日の場の機能がよりないました。) (30歳10日の場の場を観から、40歳10日のの場の場を制をできないました。) (30歳10日の場の場を制をしていました。) (30歳10日の場の場の場を制をしていました。) (30歳10日の場の場を制をしていました。) (30歳10日の場の場を制をしていました。) (30歳10日の場の場を制をしていました。) (30歳10日の場の場を制をしていました。) (30歳10日の場の場を制をしていました。) (30歳10日の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場の場
202	令和6年11月15日	令和6年12月16日	SNS、ストリーミング サイト等の不適切な アカウントの辺 化、サブスクリプショ ン・サービスの停止	ドアプログ、各種プログ等の媒体、自作サイト 記載にないウェブサイトや今後出て くるウェブサイルの一つで日本の法 律に違反している不適切な行為を 練り返し行っているアカウントの所 有者に対して 国内外の全てのウェブサイトでの活 動の停止、アドセンス機能の利用	Twitchで「B氏」というアカウントの所有者が、異なるブラットフォームで人種差別、陸蓋別、障害者差別、自分が行ってきた 性犯罪等の自慢、30万の同時接続を起える不倫のエンタメ化が行われても、横断的な法規制がない現状では多くの不適 出力に関本力によっている人参加、一つのブラットフォールでサインスリアジッとサービスの発生や、超層の最大時以本係上に	総務省	情報返達プラットフォーム対処法では、インターネット上の連法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム フォーム事業者に対し、対応の迅速化や運用状況の選明化に係る措置を義務付けることとしております。 フォーム対処法 す。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

# D	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	-r over also also		所管省庁の検討結果	₽ P	ワーキング・グルー
世写	検討要請日	回答取りまとめ日	灰余争坝	佐条の具体的内容	佐糸 理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
203	令和6年11月15日	令和6年12月16日	金融庁公長 共通 所でいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	当社がKPIとして提出したデータは、	金融庁公表の「共通が中に関すら分析」に対ける無種差別機関のお願いてす。金融庁では支貨信託・外貨保険の大連が中 を分析・公表しています。した、受産者用サールは、投資部とや外貨保険につなく、参配に対する、日本の中の 行が活用するEFFで個別株、小田には上場商品で、送明性が高い資産クラスです。当社はこれら透明性が高く信コストの 度をフラスを用いた契頼部を行う事業をする。した、金融所や公表の中が分割すなに議師を予度を設定し、実施でした。 接」に環定し、一部「その衛事業者」としてファントラファブ事業者が掲載されています。「金融 。 最上がか早して、世紀したデー は、投資信託の金融の得当か出た。におって、日本によりが、金融庁からは対策できないとの最等でした。金融市 が投が、一ルビ投資信託・ファントラファントラファントラファントラファントラファントラファントラファントラ	+14.44	金融庁	口金融庁は、金融等享者が何らさは約1二前電工夫を発揮し、ベスト・ブラクティスを目指して顕落ま位の負責な金融販品・サービスの提供を扱い合い、より良い物組みを行う金融事業者が服务から選択されていくが上入人の表別に向けて、平成立年9月に「部家本位の発達を置け着了る時間、以下下来開りたいう。大人の表別に向けて、平成立年9月に「事業を本位の発売業に置けるる時間、以下下来開りたいう。大人の表別に対した。また、金融事業者の顕落本位の業務運営の定義可能の主義が呼ばか及しています。これでは、金融事業者が最初の正義可能の主義が呼ばか及しています。これでは、金融事業者が高速を対していませ、これできないでは、本別では、金融事業者がある経費を受けた「共産のいる特別を対した金融を対し、金融事業者がよい報告を受けた「共産のいる特別をよった公表」でいます。これにより、本の、環境等と行うに表のいるをいました。これにより、本の、環境等を行わないことのからもって出版金融事業者が不利益な意味が登せませた。といけは実施等を行うことのかそもって有利な変数・を受けることが、はままが表現した。	CL 検討を予加	□ 万井温水中」の比較可能性を確保するには、その真出方法について一定の定義を設定することが必要では 「企業を集者は、金融商品の販売、助富、商品開発、賃金管理、適用等インペストシント・チェーンの多数に にお、株々企業的サービスを提供しています。そうした中で、現状の「予止機中」の定義は、まずは、一般的 には、株々企業的サービスを提供しています。そうした中で、現状の「予止機中」の定義は、まずは、一般的 に適して、金融を書きのサービの関連にあるシステムとの影響を持ちままで見ましています。 に適して、金融を書きのです。全場ではあるシステムとの影響を指すまえて見ましています。 「本社の資産財産への取組姿勢の変化等を請求えつつ、いただいた提集を参考として、期客本位の業務項 業を推進する観点から「升温水中」のあり方についても検討を行ってまいります。	・沙に温 ■
204	令和6年11月15日	令和6年12月16日	管理者の設備を要素ない電子を ない電源用管理医 療機器販売業にお ける届出の見直し	ヒニエンスストアにおける代表的な 取扱商品は湿潤絆創膏であるが、 販売時の情報提供等は必須とされ ていない。また、構造設備要件も、 商品の品質に大きく影響があるとは	原産機器においては、平成1年の決定正常、そのリスケに応じた原来体制(特可等)が原理された限。主に資産で専用されるのについて成果的対策を観視と関係の制度設計が感用されてこれが、平成1年8月~12月11 「実施市の原産機器を取り取ります。 は最多の原本管理を制度のみの対しまする名前では、「原理計会にして、アルリルで大きになったとき物が表示者を制度の必定できる。 者制度の在リカが協議され、平成1年9月20日度で労働省告示策の時にて「原本労働人医が指定する管理医療機器」と と管理者設定不及の定債所管理機能が名が、原体対象を制度され、に表示できることでもことが言と また使用者に情報を持事を行うことも思えられていないさい。原本管理者の設置ない、に表示できることでもことが言 また使用者に情報を持事を行うことも思えられていないさい。原本管理者の設置ない、に表示できることでもことが言 また使用者に情報を持事を行うことも思えられていない。原本管理者の設置ない、に表示できることでもことが言 は、ことを基品の収益には一般複数で必要を基とに関係していない。原本管理者の設置ない、正常所をできる。 単規を表がることは主に一般複数で必要を基とに関係といない。 単規を表がることは主要を使用していない。である。 単規のスト、監視指導を行う管轄行政事者の双方の危波が明存される。	(一社)日 ン オフラン チャイズ 協 男 テチテテ会	享生労働省	京卓17年前に開催された「賀南田の居業機関等の原来管理者制度等のかり力に関する検討会」では、管理 者の設置が不要な高額管理高級額用・コルに「原布管理者の設置器がなくなみものの。東正板の裏 事法の設定に含え、都国有側にたいの原産者の認めがなわれたことだっている。これが、最大 原他が不良医療機器等を展元した場合には、薬事法(関和30年法律第14号)第65条(下展医療器の版 来、製造等の成出しるでき、割り干が成分等の措置を認定したことが関係でいる。国際の要は医療機器の版 た。設造等の設定しるでき、割り干が成分等の措置を認定したとが関係であり、国産の安全は経過され ものと考えられる。」との支援がしいております。また「「当該医療機器の販売店側は、販売に力たって情報 ・人、例えば感染・大が大性こる後、側側のから開始があった場合には護剤に対応する努力が必要であり、 選切な指導を割じていくべきである。上報台されております。 *記載に振りがあったため棒圧(令和7年2月26日)。	医療品、医療機器等の 品質、再効性急び受金 (1) 電影等ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	京成17年度「東庭用の医療機関等の販売管理者制度等のあり方に関する検討会」(7の検討結果も認定人 理時点では家庭用管理機構制でついて医療機能変形象の温地を廃止することは、国際の安全機保の 成から、通びにはないと考えられます。また、管理者の起産機能ができ、自然機能機能の原元の曲は を表示しまって情報機能等等もしたでもよりのではなく、使用者から観察的を決つ情報を を表示しまって情報と呼吸するしてもよりのではなく、使用者から観察的を「場合」には を努力が必要であり、医療機能の選正な専用のであったの必要な情報を使得するよう等かなければなりません でがないことが基金されたから、高度保険の機能がでいていて態度するよう等かなければなりません はいないことが基金されたから、高度保険の機能がでいていて態度するよう開発をした事件も大型 年1月22日付け事務連絡「家庭用電気マッサーン器の過車と乗用に関する機知等について(情報提供)」)、最 出により販売業者を把握することは重要であると考えます。	現 :、 す : か : 28
205	令和6年11月15日	令和6年12月16日	一般用底薬品の特定原本における。 水ームベージ等の計 載事項の見直し	るが、ストーカー被害やカスタマー ハラスメント防止の観点から、従事	所は同じであり、ストーカー等のリスクについても同様である。店舗販売業における名札の記載が姓のみ又は氏名以外の呼称を記載した名札も認められたことと合わせ、特定販売におけるホームページ等の記載についても、氏名は姓のみ又	(一社)日 本フラン アキャイズ 協 チェーン協	享生労働省	高周期除者及び原籍販売業者に対しては、薬局又は応続の従業員が薬剤師、各種販売者又は一般従業者であることが開発。国際企業を表し、主義を基本であることが開発。国際企業を表し、名様を付けさせた何の発電を関えてことを展発、医療機関等の高度、大利を担けなどの大力を対象する。それを使用では、実事法の一般を設定する法律等の原行等については、実事法の一般を設定する法律等の原行等については、実事法の一般を設定する法律等の原行等については、実際とは毎月期間に対象を実施である。例案と可与日本日本の主義を展発を見、最終に、各種の不足は長辺はよって、メーカー・機管やカタマー・ウスメントの防止等の関連が、上京していると、で、の実施を対し、よって、アントール・機管やカタマー・ウスメントの防止等の関連が、上京していると、で、の実施を対している。で、アンドール・ディー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フィー・フ	13年、第13年の6、第 147条の2、第147条の 7 「薬事法の一部を改 正する法律等の施行	インターネットを利用した特定販売の広告に係る従事者の氏名の表示については、ご指摘のカスタマーハマ メント防止の製品や、無貨務者のなりすまし等の集事監視上の製品で支煙が生じないか等の製品も踏まえ 対応を検討したいと考えます。	^{ЭХ} Δ
206	令和6年11月15日	令和6年12月16日	薬局の立地・実態に 合わせた構造規制 の見直し	体的には、オンフィンでの営業に特 化した薬局においては、薬局の待 会会其進む保険薬品における「小	DXが進む中、デジタルを活用すれば集業品の安全性を接続する格で、オンラインでの変素に特化した業品が技術的に可能となってきており、展集品ファセスを目割しているエリアや中部等一の国際が可能となってきている。これがら、業別においては、できぬ後性で素制等が対象であるの目的である。というでは、その必要を実施が関連、のの切り換えを変えや割する場合と世界が会まざら機能には対策で襲撃に導いていていて、実別が開発を持つによります。のは、原発を明治を多し、原生を開発をある。日本学校を実施を表しませ、自然の構造を備については、裏局が開発を通りに行うたいであるため、のであれば、カリスでは、実際であった。これでは、東の大学では関連が整っていることが必要を持て出る。日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。」というでは、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。」というでは、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。」というでは、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。」というでは、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。」というでは、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。」というでは、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。」というでは、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。」というでは、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校のであった。「中では、日本学校の	(一社)日 本フラン テャイズ 協 チェーン協	享生労働省	(医薬品、医用機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に限する法律、薬剤師法関係) 原列之化に素剤に係る情能規模及び指導については、医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の機 等等に関する情能が規制(関係が必要を当金等等)の表のの1により、 によっては関係しています。 し、及び指導を行うための設備がある場所、高の機構直接が構造を開発しています。 は、アンテン化製料を行う場合における動態薬剤において時間に従事する高製剤を相互に連絡をととだってさる場所 において行うと規定しています。 では、国際された業材のポンプルの基準に関係しています。 では、国際された業材のポンプルの基準に関係しては、これが、で製造する企業が制して関係したの目的です。 するして、国際された業材のポンプルの基準に関係しては、これが、で製造する企業が制しての組織がよります。 は、正規のとかり、実施のポープルの基準に関係しては、これが、で製造する企業が対しています。 は、正規のとかり、実施のインサースを一系表に要素を影響し、これが、で製造するの場があります。 自然実施 領に主題のとかり、実施の中間等には、他を含める場合というでの服業指導への 材料の水の水の水の土を含まったいます。 また、業剤販売 (知识が主ないます。 主に、業剤販売 (知识が主ないではまた) ・記念、正常の場合のないでは、これを任めてはなるないと規定されてきまった。 (投業業局間で 保険業素剤が企業を開催を使用により、 保険業素剤など物験業剤師産費用自規側(昭和22年原生含金第1号) 第2条の3により保険業剤は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な構造とし、とない、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	の高質、有効性及び安 全性の確保等(関す る法律部係) 医療品、環境機器等 の高質、有効性及び等 の高質、有効性及び等 (基準無計算) (基本の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の	(医薬品、医用機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法器係) 制度の環状にも記憶したとおり、関南された薬剤のオンライン 極薬消毒を行おえてる場合によれて、その 最短で薬剤師が返売のの切け場と必要と利間する場合と患者が発生する場合には、そのことを以て関す を行わないのではなく、判面で調素指導を行うことが必要です。そのから、関南された薬剤に関する情報を するための機能を手がると、裏局に求められている構造波像の条件について通可いただを受するが で、 (保険薬局関係) 保験薬局関係の一般地内に保険薬局がある場合、当該薬局の存在や出入口を公道等から容易に確認す きるようにしていただく必要があります。	削 :提 iま △

**	所管省庁への		HOT T	H	######	提案		所管省庁の検討結果 ワーギ・ア・ディ
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応の概要 対応の概要 プロジョン 対応の概要 が応の概要 の現状 対応の概要 の現状 対応の概要 の現状 対応の概要 のいます はいます かんしょう しゅうしょう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしょう しゅうしょう しゅうしょう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃく しゅう しゅうしゃく しゅうしゃく しゅうしゃく しゅう
207	令和6年11月15日	令和6年12月16日		自治体の高事整視の仕組みが含置 で共通化されてないことにより、高 事態視業的の運送が同一都運列 事でしかできていないことから、一 用限業高の返還の原産において 展開に強力を増加されている。プラウル でなっている。マラウル でなっている。マラウル では、デッを対し、デラウル を表りステムの鍵一・標準化の対 まだ、高事を観光が多くから、自治体の素事数 表別・ジステムの鍵ー・環本化の対 を表し、高事を観光が多くから、自治体の素事数 表別を提及と、一 実際の軽減など、一 の規制を表していただき、自治体の素事数 の規制を素に関げていただきたい。	関在、原生労働省において、デジタル技術を活用した医療品販売者の参り方の見直しが行われており、薬剤等等の資格 体が原面にいない場合でも、一般用医療品を実施にて管理・販売事態とする意識法元での識熱がされている。具体物に は、素剤維持を受益しない症態、以同性・浸取活動という。15以下、自然受疫を維止者化い高激化されている。具体物に は、素剤維持を受益しない症態、以同性・浸取活動という。15以下、自然受疫を維止者化い高度などは避痛を発息 同常で理じ動という。10歳者的等による透解での管理の下でわれば、受産危難において、他用果素品の受虐が可能と なる後間の前肢である。しかはおか、この機能の中で受益の連定を管理が成めについていき面の間、同一概証得後、 することとの意見がはており、間長の一般用産業品。のアクセスに課題があるエリアへの実際の定かせては大学会とさ が予念される。このような条件に至い方面には、実力系に関連を関連がある場合とついていきにした。長春 海 が予念される。このような条件に至い方面には、実力系に関連を関連があるとリアへのに対していました。長春 海 できたいでは、参方公共団体の高幹業者システムの後一・標準化が検討されていることから、資本整理化の変なが可 合格や医規情機を管理の仕機を必要で破し、一般に関する自治なの基本を見なことから、変事整理に必要な対す もかで見れば、上記の地理的条件が解除され、国民がより原業品にアクセストやすい医素品販売の規制改革に受けていただきた い。	(一社)日 本フラン キャイズ チェーン協	厚生労働者デジタル庁	制度の現状に配戴したとおり、一般用度素品を追随にて管理・販売可能とする制度素については現在厚生労働にお願うる製金で認識・検討する方も、今前の要はご識強制度素が実現した場合の資本を提供を労働を行うる製金で認識・検討する方も、今前の要はご識強制度素が実現した場合の資本を提供をある方式に関係を受ける場合とどか。現場の実践が見からとどか。現場の実践が見からの方面といっては表するととか。現場の表現を対象の方面といっては表するとは直接です。 素料師等が実証しない店舗(受害店舗にて管理・販売市場とする制度については、現在 実力物価に関係する活象を表別を制度をよって表別を対している音を考している。具体的 保証労働をできませる運動会で開始を持たいましては、現在 また、各自治体の業事整理業務が担かしている。また、各自治体の業事整理業務が出ている。また、各自治体の業事整理業務が出ている。また、各自治体の業事整理業務が出ている。また、各自治体の業事を提供表示していて、接一的なシステムは導入されていません。 40 というながありました。最初について、接一的なシステムは導入されていません。 41 というながありました。日本の表別を関係を表しているとされている。また、各自治体の業事を発生を表します。これでは表別を表します。これでは表別を表別を表しまする。また、各自治体の業事を提供表別をよった。また、各自治体の業事を提供表別をよった。最初に対象を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
208	令和6年11月15日	♦和7年1月20日	菜金達行車両等 の会会 中部軍事政治・ 事務事業を 事務を 事業を 事業を 手が が 事業を 行か が が が が が が が が が が が が が が が が が が	緊急通行高関等事制因出申請, 緊急通行高関等事制因出申請, 緊急通行高関係認定明整度行及び退行概要条件。 内閣所が定め場所でで、 「相享条件」、一郎、「日本の関係」で、一郎、「日本の受け、一郎、「日本の使用の使用の 「日本ので、」、「日本の使用の使用の使用の使用の事情をとの交易等を必要を見まった。「日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、	災害対策基本法施行令の改正で、緊急通行車両の標準等の交付を災害発生前に受けることができるようになった。事前 文付に必要な「緊急通行車両等等問題にの申請」には、「油塩車車の使用の未拠の位置を管轄する必要負債を(警察 場)等の窓口に対しませたが必要があり、支付を受ける他をはして実体に行くが、直接は一直を対しておきな地域が必要と が当める窓口に対しませたが必要があり、一部の事業者においては、約1000年のリース事間の手続きに20%所もの所轄管 解書に関けているデースがあり、多いことでは一度1200年と別では、前当100年のリース事間の手続きに20%所もの所轄管 解書に関けているテースがあり、多いことでは120年のサーストカが発生し、車割11台間に文付された確認の文付書等や有効制 申請のため、公安養養食管験等」にてデータ化のサーストカが発生し、車割11台間に文付された確認の文付書等や有効制 が表し、申請第20年の一元化など、テールにはこと申請のプランインペーにより、ストス 乙が国等で整ちませたとして、 リ、事前申請が述み、災害時の衛民保めがストーズになると考える。また、書類単層や移動等の主産性的上、リース期間 第7による年期の入場支持ら合かこれを使りの担保に長めことし、事務が回り、毎の書間外前は、環境の形成 第7による年期の入場支持ら合かこれを使りの担保に長めことし、事務が回り、毎の書間外前は、環境・可能の 第7とも表別の人間を対しているというでは、20%の事業を対していることが、 フルーストローストローストローストローストローストローストローストローストローストロ	(一社)日 本フラン チャイズ 協 会	警察庁庁所顧所 名	災害応急対策に従来する指定行政機関等(災害対策基本法(間和36年法律第229号)第50条第2項の規定 により、経済の政治性を発生した。この人ははないととなる、心機関等を指します。(の集局については、災害性 生まれて「標準等と比り。)の文付を受けることができます。この集局については、災害が ままれて「標準等と比り。)の文付を受けることができます。この集局に指して、「、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
209	令和6年11月15日	令和7年1月20日	納品荷下ろし時にお ける駐車規制緩和	「オンラインによる駐車許可証免行 等に整備人でいただいであり、許年 (おしません)、サイン (おしません)、「オース・フィーによると 車許可発行に関して、警察庁にて 連挙の管理を行っていただきた い。	オンラインによる起車許可発行に関して、警察庁より運用方針を発信いただいているが、自治体等で運用の連接にバラつ きがあり、結果として従前の方法に頼らざる得ない実施もあるため、全国統一運用での日程調整を図っていただきたい。	(一社)日 ホフラン チャイズ チェーン協	警察庁	道路交通法(昭和35年法律第105号)第45条第1項に基づき、都道府県公安委員会の定めるところにより登 審書表の許可(以下「駐車計可」という。)を受けたとき、車両は駐車規制の対象とされる道路の部分に延車す ることが可能となっています。 数点、駐車時の時間については、整領庁のウェブサイトに警察庁改手様サイトを開設し、過去に許可を受け 方たものと同一の内容のもの場については、2整所庁のウェブサイトに警察庁改手様サイトを開設し、過去に許可を受け がたものと同一の内容のもの場については、47都道府県においてオンラインによる申請か可能となっています。
210	令和6年11月15日	令和6年12月16日	住所変更時の事間 のすンパープレート 交換	サービス(以降「OSS」という。)を通 して所有車本人が変更手続きを行	全国にリース専用は約440万台存在し、その内の8割は事業者が使用している。事業者によっては頻繁に住所変更の件う 異動や能動があるが、都度、15日以内にナンバーブレートの文勢を実施することに管慮している。また。ナンバーブレート を支勢するにあたり、裏側に必要となる事務と日日代介書名「開け、その利間レンタンーを利用する運用としており、その 手間やテンダーへの入替計業の単位が定じている。一方、他の引起においては、所名者を使用を必要用としており、その 達して所有事本人が変更手接を行う場合、日本経定では、中の1を重要に高い悪法と、需要支助から変更をの需要接続 達して所有事本人が変更手接を行う場合、日本経定では、中の1を重要にある場合にあった。また。大変変した。 は、大変を表でしておいて、プレースのとなったがあるトランスルで、大事を必要と使用を対してはない。一人事本 する。大変を表でしておいて、プレースのとなった。大事者からでよりは有が高いでは、から本事を が変していたった。そのこので、所名者の全体を受けた行政者を実施するトラスル 文学用を対してリースルーの交換を事を行うとはなか、所名者の全体を受けた行政者を実施するトラスル 大学なため、申請者の範囲も全任状を取付けることにより、所名者から全任を受けた行政者事も与なを持ちなよう検討してい ただきたい。	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協	国士交通省	政府会体で推進している引接しに作う手続きの負担財産の一理として、国土交通名では、令和4年1月よ リナナンバーブレートの支援を次回の無時時まで指すする特例を選用しているところです。 この特例は、個人の引続しの際に平日に運輸支馬等に出限し変更登録の手続きが要することが負担となっ でいることを踏まえて個人支わた利間です。この色、注人所者の事態については注人の業務の一理として運 地理主情報に毎月 スをために、自動車ワンストップサービス(OSS)による申請を行う個人のみを対象としております。 11.8、第128、第148 加入ることは想定しておりません。

番号	所管省庁への		担实表表	担実の見せが中京	提家理由	提案	所管省庁		所管省庁の根	討結果	Ę.	ワーキング・グルー
世与	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	佐糸 理出	主体	所官省厅	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
211	令和6年11月15日	令和6年12月16日	宅地造成及び特定 盛土等規制法に件 う、工事主法人の許 可申請書類の免除	を地造成及び特定原土等規制法院 行規制的が象では、電地造成等に 場合のである。 を書類を規定している。この内、原定 多書類を規定している。この内、原定 多質項の第分では、以下の選りに 以下の選りに 人人である時は、以下の選りに がある。 が、は とのでは、 は に は のでいる。 は に は のでいる。 は に は のでいる。 は に のでいる。 は に のでいる。 は に のでいる。 は に のでいる。 は に のでいる。 は に のでいる。 は に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に のでいる。 に に に のでいる。 に に に のでいる。 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	宅地造成及び特定盛土等規制法(以降「同法」という。)は、「工事主」が「宅地造成、特定産土等若しくは土石の堆積に関する工事の借負契約のは大名文は債債契約によるないで自らその工事をする者をいう。」と見載され、同法第2条所分)。 エ第立が特可申請をするに満しては、生物に変し、以間以取締めば無くかの説明会の開催での他の無知措置(可認者に を負の回意)、(日本主もの長名以及私参与の公主等が特定となっている。)と、最近保存を対しているの意態を含める様と は、工事議会人だけではなく、工事主も含まれる(周上素20条条支援以下)、同法の最初は今603年(日本等を発生)は は、工事議会人だけではなく、工事主も含まれる(周上素20条条支援以下)、同法の最初は今603年7月に特別最終期に は、工事議会人だけではなく、工事主も含まれる(周上素20条条支援が大力、同志の最初は今603年7月に特別最終期に 全国・何の基本で包括的に規制するものとなる。提出書籍でいた、一定の基本を表すまえれていては左記で10分書 報告提出すると、工事主の任务以上を持つ保証を指していた。一定の基本を表すままれていたださたい。こ	(一社)日 本フラン チャイズ 会	国土交通省	本法は、令和3年7月に韓国県祭集市において発生した土石浜災害等を踏まえ、産土等に伴う災害の防止を 目的として、国民の生命及び経路の経路を図られる、土地の用金に関わらず、危険なほ士を全省一律の 基本学の経済に対象がするのである。 形成3月間、指定都市及び中域側の長いて、「和本海内県知等の上いう」が、産土市により人変等に該定 見ない。 東京には、「本社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会社会	及び第2項第6号ロ 並びに第63条第1項	対応不可	原土等による京書を防止し、国民の生金及び財産の保護を認るため、危険な近土等を金属一律の基準で包 接釣に機能する本法律の目的に無らして、宅地造成等に関する工事の許可を受けようとする者の選性に難す を情報を把握する必要があるため、許可を受けようとする者が当人であるときにおいても、当該主人の事業規 根にかかわらず、役員の任名及び住所を証する書類等の提出について裁判することは創業である。	
212	令和6年11月15日	令和6年12月16日	市街化調整区域へ のコンピーエンススト ア開店が他の利用 制限の緩和	各地域の市街化開墾区域について、地種予保度や環境開設の関係 で、地種予保度や環境開盟の関係 かられた事での表示的ができた。 う、利用制限を緩和していただきた い。	コンピニエンスストアが閉店した診地を他の東部に賃貸する場合は、都市計画法34条1号、9号に基づく各自治体毎の基準により、市街に認意区域へ後継デナント賃貸ができない場合がある。地構者は賃金的による機に大いため、建物解析後、土地を登まるといるによったが、またが、日本のでは、大いでは、日本のでは、大いでは、日本のでは、大いでは、日本のでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大い	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協	国土交通省	市街に接着区域は市街化を抑制すべき区域であることから、原則として開発行為が領止されており、都市計 間法部が場合に規定する一定の受料に認当する開発の上間かって認められております。 ことし、旧発計可能の直針を担保するの。 都町計画法第4名とよわいて、原列市の受けた開発区域内 においては、当該開発的可に認から予定建築等のは外の用途の変更は制度されており、都直用条切率が支 を表していまった。 また、日本のでは	都市計画法第42条第1 項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
213	令和6年11月15日	令和6年12月16日	休日基準の緩和	体目の付与について、「午前の時から午後に跨までの24時間の贈目で 与えなければならない」とされている が、簡目単位ではく、簡数と時間の 以上の休息を作日として敬助うこと ができるようにしていただきたか。	常窓で深夜勤落する従業員(以降「深夜勤務者」という。)に対しては、連続した2階日にて休日を取得させなければならないと恋られている。現状、第18歳未満の従業員が領集と、福祉とを理由に午後の時からは訪務ができないことから、深夜勤務者を作成がより勤務をさせている事業者が多し、力で、人手不足における人材積収の配置で、深夜の時間が出意となるの対なとしている悪害もある。元々、2階日のか日取得は、変素自の健康との政治で変わられていると理解しているが、深楽の時間をは、手候もからは固備的のごまだりズムになっているため、間を様でのから日を強勢せるとしているが、深楽の時間をは、手候もからは固備的のごまりズムになっているが、間に様でのから自己を強なされていました。 以上の休息を作日として影響ことができるという想定を、電方編成以外にも思わていただき、匿日でなべても連絡を時間以上の休息を作日と記めていただきたい。これにより、深夜勤務者のウェルビーイングの向上に繋がると考える。	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協	厚生労働省	樹脂構の「体日の付ち」については、労働基準法策が急において遺体制の原則が模定されており、また、この「体日」は原則として着日単位と構合れています。他方、最予施規による交替制動剤の場合においては、継接24時間の「体日」を与えれば差別よ支えないこととされていますが、これは労働者の発出等を考慮して、一定の要件を満たしまる自に限り認められているものであり、労働者を譲るが最合か、資料指の「最予無成以外」についても、機模24時間をもって体日を与えたとする解釈を著たにお示しすることは創隆です。	労働基準法第35条	対応不可	「制度の現状」側に記憶のとおりです。	Δ
214	令和6年11月15日	令和7年1月20日	社会保険各種届出 時の性別省略	社会保険各種届出について、マイ ナンバー付配をしている場合は、性 別を省略可能としていただきたい。	博今、LGBTOへの限心の高まりから、性別の記載に鍵色を示す方が増加傾向にある。令和5年6月可決・成立した「性的 指向及びジェンダーアイデンティティの多特性に関する風味の磨破の磨金に関する法律(令和4年生産の参り)(以降LG 日可算料理金上という。)の目的として、性的時向及びジェンダーアイデンティティの多特性に関する風味の開始進を図 るとされており、デジルドが公表したがありまからの事と、自由する計では「対象を開着する必要がある場合があり、性別個の配 は一般を設けなればならないとされている。。対策との要件や特定において情況を把握する必要がある場合があり、性別個の配 を設けなればならないとされている。マイナンペーを記載するとこで、他の形態が同性であるとよびマイナンパー でいる。社会機能を開始については、制度上の要件や特定において情況を把握する必要がある場合があり、性別個の配 を設けなればなないととないなり、マイナンペーを記載するとこで、他の影響が自定からと必要されまり、イナンパーマンドでは 「一般であると考える。そこで、マイナンパーを記載する場合に関リ、社会機能の各種園出について作別配入場を 考慮していたださい、LGBT理解を進去も振行されており、性的指向・性自認の多様性に変大な社会の実現に近づく ため、改善を検討していただきたい。	(一社)日 本フラン チャイズ 会	厚生労働省	(雇用保険) 雇用保険資格等得需等の様式には性別を記載いただく嬢があります。 健康保険・遅生年を保険) 温出のけ製工性別の建設を発しないと関係した機会では実施を構成する場合と中半さんとご再制についません。 出出のけ製工性別の建設を発生しないと関係しません。 では、これのは認合を生たが必定を合われてよるでは、定めすることは、ながます。一方、健康保 技・爆生半金保険の各種提出において、記録を正確に管理する起金から現場有機や住業情報と氏名、生 年月日、住所、性別の一致を確認する必要がある届者等について、性別の記載をいただいております。	雇用保険法第7条、雇用保険法第7条、雇用保険法第6項別第6条等 報意保険法施行規則 第24条。等	与額累計申 出書」など7	(雇用保険) 雇用保険の資格取得においては、屋出に記載いただいたマイナンパー・カナ氏名・性別・生年月日の4つの情報を必には民族者を結婚ネットウーアの情報と指定し、厳酷がないかどかかを構認したうえでイナンパーを選 用意味を表現を含め、イナインに一般などを含めます。 日本のは、日本のでは、一般などはなどをはなった。 は、日本のでは、日本の	
215	令和6年11月15日	令和7年2月18日	二以上事業所勤務 者等における保険料 の選付・徴収制度の 見直し	り、保険料の還付や徴収が発生した場合、事業主が被保険者に対し	二以上事業所能務や同月得期により、保険料の退付や砲収が完全した場合、事業主が管保険者に対して退付や砲収を行わなければならない、こ以上事業所能務や同月得数は事後にかった(こ以上事業所施制については退職後が多い)ため、被保険者への連絡や退付・砲収の処理が傾角となる。また、こ以上事業所施制については最出な開催で業務の貨荷が大きい。今後、社会検験加入果や自転化される。4名、第二章第二十名の上が事業所能務合でが対することが見込ませんが大きい。今後、共事業所総務合でが関することが見込ません。おった。今、東東主による退代・環収対応を廃止とし、依候終者本人が理接支払い及び退代手続きを行う仕組みに変更していただきたい。た。ただされ、まず、乗車工会議がは手続き物際化の製金から、被保険者の申請に基づく受月請求者しくは年末に一招しての請求としていただきたい。	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協 会	厚生労働省	標準保険法、原生生金保険法の規定により保険料の終付最終者は事業主とされており、事業主は、被保険を に対して機能料を展開機能できることとなれています。優勢料の選付が発起したさは、部で機能者から募集 上に選付され、乗事主から被保険者に選付されます。この取扱いは、二以上事業所動建や同月得要を契機と した場合も同じです。	健康保険法第161条、 簡厚生年金保険法第22条、健康保険法施行提 開第75条,厚生年金保 設法施行規則第2条	対応不可	を記のとおり、法律上は納付義務者が事業主であることから、選付や階収も事業主に対して行うこととしており、ご提案はこの法律の枠組みを見直す必要があります。加えて、選付や階収を搭度録者に対して行う仕組みが動たに必要になり、複談料の管理方法などにも大きな課題があることから、実施できません。	Δ

* 0	所管省庁への		10 ch tra	4000 B 4444 C	and the second	提案			所管省庁の村	食討結果	<u>.</u>	ワーキン グ・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一プにおけ る処理方 針
216	令和6年11月15日	令和7年2月18日	スポットワークの屋 用に関するガイドラ インの制定	マッテングサービスによる「すきま」 イトしなわるスポットラーク」が増加しているが、雇用管理が高切で いケースや、トラフルも数量もの ため、スポットワーク労働者の雇用 管理を選切にするかのの電子機 を書とめたガイドラインを制定して ただきたい。	事業者数1286の00社(3年前0.45億)であり、今後、増加することができまれる。周雨を見していては南方動植物技術であり、現実的に三角が動植物技術であり、 ・現実的に三角が動植物技術では、 ・現実的に三角が動植物技術では、 ・現所は、 ・現では、 ・理が、 ・現では、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・	(一社)日 オフラン チャイズ チェーン協 会	厚生労働省	・展用機能はは、日間労働者に対するセーフティホットして一般被侵終者とは区別して日間労働者総付金店を設け、日間労働者が決重した日の属する月の間2月において基際3日5分の印度保険を終付した場合によいます。 を登け、日間労働者が決重した日の属する月の間2月において基際3日5分の印度保険を終付されたしています。 ・労働者を達したいては、使用者は、労働契約の結構に関い、労働者が1月である。労働者制制でものの労働 条件を書面の交付等の方法により明示しなければならないこと、賃金は、選修で、直接労働者に、その金額 支払わなければらないこと等が交換されています。また、労働制制の適正なが担保していても、用受け 2日間度の「労働時間の適正な把握のため」に使用者が講すべき措置に関するカイドライン」で考え方をお示 ししています。	- 原田保除牛		展用保険は、失意による所得景先という環接事故に対処するため、一定の要件を満たす労働者が強制加入という形で運輸・リスケを分散しているものです。 ご指摘のスポットワーケ労働者について、現行の雇用保険における日風労働管保険者の仕組みを見直した ・ で雇用保険に関係するとについて、現行の雇用保険における日風労働管保険者の仕組みを見直した ・ 「短期間で福祉職が繰り返されること等により繰り返し保険事故となる所得支大が免生することから、失業給 「他の実験を目的した「逆走」が「空間を対象性」の発生が必要とすることで、 ・ 「機能を見して、成立させらかっした。」 ・ 「機能を見して、成立させらかっした。」 ・ 「機能を見して、成立させらかっした。」 ・ 「機能を見して、成立させらかっした。」 ・ 「機能を見して、成立させらかっした。」 ・ 「機能を見して、成立させらかっした。」 ・ 「機能を見して、成立させらかっした。」 ・ 「機能を見して、成立させらかっした。」 ・ 「機能を見して、成立させらからます。」 ・ 「機能をして、成立させらからます。」 ・ 「機能をして、成立させらからます。」 ・ 本書、立め情報を発きして、の場で、は、対象をで、残まする労働者であっても、成分外の会の ・ なお、海洋協の「するよくがトレントルンでの最もいるとである。」 ・ なお、海洋協の「するよくがトレントルンでの最もいるとである。」 ・ なお、海洋協の「するよくがトレントルントルントルントルントルントルントルントルントルントルントルントルントルン	- A
217	令和6年11月15日	令和6年12月16日	「兼業・副業」時の労労働時間通算時に限て発生する制増 更全の廃止及び消増 東・副業・副業・同時の内容対の対策 表・副業・副業・副教・副教・副教・副教・副教・副教・副教・副教・副教・副教・副教・副教・副教・	に限って完生する制度資金につい ては廃止していただきたい。また、 通算時の割増賃金が廃止とならな	既に雇用している労働者より、雇用後に悪業・斟集を行っていると申出があり、勤務時間を追募することで注定労働時間 を超過した勤務分に対し、割増資金の支出請求を行うケースがある。また、この第末時期が遅いほど遅延損害者と高層は なり、企業の責担公労働者の機差損失となっている。企業は本人の申出が行こ法の事態を参削に定置する所を持た す。更に満実施には他立成者を考えることと対策のが提出さまかり、一層の登録となる。労働金素制能と参析学会にて 検討されている。影増資金の支払いに基合労働時間の通常特別のでは、こので、(東京 利泉・時の労働時間連算等に 検討されている。別増資金の支払いに基合労働時間の通常等を必要している。(東京 利泉・時の労働時間連算等に から、今生まする場合においては、その支払を行わない等の定めと労働者の合意を得るよう、法勢化を検討していただきたい。	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協 会	厚生労働省	労働基準法第38条第1項では「労働時間は、事業場を興ニする場合においても、労働時間に関する規定の 規則については基第する。上規定されており、事業場と興ニする場合とは事業主を興ニする場合とも含む されていまず(国際記事の目4日付ける最高が8分号。 そのため、創業・業をしている労働者の各使刑者は、自らの事業場における労働時間制度を基に、他の 使用者の事業別における所定労働時間が定当別に、以ての労働者からの得る等により、まず労働 投資の場合がよりが最近で発生の場合が、対定労働時間で選別に、以ての労働者からの得る等により、まず労働 支持の場合が、この事業をでの対策を制制的で選別に、以てが完まが労働の発生期に形定が労働時間を基本する 本業場の労働時間制度における法定労働時間を選別について、時間が労働の制度を重なると表する多 があります。	労働基準法第37条第 項、第38条第1項 労働基準局長通達(昭 和23年5月14日付け書	検討に着手	割差・変素時の割増資金の支払に係る労働時間の通算について、運用が模様で企業制に重い負担となる ために、調集・素素の計句や支入れの図書要配となっているとの指摘があり、令和6年1月より開催している 行動高本開除に割けて乗ったが、で、影響の型機器を取りたの労働時間の選訴は着性いった 労働高本開除に割けて乗ったが、下、影響の型機器を取りたの労働時間の選訴は着性いった 金の支払については通算を受しないよう、制度改正に取り組むべきではないかとの物意美があったところであ り、引き続き検討して載います。	₹ ⑤
218	令和6年11月15日	令和6年12月16日	カスケマーハラスメントの注制化	カスタマーハラスメント(以降「カス ハラ」という。」に関して、影響したした。 メーンやを進及するとして物様に変な 注音や変元を検討していただきたい。 後世七、カスパンの問題についただきたい。 像先活動を強化していただきたい。	消費者が電不成な要求をするカスハラが社会問題化している歴状を指言え、その対策として法制化の議論が活象になっており、企業に対して従業員保護(必要な体制整備)の農務付け等が結論されている。しかしながら、これらの対策の背後にある他者が可能回路は、消費者側の利息用や途間であるが関加していると、上してカスハラがされた金倉を開発が表であることである。特別・小売業界では、社会的過去を透明した意質な思して受罪に直面することが多く、これが労争シアルへと発展し、従業員の心を関連を増するケースが出ている。反は、SNBとこでの制度の選出等、イン・大学がラアルへと発展し、従業員の心を関連を関連を受け、これがことから、現代してカスハラを持続し、カスハラとディー・多くの企業や業界団体が始急に対象が対象を持計していることから、現代してカスハラと接続し、カスハラの対して、規則の導入や鑑別化としていただきたい。また、未入の開意など6NSに動詞や写真をアップロードする行為に対しても、規則の導入でも高いとしていただきたい。また、未入の開意など6NSに動詞や写真をアップロードする行為に対しても、規則の資金となるが関係を強化していただきたい。そして、カスハラの問題を広く認知させるべく、消費者への可能が発生していただきたい。	(一社) 本プラン キャイズ デューン 優	厚生労働省行	【厚生労働者】 カスタマーハラスシントについては、いわゆるパワーハラスシント防止指針において、事業主が行うことが望まし、味趣的の容を想定しているころです。 また、男生が動物の位を相変しているころです。 また、男生が動かの位は名見れているころです。 また、男生が動かの位は名見れているころです。 マーハラスシント考えられる言動や、カスタマーハラスシント対策の基本的な特別等を表示しています。 【男養者門】得養者の川谷委としては、消費者が事業者に恵見を適切に伝えるための容免チラシーや容免ポスターを自治体等に関地しています。	【原生労働省】 ・労働施制の労働者のの会計の ・労働施制の労働者の 雇用の交換を収開す も近常第一次を開す も近常第一位 ・事業もが信場における を超越の変形と記げる とした事態に起びする とした事が、必能機等に いなの指針フ	検討に着手 (罰則につ いては対応 不可)	【様生労働会】 ・ 造物化を含む、カスタマーハラスルト対策のあり方に関しては、令和6年8月に公素された「展開の分野に ・ 造物化を含む、カスタマーハラスルト対策のあり方に関しては、令和6年8月に公素された「展開の分野に 対する女性法理推進に関する検針を報告書」において、労働者保護の製造から、カスタマーハラスメント対策 だ事業上の屋間管理上の指置機能でしての原用管理上の指置機能が高いて、力場をは、大きなでは、アルスタマーハラスメント対策の成化しての原用管理と対しての原理をできまった。 は当まり、カスタマーハラスメント対策の成化しての原用管理」が場が外点において議論かただけます。 は当まり、原用管理上の指置機能でよる場合では、ままり、対場が外点において議論かただけます。 なん、カスタス・ルースを使った。 はまり、表現を見まり、おりまり、大きなないます。 なん、カスタス・ルースを使って、自然をしまり、まました。 なん、カスタス・ルースを使って、機能は現を思かさまいいます。 なん、カスタス・ルースを使って、機能は現を思かさましては、対象とならカスタストリーの機能は表現を受けることについては、対象とならカスタストリーの機能は、表現といます。 なん、カスタス・ルースタス・ルースタストリースタール・スタス・ルースタール・スタス・ルースタス・ルースタール・スタス・ルースタストルと考えられる影響や、カスタス・ルースタストルと考えられる影響をした。こと、「多いまなないますが、カスタマートラスメントを考えらる影響をした。	D
219	令和6年11月15日	令和6年12月16日	就労証明書のフォーマ小統一会権化及 びオンライン申請の システム構築	労経期業において、内間前にて 売された健康権にフォーマットの使 用を養務化するともし、各自治 体、投資側に、必要事項のみのは 載となると選用を見載していただ を対し、併せて、必要事項のみの 載となると選用を見載していただ あたし、情せで、の事務を(変集)、 周別、提出先(市医町村等)が一貫 で成労延期等を関節できる等、かプライン で成労延期等を関節できるまったシス アムを構築していただきたい。	ため、事業者能としては、生産性助上を目的にンステム化を検討しようにも、フルーマットのバランきがンステム関係の原 生だなっているこかが、必要事項のかの配数となるよう選手を見返していただされ、また、申請者(従業員)返野者作 収着(集素的)人事節削)、提出先「何臣司村号)が一貫して同じンステムを閲覧できる場。オンティン申請者(改集)、証明 にて、従業員による時事手段・・乗者の)へ事節削」と対して同じ、大手に関係している。	(一社)日 本フラン チャイズ 会	こども家庭庁	級労証明書については、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内間所令第44号)様式第一号において標準は大定の。原則的に当該標準格式を使用することしています。 機能者は特定を認っ選出位に他が立つスクトスなる年間、日本により、企業が作成映画び保護者に格式を戻します。 イオープレスはような、日本のような、日本のような、日本のような、日本の中では、日本のような、日本のまな、日本のようなり、日本のような、日本のような、日本のような、日本のような、日本のような、日本のような、日本のような、日本のような、日本のようなり、日本のような、日本のような、日本のような、日本のような、日本のような、日本のような、日本のような、日本のような、日本のようなり、日本のような、日本のような、日本のよりなり、日本のよりなり、日本のような、日本のような、日本のよりなりはなり、日本のよりなりは、日本のよりなりは、日本のよりは、日本のような、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のよりは、日本のより	「子ども・子育で支援法 施行第四の一部を改 正写為同題の一部を改 取して「内閣所令第 84 前日 10日公布 同日施行		令和5年12月に、子ども子育で支援法条行規則に対力は開意の標準様さ(後さ茶ー号)を定め、原料使用、 さっととしましたが、温的的記憶項目標により用から独加自身の的をが可管であったことか。。企業の段階 軽減に繋がっていないのではないかとの意見があったことを誇え、名和4年3月に、全部の自治体に対し 要見無金を行った。今和4年3月に有今改正を行り、目前を体が利に必要とうな日間を維集性式に進 するとといこ違い的記憶項目電機・削除し、改正後の健康様式の利用程度に関かているところです。 の数は、改定後の記者と表明にも初いての人が用が開き等が行われているものとうな目を維集性式に進 するとといこ違いが記憶を表明にも初いての人が用が開き等が行われているのであるの目を構作式に進 するとといこ違いが認定を表明にも初いてが、用が開きを行ったが、実施を提出に努めていると また。オンライルにつきましては、数字での「大手を持つており、実施を指しており、 は、正式を力がよった。というには、数を開業を発行し、それを人所相談を行うとい は、他につきましては、数字での「大手を持ている」では、一般に対しては、一般にありたいなと は、上でいる「大手を持ている」では、一般に対しては、一般に対しては、一般に対します。 がは、これないる「大手を持つないる」では、一般に対して、一般に対しては、一般に対しては、一般に対しては、一般に対して、一般に対しては、一般に対しては、一般に対しては、一般に対しては、一般に対し	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
220	令和6年11月15日	令和6年12月16日	育児休業取得者申 出書等、健康保険組 合と年金事務所での 連携	険組合の組合員が休業を取得した 場合、同一書類の健康保険組合と 任金事務所要方への原出が必要と	情報共有が同られることで生産性向上に繋がると考える。産後パパ音体の創設により音順体業の公割助得が可能となっ。	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協 会	厚生労働省	健康保険・厚生年金保険の城保険者が有男体集や庭前産後体業を取得した際、被保険者の申し出により、 ・事業主が「育技体素や取得者は当」では国際は体集取得等中は当た、健康保険については報告者 ・企業保険・国金企業の保険者は一ついては他報告者・重ま 正成の企場が決敗されます。 ・健康保険・国金企業の保険者は一ついては他報告者・重ま 正成の企場が決敗されます。 ・健康保険結合加入者の場合、健康保険法に基づき健康保険組合に、厚生年金保険法に基づき日本年金機 側にそれぞれ届出いただくこととなります。	健康保険法施行規則	対応不可	を記のとおり、建業最終組合に加入している事業所については、健康保険は健康保険組合、厚生年金保険 は日本年金機務が保険者ともつているため、それぞれに高出いたけったのます。 は日本年金機務の経験を出るしません。それぞれに高出いたけったのます。 でいるととから、実生金金銭製の周出と一体的に行っております。 でいるととから、保に実施する場合は、約1400から健康保険組合と日本年金機構による情報連携の仕組みが必要となるなど、大きな課題があることから、実施できません。	Δ

番号	所管省庁への		担实表现	担実の見せが中央	提来	-ri Mr. do ale	所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
盘写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
221	令和6年11月15日	令和7年1月20日	育児体業給付金延 長手続きにかから 数項目の統一化	保育所に入所できない場合の育児 保業給付金の延長にあたり、公共 観書安定所に別解バローワーフルと 大学を持ち、「日本の一大学を 書という。「の提出が企業となる が、自合体によって、「日本の一大学を 事という。「の提出が企業となる が、自合体によって、「日本の一大学を 事が、自合体によったい。」 第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	保育所に入所できない場合の育児技業給付金の延長にあたり、ハローワークへ不承報温和書の提出が必要となるが、自 治体によって不承認温報客の配載報目が異なる(人格希望日、子の生産月日の起動がない)ことを理由に、その他、必 実により、パローワークと対明技能を求められた書観として追加で明子年後の写し事の提出を求められることがある。この明 デャイズ の、事業者がいローワークと同様な事の申組役ととが回答性を発行っており、非長の前間さら実わられることがある。この明 デャイズ ハローワークへの思出にあたり、追加で書類等の提出が必要とならないよう。各自治体にて不承据温知書の記載項目を 就一していただきたい。	厚生労働省こども家庭庁	入所保留通知書については、現在、自治体ごとに様式が作成されています。 東京疾業給付金については、原用といて予が、歳に進する日前までの開閉について支給します。保育 専門をようけら電子の制作を含ましたを持ていてが、虚に進する日前までの開閉について支給します。保育 物等によりた場合の制作を含ましたを持ているが、自然との実施が行われない場合など雇用の機能の 別質の10条の255、第101 対立 大力に対しる者と認められる場合には、初からに下かり、虚からすしては2歳1に基する日前までの開閉につい で支格することとして、確認のために入所質価値知識の条件を含めています。	入所保留通知書については、現在、自治体ごとに様式が作成されているところ、地方公共団体情報システム の選率化に関する法律(令他が手持奪4の号)に基づく子ども・子育で支援に張る自治体の基幹業務システム の選率化に関する法律が、自然を持続していては、全物をよされる予定です。一分の基本に必要な事業を また。 異別集務的学の基本学様については、金物であれまり、パローラー・クの基本に必要な事業を また。 異別集務的学の基本学様については、金物であまり、パローラー・クの基本に必要な事業を再作 の専用等の基本のよる場合が最初に表情が認定と考慮を担け、定の、これに入析を書き出き、事実所等 の専用等の基本のはななが、ただくこととくおり、ご信頼のような遺址での書類等の提出が求められること はなくなる事定です。 運動やただくこととくおり、ご信頼のような遺址での書類等の提出が求められること	
222	令和6年11月15日	令和8年12月16日	行政指導として行れ れる好養控除等の 見画し	税機署から行政指導として行われ も技養短路等の見重しについて、 事業者をかさず追喩対応を実施し ていただきたい。	扶養控除は従業員の申告に基づき実施しており、扶養控除対象者の正確な所得は事業者では把握できない。「控除額の (一社)日 見蔵しの対象者は投房者からの情報によって申告に振りがあることが明白であるが、事業者で逃離をするためには扶養・ネフラン 対象者の課程が書の間収等、供款資料の間収集が必要となり、非監制料例の課程証明書析「素格・完まする。ま・デャイズ 、事業者では表布の差に"基本(金融票、在籍中かの調查)、重立3年分の課税証明書の提出依頼、回収管理、再計 デェーン協 業、納付の業務負担も完全している。	財務省	「扶養控除等の見直し」は、国院当局が収集した資料により、扶養控除等の適用に振りがあるのではないか。 第 194条、第 195条、第 194条、第 195条、第 195条	技養控除等の適用に誤りがある場合は、技養控除等率を書等の記載率項の誤りにより、所得税法100条に 規定する高景電収税制に認りが生じている状态です。そのため、電収不足額が生じた場合には、商泉環収額 実業類収益務等が当該機の工足額を信仰している代表です。 受し、該接収の工程を実施を実施を指している。とこととされております。「他業基 製工、該接収の工程総を経過度収益等を持つ必要することとされております。「他業基」は、当該収金尺級総を基準の設定しる結果、追加で納付する任務組第二のいては、総与の支払を受ける方に本人の 保証や現象限度、関連する任理や書き、参与の支給状況を確認しなければ表することができれるの では、可以前する任理や書き、参与の支給状況を確認しなければ表することができないです。 よって、こ提案いただきました。事業者(意楽環収養預費)を介さず、途間対応を実施することはできません ので、引き組合、技養控験等の発量しへのご対応をお願いいたします。	
224	令和6年11月15日	令和6年12月16日	在留資格「特定技 能」の対象分野への コンピニエンスストア の追加	技能來習制度・特定技能制度に開 する制度整直しについて、技能來習 制度を無動解表に、育成認力 制度が開設されることになるが、特 支援能制度のコンピーニンスト ドブログラボー 加速を執動していただ さたい。	全和8年4月19日付で、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領」が一部制定され、自動車 運送集、鉄道、共享、木材産業の4分野が新たに急加された。伸せて、就労を選比た人材有限及び人材積終を目的とする (一社)日 新たな信留資格とは「育成政労制度が制度される。 コレニンスストアにおいた。特定技能制度の野資加において、オフラン 来かられる(中小・小規模事業者をはむかとした運用しても、サーススストアにおいた。特定技能制度の野道加に対し、オフラン 来かられる(中小・小規模事業者をはむかとした運用してきる。サーススストアにおいた。特定技能制度の影響の一大・イス テンカの製料を予定していてはおりが表現することが開発が実施した。 一般では、日本の数単の分割、特定基準分割、という実体を表 また、各社生産型に上や部外人が砂糖機をから砂糖機をデモっているが、サークの機能の急速を変化、地方における人 東不足も日々運用化していることから、特定技能制度への分野造加速していただきたい。	经济产業省 法務省	特定技能制度は、中小小規模事業者をはじめたした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や個 内人材の保保のための原植を行ってもなお人材を保険することが開放を表示しある産業上の分質(特定産 業分野)において、一変の専門性・接触を有し関助力となるが関人を受け入れるものであり、今まで、外盤分 野等120特定を多分野で受入れがあられてきたはか、毎年の年3月には、自動事産運業、製造、業内 材産業の分質が新たに特定業分野として追加されました。 サイルの大型が新たに特定業分野として通加されました。 サイルの大型が新たに特定業分野として通加されました。 サイルの大型が新たに特定業分野として通加されました。 サイルの大型があたいでは、最小が一個大力が必要となる分野の所管を行から、生産性の上 場合と業分別があることがでは、また、一人、出、出版を表 生産業分野のの多人れの適否を注意者を含む物係を行て体制し、今後は、労使団体や有識者等で 環境する新たな会議体の意見を踏まえ、波府が判断することとなります。	コンピニエンスストアは、生活に密着する製品・サービスを提供する、なくてはならない存在となっていると認識しております。 力、息産性の向上についてはデジタル技術の導入による省か化への投資、国内人材の建保については資上が考による協適の改善の放婚等、様々な数点について教授が契時点ではネイケであり、さらなる教材が必要と認識して対しては、コンピニ業界における人手不足の課題の解消に向けて、引き続き意見交換をしてまいりにいき考えております。	
225	令和6年11月15日	令和6年12月16日	外国人留学生の資 格外活動時間の延 長	在爾資格「爾学」の資格外活動の時間を選び時間(最終本業制開除) から延載していただきたい。	現在、コンピニエンスストアの店舗では全国で約70,000人(当協会課べ)の在留資格「留学」の方が勤務しており、大きな人 (一社)日 的資産となっている。しかしながら、資格分活面では条例体業制的を除き、近28時間以内の勤務しか認められておらず、 ネライ 地学を目的としませた。あるとは、ままれている一方で、日本人生少学である学生は当場が開いたの影像が成められて ・マーイス いるの気である。また、許もの円安・物価素から、留学生の出土電量以出機しくなっており、資格分活動の時間の監験は、 デェーン協 労働力不足に重面している企業制と動く留学生態、双方に対象者をもたらすと考えるので、検討していただきたい。	法務省	留学生の資格外活動計可については、留学生本来の活動である学業を隠害しない範囲で、いわかるアルバ イト的な活動を選して留学中の学業及び生活変を持つこにより、学業の遅行に対するという報点から、申請 出る。予支、資格が最終的をした、このの個別では努力が最近を認めているもので、 にあった。我の場所ではいまった。 このため、1日またりのフルケイよ動情的は特別の平分である44情形を実立の基金とし、これを7日間行うとい ラキスカに基づき、急結的に実情が活動計可を認める範囲を1週につを20時間以外としています。	資格外活動計可は、あくまでも選挙生本来の活動である学業を掲客しない範囲で許可されるべきものであり、 在留資格制度の適正な運用の製品からも、現在認かられている資格外活動の範囲を緩和することは創難で す。	Δ
226	令和6年11月15日	令和6年12月16日	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 おける送者(取 おける送者(取 名判断基準の緩和	特定のリサイクラーが楽業物をリサ イクルする場合、逆背信であっても、 原業物の処理及び場所に関する法 様とは収集機能という。の週間 外として認可していただきたい。	「高環経光ビジュン0201」の中でも経済活動としての管理経済への転換が倒げられており、成長息向窓の変調自律経済の 構立が実められている中、廃棄物における途ぞ何の判断が、質潔機可の原制を設けている。廃機法は、不恵正な病理 カーマルを放棄を使いる此の多を規制が、一方で費用を貸担してで食業機能を参かていをいる。実施法は、アロース・フラン ラ側面がある。取引が廃棄機法に該当するかどかの判断は、経済命合理性が更なか、では、中の他の要素も含む、総合・ディーン協 リスト制度がある。一般的な行政指揮では、経済が合理性が重要なったり、現在、経済値の低い環境を効 リスト制度があるが、一般的な行政指揮では、経済が合理性が重要なたけ、現在、経済値の低い環境を効 デェーン協 本よく再利用することができない、資源報道の過程を明らかにすることを条件として規制を維和していただきたい。	環境省	素機法の限制対象となる「廃棄物」は、同法策2条第1項において定められています。 この「廃棄物」に能当するか若かについては、管轄する自治体によって、「物の性状」、「抽出の状況」、「通常 の取扱・形思」、「取引価値の有無」、「占有者の意思」のような各種判断要素を総合的に勘案して判断される 関:項 こととなります。	廃棄物は、不要であるため」。占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の 係金上の支援を生じる可能性を制に有しているとの考えから、法による適切な管理でに酸にとか必要です。 展集物に温等さんからかは、各様研算条を整合的が、出版して自然は、ご前外はより割断することにより必要です。 環境の保全上の支援を生じる可能性を利していることがも、法による領切な管理でに酸くことが必要であり、 環境の保全上の支援を生じる可能性を利していることがも、法による領切な管理でに酸くことが必要であり、 実際機関に支充しると管理由とに要素を制していることがも、法による領切な管理でに酸くことが必要であり、 等機関に関することを理由とに要素を制みの対象がようなことは経験です。 が実際の資源循環の過程を関するにすることを集や上く工業が悪化を行う仕場かとして、展場と関する おり上が15年ののご思って、再の主を制度を制度を制度を行うといる事である。 で、一般においては、異常を作る場合の思索が上のの事である。 に、同法において、異常を作るの悪での悪ないとかの事である。 の場合と創設しましたので、同物度の活用も何検討ください。	

	所管省庁への		担实支持	担実の見せが中京	柳本丽本 提	案	- ran da da	所管省庁の検討結果 アーカー・アーカー・アーカー・アーカー・アーカー・アーカー・アーカー・アーカー	ーキングルー
盘写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応の 分類 対応の概要 ^{対応の}	におけ 処理方 針
227	令和6年11月15日	令和6年12月16日	廉惠物誌当性の判 新基準の策定	康棄物の該当性を判断する際、その物の技術、静楽の改進、技術の対象、通常の の物の性状、静思の対象、通常の 政能、特態、効力を動きの自動薬に 占有者のおが可容器といく等、 らが、ブラステック容器といく等、 の判断基準を 割に策定していた だきたい。	・	- 社) 日 フラン エーン協	環境省	「行政部分の指針について(法知)」(令和3年4月14日付け環境接受数10141年、環境を指導所生・異雄 電影和変数期間を開発を通知)によるたどが、実際的は、各有が自由が利用し、文はなりに有いで基本で、 の事となります。 の事とはアメリカー 実際については市時代、質器重要加ついては他患の事態を持ちられた。 の事との実際を関係の対象となりは他の必要となりを表します。 では、「国際の表したが、大きでは他の分割を表したが、現場を表して実際できない。 「国際の表したは、「現代の表したが、大きでは、「現代の表したが、とない。」では、 実際については市時代、質器重要加ついては他患の事態を合うが、できない。 実際については市時代、質器重要加ついては他患の事態を分が程序でよって、これであり、一般を 実施については市時代、質器重要加いに対して他患の表しています。 「国際の表したが、人を表します」を表しています。 「国際の表したは、「現代の表したが、人を表します」を表しています。 「国際の表したは、「現代の表したが、」では、現代の表したが、とない。 「国際の表した。」「現代の表したが、、「現代の表したが、」では、「現代の表したできない。」では、「現代の表したできない。」では、現代の表した。 「日の10142年、「現代の表したが、とは、現代の表したが、とは、現代の表したが、とは、現代の表した。 「日の10142年、「現代の表したが、とは、現代の表したが、とは、現代の表したが、とない。」では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	
228	令和6年11月15日	令和6年12月16日	食品リサイクル率算 定方式の改定	フードバンク団体等に寄贈した客類 品重量を、食品リサイクル率に罪入 していただきたい。			環境省 農林水産省	ご提案にある「無電影の食品ない」に異生利用されるような食品(販売期間切れたが、消費期間内の食品や 規格作品とデードン・少は体等に溶剤に上場合といった展覧することなど食用に供することを目的とした意 は、食品機業物の免生生から続き、実生物等型に計上さることしております。 でなるに需要素をの 同子の企業というでは、Q&Aに公表されておりますが (Mittels://www.mittels.pp.i//shokusan/recycles/syokushn/s_boukoku/sttsch/pdf/index-Spdf)、引き報き周知 行って変しいます。	
229	令和6年11月15日	令和6年12月16日	品質規程におけるバイオディーゼル燃料 の強制規格の対象 拡大	バイオディーゼル燃料(以降「BDF という。)の代験帝毎に規格や製造 消費の連用を定めていただきたい。	燃料として適用することが可能となっている。5%を超える場合には、「高濃度パイオディーゼル燃料等の使用による車両不」 本フ	-社)日 フラン ヤイズ ェーン協	经済産業省国 土交通省	揮発論等の品質の確保等に関する法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である得発油、軽油及び灯 環発論等の品質の確保等に関する法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である得発油、軽油及び灯 油について、適正な品質のものを安定的に供給するため、その原売等について必要な指置を行い、消費者の 17年の77年 17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年 17年	Δ
230	令和6年11月15日	令和6年12月16日	地球温暖化対策の 推進に関する法律は あごく参加証件 市区町村への報告 書、計画書の統一化	地球温暖化対策の推進に関する法 様は国際「設計法」という。1に基づ く、各部選別場、市の取材への報告 書、計画書について、様式、書式、 報告の意間ので扱の適定を定む し、全国様一としていただきたい。	温対法において、「事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに貿割しつつ、単独、または共同して温室効果ガスの排出の量の削減等のための計畫(他の者の出室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための 排置を含む、)に関する計画を作成し、これを心まするように努めなければならないとされている。各種温雨県、市区町村 (一・ 有の条明等により、報告が求められているが、現状、報告を記言は表、選生、報告の設画的状态があった。 報告を書から 計画家の作成に明紀と切方を見やしている。複字・ペラ内容は重複している点が多いことから、報告の窓内を構造したり、 計画家の作成が続している。という、またでは、またでは、またがありまた。以下では、またがあり、ない。 デヤイダのに乗けび受きませていたがことが、よな、また物料理をかれば、選別は、またいて自分は、正文を発展付けられて、会 いる実行計画の実験検証に用いられる側面を鑑み、国主等にて様式、書式、報告の範囲の行政等の速いをなくし、全国 林一としていただきたい。	-社)日 フラン ヤイズ : エーン協	環境省	地球温暖化対策計画書制度は、各地方公共団体で定める条例等に基づく制度であり、国に報告を求めるも のではありません。報告書等については、各事業者によら作成後、各地方公共団体に提出されらものと来知 しています。 ・ 名地方公共団体のとおり、報告書等については、各事業者によら作成後、各地方公共団体に提出されらものと来知 しています。	©

番号	所管省庁への		担实表表	担実の見体が力容	初本地	提案	-r over also also		所管省庁の村	食討結 昇	Ę.	ワーキング・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
231	令和6年11月15日	令和6年12月16日	清掃販売管理者制度の見直し(無人店 様における清頻版 売)	デジタル技術を活用した金齢確認 目つ高期限利用の返転を提ができ は、適正な活別原先を管理でき ると考えられるか、デジタル技術 活用を条件として無人店舗における 活用を表件として無人店舗における 対していたださかか。	いては、酒類販売管理者制度が要因で実現できない状況である。最も課題となる酒類販売においての年齢確認は、デジタルを活用した年齢確認方法も一定程度認められ、非対面の販売は可能となってきている状況である。しかしながら、酒類販売管理者制度においては、デジタルで確定な年齢確認を行えたとしても、制度が無人表別定していたしい理由	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協	財務省	20歳未満の飲酒防止や飲酒運転の防止などの社会的な要請の高まりに応えるため、設御性を有する酒類の特性に定能した販売力法と、透照の販売業務を行うに当たって適用される各種の止めを登中した選正な際このため、実施ではに直接の必要を及び回転業務を与せている場合という。 一部の正により、酒類小売事業者は各販売場でに酒機の後の事業を選付しておけるには、「工業を受ける場合という。 の一部の正により、酒類小売事業者は各販売場でに酒機販売管理を選任し、当該販売機業者はおいて適可のまた、不理の半年月に、アルコール機能を開発する上では、酒類、大き、本理の半年月に、アルコール機能を開き対策を表しまからまたが、酒業の販売業を選付にファール機能を表しまた。 また、年度の半年月に、アルコール機能を開き対策を表しまからまたが、不可の表しまた。「できまた」では当ています。 また、年度の半年月に、アルコール機能を開き対策を表しまからまたが、不可の表しまた。「できまた」では、 またに、年度の生命のため、正確を出た。「政策の主意を表して、対策の不要を表して、対策の不要を表して、対策の表し、表面を表しまな。」とは、対策の表面を発し、関心に関係の受講が、最終化されました。	・ 酒税の保全及び酒類 業組合等に関する法 律第88条の9 ・ 酒税の保全及び酒類 業組合等に関する法 律能行規則第11条の9		添顔の販売管理者制度の適盲に能み、適正な販売管理とは、致齢性・依存性を有する添顔の特性を踏まえ、年齢確認のほか、飲剤に起防する各種の条件、事故、トラブルの防止や、アルコール依存在患者や定齢者、心の透鏡を形止をの辻生が野園になるものであるを変わめります。 者への透鏡を形成と他の辻生が野園になるものであるを変わめります。 であっては、高額を実理者をがいている。 であっては、高額を実理者をがいている。 であっては、高額を実理者をがいては一方である。 定のようなことから、販売場においては添顔販売管理者又はそれに代わる者が楽柱する必要があると考えています。	
232	令和6年11月15日	令和6年12月16日	たばこ小売販売業計可の規制級和	たばこ小売販売業計可について、 以下3点についで検討していただき (少型雑基体の機能 ②で振調店基準の見直し (3)無層休東店舗の扱い	コンピニエンスストアは、食料品から増好品まで様々な商品の販売が求められ、地域消費者の利便性向上に寄与しているが、たばの意味いの有能しより出店を確立さるを得ないサースや、販売時可の選集が出店に影響を及ぼすケースがある。 かが、大ばこの意味いの有能しより出店を確立さるを得ないサースや、販売時可の選集が出店に影響を及ぼすケースがある。 から記集基本の場合を持ちついて、技能が上に下板方法の機能の観点を必要維持が表現されているが、記憶基本が接続されることにより、動部部のからなう、特別、力が、こまり、一方にて同じ、一方にで見いたできる。 は高を選上付きたの高いサービスの環境の可能によるものと考える。 で、電景に基金の混し、電景を開か返し、電景を開か返し、電景を表れているが、その本数で消費者の需要を満たしているとは考えてい、例えば、市街地の場合、月間15,000本来派、と定められているが、その本数で消費者の需要を満たしているとは考えてい、例えば、市街地の場合、月間15,000本来派、と定められているが、その本数で消費者の需要を満たしているとは考えてい、例えば、市街地の場合、月間15,000本来派、と定められているが、その本数で消費者の需要を満たいたいると思考されていると、日本の表現では、日本の		财務省	①距離基準、定框網店 製造によの小形態売業を行う場合には、たばに事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可を受けな ければならか。 ・ まま 着所と既設度業所との設度業所との距離について、財務大臣が定めら距離に違していない ただし、限設度業所が原来改量の基準に満たない「保護店」に該当する場合は、距離制度を適用しない「保 遺伝等例」が対したています。 3/本意品 ・ 下を選集所が展示に基本するかの予定まするための適業を行っている。 ・ 下を選集所が展示に基本するかの予定まするための適業を行っている。 ・ 地震を関係を表現しませない。 ・ 本意の成立の選出がされていない場合には、事業者に確認のうえ、小売販売業廃止艦の提出とは小売販売 素化の成立の選出がされていない場合には、事業者に確認のうえ、小売販売業廃止艦の提出とは小売販売 素化・単価・単価・単価・単価・単価・単価・単価・単価・単価・単価・単価・単価・単価・	則第20条 大蔵省告示第74号 製造たばこい売販売 業許可等取扱要販 製造たばこい売販売 業許可等取扱要販売	①、②対応 不可 ③現行制度 下で対応可 能	①距離基準、②極調信 「正確基準、②極調信 「たばこ事業法における小売販売業の許可にかかる距離基準については、たばこ小売店の乱立を抑制する こだによりか売販売業者の対理の安定を図ることに加えて、たばこの湯、火塩がが適度におらないようにすることによりか売販売業者の対理の安定を図ることに加えて、たばこの湯、火塩がが適度におらないようにすることという量次の設施を見たしています。したが、これを対しませた。「各株館 著者報法上及び「母子政び又十度」に「器時報社法」では、身体障害者等か小売販売業の内容申除した「場合、身形太防は、上級を付、動態を引売の得る人かに一致のから、はのないないと規定されている。これを表しています。人は一般を開きる影響としています。人は一般高速者を提出し、原則の数値にお佐美して将き数単の時間を見ないとしています。人は一般高速者を提出し、原則の数値にお佐美して将き数単の時間を表しています。人は一般な事業を受け、一般にある。「金銭」のからかを集しています。人は「また、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで、大きで	
233	令和6年11月15日	令406年12月16日	自治体等地域キャッ シュレス還元キャン ペーンにおけるたば	が、一部地域に限定した「一時的」 な施策が同事業法の趣旨を過度に 言しているとは考え難いため、財務 省より提示の判断基準フローチャー にある「4※」に関して、地方公共 団体における地域振興等の観点か らも、小売事業者が直接関与しない。		(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協	财務省	製造たばこの小売販売業者は、たばご事業法に基づき認可された小売変価以外による販売(定価外販売) が第止されています。 キャッシュレス決別において、一般的に、全国広くの一に実施されるポイント付与指策の対象に製造たはご を含めることは、受験が販売に協立しないと判断しておりますが高、特定の小売販売業中や一般地域に協定 して実施されるポイント付与起策の対象に製造たはこと含かることは、反衝対販売に誘導するおそれがあります。	たばご事業法第36条 たばご事業法施行規 財第35条	対応不可	製造たばこの洗過へ不当な影響を及ぼさないようにする製点から、たばご事業法において定機外販売を禁止しております。 上しております。 上には、事業法格「規制等において、定価外販売の例外として、小売販売業者が重接機与しないポイント付 今を認めますと、他の小売販売業品で展定して製金されるの販売が収益されるおそれがあり、製造だばこ の流過に不当な影響を及ぼしかわないことから、適当ではないと考えます。	
234	令和6年11月15日	令和6年12月16日	滅	異なることに加え、原則、微連用の ために非効率であることから、申請		(一社)日 ・本フラン チャイズ チェーン協 会	国土交通省	照外広告物法等4条では、「都運前無は、条例で定めるところにより、負対な景観を形成し、著しくは無效を検 利し、双は公童に対する危害を指しするためためる姿があると認めるとせば、広告物の基本プ以北級地特件の影 選について、秘証券別知の的市を受けなければななかはするとなるとの機関をするとかでき る。」としています。これを受けて、それぞれの自治体の判断で許可対象となる広告物や許可にかかる条件、 手続を条例等で定めています。	₹ 屋外広告物法第4条	対応不可	制度の現技欄に記載のとおり、匿外広角物規制は各々の地方自治体の考え方や事情に応じて実施されているため、その申請書式・添付資料・許可期間等の設定については、地方自治体の判断で合理的な対応が可能となっています。	
235	令和6年11月15日	令和6年12月16日	給水装置を必要とす る設備設置に伴う、 水道局への申請方 法等の統一	が、申請方法(紙面、電子)や、申記 に必要な書類が水道局毎に異な	新 大楽園の新説、改造、修繕及び締主工事を行う場合、各管籍の水道器への申請が必要となるが、現状、申請に必要な 無数が多く、管轄水温器により修譲業式や申請が注か様でっていることから、管理が解剖になっている。そこで、申請に必 東な事態を装一するととは、無器での申請を指上し、親子申請に一本をしていただきたし、また、地域によっては、総水 製造の改造は使用者を指として、保事制工で申請を含しているが、一方で、本後体育者にて申請必及なサーズがあ 以、その場合、建物の貸主や、土地の由主への設明に承諾が必要となっている。この対応に、時間とガカとコストが掛って いるとめ、例えば、内装工事部分においては、使用者申請に続一する等、制度改善を行っていただきたい。	(一社)日 本フラン チャイズ チェーン協 会	国土交通省	指定給水塩園工事事業者が行う給水塩園の手続きについては、水道は施行規則第12条の3第2号水に規 定される「船舶規定」に掲げる項目「給水県園の設置又は変更の手続き」が強制。末ず、「卵船規定」は各水 道事業業制で定めることとなっており、地域性や地方公共団体の他の公共土木工事との整合性を考慮してい ると認識しております。	水道法施行規則第12 条	検討を予定	総水装置工事の申請手続等については、水道事業を運営している地方公共団体等の条例等に基づくものと 承知しておりますが、指定総水装置工事事業者の負担軽減の軽点から、地方公共団体のご意見を踏まえつ つ、必要な対応を検討してまいります。	

# D	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提家理由 提案		e el Santo	所管省	省庁の検討結果	Ę	ワーキング・グルー
世与	検討要請日	回答取りまとめ日	旋条争填	提案の具体的内容	主体	所管	有丌	制度の現状 該当	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
236	令和6年11月15日	令和6年12月16日	店舗の給水設備改 装における水温局の 規制転和	新たに店舗を建築する際、又は内 築工事を行って店舗を開店する際 絵太工事を行うが、地域により絵水 装置数により水のでは、からない。 設置がよるりません。 東西がな原発を基金等、中間ですった。 東西がな原発を基金等、中間でする。 東西がな原発を基金等、中間でする。 東西があるが、このような場合、皮脂 があるが、このような場合、皮脂 があるが、このような場合、皮脂 できま工事中の際に知道する等の 野・措置をしたさたり、また、 ヘッダープま式の分成工事も終可 しいただきたい。	現在、多くの水温局は水道口径に基づいて給水器置数の上限を設定しており、店舗の順店時や環境変化に伴う新たな版 水・清掃機能の導入時には、この上限を超えると構能工事が必要とされる。この工事は多大な時間、労力、コストを悪し、(一社 大事機のの耐火工の延伸用者や健康は大きな負担でけている。そのため、原本任備においては、企業工事時に導 メラフラ 促工事の知識をする場の側が指摘をいたださとい。また、能水器間の設備においては、ペッチ・カボが一般からあるが、テ・イイ おいことり、店舗は環境変化に素軟に対応し、設備開発を進めることができるようになり、利用者の利便性向上に繋がらと 素える。)日 シズン協 国土交	交通省	各水道事業体は地方公共団体等の条例に基づき、工事施工の詳細について施工基準や施行要領を策定し なしています。	対応不可	国土交通省では、給水装置の設計・施工について、具体的な実施方法は定めておらず、各水道事業体の裁 量により対応されています。	2
237	金和6年11月15日	令和6年12月16日	小規模事業用電気 工作物における使用 前自己確認の規程 例外措置	①負荷遮断試験: 季節的要因や負荷設備の設置状況	り、双江高部以前であた。一方、元本江松門電気部門メクか地にくど帰還されていていないを構造が高端大学電影側による。 チー・ 地が大きない。 一方ので、 一方ので、 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方の大きない。 一方のたるない。 一方のたるない。 一方のたっない。 一方のたるない。 一方のたっない。 一方のたっない。 一方のたっない。 一方のたっない。 一方のたっない。	ン 経済産		50kW未満であっても高圧設備と電気的に接続している太陽電池発電設備は電気事業法上は発電用の電気 一号ロ 工作物(発電所)となり、「自家用電気工作物」になります。	東法38条第3項 対応不可 東法第51条の2	電気事業法において、小規模事業用電気工作物の要件として「低圧受電電報路以外の電報器によりその様 内以外の場所にある電気工作物と電気的に持続されていないものとしています。高圧投資と電気的に持続 されている内閣電免電管報性、想見していない場面の電点が流れたり等によって、電気事故が発生する。 でおしている内閣電免機型管理は、想見していない場面の電点が流れたり等によって、電気事故が発生する。 でおしている力権関係を影響を表す。「本を受けることでは、したっての機関を持ちまった。 使用側は主検査及び使用制の目の様態の方法の影響においては負荷金剛試験の検査方法に「必要な負別 使用側は主検査及び使用制の目の場合は、工場状的起影や一料して支撑はいく認められるもの ついては記録により環筋できるものとするに表しております。 では記録により環筋できるものとするに表しております。 地域像の各種は認められません。	E O
238	令和6年11月15日	令和6年12月16日	高圧受電設備保安点検頻度の緩和	3月に1度に延伸することが認めら	高圧受電設備の直接については、毎年実施の年次直接(最大3年1:1回まで緩和可)及び月次直接(最大3ヶ月1:回まで 接利可)を電気生性技術を1よって実施している。その内、月水直接は目標によら直接であり、機能の整理を計測したり、 停電させて開発を向払に対していいまである。現場、高圧で電影響については大海やパネルトをかめたし再生可 (一社) 取よっれた一般形の増加により設備数は増加時間にあるが、電気生在技術者は高齢が、の表で最短機能が見かえた。オラフ・ 減少しており、このまま即に体射で自然中では一般である。 「最少しており、このまま即に体射で自然機能を対象に対している。 大学されば、電気を上は代格者による自然機能を指す。 「最小などのような、自然では、15年1年間では、15年1年には、15年1年間では、15年1年間では、15年1年には、15年1年には、15年1年には、15年1年には、15年1年には、15年1年には、15年1年には、15年1年に)日 ン ズ 経済産 ン協	産業省	外部委託を受託する場合、主任技術者制度の解釈及び運用4(7)①二、②及び③イに掲げる要件に従って、 月次点検及び年次点検を実施することと規定されている。 主任技術	憲法施行規則 形立項第五号 新者制度の解 題用4(7)①二。 30-4	外部委託制度における直接周期の見直しについては、審議会において審議しながら、スマート保安技術の記 保存和を与り目的、別回 意味着の書談会(安文·消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気 安制度ワーキングリループ 資料3季間) https://www.meti.go.jp/shingkai/sankoshin/hoan.shohi/denryoku_anzen/hoan.seido/pdf/015.03.00.pdf	
239	令和6年11月15日	令和8年12月16日	最品表示法における 総対は高温及と呼の を である。 の見 高。 が の見 さし の の の の の の の の の の の の の の の の の の	原品表示法(以降「最末法上い う。)における影性療品及び一般器 耳の最高級の最高額(ついて、以 下版の分量と受けていただき であるの場合と特計していただき ではの分単と特計していただき のが、影響を高級においてはない場合の から、影響を高級においてはない から、影響を高級においてはない様子 できていた差色が様子をななっ でしていたかり様子をない ので、影響を高級においてはない がある。 第二に係る表上子を影響の2%と 左のられていただきたい。	送年、日本を含む多くの間々で物価が蒸開しており、消費者の開買力が低下している。このような状況下で、消費の活性 性は整めの持動的な要素に下野マベルリ、政府による開動的な対策が必要よっまる。既行の要素法に、一般等の改善 の最高能については土土予整総的の。他付量は「ついては、致付価制」のの日本表の場所や指令が最大が上間していない可 ディンになが、この基準は平和19年に見違されたものであり、現行の景表法の規制内容が現在を対象状況に関していない可 デャインにより必要であると考え、この規則が、定面のプロモーンコンを連合を表す状況に関していない可 ディンによっているである。この規則が、定面のプロモーンコンを表すといる。 会を含わせている可能性があるため、物価品の影響で消費者の消費系数が全下している中、より魅力的なプロモーション 会であるよう、最高の上無能の支援しを検討していただきたい。)日 シズン 済費者	各庁	(当該金額が二百円未来の場合にあっては、二百円)の範囲内であって、正常な商便習に振らして選当と思 あったる限度を担てはならない。と規定されています。 また、その連用基準についても「「般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制度」の運用基準についても「「般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制度」の運用基準についていて、とれて変われています。 制限	1品類及び不由 上注策を表 上注策を表 記する事品の おする事の 関連機関に関す 動機と関する 動機	消費者が最高に認わされて質のよくないものや割高なものを異わされてしまうことは、消費者にとって不利は になります。また、最高による健康がエスカルー・すると、事業者は最高。サービスの内容での理例に力を入 を基金素法に対しておる最高の最高能、数据等の提供して、0.0~3と4年後は変形を10分割での理例に力を入 を基金素法に対しておる最高の最高限、数据等の提供して、0.0~3と4年後は変形的男と防止し、日本 はよる自主的かつ合理的な選択を確保することを目的として定められています。 現実が定場からない。大きをは、10分割によりは、10分割によりは、10分割によりは、10分割には、10分割には、10分割には、10分割によりは、10分割によりは、10分割によりには、10分割によりには、10分割によりには、10分割によりには、10分割によりには、10分割によりには、10分割によりには、10分割には、10	者たり
240	令和6年11月15日	令和6年12月16日	SNS運営会社の規 制強化	討していただきたい。 ①影響力に伴う責任の明確化 ②不適切な情報(偽情報や協情報) に対する取材やファクトチェックの実施 ②不適切な情報(観報時の連めかな	SNS運営会社は、今や従来のマスメディア(新聞、テレビ等)と同等初し代せれ以上の影響力を持ち、広告事業にて収益を上げているが、その影響カンドラ連任を十分に乗じたいるとはまえない現状がある。不可りに特徴(条件等や情報を)を開発しているとはまるというとはままない。現状がある。不可りに特徴(条件等や情報を)の記録している。 (人は、人は、人は、人は、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな)日 ン ズ シ協 総務者	ř	情報流通プラットフォーム対処法では、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出窓口・手続の登場・公 表や削除申加に対する一足期間内の判断・通知等の指置を裏所けがることとしております。 情報流通 フォームが ディンは情報流通フラットフォーム対処法の早期施行に向けて、引き続き省や登場等の設施を進めて求いりま ディ	高ブラット 対態法 検討を予定	インターネット上の偽・協情報対策に関しては、毎年協のブラットフォーム事業者をはじめとするステークかい ダーの個々の自主的な数組のみに委ねていては対策が十分でないとの認識の下で議論を進めており、頂した伽意見も参考としつつ引き続き検討を進めてまいります。	

* -	所管省庁への		10 mar et	40 o 2 444 d o	提索理由 提案				所管省庁の検	討結	<u> </u>	ワーキン グ・グルー
盘写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案理由 主体	所管省	省厅 —	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
241	令和6年11月15日	令和6年12月16日	「特例施設占有者」 の対象施設へのコン ビニエンスストアの 追加	道失物法における「特例施設占有 者がについて、「不特定且つ多数の 者が利用する施設においる施設したのようだ。 して、コンピニンスストアを対象と していただきたい。	設占有者」と指定されることを申請し、公安委員会が指定することで、「特例施設占有者」となることが定められているが、チャイズ	警察庁	: 5	選失物法(平成18年法律第73号)において、「不特定かつ多数の者が利用する施設」に係る施設占有者が 特別施設占有者として都道病學公安委員会の指定を表するためには、法術等する物件の数が接近事業者者 に対して多数による状態のよれることや時代者間の(器等するから)の姿変は設定が入房を有する者である と等か必要となります。(選失動法指行令(平成19年度令前25号)第2条第5号)。 な去、524(第20)サイクルに別点には、雲祭養人・幸命の物件を提出していただき、雲祭養 少会者とした改三部月以内にての所名者が特別しないときは、これを指帯した者がその所名権を取得するこ ができます(民法(明治29年法律派3号)第244条)。	道失物法施行令第6条 第6等 既法第240条	事実誤認	コンピニエンスストアは原創「不特定かつ多数の者が利用する施設」に該当するところ、「不特定かつ多数の者が利用する施設」に係る施設に係る施設の有者が、退水物法施行令罪5条第5号、掲げる要件に該当するものとして 都選解を公安委員会に指定された場合には、特別能設さ有者となることができます。 また、批准済の出る。基づ金線の付用者が前着権を取得することができることから、現行の制度下においても志れ物の条号のリウィクル等行うことは可能です。	
242	令和6年11月15日	令和6年12月16日	スポーツ振興くじの対象スポーツ拡大	日本スポーツ接関センターが主催 する「スポーツ推興化」について、 対象スポーツを拡大していたださい、特に、日本でフローグの歴史 が長い野球を対象とすることで、(は をたたスポーツ集頭がより一層が 選されると考える。	日本スポーツ集興センターが主催する「スポーツ振興(U」の対象スポーツに「NPBが検討するプロ野時」を追加・拡大す (一社)日 ることで、現在、年間売上100億円規模であるスポーツ無限(Uについて、大きな販売促進効果が明存できる。特に、野 ホンラン 様はプロ)・プレにつの手上高にサンカー(リーグ)に並ぶスポーツであり、(Cのファン海流大に大きな効果が明存できる。 表に、起党がスポーツであった。一般では、アンスポーツを設定して関係されている場合があった。 おいまた (本語) 大きな大きなが、一般を与して、アンスポーツを設定して、日本のでは、日本の		学省 男	スポーツ振興ペに制度は、議員立法として平成10年に「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」及び同法 施行令等が施行され、これらの法令等に基づき平成13年からくじの原元を開始しています。 販売集別はくじの対象提替はガッカーのかでしたが、その後、選定派のスポーツ議員運運の議論を軽く、令 低水やの込度記では最近法により、バスケットボールが追加され、現在はサッカー及びバスケットボールを対 終末技としてくじを販売しています。	スポーツ振興投票の実 施等に関する法律、同 法施行令、同法施行規 則	その他	スポーツ集階(にの対象登技については、起党派のスポーツ議員連盟の議論を移て議員立法により法改正が行われるものと来知しております。	r.
243	令和6年11月15日	令和6年12月16日	コンピニエンスストア にて提供するのま サービスにおける データ処理意料に関 する負担軽減	コンピニエンスストアについては、生 共サービスの提供第ロとして、住民 第、即艦車間等の力提供を行って、 いる。 いる。 がサービス利用に中ラ環トと につび電等助と機能等のデータを 理料や、新たなサービス線」入に関 となっているため、サービス操供の 持機性を維持・力とせるために も、負担の在り力を見重していただ きたい。	せ会議論の変化に伴い、コンピニエンスストアについては、各自治体との基準のもとを種語研書(住民票、印度証明書、 係種経証書話から伝統中の上一機を利用し起来できるサービスを行っている。民間の業化の取れてあれば、サービス 専用に与う書作さら機等的と必要のサーラ処理等か、サービス等人に対したが最終を得る当まり、機能を全を向えまった。オララン となるが、行政サービスにおいては、事業者有担とだっているのが実情となっている。人以他がが原連れるこあたり、但 サービストレビ、アジな行行やサービスと指う関係があるながで、自然やの制動を受付等なんらかの支援を 機械的に行っていただくことで、事業者としても持続可能なサービスを提供していきたいと考えている。	40.207-00	名匠を尺	各層証明書のコンピニタ付サービスは、コンピニ事業者、地方公共総体情報システム機構及び各地方公共 団体の3名において契約関係が動ばれることにより成立立っている任根ってす。 なお、コンピニタ付サービスにおける各種証明書の交付通数は、近年急増しているところです(R2 820万選ー R3 : 1397万選ーR4 : 2 : 134万選ーR5 : 3 : 190万選)。	\$i.	検討を予算	各種証明書のコンピニ交付サービスにおいて、コンピニ事業者は、証明書1通あたり117円の受託手数料を収入として時でいると表出しています。 入として時でいると表出しています。 大きに関するというであります。 本書名の支託子教授の人を増加していると用しているところであり、それに伴うコンピニ 本書名の支託子教授の人を増加していると示視しています。 しかしながら、コンピニ交付は国際に身が広場立で証明書交付が可能となるだと、国民の利便性向上等の競 成から非常に大切な難性であり、関係者やそれではことが表彰の変なに指していてとか必要で、コンピニ事業者にとって現在どのような負担が生じているのかお伺いさせていただきながら、今後の方向性を 検討して参りたいと考えています。	_
244	令和6年11月15日	令和8年12月16日	労働組合法施行令 第1条における商 業者延出第10条の 2を車用する改正	労働組合法施行令第11条におい て商業登記法第19条の3を専用す あよう改正すること。	労働組合については、労働組合法施行令第11条において商業登記法第19条の3(活付書面の特別、登記の申請書に 滞付すべき登記等項語呼書につき、会社法人等番号を記載した場合に収定付不要となる)を専用していない。 深分により労働さいと、中部の特別を持ちませる。 活動を選出を表現している。 活動を選出を表現している。 活動を選出を表現している。 があることがおいたが、事務の変形となるとことが多くがある。 他の法人等においては必要な商業登記法の専用を行っており、改正を勘う。	厚生労働	予働省 こ	ご指摘のケースにおいては、現状でも登記事項証明書の添付は不要であると承知しております。	劳職組合法施行令第 前 前 禁 登記法第17条第2 項	事実誤認	高東登記法第10年の8は、高東登記法等の規定により登記の申請書に添付すべきこととなっている登記等は探事についての取扱いに係る規定であると発加していますが、労働船合法総行を第14年で専用する高東登記法の規定において、整定年期延昇者の活所で専門よおける労働組合法とも、登記法の規定において、整定年期延昇者の活所で展示されていますが、ウーカで、管轄がへのまたと専用が移動を登記申請しまける労働組合法とも、登記者の登記中第1日の1日では、1日では、1日では、1日では、1日では、1日では、1日では、1日では、	i
245	令和6年11月15日	令和8年12月16日	No.1. 非対面取引に おける本人確認の 円滞化	事業者が犯罪収益移転的止法に通 では、で教列面取引における本人権 報が自動を書法の資格を満たす場 の一事業者をの資格を通れてする。 の一事業者を同じませないこと の情報をもった。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	古物を取り扱うオンラインブラットフォームやキャッシュレス決済は、今や日常に密達したサービスとなり、市場規模も 年々拡大している。(※伊朗試算によれば、実際価格の高騰や円安による物面上昇を受け、2022年のリュース市場規模 はない3条件、リーエ名総長人口は約40万人にした。2009年以降19年2年後に依大、2009年は19年3年場所は大きりと見込まれる。また、古物画の分所可存板も物加し、2022年度末には4054、179千を定動した(管察庁)、2023年のキャッションを入りませる。また、古物画等の分所可存板も物加し、2022年度末には4054、179千を定動した(管察庁)、2023年のキャッションを入りませる。 古物音楽出及び犯罪の立ち体を防止したおいては、こうした経済活動を安全に行う目的で本人権健康者を実施している。 カーラ、利用者にとっては、同一事業者やジループを実が提供するサーゼンで表通のかいスワーモを利用しているにも、 ・一方、利用者にとっては、同一事業者やジループを実が提供するサーゼンで表通のかいスワーモを利用しているにも、 北京の主義を指式上おいて認めたら各予を制を開せませる。19年20年の19年2日を利用を開発のシルンを付金れる。法人日本 がかわらず、都度本人機能を求められており、利便性を着くが弱なっている。 北京の主義を指式上おいて認めたら各予を制を開せませる。19年2日を制度を対している。 北京の主義を指式上おいて認めたらを予定したが開始となる。 北京の金が開発によれることが表現している。19年2日を制度は出まるが大人機能を利用すること で、より安全かつ確実なよ人構態を実施することが可能となる。 また、よ人機能が開工機能がない、効度保証を行っている。19年2日を指している。19年3日を利用を利用を利用を利用を引きる。19年3日を利用を利用を引きる。19年3日を19年3日を1	警察庁	- ************************************	古物温素法(周和24年法律第108号)第1条では、同注の目的を、液品等の表質の防止、速やかな発見等を 図るため、古物業業に係る業務について必要な規制等を行い、もつて容達を勿他の影響の助比を閉り、及び 相手方の裏面の連接に対することを提及しております。 相手方の裏面の連接については、同法第16条第1項はおいて、古物商は、古物を買い受け、表しくは交換 は、以北京北部は人ど変換の受験性を受けるようでもごとは、相手方の素偽を確認するため、同項者号のいずれ また、非利恵取引における相手才の真偽の確認の方法については、古物書業法指行規則「平成「平額交換 また、非利恵取引における相手才の真偽の確認の方法については、古物書業法指行規則「平成「平額交換 を契負金銀間第つの当該等では、同本法律第128号/第2条第3項に提定する認明符号には、固然特予は不正フ セス行命の意止等に関する法律が実施には法律第128号/第2条第3項に提定する認明符号にも、別代代に セス計会が力の当立とでも他のこれもの場所であり「第2条第3項に投票する。の主の者に関する法律のでは、国際 セス計会を対してこれらの規定に関する指導を使いな、かっての者に関する でも対象を受けるとからのと数を持ちたいでもらの規定に関する情報を既にとつていることを確か かることともれております。 古物業者法では、おか商性、機関等の必定者を与されています。 を物業法では、古物価は、機関等の必定者を与されています。 を物業法では、この法律を与されています。	古物富電法(研究24年 法律第四条的判案 58 第15条第 74 第16 条、第22年 第15条第 74 第16 (平成7年期第20号)第15 条第3項第	対応不可	古物営業社は、液品等の売買の防止、速やかな発見等を認るため、古物営業に係る業務について必要な 規制等を行い、もって協議との他の別別の防止を図り、及びその機害の迅速な回復に関することを目的としております。 プループ漁業を含めた他の事業者によるよ人建認の情報を利用することをもって相手方の資金の確認を行ってよってよっている。 ことについては、活動的を選成できなくなるため認められません。明えば、戦時の日前報業施にかいて、百 基づくな人以及び場差を行うこと等はてきません。また、古物商自らがな人構想としない場合、他の事業者が 基づくな人以及び場差を行うこと等はてきません。また、古物商自らがな人構想としない場合、他の事業を計断 の事業者に構造等への記載のの業務を提出より、当該他の事業を入り返び販売の対象としたりするの がまた。ため、日本の機能を指することでよるため、美書・ビスレンをおけまた。別報用に多様の選索がある。 学校主に、かえて自然を発信することによるため、美書・ビスレンをおけまた。 学院というない。 学院というない。 学院というない。 では、日本の主義を発するというない。 学院というない。 では、日本の主義を受ける方法 等により、既に計画をとっていることを確かることができた場合には、改めて同様の措置をとる必要はないと われています。	

番号	所管省庁への		提案事項	担実の見けめ中容	提案理由 提案	ar date (in	所管省庁の検討結果	ノーキン
世与	検討要請日	回答取りまとめ日	佐余争坝	提案の具体的内容	主体	所管省	制度の現状 該当法令等 対応の概要 な	がいるける 多処理方 針
246	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.2. 資肥・介護の 両立支援等に資す 可変変勢動の見適し 資金規制の見適し	第1:自発的な大人の同意が参り、 かつ労働者の自保的・主体的な働 を支が認められるシリングスタイト も対している。 を対象を受けませます。 を対象を受けませます。 を対象を表している。 を対象を表している。 を対象を表している。 を表しては、本人の毎年は元し、深刻できる。 を表しては、本人の毎年は元し、深刻できる。 を表しては、本人の毎年は元し、深刻できる。 を表しては、本人の毎年は元し、深刻できる。 は、本人の毎年は一次のの健康管理は一般である。 では、本人の一を、またる。 では、本人の一を、ま	実現・介護が得る第した密防も含め、養育に集中できる証労時間帯を主体的に染めたしたいうで電勤務者のニーズがある。企業を担して、最大の自動的で変数な動き方を接切する場合である。企業を関して、最大の自動的で変数な動き方を接切する。 企業を提出して、自然の自動的で変数な動き方を検引する機能を対している。 (要生実現より)労働者の健康に十分配温のロンス、育児・介護等との関立さばいめたする、偉々人の数ツーズにおした動き方 はた業なな動き方が広がると期待される。 なお、2023年度の「規制収集・付売が成場」からテイン・国富で生生労働は「東安労働に対する制度金援制は、労働・経済を は、対して、最大の主義の「規制収集・付売が成場」がある。 は、対して、自然の主義のでは、自然の主義のでは、自然の主義のでは、自然の主義のというない。 は、対して、自然のというない。 は、自然の主義のというない。 は、自然のといるない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のというない。 は、自然のといる、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	厚生労働	フレックスタイム新とは、一定の展開の部分報酬問答をおれたも、労働者がその新聞内で各日の始業及び 検索の時間を選択して働くことにより、労働者が仕事と生活の課料を認りながら効率的に働くことを可能とす を観り無難した。最初の住民上その運行方法を大幅に労働者の政量に受わる必要がある意味について、 労働基準以及の必要による結連以外の処理が、は、労働者が企業によび時間が、受力機能の数量に受わる必要がある意味について、 労働基準による結連以外の処理が、は、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	Δ
247	令和6年11月15日	令和6年12月16日	Mo.3、完全無人協議 における連額場乗時 のデジタル技術活用 に係る要件明確化	解釈通達」及び「酒類販売管理者制度に関するQ&A」(国税庁)において、確実な年齢確認を実施できる場	人手不足の小売業において省人化や無人店舗のニーズが高まる中、者人店舗内セルフルジでの年齢確認に関しては、一般社団組入日本アランチャイズチェーン協会が策定したドデジタルは無を活用した指摘・たばこ年齢報度がドライン。「2023年1月)よび、必要される体験経費を共産の発展した。「アンスの基本外えたし、そのため、者人店舗内の非対価の原来は可能となってきている。 また、最初自然系統については、最初けたして、透照系元管理者の氏を、連携をかめた生地、電話等りの表示及び、また、機能を呼かートにより減入者の年齢を確定すると観を重まった。良芸能であること等を特に透明の原元を認めていた。「アンス・発展・中のナードにより減入者の年齢を検定するとは例えた。「日本での原元が可能からからなばに関係が下は関いたこと」。 活開販売管理者制度が増入は他の存在を想えていないのでは、での展光が可能からからなばに関係が下は関心とところ、活開販売管理者制度が増入活動の存在を想えていないのでは、大学の上が主などの手がよりました。「アンス・ドルードを活用する実施・基と用していないのでは、アンタルが目立びまります。」で、アンタルが目立びまります。よりまた。「アンタルが目立びまります。」と、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	財務省	の歳未来点の飲酒防止や飲酒運転の防止などの社会的な要請の高まりに応えるため、致粉性を有する酒館の特性を設立した。 の特性に定意した最先方法と、清朝の販売業務を行うに当たって無用される各種の法をを遵守した重立な振 このため、平成り毎には海税の命を及び西籍機構会等に関する法律(以下「海豚業組合法」といいます。」 の手能ではには海税の命を及び西籍機構会等に関する法律(以下「海豚業組合法」といいます。」 の手能ではには海税の命を全なび西籍機構会等に関する法律(以下「海豚業組合法」といいます。」 は一般元を理念を機能さなことが機能付けられました。 は一般元を理念を機能さなことが機能付けられました。 は一般元を理念を機能さなことが機能付けられました。 本年に記述するよう場所の音楽を存在したとが、最后を実施する。 さに、平成29年6月からは、海豚業権者を対している。 主に記述するよう場所の音楽を存することがより、海豚疾患者を実施に関して、海豚薬性の主ない。 さに、平成29年6月からは、海豚薬権者を対したり、上海豚疾患を理念でおり、大海豚疾患を理念では、 こに、平成29年6月からは、海豚薬権者がいたりケート等に来継に関して、 海豚疾患者を持ためるといるという、海豚疾患者を対している。 海豚疾患者を持ためるといるという、 海豚疾患者を持ためるという、 海豚疾患者を持ためるという、 海豚疾患者を持ためるという、 海豚疾患者を持ためるという、 海豚疾患者を持ためるという、 海豚疾患者を持ためるという、 海豚疾患者を持ためるという、 海豚疾患者を持たるといる。 海豚疾患者を持たるという、 海豚疾患者を持たるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる	
248	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.4. 社債権者集会 のパーチャルオン リー開催の容認	社債権者集会についてもバーチャ ルオンリー開催を可能とすべきであ る。	社債発行会社の業績や財務状況が悪化し、社債の信温や利払い、財務上の特勢の履行などが響念される場合、社債 発行会社等がは機権者集合を開催し、社債権者の多数決により支払の選挙や特勢事項の更更等を行ってどかある。の 予機は、社債権者の別事なを影響と、社債権者の多数決により支払の選挙や特勢事項の更要等を行ってどかある。の 予機は、社債権者の別事なを影響となった。とが望ましい。 のは、年の金数分が最に設定していることが望ましい。 恋の事件を満たす事合にイーテルナンリー開催が多かれていることが 認め、日の金数分が最に設定していることが、ことの事件を満たす事合にイーテルナンリー開催が が上している。 法人日本 社債権者監査は認念事に認して開催されても、記念の支柱とない。 は、日本の大力にお、社債者の政策を指しているのはませない。 は、日本の大力にお、社債者の政策を指しているのはませない。 は、日本の大力にお、社債者の政策を指しているのはまでは、「中心と、社債者事の事とする制度設計は本主総 総合会の の批野を広げ、ひいては会社による資金製造業化の多様によっながなと期待される。 ことに、社債者需要の分譲組ませまの決定を実践に、製制所の必需できまい、対力が生じる。すなわち、社債 権者事業の別権が大法等が増切であったが告かれ、最中所が事後に予報することを指すえ、社債権者事業の制能を 力法に	法務省	を社法においては、社債権者集会を招集するに当たって、その「場所」を定める必要があるとされており(会社 法第719条 第1号)、パーチャルオンリー社債権者集会の開催は認められていないものと考えられています。	
249	令和6年11月15日	令和7年1月20日	Mo.5. 資金決済法に おける前払式支払 手名の適用除外の 見面し	医師、弁護士、公益法人等に対して 発行する前は式支払手段について も、責金決済法に対しお問払式 払手段の施定の適用除外とすべき である。	資金決定法は、前払式を払手級の利用者を掲載するため、その身行者に対して登録、資金資金、技内体制整備等の機 類を観べても、たけ、「その利用者のよめに当て高される場合目においてのみ使用することされている前払式を払手 見については、利用者整理の必要がないとか、通用機ととおっている。 一方、医療、労働主、公益法人等の助りは、商行為に該地とないことがある。例えば、医療法人が広告事業者からがイ 一方、医療、力能主、公益法人等の助りは、商行為に該地とないことがある。例えば、医療法人が広告事業者からがイ いた情況しての場合が入かる前払式を出手段は、当該通用総外を受けることができない。したかって、当該自は支援、大 に対して発行される可能性が外名の制払式を出手段は、当該通用総外を受けることができない。したかって、当該自は支援、大 は、手段の発行がは、非、受用機高のようかり、ほとの節の資産をなど、利用者ではつかっているこか、消費などを持ちの保 は、かし、成務、升速、入金法人等も、株式会社等と信料は、同意の参りは連続して行っているこか、消費などを指すの保 連合会 規制は不要である。 (要実実限より)医療、弁護士、公益法人等へのキャッシュレス決済手段の提供が容易になり、その利用が拡大すると 解析される。	金融庁法務省	正新行為に該当しない取引において使用するために発行する前払式支払手段については、資金決済法が適用的なよう。 用売れます。 は一方、無行為となる取引においてのみ使用されることが想定されているためです。医師、弁護士、 企会決人等において一般の母系を目前に利用者保護が求められないとは必ずしいよるないことか。それ 素者間で使用されることが想定されているところ。利用者保護という立法機能に組み、同法の適用除外として おります(資金決済法第4条第7号)。	

番号	所管省庁への		担实方法	担実の見せが中京	根金型点 提家	Ar .la	所管省庁の検討結果	ーキン グルー
盘写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省	制度の現状 該当法令等 対応の 対応の 対応の 概要	理方針
250	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.6、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの書及に向けた制度整備	空間伝送割ワイヤレス電力伝送システムにコいて、無線LAV等のバル電力データ通常システムと即移に、技術基準の適合含金管規模として電波上よの無線設備の対象がような、あらいは、一般消費者向け、等の規格を別途定めたラスで免許を不要とすべきである。	電波の送気情により無線での電力伝送を可能とする空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムは、電波法上の「無線設備」として位置付けられることから、設備にあたって影響大臣の免許を受ける必要があり、同システム書及の開壁となって 会社日本 いる。 「実現実別」よりご室間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの番扱によって、光電ケーブルの排除や電池の交換を行うこ 経済団体となる能差のありませることから、料便性の向上とともに、InTU・いてはJetのさらなる番及・免棄を通じたSociety 5.000 実現に寄与することが開待される。	· 総務省	有限希少な電変資源の公平かつ総率的な利用の確保のため、電波法に基づき、電波を送り、又は受けるための電気的投資は、全て無線設備として規律されております(無線AN等についても同様、) の間電流型ワイヤレス電力に進ジステム(以下、NPT)という)については、他の無線ンステムに名書な認信 を多えないことか、人体影響のようなと対し、人体影響のようなと対し、体を影響を持ちらないを対しません。 対応不可 が成不可 が成子では、他の場合とでは、他の場合とファムにより、大体影響を与える可能がある場合には3月前時的影響を が出来、利用相所を展別に設定することや他の機能システムに必要と与える可能がある場合には3月前間を が出来、利用相所を展別に設定することや他の機能システムに必要と今える可能がある場合には3月前間を がどきを持ち来感わせた。後、使用場所の限定や運用調整の実施が問題になると考えられることから、引き 続き免許を基として接待している。要があると考えます。	
251	令和6年11月15日	令和3年12月16日	No.7. 技速水取得機 多を用いた実施等 の特例制度の脳出 制機廃	①電波に関する外面の認証(FCC ID、CETーク等)を影得済みの場合、または、②無線従来者が電点 送の技術高速に適合することを確 送り、近時高速に適合することを 記している前と、こつまでは、時間 する。	電源法の下、特定無額股階が電流法令の技術基準に適合していることを証明する日本独自の制度として技術基準適合 証明 技満別があるが、特別機関に基づる開出によって、190日以内の対理承数乗機器の製度等が可能とされている。 しかし、190日以内で実際を検えられるケースは少なく、また、同一目がでの園田は認められていなり、例えば、ある 企業では全部出のフーを別は190日以内に完了です。特に重差開発の一環としての実験を長り30日以内で完了することは 関係である。 191日によるは全温速度の通りの間が収集を保証で実験を長行うが、対達を投降することになるが、シフル可能な恒度運搬室の数は限分れており、移動工業も発生するため、実験スケジュールの長期やセコストの地加につながってい。 日本ではこのような接触が存在するのに対し、数例(EUが固固 ICE)、米国(FCO)等の部外国に対いては、実験等を目 がとした場合には下が新に関係とつていない。 (定理実現により)無機機器の利用のさらなる拡大が見込まれる中、実望の実現によって、研究開発における時間・受用 の登録目標(200日以下の場合)のでは、191日に対して、研究開発における時間・受用 の質問を提供と関係を対していない。 (定理実現により)無機機器の利用のさらなる拡大が見込まれる場合では、190日以内に実 解寄を持えられないケーンがフーの部の場合、年間19件程度は対議を数等することになる。技造の維護費用は到100万年 の人ともがつなが、様々な知識や情報が共有され、社会課題の解決につながるSociety 50 for SOGsの実現に資する ことが場合される。	: 総務省	表外の態質の技術基準に相当する技術基準として影響大阪が指定する技術基準に適合する無線設備を使用して 電波送源4条の2第2 実際等極端線を開発する場合、影響機関を受視して技術基準とは影響を使用して 実際等極端線を開発する場合、影響機関を受視して技術基準の企画などもこれが、影響と 出ることで、関出の目から影響をで定める期間(180日)に限り、当該機関に低る無線設備を適合表示無線 設備とみなすどれています。	
252	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.8. 防災センター 設置義務基準の明 確化	開一エリア内の複数様の防火対象物を一種製造する防災とから一種製造する防災センターをの認識開発等の連続整備や、免貨時の防災センター要員の 販売を受ける防災センター要員の 取りませる。要員の関係を対象を、発音の表現をは は自治体が認めた場合、表現の設定が 管理することが特容される防火対 を対象を発生のようと対象を発生が表現を対 が対していると、対象をは、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 が対していると、 があると、 を見ないる。 があると、 を見ないる。 をしないる。 をしなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	「何の流血」が表的語います。は果の今にない、ことが他がよいがよりが多形がありませます。 「本のからないた。20世間が表現を表示して 服務付けているわけではないとされているが、一部の自治体では、一定機能以上の防火対象物では「たけ、アーを後継するように 服務付ける条例を定なている。 一般社団 このため、概象の防火対象物が集中的・整備されているエリアでは、防災センターや要員を様ごとは確保する必要があ よん日本 し、ビルを確認の人手が不足さる中、DXを活用した防災体制の効率化しよる人手不足の解析が関係の課題となってい ある。	. 総務省	活防法施行規則においては、一定規模以上の防火対象物に設置される一部の消防用設備等について、総合操作部の配置が機能付けられており、具体的には、防力センター、中央管理室、守衛電子の他これのに接 する場所、保持・がいる場所に扱う。 に対量することとされています。 (おおよことととされています。 (おおよこを持ている) に対量することととなった。 (おおよこととは別に、一部の自治体の条例においては、総合操作部を防災センターで集中管理することと的 文お、これとは別に、一部の自治体の条例においては、総合操作部を防災センターで集中管理することと的 災センター要員の常転などが義務付けられています。	
253	令和6年11月15日	中和8年12月16日	No.9. 携帯電話の法 人契約における本人 確認の効率化	過去の契約時における本人確認情	ま人が携帯電話を契約する際、①契約者である法人、②当該法人の担当者である個人、の両方について本人経歴が必要とされる。しかし、現状はオンライン取引が主義にもかかわらず本人様認予法がアナログかつ効率的ではいため、円滑なビジネスを目標している。 異共的には、造か申込時のよ人様認の指摘化が共人には認められている。 まま、非別電での本人様態における機能的方法の利用に関しても、患者機能ははがC(ウィンライン上での本人機能に対しました。 また、非別電での本人機能における機能的方法の利用に関しても、患者機能はないで(ウィンティン・エでの本人機能はあった。 は、また、主要は、自然を表して、自然を表して、自然を表して、は、自然を表して、して、自然を表して、して、自然を表して、して、自然を表し、自然を表して、自然を表して、自然を表して、自然を表して、自然を表して、自然を表して、自然を表して、自然を表して、自然を表して、自然を表して、自然を表して、自然を表し、ま、自然を表し、自然を表し、自然を表し、ま、自然を表し、自然を表し、		携帯音声通信事業者による契約者等の本人経設等及び携帯音声通信後務の不正な利用の防止に関する 法律部行規則(平成17年を務合省第167号)第3条第3項及び第4項において、既で終務提供契約を締結して 用の防止に関する法 はると終えに後務接供契約を締結する場合については、簡易に方法による本人経設が認められています。 対。法人契約における契約は最高の本人機設のよりは第一項による人経設が認められています。 第4条に表定する方法に基づよ人機認がといて、この第2を大人機変が活める契約を指導を表 第4条に表定する方法に基づよ人機変がより及数に制度の本人機変がよります。 第4条に表定する方法に基づよ人機変がより及数に対して、の第2を大人接近方は一部ではいか。 第4条に表定する方法に基づよ人機変がより及び解毒等事態を表 数を表し事業を表しまる。 第4条に表定する方法に基づよ人機変がより及び解毒等事態を表 数を表しまるでは、第4条を行うの変があります。 第4条に表定する方法に基づよ人機変がより及び解毒等事態 数定等など携帯を利用のお止に関する法律機能行規則 機能等など携帯音が通信を表して利用の防止に関する法律能行規則 機能等など規制を発酵を含まいの別類 を提供が使いる。 を提供が使いる。 を表し関係を含まいの別類 を表し関係を表して多ります。	

悉문		省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	担字の見けが中央	提案理由	提案	所管省	_	所管省庁σ.	検討結:	₹	ワーキング・グルー
田市	検討	讨要請日	回告取りまとの日	佐朱尹垻	提案の具体的内容	佐糸 座出	主体	所官有	ΙТ	制度の現状 該当法令	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
254	- 令和64	3年11月15日	令都6年12月16日	Mo.10. 屋出電気通信事業者及び鍼介等素務受託者の手 検索を関係を 検査的素化	通信事業を直接的に行わない事業 者が個々に認出や定期報告を行う ことは不要とするよう事業する。明 くだこのいて経過をあったの出出を で意気通信事業者としての出出を 行ったり、電気通信等の報告を 期間告を行ったリサることなどが考 えられる。	の無价では「1807度も通信等等の使用に関する報告費が加速されている。また、通信機能を何するケーエスを開始に指 では、大きない。 では、大きない。 では、大きない。 では、大きない。 では、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 が	一般社工团体 团本体 经产员会会	総務省	1 1 1 1 1 1	(電気通信事業の届出問題) 電気通信開除投稿を投資せずに他人の通信の媒介をする電気通信役務を提供するのであれば、電気通信事業法第(66第 11 項の届出が必要となります。 配気通信事の分割を持ち、一般である。 電気通信事の分割を表現した。 電気通信事の分割を表現した。 電気通信事業技術 電気通信事業を表現しています。 電気通信事業を表現しています。 (塩介・等条形式を指定) 電気通信事業を表現した。 (塩介・等条形式を指定) 電気温度事業とは近常を表形を表現したのからととされています。 電気温度事業を表現した。 (塩介・等条形式を表形式を表形式を表形式を表示を表現したのである。また、風出気介等表形式をおから 等の変形を行お込まする形式、周上第73条の2の配出が必要となります。また、風出気介等表形式をおから 等の変形を行お込まる事業を発音を表現したのである。 (塩の食事業を表現しています。) (塩の食事業を表現したのである。) (塩の食事業を表現しています。) (塩の食事業を表現しています。) (塩の食事業を表現しています。) (塩の食事業を表現しています。)	可に動物	「電気温信素質の居出版法】 「原本の発酵的等別に記載いただいた「温信素素を直接的に行わない事業者」が他人の温信を採介する 電差温の発酵的等別に記載いただいた「温信素素を直接的に行わない事業者」が他人の温信を採介する 電差温的発酵を自らが生体となって提供していない場合であれば、電気温信事業法第16条第1項による間 は不要です。 なお、当該届出の委者については、「電気温信事業争入マニュアル(遠補版)」「電気温信事業券入マニュアル ル(遠補版)」がイファクリにより等的を示しています。 (電表温信書等の機件及2個時間報) 上記の配出が不要ないサービスについては、電気温信事業報告提削第8条の報告も至まです。 なお、いサービスに使用する電気温等等1ついては、電米使用されていた事件伝送情帯電影器等 等の場合で変形が、一が起送りませ、単一を表現でする。 電気温信事等の原用が表現が出めるが、一が起送り開発を表現を表現を表現を表現を を表現しませ、一般である。 電気温信事等の原用が表現が出める。 電気温信事等の原用が表現が観光がより、一が起送ります。 電気温信事等の原用が表現が出める。 電気温信事等の原用が表現が出める。 電気温信事等の原用が表現が出める。 上記の原出が下来と想求された表現については、あわせて同法書で多の2の場合等表現の信出も不要と ではます。 なお、いサービスを紹介する場合であっても果にハンフレットを逐布することや、内容を読み上げるだけでは はば固には不要と	出ア
255	令和65	3年11月15日	令和8年12月16日	No.11. 建設工事請 負契約における署名 又は20名押印規制 の最和	契約金額が小さく、契約期間が長、関係にわたらない建設業業負契約(これ)では、著名又は記名押印を「不要とするなどの銀和を子べきである。	建設業請負契約は、一般的に契約金額が大きく、契約期間も表現にわたることから、契約締結後のトラブルを未然に防 でために、署名又は記名将印規維が確されている。しかし、賃負契約の中には、契約金額が少額かつ契約期間が長期に わたらない契約も存在する。こうした小規模契約を含め、全ての賃負契約に対し、押印等の規格を設け続けることは、IT・ 通信環境の選集が予決契位の他を対しておらず、建設の主産性内と支が持て要認となっている。 なお、建設業賃貸契約は一定の技術的基準をリソテナルは契約を電子化することも認められているが、当該技術的基 率が予明報であると、電子者を1この大がからたこと等の関すた、契約の電子化はまだ一般化していない。 (展望実現により)契約当事を双力において、物理的に続い回順して署名押印する業務が少なくなることで、現代の働き方 に別した契約業務となり、建設業界の生産性向上が場待できる。	一般社日団本体	国土交通	省省	建設業法(副和24年法律第100号)においては、建設工事の誘負契約の当事者は必要事項を記載した契約書 建設業法第19条第 を著名又は記名押印して相互に交付しなければならないこととされている。	項 対応不可	建設工事は、その金融や期間に関わらず、単算工事に係る内容や責任主体を契約者として明確にすることを 他の紛争が防止されるだけでなく、請負契約が集着しやすい内容性の差正にもったかります。 者名又は您名押印は契約者の真正性を検証する上で重要な項目であり、法の規定の趣旨を指まえれば引 続き必要とされる措置であると考えられます。	で ⊚
256	令和64	5年11月15日	令和6年12月16日	No.12. 建設工事請 負契約における電 時間の技術的基 準に係るガイドライ ン改定	空电丁省石(カイトフィン じはヨチ	建設工事の請負契約を電磁的に行う場合には、「建設東法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係る がイドライン(以下、ガイドライン)を選手することとなっている。 別し、特殊選手機能があった。 第7の最新情勢に対応していないがイドラインを提供する参項は建設業生態行規則第13条の2第22部か、第13条の4 第7の最新情勢に対応していないがイドラインを提供する参項は建設業生態行規則第13条の2第22部か、第13条の4 第2個に立定されている。オペテクインの各株は古いませんなっている。「今日、中国、中国、中国、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	一般社团本体人团员企	国土交通	Section 1	建設憲法(副和204年法律第100号)においては、建設工事の請負契約に係る契約書を情報通信技術を利用す ま20条法第119条第 表別第一級 連設業法施行規制(昭和24年建設省令第14号)においてその詳細が規定され 13条の4第2項 13条の4第2項	CNINON	度設工事の請負契約については、審画による契約に代え情報通信技術による契約方法も認められていま す。信頼通信技術に求められる技術的基準については、希前において変かられているところ、その内容を拝 がするものとして「最初業は高齢で援制等があり立至が出来がままり、は時的基準にあるカイドウイン)が実 が表し、同ない日には関がイデラインの発起して「情報を関心を受けれたいるとなった。 で成乱、同年の日には関がイデラインの発起して「情報と別の宣子化に中部とは一般計算を で成乱、同年の日には関がイデラインの発起して「情報と別の宣子化に中部と、 では、同年の日には関がイデラインの設定して情報といいではこれまでも社会情勢の変化に応じた対応を 行っております。 引き続き、関係各位のご意見も振りつつ。必要な改定について争和7年度中に結論を得たし と考えております。	,
257	令和64	3年11月15日	令和6年12月16日	No.13. 建設リサイクル注の届出手続き の円滞化	は、(中略)技術的助言のかたちで 連用のガイドライン等を周知するこ とや、法令改正をすること等の必要 な措置を講ずる」に基づき、「提をの 申」欄に記載のローカルルールを是 正する技術的助言(例:国の標準書 式に基づ(オンラインでの届出を原 則とする、サロイモを原則とする	建設工事の温出等)。 近年、自然届出をオンラインで完結することが可能となったことは、行政手続きの効率化及び事業者の事務負担軽減の 報点から評価できる。 しかし、一部自治体では、「ロオンライン非対応のため書面提出が必須、2個の標準書ととは集なる自治体独自の書式 での維護が必須、②受任状への押印が必須、といったローカルルールが射だ存在している。このため、事業者は工事場 所が付きする自然機関の国際力法を構成要数。の場合にていて対るを影響や大多を超れ、地学にある。	一法经連合	国土交通理境省	ián A	建設リサイクル法の協出は、法第10条で「対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の 七日前までに、主務者令で定めるところにより、次に掲げる事項を都連前発知事に届け出なければならな い。」とされている。 特定については、特定建設資料に係る分別解体等に関する者令第2条第2項で定められている。 分類を指こついては最子数に対してある。 となる、通由については最子数の手続の対応することも悪し及えない。 押門については、押印を求める手続の登画に等のとめの国土交通者関係政令の一部を改正する政令が令和 3年1月1日に施行され押印不要となっている。	(9) (9) (9) (1)	①については、国土文連省として、層出手続きのオンライン化を推進するため、都道府県議設リサイクル法 通常会議を通じ、都道府県のオンライン化の状況の配置、情報提供等に取り継んでいます。 ②については、原則接合に高く付ま式を使用しているものと認識しておりますが、地域の実情に合わせて、道 のの情報等を示めるために、様式を加工することを終行をのではないと認識しております。 ③については、押印を求める手続の見直し等のための国土交通者関係政命の一部を改正する政令が令和 年1月1日に施工され押印不要となっており、押印不要の様式を都道府県に進加するなどの周知定要ってお ます。	il A

# 0	所管省庁への		######################################		提索理由			所管省庁の検討	結果 ワーケック・ウ
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提条	所管省所	制度の現状	該当法令等分	がの 対応の概要
258	令和6年11月15日	令和8年12月16日	No.16. 行政機関等 匿名加工情報の民 開発者等による利 用促進	来募集について、例えば福岡市の ように、回数や期間を撤廃し、定常 的なものとすることを要望する。ま た、都道府県及び特定都市以外の	協の日から三十日以上の開節を定めて「実施する日定めているが、必要最低限の問数なが開間で提案事業を実施してい 一般社団 についた中、事業者はデーン設計に乗する所定の手数計と、概念は工業(日間のおい場本)一条 図 百万円) を支払ってい 法月日本 法月本 は、第二本のデーマーの印象・近日が必要が終めるでは、「様になっているのが理なであった」では診療を考する場合がは 接受用体 最受用体	個人情報任委員会	行政機関等匿名加工情報の接張の募集制度について、行政機関等は、毎年度1回以上、募集の開始の 500日以上の利間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により、提案を募集しなければなら 送いとされています(個人情報の保護に関する法律行規制策35条章(項)。 また、都近南県立政会市設定部に関する法律行規制策35条章(項)。 また、都近南県立政会市設定部に関する法律行規制策35条章(項)。 本の工作制の建築の募集は、当分の間、任意とされています(個人情報の保護に関する法律第111条、信 機和の保護に関する法律制制第7条)。	なる法律第111条 につして 個人情報の保護に関 現行 で対 で対 個人情報の保護に関 個人情報の保護に関 で対 個人情報の保護に関 で対 は で対 で対 で対 は で対 は で対 は で対 は で対 は で対 に は で対 に は で す に と に 関 で す に と で す に と で す に と で す に と で す で す と と で す で す で で	接触的 ることで、通客的に実施することが可能です。 採開 また。風・機和の提配に関するとは特についての事務外応がイド(行政機関等向け)においては、「本制度の理 (収了) 念にのことり、提案事業は本度のうち可能な限り早い場別に開始し、また、提来者のが限と各種限立せ込入 収定する等を対象との「ランスを考し、30日にこだわらず、裁集月1たかご提案事業の開始を対するよう努め 可能 名、」とお示しているところであり、提案者にとって利用しやすい制度となるよう、引き続き努めてまいります。
259	令和6年11月15日	令和8年12月16日	No.17. 組織再編等 における公告事項へ の法人番号の追加	法人に関する公舎のうち、官様による公舎が34種と職務がけられているもの、は関連事権公告、選言公告、 の企会をだけ、ひな型に決しる場合の記入概念的では、ひな型に決しるなどに人参号 の記載を推進すべきである。	株式会社等の法人が組織再編、減費、または間差手続を行う時などにおいて、債権者保護等の疑点から官報による公 合が行われる。当該公告には、法人を特定する前親として法人の名称。任所、代者者氏名の3点が記載される。 しか、これらの開発に対な、法人と特定する前親として法人の名称。任所、代者者氏名の3点が記載される。 しか、これらの開発に対な、法人と主理、情意でを改成したが多い。例文は、法人名称の変更のペーテットルラップへ 機能に対なける。 一般と思いる。 一般と	内關府法務省	管轄の編集は、内閣府から当該業務を委託されている国立印刷局において行っているところ。会社法の別にある予報整される公告ののな話には、法律よめ派の内職事事ではない法人番号の人職を扱っていま また、破害と素が必需・項、集事事と素が多余解、項、表性更生素等な業別・項に基づき機能なつついては、各種利用が、国立印刷局に、官制による公告のための原稿を人類していますが、それらの原理 法人番号は記載されていません。	世 項、第499条第1項、第 789条第2項、第799条 第2項、第810条第2 検討:	会社法の規定に基づき官職に掲載される公告については、掲載者が法人番号を掲載することができるよう。 内閣原において、選立国国際人間整の上、ひな型に記入線を含けることなどを検討しておいます。 なお、法人番号の掲載が電池でい場合でも、送社を公房の電職事項ではないことから、法人番号と掲載 するか否かは掲載者の判断によるものとなることを申し添えます。 また、後度法別が実施、現、長年等と法別な影響、別、東社理学法第43条第1項に基づき掲載される公告に 選えまり、企業の場所が実施、対し、最大の主義の主義の主義を指し、最初の人は、当会の 現まるように、必要な選集者に取り組んでは、ります。 数字におり戻定は、各公告において、法人番号の配数と体育と議場合けるものではなく、法人番号を記載するか否かは、各裁判所の判断によるものとなることを申し添えます。
260	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.18. 使用済みの 靴の再資源化促進 に向けた制度整備	広域認定制度の対象として「靴」を 返加する。もしくは、2024年5月12 かったいた。「最適能の変態のと思かした。 ないたける「最適的変態のと思からない。 なは違いにおける大臣認定の対象と することを検討すべきである。	現在、世景では年間239億足の靴が生産されるが、その90%以上がごみとして廃棄され、その影響は年間約2,000万トンに相当するとされている。使用374の必能はご今として廃棄されるのが一般的であるが、今後、この分野においても得予期 用土利人、使用374の数の自動は江本を基準であるとから、一般産業物となるため、製造・販売事業者等による回収や 用土利利への取り組制が進売がよびいかが実情である。一般大量 新してもの、製造・販売事業者等による原理・日本が国においては、拡大生産費を基準であるとから、一般共産が上、大力を国に企業廃棄することと目的なうる広域記を制度が設けられている。これまでに産業廃棄すなは300円で、20年時の7年年利用等を基準することと目的なうる広域記を制度が設けられている。これまでに産業廃棄すなは300円流を入れた。一般と関係といる。これまでに産業廃棄すなは300円流を発して、20年間により、19年間に関係することに対象と対象との構造を発展して、20年間により、19年間によりにより、19年間によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	環境省	(広域認定制度) 一般政策物の収集運搬や処分を業として行う場合、当該事業を行おうとする区域を管轄する市町村長等の受し、一般政策物の収集運搬や処分を業として行う場合、当該事業を行おうとする区域を管轄する市町村長等可を受けなければあるないとう。広域等処理に係る特例の対象となったのを流域が反応できるとことは、当該事業である。 現在に高づき製造事業者が自社の製品が一般環境をとつたりの企成が反応できるとことは、当該事業でを受けていていていています。 (再度配件事業等本度化法)、日本では定められています。 (再度配件事業等本度化法)、日本では定められています。 (再度配件事業等本度化法)、日本では、日本では、日本では、日本では実施する。 (本度の定義のための用度、原本事業をの高度がに関すると呼びからまたは実施のの企業がある。 (本度を添したしたの用度、原本事業を変をある。) 日本を表すの表の企業が必要が重要された。 本書を添したした。 本書を添したいては、国業が各所を受け、自然をよる企業を活動になる。 本書を添したしたができるものできが、対象とする企業を制度に対していませた。 本書を添したは一般におきと思するものできが、対象とする企業を制度になる。 本書を添したは、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本で	般 2	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
261	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.19. 消費者から 間の企業を 間の企業を 高いの産業が る輸出規制緩和 る輸出規制緩和	実であること、申請者が排出事業者 責任の観点から不適正処理の未然 防止策を講ばることを前提に、自社 が製造・販売した使用済み製品を 国内で回収し、国外で再資源化す る事業者については、回収した使用 済み製品を産業廃棄物として扱い 事業者が批申請を含えることで	廃棄物処理法に基づく廃棄物の検出人規制は、国内における提出事業者責任の意源化を拡ぐ目的での国内は限の原 期や、国外において出て決震事物が国内における指揮者の適正を関するとすったと参比する総合から報定されて いる。こうして、実際国における不法な輸出人を膨し扱り締まることは、カが国の主法環境の保全や企業策全の同上に 寄りている。 一力で、指導経済の実践が国家を認め上で信息付けられ、企業においても経営難遇となっている時令では、事業者が何 資源に関い起い語のピジネスモデルを接対する過程で、推出規様の機能のだジネスペースで取り続けえて必要と が変しない最小活のピジネスモデルを接対する過程で、推出規様の機能がピジネスペースで取り続けえて必要と は、 を製工品理事件を行うたいに輸化する過程で、推出規様の機能がピジネスペースで取り続けえて必要と は、 と変しな記載を持ち行かたに輸化するというのも、現状では、こうしたケースであった。東常的の報と 提合な に対しているというでは、 に対しているというでは、 に対しているというでは、 に対しているというでは、 に対しているというでは、 に対しているというでは、 に対しているというでは、 に対しているというでは、 に変異実現により)事業者がヴローバルのサブライチェーンを活用して再発達化等の促進に取り組むことを可能とすると類 存できる。	環境省	原業物処理法第2条の2第1項において、国内の処理等の原則として、国内において生じた廃棄物は、水へ、(国内において選正へ返罪さればければならないとされています。これは、原業物出については、不り、(国内において選正へ返罪さればければならないとされています。これは、原業の機能については、ア外処理の原制・学見しているもので、が国際的に必要かられている要はできた。この考え方を語まえ、また、同法第1の集治・学社書において、一般産業物を輸出しようさる者は環境大臣の経路を受けなけばならないととされており、これは、産業中の回外の服の前に負担でする者は環境大臣の選出ではならないととされており、これは、企業的の提出では「一般の事業が関係している。」とされています。これは、申述されています。これは、申述されています。これは、申述されています。これは、申述されて、原業物の処理責任を負うへき者に限ったものです。	度 薬薬物の処理及び清 病に関する法律(廃棄 物処理法)第2条、第2 条の2第1項、第10	廣業物処理法においては、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廣業物とし、それ以外を作取付の総括的責任の下で処理すべき一般廃棄物として紹分し、その区分に収して処理責任の下でそれぞれを選正の題望さることとされています。そのため、請出時から最終処分労了までそれぞれ一貫した責任の下で適正に知理をライマることが、主張の機関の保全との事業の場合に関しては、同業等の場の名を1項の規定により、用を利に一般原業物の総結に関しては、同業等の場ので第1項の規定により、用を利に一般原業物の総結が応避責任が必要を受けない。また、果本等の場所に関しては、同業の場のでは、1項の規定により、用を第2条を対象でするでは当定ないでは、1元を表すした。また、果本等の資産には関しなければないと規定されています。このより支援となって生じた廃棄物を自めの責任して、日によりで選定に処理した。 ければならないと規定を作びます。このより支援というで、同議等制のの対象において、通定に処理した ければならないと規定を持つできるであるが同じます。また、最高業物の機能は、1元に、規定した。同じ無 様との申請かてきる者を無実物の処理責任をおうべき者であるが同す力とり事業を信仰さるの事業がある。 様とを負うべき物は事業者等に限定しております。これもの別定の担害を基本さる、実施物処理法案との2 第1項に対して、国内において処理するということが国際的にも思められている実施を加える。 また、概念の申請ができる情の知識的とよって、2年の場所は、1年の場合というとは、1年の場では、1年のまでは、1

# C	所管省庁へ		2 担党本体	担定の日本が中央	Maria e	提案	-ritte do etc		所管省庁の検討結果	果	ワーキング・グルー
番号	検討要請	日回答取りまとめ	日 提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の	対応の概要	- ブにおけ る処理方 針
262	令和6年11月	15日 令和6年12月16	ルルルプラ新法で 自主国収・円貨車 に取くての再会託 容認	の 資源化事業計画の認定における収 集、運搬の受託者」の基準を満たす の こと、認定の申請者が排出事業者 責任を持つことを前提に、ブラ新法	いから自分に、ノブ加水が砂点という。 プラ前法では、国の認定を受けることで廃棄物処理法上の特例を受けられる規定があり、特に第39条第1項「製造・販売 事業者等による自主回収・再資源化では、政府からいくつかの事例が認定を受けている。プラスチック使用製品の製造、 販売又は提供する事業者が、自治化や消費者と協力に積極的に自主回収・再設施化を行っている。		環境省	プラスチック背景層環法等4条等5項に基づき、駅空自主総役・高貨票化書業者は、高度物税周法第7条13集、第15場及80第14届並15集7条の4のの規定にたちの規定154名引用を含む。又は富貴物税担法 12集第34、第12条の4第14集第14条第12銀から第15場まで及び第17項並に第14条の3の3の規定に おらの規定に係る3関形を含む。の適用については、一般観察を物及連接基本者とは一般機を対し 又は産業機関物収集運搬等者形(は産業業産物地が業者をからす。たされています。 にはより、環境制度制度は18分を見立き出版で再発するためます。なされています。 にはより、環境制度制度は18分を見立き出版で再発するため、20分を見されています。 にはより、環境制度は18分を見立き出版で再発する。	第 ・プラスチック資源循環 法第41条5項 ※者 ・廃棄物の処理及び清 対応不可	原業物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境 の資金上の支限を生じる可能性を制に利しています。このため、原業物に独自する場合には、 があった。 のでは上の支限を生じる可能性を制に利しています。このため、原業物に独自する場合には、 があった。 のでは上の大きない。 のでは上の大きないます。 を記述したより、限行制度上では、認定自主回収・考え強化事業から委託を参加 となった。 を記述したは、限行制度上では、認定自主回収・考え強化事業から委託を参加 住せるとぞんだい、認われるかそれがあり、生活環境の保全上の支援を主じる可能性を指して利しているとい の業物の付金を製料と使いた。 のでは、またないます。 のでは、またないます。 のでは、またないます。 のでは、またないます。 のでは、またないます。 は、またないまたないます。 は、またないます。 は、またないます。 は、またないます。 は、またないます。 は、またないます。 は、またないまたないます。 は、またないまたないます。 は、またないます。 は、またないまたないます。 は、またないまたないます。 は、またないまたないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	
263	令和6年11月	15日 金和6年12月16	No.21 排出場所 同一般地内での 東海尾事業等の 容易化	熱回収等を実施すること、ならびに 廃棄物処理法上の基準に従って生 活環境保全上の支障が生じない措	原棄物処理政策は、廃棄物の適正処理の確保を削提として、SRの推進、地球温暖化対策への寄与といった様々な要 関に応えながら今日に至っている。展棄物が野における地球温暖化対策に食する取り組みとして、熱国収を含めた展棄 物による発電がある。発生物時、再毎用・再生無何のいずれまできずに使やさぎるを得ない場塞物になったものから得ら 水るエルルーーを必然出作することは、理事型土土を制度を基本体でが急回によっても回りませない。 になった。イルーを必要が出作することは、理事型土土を制度を基本体でが急回によってものがより、事業を実践するEPO (Special Purpose Company 特別目的会社 等を設立して、賃金包選までる手投が考えられる、 長井的な事業として、変書展を使用・メラケスへ等が想定される。しかし、同一数地内に関わらず、非出集者とで で、排出集者を根底側に含む5POで実施するケース等が想定される。しかし、同一数地内に関わらず、排出集者とな 不要事業者(2007年)が対決したるために、非出場所から発産設備するで設施内を設定しているし、機関を制定との通 対象となりマニンエルを行きの番号貸款が生じることとなる。 (選生実際によりままを)金書を教育の書き投影が生じることとなる。 (選生実際によりまままな)金書を教育の事を対しまるが地方の足差が期待できる。 なお、展集物の発生がまたりででしまり組みの促進が期待できる。 なお、展集物の発生がほどのよります。 は、日本の表を対します。 は、日本のます。 は、日本のまで、 は、日本のまで、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	一般杜団本 杜月 大 大 京 団 本 本 全 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	環境省	高度物治理注析16条件(項より、高度原度物を併出した事業者(領出事業者)は、その産産廃棄物を目の 理する保証を向います。また、報出事業等は、高度原物の利理を利理集合に受託する際、高度物利理 第12条の対に基づく信息重度物理習慣(いわからマニフェントの文化者影外、原策物和理法素12条系3-項 び第0項より契約書の作成等の、受託基準の遵守機器を負うこととなります。	際 海薬物の高温及び海 (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株)	接出事業者が廃棄物の施軍を委託する際に生じる産業廃棄物管理票交付業務とは、排出事業者責任の所 在を明確にし、電訊得定とがに産業廃棄物が知識されたことを構設することで、不法投棄等を未然に防ぎ、 原業物設理法の選用がとし、こり上企業業業物管理票交付機器や受託基本選挙を不要さすることで、排出 本化力度機が固定の選邦がとし、こり上企業業業が問題である。 展業物設理法の考定に対する記跡では対する影響を指導を経済を設定されてることでは、また、 基本との業等はこ対する記跡では地中業者と処理業者との直接の関係性が条準になるのかならず、不遵 正処理を助奏することになります。 また、同一数数がで課数の法人が展棄物の排出や処理を行うことで、その処理責任の所在が曖昧になりや このような課金の理念から、同一の事業場内で処理基準を遵守し、熱回収を行うことのみをもって廃棄物処理 法の適用外とすることは困難です。	
264	令和6年11月	15日 令和6年12月16	No.22 親子会社問 における悪勢的 曾 受託等の一体 推進の容易化	廃棄物処理法の基準等を満たし、 (3)同一の敷設内かつ子会社の発行 系体主の影響を保有する(100%を 展子会人は影響等。一体的は響を 保口は動して現場事業等 優介では、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり、 をしている。 は、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり、 なり	事業者が産業廃棄物の処理を自ら行う場合、廃棄物処理業の許可は不要である一方、処理を他に委託する場合には、 委託先は処理の集計司を得ている必要がある。許可制度を設け、許可基準に適合する事業者が廃棄物処理を行うこと で、生活環境保全上の支部が全じる可能性や不接投棄の不審正規理を未然に防止している。 しか、即今、建設等は「の場合が全しる可能性や不接投棄の不審正規理を未然に防止している。 しか、即今、建設等は「の場合が全にの会」が会に対し、一つの事業者におったものが、同一数地内で報金社と 子会社に分かれているケースが似てをている。こうに「場合、環前(開金社と子会社に分社化される前)と掛出や要託等の 来参加が実からないとして、二つの事業者に分かれることで廃棄物の信息や処理を共等を傷別に実施する必要があり、 事業者側の負担となっている。 (要望実別により)適正規理の確保に係る社会全体のコストが下がることが期待される。	一般社団本 人日本体 法経連 合会	環境省	廣震物別環法第19条の川に基づき、開会社が千合社の発行液検式の総数を侵有しており、一体的な経営 行うものといえなど回路管 1項各等に掲げる基準を選示すことで、整選前乗場準が設定を行う制度があ す。指述認定を受けた報会社及び千会社は一つの事業者とかなされ、保管や処理委託を個別に行う必要 なくなります。	を 速業物の処理及び清 機に関する法律第12 交の7 変の7	下 制度の概要欄に記載のとおりです。	
265	令和6年11月	15日 令和6年12月16	N=23 店頭間收益 3 の効率的水電 級の加速化 が加速化	各事業者が、適正処理を行うため の処理委託契約を行うなどの措置 を対している等、資訊を指導を目的 行う場合には、ためを引渡金利 見数すことを対げるものではないこ とを、関心してある。 過速すべきである。	スーパーマーケン等によるペットボトル等の品質回収は、効率的、効果的な分別排出・回収・リナイクルに賞する取り組 みであるとともに、住民の意識向上や環境教育の製造からも有益なものである。こうした品質回収は、スーパーマーケット 等をそめたに自主的に取り組まれており、事業者からはこの取り組みを機能・拡大したいとのがある。 高層回収されて、シットボルー時に、自然がから「実際的」に関連をは、自然などの制度を言葉にしているで表した。 関係と関係されることで、社会と体でのスパー発はモードが、自然を受け、国際を受け、国際を受け、国際を受け、国際を受け、国際を受け、国際を受け、国際を受け、国際を受け、国際を受け、国際の体制では、一般によった。 の比較による者はの力解などを観りに 原業物に 皮膚を入ることがあり、原業が取りまました。 になるため、効率的な実際国のの時代になっている。「原業物」への提出性は、輸送者の取扱を受け、ようよう、物画の性状 や提出な方案のものの要素も含みを診断に申問されることとされており、名目がなり相談に基果がある。 (産業実際により)を関に多数あるスーパーマーケット等での店間回収が加速し、わが国における容器包装リサイクルの 一層の覚進が開発される。	一般社团本际	環境省	「行政処分の指針について(通知)」(令和3年4月14日付け環個規免策2104141号、環境省環境両生・質環境の対象物質機能を対象性能を対してもからとおり、漢字物は、占有者が信ら期間し、又は企人に有信で譲渡す。ことができなが、他が一家となったのかいて、これに影響するから物は、その時の性性、特別の状況、質知にこれでは、その時の性性、特別の状況、質知については新聞するからかけ、一般の関連者であるが、一般の関連者であるが、一般の関連者であるが、一般の関連者であるが、一般の関連者であるとが、一般の関連者であるとが、一般を対象を対していては、行政制度が、一般の関連者であると表現を関心については、その収集、運搬以工程の大力に対している。この機能を対象が、一般の関連者であると表現を関心については、その対象を対している。この機能を対象が、一般の関連者を対しては、一般の関連者を対象が、一般の関連者を対象が、一般の関連者を対象が、一般の関連者を対象が、一般の関連者を対している。このは、一般の関連者を対象が、一般の関連者を対し、一般の関連者を対し、一般の関連者を対している。このは、一般の関連者を対し、一般の関連者を対し、一般の関連者を対し、一般の関連者を対し、一般の関連者を対象が、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので、一般ので	第一 (行政係の海針に ついて通知)(令和3 本有別4日が日本語 本有別4日が日本語 本有別4日が日本語 本面面を対象が展展を表 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	原裏物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおぞれがあり、生活環境 の資金上の支票を生とら可能性を解に有しています。このため、商業物に集まする物を処理する場合には、 またのないことを経理した上で、高業物の選正な事を利用を提出しているをあります。 ・ 特別基本いただいとの各時については実情を認まれる場合では、一、各者の自由な必要に任むなとそんざいに扱 力れるおそれがあり、生活環境の身金上の支票を生じる可能性を解これしているという実際の特性を設ま え、他別の各事までいては実情を認まれる間の年間がなれることが必要であり、現者においまして を終めることは実施していては実情を認まれる間の年間がなれることが必要であり、現者においまして を終めることは、実際の場合は、一、日本の主なのでは、一、日本の中では、一、日本の ・ は、他のでは、一、日本の中では、一、日本の主ないでは、一、日本の ・ は、他のでは、一、日本の主ないでは、一、日本の主ない。 ・ は、日本の主ない、一、日本の主ない。 ・ は、日本の主ない、一、日本の主ない。 ・ は、日本の主ない、日本の主ない。 ・ は、日本の主ない。 ・ は、日本のい。 ・ は、日本の主ない。 ・ は、日本の主ない。 ・ は、日本の主ない。 ・ は、日本の主ない。 ・ は、日本の主ない。 ・	

# D	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容		是案	工等小广	所管	管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
曲号	検討要請日	回答取りまとめ日	灰糸争埧	世条の具体的内容		E体	所管省庁	制度の現状 該	対応の 対応の 分類	対応の概要	ブにおける処理方針
266	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.24. 小型家電リ サイクル法の認定 はの一部級和 の一部級和	- ランテマイス店舗等については豆稣 管理の対象としないことにより、携 帯電話等の使用済み製品の広域回	は、即収拠点(パックスの設定機構、対面回収を行っている場所)の名称や所を地文との登録が必要であることに加え、 法整定社会回収金積極の管理なり変更手続きが都度必要となっている。これら手続の指摘さか事業者側の実施上の負担として大きいよの指摘がある。 復選条側により、別いた型家型リナイクル法の認定を受けている再製造化事業者等の定定事業者は、不適正処理の未 開放により、別いた型家型リナイクル法の認定を受けている再製造化事業者等の認定事業者は、不適正処理の未 開放上により、日本では、一般など、以近点かつ別事的に誘手電話等のか、生実電の回収を行うことが可能	般社団本 : :: 松人済合会	環境會 経済産業省	求めているところです。回収拠点の一覧については、すべての回収拠点が掲載されているホームページの 旧比毛提出することで、個別の回収制金川ノの担当に仕入ることができま、また、回収制点に変更があった場合でも、同じホームページとで最新の一覧が確認できる限り、変更出出は不要です。この取扱いについ では、再資産化事業計画の認定申請の手引をおり消耗のの株式に配払しています。 産業機構造の促進のための再資源化事業等の高度はに関する法律、令和セ年法律第41号)の大臣認定の対象 深温機構の促進のための再資源化事業等の高度はに関する法律、令和セ年法律第41号)の大臣認定の対象 採売機能の促進のための再資源化事業等の高度はに関する法律、令和セ年法律第41号)の大臣認定の対象 採売機能の発生のための再資源化事業等の高度はに関する法律、令和セ年法律第41号)の大臣認定の対象 採売機能の表現した。	13所に至電子機器 再度運化の砂差 する上標(小型) する上標(小型) 再度運化等率等 項目の位置の位置 11後	制度の現状側に記載のとおりです。	
267	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.25.原子伊陽連 技術の改造物号計 行に関する規制緩 和	原子伊護連技術の海外向け役割提供について、例えば、米国が 付について、例えば、米国が 10CFR810にて同様の技術輸出を 計る不受よび前後出しつして、同盟国 国本の技術輸出しつして、同盟国 コにすべきである。連州かできるよ	現在、「原子炉並しくはその部分急若しくは耐風装置又は原子炉用に設計した発電者しくは推進のための装置」の「設計、製造又は使用に係る技術」の外国への役務提供について、「特定技術」として、取引とじた場別を重要を活から許可を取得することが求められており、許可取得には、外名手続き含め牛年以上を要する。 個力、表面におりては、原子力技術では一体制度ができないある。直移人間が回路(100FR810)により、日本を含む特定 国への技術動能について、一般行可例がとして有可申請が不要である。また、カナゲから日本へ同様の技術を輸出する 古 国への技術動能について、一般行可例がとして有可申請が不要である。また、カナゲから日本へ同様の技術を輸出する 古 現代、新世別の事務とに呼い、事務と参与人の機会が拡大いてもが、役務の計算可の影響に十年がある。 規定、新世別の事態とに呼い、事態とみの機会が拡大いてもが、役務の計算可の影響に十年が発生し、商機を造する要 選及とのまでいる。また、外国企業からの協業要請に応えられないといったケースが発生し、商機を造する要 返となっている。 (選 望 実現により)日本企業による原子炉関連技術の輸出拡大が見込まれ、OXに不可欠な原子力関連技術の競争力向 上が期待できる。	般社団 人日本 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1	經濟產業省 外務省	用途報路を行います。採設後、乗り間に経路で、任何国政府より任外日本大使館、外務を登録して、終済 産業省に平均利用である形を確認した日本が増産、総済業業者より組出た支援・バス手続が完了した。NGSJ を透乳します。外文手級の京子を請求え、その後、その他の必要な要件を満たした場合に、輸出許可の取得 が可能となり、原子力認進技術の移転が可能となります。 【外務者】	を主意名 国際第一力協定 対が479つと 高差管理性第二 の 高差管理性第二 の の の の の の の の の の の の の	我が国から国外への個別移転案件について、外交手続開始のための訓令発出から相手国政府保証の取得までの所要日数を調査。外交手続が比較的遅滞する対象国を特定。	·
268	令和6年11月15日	令和7年1月20日	No.26. 職業紹介事業における求人・求職申込受理時の説明手段のデジタルイ	規定を改め、取扱職種の範囲等に 係る情報の服示義祭についてけ雷	「職業的/本書の景格運業要領」では、求人の申込みまたは末間の申込みを受理した民間職業的が事業者に対して、 財扱機能の範嗣等に係る情報を、信仰、書面の交付によって、来稿寺・求人者に明示することが求められている。例外的 に、ファンシリンを利用する方法または電子ナール等を利用する方法が認められているものの、書面の交付を分けるべき おく失人者・水理的が自然方法を参加が、電音でも発し続いれており、観光ので表書とはおく事業をはおける事件を実 の境後につながっている。 ファンシリンをは日本ナール、毎年受事する子をと称く官サン・ルース・考または未確常のよりをを扱いることのないよう設けられ、法 ファンシリンドとは日本ナール、毎年の大学にないまり、名書かは本業者のよりを受ける一般にする中、書面による。 なべけを回動とする心器性は、ほぼまやわれている。回路に、選修手段としてのファファンタもも、アジカルで・ベーバーレン化の 選定をも名、男や外方方法として信仰すけることが通じのアファンタもも、アジカルで・ベーバーレン化の 第二度を分割、例外が方法として信仰すけることが通じいました。 (変望実現により) 民間職業紹介事業者の事務作業の効率化が進展し、人材マッチングの効率化に資することが別待される。 5、また、必ずしも書面交付を求めない求人者・来職者は、電子が方法で間候に必要な情報を持ることが可能となる。	般社団本人済合会	厚生労働省	電子メール等を受信する手段を持たない人にも確実に明示する必要があることから、書面被交付者が希望し 13 ※業業	安定法第32条の 安定法施行規則 検討を予 東京の7、第24条の	電子メール等を原復する手段を持たない人であっても推察に明示がされる制度的指機という結点や、近年、 手数性を扱う請求トラブルが実人態度等と紹介事業者の制で多く生らなど。条件等明示の重要性が増して にもここ年を記事さると、電子メールを原則にするというなどのとってとは増重してあるとは増生してか のとうまえますが、求人者及び未職者が希望することで電子メールでの受情が可能である音の開始を行うこと を執計してまいります。	τ Δ
269	令和6年11月15日	令和7年1月20日	No.27. 概葉紹介事 東における職業紹介 責任者の専属要件 の見遠し	職業紹介責任者の専属要件を緩和 し、複数事業所の兼任を可能とす	超末100人以下のとき住より以上の者を、100人を担えるときは、当該職業和5千業に係る条例に等等する者の数が50人 を担える50人とに11人を2人に加えて設以上の海を金属の職業部分更任者として選任いさればならない、人手不足が、 深刻化する中、限られた人的資源の下で事業を遂行している事業者にとっては、当該専属要件によって素軟な人員配置 建立 が招書されています。	般社団 根人方団体 合会	厚生労働省	職業紹介事業所の現場における各般の事項(信情の処理、個人情報等の管理、有料の開業紹介事業の業 務の選素及び改善に助すること等)に適適が生じないよう。これらを統括管理では、及び建業者に対する開業 紹介の選正な送行に必要な影響を行わせるため、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに見りる能力を 有する者として、事業所ごとに等級の職業紹介責任者の選任を求めています。 第254年	1安定法第32条の 安定法施行规则 统办6	題を紹介サービスの買いついては、求人祭から、求人ニーズの世俗や意理者の能力・適性の見疑かもから にすず、者が込むけれる場合が対すれた、専用国際や手数特別他の問題になっているなど、者能が多くなす。 れており、下取なマッチのの産品や・土でおり食の機能が関連となっていまると、者能が多くなす。 援がないまが、事業者への不信息や、手数特別相に見合うないという思議につながっていることも多いで まっていまった。 まっていまった。 まっていまった。 まっていまった。 まっていまった。 まった。	· □

平口	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提	星案 .	所管省庁		所管省庁の検討網	果	ワーキング・グルー
世写	検討要請日	回合取りまとの日	佐朱尹垻	従来の具体的内容	(定条) 注	E体 /	所官有厅	制度の現状	該当法令等 対応 分別	対応の概要	る処理方針
270	令和6年11月15日	令和7年1月20日	No.28. 職業紹介事業及び労働者派遣事業における場合 事業に対する派遣事業を持ちませた。 告書の様式見直し	職業紹介事業及び労働者派遣事業 における事業報告書について、事 実所ごとに作成る現所の提出に加え、デジタル技術の活用により、 助益等事業に会合を事業所に関する の情報をよめて入力・作象、情報を を可能とするから現まる。 「日本のは、一般では、 でも可能とするから現まる。 「下では、 で電子データで作成可能な様式を なる。 は、 で電子データで作成可能な様式を なる。 をある。 は、 で電子データで作成可能な様式を なる。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 であ	民間職業紹介事業者は、毎年4月末までに、事業所ごとに所定の様式(職業紹介事業の業務運営要領」様式第8号・様式第8号の2)に従って事業報告書作成して取りまとめの上、事業工管轄労働局に選出をすることが獲得付けられてい、「また、労働者派遣事業者も同様は、毎年6月末までに、事業所ごとに所定の様式(労働者派遣事業開業系務放及要領土式、労働者派遣事業開業条件成して取りまとかの上、事業工管報労働局に提出をする必要がある。 日本の場合は、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	般社団本 即本 日本 人済合会	厚生労働省	援業理由に記載の通りです。	職業安定法第32条の18 電票安定法施行利制 電子生地施行利制 第24条の58 同規則性 劳力2 第5号及54 開東 開東 等的2 第5号及54 開東 開東 開東 開東 開東 開東 開東 開	5度 事業報告を提出する際の事務負担を軽減するという要望の趣旨を請まえ、負担軽減の手法について、検討 てまいります。	t A
271	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.20 副集・来源に 記げる「管理モデル」 の運用時機化	意した「副業先の労働時間の上限 」時間数」の範囲内で副業先における上限時間数等を合意されば足り ること、3)現行「副業・兼業の促進 に関するガイドライン」わかりやすい 解説にあるような、本業先における	原生労働者[副東・東東の促進に関するガイドライン』は、管理モデルについて、「管理モデルについても、一般的には、 副東・東東を行おうとする労働者に対して使用者も成る国家・東東を行う物者と時間的に先に労働契約を締結していて使用 おが管理モデルにより国家・東東を行ったとすが、今後者をび労働者を出て使用者に(例前の)に扱いる労働契約を締結 は対象・事業はを理モデルによるによって「導入されることが要える」の「当場またの「当場またの」を対象者を記 は対象・事業はを理モデルによるによって「導入されることが要える」の「当場またの「当場またの」の「当場またの「会議を を書きることとはなるを持たを提出して、本東のの「会議を また、関・カルリウオ・特殊」に引き、日本の主義を は、東京の「カルリウオ・特殊」に引き、日本の主義を は、東京の「カルリウオ・特殊」に引き、日本の主義を は、東京の「カルリウオ・特殊」に対象を は、東京の「カルリウオ・特殊」に対象を は、東京の「カルリウオ・特殊」に対象を は、東京の「カルリウオ・特殊」に対象を は、東京の「カルリウオ・特殊」に対象を は、東京の「カルリウオ・特殊」といる。 は、東京の「カルリウオ・特殊」といる。 は、東京の「カルリウオ・特殊」といる。 は、東京の「カルリウオ・サービー・「カルリウオ・カルリウオ・カルリウオ・サービー・ は、東京の「カルリウオ・カルリーオーカー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	般社团 本 队人团团本 以合团体	厚生労働省	副章、東東を労働者が行う場合、当該労働者からの申告等で確認した副章、東東の内容にもごき、自社の 所定労働時間と制度・業業大の所定労働時間と選集し、特部が労働となる部分があるかを認起した結果、自 の大きの特別を記載しませる。 、 は、	労働基準注第37条第1 項、第39条第1項 列制基基局及通过(回 的基基局及通过(回 使 第70分中。今和22年0 月 10分计基集6001第 3 号)	f 制度の現状。間の3段落目以降で示した3点が明確となるよう、「割象・景象の促進に関するガイドライン/ かりやすい解説」の改定を検討します。	[₽] Δ
272	令和6年11月15日	令和8年12月16日	No.30 外国語指導 等子(AIT)の資格 外活動の引起計可 の対象範囲拡大	外国語指導助手(ALT)にのか認め られている「資格外活動」の「包括許 可」の対象範囲について、民間企業 において雇用されている在留資格 「教育」のALTについても、その対象 レオベきである	た、生涯学習・リスキリングとしての語学教育のニーズは増加しており、在留資格・教育」での活動範囲を超えた「資格外 活動」の必要性が高まっている。		法務省 文部科学省	在審資格「教育」に限らず、在審資格「教育、技術・人文知識・国際業務又は技能」の在審資格で在留する者 については、外国、材による地方創生支援を目的として、教が国の地方公共同体その他これに準するものと 雇用に関する契約を締結しているものに限る等の条件の下、資格外活動許可の包括許可を認めている。	出入国管理及び解説 認定法括行規制第10 余第5項第2号	脚模楽の中で言及されている包括特可の枠組みは、平成30年6月15日に脚縄決定された「まち・ひと・しこ 創生基本方針か15において、地方における外間、材の方用の簡単として、地方の共居体等において開用 れる外国人が表表かつ効率的では動できるよう心を指かて資格が高速を指してはやすることされ、 当外国人の活動範囲の拡大と図ったものであり、民間企業に雇用されている外国人には適用できないもので、 おとか、領重に検討する必要があります。	
273	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.31 禁運システル 等のインラ軸出に するな音楽器様様 修」の要件緩和	の一以下であること等)を譲渡する の一以下であること等)を譲渡する ことが考えられる。なお、現行の技 飲実習制度や企業内転勤といった 在留資格の場合は、受け入れる外 国人と雇用契約を結ぶことが前提 であるため、相手国のインフラ企業 が国営企業などで業職の規制が数 1、11組全、当体建即からの日本で	在習貨格「研修」は、外国人が日本の公私の機関で行われる研修制度を活用して、日本で技術や知識を学ぶ資格である。現行の即在留貨格は、ODA対象国等接受格差のある部からの受け入れを想定しており、日本の受入も機関が研修に要する結構と同様の表現となるとのであり、日本国内にことして、中国人の政策と関係を受けませた。 ことした。日本の政策によりである。 は、日本の政策によりでは、実施が日本の政策によりである。 は、日本の政策により、日本の政策により、日本の政策により、日本の政策には、日本の政策により、日本の政策により、日本の政策により、日本の政策により、日本の政策により、日本の政策により、日本の政策により、日本の政策を受け、日本の政策を受け、日本の政策を持続を受けている。したがこの、日本の政策を受け、日本の政策を対し、日本の政策を提供した。 は、日本の政策を対し、日本の政策を対し、日本の政策を対し、日本の政策を表現している。したがこの、民間企業を実施している。したがこの、民間企業を実施している。したがこの、民間企業を実施し、国本の政策を対し、国本の政策を対し、国本の政策を対し、国本の政策を対し、国本の政策を対し、国本の政策を対し、国本の政策を支持し、日本の政策を対し、日本の政策を対し、日本の政策を対し、日本の政策を対し、日本の政策を対し、日本の政策を表現り、日本の政策を表現し、日本の政策を表現し、日本の政策を表現り、日本の政策を表現し、日本の	般社团 从人日本 入济合会	法務省	ご提案にも記載いただいているととり、名音音格「研修」では、民間企業による実務研修が認められておりません。これは、平成21年の人を設立まのの名音技術研修」では、民間企業による実務研修を認めていましたが、実務的体を認めていません。 たが、実務研修と影響の動の物理をはありがあり、一部において、実質的な成音を影響をとして写真と観音を表する。 投資・事業が学生したことを受けて、同改正法では名音演術「転送実育」を創設し、労働服务の書目とで引き、 労働発化することでは国人の登録をあるとともし、定意を関係「研修」での民間企業における実践研修 認めないこととし、記憶があります。なお、非実務研修制は推薦が表すいるに対してなく、研修センター等である。 認めないこととし、記憶があります。なお、非実務研修制は推薦が表すいるというに対しては、研修とシー学では におきません。 におきまままままままままままままままままままままままままままままままままままま		可 制度の限状間に記載のとおりです。	Δ

番号	所管省庁への		担实支持	担実の見けが力容	45本地上	提案	-ri Attracio ada		所管省庁の村	食討結男	Ę.	ワーキング・グルー
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
274	令和6年11月15日	令和7年1月20日	定技能」のヒルク	在職責格「特定技能」のビルクリー ニングの野の業務内容について、 建整物際生法に基づく特定工業物 等の清潔に関うない。 よれた住宅の専者部も含め るべきである。	在留質権「特定技能」における。活動が可能となる特定高度分野のうち、清掃衰弱器達ではビルクリーニング分野が設定されている。その東部内容は、建築物権生法に基づく特定建築物(不特定多数が出入りするオマスビルやホテル等)の清掃等に限定されており、住宅の専有部は、個人の責任の下で精神管理すべきものといいるため、即法で設定する情況を基準の表別がには扱われていた。他の主義を指している。ため、自然を発力をは、大きな、自然を持ちない。他の主義を指している。また、近年は、新井サービスが指令された。10分割を分でインスピルル研究するもで増えており、そうし、他等がもから、また、近年、新井サービスが指令されたが、10分割でスピルル研究するもで増えており、そうし、可能であるが、世界と社社の企業が基準を与り構造している。というは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をは、10分割をが、10分割をは、10	一般社团本体 进入活团本体 連合会	厚生労働省法務省	特定技能外国人制度(ビルクリーニング分野)は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)を根 税としています。同法第2条の481項の設定に基づ背景でもれたビルクリーニング分野における特定技能 の在事業権に各権的の運動に調かる対象に信息を研究を持ている。表情名、電影片、大きな技能 別人(以下得支柱動列国人という。)が従事する業務と規定していまって受け入れる特定技能 別人(以下得支柱動列国人という。)が従事する業務と規定していまって受け入れる特定技能 別人(以下得支柱動列国人という。)が従事する業務とは変していまった。 海排作変あると限定されているため、個人の住門の清掃はまたる業物に認識しません。 海ボルスのあると限定されているため、個人の住門の清掃はまたる業物には認当ません。 対策にてあると記定されているため、個人の住門の清掃はまたる業物には当出ません。 財産であると記定されているため、個人の住門の清掃はまたる業物には当出ません。 対策になった。 東京にてあるとに変し支えないとしています。(運用景報第3の1)ただし、またる業務に従事せずに関連 業務のかを行うことは認めら作ません。	・出入高管理及が確認で ・出入高管理及が確認で 地域では、個別ないを確定で 1 項 ・ドレッリーニングを の 選用に関するであり、 は、の 2 回 ・ 1 で 1 の 2 回	その他	運用要領第3の1で並べる「これら(ビルケリ)ーニング分野)の業務に従事する日本人が通常従事することとなる問題業務員に強調する業務で含れば、特定技能が額入が付給的に従事することは志し支えありませんが、原生労働者は特定技能が個人の住戸の清陽を行うことは志定しておりません。	Δ
275	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.33. 在留資格「特	批元企業以方向への任轄型出向を 認めるべきである。 ①出向先において出向元企業で従 事する特定技能に定められた業務 に従事すること ②出向元企業が、定められた義務 的支援が不足なく行える体制整備 参幅によいること	通じたスムーズな教育研修や新たなスキル習得による迅速な受託体制の構築が困難となっている。	——般社团本体 进入资合 会	法務省国土交通省	特定技能制度では、特定技能の在留資格に係る制度の適用に関する基本方針に基づき、特定技能外国人 の雇用時期については、スルタイムとして上て、原則にして直接雇用としています。また、当該外国人が所属 する機能は一つに限ることとし、複数の特定技能所属機能との雇用に関する契約は認めていません。	特定技能の在留資格 に係る制度の運用に 関する基本方針(平成 変)の基本方針(平成 定)	対応不可	特定技能制度においては、特定技能の在留資格に係る制度の適用に関する基本方針に基づき、外国人の屋 用を安定させる。受入れ機能としての資務の所在を明らかにする等の設計から、展用影響については、フルタ イムにしたよう。成果以上で国意理用は、一個国力が開きる機能が一つ「課金ととし、機能の企業を である。たままというは、出版主義を重要して制作、全国規模が関係があるため思わられませ 人が、軽額と同じ、こいては、出版主義を主との間にの資料を係があるため思わられませ 人が、軽額と同じ、こいては、出版主義主との間にの資料を係があるため思かられませ 人が、軽額と同じ、こいては、出版主義主との間にの資料を係があるため思からませ 技能所護機関は出版主義となることから、在留資格変更許可申請の子様が必要になります。 技能所護機関は出版失事業主となることから、在留資格変更許可申請の子様が必要になります。	*
276	令和6年11月15日	令和6年12月16日	定技能」の鉄道分野 における在籍型出向 の認可	以下のような場合には、在留資格 「特別技能」の鉄道分析においても 在報覧出的を認めるべきでかる。 ではまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまってい	・ 基面に接換・性等場像・電力・電車パーテンス等の様々な業務医外の技能が総合された大きなシステムにより返りな ている。そのか。火事するにあたっては、全ての分野に大連さる安全や会議を分の急能技術等の教育を行っている。この未存の一つとして、在業型に向(後業長の音を出向元)正面いまま。出場未の発表や行っては場か、地震・下・海会社で、人は少ない場合はかの音響が同性なる。接近会なの場合、実際区分の世子が主義ないません。東下・海会社で、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	—般社团本体 因本体 查	法務省關土交通省	特定技能制度では、特定技能の在留貨格に係る制度の適用に関する基本方針に基づき、特定技能外国人 の雇用形態については、フルタイムとしたとで、原則として直接雇用としています。また、当路外国人が所属 する機能は一つに限ることとし、複数の特定技能所属機能との雇用に関する契約は認めていません。	特定技能の在留資格 に係る研究の運用に 関する基本方式 30年12月25日開議決 党	対応不可	特定技能制度においては、特定技能の在留資格に係る制度の適用に関する基本方針に基づき、外国人の屋 用を安定させる。受入水銀機としての資務の所在を明らかにする等の創旨から、雇用影想については、フルイムにしたで、原則として直接着用とし、外国人が所属する機関は一つに環ることとし、複数の企業との屋 用心質する時状態ながしこととして感が回外未機関がよりの間に同様が影響があるため別とのないようとない。 最近に関する時代はあるいこととしての場合の無限があるから別との間に同様があるため別とのは というないでは、自然を表しているのでは、自然を表した。は同条年業まが受入水場間 としての要件を表示する可所定の母性高をしては影の寺をととなります。なれ、転出他のの寺会は、特定 技能所属機関は出向失事業主となることから、在留資格変更許可申請の手続が必要になります。	7
277	令和6年11月15日	帝和7年8月20日	No. 35.路国人雇用 状況の届出の一括 申請	「外環人雇用状況の届出」のうち。 雇用する外環人が使用体験被領域 考となるない場合に必要な届出に ついても、本社所在地を管轄する。 共職業交正所に関、ハローフー ウハの一括体験を電子申請も含ま 可能とすべきである。	所を官略するハローリーソへ、「外国人雇用状况油出書」をでれて礼徒出する必妥かめる。しにかつく、今任においく外	一般社团本体 担日团本体 連合会	厚生労働省	外国人屋開状法の屋出は、屋用保険被保険者である外国人労働者については、屋用保険の序格故障局。東 矢国の手続きた等で、裏開保験適用事業所を襲撃するパローフーかに関け出めてきることにています。一 力で、屋用保険被関係者ではない外国人労働者については、外国人屋用状況届出書を収分えの事業所を管 様するパローワークに届け出ることとなっています。	労働施策の総合合のなの 接進並びに労働者 雇用の安定を基準 選手店の光度等に関す る法律者が発	検討に着手	カ国人資用状況の開出は、外国人分散者の資用管理改善指導に活用するとともに、不法就労の防止を限る ことも目的としており、出入国在管理関する地面する情報との連携を行うを組みを開始に、不法就労が接わ れる事業について、ハロープーがから方出人原在管管管理書に通報等を行っているところである 展用限数接接接をとなるは「留学を生める情報を発力を指し、東東所の数量で利用れることも多く、入社・ 退社の過度が高くなることから、一般的には、本社において、外国人労働者の雇用情報が可能に思想される。 いものと表現して記ます。最高を再発は軽減えなどを乗り上を図る積点が、東重が大社等である。 第に記する雇用情報の一元がな管理を行う場合においては、オンラインによる一部した外国人雇用状況膨出 が可能となるよう、外国人雇用状況膨出システムの改修等を検討します。 □ 1000 日本の企業を受ける場合においては、オンラインによる一部した外国人雇用状況膨出が可能となるよう。外国人雇用状況膨出システムの改修等を検討します。 □ 1000 日本の企業を受ける場合においては、オンラインによる一部した外国人雇用状況膨出 □ 1000 日本の企業を検討します。 □ 1000 日本の企業を検討します。 □ 1000 日本の企業を使用しませる。 □ 1000 日本の企業を使用しませる。 □ 1000 日本の企業を使用しませる。 □ 1000 日本の企業を使用しませる。 □ 1000 日本の企業を検討します。 □ 1000 日本の企業を使用しませる。 □ 1000 日本	

番号	所管省庁への		担实事項	担実の見けめ中の	提案	Er de de d	所管省庁の検討結果	ーキン・グルー
借与	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案理由 主体	所管省月	制度の現状 該当法令等 対応の概要 対応の概要	処理方針
278	令和6年11月15日	令和6年12月16日	Mo.36. 建設業における業業所等任故 ける業業所等任故 領者の複数業業所 来務の容認	営業所専任技術者が2、3.5所の当 業所に扱って東勢することを認む。 東所に扱って東勢することを認む。 で懸念の場る場合には、比かゆる 建程(例えば、電気通性工業、電 実理(例えば、電気通性工業、電 実際を認っませ、地では、 大一式、建築、小工で高級の事業事種(例えば土 木一式、建築、小工でありに広げていく ことも考えられる。	専任技術者の常業所への配置は、建設業の業種の全てにおいて、建設業計可及得要件の1つとなっている。常業所存 住技術者は、選正な前貨業的が結婚されるよう技術的な認益から契約的容の課題を行う等の思想に定事する。近年、建 股票をでは、生産等外人口の減少や力感を能够に単に外した平足が議在した。19、専任技術者の機能が強しい支充が転 している。また、IT・通信環境の退棄に行う機を力の変化に加え、課題業界を体の生産性向上が求められており、常庭上 選集が存留をごはから、地間間でのプレーンが存住技術者の影象を作る前でする機能制度が支むたが、他能として 一つ人と中、関土交通者の「適正と施工程機のとあの技術者制度検討会(第2期)」において、営業所等任技術者の営業 所に自む業形でいては、技術的には可能とされたもの、特別の制度となることで、営業所等技術を可能と が選正立場貨製物の締結等の主条の保険を業にななくなことで、営業所の設置が需要となることで受き実験やの激化を が選正立場貨製物の締結等の主条の保険を業にななくなことで、営業所の設置が需要となることでできた対象との は、会主の事業を対象としていない。 技術会が は、10、出版を対象でつきたいと思想は、特別の制度とつけなから一場を対象となり、最終的報告では、営業所等日出 接待会会 第61、コンドの場所は、例は、20、30 所の営業所に関立なから、地域を持定され、第20 元を 第62 元といるといるといるでは、例は、20 元の書をとなっての全の事業をなり、事任技術者が、MEG 主義とステム等 のだけ技術を用いることで、民を港とさてその保険を業にすことは、サイルである。 (空業実現により、時代より、20 元を実施を実施を集まってとは、サイルである。) 企業を関したり、日本により、日本により、日本により、第20 元を表しま。 企業を関したり、日本により、日本	国土交通省	 営業所の専任技術者は、建設産法・開設が年法律官100号)第7条音2-5長び貸16条前1清節2号において 建設産計画の実体の一つとして限定され、適正で課業発的が縁続されるよう。技術的概念から契約の限の課 設定付けまか、請負契約の適正な履行が確認されるよう。技術的概念から契約の限の課 ととき目的としております。 選覧業法において、「実施別とはよるよう。支援の管理技術者のアンワフプ・サイートを行 3.0とと目的としております。 選覧業法において、「実施別とは本庭又は安全は、公民会社会とよう。政権の企業を行っまか、「要な、日本会社会 はおいまから要素が、これでは、海上には発生的の業務ができる時代を いたがの発生状態によるのご業を所になっては金毛でもの定型のエレールのまです。また、「毎年10年 はない。 他の定業所になっては金毛でもの定型のエレールのまです。また、「毎年10年 はない。 他の定業所にないて、第二年に対しませない。 では、2000年 はない。 他の定業所にないて専任を要する者は、原則として、「毎年20名とは い、他の定業所に会な、」において専任を要する者は、原則として、「毎年20名とは い、他の定業所に他の課題業者の変差所を含む。」において専任を要する者は、原則として、「毎年20名とは いないものとして取り扱っております。 	0
279	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.37、実践的なデ ジタル人材育成を実 現するための大学 設置基準等の改正 (1)	してカウントできる上限(4分の1以	わか間の産業界では労働生産性の向上やイノベーション制出の必要性から、デジタル人材へのニーズが急速に高まっている。こうしたニーズを背景に、高等会有機関におけるデジタル人材有成にも大きな期待が寄せられているものの、大学等におけるデジタル機体の設有は実践性に大け、企業での問題力となる人材業出がイナリに行われていない。また、自選が野で実施経験を持ずる発展は不足しいも。加えて、最後不正は、地方で開業をするか。地域によりでデジタル人材育「国は全和4年度に、成長分野における教育インターストリーストリーストリーストリーストリーストリーストリーストリーストリーストリ	文部科学者	基幹委員制度については、今和4年度の大学設置基準改正的に新たに定義したものになりますが、以下の ①女は2を添えてお食が延齢を過去さることが写像です。 ②安は課題の組織する物の学節の通常について責任を担う教員 ②A又は500パリアもか (A) 当該字部の物質課題に対ける主要保養利息を担当する教員 《信も過去子の教育研究に共享する情報を入 (国) 当該字部の物質課題における年間の単位上かける年間の単位以上の授業利息を担当する教員 専り出該字部の教育課題における年間の単位以上の授業利息を担当する教員 第一当該字部の教育課題における年間の単位以上の授業利息を担当する教員を表しています。 安養服務教員のが同意開記における年間の単位以上の授業利息を担当する教育のある必要がありますが、必要服務教員のの言語学に対する情報を表していません。 本書、別表第2 本書、記述の表書、記述の	
280	令和6年11月15日	令和8年12月16日	No.37、実践的なデックタル人材育成を実 対するための改正 ②	実践的な歌声が必要なデジタル、掲 選の書では、地分教教が不足し、大変 が関いて、地分教教が不足し、大変 が表して、他の表して、から、大変 の大学を行われるデジタにも選手で の大学を行われるデジタにも選手で の大学を行われるデジタにも選手で の大学を行われるデジタにも選手で の大学を行われるデジタにも選手で の大学を行われるデジタには は、単位教育をはない。 を持ちりました。 の大学を行われるデジタには がある。 の大学を行われるデジタには がある。 の大学を行われるデジタには がある。 の大学を行われるデジタには の大学を行われるデジタには がある。 の大学を行われるデジタには がある。 のも時間を は、単位教育を は、単位教育を は、一位教育を と、一位教育を は、一位教育を と、一位教育を ・一位教育を	わが国の産業界では労働生産性の向上やイ/ペーション割出の必要性から、デジタル人材へのニーズが急速に高まっている。こりたニーズを背景に、高等を有機関に対けるデジタル人材育成にも大きな開発が寄せられているものの、大学場におけるデジタル機関の名前は実践している。加えて、最終予定に、あって機管が出まれていない。また、自然の開業業を関いたらっている。加え、、最終予定に、地方で機管であった。大学設置基準等の定とや特別制度の創設は高く評価されることが、また。以上参数な教育フログラムが観波されるところであるが、新に対したも広幕を見る条件が機能として、建設を改善者での選とや特別制度の創設は高く評価されるところであるが、新に対しているか年度の事件が機能と、関連素等の選上・手持例機度について的年度の自動が参客であったとなどに関かると、重要界の人材ニーズに配かするには建設し快送達令会がある。大学設置は、大学教育は公司の事件が関係について的年度の自動が参客であたことなどに関かると、重要界の人材ニーズに配かするには重し快送達の会会、実施業に対しました。大学教育の連携が多くの大学で、実務家を責による実践的で質の高いデジタル教育の理化等が期待できる。また、当該人材育成し取り組む大学の志望者増加、安定的な人材の輩出、ひいては産業競争力の強化等が期待できる。	文部科学中	大学設置基単に定められて教育管理物に関する事項に関し、左右科学大阪の原文を合けた場合は、特別学 表面を図る企画文化・面によっていことができる大阪として原文・主にとかできる。他自自経験・保格を特別制 度とその名は「国際以上した」でも特別の原型に関心では、大学教育等に支援を有する者から 第1項、第2項 構成される有機者会議(運営委員会)の公正な審査等を経ることとしています。	Δ

20.0	_ P	音省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提家理由	提案	er tet de			所管省庁	の検討結果	₹	ワーキング・グルー
金		検討要請日	回答取りまとめ日	灰余争坝	世条の具体的内容	捉禾埕出	主体	所管省	日丁	制度の現状	該当法令	等 対応の 分類	対応の概要	ブにおけ る処理方 針
28	11 é	·和6年11月15日	令和6年12月16日	薬の原薬・中間製	通常2~3ヶ月を要する機生物学的 試験などについては、政策回移に 支援機能を対する側に、「原業」 品)及びが治験薬」の原薬・中間製 は、最初等を製剤がから自社の 度で、10分割の一部が少せは被産薬 な、4分割をとなったと考別すべきで ある。	期間が短い一部のケースを除く)。また、治粋薬の製造管理、品質管理等に関する基準(治験薬GMP)において、「治験		厚生労働	対象 たんぱん は は は は は は は は は は は は は は は は は は	・ 中初3年4月28日 富生監察先0428第2号「原素品及び「高速部外品の製造管理及び品質管理の基準に関 でも省合(MM等合)の一部な正について「第3 変色解説の新さ集(4)」において、「原素品」の原意、中間 では、市場出版者の品牌製品については、全ての試験が完了」、その結果を指まえて出席の可否を利定する では、市場出版者の品牌製品については、全ての試験が完了」、その結果を指まえて出席の可否を利定する 多数が約1ます。 1人での特性上、所定の試験検索の一部について結果が利明する前に製造所からの出席の可否の決定を行 できる他ない場別を選挙する場合であって、建筑場下で美術を選手が場合 できる他ない場別を選挙する場合との、建場用にする権に製造所からの出席のの決定を行 できる他ない場別を選挙する場合をあって、建場用にする作を選手が出来が また、治験素については、「原素品」と同様の散扱いが可能であるか、治験依頼者の責任において判断する で差支えありません。	品の製造管理及 質管理の基準に る省令(GMP省令 一部改正につい 3 逐条解説20第	2号 部外 が品 現行制度 で対応可能 に対応可能	F 「制度の現状」に記載のとおり、一定の条件を高たす場合は現行制度で対応可能です。	Δ
28:	2 ⁴	1和6年11月15日	令和6年12月16日	No.33. 製薬企業から国民への治験に 伝統情報提供の実 現	て」の対象外とした上で、厚生労働 活温知「治験に係る情報投い数 扱いについて」を修正し、「治験に係 る情報を求める者」のみではなく、 広く国民に実施できるようにすべき である。元末・治験への参加には法 験実施医師の医学的な判断が必称な 売り、各入験で規定された者のみが、十 分れて、フサールに、アンヤルよを終	日までは、厚生労働省基地「治験に係る情報提供の散扱いについて」(含和2年1月34日産主製事業の12時1号)により製工金額の大きに係る情報提供の散扱いについて」(含和2年1月34日産主製事業の12時1号)により製工金額を有いたる治療情報の提供に関する要件が示され、治憩薬の名称や治療配号等が含まれる治験情報を提供可能となった。しかし、その対象が「治験に係る情報を求める自のかける機能に関する状態と対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	一般人人可做人人可能	厚生労働	特・男も思・会だ等・生でも	未発音の高度点の品質、高効性あり安全性は溶硬されたものではなく、企業者主上の懸念が生じるおされ があるため、変異品、医療機器等の高度、有効性及り安全性の健康等に関する連模(関知30年法律)は があるため、変異品、医療機器等の高度、有効性及り安全性の健康等に関する連模(関知30年法律)は があるため、に基本はおける実際法書のはでして、広告をしてはなない。当初が規定されております。 原理と信義変なを開催性情報接着知りで示しているとおり、ご願客を影けする間をの見かり回覧整理を 原理と信義変なを開催性情報接着知りで示しているとおり、ご願客を影けする間をの見かしま変を形態と できるため、かかなのまた。表では、一般では、一般では、一般では、これでしてります。 のできるため、かかなのまた。表では、一般では、一般では、一般では、一般でしています。 のは実施をのから現まる性のようには、一般では、一般を は制度の名称、、効能と呼称については、「一般は、一般を は制度の名称、一般を記を明まるから、一般を は制度が表するから、一般では、一般では、一般では、一般では は制度が表するが、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では がは、一般では、一般では、一般では のが、一般では、一般では、一般では、一般では のが、一般では、一般では、一般では、一般では できるよう地性情報を用ののまなが、一般では、一般では、一般では、一般では にから、一般を にから、一般では、一般では、一般を にから、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 にから、一般では、一般では、一般では、一般では、 のが、一般では、一般では、一般では、 のが、一般では、 のが、一般では、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	月29日医薬監第 厚生省医薬安全 視指線に係る被 募集の情報提供 扱いについ医薬監 号厚生省医薬安	びす法 医性年号 医性年号整 者取は15年	・医薬品等の広告は、「漢事法」における医薬品等の広告の結当性について」(平成10年9月20日医薬繁第144 特男生物医素文品繁殖計画理長差別)で示しているとおり、同額を管制する・協議の関系大変を発展させ を心意思が明確するとし、企物を実施者の高級者の対象のと特別しています。 要であることのいずれの実性も高たす場合、これを出きに関するものと特別しています。 「最近差別の場合機」というで機能を使けては、対える原状態の自然であることを明示し 増加一トを明示することは、定じまします。 ・以上から、製造を対象の未実の一般的名称(成为)とは関連一トを等引し、かつ、数数を数 ポートを明示することは、定じまします。 ・以上から、製造を対象の未実の一般的名称(成为)とは関連一トを等引し、かつ、数数を数 ポートを明示することは、定じます。 ・以上から、製造の対象の未実の一般的名称(成为)とは関連一トを等引し、かつ、数数を数条を ポートを明示することは、定じます。 ・水のまた、「大きのない」というでは、また、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのは、「大きのない」というでは、 ・水のまた。「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた。「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」といった。 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまた、「大きのない」というでは、 ・水のまたり、 ・水のまた。 ・水のまた。 ・水のまた。 ・水のまた。 ・水のまた。 ・水のまた。 ・水のまた。 ・水のまたる、 ・水のまたる、 ・水のまたる。 ・水のないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	K
28:	3 4	·和6年11月15日	令和6年12月16日	No.40 集使用医薬 品の非臨症料素の の事態を主義 の 廃止 止		医薬品の製造販売未認申請に対して審査を行う独立行改法人 医薬品医療機器総合機構 (PMOA)は、申請責料の信頼 住の基本への場合性を複数するため、場合性書間調査を実施している。しかし、場合性書間調査は日本独自の指数であ り、素外の光影を関手に関手に関手に関する。 国民施設及び選末試験のいずれたが考定になり場合が、このうち海底系制度に対してはかったのは対域には少く然のの はまた数及び選末試験のいずれたが考定になり場合が、このうち海底系制度に対してはかったのは対域には少く然のの は数か中で機能が最近である。 場合は表面調査対象は対象とはでは、表では、表では、表では、表では、またでは、大きなの主要やサンスを含ましてWOAが 場合性書面調査対象は対象と変性を重要に対している。しかし、表記申請申には既によりの有効を多変では、世界をの事を描せるを指数でも 場合性事面調査が多点は対象についていましまい。表記をは、表記の本品を変力では、となったが表している。 会で性事態度を持つの非温底のかにいる。以外に、表記申請申には既によりの有効を多変では、またでもおしている。 の、申請を持ちから原始の変とは関本のがより、同意と使わないました。会れで、中間を関するとなったが、表記をは 対象と性事である。このできないましたが、またが、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を対象になるとないました。 の、申請を持ちの事態はあるの実には関本の対したり、同意と変もの実施に関係を多すことがある。それでは一般では、このた の、申請を持ちの事態の対象になるとからからからが、最重な目の実施を表記を表記を制度がある。 が、表記を表記を申請の即の対象があるとからたからからからの事態は対象に関連するとなの文章・デープ語の電子に、共同研究 と、特に表は主義のがあるに対している。 は、特に表はままがあり、大きに、電気を表とないました。 は、特により、薬素品をのが自然な対象に対している。 は、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に関わる。 を表にまたはであるといるに対象とないは、またとは、またとは、はは、は、 は、長期能している影響を表に対している。とれまはは、は、は、は、表記を表にははない に、長期能しましたと表がは、多いのとは実施を表のと言ながある。まだはについては表定が内の表として単常の影楽を表とないましたと、またとないままに表記を表の形象により、とないまとは、またとないまとは、またとないまとは、またとないまとは、またとないまとは、表のの影響とよっないまとないまとは、またとないまとは、またとないまとは、またとないまとは、またとないまとは、またとないまとは、またとないまたとないまたとないまたとないまたとないまたとないまたとないまたとない	一般社团本体 人日団本体 連合会	厚生労働	E E	深思申請時に張付される試験データのうち、non-CLP非協定試験に係るデータの作成・収集にあたっては、 原生労働者やで定める基本には第二とが原業品、原産機器等の点質、有効性変化変化との解唆等に関す 住宅の指数等に関する建設所実施制度が認めなの享度生命等。 場合しているか否かを適合性業務制度はおいて複製しております。なお、承認申請資料に対する適合性書 関連者では試験データの重要度も考慮して、調査対象資料を選定しております。	原面品、医療機工品、医療機工品、医療機工品、医療機工品等。 高質、有質等工品、医療性及 工程等品、医療性及 高質、自然性及 高質、自然性及 可能性的 可能	する (実験の (安全 現行制度 で対応可能 付け 変も	議業品の承認のために提出された資料については、その重要性に認めて、適切に信頼性が確保される必要があります。適合性書類的度では個々の試験の表現の時間における事実性を発生されて、設定対象資料を選合金額では、通常の場合を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	Δ

番号	所管省庁への		提案事項	担実の見けが中央	提案理由 提	是案			所管省庁の検討結果	Į.	ワーキング・グルー
留与	検討要請日	回答取りまとめ日	佐朱尹垻	提案の具体的内容	泛条理出	E体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
284	金和6年11月15日	令和6年12月16日	No.41. 業事審査 はおける民間等の関係 原標本に機関が作 場合の法用権連 者の法用権連	医薬品開発の効率化・促進に向けて、アカデミアやASTMインターナショナル・ISOなどの足間等の国際 標準化機関が作成した国際規格・標準(コンセンサス・スタンダード)を PMDAの薬事承認審査プロセスに 活用することを推奨する文書を厚生 労働省から発出していただきたい。	票と原産等発品の開き、実用化が急速に進んでいるが、再た原産等発品は従来の高度品などとは異なる合く領し、製品であられた。その安全性や品素の評価方法について国際機能・標準を軽減し、実計する配きが電影で改選している。アメリカ食品を裏面房で10人のハイイ医素の必要整常を行うのBERで使用する。まますまな配きでの選出している。アメリカ食品を裏面房で10人のハイイ医素温の水泥器者を行うのBERで使用する「最高を対象で対象に対して国際機能・標準を軽減し、実計する配きが表で対象に対している。アメリカ食品を実施局で10人のハイイ医素温の水泥器者を行うのBERで使用するでログスルの公式は、外間を使用で促進する。ため、いるは10人で10人で10人で10人で10人で10人で10人で10人で10人で10人で	人日本	厚生労働省	産業品及び再生原映管観点(以下、「原業品等」という。)の原語業者は、原業品等の品質、有効性、安全性について簡単された情報に基づいて行うことは「たが、自動業者の作品、資料の無常には各級主義が応募されているという。 からいっては医療と関連制御医阻断をはいけによる各様がドラインに対して対す。そのよう。例如は 品等の評価については医療品等の性質等と指すえて個別に行っているところ。当該主業品等の評価に用い こととが科学的では当てあることを提供、団体等が策定した規格等による試験等による評価に基づいて承認申請を行うことは差し支えありません。	表 _ 一 現行報度で対応可負	高葉品及が再生原金等製品(以下、「原業品等人という」の評価に用いることが利定物に提出であることを 第1、固体等が第2型、光振等等による経験等による評価に基づいて発度制能を行うことを選出、変えありま かっただし、過数報等による経帯をあるかあたかからす、実態制能に発展基準さに、事態を しいてもの医素品等の評価に用いる受急性等について確認する場合があることにご需要ください。なお、来 制剤の時点においても、評価方法について独立行改法人医素品医療機器総合機構に相談することが可 です。	63 28
285	令和6年11月15日	令和8年12月16日	No.42、医療用医薬 品の承認申請にお いデーター(レジストリ)名 対の拡大 の拡大	国立研究開発法人日本医療研究開 発揮様(AMED)のCNMが出せ、LI	現在、日本における医療用医薬品の承認申請等において、リアルワールドデータ(RWD)を利活用するために発出された 東生薬養養の323第1号/素生機響例032第1号の4(2)により、ランダムに患をも模数の到に分け医薬品の効果を検証 するランダムに比較は減り次素性が調整な疾患にWDの利活用が固定されているため、RWOの利活用に関する間論が停 悪している。 信望実験別よりNWOを予節対理として限いる場合の方法施の議論・FRWO利活用等何の蓄積が進み、医療用医療の 活動・時における低コスト化、効率化が図られ、日本の原薬品・医療機器等の制度を含かったが高やさる。また、職 疾病や程度認知能などの疾患への医療用医薬品に関いて、条認申請とおけるWOS市用の交積を表むことで、RWO利活 あのノウハ・7が開発を言義明する。これにより、ランダムは記録性の実施が関連なおから患もアル氏・長は下して を は、対しているのでは、日本の原本の経験では、日本の原本の原本の原本のアル氏療はおいたは を は、およ、表生薬養金の321第1号、/ 薬生機業券の322第1号の行した。外部列間禁止して使用する際のバイアスに関する原金 は、シストリニを健さされている患者数が少ないために、患者背景を構えるためのデータ地はかりました。 は、レジストリニを終されている患者数が少ないために、患者背景を構えるためのデータ地はかりました。 は、レジストリニを健さされている患者数が少ないたが、患を背景を構えるためのデータ地はかりました。 は、シストリニを健さされている患者数が少ないために、患者背景を構えるためのデータ地はからまたもの もかかわらず、これらの疾患に対する療食用医薬品の承認申請におけるPWO利活用を指まれるという矛盾が生している。	般社団、大済合会	厚生労働省	「「承認申請等におけるレジストリの活用に関する基本的考え方」について川において、レジストリデータを活用する場合の一つの際として、リアルフールドデータを外着対理等として利用することが想定される場合を実は、各の条件である方指が想定されるとしてはまっまた。ままかによって、実際申請のための名的性を以下を使っままかにはでは、実際申請のための名的性を以下を使っまった。日本者からない。お今後は「日本ない」というないない。 現実の者と、アンダムには定該接を受けるできるかって、一直者参かない。お今後所で書意からの場で、 児本格を介格とする場合ものように、対照書を置いたランダム化比較試験が問題である場合に利用が想定されるとして記載しています。	17英語を開催したけた レンストリの原理に リンストリの原理に マンストリーの原理に マンストリーの原理に フンストリーの原理を 東京の原理を 東京の原理を 東京の原理を 日本の 日本の原理を 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	透知においてお示ししたリアルワールドデータを外部対照等として利用することが想定される場合は、例示してお示したものであり、医薬品の評価に必要な語版技能等については、医薬品、対症疾患等に応じて食 総合機能に相談することが可能です。原生労働なでは、リファルフールドデータ活用促進事業により、疾患 総合機能に相談することが可能です。原生労働なでは、リファルフールドデータ活用促進事業により、疾患 ンストリ 医療性学ーターベース等のリアルフールドデータ流事時度への活用に向けて、疾患レジストリ党 の保有者によるデータの信頼性確保の取組を支援しているところです。	と思想し
286	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.43、PMDA(独立 行政法人医薬品医 吸吸器配合機構)の プログラム医療機器 審査期間の改善	日本においても、最大の事務処理 期間の設定もしくは30%ウイルでの 標準的事務処理期間の目標と00% タイルにすることも予見性の し、機能の事務処理期間の日緒に ついて機体であるよう必要な措置 を様するべきである。	台は9ヶ月とされている。)が設定されているか、標準的事務処理期間を大幅超過しても審査終了時期の見通しかたたないことがあり、事業計画立案上の大きなリスクとなっている。	般人资合		医療機器の承認審査に関しては、産業界との協議を移て、令和6年3月に「医療機器規制と審査の最適化の ための協能計画2024」と指定し、医療機器の申請から来記までの推進が記憶を指列的について機能等等数 必要開催しているから、というないを表現している。 を実施しているが、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、 は、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、というないでは、 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 があった。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	E 一 対応不可	制度の設装に記載したとおり、近年、プログラム医療機器の迅速な製品開発や上市につながるための目標 施策を複数立立上げたところであり、これもの新たな試みを継続、充実化していてことで、プログラム医療機 の更なる迅速審査に繋がるものと考えています。	//o

番号		省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提家理由	提案	所管省户		所管省庁の検	討結	₹	ワーキング・グルー
借与	検診	討要請日	回各取りまどの日	佐朱尹垻	従来の共体的内容	佐余理出	主体	所官省几	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
287	令和6	6年11月15日	令都8年12月16日	No.44. 再生医療等 製品の直接の容器 被型への表示方法 の見慮し	いは、直接の容器・被包以外(例え ば二次包装)への邦文での法定表 示を認めるように、同法施行規則を 改正すべきである。海外の例とし	細胞加工製品や遺伝子治療薬などの再生医療等製品は、製品の特性上、従来の医薬品と比較して製造量が少量であるケースが多い、限られた製造量の製品を、類い側側で医療現場の需要に応じて供給する必要があり、一般的な医薬品と及び、ある機能・デーメイルのよう機能があるが、カナーンを除った主意が反響を通りと表します。 大きないまた (大きないまた) (大きないまためいまた) (大きないまた) (大きないまためいまた) (大きないまためいまためいまた) (大きないまためいまためいまためいまためいまためいまためいまためいまためいまためいまため	一般社団本人民団本体連合会	厚生労働名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和06年 第229条の以上抗いて集用する同規制第188社に基づき、医薬品、医療機器等の品質有効性 保等に関する法律(昭和05年共2時は49)第269条の26号について再生医療等製品の直接 接の被心にお文で記載することが求められています。	医薬品、医療機需等の品質、有効性システ 原生金合1号) 変生金化の減・制度を12両で 及び安全性の減・計算があるの2 等の の容易又は直 ・ では、一 では、一 では、 ・ では、	缴财在予贷	当旅標定は、本書で完選するにあたって必要な情報を選切に伝達するために求められているものです。再 医療等限品における選集の容易への法定表示の記載が困難な場合があることを指すえ、界文表記規定の がを設けることも言め検討していと考えます。	生
288	***************************************	6年11月15日	令和6年12月16日	No.45. 医療用医療予 品における製造学 承認原金 研修の書類 の効率的な連用	業成な制作用の報告件数を半年も したまでかる。PDECRIC もを世界の したまでかる。PDECRIC もを世界の したまでかる。PDECRIC もを世界の と製物で無計した表がある。いずれ も制作用の発生傾向の変化を確認 この有無の調査に用いていると性 等する。別様を記さては報告符象 のである。 のである。 は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	日本で医療用医薬品の承認験に提出が整整づけられている安全性に係る報告書「医薬品安全性定期報告」「報告期 開・頻度、表認味4~10年の間、最初の2年は年年毎、その除止1年局。及び「感染症定期報告」(報告期間・頻度、未決験 需の業績が長られ、資料が現に係ら企業会社の利用が大きい。 第の業績が長られ、資料が現に係ら企業会社の利用が大きい。 「毎日の実施が長られ、資料が現に係ら企業会社の利用が大きい。」 「毎日の実施が長られ、資料が現に係ら企業会社の利用が大きい。」 「毎日の実施が長られ、資料が現に係ら企業会社の利用が大きい。」 「毎日の実施が長られ、資料が現に係ら企業会社の利用が大きい。」 「毎日の実施を受けた。」 「日本品の大きない」という場合を対しては、日本のデーターが、日本品の場合、アレゴムの上が上昇結構をが整ちられる。日本のようない。」 「日本品の大きない」と対象の対象とでは、日本のデーター、上は日上に存储器を記載する必要な利用のリカインには、 「日本品の生産品の実施を対象による場合では、日本のデーターには日本の大きの主には、 「日本品の生産品の実施を対象による場合では、日本のデーターには日本の主に対象を対象を入り即日に対して 「日本品の大きない」と対象のがよりでは、日本のデーターには日本の大きない。 「日本品の生産品を対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	厚生労働者	・完全性定開報告へのPBREDE活用に関してはこれまで業別団体と本制等の会理化について、 きたところです。検別の通知において、自国における過数素温の安全性情報を確認する必 おり、飲水各国でもPBEREの提出時に、併せて国所データ(Local aspenda)の提出が求めら 研認されております。 ・認施定用報告に関いては、生物由来発品について、その原材料とも感謝機能等の手が出 動し、ウイムス等)を考している可能性が研究で使むいてから、最后に重視的な影響がよが感 対することにより、男材料文は製品による原始リスクの可能性を不に認識するとともに、最別 品類を「傾向等の定理を容易とするよう導入したものです。	れている状況が 注律第68条の14第1 項、第68条の24第1項 a	換計に着り	今回お客で頂いた。製造販売来認取時後の安全性に係る制作用等報告の終討は、2018年7月より業界お 切行設にてワーキングチールを構成し、これまで補助を重ねてきたことと関係しております。果然団体のでし 国におけるしなのの時の内の骨や切けを戻ついていて動きを表施し、その報告を表施し、その報告書まれ、こちに検討を進 そることが意されており、現在は、自然調査報果を得っている体形と表加しています。 の金地定用機能しついてはつからを受ける明度にも中で動きである。原発の影響の指金において引き続き 高度の報告を求めること。より実効性のある制度への変更について検討しております。 結果の報告を求めること。より実効性のある制度への変更について検討しております。	他
289	令和6	6年11月15日	令和6年12月16日	No.46. 医療機関に おける診療診の保 存棄件の明確化	治療の「実験」の定義を明確しする ための選を選に、診察等の確実 の関連なる場所をデジルで特別 できるようにすべきである。	現状、医療機関における診療経は、医師法第24条や保険医療機関及び保険医療機能当規則第9条において、「治療の 完結からき時間の保存が機能付けられているところであるが、治療の定能は患者の症状によっては時間化できないと、 か、影視接後機能できず無年度をごちを構成し、そのため、音形のケスタールを影けても、実であるの意味の 高いアーサルきからおけなめまとなり、感情機能やヘンダにくの影け下腺の食能が生じている(例: 400度残疾の特定機 れたデータ等をようし、あわせて医療機能では、これらデーの保管や移行のストと生じている。 場所では「最後のやい助い侵害診断を同時」に関生日が起点とされており、保存期間に判断できる、以下に2つ例 不する」(におい、十年2の経知のことは記述が保護とは、上は5・アメリカルと生ごでいる。 「アメリカ」のとしまい。後継診断に対し、これらデールを含まりは最終した事点の、17 から型、カインの一般 でアメリカの診療記録と場合する機能がある(医療記録の保存期間は判断に対象されるため、州により模なる)。 「ストロールの診療記録と場合する機能がある(医療記録の保存期間は判断に対象とからため、州により模なる)。 「保証のはこれが表現のとしているというない。」 「保証のはこれが表現しまれば、17 ので表現しまれば、17 ので表現しまれば、18 ので表現します。18 ので表現しまれば、18 ので表現しませんで表現しまれば、18 ので表現しまれば、18 ので表現しまれば、18 ので表現しません	一般社団 法人日本 経済団体	厚生労働名	保険高速機関及び保険高速接出地限制度の条で、診察制については、定体の日から右側 でいますが、これは、展開地高水金素と増加が高地振動装置23条第2型において診療機が ことわれていることや、診療側が衝撃に関する記録物の中でも特に重要性が高いものであること いるものです。	展示することとし、 指数法常小を 年間保存する金 無数数機能数及び発 を を 数素化定めて ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	强行制度	「完結の日」とは、個々の被債除者等につき、一連の保険診産が終了した日を指すものです。例えば、あるは 機関者の治産がの月1日に制治されて、10月25日に終了した場合には、その診療能の保存期間の起算点に 10月26日となります。	it Δ

777.1	n Pi	新管省庁への		10 chat at	## a # ## + #	ALCONO.	提案			所管省庁の	検討結	₹	ワーキング・グルー
番号		検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	ブにおける処理方針
291	0 4	命和6年11月15日	令和6年12月16日	No.47 薬機法で定 かる全配率項を明 適の当付を不要す る申請先の拡大	大に向けた取り組みが進められて	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、薬療法)においては、即売販売業者等に対し、法人の受員、期する证明書類にして、急犯事項証明書の提出を求めている。「デジタル技術を利用した申請等手法の意素化でいて、「存む年年1月13日付産予助者を追加したり、是生物業者本名など免疫で重ねしまい。」となった。「東生労働者本名なび地方、存むが同じないたいで、では、対していて、では、企業を受けるというでは、では、アンカー、とは対しているというでは、では、アンカー、アンカー、というでは、日本のでは、アンカー、アンカー、アンカー、アンカー、アンカー、アンカー、アンカー、アンカー	一般社团本体 过去净团本体 全	厚生労働省デジタル庁法務省	卸売販売業者については、原素品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行 (領和34年度生命令第一号)第159東第3項における計可申請の際に添付する書類として登記率項証明書 求めるなどの規定があります。	原金品、医療機器等 機関 高級。集物性及び安 を を を を 第3項など 第3項など 第3項など	A	意記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、当面の措置として、現行の登記情報連邦 システムの利用指導変が地方公共団体への次領な場所は次により添付・協称を受に強まするととは、一条犯 の受ける場合を表現を対しているのが、のがでは、自己では、自己では、自己では、自己では、自己では、自己では、自己では、自己	7 1
29	1 4	介和6年11月15日	令和6年12月16日	No.48. バイオ化成品及びイオを終うの異様をかための例。 環境のための例。 環境の極和	する法律(の特殊措置として第3条 第2項(労働銀基基準格曲)第3 集(権人に基合指定権の規構への が成立を対し、2000年の規模への が成立を対し、2000年の規模への が成立を対し、2000年の規模への を対し、2000年の発展しの価格)から除外 すること 201イオエタイールについて工業製 金化中間限算は、1万を投送所の製 進歩計、第8年は、1万を成構の製 進歩計、第8年は、1万を投送所の製 が157ルコール事業法(第2条(制造 の計可、第3年を集集の的計中)、第3条(制造 の計可、第3年を規一等 第3年、日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	粉という保護の変更的顕著と、現在最もバイオに最高及びバイオ密料の中間原料の主席となっているエチルアルコール(バイオタン)ーの 向格、国際生産上はる最かので変更的保護がよりました。 砂糖とて水粉は、国際生産・自給率の精神を目的として、「砂糖及びて水粉の価格開発に関する法律」に関い、自然の機能に関い、自然の情報を目的として、「砂糖及びて水粉の価格開発に関する法律」に関い、自然の情報をありた。 国際生産など、国際では最初の価格が支援、事務の公前のではってよる程言されている。その間、国際市場場帯のおりた回り、国際・大水粉の物を入る上側に、現場では最小の面が、実施機のの場合と、事務のでは、大水の地では、自然のでは、生産生は、バイスのより、自然の大水の大水の大水の大水の大水の大水の大水の大水の大水の大水の大水の大水の大水の	一般社団 法 経 達 合 会	① 嚴 林 水 產 會 企 縣 香 產 章 全 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	類と定めています。	を開 外表と記述される。 「	会导。 《農林本子子》 《農村 大子子》 《農村 大子子》 《大学》 《大学》 《大学》 《大学》 《大学》 《大学》 《大学》 《大学	表しいます。 (納存者) (納存者) (治存表はは、海豚の適正公平な課税の確保の報点から、酒器を製造しようとする者は、酒器の製造を件を与 付なければなないと規定しており、免許を受けない者が製造した酒房の所有、銀り減し又は線リ受けを私止 しています。 (本間に装置する)がイオエタルールは、他の酒販と同時に飲用可能であることから、酒類の適正な管理を図る	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
293	2	哈和6年11月15日	令和6年12月16日	No.49. 戸建住宅な と低任悪要家のV2年 (居区の充体電)を促 進するための発電 側接金の見画し		近年、EVPPHEV等の電気自動車に書えられた電気を戸跡住宅等で利用するV2H/Veirole to Homol のほか、電気自動車に需要に上た振奏いたいった乗車と変形を蓄重し、非様用分をプリンに裏す性機のであるV2G(Veirole to Geoli が落乱と動きなるが、再生可能とルギーを利力を指する一の手段としては目されていた。 使引が原本と記念され、再生可能とルギーを利力を指する一の手段としては目されている。 できつ、位のは、大陽光光電池電型リース(定置用電電池、BEV・V2H等)の出力が合意された日中最大を電力(投資の支援・出力の会計が10回転上であれば季度の、ラリア単位で乗り入れて設ませた場合を含む。 なった。しかし、高電リソースを選ぶするで表面のインセンゲィブは電気性を受くすることを考えると、舞生可能エネルギーの とった。しかし、高電リソースを選ぶするとロイン・イング・フは電気性を受くすることを考えると、舞生可能エネルギーの から、本語を必要している時は、裏面リンースは写真性を受くすることを考えると、舞生可能エネルギーの しないのが、現け物度下で助定されるコースケースであり、ス陽光電を重要リースは外にと思うことに合意性があ えること、子原理性等等のV2Gであまれる吸収に対し、一般で観音を参加を関すれたくないため、最近とよって収益が、 減ればV2G参加ユーザーが減る企予想をれ、再生可能エネルギーの活用を目指す社会にからないましましまった。 便至実現しより)戸途住宅など低圧需要要のV2GやV2Hのさらなる普及を通じた再生エネルギーの有効活用が開待される。		经济産業省	今回のような発電併設蓄電池のケースにおいて、発電側踩金の課金対象となる同時最大受電電力が、大 光発電と蓄電池の出力を合計した極となっているのは、系統への最大の定湖を考慮した系統の設備形成 実施するという考え方に基づいているためです。	編 老 電氣事業法第10条	現行制度で対応可能	 本件の場合、発電事業者衡で逆継流電力の過去実績値の提示などを行い、常持10xw未満となることの妥当 低を確保した上で、一般点を電事業者との発電装開整供給契約における同時最大安電電力の協議を行え は、発電側課金の対象外とすることは可能です。 	

番号	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提家理由	案 =	听管省庁	所管省庁の検討紹	果	ワーキング・グルー
世万	検討要請日	四合取りまどの日	灰余争坝	従来の共体的内容	佐米理 田 主	体 ^M	77官省厂	制度の現状 該当法令等 ^{対応} 分類	対応の概要	る処理方針
293	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.50 遠隔操作型 小型車右(内が下)の 受車右(内が下)の 手続きの効率化	下、通過106頁の「(6)追順整理 型の公譲東記集制において1名の 監視・提作者が複数合のエポットを 主行させる場合の基準」の「※同時 に整理・提作するロボットの数を間 やす場合は、原則して1つ音が同時 やすこととし、概定、新たな実験」の 後に、「ただし、公譲以外の場所で 複数をでの実証実験を行うこと」の がある場合は、その結果を施付す	昨今、多くのまちで移々な関係者が必選での走行をロボットの実証実験を行っており、実証実験は、走行型ロボット1台 のみを企選走行させる試験機能から、複数台と同時にま行させる試験機能へと移行してきている。一方、1つのブラット フェームで複数を同時に認識を超过、連縮機能対象の対かとも「物やでする。その機能を利用してあるにも機力 りず、日一番数を他度地に、複数点の実験を行うまでに数っちを実っされましまる。これが円水を乗退実験を実行する しまった。 一番数を他度地に、複数点の実験を行うまでに数っちを実っされましまる。これが円水を乗退実験を実行する 以後、公式での数は実施を行うための時間はは、(ロルナーアリント)自分のの変と基本書合き最近と他化してルボット について、都連解や公安委員会への届出による方法、2実証実験のだけに連絡使用所する機能と同じの力法は意実的では 方法の支援が少年でも、自然的な回点と実証実験を持て行うを求めるのかっとがまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	处社团 本社团 名	黎介	参選を行動に示いた体の透明操作制の公選等認実験を行み込むる場合、透解交通は《報知》を法律等 10年)第77条第1項に基づく運動を用約可を受ける必要があるところ、直接公理策能は係る運動を用 約可の申請に対する原数いの基準を変かと「参選を行型に示いたの公理実施実験は、係る運動を用り可基準。 において、14の配便、操作者が健康の可水小をを行るる場合の基準について、同時に監修・操作する「環路・タ ロボットの数を制やす場合は、「原則として1台ずつ増やすこととし、都度、新たな実験として道路使用終可申 課を行うこととしております。	制度の現状に記載したとおり、歩道走行型ロボットに係る適隔操作型の公道楽証実験を行おうとする場合、 走行音数を原限しして1台すつ場やすこととしており、これは、1名の登現・操作者が走行させる多道走行 型口が小の数が増えるとしてより、その最高度や危険はは大きく高まることから、同時に監修・操作する参道 走行型のボットコーラー等をし、一般主でひ変生気を描かることが「悪いる」と、1名の登場・ 技術生する公道実証実験に移行する場合には、課品度が大きな過ぎることから、十分な検討や必要な安全 提供計する公道実証実験に移行する場合には、課品度が大きな過ぎることから、十分な検討や必要な安全 したかって、即提案の「理想会就」であるまでの全体計画を初回のみの提出とするなどによって、都度の申請 である。必要実験を回線・事計をや十分な安全機を指置等により、一度に会り上ま行合数を得しても、 全ての参道走行型ロボットを安全に通行させることが可能であると認められる場合には、同時に監修・操作す るロボットの台数を一度に2台以上増やして実証実験を行うことも例外的に許容される余地があります。	1
294	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.51, 実証・試験目的の東京動出に必要な書類の見直し	ナンバー付の車両を海外での実証 や試験に同いるために輸出する際 の提出書跡で与数機別所相等通 知書」のみとするべきである。	場外で自動車事間(以下、専期)を用いた実証や試験を行う際、ナンバー付の専用の場合は、ナンバーの一時技用特に 発行される登録説別情報等通知書ととせに、「輸出予定 組出記明書は、「登録説別情報等通知書とせば、「報出予定組出設明書」の段間への提出が水水かられる。一方、「輸出予定 国出記明書は、「全意提別情報等通知書」を持ている時代できるのの、別途を持てもるけては、手続きのために国 よ交通の地方運輸局・出向、必要があるなど、条件までは時間を要するため、輸出まではリードタイムがかかってい る。そのできた。東部世代によってはなの側性の対づり月という状況もありが最初の中、通用の制御をみるアグラコール 「輸出学定能は記事多。発行の有無に関わらず、実際に「登録盟別情報等通知書」を持ち込みの専用が輸出されると、税 関がかる機制の「運輸があらため、運動を見して輸出状況の配性は可能であり、機制・定義には主な。は実施 が輸出「予定にあるか否かを把握するニーズはないと考えられる。また、「登録題別情報等通知書」の条行が立れてい 減かが適能が「定実した」の、「登録選別情報等通知書」の条行がこれて、正規 域制は認びことができる。 「企業実現」とより、「登録選別情報等通知書」の条行がよって、選算事の輸出等、第三者による無許可の 輸出は該でことができる。 「企業実現」とより、「当時では、日本の主ないでは、日本の主ないでは、日本の主ないできないできないできない。」を提供表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表明を表	2社団 4日団本 4日団体 5日会	81土交通省	商製薬を海外に輸出する場合は、道際運送車両法第15条の2に基づく輸出技用仮登録又は同法第16条第 4項に基づ輸出が定間地を行う必要があります。 無常はすンパーンートが付いた登録を輸出する際に必要な申請であり、輸出技用仮登録が行われた場合 合は道職を見場から絶比技用の登録を明書が受付されます。後者は一時は用登録されフィーフレートが 気がられた「自動車を輸出する際に「の面出であり、同面はこけてご職を互動から輸出予定間は困害者が20年法権を18つ号) 文付された事。申者に関しては、上記の輸出技用の登録を明書では輸出予定間が延明章のいずれかの理 15をの2、第15条 15をの2、第15をの2 15をの2	輸出技術仮登録や輸出予定端出は、盗難自動車の多くが海外に不正に輸出されていたことを受け、これを 来然に防ぐよめ自動車の輸出に関する行政予長を金属格にするために導入された制度です。 気にご課金のこかり輸出予定機能が開発を提上する。一時は飛された動車が全盤観光的構物等通知書 とされる盗された場合、当該自動車が不正に輸出されることを防ぐことができなくなり、制度の趣智が損なれることから引き続き本制度を獲持する必要があります。	2
295	令和6年11月15日	令和7年1月20日	No.52. ロボット最機の問題側等の公達 の間場間等の公達 移動に関する規制 の機和	「ロボット風機による圏場間等の最 速や公議等別が特定自動連行の 目的に進加することを提案する。	人口達か下において最後の在底性を維持、発度させるためには、はで活用したスマート最後の変形が必須でおり、口 ボル・最適の自動を打ちご用して画作業の自動化は、上部間番を解すたる場となり込む、しかし、最初の自由な自動を に対し、機能の自動を打ちに事をの自動化は、上部間番を解すたる場となり込む、しかし、最初の自由な自動を 様式、最後の自動を打けには事業上制的が多く。取技は最後移動のといに考えしよる特徴が必要となるため、作業効率 大学園に必要したというにあります。 また、温度又選走では、レベルの自動を転ば特定自動運行した電子付けられており、これを行うには、対象地域を管 第4な公安美のカリギを対ったとでがあったいで、自事がを受けるためには「特定自動運行計画」の提出が必要となる。 も終この方面に成って行わたらなのよれでは、自事がを受けるためには「特定自動運行計画」の提出が必要となる。 も終この方面に成って行わたら神定自動運行は、「人友は物の運送を目的とするのかに減乏されている。 (要実表現はよりが下が表のからた)人人長性の多ななななり、最近な本的な主義の自己につながら また、口が小目標の定理に場所の勢勢がなくならため、即分、当者でも近性果倒に従事することが可能となり、果果者の ダイルージャルを選出されることとなる。これに、最初よるのボルト最優の重視、場合を変し、 のかり、日本かり、最後の社会美観につなからことが開始される。	2社団 警国 警国	警察庁 国土交通省	【整教作】 選接交通に何和35年法律第165号)上、特定自動運行とは「道路において、自動運行装置(当該自動運行 装置を考えている自動車が何窓2年に規定する整備不良車両に該当することとの力ときを以当該自動運行 装置で借入ている自動車が何窓2年に規定する整備不良車両に該当することとなったときでは当該自動運行 装置の使用が当該自動車が表現では必然用来やは事業を開業が発展を選択地度する条件とから、は 下間に、定差に大れいこととなったときに、第5に自動的に変をなり注ぐ自該自動車の発生とせることができ 「国際行 ですることが言葉を表現していることができなります。 「国際行 ですることが言葉を表現していることが言葉を表現している。」 「国際行 ですることが言葉を表現している」と表現を実施である。 「国際方 ですることが言葉を表現している」と表現を表現に対象に対していることの。 「国際方 でする自動車、運搬であることが言まれます。 「国際方」である。 「国際方 できる」と規定されており、「企業を表現した。「日本の主義を不可認 と記述、選挙を表現して、例れないるとない。」 「国際方 「日本の主義」と表現していることが言葉となったができませ、 日本の主義には、「日本の	また。 行の許可を得て、また、遠隔操作型小型車に該当する場合には都道府県公安委員会への届出を行うことにより、圃場間移動及び格納庫から圃場までの公道移動を含む公道での走行が可能です。	0

71

番号	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案	所管省庁		所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
世写	検討要請日	凹合取りまとの日	佐余争坝	旋条の具体的内容	泛条理出	所官有厅	制度の現状	該当法令等 対応の	対応の概要	る処理方針
296	令和6年11月15日	令和6年12月16日	No.53. 有機最産物 の生産・販売拡大に 削力に認証要件の 緩和	水耕栽培及び施設栽培でも、米国	農産物に「有機」や「オーガニック」(以下有機とする)と表示して出席・販売する場合、日本農林規格(JAS規格)で定められている有機よめの検査態能を受けなければならない。 いの検査整弦では、化学能学や偏張の使用状況の他に、「土壌の性質に由まする最地の生産力を発揮させることが、 の検査整弦では、化学能学や偏張の使用状況の他に、「土壌の性質に由まする最地の生産力を発揮させることが、 できない。 は、上してタはした場合物を可解で用いるも本格裁者や施設維持では、有機よいの認定を受けることが、 は、特別の主導が助一で比較同学、かつ受定的は有機農産物の高収量が開発されるととした。土壌を用いないグルーン は、特別の主導が助一で比較同学、かつ受定的は有機農産物の高収量が開発されるととした。土壌を用いないグルーン 通信会 を実践的に発わることが可能したもとは、ままるの主要がいたが大海にある。これがよりなど、不必難が対策 定されるなど、環境と関和のとれた農業活動がわが関においても課題となる中、特権可能な農業生産の実現につながる	農林水産省	芳徳島音像の日よ県林規禁(青穂JAS)においては、国際基準であるコーデックスがイドラインに季楽し、最 第の自然の理機能の種等地連を図るため、主境の管質に由来する最地の主意力を発揮させることを生産の 原則としており、土壌を用いない水軽製地は有機JASの対象外となっています。	・有機農産物の日本農 対応格 图象4	有機・ASは、国際基準であるコーデックスガイドラインに準拠していること。国際整合性の拠点からも米周以 外の日本の有機同等国はコーデックスガイドラインに準拠した原則に基づき水解拠場を認めていないことか ら、対応は困難です。	
297	令和6年11月15日	令和6年12月16日	公文書頭示請求の 電子化やキャンシュ レス決済の導入等	公文書願示請求の電子化やキャッシュレス決済の導入については、これまでは終計が進められているものと認識しています。 これまでは終計のかまさか。 まずる できまっている。 これまでは終計のかまされば、まずる できまっている。 これが、は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	公文書酬示請求に係る事務負担を国民に強いているため。 個人	総務省デジタル庁	行政機関の係者する情報の公開に関する法律(平成11年法律策化学)及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成15年法律第4分号)以下、(情報公開法上総称する)に基づ代報公開が設定がよる。 おいて変かられる開水建水の手様・阿奈田京本学教材の持付は、情報通信技術を活用した行政の推進等に 対する法律(平成・法集権等1分号、対策法に基づく主務省省、総務省省)に基づき、各種側においてオンフィンで実行付けることとすることも可能です。	・行政機関の保有する 情報の3間に取する は後年学成1年送付課 ・ 地質子改成と場の尺 を ・ 本質子の報告の2個に 関する基準・デス に は で 、 は で 、 は で 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	「制度の接対、職に記載のとおり、情報公開法に基づく開示請求については、既にオンラインによることが可 な制度となっています。 そのして、各有等等が、「デジタル社会の実践に向けた重点計画」(参和6年6月21日間間決定)に基づき、 れて利の業例の実情を請求えながら限文の変え情態を描くることとなっております。また、一部の機関では いまった。マンマンをできるとながら限文の変え情態を描しることとなっております。また、一部の機関では のような、マンマンを対象では、情報と加速と呼ばするも無常は、アジルのたる場所では また。 が変れるよう。引き検をこうした取組を続けてまいります。	_
298	令和6年11月15日	令和7年1月20日	投资事門子会社の 投資対象拡充(オー オー系中壁上場企 素)	株式を発行し、かつ、創業者やその 親族が議決権の1/3型を保有する 会社も対象に含めるものとする。た は、株式末場範囲め創業者・領域	「テクノロジーの進化」に伴う産業構造の変化が非常に達いスピードで進み、人口減少・少子高齢化にいら早く直面する長が国においては、スタードアップの成長、既存企業のイバベージュン・事業未継・MAAの役割等を逃じた業実の裏質が需要では放けませませました。「他しい資本主義のプランドデザインを19条件計画の24年の対1回、12024年の2月日間議決定」では設定は基金とれている。「他しい資本主義のプランドデザインを19条件計画の24年の対1回。12024年の2月日間議決定」の2023年の2040年の2月日間に対しては、日本の25年の2040年の2月日間に対しては、日本の25年の2040年の2月日に2004年の2004	金融庁	照行は、総貨者門子会社を選べて事業系標金社への出張が可能、基準議決権数を終えた議決権保存が可能ができな、実施では、金貨機を担け、電子は無対限期間で多の7年8項において、対象会社は、金銭商品取引所に上場されている株式な広部務実有審証券を担保間、金銭社ので、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・銀行法第16条の2第1 (東京第1 (東京第1 (東行法第17規則第17 (東介之第6項 東の2第6項	投資専門子会社を選じた事業系額会社の護決権取得制限の例外措置は、後継者不足という課題があるな 定で、地方創生や暗域経済活性との観点から、銀行アループが集ます役割の重要性に鑑みて設けられてい ところであり、例外措置の拡充については、制度趣智も踏まえて慎重に複計をする必要があります。	<i>b</i> 5
299	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240928209[1/5]商 東党記録明書から 東党記録を呼外し、 生記 東京でで起車 電を発行する	項及び開議事項のみの証明であれ は、登記申請中であっても証明書を 発行することができるはずである。 火金社法人等番号を当該法人 の同一性を確認できるからない の同一性を確認できるからない もったも、純粋に限歴事項及び目 物事項のみの歌明書を発行する か、登記申請中の事項についての よりませるとは、日本のを行る。	一合に限り、証明者の交付を行っており、交付後、当該証明書の記載事項に変更が生じるような相正対応は行っていません」とする付れた、証明書集行の有無にかかわらず、登記申請の同一性が変更される様式はそもそもできないらしい。人したがて、申請規定は役員とでは、「必要を得けることは、できない。」というでは、正明書を発行の有無にかかわらず、登記者の記載がない。は明書の利用法は次の通り、不可能書記では理解する場合を行することはできるはず、少規を再導しる記載がない。は明書の利用法は次の通り、不可能書記では理解する場合を、再変を即当時でかられた。会社人を書きせている証明を表しない。というでは、アリスを申している。というでは、日本のでは、「のでは、日本のでは、	法務省	登記が完了するまでの際、当該会社の印鑑証明書及び登記事項証明書の発行が明止されますが、登記 間の内容が交付の間末があった証明書の記載事項に影響を及ぼさないことが確認できるときは、証明書の 交付が可能です。	商業查記法第10条、 現行制度 第12条	制度の選状のとおり、参配の申請から完了するまでの間は、登記申請の内容が証明書の記載事項に影響 下き名はそない事項に限り、請求人の希望に応じて履歴事項一般証明書・現在事項一部証明書等の証明書 及付を行っては、 したがって、現行の制度下でも申請によって変更されない登記事項に係る証明書の交付を行っております	

 -		f管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	所管省庁	所管省庁の検討結	₹	ワーキング・グルー
ш,	7 16	検討要請日	凹合取りまとの日	旋朵争填	従来の共体的内谷	灰米柱田	主体	別官省月	制度の現状 該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
300	分分 全	和6年11月15日	令和7年1月20日	240928211[3/5]不 動産の住所と氏名 の心が場合は一語での 変更を義務付ける	規則35条は今4条但書の寄任を受けて、一の申請情報によってすることができる場合を列撃し、その8等では、同一豊配名の場合を列撃し、その8等では、日本の場合をは、対して、日本の場合をは、複数回の住所を移るようである。というできることができる。というできる。というできる。「東海は、東東海は、東東海に、東東海に、東東海に、東東海に、東東海に、東東海に、東	いしたいりに取り回転ではない。ク級用いるなかとは高し表現すれば出りたれてのは、小上橋に規定したことで中国人を 混乱させているのである。ク光書者は、こうした者も物度が他での間違った表現については、自らの責任を認めない。 たたえば、急犯限別情報・登配子で、原本遺付業態の交付方法が別々に規定されているため、申募人が窓位すべラ パクの方法で交付をある成れがあることを指摘した記録が高金の回業とか、生命を協力は必め由していて電筒 が10平米の場合に小寮点以下を記録するのは立法機関、実務の京方の報告から関連っていると指摘した応規制改革 経験等のトラに、全会の主導化が振っていまけます。または、おけまたは、大きな	- 商業登記 ゲンロン	法務省	申請情報は、危犯の目的及び登記原因に応じ、一の不能産ごとに作成して提供しなければならないとされて、 ・実す。ただし、同一の登記所の管轄は場内にある一又はこ以上の不能度について申請するこ以上の必配 が、いずれら同一の登記を載入の此名者にくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記である を表現る「延規制第35 を表現してないとされています。	不能高意思規制第30名第3号は、申請人等の負担軽減を認ぶため、意記の目的及び登記原図に応じ、一の 不能産ごとに有成して提供しなければならないとする単語情報の複数、切削外を変あたものであり、申請人 に責任付ける適当で制定されたものではありません。	,
301	令	:和6年12月12日	令和7年1月20日	キャッシュレス手段 による収齢代行受付	億件規模の受付を行っている収納 代行サービスの支払方法は原則、 現金により支払いとなっている。こ の収納代行票のコンピニエンススト プロ語等での支払いにおいて、一般 商品同様に現金以外にもクレジット あトド電子マネー・バーコード決済 による支払いを認めていただきた	コンピニエンスストアにおける収納代行サービスが原則、現金のみの扱いとなっている以下2点について、特別ルール・規制の販慮について独材していただきたい。 コ収益の選が代間を受けていただきたい。 コ収益の選が付別を受けているでは、対していたできない。 は他代けサービスは類けるがいくであるが、対象サービの収入という体系に対して、キャンュレス決率に対してコンピニエンスので開かませる。 対象が表するとは現り会観に対しても過ぎのため、東京が合かない、この解決素として、収納代行にエンピニンスを持続日本による制の レンジッカード事業者と締結する加盟店契約における「加盟店(コンピニエンスストア)」は制度販売法上の「販売業者・役 指提件事業者」と称しているが、収納代行においてコンピニエンスストア」は制度販売法上の「販売業者・役 指提件事業者」に応じたないた。 カ・ルシッカード業者のと解析され、収納代行においてコンピニエンスストア」は制度販売法上の「販売業者・役 指提件事業者」に応じたないた。 カ・ルシッカード業者のと解析され、収納代行においてコンピニエンスストア」は制度販売法上の「販売業者・役 指提件事業者」に応じたないた。 フレジッカード業者のと解析され、収納代行においてコンピニエンスストア 記述のキャシュレス またい またい これ アンジャンス は またい これ アンジャンス に アンジャ	チャイズ	经济産業省 金融庁	②朝振法による制約 前脳振光法では、現先集者又は役務提供事業者に該当しない者はクレジットカード決済を行うことができない 首の規制はありません。	制度の吸状欄に記載のとおりです。	
302	? 令	-和6年12月12日	令和7年1月20日	パリアフリー設備を 設置する際の工事 変更な4維持管理費 の補助等	博士を差別常用の取組みとして、 多種な人材が微く場。限心物をする 場を推立するため、駐車場やイレー 場を指立するため、駐車場やイレー ができる機能していったがという。 におけるかりファーンを振り出る。 とかできる機能を関したいったがという。 に対する秘密を開いていったがという。 に対する秘密が関する。 で一元事を目がしていったがという。 は、にないアプリーを構造は其料の対象外にする容 してはいてアプリーを構造を開始を開始を は、はないアプリーを機能を開始を なり、アイトリーを発	ユービニエンスシアにおいて、今年8年4月1日よどら理的配慮の提供が後輩化されたことに従い、バリアアリー・投票の場 ス・工事を急かている。アカで、東京の通常規格では完全しない工事表現、電料等化をビーデーを再進した容額職務を 大工に再写機関加、バリアリー 大工に再写機関加、バリアリー 大工を開発を開発して、「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	(一社)日 本フラン チャイズ 会	国土交通省省投资产業省	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』(平成25年法律第65号)第11条第1項の規定に基づき 主務大臣に、務害を理由とする差別の解消の推進に関する基本に関して、不当な差別的変数いのお止 及び合理物が起便は関心、事業者が通りに対してある。から、必要な計略(17が成方針という。と、の解消の推進に関す のものとされており、事業者が対心指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むこ とが解待されております。	制度の設技にも記載のあるとおり、コンピニエンスストア事業者は「耐済産業者所管事業分野における調査 理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に設り組 セニナーシル高制ののリアフリー化に関する事項については、大手コンピニエンスストア事業者が加盟する を選択機能である日本フランチャイズキェーン協会に対して、選北交通省を宅房等等では整合器担塞が付か が「テナント石部のパリアフリー化の促進について(成場)」との事務連絡を希別が円分の目が見出しております。 そのよで、ご選択いていたできょした中容のうみ、(アリアフリー投稿の導入に係るを制が用り見の日に多結助金制度について ままして、(アリアフリー電源管理を選手業)において、地方公共団体を基とて、小規模店舗をはしめとした 既存建築ストックの一支のパリアフリー改修工事に対して支援をしております。	1
300	令	·和6年12月12日	令和7年1月20日	電動アシスト付自転車の原制緩和の要望	うため原動機を用いる自転車の基準) ロニナ五キロメートル毎時未満の速度で自転車を手行させることとなる。	令和5年7月1日に施行されたいわかる電験キックボード等の特定小型原動機付自転車が解禁されたことにより現行の電 動アシスト付自転車は当規制によりバーソナルモビリティとしての地位や需要が相対的に係下していると書かざるを得な い。 またかば風の電動アンスト付自転車に関連制は世界と比較しても最も振格な振動を使いている間の一つであり、その機動 により現が側の電動アンスト付自転車は国際的競争力を制がれ、また外面から電動アンスト付自転車を輸入する際の境 世界で最も多くの国が採用している欧州連合の規制にモーター出力最大200%、最高速度25mパルと指えることにより、電動 アンスト付自転車の輸出人の影響が表、最低率アンスト付自転車の産業が低、消費者の制度性例上、高齢者の負担機械、二額 アンスト付自転車の輸出人の影響が表、最低率アーリスム向上、レンタティウル等インパウント音楽の耐力、置勢行成の原 素化などの効果が見込まれる。	,	警察庁通名	環状、人の力を終うため原動機を用いる自転車は、道路な基法信行機制(回数335年総理府令第40号)第1 多の3に基づき、そのアシストカに係る基準が以下のものであると外でします。 ② 24キロメール・保険を高の選便で開始車を走行させることなる場合において、人の力に対する原動機を 形で入の力を持力のは主然(17以近は72世分を原因 下であること。 「保持を表の速度では影性を運動の分けに応じそれた(17以近は72世分を原因 下であること。 「保持を表の速度でに当該12世間や2億世の分けに応じそれた(17以近は72世分を原因 下であること。 「保持を表の速度でに当該12世間から開発するの方を引されるのの装置を有するリ 17 (2) 19キロメール・保持をよので表では、第4年第一次では、3ので、乗引されるための装置を有するリ (2) 19キロメートルを持ち上とれて34年に対し、20年間を表して32世間を表した場合が、17期間が19年間が19年間が19年間であることが34年間であることが34年間であることが34年間であることが34年間であることが34年間であることが34年間であることが34年間である。 17年間であることが34年間であることが34年間である。 17年間であることであることであることが34年間である。 17年間であることでは34年間であることであることであることであることでは34年間である。 17年間であることでは34年間であることであることでは34年間である。 17年間であることでは34年間である。 17年間であることでは34年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間である。 17年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間であることでは34年により、20年間である。 17年間であることでは34年により、20年間であり、20年間であることでは34年により、20年間でありまでは34年により、20年間であり、20年間であり、20年間であります。 20年間であり、20年	現状、電動アンスト自転車による交通事故が増加機向にあることや、日本と海外の道際事情が異なることを 踏まえると、アンストカに係る基本の見直しを行うことは、交通の安全を確保する報点から適当ではないもの と考えています。	

# D	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案			所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
世芍	検討要請日	回答取りまとめ日	灰余争埧	従来の共体的内容	泛 术理出	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応 分类	が 対応の概要	る処理方針
304	令和6年12月12日	令和7年1月20日	No.15. 金融機関に おけるマイナンバー の利用範囲拡大	マイナンバー法(行政干機における 特定の個人を識別するためのもで の利用等に関うを決けによっるで展 定されているマイナンバーの利用額 配性太子ること、金融機関的で の名音せ当用を可能とすることも、 「、情報制度の環境を発生や 相談と加工等を選出が定する仕様 かを構築するよう要望する。	証券業界においては、年々相様の申出件数が増加しており(ある証券会社では2018年度:約5万件 - 2023年度:約6万件 (大きな) (表の証券会社では2018年度:約5万件 - 2023年度:約6万件 (大きな) (大きな	一般社団本 法人団本 経済会	デジタル庁総務省金融庁	個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類については、番号利用法策の条件 項において規定されており、自該規定の範囲内で、自該事務処理に必要な環度においてのみ個人番号を利用さなことができます。	を ・「行政平続における神 宮の個人を提別するた のの番号の利用等に 関する法律	機人番号の利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に渡するとのご がある一方、プライバン一度接等の重から幅広く利用することを懸念するご恵見もあるところ、ご提案にあ 分な素務における得来的な個人番号の利用については、個人情報保護への懸念も踏まる、国民の理解を1 つつ、適切に対応してまいります。	見 5.よ 등
305	令和6年12月12日	令和7年1月20日	賃金台帳への性別 の項目の削除	労働基準法100条に賃金台橋を作 設するよう機器付けています。法令 はます。此から、賃金台橋をは ます。しかしたり、賃金台橋を扱っか、 が開発があります。 が関係があります。 が関係があります。 で対して報で 変であるのに対かに記載せる まないたがいたないため 開発を検討し にほり、 にはいてす。	無駄な項目は削除して簡素化することが望ましく、昨今、履歴書や決開マイナンバーカードの参画も培別の額は性勢少数 者に記慮して削除しています。わざわざ資金合植に告別を必載させるら理的な理由が存在しないように思えるため不要な ものは削除した方がいいたの審議会で検討した上で削除するよう要請したいです。	個人	厚生労働省	・労働基準法等の条は、使用者による労働者名様の活動について接定しており、供容体の法別については 労働基準基準に保護策略をは「有限・ラータ」、労働者を第一人の登載事項として認められています。 労働基準法院の後では、使用者に合意合金金の総関係について限定しており、即時級の性別については 労働基準法院行規則第54条第1項第2号により、賃金台橋への記載事項として定められています。	本 穷糖基準注度107条。 网络基础560多 网络基础560多 可能,但也是不可能的一个对称1 1、现实。现金数化条及 7.30号。现金数化条及	新指摘が性別」の配載については、労働者名簿及び賃金台橋のいずれにおいても記載事項として党か 下れているところですが、これらは法令上記載しなければなっない項目が展開されていれば、必ずしも別値に 成しなければならないものではなく。カナセミフロの当後を作成することもおきとれていまでが設定 用規則部35条の2)ので、「性別」の配載が重複することなく無核書類を作成することは現行法令下におい 適素に可能です。	っ作施も
306	令和6年12月12日	令和7年1月20日	有料の物限定で、ま いせつ表現の解禁 (175条の改正につい で)	わいせつ物に触れてしまえるので、 わいせつ物の写真やイラスト等の SNSへの無償投稿は今まで通りモ ザイク処理を施し続けます。 そして、現物や成人向けサイトで配 信されている「有料」のアダルドデ オや波律、週間 ゲートやアーメ	芯われより 。	個人	法務省	利法第175条は、第1項において、わいせつな文書、周囲、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を傾布 し、又は公然と傳列した者及び電気連携の近側によりわいせつな電磁的記録を保存の他の記録を頒布した者を 第2項において、傾向で通告する目的で、第1項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者を起 することを規定しています。	F 二、 利法175条 对応不订	新法第175条は、性道感・性終年の維持等を保護法能とするものであると解されているところ。わいせつ様 「場布等により同法官が保管され得ることは、当該かいせつ物が得料か無料がによって異なるところはなく、 到の必要性は認められ得ることから、同条を改正する必要はないと考えています。	100 角
307	令和6年12月12日	令和7年1月20日	銀行等による保険が 売における弊害的↓ 措置の維持	・銀行等による侵険募集に際し、銀 在 行等が通守すべき参票防止計畫に こついては、保険契約者等の保護の 製品から、引き続き維持していただ きたい。	・保険東法等では、銀行等が保険募集を行う際、発金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等が代の特性上有する保証的地位の影響力を行便して正力募集をする等、保険契約者等の利益を書することを防止するため、保護募集にあたり銀行等が通守すべき等等助は計画について研究している。 するため、提携募集にあたり銀行等が通守すべき等節がよ計画について規定している。 しては、またを最終が長期間を当成の開催は大いで発生を行っていた。は著書の事業枚序が困難は英悪化却定されるため、弊害助止措置の規定を設について存置する必要があると考えられる。	明治安保険社相互会社	金融庁	銀行等による侵跡医療については、保険契約者等の保護を認りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のよう改善官的と指導が別分けられています。 非公開性報度指遣 ・投資大抵先規制 ・分名にプ規制 ・担当者分域規制 ・投資との訴訟防止措置	で 保険要法施行規則管 212条。同第234条第1 検討を ²	銀行等による保険事業規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点が 的けているものです。 がままれた場合のです。 事業的と計画については、モニタリンが結果や関係者からのヒアリングを指まえ、平成23年9月7日付で 係内関係や考定とし、 ・ 程数方本算規制の対象商品から一時は投資機能等を除するほか、 得金との問題と指指していた。 で表の主題した行うたところであり、平成24年4月1日から施行されています。 第の意思した行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 第17年による機能募集の次数については、37世後を発売配施に努め、今後の弊害的止措置等の見直し ついては、必要が生した場合に行うこととしています。	00
308	令和6年12月12日	令和7年1月20日	対する生命保険の	・法人である生命保険代理店等が その役員・使用人等の管な認識を を有する者で対して生命機能の使 のようなであった。 のようなでは、 は、保険契約者の受援が起かった。 いたに保険契約者の受援が起から、引き続き取行ルールを維持して いただきたい。	・機能療法等では、使用者と使用人類の雇用機能等に減ついた生命保険募集を行うことを抑止するため、法人である生命製除性理店等がその危害、使用人者の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している。 金製体性理店等がその危害、使用人者の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している。 「無限機能」基立になり募集等に関係が表面化しにべく、また、生命保険がたり、実際性・再加入風程性に関うると、被害 者を事実的に表演することが関末は場合と想定されることから、保険を設め着者の保護のため事前規制として同ルールが 場入されている。からの雇用情からなたから、使用者で使用人の雇用機能によりずらな事の思 超度以ように高まっており、同ルールの発展が必要な状況にあると考えられる。 ・こまた状況を指案し、保険契約者等の保護の製品から、同ルールに関しては引き機を現行ルールを維持していただきたい。	明治命保社田庭会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力 業事を防止する拠点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する 保険募集は一部の保険商品を附き禁止されています。	保険憲法第300条第1 漢的新刊規制第24条 第 選項第24 6 平成以近天衛帝府	定 生命保険契約の素限性、再加入阻離性等に鑑み扱けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引 被き慎重に検討を行う必要があります。	ė

	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案	所管省户	所管省庁の検討結果 フーキュ
田石	検討要請日	凹合取りまとめ口	旋朵争填	従来の共体的内存	主体	METAL	制度の現状 該当法令等 対応の 対応の概要 が応の 分類 対応の概要
309	令和6年12月12日	令和7年1月20日	公益法人が役員を 更豊配をして版正是 要を要とする件につ いて	不動産登記の情報が登記所から地 力自治体へ通知されるのと関係に 公益認定を受けた法人の食用を受 の無管する行政へを影響機を 知することでな益認定法の変更編 を不要とする。	公益認定を受けている法人が役員変更を行うと法務局への役員変更登記と行政庁へ役員の変更端を提出する必要があ 個人 リ、二度手間となっている。	内閣府 デジタル庁 法務省	・一般社団法人及び一般社団法人の場合にあっては、「理事の氏名」「代表理事の氏名及び住所」「整章設置 一般社団法人及び会社関連人の原文を が発生人は、一般社団法人の場合にあっては、「理事の氏名」「代表理事の氏名及び住所」「整章設置 一般社団法人が公司とは、「企業を選出」「企業を設定している。 会社団法人の意文を を対している。となるとなっては、「理事の氏名」「合作整本人設置・一般社団法人であるとは、その言及 ・理事の氏名及び住所」「会計整本人設置・一般対団法人であるとは、その言及 ・理事の氏名及び住所」「会計整本人設置・一般対団法人であるとは、その言及び会社選大人の氏を又は 名称に変更の名及び住所」「会計整本人設置・一般対団法人であるとは、その言及び会社選大人の氏を又は 名称に変更の名及び住所」「会計整本人設置・一般対団法人であるとは、その言及び会社選大人の氏を又は 名称に変更からか、「特性、工業・大学、対理に対してあるとのは、こととされていましたとされていました。人が表現ない。 ・対して、大学に表現で大学に、「会社選大人の氏を表していました。」「特別 ・対して、大学に表現で大学によっていまして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でいましている。 ・対して、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でいまして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、一般なのと述べて、大学に表現でして、大学に表現でして、、一般なのと述べて、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、一般なのと述べて、大学に表現でして、表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、大学に表現でして、表現でして、表現でして、大学に表現でして、表現でして、表現でして、大学に表現でして、表現でして、表現でして、表現でして、表現では、表現でして、表現でして、
310	令和6年12月12日	令和7年1月20日	銀行等による保険業 無に限する弊害的 止指置等の実効性 確保	銀行等による保険募集に関し、銀行等が選守すべき参書防止指置に ついて、保険契約者等の必載の戦 はあから対き物を対し、実効性を確 保していただされか。	- 施行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい(平成23年9月、カメントに対する金融庁の考え方)にとから、銀行者が事業性資金の融資業務を逃に有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより現在化しにくい確認が免金上する等、特有の声音が生じ、2000となった。大学を受ける場合では、1000となった。大学を受ける場合では、1000となった。大学を受ける場合では、1000となった。大学を受ける場合であった。「モータリング格果等も実施が表現を受ける。」は、第一生命、2000となった。大学を受ける場合である。「モータリング格果等も実施される受ける事業の大学を表現した。「モータリーグ格果等も活まえて必要な募集しが行われた際にも、モータリー受ける場合である。」という企業では、展示するようによる保険を実施の実施を持ち、6、中東と3年9月、カメントに対する金融前での考え方。こととされている。これという他の表現を表現を表現を表現を表現しない。これという他の表現を表現を表現を表現を表現しない。これという他の表現を表現を表現を表現しない。これとは、最終実践の音等の保護を認る上でいずれも必要不可及であることから、その実効性を確保していただきだい。	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次 のよび弊等防止計量が設けられています。 ・おの治情を保護措置 ・機能先振元技制 ・機能を発売を受ける ・128 、同策224条第1 ・機能を発売を ・128 をの診認防止措置 ・預金との診認防止措置
311	令和6年12月12日	令和7年1月20日	法人における従業員等に対する生命保 等に対する生命保 販募集に関する消費者保護ルールの 維持	生命保険募集人である法人がその 従業員等に対して行う生命保険の 募集に係るルールについて、保険 契約者等の保証の総合から、引き 続き権格していただきたい。	- 生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有 する試い影響がを利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が学生する基然性が大きい。このため、現行の制度では、 産命後募集集人である法人が行う主命保険の募集の庭間について、一定の制度が設けられている。 保険持式 選行の制度は、選切か、健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護等を認る上で必要不可欠なものであ り、引き熱を維持していただきたい。	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募 第等を形止する配合から、出版企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する 保険募集は一部の保険商品を除き加止されています。 生命保険契約の長期性、再加入周酸性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を指まえつつ、引き を表現した。 を表現した。 を表現した。 と記述と思えびその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する を表現した。 を表現した。 となっています。 生命保険契約の長期性、再加入周酸性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を指まえつつ、引き を表情事に検討を行う必要があります。 をき情事に検討を行う必要があります。
312	令和6年12月12日	令和7年3月18日	241012219[2/4]連 中中間の一部の第一 中中間の一部の第一 中中間の一部の第一 中中間の一部の第一 中中間の一部の第一 中中間の一部の第一 中中間の一部の第一 中中間の一部の第一 中中間の一部の 中間の一部の 中間の一部の 中間の 中間の 中間の 中間の 中間の 中間の 中間の 中間の 中間の 中間	R4規制改革103提案は、登記申請 に取下17年由が以よ場合では申請 思想搬回の受性ない。で取下17年 開起がすべきによってなる。インパ 開送ができたしたのである。インパ 開送・関連するとのできる場合は、 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年	一たところ、理事自体がスルーされた。/このような夢在も私的自治として有効と考えるが、法務者が気に入らないなら、 制度に対してジケーシになれた。選手申請制度を創まするよう提案する。/ 受けの選手制度は、登記制消費をそれらから 液付積機の共進し、あらはは同期度の機能という追加的サブルンと可能ませるものである。/この上の開は、選件制度で その一部に数下事由があった場合は、代理人の機能で不適のない申請についても取り下げるオブジョンを提案する。/ 中間意思と設定するとが関立ないことが存在状态を受けて可能とする制度を用意すればいい。/これはオンライン申請人 があらかにカイブンョン利用を明示して送手申請を終と取り付可能とする制度を用意すればいい。/これはオンライン申請人 があらかにカイブンョン利用を明示して通告申請となる数では、資料を制かで同能についている。(中部 があらかとカイブ・カイン・関連ではよる特別表別の可能についてす。 (中部 がからかとカイブ・カイン・関連ではよる特別表別の可能についてする。) (中部 がからかとからず、カイブ・カイン・関連ではよる特別表別の可能についてする。) (中部 がからからなりまった) (中部 1 についていたがこう。) 戸籍制剤の保存用間を10年とよったできるとした。 第巻者が異なるとご理由に対めたする「1 についていたがこう。) 戸籍制剤の保存用間を10年とよったできるとした。 2005/2002は選条や、未提出がよの前間付にアトロルでは、全体できるようにすべきであるとして3002/2005度素が切る不可と 2005/2002は実施・本提出がよりの前間付にアトロルでは、2005/2002は異常の、本理はないのでは、2005/2002は異常のでは、2005/2002は異常のでは、2005/2002は異なります。 かって、選件申請の不確のない申請も、代理人の権威で敬り下げることは不可能ではない。	法務省	申請代理人が登記の申請を取り下げる場合において、その取下げが申請の中止のためにするものであるとさ 専務に理人が登記の申請を取り下げる場合において、その取下げが申請の中止のためにするものであるとさ 東甲軍2037号通道 東甲軍2037号通道 関節です。 東甲軍2037号通道 関節です。 東甲軍2037号通道

悉문	所管省庁への		担实表示	担実の見せが中央	10 dr 10 dr	提案	To day the site		所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の	対応の概要	る処理方針
313	令和6年12月12日	令和7年1月20日	銀行等による保険業 第二係名弊書助止 措置の解持および 実効性確保	基本的な枠組みを維持し、かつ、そ の実効性を確保することが必要不 可欠である。 ・また、平成24年4月のルール見 重しておいて、実効性健保のため の措置が図られた「預金韻認防止 措置「非公開情報利用時における 同意取得」および、融資大事集規 制等の対象から除かされ、消費者 保護の知るから解析とは、多数令 保護の知るから即断がはて、多数令	個人の施援先事業者に対して多大な影響力を考することから、保養業法指行規制領において、消費者保養および少正な 好事を管理者である出たり、急が間底を指揮の直接や、動質人への接条業業の制御官なびに接受先出着官にるを保 しているのルールは、銀行衛による保険事業が設施的に報義されていた際に、銀行衛の指金・決定業務や経費業務の ド本柱と影響力に進歩、消費者や事業の保護、なびにな立な毎冬を保持するために整理されてきた必要不写なな 特殊社と影響力に強力、消費者や事業の保護、なびにな立な毎冬を保持するために整理されてきた必要不写なが	会社	金融庁	銀行等による機能販売については、保険契約者等の保護を殴りつつ、利便性の向上を目指す報点から次 のような弊等防止性値が設けられています。 ・身公別用機保護措施 ・機関大売売売税 ・日間である分離規制 ・協会との保認防止措置	保護業法施行規則第 212条、同第224条第1 検討を予 項等	銀行等による侵険高等規制については、保険契約者等の保護を認りつつ利便性の向上を目指す親点から 設けているものです。 非常防止指揮でしなし、は、モニタリング無罪や関係者からのピアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で親 低外間所令等を改正し、 ・ 機関大事業制度が対象高品から一等対象を保険を含めけるほか。 ・ 機関大事業制度が対象高品から一等対象を保険を含めけるほか。 ・ 機関大事業の表現しません。 ・ 第0月混乱を打ったとことでが、平成24年4月1日から指行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き様を実態を限に努め、今後の弊害防止措置等の見直しに ついては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
314	令和6年12月12日	令和7年1月20日	生命保険募集における促産員等の保護等に係るルールの機材をよび実効性種様	注人である生命保険募集人等(以下「注人生保代理店等))による。その役員、使用人その他当該法人生保代理店等)がよる。その役員、使用人その他当該法人生代工程の企業を募集に係る。 ルールについて、引き継令、発信の基本が会計組分を執行することも、 にいたたきにし、	法人生保代理店等は、母体企業の従業員等(密接な関係を有する者)に対して多大な影響力を有することから、生命保険 業業を行った場合、職制にの地位を利用した区力募集が行われ、従業員等が意に戻する保険加入を強いられる懸念が ある。 現行制度は、過去、実際に正力募集機能が免費した事業を除まえて、こその保険契約について、法人生保代理店等(は 人代理品が密路な関係を有する法人を含む)の投資・保用したおする保険基準内含々の他の破験契約等者に対する機 およりの地位等の不当に利用による機能募集行方を表出したものであり、従業員等の残扱のためには必要不可ななルー ルである。提集機能自身が機能とのだい高はおった。 についてある。提集機能自身が機能とのだい高はおった。 についてある。 は、日本の機能は、その機能関節が長期間に至り、かつ、再加が国間であることから、一旦患害がむじてしまうと事後 的に当該投資等を発することは他ので扱い、また、法人保保性国等等人の従業等がしてしまうと事後 あるべたを影響力を有していることから、等等事例が潜化でする場合もある。当制度については、これらの事情も語まえ ただし、現代制度の保護対象による上生保性国等かの発展・使用人とされており、法人生保性国等等と直接の雇用関係 につい、関連と関係が表ましていることが必要である。 当初度の保護対象には、法人生保性国等かの発展・使用人とされており、ほん生保・経済を持つなと、派遣労働者を してい、関連と関係は書まれていることがある。	日保険相互	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募 業等を防止する報点から、当該企業及びその定業と密接な関係を考する者(法人)の役員・従業員に対する 保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	有碳素注第300条第 項數等 開注數字與 開注數字與 可以數字 平成10第2等 至208 第10第2 208 208 208 208 208 208 208 208 208 20	生命保険契約の長期性、高加入服務性等に組み扱けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き 競き慎重に検討を行う必要があります。	
315	令和6年12月12日	令和7年1月20日		・ 募集に係るルール(いわゆる構成 量数約ルール)について 消費者の	・職制上の地位(職場の上下関係等)を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品 選択の確認会を確保する等の組造から、法人である生命接続を担当していては、制御法人の従業員等の密接な関係を有 する場合に対している。 では、対しているでは金融接受が向からようとせっては、対しいから発展が表現が一ルル。 はいては、は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	住友生命 保険相互 会社	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を考する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険電法第300条第1 項第5年 同当施行規則第224条 第1項第2号 平成10年大概各条示 数23号 第23号 第23号 第23号 第23号 第23号 第23号 第23号 第	生 生命保険契約の長期性、再加入阻害性等に組み扱けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き 就き慎重に検討を行う必要があります。	
316	令和6年12月12日	令和7年1月20日	銀行等による保険販売における弊害防止 売における弊害防止 措置の実効性確保	が 行等が遵守すべき弊害防止措置に		住友生命 保験相互 会社	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す報点から次のような事等的止性置か設けられています。 - 身公開所是規模指置 - 最変元版元規制 - 分(名)・分類 - 担当者分類規制 - 現金との偏認的止指置	保険業法施行規則第 212条。同第224条第1 模割を予	銀行衛による侵険高階規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す較点から 設けているものです。 券書数上指置については、モニタリング結果を開係者からのピアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で間 依別服所令者を立正し、 定・ 施資子高集財制の対象商品から一時出終身保険等を終するほか、 ・預金との製造が上着世について、実効性債権のだらの計量を講にる ・研金との製造し上者でしたとこでがは、平成24年4月1日から指行されています。 の見載し上を行ったとこでがは、平成24年4月1日から指行されています。 の見載し上を行ったとこでがは、平成24年4月1日から指行されています。 これでは、必要が生むた場合に行うこととしています。	
317	令和6年12月12日	帝和7年1月20日	独占部上法第11条 における他託助記に 対する部決権保有 規制の見直し	独占禁止法策11条に定める部行に 対する議法権保有規制につき、信 括銀行の領託勘定で保有する株式 に係る議法権を持ち着が議法によって に係る議法権を参考を称く、以下同 し、こっして、のが、のが 分していてにきたか。	国土首単上共第11条に定める福祉権侵害情勢11 「四社首単上共第11条に定める福祉権侵害情勢11 「四社首単上共第11条に定める福祉権侵害情勢11 「四社首単上共第11条に定める福祉権侵害情勢11 「四社首単なの選挙権の保事等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、包括銀行が信託制定で保有する体式に係る議法権でいて、該可要件の一部接着等の認可をかり緩和されたものの、依然事務を有比が信託 規定に係る株式に係る議法権では必定がはできる場合、のというでは、自然をは、自然をは、自然をは、自然をは、自然をは、自然をは、自然をは、自然を		公正取引委員 会	独占禁止法案11条第1項では、銀行業又は保険業を置む会社が他の国内の会社(以下「株式発行会社)という。の株式に係る協決権をその総株主の協決権の5%(保険業を置む会社にあっては10%)を指えて有することなる場合における版体をの務事を見続いています。ただし、国境取る場所が成功をして株式を開発することとは、国境の場所が成功をして株式を使うすることとは、国境の場所が成功をして株式を受けませない。 コンマは、国境の場所が成功をして株式を受けませない。 一ついては、国境の場所が成功をしては、一ついては、自然展行を与えないとなった。 「最大権を合意」にもの)をその総株主の協決権の協議を構造して、日本においては、全部を受けては当該議決権を合業したもの)をその総株主の協決権の必定を目的である。 「最大権を合業したもの)をその総株主の協決権の必定を目的である。「最大権と合業したもの」となった。 「最大権と合業したとなった日から、日本を担えて協会権が関係を関する。「最大権とのことなった日から、日本を担えて協議議決権を目前に会かっては、ガイヤラインによいて、信任協定で保有する協決権が銀行前定で保有するものとは、別議と行きまた。ここれを組織するための社内体制の登儀がされていること等の要件を満たせば、別議と行きまた。ここれを組織するための社内体制の登儀がされていること等の要件を満たせば、別議と行きまた。ここれを組織するための社内体制の登儀がされていること等の要件を満たせば、別議というには、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本	独占禁止法第11条 对応不可	信託勘定で係有する議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使 するものであること等の信託勘定の特性については、現行の独占禁止法においても既に考慮されており、19 間に該可を要せずにお検主の譲決権の5%を担える議決権(信託勘定で保有する議決権と総行勘定で保有 くる議決権を返したの)で使用することが認められているととして、認可受予力は17年起で保有 くる議決権を返したの)で使用する法律といての考え方と手が変わる。「大きととして、認可受予力は17年起で保有 と加えて、選求者の事型内容も認定さて、公正取引意員会は、19年2年出土第7日、第7日度で展有 地域に対して、認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅 様心ました。「表現を保有する認識の内で企业行助金では今年7日が実施ので使が分配につれて、規制を大幅 様心ました。「本日が経過されている力・プロセストラン・実施を持ちり返決権をその申集が 選出場を対して、はおして、日本が経過されている力・プロセストラン・大きといました。 第2日度であるというには、19年2年に対して、日本のではないかが、実施を持ちり返決権をその申集が 送送地路があります。また、自然を提出が「本日を対しているとは、自然を提出が「本日を対し、日本のでは、日本ので	=

#0	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提家理由	提案	Ā	所管省庁の検討結果	Ę.	ワーキング・グルー
曲方	検討要請日	回答取りまとめ日	佐 条争項	提条の具体的内容	按 条理由	主体所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
318	令和6年12月12日	令和7年1月20日	増改薬等の理由に よる電業所等の一 時的な位置を 係る手続きの緩和	個托兼書金融機関、信託会社およ び信託契約代理店が改改業での他 の に応信を受け、 に応信を受け、 信品不要としていただきたい。、	(重紅基金会機機関、信託会社および信託契約代理店は、増改英その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合を含め、豊東所等の位置を変更する場合には臨出が必要とされている。 で 方、銀行及び銀行物株会社については、一時的に位置を変更する場合については臨出不要とされている。また、銀行 代理品についても、押款の年9月1日とり、周出不多と規格が報節されている。 「銀行代理品における規則権の理由として、7月20コストにおして十分な必要性が認められない」ととか号けられている 多大・信託契約中国業を多べの心を持ちく信用金金、原制配合合金からは、一時的に位置を変更不易場合について 銀行法等に多く信息地よ不多とされているにも規約わらず、信託者法に多く信息は一の列応が必要となっており、銀行法等 位置を集める中央レイセではいことにより一定の利定の入が発生している。 企業を要求る場合とついて、電出本実としていただされ、 になりませたいな、信託を見たしていた。「他に多していた」では、 は、信託者と合格機関、信託会社および係託契約代理店が増改業その他のやむを得ない理由により一時的に位 区を更まる場合について、電出本実としていただされ、 になりまましたが、第一条を発出の経過につながら、 ※ 金融番組会(金融制度ワーキング・グループ報告書)(平成26年12月27日公会)	一般社团 法人 信託 金融庁 協会	信託業営金融機関、信託会社及び信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により営業所を一 時的に位置を変更する場合を含め、営業所の位置を変更する場合には届出が必要とされています。 3	樂者法第6条、信托業 統第12条、第71条	億託業産金融機関、塩託会社及び信託契約代理店の所在地については、免許・登録申請事項の変更事項して、配客保護や行政上の適切な監督を指揮する報点から、監督当局が指出を求めているところですが、その必要性を指示スつつ検討しておいります。	lè:
319	令和6年12月12日	令和7年1月20日	相続手続きのデジール化	「申出のオンライン化」及び「電子認 証付きの法定相続情報―覧図の交 付」を実現していただきたい。 日行政機関が保有している戸籍情報	〈戸籍廷明書等一式、接路・改装原戸路を含む)の応集にかから負担経済〉 (国際人は、自らが送客物能人であることを記録するこれ。「お故職部や各金融機関等の体制に基づき、被相続人の死亡 が必認って他とは、まなすの中海経事等を一支を提出している。 (国を、戸籍経明書等の政権に係る申請は一部の市助中でオンラインにされているものの。多の場合で市市中への出 度ない。所籍と呼音等は本場をして、文代をはまない。 (国を、戸籍経明書等のは本場として、文代を参加する人、電子にされていない戸籍経明書等※は対象外となっており、こ で書、「中海経過期は、日本の場合とは、文代をはある人、電子にされていない戸籍経明書等※は対象外となっており、こ の場合、市庫の計止に設または概念での文代申請が必要をある。 ※電子化されていない戸籍経明書等(戸籍法籍に規則第の条各号) ・電子作物処理制能はよる扱り別へのと関立されたり、電子にとれていない戸籍経明書等※は対象外となっており、こ で書、作業の登録が出ていない。また、報経人と戸籍経明書等一式をさらにそれぞれで法定相様人を特定する作業を しており、寿息の重複が生じていた。また、報経人と戸籍経明書等一式をさらにたれては、定相様人を特定する作業を しており、寿息の重複が生じていた。また、報経人と戸籍経明書等一式をもらにもれては、定相様人を特定する作業を と、法定相様人の特定にかから負担機等 しており、寿息の重複が生じていた。また、報経人と戸籍経明書の支配が表するがあり、負担がかかってい た。 はよの規模が表する検索で、実施がありまたの手程は明書での変化を含めていた。 こと、は、は、は、大きには、日本のより、日本のより、日本のより、日本のは、日本のより	一般社团 法人 值託 法務金	(在が19年) (2付か日)	(1ボツ目) 神郎につい オンテンツ中部につい オンテンツ中部につい アルラスは東京中部 アルラスは東京中部 アルラスは東京中部 (2ボツ目) 日本 (2ボツ目) 日本 (2ボツ目) 日本 (3ボツ目) 日本 (3ボッロー) 日本	「おが月」 制度の現状間に記載のとおりです。 電子機制処理組織による税扱いに適合しない戸籍について、引き続き市区町村等と連携しながら該当する 電子機制処理組織による税扱いに適合しない戸籍について、引き続き市区町村等と連携しながら該当する 環大学でする。 はまりまでは、デジタル庁と連携し、法定指統情報証明制度に係る申出及び一覧側の写しの交付をオンラン 化するための方面でついて、民間事業者等の意見を懸さがら、費用労助業・化専門書の担比を全 種機間における電子署名の設証等の体制の運搬が戻を考慮して修訂しています。 「実制の富本製料面」には、「技器をは、設計では、日地大心台」戸籍証明書等を収集して行款機関と 機関いの民間事業者に法定相接関係と接明する必要があり、相様人の自然となっているところ。行政が保 と考えし、相様人の手核集団を設定するとはあり機能の表現可可について、デジタル庁と連携して検討し、 を考えし、相様人の手核集団を設定するとないで、他がより、 を持ちました。 ・ 1 に記載されており、これに基づいて検討をしているところです。	イチ・融
320	令和6年12月12日	令和7年1月20日	管理型信託会社および自己信託業務 よび自己信託業務 変更に伴う届出期 の緩和	億託養法第12条第2項に基づく変更 間近の期限を、同法第73条に基づ の(変更間比の期限と合わせて、「そ 質の目からの目以内」に緩和していた だきたい。	〈管理型信託会社における登録事項の変更に伴う届出の概要> (電託表集第12条第2項に基づき、同法部条第1指名号に関げる事項に変更があったときは、「その日から2週間以内」に、その部を内閣理と対に上側ではればならない。 く自ご信託業額に上げる登録事項の変更に作う適量が必要では、 く自ご信託業額によりける登録事項の変更に作う適量が必要が選挙では、目前がはづければならない。 く自ご信託業額における登録事項の変更に作う適量が多を内閣をでは、目前ではづければならない。 に関本業が必要が認定がは、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は	一般社団 法人 信託 金融庁 協会	管理型信託会社及び自己信託業務における登録事項に変更が生じたときは、信託業法第12条第2項(同法 第50条の2第12項において適用する場合を含む。)に基づき、2週間以内に、その管を届け出る必要があります。	理於業法第12条第2 項、鄭宏桑の2第12 項、鄭宏桑の2第12 項、信徒業法部行規則(検討を予定 記念集別·項、第31条 702第1項	登録申請事項に変更が多った場合の居出の提出期限については、管理監信託会社及び自己信託登録者 居出来者の実態や監督との必要性を指まえつつ検討しておいます。 なお、管理型信託会社及び自己信託登録者の当該変更に係る間出者のが付き間については、やむそ何な 事由があるさは、副該裁出者の受出を基本なく提出すれば思りることされています。信託東法施行規則 23桌前1項ただし書き(同規制第51集の9第1項において適用する場合を含む。))。	りい第
321	令和6年12月12日	令和7年1月20日	金融サービス中介 東に「信託媒介東 税」を通加すること	「金融サービスや介業」へ「信託経 介意器」(研金等級介業器」(保険 紙分集務」(研金等級介・業務) 「資金業貨が設備を設定機能」 資金業度が設備を設定機能 必要とするもの」を整く)を追加いた だきたい。	〈現行規制・制度の概要〉 〈現行規制・制度の概要〉 「2001年1月日出行・金倉十一ビス仲介法制」により、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービス提供が可足が1年1月日出行・金倉十一ビス仲介法制により、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービス提供が可退任金台をサービスが今までは、1度金・電域介金銭 介養性」「保験は済金銭」「保証が登められている。 (3月1日銀料・製造の問題点 規模は本の必要性)〉(国民分割では、国民の関係との規模をは、自民の関係との規模をは、国民の関係との規模をは一工ペン・大型でもんの決定を対象が表しては、日本の対象をは、日本の対象を対象をは、日本の対象をは、日本の対象といるが表しています。表しているできないの表現といるでは、日本の対象といるでは、日本の対象といるできない。「大型性はの実施状況を発展して公正等されら機会には、上記の関盤の対象はいこれでは、政策といってが、政策といこのできまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	一般社問 法人 信託 金融庁 結会	「金融サービス仲介素」とは、預金等紹介業務、保険協介業務、有価証券等仲介業務又は資金業貸付媒介 業務のいずれか使素として行うことをいうとされており、信任契約の締結の協介を行う業別は金融サービス仲 分素として行うことのできる業務として規定されていません。	・金融サービスの提供 (選挙を法律者) (条 (表) (項等	金融サービスや介重として取り扱うことのできる商品・サービスについては、商品設計やサービスの複雑さ、 日常生売への定額度合い等を任じめ、額等のニーズや、金融サービス件介度者等による額等保証のための 製品売合合な業務運営の実施等を請求えつつ、業界等の意見も問いながら、見直しの要否を検討して求い ます。	٥ ب

番号	所管省庁への		担实本语	担字の見けが中容	相会派	提案			所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
田石	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の	対応の概要	る処理方針
322	令和6年12月12日	令和7年4月17日	金融関連業務を営業を登録を登録を登録を登録を登録を登録を	・金額間連業務を集む子会計等の 業務範囲について、製業を建立し に対象がある。 のでは、 規算者のものでとなった。 規定されている「特定資産の範囲」 (投資信託及び発達人に関する は連結に行き第3条)の中に、第3等 から第5号も追加することを「検討 いただきたい。	・資産運用立国の実際には資産運用会社の運用力向上が必要。資産運用会社には、オルタナティブ資産等を組み入れ に適用対象の多様化というに運用高度化に同けて取得かが開発される。 でうした。日本では製産業品が開始において、意味の影響を整合を一会社等の重視範囲が限定されている影響 一をした。日本では製産業品が開始において、意味のEか金融をの他の対象の事用を行うことのできる最高の対象から一 したし、海外では、保険社会を「アレットマネジメント会社が、不動産やロスラストラケチー等・役割するファンドの 相成・運用を行事等はある。 ・電影範囲影響の関ロこより、日本の保険会社等下の資産運用会社においても不動産へ投資するファンドの運用等が可 能となる。これにより運営・軽度の安定・価格への運気支援が可能となるとともに、関連市場が活性化し、日本程序の活 カールに、選がもことが開発できる。	一般社団命会	金融庁	保険会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	保険業法施行規則策 50条の2裏写導第26号 の2 保験会社向けの配合 的な監督指針 III-2-2 -1(2) (⑤)	保険会社の子会社において行うことのできる業務範囲の疑知については、経済状況の変化等を請求えてす の必要性を検討する必要があるところ、保険金社の組金性情報や利益相反防止等という規制の趣旨を指定 スつつ、債重に利断する必要があるため、匿名に指置することは指数です。	
323	令和8年12月12日	令和7年1月20日	定年延長等に伴う名 定義付企業年金の 競物変更の取扱い	・定年延長等に伴う確定的付企業 年金の受託開始時期の変更を決ま 場合の受託開始時期の変更を決ま 組の連載に該当することから、規約 更更時に格付金がいては、高額の同意手様が下が、 さない場の場合とかいては、高額の同意手様が下が、 なない場の場合とかいては、高額の同意手様が下が、 一般体程度組の意を前章ストー での要件を満たり等合によいて、 での要件を満たり等合によいて、 での要件を満たりませます。 単位では、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 原料のでは、 のでは、	- 確定給付企業年金の規約において、定年を延長する場合、多くのケースにおいて給付の額の減額に該当することから、労働組合や加入者等の規模に同意手続きが必要となるが、高齢期の雇用の拡大を推進する面からも、態素な同意手続きとすることが考えられる。	一般社団命会	厚生労働省	確定給付金業年金制度では、実施事業所の労働協約等の見直しや経営悪化などを理由に規約変更を行う 合に、統付の部を滅跡することが可能です。ただし、統付の部を対する規約変更を行う場合には、減額の 実施者のようなといる者から間を表現する必要がある。 が表現する。 は、その労働組合の問題が必要となり、契格権者の給付の部を減減する場合には、減額の規約に基づ (他立立基局後年)申金として支払も関連を設ける必要があります。 規範の判断は、加入者や受給権者の総付の現在価値と最低租立基準額が規約変更的後で減少する場合 が挙げられます。	確定給付企業年金法	- 定年延長等に伴ろ規約の変更手続きについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の - 整理(令和6年12月27日)を請求え、検討中です。	
324	令和8年12月12日	令和7年1月20日	中小企業温職金共 済から確定能付企 業金金への移行の 等力適用	・中小企業者が確定給付企業年金 を実施する場合において、中小企業 業者に該当ななかよ場合や会議を共享有 では、でかい企業経路を共享 では、でかい企業経路を共享 では、でかい企業経路を共享 では、では、では、では、では、 は、では、では、では、では、 は、では、では、では、 は、では、 は、では、 は、では、 には、 は、 には、 には、 には、 には、 には、 には	・説法、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公約年金開始までの従業員の名後の所得可能の役割を表上している。 金開始までの従業員の名後の所得可能の役割を表上している。 そのような、現実し、中心企業退職金券がある情況を付定業を金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が、 イをようない。現実の大学を表している。 ・2巻の所籍を製に向けて多様に選出物をあるため、の場所に設定することなく、中小企業退職金共済から確定給付 企業者金への部門の対害週間を必めらのである。 ・2会報号への部門の対害週間を必要がある。 ・2会報号での部門の対害側を対している。 ・2会報号を表したいては、退職金側を経一するにあって中小企業退職金井茶を終り、様定給付金業金を導入したいと いる一元が内である一方。現代では関係の協定といて、会研後、年以内に設立された確定給付企業年金への移行を含め を存む、当該制限を提出することは確定給付金業年金の書かに有用と考える。	一般社団命会	厚生労働省	共済契約者が中小企業者でない事業主となったことにより共済契約を解除した場合や合併等の場合にの み、確定給付企業年金等への資産移換が認められています。	中小企業這理会共享 法票金条字四票之 4 同选票 19条0 4	中小企業退職金共済制度と企業年金制度は、制度の趣管や税制のあり方が大きく異なるため、合併等の/ むを得ない場合に限り資産軽機を認めるものです。	à
325	令和6年12月12日	帝和7年1月20日	確定能付企業年金の年金支給職務等を移転させる仕組み の事人	確定給付企業年金について、企業 の年金支統裁務等等移転させる仕 組みを導入すること。	・確定給付金業年金では、将来的に「年金での受給の増加」よるリスクの増大」、「長居金利(割引率)の低下による退職 給付債務の増大(割により事業もの維持コストや負債が増大する可能性があるが、年金の資産と債務の金額または一部 を保険会社などの配置。老日総称させは組みしがアウル・バイン等に表用することで、将来リスクが悪化化に関いる 果まが後る協能コストで負債の数次の影響を指案・対策でなることが可能となる。 第1まが後の協定コストで負債の数次の影響を指案・対策でなることが可能となる。 あっても、当該性が争を活用にて対象がよりを発出が入りを発出が入りの発生を検索、再発の数据を行うによい 制度が約する給付と同等の給付が維持できる可能性が増すほか、加入者(受給者)は年金受取りが維持されることが期待できる。	一般社団命会保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、事業主等が確定給付企業年金を終了するまでは給付に関する支払機務を 発っています。	確定給付企業年金法 第88条	閉鎖型DBのバイアウト等のような年金支払機器を社外に移転させる仕組みについては、導入の必要性・可性のほか、受給機の保護、ガバナンスの解棄等の幅広い戦点を考慮して、慎重に対応いたします。	ě

釆므	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提家理由	提案	所管省庁		所管省庁の検討結果	₽	ワーキング・グルー
世写	検討要請日	回告取りまとの日	旋朵爭埧	従来の具体的内容	佐泉理出	主体	所官省厅	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
326	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定給付企業年金の非額転基準の掛 の非額転基準の見 直し	した算定方法とすること。	10分、実出とながらかい、50分、2点、20イビュル、10分(10分)、 組出する場合における聖事業年度また不穏的を見みがこついて概念されているものと理解している。一方、音回の景 案内容は、2事業年度末の不足額の見込みは平成20年の立正後の第定基本のまま、自然不足に対なする特別性金の 特重において、特別性金に同時用、2世紀とれる特別独全を書車することを認定している。特別生金は、原料での製出 年度の前事業年度末の不足に対して拠出される特別金を含まれている。 10分(10分)、日本の主なのでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分)、日本の主ないでは、10分)、日本の主ないでは、10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分(10分)、日本の主ないでは、10分)、日本	一般社団命 法人生命 保験協会	厚生労働省	事業主は、毎事業年度の決算において、独立金の額が最低額立基準額を下回っている場合には、その不足 銀名基準として、独立社事になび第世上部後、影響として機能しなければならないとされており、当該算定 建業事業を収支担金 今事業年度の命金の副に造加しませることともでしている。 ・程立下見に伴い場出すべき性治を世事業年度の計金の側に造加して出せする場合にあっては、当該事業 作表までに発生に機能を対象に有事することを可能しています。 ・様立下見に伴い場出すべき指金を受る事業年度の時金の間に造加して拠出する場合にあっては、当該事業 また変までに発生した機能と重要を展生の動態の間に進加して拠出する場合にあっては、当該事業 また変までに発生した機能と重要を展生の動態の間に進加した機能を必要を必要を また変までは、他間が主要を発生の動態が成立基準層や粉金の変動による機立金の増減を加味した機能を受ける。	確定給付企業年金法 施行規則第58条、第59 対応不可 条	特殊掛金と他の掛金は、拠出する目的が異なるものであることから、拠出事業年度におけるのこれらの粉金の相殺は、目的に即した必要な粉金が拠出されない懸念が生じ得るため、慎重な対応が必要です。	:
327	令和6年12月12日	令和7年1月20日	リスク分担型企業年金の取扱い。素軟化	・リスケ分担社企業年金について、 制度者及の阻害となりろも事項について、 して、 最終なお扱いを可能とすることで、 、「具体的な指導として、 が変をからリスケ分担を企業年 をに制度移する金に、制度をするの最短 付加の確定的付企業年金での最短 有力を発生して、 が変したして、 を可能とすることが考えられる。	- 確定給付企業年金からJスク分担型企業年金に制度移行する際に、将来の財政状況が負好(積立金額と掛金収入現価の合計が通常予期給付現価に対政を使いスク相当総の2分の1の合計を上回る場合である場合であっても、積立金額が移行前の最低増立基本額が対かった場合、リスクカ担ご企業年金に接続相立業本額が増立金額に同該とならため、移行機の最低制立業本部が減少すると対した。 企業年金の場合と指摘すると認めらしてごろをよるとも、企業を必要を決している。 企業年金の場合と指摘すると認めらしてごろをよるとも、企業を必要を決している。このとは、事業をかりスクカ担望 企業年金の場合と指摘するとなった。 の事人以連携、実現中報立23年にとどっている「2024年4月 日本台)。 一本美望の実現により、移行制後の最低増立基本額が一致することから減額同差が不要となるため、企業においてリスク 分担型企業年金の更なる普及が期待される。		厚生労働省	確定給付企業年金制度における掛金は、通畅な掛金機出による恋意的な構金額入を防止する器点から、 確定労働省令で定められる一定の方法により現出するものとなっており、一括しての財金機划が認められるの は、DB制度の終了時等に限られ、リスク分担型企業年金への移行を含む設計変更に伴う掛金の一括拠出に 認められていません。	研究的付金度を含法	掛金の拠出方法の見喜しについては、恣意的な損金算人を防止する観点からも、慎重な対応が必要です。	
328	令和6年12月12日	帝和7年1月20日	確定給付金乗年金 確定配出年金にお ける申請・届出手続 きの電子化	・確定給付企業年金や確定拠出年 金の規約申請時に必要な書類。通 手整代表等の可意動計二のパイ 事態を表現しているを提出る可能とすること、 「水利による提出も可能とすること、 「水利による提出も可能とすること、 「水利による提出している。 選続いただとした。 要なる。低金型 の場合、金砂両・掘出中には最 会質機の砂本又は増本の写した では、多なのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	構定給付企業年金において、「確定給付企業年金に関する資際、提可申請等にかかる事務処理の改善について「年成22年4月20日券港連島」内の「季務処理無常化にかかる開発及び回答への名)」において、規約申請時さ必要な「通半数代集の開意書から利用は結婚されて、方で、その・場合はの方法で提出する場合、同意書家には一番のうえスキーナー提出を「マファイルにする必要があり、在主動物等、必要機材が整力ない環境においてはファイルにが国策であり、電子機構をでしている。「成本機」が、心臓等する「減額においてはファイルにが国策であり、電子機構を受け、企業を使り、企業を使り、企業を受け、企業を使り、企業を使	一般社団命会	厚生労働省	確定給付企業年金及び確定拠出年金における同意取得手続に関する押印は省階可能としております。 関制度において、労働会意手経色における同意都に自着を求めておりますが、電子化等に限しては、 ・その同意を認った事態を提出するとの管理できると認められる方法によるものであること ・その同意を認めた事態を提出するとの意を見越める取扱いとしているところです。 の変料を通うす場合に、電影的方法による同意も認める取扱いとしているところです。 変素を選び、「議奏及び代議員会において変めたこと以上の代議員が書名しておければならない」とされてい すが、今後の記録コロナウイルスの最近の多数なかの状態を指象に表する形式と、企業年金組 が、今後の記録コロナウイルスの最近の多数なかの状態を指象にあず過ぎ起して、企業年金組 おける代議員会の会議を対していてあるかなくても悪し支えないものとして助り扱っているところです。なお、この場合、代議員会において何らかの形で代議員の「承を得てから、そのような取扱いをすることが望ましい。す	確定給付企業年金に関する承認・認可報の報告を発生を発生を発生を発生を発生を発生されています。 12年 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	ご提案の事項については、ニーズ等を詰まえて検討してまいります。	
329	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定給付企業年金単年 における承認・認可 申請手続きの簡素 化	・規約変更において、間比・申請書 類・申訓手続の間素化を図ること。 (合併等に作り返えの加入者を設定 変更しないための規約変更は、頭 ボータミイツ。基準は今の増配の 海計算が不要なものは配け不安と であります。 海計算が不要なものは配け不安と であります。 海計算が不要なものは配け不安と であります。 海計算が不要なものは配け不安と であります。 海計算が不要なものは配け不安と であります。 本様である。 本様でなる。 本様である。 本様である。 本様である。 本様である。 本様である。 本様である。 本様である。 本様である。 本様である。 本様である。 本様でなる。	「地区和行貨業半室の規則の変更率にかから十巻後は、原則にて7年至労働大臣・中間書を提出し、本語・協のを支付 はければなが、高出して54名間間は発育的である。 「原生年産産金は路多では、800金金程度であったか承認が認可申請制度での運営が可能であったと思われる。」 が、令和中47年末時では12、000年上月在47名で成立物性変集半金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が 固られなければ、原生労働省の承認・認可が延延することが懸念されることから、規制の変更等にかかる承認・認可申請 手続の開業化が不可文であると考える。	一般社団命会保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金援約の変更は、確定給付企業年金法において、厚生労働省令で定める軽額な変更を除 表、選求労働大阪の承担を無付ければならないと規定されています。このため、理主労働省令で求める軽徴 な変更に認出しな変更については、保定労働と区の実施が必要です。確定給付企業年金提約について は、確定給付企業年金法等により、一定の事項の記載を義務付けています。	確定的付企業年金法 第4条、第6条、第7 条、第16条、第17条 集集的企业等企业。 最新10条、第15条、第15条、第15条、第15条、第15条、第15条、第15条	確定給付企業年金に関する手紙の簡素化については、事務負担を軽減することに加え、加入者等の権利保 選の報点も踏まえた上で、引き続き検討します。	ŧ

# D	所管省庁への		提案事項	担実の見けが中央	提案理由	提案	-r Atr do atr		所管省庁の村	食討結果	Ę.	ワーキング・グルー
盘写	検討要請日	回答取りまとめ日	旋杀争 垻	提案の具体的内容	提条理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
330	令和6年12月12日	令和7年1月20日	における組織再編に 伴う受給権者の権利 義務移転に係る同	・実施事業所の受給権者に関する 権利義務務等を申止出る際の同意 取得について、現分を関するのではなく、受給権者に十分が 情について、受給権者に十分が 情所違こを「認力・助と力」ないのない を可能とする等の緩和をすること。	は労働組合等の同意取得で対応可能であり、受給権者の同意は求められていない。	一般社団命 法人生命 保険協会	厚生労働省	事業主等が受給機割に係る給付の支給に関する権利義務の移転を申し出る場合には、受給機者の同意を 得なければならないとしています。	確定給付企策年金法 施行令第50条第7項	対応不可	受給機者の権利義務移転については、受給権者の給付を支給する確定給付企業年金の実施主体が変更となることとなるため、受給権者の権利保護の戦品から、同意取得要件の維和について、領重な対応が必要です。	
331	令和6年12月12日	令和7年1月20日	高定於什合果馬金 為上下隔空觀出年 金の給付設計要件 の柔軟化	・ 博定軟付企業等金および確定施 出年金の総付設計要件を柔軟化力 ること。具体例は以下のとおり、 ・ 確定設付企業金の年金総付金 ・ 確定総付金業金の年金・60年の ・ では、日本の一年の一年の一年の一年の ・ では、日本の一年の一年の一年の一年の ・ は、日本の一年の一年の一年の一年の一年の ・ は、日本の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の	・ 社会情勢の変化等に伴い、確定給付企業年金や確定拠出年金に現在課されている給付設計要件について見直しの検 計が必要となっているものと提出する。 ・例えば、平均寿命、環事等の延伸に伴い、年金の支給期間や支払開始非額等に関するニーズは多様化している。ま ・例えば、平均寿命、環事等の延伸により、指敵支援や早務退職機遇者は老後の所得機関手段として確定給付企業年金 制度の目的に反しないものと考えられる。	一般社団命会保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金の老齢年金の保証期間及び確定拠出年金の支給予定期間の上限は20年としています。また、給付区のごとに異なる年金支給制施要件を設定することや、早期に担選した者の給付の額を有利に設定することは制度上認められていません。	海波熱付か多東本会法 福行令第25条、福建 福行令第25条、福建 日本東京東京 中央 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	対応不可	確定給付企業年金の老額年金の保証期間及び確定拠出年金の支給予定期間は、遠産形成となることを防止する製造から20年以内とされているものであり、老板の所得程度という企業年金物度の固治に悪して領域支給や金乗金物度の目的が主義の安定的所得の健康であるところ、給付区分でに異なる場金支援部 機能を持ち設定さらた。早期に設立、社会の合計の信息を利用、設定することは、制度の目的を追問する原板いとなることが懸念されることから、慎重な対応が必要です。	1
332	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定拠出年金における支給要件の緩和	・企業型における退職時の財選一 時金について、外国籍の企業型が 所能し、現立を表現しなった場合を の設選一時金について支給要件を 経和すること	・現状の規制は以下のとおり。 (1)添到後の鍵上別まするまで契約で可。 (2)資産が極めて砂糖(1・5万円以下)である場合は受給可能 (2)資産が極めて砂糖(1・5万円以下)である場合は受給可能 (3)個人と関連で競技中金の加入資格がなど、通算製出期間が短い(5年以下)または資産額が少額(25万円以下)の場合 (3)個人と関連で設地中金の加入資格がなど、通算製出期間が表現。 (2)を利用しているが、100円以下の場合は、200円は、200円以下の場合は、200円	一般社団命会保険協会	厚生労働省	確定拠出年金制度における設建一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 (企業哲学者) (他人別管理資産がけ、500円以下である場合) (他人別管理資産がけ、500円以下である場合) ・企業哲学会加入者、企業哲学会雇用指認者、他人哲学金加入者又は個人哲学金連用指認者でない。 ・企業哲学会加入者、企業哲学会運用表記者、他の受力を見から月日以内 (個人別管理資産部が15、500円を見える場合) ・上記の2字件に加入て、個人型等金の受給要件(環後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の支付需果人上に力から2年以内10受罪件を除く)を満たしている者 は一次の支付無失人上の力から2年以内10受罪件を除く)を満たしている者 ・「の企業を会加入者でない。 ・「の企業を会加入者でない。 ・「の表生会に加入でない。 ・「の表生会加入者でない。 ・「の表生会し、日本の主に加入を表生を表生のない。」 ・「の表生会し、日本の主に加入を表生のない。」 ・「の表生を表生のない。」 ・「の表生のない。」 ・「のませんない。」 ・「のませんないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	確定提出年金法附別 第2条02第1項。第3 第2条02第1項。第3 第2条21第17章 項及近第2項。第60条 第1項から第3項まで	検討に着手	福定拠出年金における支給業件の緩和については、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理(令和6年12月27日)を指まえ、統計中です。	à
333	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定給付企業年金の規約変更時にお りが可能性な変更」の 基本核和	・就業規則等における定年延長を 育業化して書館給付金書には設選 の場下行の単語をすることができ の場下行の単語ををそることができ 更まる(規約に変める規約変更を行う 最初に、同時に別差する資格要を 更まる(規約に関定する資格要を 更まる(規約に関じないで、「軽数変更要 更要を 更要を 更要を 更要を の規約変更しないて、「軽数変更要 更要を 更要を を を を を を を を を を を を を を	場合に、即注員からDBの保持集大生額を経過上の参加、放射人士の経費改更、変更限をで対象者の配配に来資的な 影響ない」による特別変更化がある分が。たれば、関極な変更には起ませず、現状、開発定を付けることも、 目的上する規則変更の多くが展現申請の手続を変数できる任何ない状況である。(例、定年にの歳に返する日から50歳 に達する日に変更することで、DBによいて同期変を提出し設ける例、からの規定と不再機の加入者は、一般であ に達する日に変更することで、DBによいて同期変を提出し設ける例、からの規定と不再機の加入者は、一般であ	一般社団命法人生命保険協会	厚生労働省	確定給付企業年金制度では、実施事業所の労働協約等の見富しや経営悪化などを理由に規約変更を行う場合に、続付の額を減離することが可能です。ただし、総付の額を減離する場所変更を行う場合には、減額の対象者からの3分の2以上の間差を順等する必要があります。 17以上で組織される労働組合が多えと思いました。 4の労働組合から表と思いました。 4の労働組合から同意を発明するという必要という。 19世紀東京の総付の部本第74場合には、減額的の規約に基づ機を指立基準総を一時企比して支払う指置を設ける必要があります。 18日本 18日本 18日本 18日本 18日本 18日本 18日本 18日本	確定能付企業率金法 協力行動が多い。 所有機能の場合等。 所有機能の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	対応不可	定年延長等に作う提的の変更手続をについては、社会保障審議会企業年金・個人年金部会において様々な 恵見が示されていることも指さえ、信重に検討いたします。	
334	令和6年12月12日	令和7年1月20日	確定拠出年金の運 用の方法の除外に 係る要件緩和	・確定拠出年金の運用の方法の除 対について、加入者等の問意が不 要となる事由を追加すること	・確定拠出年金において適用の方法を除外するためには、除外しようとする適用の方法を選択して適用の指面を行っている る加入者等の3分の2以上の同意が必要とされている。 ・該無同意院の手段を行る機でもの、選用の方法の人等えが進んでいない現状を踏まえ、加入者等の不利益にならな いと考えられる運用の方式の除外(明えば、同一の適用商品に放棄するインデックス型の放棄情報で、より指計機勝率の 低い投資低化に入資及を行う場合等)の場合は、加入者等の同意な「除外することを可能としていただきたい。	一般社団法人生命保険協会	厚生労働省	構定拠出年金における運用商品の除外については、構定拠出年金法第26条に基づき、その商品で運用する 者の3分の2以上の同意を得ることとされています。	確定拠出年金法(第28 条第1項) 確定拠出年金法施行 規則(第20条の2) 「確定拠出年金法につ しいて」(第生労働省年 金局長透知平成13年 月21日年発第213号)	対応不可	研究期出年会における運用商品の除外については、当該商品で運用を開発できなくなる等の影響が生じる ことから、当該商品で運用している者の意思を十分に募集する必要が分ります。運用の方法の除外のうち。 人名等の不利起いなない4から巻きすることは関係では、通貨商品で運用している者の3分の2以上の 同意なしに、運用商品を除外することを可能とする要件接利は調理です。	,

#0	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提家理由 提案	E = #	管省庁		所管省庁の検討総	5果	ワーキング・グルー
田夕	検討要請日	凹合取りまとの口	旋米尹埙	従来の共体的内容	主体	k 191 =	61977	制度の現状	該当法令等 対応	対応の概要	る処理方針
335	令和6年12月12日	令和7年1月20日	老齢給付金の一部 の支給の様下げの 取扱い	・完生接觸終熱高等の帯及に作 に、確定給付金集集金の差額的付 金の受給者の所得状況は多様付 しているが、一方で、現行の確定が 付金集を参加度では、老額的付金 は「全額を受きるは、は一会の交換を 要下する「数の方が認められて、 ・現状を認行と、これを ・現状を認ず、これを ・現状を のの交換を が、これを のの交換を が、これを のの交換を のの交換を のの交換を のの交換を のの交換を のの交換を のの交換を のの交換を のの交換を のの交換を のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	- 上記のとおり個々受給権者の所得状況に応じて、選択肢の拡大を図るため。 - 無社 法 人生 接款値	注团 厚生	七労働省	確定給付企業年金制度における老額給付金の支給の様下げについては、老額給付金の支給の要件を満た す者であって老額給付金の支給を情味していない頃は、規約で変めるところにより、事業主命に当該を勤給 付金の支配の場下行の申位をすることができるとされています。老額給付金の支給受存はよいのとおりと "30人表文は加入をであった者が、規則で変める金額給付金を受けるための要件をあってまたとなったとき に、その最に支給するものとする。 で、力能に支給するものとする。 、一大・電は上した場合である。 、一大・電は上した場合であるとなった。 、二十億以上が見かである年齢未満の規約で変める年齢に当ました日以後に実施事業所に使用されなくなった。 ともに支給するものであること(規約において自該収配に至ったときに老額給付金を支給する自が変められて いる場合に関る。)。	確定給付企業年金法 第36条、第37条	確定給付车金制度は、老後の所得の確保を図る目的で設けられた年金制度であるところ、年金制度であるとした。 日本、総付の概定時に支給期間や毎年の受取器を決定し、毎年定期的に支給されるべき仕組みてあるとか、 者総給付金の一部の支給の様下げの取扱いについては、制度の目的を追脱する懸念があることから慎重な 対応が必要です。	Į.
336	令和6年12月12日	令和7年1月20日	事業主による個人情報利用範囲の拡大	・企業型確定拠出年金における。 東主が取り扱える加入者の値人情 報の範囲を拡大	・企業型確定拠出年金において、事業主が運営管理業務を選営管理機関に委託する場合は、自身の業務の範囲内においてのか加入者の個人情報が取り換える。 「事業主が自身工管管理業務を行るは、場合でも、事業主自身が従業者へ組続教育や温用に限する情報提供を実施 一般社 することがおり、例えば、現代利用が認められていない以下の個人情報は効果的な教育を行うために有効であると考えら 法法生 元 九 久者の2 周 田 別 いたぎたい。	注团 厚生 会会	上労働省	事業主は、企業型年金の実施に係る業務に関い、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管 理質医験での他の企業型生金加入者等の個人に関する情報を管管し、又は使用するに当たっては、その業 例の連行に必要な範囲内で自該権人に関する情報を修管し、及び使用しなければならないとしています。	確定拠出年金法第第 対応不 43条	自己又は加入者等以外の第三者の利益を認る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示する 可ことは、100条の基本作為とおかてよめ、事業主が取り扱うことのできる個人情報は、一定の業務の範囲内に 限られており、頻繁な利応が必要です。	
337	令和6年12月12日	令和7年1月20日	運用の方法の除外 手続を削え事象主 から加え者への案 内を可能とする	・確定拠出年金の実施事業主が加入者の個人情報を利用できる業務 として「雇用の方法の除外手続き」 を追加し、運管環機制だけでな く、事業主からの案例を可能とする	・事業主は、自身の業務連行の範囲のみで加入者の個人情報を利用できるとされており、運用の方法の除外時に、除外対象となる選用の方法へ運用にしている加入者等への案内は認められていない。 連個の方法の発力・発性の限には、時外対象となる運用の方法・運用形関している加入者等に運営管理機関から個別運動が活を付され、また、運用の方法の除外線は、除外された商品を保利していた者へ運用制図の制度を行うが、事業ほよに生態の開催しましたものである。日本のままでは、10人名によって、事業主からの案内は有所であり、不利益にならないと考えられるため、個人情報の利用が認められる「年業主の業務の範囲」に「運用の方法の除外手続き」を追加いただきたい。	注団 生命 厚生	生労働省	事業主は、企業監告金の実施に係る業務に関し、企業監告金加入者等の氏名、住所、生年月日、億人別管 理資金額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を貨管し、又は常用するに当たっては、その業 務の連行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を貨管し、及び使用しなければならないとしています。	確定拠出年金法策第 対応不	自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示する 可こと(法(の集の禁止行為)を防ぐため、事業主が取り扱うことのできる個人情報は、一定の業務の範囲内に 限られており、慎重な対応が必要です。	
338	令和6年12月12日	帝和7年1月20日	公的個人想証サービスによる特別の ビスによる特別の データ連携の実現	・公的個人認証サービスを利用すり 短期事業者は、服务の死亡により。 理制事業者は、服务の死亡により。 電子記事が多った。 電子記事が多ったが、企業を発起してのた場 電子記事が多ったができるに失りの 電子記事が多ったができるにより。 電子記事が多ったができるにより。 電子記事が多ったができるにより。 電子記事が多ったができる。 では、このため、競技を対していている。 最初ができない、このため、競技 関係されるができない。このため、競技 関係されるが定さない。このため、競技 には、このでは、このため、競技 には、このでは、このため、競技 には、このでは、このでは、このでは、このでは、 できないできない、このため、 を持ちない。 できない、このため、 できない、	- とりわけ生保会社では、死亡保険について、公的個人見証サービスを選して、服客の死亡監機情報を受け取り、生命保 除会社園が心底地がに保険の前継系列を行うことが今天したが、現実刊順生で死亡事次の程が消後を多せたら、 ・ 注た、年金支払いに関して、生命保険会社が公的個人設証サービスを選して服客の生存符報を受け取ることにより、題 等の生存中は、年金払助に必要な必要が暴力の場合が最初の提とを制し、全金支払も行うとができている。した、服容が亡くなっ。法人生 た際には、死亡情報・死亡日前様を取中することができないことから、発金千命の水払り支払のため、遺族から診臓器を 保険契約・3のだれが認定でも各割で再移かれ、住民等のを担いただとの姿がある。 ・ 本等望が実現されれば、生像会社は住民等のの公舎管理を受領することなく、死亡保険を小払は全の支払率由該当 の理扱ができ、総事料を使が大きない。 知り年度報論に比較いたけているところ、引き続き、公的個人認証サービスを選し、死亡の事実及び死亡日が含まれる よりな措置とど成的いたださたい。	辻団 デジ が お 終 務 法 務	プタル庁 秀省 条省	死亡の事実及び死亡日は、署名用電子証明書はもちろん、そもそも認証業務情報(電子署名等に係る地方 公共同体情報システム機能の認証業務に関する法律家44条第1項)にも含まれておりません。 また、特定署名用電子証明書記録事項とは、署名用電子証明書が多力し事合に新たに発行された署名用 電子証明書に記録されている情報(日、長名、全年月1年)以及の発行の書もといます。署名所 証明書は、住民基本台報に記録されている情報(日、長名、生年月1年)であるとは、中できるものであり、死亡した者について は、住民基本台級があわれたことなった。 は、住民基本台級があわれたことなった。 電子証明書を発行することができません。そのため、特定署も相当生が情報に指する場合に対して必要と用 電子証明書を発行することができません。そのため、新世集をそのまま実践することは結婚です。	電子署名等に任る地 方公共的体情報システ 大規則の起源を示す。その地 関する法律第18条第 3項、第44条第1項	令和6年6月21日閲覧決定の提制改革実施計画に記載のとおり、デジタル庁、総務省、法務省で連携し、公 労働人認証制度以外の方法を検討してまいります。	
339	令和6年12月12日	令和7年1月20日	住所组会の申請方 法の電子化	・確定拠出年金の運営管理機関や 確定給付を集年金の受託機関に いては、全部一件に電子的かつ簡 まな申請による住所無金を可能と すること。	・確定拠出年金や確定給付企業年金において、制度加入者であった方等へ郵便物を送付した際に、郵便物が不着となる 場合があり、その場合には、各市区車村の使所に任所担会のための住民側の販売せを大乗・搬送にて行っている。 はその際には、各市区庫村の使所に、販売せ方法との要素を選が繋なるととがに、無会の都成、免計事物の本人構設者 ・ためた参加ませいる機能から、例えば、経営を付金を乗る金の事業主を金や金を整理機能が基金の事業主で設 められている住基ルルトでの住所担金を運営管理機能や受技機能でも可能にする等、全国 伸の電子的かつ間点な申請 ほとな住所開金を運営管理機能や受技機能でも可能にする等、全国 伸の電子的かつ間点な申請 は一般は一般などのように、事業主義とではなく気料を取得後が歳ませの側に運営管理機関機由で気料を考えん。 ・特に、規定機は栄金については、事業主義とではなく気料を取得後が歳ませの側に運営管理機関機由で気料を考えん。 ・特に、規定機は発きたいに、事業主義とではなく気料を取得後の場合を発展することが困難な水反の ため、引き板を物制ができたい。	注团 厚生 生命 総務	上労働省 务省	企業年金連合会は、住民基本台橋法に基づき、住基ネットによる住所開会が可能とされていますが、確定給 付金集年金(BB)を実施する事業主・基金や企業支援突然出年金(DD)を実施する事業主は、自ら住基ネット を利用することはできまい。そのよう企業を進合会が、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主か の情報及事業を別の参拝を受けて任所情報を担告し、DBを実施する事業主・基金やDCを実施する事業主か 別に、住所情報の提発行うこととしています。 また、令和5年5月から、事業前ついたは、影客中込み等の際に、公会個人民間サービスを利用して本人 構築を行う場合には、本人からの同意を得ることにより結婚の変更額の任所等を、プラットフォーム事業者を 介して、地方の上部所報のプライル機能・(AB)が自然があるが、全部機能を対して、その利用した最新の 利用を情報(基本4情報)提供サービス」が自用可能となっています。	住民基本台標法第30 条のの、別書第一の企 別表第一から別書第一 が表第一から別書第 から書等を定める命令で 対応で から書等を定める命令で 対応で から第4年金法第4年 年度の2 (東京第4 年度の2 東京第4 年度の3 (東京第4	選業管理機関や受託機関が自ら住基ネットを利用することについて、個人情報保護の製点から、住民基本合機法による情報提供を受けることのできる主体は住民基本合機法において、行政機関等に関られております。利用可能者の拡大については、上記の製造から、十分な検討が必要です。 なお、D6を実現する事業・基金の00を実施する事業・が、企業を全場会、情報収集等業務の受託を行ないとなり、のと表現する事業・基金の00を実施する事業・主をのは、大気・保護・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・企業・	ř

# D	所管省庁への		担实表示	担実の見せが中央	HI do Vil do	提案	The sales also also	所管省庁の検討結	果
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容		主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 ^{対応} 分類	対応の概要
340	令和6年12月12日	令和7年1月20日	子会社における役員 選任職業の議決権 行権、即のがあ行為 内で、 での免除制度の新 役	①告示改正による指定業種追加の ケースで、当該追加指定業種を営 む会社の株式を告示改正前に取得 して支配権を取得していた場合 の投資生非上場会社が、事業条様	・設行ルールでは、取得等事前原出の承認を終了の知识上の接式を取得している子会社については、取締役又は整査役の選任に係る極軟にから有る海神事前原出がの影性できたとれているが、上記①一③の場合においては当該免除事由を添加するためでは、当該を指で必要がある。 ・海峡役又は整査をの選任に係る極軟について、前限、事前原出と実施に続けることは、取得等事前原出を一度提出することには、比でおり、中本事務的な自然が支払。また、実生をおしたよう。その投資を含する方式をは、選集保管を生まることにはしてストル・中本事務的な自然できた。また。 会当はではなく、事前に行成することが一般的で取り、選決者行役実施に一定の影響が生じる。 ・一学者なけ他に要用に存立される場所・分表社となった場合の変異により、このような負担の影性生じる。 ・この点、非常界を頂は上記記について要望を出せていただいていたころで、日報のご基準日を定めて取得事事前 出心内内の音を表で行い、これを表に上の著にの書きを表せるが創まこついては、現内接の影響がある内容であり、その実現の可言については領重な時計が必要ですが、いただいたこ意見は今後の制度な正における学 おしたせいたとで表す」とのご開きたりただいている。③のみならず、①立のようなケースにおいても手当が望ましたこの語をからただけ、これを書にから を指える、制度の見重しをご供給いたださたい。	一般社団法人生命保険協会	財務省	外国為替及び外面貿易法(以下「注」といいます)に基づく投資審査制度は、外国投資資本からの株式取得等の 対内面接投資等により、国の安全等を損なうとたがないよう。これを書意する仕組みです。 具体的には、株式取得等にある品出等差を選して、外部投資家が未料企業に参考力を行使し、国の安全等 政権役別に至めなして下海検学の、の選性による。国立にいいては、金社の製工需要が影響を与える機 家であることから、対内指接投資等の一般型とし、手前部出售室の対象としています(法路を集配項第5 、対向直接投資等の一般型とし、手前部出售室の対象としています(法路を集配項第5 、対向直接投資等の影響に対する研究を第1項第1号)。 この点、外型設度家が株式保持等の事前部出行して50%以上の認決権を保利している会社に対する取締 の場合とは、60歳に対しては、直接が開設するである。当該会社を受払しまして、企業 を受める選生にある側面については、当該学科教授家の事業を表示をある。当該会社を受払しました。 会会の選生におきの書については、当該学科教授家の事業を表示しまった。 まずる必要性に乏しいたが、外国投資家の手続負担軽減の減止から、手続を不要としています。例内面接投 素する必要性に乏しいたが、外国投資家の手続負担軽減の減止から、手続を不要としています。例内面接投 素等である常常の発生に対する命令第3条第2項第7号)。	取締役等の選任に係る同意は、会社の経営に重要な影響を与える議案であり、もっぱら間の安全等に関わる 技術情報の選出や事業活動の会失等につながることがで目的から、同意の商度審をそ行うことが原則で す。株式原得等の専制監社を行って、のから上し間決権生発するをお比つして、例ががに関連を不要と が表現を表現している。 特別問題がは、と知恵が上の表現し、新たに記録的をつ選任に係る同意を行っても、国の安全等の設立か に問題がは、と知恵が上記かられるからです。 この点、外国投資をとなるに関から大きないった。またとなった。 、自然の安全等の設立は、他同意については、上記のような株式を得得の基金を書せていないことか 、自然の安全等の設金が、の間が、のでは、上記のような株式を得得の基金を書せていないことか。 、自然の安全等の製金が、自然がない。を提出がはあったものではなく。あたり、間の安全等の最立から 環境に、告示改正により指定維持が固定される時から外型投資変が検索を使していた場合を、選手機 でお採業業におり記定維持が固定される時から外型投資変が検索を使していた場合を、出土手続 されて乗ますることは関連と考えられます。 また、に目前のよる自己を立てを解析を開始に対していた。 開発に、自己を立てを解析等の場合に対していた。 関係に、最中では、自己の主な、自然の情報の場合にないまたが、自己手機 されて乗まする。 、これには、自己を立てを解析等制度はと同時の多書を行い、これを選をした場合にのみ相談の 開意で考えらい。 、現在していた。 、現在していた。 、また、に目前のよる自己を立てを解析等制度はと同時の多書を行い、これを選をした場合にのか相談の 開意で考える。 、も成成については、現代制度の場におけるしか。 、など、これに対していた。 、また、これに対しては、現代制度の場合における。 、など、ただいたご意見は今後の制度 改正における参考にさせていただきます。
341	令和6年12月12日	专和7年1月20日	独献法上のスタート アップ企業への出資 規制の緩和	・スタートアップ企業(以下、SU企業)への資金提供の促進の制品から、機能会社によるSU立業の議決権投資制制制を設定制度を制度を対していた。	・資産適用立国実際ブランでは、日本経済の持続的は長に向けて、SU企業への資金供給を促進させるための環境整備を行う必要がある。2の課題が認識されている。 中を行う必要がある。2の課題が認識されている。 「いたし、投資事業が異異性価金を運動といいます。の資金使供について、複雑法上10年を超える議法権104組の停着には制度があり、公正取引き資金の認可を受ける必要がある。国内の企社放立が影響と場実での平均を数は10年を担える。13年後であることが表現と場までの平均を数は10年を担える。13年後の資金があることから、10年を超える機動な投資の助けることが、20年の場合は、20年の場合によりは10年の場合によりは10年の場合によりは10年の場合によります。20年の10年によりは10年の場合によります。13年に現状、30年度の中心主場や、上海製・10年以下の場合を対象であることが表現されてよう点が課題となっている。提供使用期間制度が提高されては、保険金社による表別が改資を保 フェンが開発されては70月の10年の第一日、10年によりに対象を対象では10年の表別によりますによりいる場合とは10年の表別によります。10年のまりますにより、10年の10年の会社が表別によります。10年の10年の会社が表別に対象を対象を対しませた。10年の10年の会社が表別に対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	一般社団 法人生命 保険協会	公正取引委員会	独山禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を密む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社 の株式に現る開設権(以下和に「議決権」という。)とその起株主の「議決権の5%(債業業を営む会社にあって 以り、銀行等の投資事業有限更比相のの有限責任報告系となり、報告財産といて株主を妨害等することにより 認法権を影構等の場合については、国際の適用が投資されています。 しかしながら、出議議訟権を者することなった日から政令(独占禁止施行令第17条)で変かる期間(10 は一般では、10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の10年の	放占款上法第11条第1項第4号が議決権保有に係る期間制限を設けているのは、同項未文に規定する議 決権保有規模の通用を終わする期間を、超決権保有が投資目的であることが領権され、非業支配を目的と 所有に上ができない場合であっても、超決権保有を得及した実質的な影響力の行機ではより、事業支配力の 通収の集中の開起性にあるそれが変でないことの、開助機を発音することは適せてより、事業支配力の 通収の集中の開起性におる作が変でないことの、開助機を発音することは適せている。「除占機上 活剤1等の影響による経済では破損をおり間接がある。「原制機を整備である第一の基準にいて、「除占機上 当業1等の影響にとる経済では破損をおり機関の可能を制度支援者の影響についての本力が上述いて所しており、外、有限性妊娠を負が顕地域の行権及びその制度を制度支援者の影響についてかる大力によびでない場合、キャピタル グインを得ることも耐力には関係の関係を制度支援者の影響についてからない場合、キャピタル グインを得ること目的的とした場面の側の接触を構成するれば、一定の期限を付して認可することが明ら かになっていることから、期間を延長することは必要とはなりません。
342	令和6年12月12日	令和7年4月17日	241019223(2/4)再 使用証明申出書の 記載事項から印紙 故数を終わする。代 理人の記載は必 要?	そして通達では、登録免許税を納付した申請の受付番号を記載させるともに、納付した登録免許税額と貼付した印紙の枚数を記載させるとよる。/ 再使用証明では消印した	ーが残らない時代であればともかく、現代ではコピー機のない事務所があるはずもなく、海印した印紙会様を登記官かコピーして保存することにより、申述人に可能の政策を定置させる手続け不要になる。一緒付して印候政策のと認識よは、事業の全部にしていながる。「そもでしながら、一様では、中国では国家の政策の変更を関する。」と続けて日本教会のと認識よれる事業の全部にしていながら、「そもそも中国も国の政策の変更に重要があるとすれば、登記官は新展別まな印色機に乗事業の全部にしていながら、「そもそもれは一世の対策で一目整備になる。「保証付け、日本教育は日本経過に証明を収集した。「保証付け、日本教育は日本経過に正確は進生する。「保証付け、日本教育、日本教育、日本教育、日本教育、日本教育、日本教育、日本教育、日本教育	商業登記 ゲンロン	法務省	要請免許税法第31条 第3項 出土ます。その際に決取するの自分には大利に同じ登別所において申請するを起こっいて再発用したい に対する。 中間に受けて、各定官は、特別の事情がない場合。 中間に受けて、各定官は、特別の事情がない場合。 本のお、再発用用語の移転について、不動を登記を解散を手様等制度である。 である。再発用用語の移転について、不動を登記を解散を手様等制度である。 では、再発用である「記録とます。 なお、再発用用語の移転について、不動を登記を解散を手様等制度できる「別記第50号様式」 、 文は商業を記号等等務取扱手様等制度77条第1項(別記第50号様式)に定められています。	高使用証明の手続では、登録免許税相当額の収入印紙が貼り付けられた書面(印紙台紙書面)を申請人 又はよの代理人に多述することだめため、後日、再使用がされた収入印紙を使用して登記の申請がされ た際に、大いが発展の申請からなためため、後日、再使用がされた収入印紙を使用して登記の申請がされ た際に、大いが発展の申請からなためた事なないとを登切で講訳する必要があります。を参考するこ とができるのではないかとの理様ですが、収入前紙を推写することは印紙等規造物誌法等の途舎に際らし とするできないからのです。また、代理人の記憶を予定することとにた場合に、申述としたのが確立か るかを後に環認することができないほか、再使用の記録をとした印紙台紙書面を開こお選したのかが不明と なるなど、事務の混乱を招くことになりかねません。したがつて、御提集には別のすることはできません。
343	令和6年12月12日	令和7年4月17日	241019224(3/4)再 使用印紙を同一代 理人が効率的で とった使用し、再定 取り下げた適付請求	きるとしているため、この取扱いを 禁止すべきとしたものである。/納 税義務者が変更されては「再使用」 にならないし、代理人が別の依頼人	一を禁止しるとするのみで、「特定の過速で認められている」ことの確認を求めているわけではない、/したがって、「提案 内容について、規格自体が存在しないなど事実施設定するもの」という「非実施認」回答は、非実施認定する。/これを専 実施認定言なる、具規則和能定規度できると違いていると実施を決定事業を必要を無難が主要施認していることになる。 実施のなすりつけ合いは、民等無列能でやってくれ、/できるのか、できないのかを明確にするよう提集している心だが、 (一世、世界の事態、人のため、世界の前にできなができるのであれば、新規により事態を対すると対象にないることが、 (一世、世界の事態、人のため、世界の前にできるできるのであれば、新規により事態を対すると対象を表します。 海接側により事態人なのかっ / 代理人が運行金を受害する場合は、最初に新材した時期人の手技が生物するのか、あ るいは再便用して時期人の会社が生物でするのか。/とも必要できたは、急性を持つるのが、ま の中期人が特付した登録が形を「後の申請人」に選付することになってよう。/ 万度用申出した収入印献は再使用 サギリニを付款されるのか / この手続は全部での事務と確と表れている。/ これは特別である、プロストロネルを持てるのか。/ この手続は全部での事務と確と表れて必要素の回覧であり、他哲主者なは指帯と述って、通速 をした収入印紙を同一代電人が別の申請人のために使用した場合の選付手根は、彼の名書での請求することになるのか。?	商業登記 ゲンロン	法務省	訂正の上再提出する予想のもとに登記申請を取り下げ、貼付用紙の未使用証明を受けた収入印紙につき、 事情の変更により再提出を中止した場合。同一参記所でこれを同じ申請人が別の登記申請に使用しても差し 実えありません。 本人中の代達人みが受ける再度用証明を、後も、同一事業につき本人中から依頼を受けた代理人のが当該 書類を表明して登記申訴ることができます。 再毎用の証明の付きれた情収証書又は印紙を他人から譲り受け、自己の登記申請に使用することはできま せん。	制度の現状機に記載した再使用証明に関するこれらの取扱いは、いずれも、再使用証明をした収入印紙を同 世 中部人のために使用することを制定としたのです。 したがって、同一代理人が別の申請人のために再使用証明を受けた印紙を使用することはできません。

# C	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	工作小广		所管省庁の検討結果	₽ The state of th	ワーキング・グルー
甘石	検討要請日	回答取りまとめ日	旋条争填	提条の具体的内容	佐余理出	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
344	令和6年12月12日	令和7年1月20日	住宅用木陽光条電 のFT部定手様の短 縮化及び運用の見 直し	銀ュナ宇本由空の筒見れれ WED	割は完了していることから、FTU設定の販売を持てずして、大爆光素を設備の工事や系統基準・使用開路を行えるように してほし込いもかのかる、この場合、私用光素設隆機の毎円開始後、FTUSでを廃止した後に、あらたが一般基定理 事業者と特定契約を締結してFTによる赤電を開始する。近年は自家消費によるメリットが大きく、FTTによる元電の開始が 復しなったとしても、いち男や保護を使い始めたいという―― メがあるためである。また、FTU側が年度後の申請してって いることから、FTUS の申請が当年度後いなるさんが、1年の中で国工時務が使りやすく、設定の販売時間によって		经济定集省	FIT/FIP制度における住宅用太陽光発電設備の認定にあたっては、審査の標準処理期間を三ヶ月としております。	再生可能工术ルギー 電気の利用の定差に 関する特別電話法(等) 対応不可 (等) 二等法律預目	(1)FIT/FP制度においては再エネ特指法に基づいて認定を行っており、事業計画が再エネ特指法に定める 業件を表化すかを含め、必該な審査を行っているものです。申請主義状については明結さでは核別にあって ませんが、企業を分け用に行かなシンティル企画を力夫を進まいてもとってあり、引き様 の円承にのよのようのようのようでは、使用ないでは、しまっしまう。 (2)再工本特別が民間制度主義にのここにおいてよい。以下 (2)再工本特別が民間制度主義にのここにおいて、特別の理由がないのに自該認定の申請に係る 生可能エネルギー等意覧機を用いて強工等電を制能しているものでないとと、」と定めております通り、FIT象 区においては該定の取得制に失意を事業を制能することを制度上想定しておりません。	Δ
345	令和6年12月12日	帝和7年1月20日	銀行等による保険策 売における弊害がある事態が 近 で が で の で の で の で の で の で の で の で の で の	が設けられているが、2012年4月 に一部の規制が緩和された以降も 依然として圧力募集等の問題事例 が発生しているため、弊書防止措 匿の維持・強化、実効性確保に向 上けた対必要と考える。 は、具体的には、「融資先販売規制」に	た」等の課者の原主数を保在られている。このように、銀行による正力算事が依然発生していることは明らかで、一時 は熱身侵険・一場上表生残骸を対策を高記し戻すことも含む超好を振光地が上が低い続いたい。 また、2012年4月に改正されて非公局を触情機理計画「複雑商品と搭金との誤認防に計画」についても、制造のモ ラーアンケートの問題事等収益を出たいて、「温暖を加るよれた場所である。 まされた。このような大きない。 まされた。このようない。 まされた。商品が生命機をあることされるよく程度できなかった」等の固定、消費者の声が多数あり、このことから表現を は、世界が表現でいまった。 また、日本の表現を表現している。これを表現を は、世界が表現している。これを表現を は、世界が表現している。これを表現を は、世界が表現している。これを表現を に、他のは、日本のようない。 は、世界が表現しているこれを表現を は、世界が表現している。これを表現を に、日本のようない。 は、日本のよりない。 は、日本のようない。 は、日本のよりない。 は、日本のない。 は、日本のない。 は、日本のない。 は、日本のない。 は、日本のない。 は、日本のなり、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	全保組会	金融庁	銀行等による保険振売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す軽点から次のような事業的止間が設けられています。 ・身心制情性保護措置 ・場合大阪元規制 ・・ウイミング機制 ・・担当者が施援制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	保険東法施行規則第 212条。同第224条第1 積額を予2	銀行等による保険募集規則については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す報点から 設けているものです。 等客節上計画については、モニタリンが最早や関係者からのピアリングと踏まえ、平成23年9月7日付で歴 研別開介等を全定し、 ・機数子募集規制の対象協力は ・機数と対象が上部について、実効性情報のための指揮を提供した。 ・機士をによる保険支援の状況については、代表性情報のよの指揮と領によ 最初等による保険支援の状況については、代表性異など形態に努め、今後の弊害防止措置等の見直して ついては、必要が生した場合に行うこととしています。	
346	令和6年12月12日	帝和7年1月20日	生命保険販売に係 る情度異契約ルー ルの維持	生金保険販売に係る構成員契約 ルールについては、生命投資募集 人である企業に入り、以下同じ、 相互が当度用関係を存置されては、 には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	生命保険募集人である企業代理店は当該企業の従業員等に対し資用関係等に基づく大きな影響力を持っている。企業 代理点が当該企業の企業員等に対し生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる想念がある。 直立でもけるまで必要、実計程国等から上方を受け、生命保険を力力と人性変力とれた19の声が多くなせられている。 一般の募集チャネルでは、開発があれば苦情等によりその問題が顕化化する一方、法者で企業、上位役職者等への可 行や受けは保証化でも分割にあるため、異用関係に基づいたより募集制では大きなが、とは役職者等への可 等に受けに関係化でも分割にあるため、異用関係に基づいたより募集制人がする影響力が強い状況下では問題が 実際にする可能性が多く、構造の契約が、異用関係に基づいたより高機を関係しても様の大い次下では問題が 実施してある際性が多く、様点を契約がより、最初の本性と高級で表りを用人に対する影響力が強い状況下では問題が また、圧力募集に大規模員等が不まな生命投資商品は契約の入場の中等や理索状態等によって保険料等の引受条件が決定される ことから第加入の開催性があり、開始を支生で各様の表現することは参考の見ままでは、経過間性があり、開始を発生して各体の数するとしておりまって、機能を開催となり、 高級にことが多く、規模者能認さ高大となる。 生命教育商品の発展には消費者一次ことが参加しませい。 上の教育商品の発展には消費者一次ことが出来しませい。 上の教育を持つる役割には消費者一次ことが出来しませい。 との教育者の表の経験を持ちませい。 に対していることがあります。 との教育者の表の経験をはおります。 との教育者の表の経験をはないます。 との教育者の表の経験を持ちない。 との教育者の表の経験をはないます。 との対象をはないます。	全保険労会	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する報点から、当該企業及びその企業と密括な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	程施療法第300条第1 項第6年規則第234条 第項第2号 第項第2号 第項第2号 中級10年末衛告示 機能整整指制1の形合 2-2(11)	生命保険契約の長期性、高加入周膜性等に臨み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き 続き慎重に検討を行う必要があります。	
347	令和6年12月12日	令和7年1月20日	公立学校の学校授業への民間企業等の参加を促進する	授業を積極的に民間企業等が参入 できるように、民間企業の参入障壁 を撤廃する それにより 教員の負	限決、学校原業が精細的に外注されていていいが、体育技業である水法の授業などで民間企業への外注が行われている 事例に存在する。また、複数の民間企業が機能的に水温に対して体育関連の民業の党注を下れているようである。 体内によってある。また、複数の民間企業が機能的に水温に対して体育関連の民業の党注を下れているようである。 に、活用すべきであり、外注をする必要があるのではないが、 有限、ここまで学校授業の民間企業等の多人が進まないのだうか。教理員にしかでをない業別に乗り、それ以外の 写成、ここまで学校授業の民間企業等の多人が進まないのだうか。教理員にしかでをない業別に乗り、それ以外の 写成、ここまで学校授業の民間企業の多人が進まないのだうか。教理員にしかでをない業別に乗り、それ以外の 実際を削減、責任を表すべきである。は、子ともたらの地間にあわせた考えるのようにおり、規節企業のプロジャンにおり、 は対象の心臓型になってきている様なシイブの子とし対するグアも必要不可なであり、現在の事故やその教職を持たけて は対象の心臓型になってきている事故である。 大力を指されている。学校の会員による学校授業を含て実施する必要性が、相対的に減少していると考えるのないまな ・ナカ連絡されている。学校の会員による学校授業を含て実施する必要性が、相対的に減少していると考えるのはな いか、学校技業を提出する者を表現を発展を有じて協力さる。民間企業等はその名表の教育を対象者者が存在するによず である。また、他き方も民間企業の方が多様である。よって、民間企業等の多人類型を継続すべきである。	個人	文部科学省	学校教育の直接の担い手である教員の職務は、人間の心身の発達に関わり、幼児、児童、生徒の人格制成に大きな影響を返すものであるため、このような重要な職務に従事する者としての質質の保持及び向上を目的にして原則として原則は、教育職員免許法により接身するを相当の必許なを考える者ではけれなるとしてうるない。当然といるでは、一方で毎年を教養的外校を有する者ではけれなるとしてする場合、学校の在り方自体を含むた成功をでは、一方で毎年を教養の外校を対しては、大きな場合では、日本の本のでは、工事をは、学校の在り方自体を含むため、現代においても、企業や名分野の要用家、大学等と選及・考えており、現代においても、企業や名分野の要用家、大学等と選及・考えており、現代においても、企業や名分野の要用家、大学等とほど、お客育活動が、受しまれており、本では、日本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の本の	E が 教育職員免許注第3条 第1項、第3条の2第1 項、第4条第3項 ・ 女	制度の張伏欄に記載のとおりです。	Δ

7.0	所管省庁への		10 mar s	4000 B 4444 C	根本理由 提家				所管省庁の検討結	果		ワーキング・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案理由 主体	所管省	新厅 —	制度の現状	該当法令等 対応(分類	対	芯の概要	一プにおけ る処理方 針
348	令和7年1月23日	令和7年2月18日	刑法第175条の廃止 に関する提案	す。 現行のこの法律は、わいせつ物に	あります。日本のサフカルチャーは世界的に高い評価を受けており、文化輸出産業としての重要性が増しています。この 法律の廃止は、より自由な創作環境を提供し、文化のさらなる免費と経済成長にも寄与するでしょう。	法務省	番	毎号90の回答をご参照ください。				
349	令和7年1月23日	令和7年4月17日	241109236[2/4]	より、司法書士が登録免許税の選 付金を受領する場合は、その退付 通知請求書には職印を押さなけれ ばならない。/では、再使用証明申 出書(以下、申出書)には職印を押さ なくてもよいのか?/申出書の押日 廃止を確認したR5規制改革46回答 では、注答後1付1申出集には細円を では、注答を1付1申出集には細円を	一般歌があるのでは?/ また、司法書土が復代環で別の司法書土へ委任する委任校についても、際印押印度務がある だっち。・受責代状立て委任める。「は、国籍申请のためにのみ作成された委任代上が原文をようた。「司法書土法法本 所たるはずっちん。 くろに、成本を対けままとした。「これでいても不能要を表現的なな要では、それでは、同様主法法な 用力をもはずっちん。 くろに、ほとなり対けままとした。「これでいても不能要を表現的なな要ではまった。」では、日本の時間 利力をもはずって、くては、これらの書き出いこれで観りの日本のと申える。「中国書の間印で代用するもち、代理人用での要 関切から受けるか。 くては、これらの書きについて報助の中国務別は報意されているのか? くてはこから、 関切が必要になる。 くては、これらの書きを持てする。 第六と集団を変めて制定制かりではこから、 くばなから。 「おきままや行き活動による所を実現のである。」 「いった」、「なった」、「では、これでは、これでは、「なった」というには、「なった」というには、「なった」というには、「なった」とは、「なった」というには、「なった」とは、「なった」というには、「なった」とは、「なった」というには、「なった」とい	法務省	司除	引法書士は、その作成した書類(同法書士法第3条第1項第6号及び第7号に規定する業務に関するものを &く。) の東尾又は機外に記名し、難印を押さなければならないとされています。	· 司法書士法施行規則 第28条第1項	司法書士が司法書士法によって独占業務が認め の顧印の評印は、当該業務に対する職業を明報に することは関数です。また、「申請義、各品付書献 して、日前義、ただいだ「span d」への修正は千妻 しました。	iられていることに極みれば、司法書士が作成した書類へ する上で必要ですので司法書士の棚四界印度務を譲渡 客の押印の夢音について(商者・法人者記) ロページにつ と存じますが、リンクが正しく観楽していなかったため修正	
350	令和7年1月23日	令和7年4月17日	241100238[4/4]法 労命な不動産登記 での取下書徒の を公開する。取下げ 却下帯由の明確化。	ように様式が入り乱れるのか?/ R5.6.1規制改革推進会議「ローカル ルール見直しに係る基本的考え方 は「地域独自の書式・様式等の行政	ーなることが指摘されており、こうした書式・様式ごとの差異は、我が国におけるデジタル・トランスフォーメーションの実現 に向けて、見恵すべき残骸の課題である。」としている。/忽前は自治体のローカルルールを得利したいようだが、自治体 はいました。「おおおからない」という。「ないました。」では、自治をいる。 は、日本語ないでは、自治をは、一体では、自治をは、自治をいる。 は、日本語ないでは、自治をは、一体では、自治をいる。 は、日本語ないでは、自治をは、一体では、自治をいる。 は、日本語ないでは、自治をは、自治をいる。 は、現ました。 は、現ました。 は、現ました。 は、現ました。 は、現ました。 は、現ました。 は、現ました。 は、また。	法務省	, ; ; ; ;	不動産登記の申請は登記完了するまでの間に申請を取り下げる旨の情報を記載した書画を登記所に提出 することで数下げが写能です。	出 不能底卷足機制第39 条第1項、第2項	式の定めはありません。 定 また、取下書に記載する内容については、申請す	書面により行う必要がありますが、不助産登記法令上、様 ドした登記の内容、取下げの対象や取下理由により異なる 摘を請まえ、ホームペーンで明示することができないか検	
351	令和7年1月23日	令和7年2月18日	燃料としてLPガスを 様/人でしるキャンピ 文をもことを可能に することを可能に	・「国土交通省」では「キャンピング カー」「キャンピングレーラー」の要 作として、「レランス容器等の設定 を要件としている。 「国土交通者」では、船舶に危険等 を積載した自動率を乗せることを禁 はしている。 「キャンピングカー」等には、調理 のの部科としてカテスを搭載して、実施することを目的としたもので はない。 、「よのごとから、「キャンピングカー」等として、鬼怪風の意なしてフェリーに乗船することを目的としたもの ではない。	「個土交通者」では、船舶に危険かを積載した自動事を乗せることを禁止している しかし、自動車には、燃料としてガッリンド・軽油」などの危険物を積んでいるが、貨幣・積載物としてではなく「燃料」と してのものは認められている (場合・レングカー・1等には、課理用の燃料としてリガスを搭載しているが、これは、多くまでもその自動事を「キャンピン プラー・1等には、課理目の燃料としてリガスを貨幣として観め、ご乗業することを目的したものではない ・以上のことから、「キャンピングカー・1等して、で乗せるかる。最低限必要ないアガスを積載して自動事は、、貨物として大量 ・1等をよると、中国・レンダカー・1等して、マーロ・ドラー・スト	国土交通	皇安	調整車の間途等の区分について(依命選達)の細胞散扱いにおいて、キャンピング車及びキャンピングレの要件として、コンロ等に燃料を供給するためのレドガス容器者の常数の燃料シンクを備える場合には、当然解料シンの設備を開催は事業的と開催で仕切られ、かつ、事外との選集が十分確保されていること等を受けています。 可用を始他に情報に運送する場合は、危診物能能運送が25分割機関料料系に基づき、専用は含物性として取扱われ、問題所体系の規制の適用を受けます。ただし、カーフリー等の専用返開に事業を機能して返り扱われ、問題所体系の規制の適用を使用し速さす。 最近、その事性にとす、事間で使用するわけが大いページが収集することのは、予選家に取り付けられか当該がスを含む燃料等に開達がない事間については、危険物として取り扱いません。	?	ガス容器等の設置を求めるものではありません。 船舶による危険物の運送基準等を定める告示列表 両は、その事種によらず、燃料や電解液の週刊の SP 9388 及USP977を消上すものは、危険物として取 ても、EDの規定を消上す場合は、危険物品的運送 通可能です。	トレーラにコンロ等に燃料を供給するためのLPガス容器 設置場所に関する要件を定めておりますが、必ずしもLP 名第1備者10のSP961に基づき、専馬区域に積載される率 ないものであって、開表機者ののP12並以に備者10の 以下のであって、開表機者のP12並以に備者10の 以下のであって、開表機構をのP12並以に備者10の 以下のであって、同意を はいるのであって、同意を はいるのであって、同意を はいるのであって、同意を のであって、 のである。 のである。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	

番号	所管省庁への	CORP. LA LA C	担实表表	担実の見体が内容	MANUA.	提案	-ri Attracto also		所管省庁の検討結	₹	ワーキング・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	ブにおける処理方針
352	令和7年1月23日	令和7年2月18日	1. 銀行および銀行 の子会社・兄弟会社・兄弟会社・兄弟会社 の業務範囲規制の 見直し	銀行の業務新園規制について、営 むことができる最終を開定列率する 方式を廃止、営むことができない 業務を列車する方式はイガティブリ スト方式に見直す。 銀行の子会社・児島会社の業務範 間規制を撤廃する。	○構造的な人口減少、少子茶剤化等による人子不足への対応、物政学的な緊張の高まり等を起促とする資品価格高機等への対ななど、他域の中心の重が向き合うで登録し出根しており、地方銀行に向する取引先企業の経営改善や地方銀生に向して支援を分かって、大型を担いまして、100円であり、地方銀行に向する取引先企業の経営改善や地方銀生に向して、200円では、100円	一般社団 法人国団 法人国協会 銀行協会	金融庁	無行本体並びに無行及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に振さ ています。	銀行法第10条~第12 会、第10条の2、第52 会の3、第54条の16 会の3、第54条の16	で調率いかだいている銀行本体の意要能能をオガライプリスト方式とすること及び子会社・定量会社の重視 服務が認高については、異様悪を表むことによる預金や貸付よいた設行の本象への影響、銀行が受験業 変むことに対する社会的なニーズ、異様素のリスクの足入防止、料益権に取引の防止等、多角的な観点から の重立な計分化を受えなものであり、指揮するととは関係です。 なお、これまでも、銀行本体・銀行の子会社の乗取削については見返しがなれてきており、提来協由として 配置いただいても、9年本体を、銀行の子会社の乗取削については見返しがなれてきており、提来協由として 配置いただいても、9年本体を、現場を目がの事業のより、特別業化の機の単位機分である。 成計法定が必要なる場合に、「機能を目が多年なられず、情報金値は対象、後継その他の単級前行の意と続行 場合いを表がまた。19年本を表を表して、19年本を表を表して、19年本を入め、19年本を表を表 大選が後の2年に現まりを発をして、19年本を入めて、19年本となり、40日本を必要なる は一選を対する場合にある。19年本となり、19	ž.
353	令和7年1月23日	令和7年2月16日	2. 不動産仲介業務 の解棄すたは銀行 のの子は北京総合社・現場会社・ のの子は北京総合会 でいる不動産 株の解禁	銀行または銀行の子会社・兄弟会 社による以下の分野に限定した不 る。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		報: 「一般人地大国行協会 一般人場所協会	金融庁	銀行本体並びに銀行及び銀行持棒会社の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限っ ています。	64代 第10条の之第1項、第 02条の之第1項	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を含むことによるリスクの巡断、銀行業務に専るすることによる銀行等の整合の服金性保健といった他業禁止の練習を指すえる必要があり、中長期的な検査を要するため、匿ちに指置することは制度です。	- 4
354	令和7年1月23日	令和7年2月18日	2. 不動座仲介業務 の解禁 の解禁 (国による不動座仲介 業務の解禁	信託兼営金融機関による不動産仲	○要望項目「2. ①銀行または銀行の子会社・兄弟会社による不動産件介業務の解禁」を直ちに指置することが困難な場合は、低計業者金融機関による不動産分介業務の単現いを募集していたださい。 「公立ないなの金融機関的に表表の変更である。」では、「大きないないであった。「大きないないでは、「大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	法人	金融庁	銀行は、一部の信託業者金融機関を除き、不動産業務を行うことが禁止されています。	企施機能の但託業商 の廣電等に調す。 企業等が実現する 企業等が実現では 企業を 企業を 企業を 企業を 企業を 企業を 企業を 企業を 企業を 企業を	銀行における不動産仲介業務への参入については、他産を営むことによるリスクの返断、銀行業務に専念す さること等による銀行等の発生の健全性経像といった他業業よの建音を指すえる必要があり、中長期的な検診 を要するため、直ちに指置することは掲載です。	· *

番号	所管省庁への		提案事項	担字の見けが中容	提案理由	案		所管省庁	庁の検討結果		ワーキング・グルー
世与	検討要請日	回答取りまとめ日	旋条争填	提案の具体的内容	在条理 出	· 体	所管省庁	制度の現状 該当法令	令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
355	令和7年1月23日	令和7年2月18日	3. 銀行の保有不動 座の質質の素軟化	相等に自由に具具ででのより、監督指針を見直す。	の銀行が打技等をお活用したがら東京効率した進める中で、店舗等の保有不构度の余剣スペースが増加しており、今後という地面する方向にある。こうした中、銀行は、東国による条剣スペースの有効活用を検討している。 ○例えば、変のようなケースである。 ・「店舗の総務を手により、事業に使用しななった土地・建物を質すする。 ・「店舗の総務を手により、事業に使用しななった土地・建物を質すする。 ・「店舗の総務を手により、事業に使用しななった土地・建物を質すする。 ・「店舗の総務・等により、事業に使用しななった土地・建物を質すする。 ・「名間の総数・等により、事業に使用しななった土地・建物を質すする。 ・「の場のはまずを受賞する。 ・「の場の様式等を受賞する。 ・「の場の技術等を受賞する。 ・「の場の技術等を受賞する。 ・「の場の技術等を受賞する。 ・「の場の技術等を受賞する。 ・「の場の技術等を受賞する。 ・「の場の技術等を受賞する。 ・「の場の技術等を受賞する。 ・「の場の技術等を受賞する。 ・「の場の技術等を受賞する。 ・「の場の技術等を必要と、実践を表しませる。 ・「の場の技術等を開発します。」を受ける。 ・「大・ル・北を等の技術を関する。」を受ける。 ・「大・ル・北を等の技術が関する。」では、まました、一なが、の場が、「大・ル・スの場では、「大・ル・スの人」を受ける。 ・「大・ル・スの人」を行が発する。 ・「は、ので、の場では、は、で、は、で、は、で、は、で、な、で、は、で、は、で、は、で、は、で、は	般社园 方針 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	金融庁	銀行による僚者不動産の賃貸については、その他の付該する業務(銀行法策10条第2項)として、賃貸の機 核等一定の業件のもとで行うことが可能となっております。また平成2年9月の監督指針の改正により、自治 体等の公共的な役割を有する主体からの要請に基づき賃貸を行う場合には、地方制むや中心市街地居住と の報点から、保有不動産の賃貸の機様や開閉について素軟に判断しても差し支えないこととしております。 対の総合が会 無数である。 第1 年 - 6 - 2 - 2 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3	計V-3- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	保有不動産の資質に係る要件については、他業を置むことによるリスクの道断、銀行業務に専念することで による銀行等の軽差の機能性循吸といった他業別止の適当を終まえて配配しているところ。更なる疑和の実 第二のいては、当該領金が必須要に高計する必要があります。 第二のでは、当該領金が公開業に登計する必要があります。 第二、銀行等が、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に実験できるよう。引き続き検討を行います。	É
356	令和7年1月23日	令和7年2月18日	4. 銀行持株会社に よる保有不動産の 質質の解禁	銀行持株会社が保有する不動産の余割スペースの外部賃貸を認め も。	○城行が味有不剛座を負責で否範問いての他の行成業務」の範囲がこれ程度また、城行行株表在が味有する不順座の 余剰スペースを賃貸することが可能となれば、医療、福祉、教育、商業など、地域の生活インフラに係る事業者等に賃貸 全国・地域子が此の原港・に参与いの創出によりい言語が含まると考える。	般社団 ★	金融庁	銀行持株会社の意務範囲は、ゲループの経営管理及びこれに財帯する意味に限られており、銀行持株会社 が保持する不知意を外部の事業者に直接することは認められておりません。なお、銀行による保存不動産の かな監督指針 うことが可能となっております。また平原な毎年3月の管理計画の第三により、自治体等の公共的な保証を有す うことが可能となっております。また平原な毎年3月の管理計画の第三により、自治体等の公共的な保証を有す うことが可能となっております。また平原な毎年3月の管理計画の第三により、自治体等の公共的な保証を有す のことがからの要請となっております。 1月の原理を		銀行持株会社の業務範囲は、銀行持株会社ゼループの経営の確全性確保の観点から、グループの経営等 環及びこれに別帯する業部に限られているところ、緩和の実施については当該観点から慎重に検討する必要 があります。 他方、銀行持株会社グループが、最大限、地域企業の価値向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引 き続き検討を行います。	1865
357	令和7年1月23日	令和7年2月16日	5. 継続的順客管理 に張る館行の想査 に対する顧客の回 答義界化	マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策のための継続的顧客管理に係る銀行の調査に対する顧客の回答を義務化する。	○マネー・ローンダリングおよびテロ賞金供与対策のため、銀行は、実際的に顧客情報を確認し、その結果を踏まえて簡等のリスク評価の見恵し多を行う無缺的総容管理を行うことが求められている。「マネロン・テロ賞金供与・拡散金融対策にに関する行動計画(2024-2026年度) [2024年4月 月1日と表]においては、機械的関客管理について、実効性を修復していてとが現代されている。 の銀行は、実際が、監察情報を表していたが、現る本の他のより、ストルトルーで観ではする同意表の郵送等を行っているが、機械的関客での場合を表しているというでは、実施的機能を表している。 の銀行は、実際が、監察情報を表しているが、関本事が低い状況にある。 の場合は、実際が、実際が、実際が、実際が、実際では、アネーローンダリングおよびテラコ党を表している。 の場合は、実際が、実際が、会議を表している。 の場合は、日本の一プレスが表しましている。 の場合は、日本の一プレスが表しましている。 の場合は、日本の一プレスが表しましている。 の場合は、日本の一学がクスタスで、「中国・金属では、アネーローンダリングおよびテラコ党を表しましている。 の場合を表しましている。 の場合は、日本の一学がある。「マネーローンダリングがよりを表しましている。 を表しましている。 を表しましている。 を表しまりませたがある。 「マネーローンダリングが「日本の主義を与対策に関するガイドライン」では、イスロン・テロ党会性をリスケが、全国を対象を表し、「マネーローンダリングが、アスログルーの表し、日本の主義を表し、「マネーローンダリングが、アスログルーの表し、日本の主義を表し、日本の主義を表し、「マネーローンダリングが、表したいである。」 とは、日本の主義を表している。 ことが、日本の主義を表している。 ことが、日本の主義を表している。ことが、日本の主義を表している。ことが、日本の主義を表している。ことが、日本の主義を表している。ことが、日本の主義を表している。ことが、日本の主義を表している。ことが、日本の主義を表している。 日本の主義を表している。 日本の主義を表している。 日本の主義を表している。 日本の主義を表している。 日本の主義を表している。 「マスローになっている」 「中国・大きの主義を表している。」 「アスローになっている」 「マスローになっている」 「マス	級社団 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	警察庁 全離庁	金融機関等の特定事業者は、取引時者認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の指置を約億に行うため、当該取引時者認をした事業に任何権能を最初の背容に保つための計画を明えるとされています。 また、金融所は、イマネーロー・ダリンスがより資金を利利に関するが利に関するがイドラインにおいて、金融があり、 等に、金融所は、「マネーロー・ダリンスがより音楽を対象に関するがトラインにおいて、金融がない 第一項を対象などを対象を含ませない。 19.3 第一項を対象を対象を含ませない。 19.3 第一項を対象を対象を含ませない。 19.3 第一項を対象を含ませない。 19.3 第一項を対象を含ませない。 19.3 第一項を対象を含ませない。 19.3 第一項を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	3.法律(平) 第22号)第 第22号)第 第6条束 及び第 交益/維密 対応で第 一・ローン デロ資金 関するイ	商提案の適当は、昨春祭年度と同様に、「取引時荷認事項に係る最新の情報について、特定事業者が顕 客に原間した場合に顧客から服をが得えれることを注約に指揮したい、2個客が質問に応じない場合の過 顧客とのおりの制度を制度してほしい。という曲にあると考えております。 これらの点については、特定取引が成立には、特定を引が出る。 並の移転的点に関する法律で採り非法律第2で判定を決し基づき、第3時報題に応じない職家に対しては 並の移転的点に関する法律で採り非法律第2で判定を決し基づき、第3時報題に応じない職家に対しては 支の機能の差に対していたできたが、その他の機能に翻答に関する場合では、3月は、6歳にあらかしていている 3月間午を指していたできたが、その他の機能に翻答に関する場合では、3月は、6歳にあらかした ろった当覧及びこれらの届出を行かない場合には取引を制度する旨を重り込むことにより、最客の服务を得ら れやすくなると考えております。	又 は 本 出

番号	所管省庁への		担实表示	担宅の日体が中京	49 ± 178 ±	提案	- or do de		所管省庁の検討結果	*	ワーキング・グルー
金石	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容		主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
358	令和7年1月23日	令和7年2月18日	6. 行政による法人 の実質的支配者情報の把握	行政が法人の実質的支配者情報を 把握するために、実質的支配者リス 計制度において、実質的支配者リス サンラインにより実質的支配者リス サンラインにより実質的支配者リス トの写いの文件を対ったとかでき る仕組み等を、早期に構築する。	○法人の東質的支配合情報を把握することは、国際的・国内的にも重要な課題である。 ○展行法、「マネー・ローンダリング及びテロ資金性与対策に関するがイドライン等に基づき、無核的服客管理の一環として、実質的対配合情報の形態に努めている。また、2022年1月より、株式会社の申出により、商業金配所が実質的支配者の比較に受ける。 ○したし、未物は「ついては、以下のような課題がある。 ・「人生の事情を経覚し、心の主と証明する「実質を変えるが、というない。」 ・「力をしている。また、2022年1月より、株式会社の申出により、商業金配所が実質的支配者の対象を提供している。 ○したが、本物は「ついては、以下のような課題がある。 ・「対象となる実践的支配者の対象を起所・の申出が任意である。 ・「対象となる実践的支配者の対象が表している。」 ・「対象となる実践的支配者の経験が重要は、これの実質的支配者が最初を重要な事でもの、包頭による収益の移転防止に関する法律施行規則に関する返り第20年の対象と対象に対して、よの実践的支配者の対象とでは、「対象と対象と関係の支配を指的、これでは、2012年の実践の実施では、「大きないないました」との実践の表示に表はいることの対象と同じ、大きないないました。 「大きないないました」というないました。 「大きないないました」というないました。 「大きないないました」というないました。 「大きないないました」というないました。 「大きないないました」というないました。 「大きないないました」 「大きないないました」」 ・「大きないないました」 ・「大きないないないないました」 ・「大きないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	一般社団 智見 人	法務務所省官	マネー・ローングリング防止等の超点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることにつては、FATFによる結婚がなされるなど、国内外からの実践が望まっているところです。 この実態を受け、お時間電信による協議の機能を指定、実質的支配者が制度、を解胶し、令和4年この制度は、FATFの第4次列目相互審審報告書の公表を契機として、設保において今か3年9月に策定公表と行行制に「マネロントロラは優先す、指放金融が民間する行動計画」にも値込んだものであり扱い。 扱が国の法人の実質的支配者の透明性の向上に貢献するものと考えております。	商業登記所における実 質的支配者情報一覧 の保管等に関する規 ・ 則(令和3年法務省告	法人の実質的支配者情報の把握に向け、まずは「実質的支配者リスト制度」が自免的に広ぐ利用され、法の透明に向上及びマネー・ローングリング防止等の効果が十分発揮されるよう、本制度の開始、指引・男がよう。 され、他のは、アリストのは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	アナ るかた 可見 :も
359	令和7年1月23日	令和7年2月18日	7. 本人確認手続のアデジタル化等のため、 デジタル化等のため、 の本人確認書類の 見直し	本人確認手続のデジタル化のた	○政府は、本人建設書類として、マイナンバーカードの取得を推進している。マイナンバーカードに掲載する脳写真は一定 の規格が定められているものの、画像加工(目を大きくしたり、腕のパーツを変形させる等)してはいけないという定めはな い、地方の公共開催しまっては加工した事業であっても発行を受けているところがあり、対面を別しまいるマイナンバーカードによるよ人構想に支援をより場合はよってはカーストラードによって、大きないでは、一般では、大きな、日本のでは、大きな、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本の経済を関係といるというないでは、日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちまする。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本のはます。日本の経済を持ちます。日本の経済を持ちます。日本のはまする。日本のはます。日本のはます。日本のはまする。日本のはます。日本のはます。日本のはまするます。日本のはまする。日本のはまする。日	一般社団 法人 与 表 会 報行協会	デジタル庁 総務省	マイナンバーカードに表示される部写真の取り扱いについては、「個人書号カードの交付等に関する事務 理要側に総務を作成において、「個人書号カードに添付された写真に文化付申請者との同一性を、総認証 アルを活用しなが成理する。(中部)最終す役において同一性が認定できるたり場合には、最初な のない個り、交付して悪し支えない。一方、当該非常において同一性が確認できないとされた場合には、原 として安付しない。とこれ、機会の側面はよるのと、目倒ない機能な電影を行い、同一性が振りません。 でいるのの場合には、文代して電し及えない、」としており、用可有においてこれにおった事態運用を行っています。	行政権人とは国外でもため での他とは国外でもため の他とは国外でもため での他とは国外でするから でも書き、昭和、日本の中でも書き、日本の中でも書き、日本の中でも書き、日本の中では の他の中では国外でも終わる中では 第条次写文を対象に対しませる。 第条次写文を対象に対しませる。 第条公司のは、一本では、一本では、一本では、一本では、一本では、一本では、一本では、一本で	マイナンバーカードに表示される師写真の取扱については、地方公共団体情報システム機構のマイナンバーカードを含サイト等で開助を行っておりますが、「次房間人場号カードタスクフォース最終といまとか」「余知51月1日)において申請時に高竹する前写真の接近とから開発化や申請時の話写真の高質チェッツ強化をの意志について申请申する。」と述れてといる情念表、加工とはあ写真の使用に係る信息差 与についての無ごと記るがある。	等
360	令和7年1月23 日	令和7年2月18日	9.「疑わしい取引の届出」に関する情報 提供の拡充		○経行におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策は、時々変化する国際情勢や、これに呼応して進化する他の金融機関等の対応に強化を受けるものであり、銀行においては、こうした動向やリンスの変化等・機動的に対応 の最新機関等の対応に強化を受けるものであり、銀行においては、こうした動向やリンスの変化等・機動的に対応 の最新機関等の対応に関係を導き、機能を対象を実施するが、異常が必要が、最初を経過を対象を実施するが、異常が必要が、最初を経過を設定して、金属行列をは、非確な活用が表ではなく、例えば、明光を表で表しては、い。 (注)法明想は、詳細な活用状況ではなく、例えば、明治などの支援を指す、機をといった大きかな整定で提供していただくに全層用型は、詳細な活用状況ではなく、例えば、明治なの安全角金が公会する「お具れ以数数を参考機」とは「最初をよりをは、1000年で、日本の金属の手のが多様にする後状を指導え、公金機関を引き上げら毎によりタイムリーで情報を提供していたださい。 のなて、契約し、1000年の間の出から関係に対象が表現し、自分の国を出より有効に表別して通知の自分の国を対象が、自分に対象を提供していたが、自分に対象を提供しただとから、関係の主の対象をは、1000年で、日本の金属から成別では、1000年で、日本の金属から成別では、1000年で、日本の金属から成別では、1000年で、日本の金属から成別では、1000年で、日本の金属から成別では、1000年で、日本の金属が、1000年で、日本の金属が、1000年で、日本の金属が、1000年で、日本の金属が、1000年で、日本の金属が、1000年で、日本の金属が、1000年で、日本の金属が、1000年で、日本の金属が、1000年で	一般社社図 方面		「乳腺収益移転防止に関する症状報告書」については、乳腺による収益の移転防止に関する法律(平成 年法律第22号)を比しかよす名を接法やの定正的等、特定事業者から駆け出られた緩わいい取引の件数の 集計や性差機関帯における活用状況、マネーローンダリング事気の検査状況、特定事業者による設定 原設が活動状況等を対し渡る内容を促出ており、整門内の体膜化と高級の表を対した。各種関本を作い 成しておけます。 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	知罪による収益の移転 防止に関うる法律施 令(平成20年政令第20 号)第16条 その他 防止に関する法律施 防止に関する法律施 持 押削(平成20年内関	「犯罪収益移転防止に関する年次報告書」や「犯罪収益移転危険度調素書」、「疑わしい取引の参考事例 について、現在の内容の質や量を維持して作成するには、一定の時間を要することから、やはり作成・公表 規度を付き上げることは実践であると考えています。なお、設定見のことでは、上げ、信用情報といっいては、 実別取益場を加え、はずら年次本部自にない、も満年書とかの任意があって書かいて活けるためしい。 他方で、マネー・ローンゲリング及びテロ政会供与分類に関する情報提供の位気については、これらの資 の注か、現在在実施している各研修会や特定事業者への個別訪問等を達じて、今後も努めてまいりたいと考 えています。	EO HV

悉문	所管省庁への		担实表示	担実の見せが中央	和女型。	提案			所管省庁の検討結果	.	ワーキング・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	一 ブにおけ る処理方 針
361	令和7年1月23日	令和7年2月18日	10. 在留カード等に おけるアルファベット 長名の記載の必須 化	行において、アルファベット氏名の 記載を必須とする。	○顕行は、外国為替及び外国貿易法に基づく経済制裁措置に対応するため、取引等の相手方が制裁対象者でない言を 使認している。 ○上記確認の一場として、財務者が知過為替索引等放股素者のための外為法合等の過空に関するガイドラインにおい で、銀行等の外国為替取引等放股素とは、額をのアルファベットを任何をといった。 あず水気のられている。また、アルファベットをを把握している場合の設備を関すこいでは、額を手掛ける場合等を らえてアルファベルのは、また、アルファベルをを把握している場合の指金に登録し、フィルタリンプすること らえてアルファベルのは、また、アルファベルをを把握している場合の指金に関係の場合に変勢していません。 は豊富郎・アルファベルのようなが、 は豊富郎・アルファベルのよめな変とととれて、自動器をから提示を受けた在営カード・特別永住者証明書等の本人様 証書館にアルファベルへあるが変とされているが、これの当時であるとはローマ学により表記するとによりまして利益を含めまったがあることでものが対象が有があるとないである。 一 出入国管理及び籍状態を注意行を担いて、有当の上でのよりはこれである。 1 日本ではある情報であるとかでもいできるこれでいる。 1 日本ではある情報であるとかできるこれでは、一本では、日本ではまた。 1 日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、	一般社団 法人国地方 銀行協会	法務省 對務務省 查顧行	在部カード及び特別永住者証明書(以下「在御カード等」という。)の氏名については原則ローマキで記載することにしてますが、ローマ字により氏名を表記することにより中条規在服者が第しい不利益を被るおそれがあることでは他能別な事情があると認めるときは、ローマ字に代えて、漢字等を使用した氏名を表記できることしています。	·出入国管理及び殖民 建定法库行规则第19 全心的第1項及及第10 10 10年度次第10 10年度次第10 10年度次第10 10年度次第10 20年度 次 20年度 20年 20年度 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年 20年	在協力ード等の氏名表記を例外なくローマ字とした場合、ローマ字氏名を表記することにより著しい不利益 を被るおそれがあることその他の特別の事情がある者への配慮を欠くことなるため、対応開難です。	
362	令和7年1月23日	令和7年2月18日	11. 銀行の保険窓路 1.c.係名弊審防止措 図の廃止または緩 和	展刊の保険窓販に係る弊害的止指 質(機質先級売税制、担当者分離 度)機能を のでは、 のでは、 のではない。 を が が は は は は は は は さ に し に し に し に し に し に し に し に し に し に	○映状、展行の保険変態におけるに力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストンプ化が進度できず、最後先からの申込みを削除せるを参加いなど、期間の料理性が得しく構なわれている。 ○呼はは、其人の経営者からは、万一の場合に個人を告急を終れいなど、期間の料理が多に着していまった。 「中国は、其人の経営者からは、万一の場合に個人を告急を終めて、実践、熱質量性等に個人を研究を表しまった。 「中国では、其人の経営者からは、万一の場合に個人を告急を終めて、実践、熱質量性等に個人を研究を表してはしたのの許なして、「したい」というして、「したい」を対して、「したい」を対して、「したい」を対して、「したい」を対して、「したい」を対して、「したい」を対して、「したい」を対して、「したい」というして、「したい」を対して、「したい」というして、「したい」といい。「ない」といい、「したい」といい。「ない」といい、「したい」といい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい」といい、「したい、「したい」」といい、「したい」といいい、「したい」といいい、「したい」といい、「したい、「したい、「したい」といい、「したい、「したい、「したい、「したい、「したい、「したい、「したい、「し	一般社団法人国地方会銀行協会	金融7	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を認りつつ、利便性の向上を目指す戦点から次 のような禁寒防止措置が設けられています。 ・非公開作機保護措置 ・お妻女都元後期 ・プロンプ度制 ・環合との振彩的止措置	級級重法施行規則第 212条。同第224条第1 項等	留行等による保険業集機制については、保険契約者等の保護を図りつ利便性の向上を目指す較点から 割けているものです。 事業育族上指置については、モニタリング協議や関係者からのピアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関 低外国所を等を改正し、 ・概文名集製の対象商品から一時払供身保険等を除外するほか。 ・機会との部級的上指置について、実効性関係のための開電を観です。 機合等による保険業業の依然については、引き続き実際把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しに ついては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
363	令和7年1月23日	令和7年2月18日	12. 生命保険の募集 に低る構成員契約 規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約 類規制を廃止する。特に、生命保険募 集人と人的関係(役職員の兼職、出	○生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の受職員に対しては、当該 受職員が自らの意思で保険審品の購入を設计等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の影明するできないこと の報行から受職者が向している。大規制は関係の制度を指収、銀行等におりる主命保険無元の開きだっている。 の報行から受職者が向している法人、受職者が開発している法人については、人間関係が管理とから定し、例の 規集、銀行から担当者が、名代け出向している美人・受職者裏が対象な名間のメチェを変などと万様元が起こり得ない、失まで 規制的学校となると、一名で認実制をといている。例で、は、万数目前の場合、も知な企業や大学等か人員のが通要引 場合でも出向外の全受職員に対して生命接続事業制まできなくなる。 の加えて、銀行等か全命機能を募集まましまして生命接続事業制まできなくなる。 の加えて、銀行等か全命機能を募集を使し、音風内容や以入学の認助等で引出「総令の機長を関するを受める。 4、個人情報への限心が第2名中、このような不自能な確認事務を行うことにより、服容に無限な不確感を認定する結果 としていている。 できたり、日本の主に大きたが表して述べたる態を選るを状まや無え入れば、未規制は不要である。 のこは「未規算を力を力」を開発を含まる機能を表したり開催を含む法人について、場合の保険窓施 のこまに未規修を無することが目標が含金、全命機等無え入とが関係を含む法人について、本規制の対象外として係る作業を表していている場合と、出向人数が信かであるのロエカルボルにこりましていて、本規制の対象外とす ことを目標していています。	一般社団 法人 全国地方	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集を否が出する報点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保護電送車300条第1 連業等等項制則224条 第1第至24条 第128年 第228年 前228年 [228年 [228年 [228年 [228年 [228年 [228年 [228ex] [228	生金保険契約の長期性、再加入間難性等に組み続けられている規制であり、その趣管を踏まえつつ、別さ 続き順重に検討を行う必要があります。	

悉号	所管省庁			担实表现	担実の見けが中央	HO de YEL de	提案	-r her els sis		所管省庁の	倹討結 身	₹	ワーキング・グルー
雷万	検討要	請日 四	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
364	令和7年1月	月23日	令和7年2月18日	13. 鏡証間の情報投受規制の撤廃	競行グループ内の銀行・証券会社 間での情報授受規制を撤廃する。	○総行グループ内の銀行・証券会社の間で総合情報を共有するには、あらかいの題客の同意を得る必要があり、題客・金融機関及方にとって負担がある。 ○本規制は、江朝を情報を提及、で本益相反による弊害的止、③便越的地位の濫用防止の観点から開されているとされて ○など、のいまい。 ○はこいては、最小情報を提出、グループ内における個人データの共同利用が認められており、最近間の情報共有 について、事前の問意を必要とすることは、通新規制と考える。 ○なごは、情報共有はではなく、情報の不理切な非常用の防止を目的としており、これに書意の原理におり返すできる ○なごは、情報手持負はではなく、情報の不理切な非常用の防止を目的としており、これに書意の原理におり返すできる のお地位の返用の防止と、強能病温を引は「彼後的地位を不能に判断した参議者成果的が締結・制御の廃止、能なの特益 が地位の返用の防止と、金融高温を引は「彼後的地位を不能に判断した参議者成果的が締結・制御の廃止、能なの特益 が出しておいたいる信機管理を体験を置し、よる防止に対し、よれたの実効性をあるために当局 によるモニカリングが行われている。 「特別では、日本アループによる思合的な金融サービスを迅速かっる場内なら は、日本アループループループループループループループループループループループループループル	一般社団 法人国 全组行 位	金融庁	金融グループ内の銀行・証券会社間で法人総客の非公開情報を授をする場合には、オプトアウトの対象となりますが、個人総名の非公開情報を授えするには、内部管理目的等の場合を除いて、影客の書面による対策を移る等の必要があります。	金融商品取引度等に 開育も内閣府令第15 条第1項第7号、第15	3 4 その他	銀行ブループ内の銀行・延寿会社間での情報接受接刺については、金融審議会市場制度ワーキング・ケループ自告書で204年7月2日公表において、2022 年6月に、上場企業等に関する報告情報をグループ内の銀行・返寿会社関等で共有する場合は認多の事前問意を不是とする規制権和が行われたことを請えて、自然研究に、「金融報酬に対する機動等のが最近である。 など、遺析では、「金融報酬に対しる機動が中心の関われた姿を、今後の事を理を多及と関係を持ている。 する場合を行う際には、当該モニタリングの結果を指すえる必要があると考えられるため、機械的に検討していく、」と整理されたことを指すえ、今後引き接き検討していく提起と考えています。	
365	令和7年1月	月23日	令和7年2月18日	14. 確定拠出年金運 當管理機関による運 開商品の推奨 止する規制の緩和	な質座形成を図る観点から、加入 者等からの求めに応じて、確定拠 出年金運営管理機関が個別の運用	○確定提出年金運需要機類(以下、運管管理機関)は、もっぱら加入者等の利益のみを考慮して、中立的な立場で運 宣管施展がそ行う必要があるとされており、加入者等に対して、運用商品の技示や情報提供は行えるものの、個別の運 国際品の指定は出されている。 の現状、運管理機関である銀行において、運用商品の投示や情報提供を行った思、加入者等から、具体的にどの商品 で適用するかつこれを観けにおいて、運用商品の投示や情報がほというこれとの表しました。 をおいれているもの、 の運管管理機関が加入者等の連合性等を指すえ、ふさわしい運用商品についてアドバイスを行うことが可能となれば、運 用相関に応じてはいっという加入者等の一一元であるからはおり、報いは学れ主観のプリンドライン及び条件付前 の加入者等から必要がある場合に関り、個別の運用品はこのステバイスを行うことを可能とすれば、加入者等の利益 のかえを考慮して中立的な立場で業界を行うという運営管理機関の位置づけに反しないと考えられる。 のおよりを発して中立的な立場で業界を行うという運営管理機関の位置づけに反しないと考えられる。 のおよりを表して中立的な立場で業界を行うという運営管理機関の位置づけに反しないと考えられる。 のおよりを発して中立的な立場で業界を行うという理学管理機関の位置づけに反しないと考えられる。 のおよりを発して中立的な立場で業界を行うという理学管理機関のを目がは、「大きで表して中立的な立場で業界をである。 ・「総合等の商書の制造を指定して)、即等等に対して継承がつか正に、その要界を発作されてい、運営管理機関はなる と記念を対象を表していることが表現している。 ・「総合等の商書の制造を指定している。」を表しては、またないを表している。 ・「総合等の商書の制造を指定している」を表しては、またないを表して、またないを表している。 ・「総合等の商書の制造を指定している」を表して、またないを表している。 ・「総合等の商書の制造を指定している」を表して、またないを表している。 ・「総合等の商書の制造を指定している」というに対象をである。 ・「総合等の商書の制造を指定している」というは表している。 ・「総合等の商書の制造を指定している」というは表している。 ・「総合等の商書の制造を指定している」というは、 ・「総合等の商書の制造を指定している」というでは、 ・「総合等の商書の一本では、 ・「他の事品を表している」といる。 ・「他の事品を表している」といる。 ・「他の事品を表している」といる。 ・「他の事品を表している」といる。 ・「他の事品を表している。 ・「他の事品を表している。 ・「他の事品を表している」といる。 ・「他の事品を表している。	90.17 000.24	厚生労働省金融庁	様定拠出年金運営管理機関が加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めることは認められていません。	確定拠出年金法第 100条第6号。第7号 建定地出年命嘉第6号。 第 0条第2号	対応不可	確定拠出年金制度は、運用結果に対する責任は個々の加入者が負う年金制度です。そのため、加入者が 自己責任を負うことを削退に、事業主や確定拠出生命運営問機関等の関係者が負うべき責持や禁止され 可能に対している。 現計法制の下でも、指定拠出生命運営管理機関が、客報がステージャー機が広ボーショルリ理論に基づ を試済された費を設トモルを建設することは問題ありません。 そのうえて、現実出出生命運営管理機関が、客報がステージャー機が広ボーショルリ理論に基づ 提示(複数者も場合は複数)することは問題ありません。 そのうえて、現実以出生命運営管理機関が、信仰の運用商品が最大を は高い電社機関手を採り中産を受け、 には高い電社機関手を採りを発している。 によるまでは、以外状といいでは、加入者等からの実施に限る場合であれ、こうした利益相反の懸念が掃除 できないため、組織です。	
366	令和7年1月	月23日	令和7年2月18日	15. 税金・公金・公主 料金の収納における 銀行の記録保存機 務の撤渡	報金・公金・公共料金の収納における場合の収納における場合の取引記録の保存(7年)を 予要とする。	○銀行は、利果収益移転防止法に基づき、税金・公金・公共料金の支払いについて取引記録の保存が求められるが、コンピニは不要となっている。 ○保金の収納等で金融機関的支がない場合、最客に応引記録の作成に協力していたが公貨租を扱いている。同じサービスであるにもかかわらず、コンピニと対応が減なることは無害の連携を得られない(現物の混乱を扱いている)。 レス・カス・スマリーのとは受けると、このは、日本のでは、日	一般社団 法人 全国地方 銀行協会	警察庁金融庁	金融機関等の特定年業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。対応の起 業額において1法とはいます。)第4条の特定業務に係る取引と行った場合には、少額の取引等一定の取引 定案と、取引に係る配数の作成及び保存を截断付けられています。	型原による収益の終行 が設しままった。 があれた。 である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で。 でる。 でる	対応不可	国又は地方公共団体に対する金品の納付又は輸入及び電気、ガス又は水道水の料金の支出い(以下「公室納付金」といいます。)であっても、これらの思り度まが収割による収益であるおそれが全なないとはいえず、マロ資金機合マウス・ローングリンドは多る的に関するもを終めな重ねったる可能とする必要があます。(金融機関が取り扱う金納付金については、設わしい取りの回出機器の対象であり、取り以配めの作業とが展するというでは、「おいます。(金融機関が取り扱う金納付金については、設わしい取りの国国語の対象であり数であり、取り以配め作業とが保存があったの国国語ができる。 「AFT報告にマネー・ローングリング及びテロ境金が取りたの国国語が入び国際取引に関するまであるない場合では、これで、金融機関は、根限をないませんで、公金納付着における場内に扱って展生を手をよった。国内取引及び国際取引に関するまでしたが、企び、公金にコンストアにおける場所を持ちまだっています。 は、コンピニンストアにおける場所が行業を対っていまり、収割金に、注したの機関は行かれていないところですが、マネー・ローングリング対策上の問題が生じることのないよう、引き様を、その乗急注機等に努めることが重要であると考えています。	
367	令和7年1月	Я23日	令和7年2月18日	16.「簡素な顧客管管 順を行うことが許多 大学者・成果等の 大学者・改集等者の から がある。 が を が を が を が を が を の が う を の が う の を の り す る を の り う の を う を う を う を う を う を う を う を う を う	管理を行うことが計谷される取引 である入学金・授業料等の支払い に該当することとする。		一般社団 一族人国地協 銀行協会	警察庁童競庁文部科学者	金融機関等の特定事業者は、顧客との間で特定取引(10万円を超える現金途金等)を行う際には、原則、 本人特定事項の確認(取引)時報認と書籍所付けていますが、学校教育活動「第一場定する小学校等に対す 大学金、授業料その他ごれに期するものの支払に係る取引は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引 として、取引時報認等は不要とされています。	犯罪による収益を移 防止に関する地である。 取罪による収益を決し、 なのな。 なのな。 があたるである。 のでは、	原表 压 医支 对応不可 压	(a) 専修学校のうち専門課程及び高等課程については、高等学校及び大学と同様、法令上、人学資格が定められており、主機の実在性が指揮されていることから、商者な概率管理が認められております。一方、専修学校の上の経営については、人学技術の変わがなく、専修学校自然の実在性は指揮されている。他の課在は、人学技術の変わがなく、専修学校自然の実在性は指揮されている。他の選を基本をは上述して支援の条件を企業を終わることは、自然ない、大学会の振込用紙には、専修学校の開発を明むするよう、事等学校に展知しているところです。 (b) 幼稚園については、法令上、幼稚園自体の実在性は指揮されている、年齢以れて協会の人選供が成分した。「一般の人選供が任命に基づくらのではないことから、簡素な概备を確を認めることは指摘です。	

#-	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提家理由	提案	所管省庁	所管省庁の検討結果	ーキングルー
世万	検討要請日	回答取りまとめ日	旋条争填	従来の共体的内容	佐糸壁出	主体	所官有几	制度の現状 該当法令等 対応の概要 対応の概要	処理方針
368	令和7年1月23日	令和7年2月18日	17. 出資先企業に対する銀行グループの関与方法の条数化	原行の投資専門子会社によるペン すヤービットな会社等への出資に ビットス会社等をの出資に リープの子会社に該当しない音を 明確化する。	○銀行の投資専門子会社による出資充金素が子会社に該当しない要件については、企業会計基準委員会の「連続財務 無表における子会社及び開業会社の範囲の決定に関する適用所計り割り項が(以下、「VC条項)において、当該出資金 企業との間で、「需要の引に、CT・CT・CT・CT・CT・CT・CT・CT・CT・CT・CT・CT・CT・C	一般社团 般人国体 会 銀行	金融庁	要が国における連絡の範囲に関しては、金融機関に関らす企業型において支配力基準が採用され、「他の企 実の意思水を開閉を実配している企業として、全事が検索を出版する会計を事実可強い内容されている他の 変の意思水を開閉を実配している企業として、全事が検索を出版する会計を事実可強い内容されている他の 企業を含まれると思いました。 と思められると気に上いては実施の影響があられることの通常解析の問題について例示例を含む、同項利はおいて、 いわからいの表現と呼ばれる情報があられているところ、自然規定の回路に対象でしている。 していても、投資水である他の企業と連絡がカープとからながあられる重要がはされておりて、他の企業の意。 週間間計算の影響 していても、投資水である他の企業と連絡がカープとからながあられる重要がはされておりて、他の企業の意。 週間間計算の当時 とこいでも、ためらから対象を関係を含むため、自然実の機能が含むたい。 とこいでも、ためらが出版があらったでは、同様の実施をの実施したいても 週間が重要なが関係が表しまっては、同様の実施を対象に関するものではな、機の実施の実施したいでは 週の液型に関する場合 はなり、実際の運用にあたっては、同様の実施を対象に当ないで観りためらではなく、機の実施をの実施したにで 間が表現の記憶に対して利便が入りられるまであると考えられます。 なお、に指摘の日本公園を対象は対象が表があるが表が考えることに対する。 はなりで表現を対象が表があると考えられます。 なお、は、指摘の日本公園を対象は対象が表があるが表が表が表がます。 はなりで表現を対象によっては、日本の実施を対象にあると表します。 はなりで表現を対象によっては、日本の実施を対象によっては、日本の実施を表します。 はなりで表現を対象によっては、日本の実施を表します。 はなりで表現を対象があると考えられます。 なが、表現では、日本の実施を表します。 はなりで表現では、日本の実施を表します。 はなりで表現では、日本の実施を表します。 はなりで表現では、日本の実施を表します。 はなりで表現では、日本の実施を表します。 はなりで表現では、日本の実施を表します。 はなりで表現では、日本の実施を表します。 はなりで表現では、日本の実施を表します。 はなりで表現では、日本の実施を表現で表現では、日本の実施を表します。 はなりで表現では、日本の実施を表現で表現で表現で表現で表現である。 もの表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現である。 もの表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現である。 もの表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表	
369	令和7年1月23日	令和7年3月18日	18. 成年後見制度の 見恵し	する際、申立て手続に係る手間や 費用等から利用を見送るケースが	○銀行では、職員が認知症等について十分に環解した対できるための研修等を実施しており、認知判断能力の低下した 本人との数引においては、概答本人の財産性能の製造から、数数等11点件を見利信等の利用を含すのが一般からなっ の気体を見利限の利用にあたっては、変数制所への回じたが必要となっており、その手機に主要する時間や発明の間、第三名に罪産を受ねることへの抵抗感等を理由に、概念が利用を譲渡するケースがある。成本後見利度の特性性が 環境とよう。改定しいたじきだい。 の実体と対していたじきだい。 の実施といったが、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	一般社団	法務省厚生労働省	[法務省] 成年級是制度のうち、決定後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し、支援するために、本人の判断能 かに応じて、家庭業界所が成年後及人、便な人又は補助人を責任し、たけらの成年度及人勢が本人を法律 がに応じて、家庭業界所が成年後及人、便な人又は補助人を責任し、たけらの成年度及人勢が本人を法律 があたいます。「民政策が全命)、家庭裁判所は、後見場前的の影響性すると対し、機能で、成年後及人と受任 対的されます。「民政策が全命)、家庭裁判所は、後見場前的の影響性すると対し、機能で、成年後及人と受任 家庭業別所は、成年後見、今の選合の影響についずる不服等しての機能を対したが、民年後見人と受任 家庭業別所は、成年後見、等の公民の影響性がような不同様しての物間を対けられています。 家庭業別所は、成年後見、今の選合の影響についずる一般を自体したが、のでは、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	
370	令和7年1月23日	令和7年2月18日	19. 銀行の投資専門 子会社等による出資 先企業の「かなし大 企業」からの除外	7 既行の投資専門子会社等による事 事業権会社等への出別に関して、 は賃先金券を「かなし大企業」から 場外する。	○中小企業では経営者の高齢化や後継者製により、事業来継が喫緊の課題となる中、地域金融機関への開停は大きく、 様々な総策を推進し、支援を行っている。 ○こうしゃ中で、事業未継会社事の企業機関の上のため、銀行の投資専門子会社や投資専門子会社が組成するファンド を選して事業事業を持つに関する場合において、出資外企業がいかからかなした企業」に出場するとして、経済産業 第一、中小企業基本法上には「かは、大企業」の展定はない。しかし、大企業から一定の割りで出版を受けているなど大 企業の支配でにある会社については、シャントのような大会をよりして、例えば「中枢・中小企業の主任」に同けた名かれ 等の大規模成長投資機関を、1、サービス等生産性向上で導入支援事業資料助金」、「ものブジ・商業・サービス生産性 の人民党補助助金」において補助対象ととされている。 の銀行の投資専門子会社等の出資を行う企業は中小事価企業が多く、補助金・制度をの適用の対象をサービスを産性 受賞等のの間において出資を主要を対象とされている。 (公職行の投資専門子会社等の出資を行う企業は中小事価企業が多、補助金・制度をの選用がよる場合とことで、投資 投資等のの間において出資を主要を対象とされかる。 (公職行の投資申刊子会社等となりませから、 と、出資本企業が以上のような「料理を構成的」となり、またの保存、関係を は、日本での保存、日本では、日本では、日本での保存、日本での保存、日本での保存、日本での保存、日本での保存、日本での保存、日本でのより、日本でのより、日本でのより、日本でのより、日本でのより、日本でのより、日本でのより、日本でのより、日本でのより、日本でのより、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	一般社団 法全銀行協会 銀行協会	经济産業省	「中医・中小企業の是上げに向けた省か化等の大規模成長投資補助金」、「サービス等を腐性向上口消入支 接来更養動助金」「そのづくり・商を・サービス生発性向上促進補助金」においては、みなし大企業の例外と として、中小企業投資育成株工会社社に規定する中小企業投資育成株工会社、投資事業有限責任組合契約 に限する法規定する投資事業有限責任組合に該当する者については、大企業と取り扱わないものと規 定されています。	
371	令和7年1月23日	令和7年3月18日	20. 福祉医療機構に おける担保原位の 取り扱いの改善	協調融資案件において、同機構の	○独立行政法人福祉高度機構の融資については、2019年3月より、民間金融機関の未得位債権(普通抵当に限る)がある素件について、事業者の息向に指摘されたえな、担保権位の人れ替えは行わない取り扱いに見渡された。 の他方で、福祉医療機構と民間金融機関との信服機関本件においては、同様自身保保化を第一項を促し、民間金融機関の経験位は予修する選用となっている。なお、このような選用は、毎日本放棄金融公庫、毎日本政策投資行、携商 工場合中央金融等の他の政府条金機関との協議機関はいては、日本の下、福祉医療機能制の選用となって、 工場合中央金融等の他の政府条金機関連との協議機関にいては、サルド、「在けれては、上記の非保保地の選 用があることにより、提供の保金流が関連となり、与信等の対なが制度される同性があるなど。民門よる事業方実 の幅が発表さか一えも考えられる。 の報告接機構において、政府金融機関の立場として「民業権定決を確定する報点から、当該運用を推廃し、同機構と 民間金融機関の目保険企を削減位とする運用に変更するよう、享生労働者から同機構に対して働きかけていただきた いた。	一般社団	厚生労働者こども家庭	福祉医療機構による福祉医療事業者への融資においては、利用音像護の提品から施設運営の継続を急煙 がに直受付けて適用に対めていることです。また。資付資度は公的資金を適用していたか。良し飲れた場合は公全の大人の多な人としたのは、個別では、一方では、大力では、自然を持続的に選出するとしたが、大力では、自然を持続的に関するとしたが、自然を持続的に関するというでは、自然を持続的に関するとしたが、自然を持続的に関するとしたが、自然を持続的に関するというでは、自然を持続的に関するというでは、自然を持続的に関するというでは、自然を持続的に関するというでは、自然を持続的に関するというでは、自然を持続的に関するというでは、自然を持続的に関すると関すると関すると関すると関すると関すると関すると関すると関すると関すると	

悉문	所管省庁への		担实有证	担定の日体が内容	相去""。	案 _	r or de de	所管省庁の検討結	果	ーキングルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 ^{対応の} 分類	対応の概要	におけ 処理方 針
372	令和7年1月23日	令和7年2月18日	21. 個人番号(マイ ナンバー)の旅行業 第一巻(こおける活 用	個人番号(マイナンバー)を銀行の 業務・事務で活用することを可能と する。	○2024年4月1日、「開貯金舎の意思に基づく個人等号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」が施行され、銀行は、マイナンバーの預貯金口座付着の建設に向けて取り組みを進めている。 の最初の住所等の基本4情報の提供が2023年5月に開始されるだと、政府等においてマイナンバーの活用が進められているが、マイナンバー・は、主義機能を実施する場合の表示有可能となっており、銀行の業務・春夜では活用できないからが、マイナンバーと、主義機能を実施する場合では、展示を実施しており、銀行の業務・春夜では活用できないの場合では、「一般では、最近の回産を発用している場合、マイナンバーを上出した検索を行うとでは影響をの日産を発生が容易になり、任所、氏金を変更を続きや相談手続き等について、より効率的な対応が関地となる。さらに、銀行の服務情報データペースが最新の数据に優大れることで、マネーローンプリングおよび中国連続の発酵の機能が開発を対の事件を集め出し、この特殊を要型に対し、デジタル庁・金融庁・板路をは対応と出記した。といる、北会機能を対し、デジタル庁・金融庁・板路をは対応と出記しているが、要型の一部に対応されたものと認識している。社会機能を、火災を対域の分野に限らず、個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・春啓で活用することを可能とするよう、検討していただきたい。	般社団 デ デ 彩金	デジタル庁 務省 融庁	・個人番号を利用することができる意及び利用することができる事務の種類については、番号利用注答9条名 環において規定されており、当該規定の範囲内で、当該事務処理に必要な環度においてのみ他人番号を利 対することができまった。 対することができまった。 なお、令和0年のマイナンバー法の改正により、社会保護制度、役制、災害対策分野以外の行政手機におい 数する法律 でもマイナンバーの利用の推進を図ることとしています。	・個人番号の利用範囲については、幅広く利用できるようにすることが国民の利便性向上に資するとのご意見がある。方、プライン・一個関係の面から幅広や制計することを思念すること表もあるとう。こと様にあるような表示があった。とない、自然である。この、選切に対応してまいります。	
373	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等からの口産監督体額や 第2点体制等の電子 化(a)	行政機関等からの口座基督依頼や 選及依頼等について、書面を廃止 し電子化する。 仏 税税署からの納税に係る口座振 皆依頼	○現状、行政機関等からの口産無管体操や進込体制等が書面で送付され、書面ペースでの事務処理に係る負担(現物 便覧、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (3) 改算書外らの外税に係え口産監管体類 国税が注、成務署に提出された体制電を取りまたが、各銀行の口産蓄管の事務処理を行う事務センター等に対し、データ 取りたは、成務署に提出された体制電を取りまたが、各銀行の口産蓄管の事務処理を行う事務センター等に対し、データ おすて送付している。 (注) 納税者を傷の附貯企口産から、口口引発しにより国权(申告所得税、消費役等)を納付する手続と事前」収務署 に上地策する金融機関に対し、接着機能者を提出する必要があるが、表別の情に関助的に重視を持ちません。 したし、申請制限を搭通して日産業情体制については、投稿等のがあるが、計つの業務に対し、領別に書面 とが行れている。これにより、日産業の子作者での発見や、日産業が最終に後を基準の事務が発生している。 第7年度を製に対し、技術系は「役割・シャーニッ方式の利用拡大に取り組んでいるところ、引き機をご協かいたださたい」と 第7年度を製に対し、技術系は「役割・シャーニッ方式の利用拡大に取り組んでいるところ、引き機をご協かいたださたい。 第7年度を製に対し、財務条は「役割・シャーニッ方式の利用は大いなり組んでいるところ、引き機をご協かいたださたい。 第7年度を製に対し、財務条は「役割・シャーニッ方式の利用していては、投稿をから銀行の主意で込まれ 2010年でいる。申询判限記載後の日産業を投稿については、投稿を分の提介を書で込まれ 2010年でいる。中間利用していては乗を登画し、投稿者から場所でいる様式を行っている情が無くなるよう生産 いたご答えい。 2010年度を検索権が一般な技術・書面ではなく電子化されれば、銀行はもとより、口産業替権を対し依頼が書面ではなく電子やされれば、銀行はもとより、口産業替・提込を依頼が書面ではなく電子やされれば、銀行はもとより、口産業替権機が最近を規制を	般社団財人国地方会	持務省	国税の口度振發に係る依頼書は、オンライン(e-Tax)により提出する方法を導入しており、電子化に対応しています。 国税の口度振發に係る依頼書は、オータ交換方式(DVD又はe-Tax)と書面方式があり、内駅としては、チー 分交換方式(DVD又がよった。これが約22 4%で全体の約98%を電子化しており、残りの約2%が書面の約 付書を各金機機関に送付しています。	国民の振智納税については、大多数が定まった日に口座引き滞しを行っているものの、申請期限に関わらず 消費税中限分のように件数がかない場合については、紙の給付者の処理を行っていることから、段形着・金 無機関制に工事ストがかかっていると認識しております。 この課題を解決するためには、税券署と企業総関がオンラインで終付書情報のやりよりを行うことが重要であ との情報を解決するためには、税券署と企業総関がオンラインで終け書情報のやりよりを行うことが重要であ 扱い合体制を別を持つていたがしてつきましてある。の金融関化において一なが方を売用していただくこと を削援しよして、更なるオンライン化を行いたいと考えておりますので、引き続きご協力いただきますようお願い します。	
374	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等かかの の口服装性依頼や 張込依頼等の電子 化(b)		高齢仕恵加人の厚生年並保険料納付に係る口座張沓依頼については、一部の年並事務所から該当口屋のある銀行の 参乗店に対し 側別に東南で洋付される	般社団 厚 人国与行協会	《生労働省	高齢任党加入の厚生年金保険計納付に係る口産援制については、年金事務所において、口産振替用納入 骨知審を作成の上、該当口座のある銀行の営業后に対し、傷別に書面で延付しています。 2 第7項、最必条の 2 2 第7項、最必条の 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	要は、口書書終書稿は、社会接続料の口能搭載材料に係る扱物において、「社会保険料の預金口産振替数 整整額(はで下等搭載額とはいう。」に基づき行う比(ているところです。 口声振動を誘きてい場合の選手様体の仕様は京販売棚で定めており、当該仕様とおい電子様体を作成する にあたっては、日本全機機の社会機がナラゲンシストムとって作まる行かないが、現在、日本主会機機能においては、システムの商館を行っているため、現場能においては、海和任意加入の厚生年金税終料的 付したから口産業替依頼の取扱の夏更に係らンステムの改修を行うことは函胞です。	
375	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等からの口産業物依頼や の口産業物依頼や 成立依頼等の電子 化(c)	行政機関等からの口座接替依頼や 接込依頼等について、書面を廃止 し電子化する。 (の 自制策かの各種質込依頼(委 抵加率送金の書面での依頼)	○現状、行政機関等からの口服業替依頼や施込体額等が書面で送付され、書面ペースでの事務処理に係る負担(現物 傑覧・期口屋理等・成る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (c) 自衛隊からの各種服法依頼に対しては、自衛隊から日本銀行を担して、日本銀行の代理店となっている銀行の営業店 に対し、電子を持ち込む領域を指していては、自衛隊から日本銀行を選して、日本銀行の代理店となっている銀行の営業店 に対し、最高である。日本の日本の金の事団の企成が出るの意思でのより、日本銀行の営業内では、日本銀行の工作を表示している。日本銀行の工作を表示している。日本規行の工作を表示している。日本規作を表示を表示している。日本規行の工作を表示を表示している。日本の工作を表示を表示している。日本の工作を表示を表示を表示を表示している。日本の工作を表示を表示を表示を表示を表示を表示す	般社団 防人国与他的 防	方衡省	○ 国の支出は、各省各庁の長の受任を受けた支出官が行う支出官払が原則ですが、自衛隊においては、 その運用や任務の特殊性を踏まえて、資金前渡電気による支払(第込ま」は現金による資金開業払が行わ れております。 ○ 支出官私において、市庁会社シアムシモ門に「保護者・高速路は、登出したが高度ですが、資金前 なし、 選集を回信に関わられ、この監督を選手込み継が書前においてなられます。 第二人の場合には、こは集団自に関わられ、日本部署・国人と様が書前においてなられます。 は、日本部署・国人とは、日本部署・国人とは、日本部署・国人とは、日本部署・国人・日本部署・国内、日本部署・国内、日本部署・国内、日本部署・国内、日本部署・国内、日本部署・国内、日本部署・国内、日本部署・国内、日本部署・国内、日本部署・国内、日本部署・国内・日本部署・国内、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の	○絵与等の一部の経費については、既に支出官払へ移行済みです。 ○その他の経費についても、政府の方針に従い、支払単位の見重にやシステム構築・改修に対応中です。 その上で各地性の取組状況に差数はなく、シスチは機をつ破が戻す。全国時に支出官払への移行 が進む。まで、 びたる、制度の対状にお足動のとおり、自衛隊においてはその適用や任務の特殊性を指定えて労金削減官 なる。制度の必要な場合が一定程度残らため、完全な支出官払への移行(資金削減払の廃止)は難しいも のと考えております。	
376	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等から の口産業特依線や 成立依頼等の電子 化(d)	行及機関等からの口底無禁体値や	○現状、行政機関等からの口産業替依頼や施込依頼等が書面で送付され、書面ペースでの事務処理に係る負担(税物 侵管、期日管理等に係る負担)が課題となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (d) 戦没者等の遺族等に対する記名記憶(特別年記金国庫債券)の次付 報送者等の遺族等に対する記名記憶(特別年記金国庫債券)を持って大付することとれている。日本銀行 報送者等の遺族等に対する形型がは、記名記録(特別年記金国庫場券)を持って大付することとれている。日本銀行 事を重要要に対し、厚ま労物会はで終金であるご認識など関係者からは、原体・高を整合規が集べらっている。 いたたいており、1965年の前股以未復れ意しんでいる仕組みを変更することは、受給者に返記を与えたれないと回答し、全ている。国債による支給が良立を診察したいと回答し、金に 収入 契約者への混乱としていて考えられるため、検討したごをしまった。最初に立て終金通知的な選択接して 設付れば、実施者への混乱を上ではい考えられるため、検討したごをし、 日本業技法を対象とは機能を選出を関係を対象し、日本業等・集込を推断する行政機関係に おいても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながなと考える。また、戦没者等の遺族等に対する形態を加減を 値の参照による文付ではなく振込により支給されれば、銀行はもとより、日本業等・集込を批析する行政機関係に おいても、事務負担の軽減や郵送費用の削減等につながなと考える。また、戦没者等の遺族等に対する形態をが定る国 債の参照による文付ではなく振込により支給されれば、銀行はもとより、日本教育・第2時である。日本教育・第2時では、日本教育・第2時では、日本教育・第2時では、日本教育・第2時では、日本教育・第2時では、日本教育・第2時では、日本教育・第2時では、日本教育・第2時では、日本教育をは、日本教育をは、日本教育をは、日本教育をは、日本教育をは、日本教育をは、日本教育をは、日本教育をは、日本教育をは、日本教育をは	般社団 屋地方会	《生労働省	- 先の大戦で国に向じた軍人軍国等の方々に思いをいたし、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年と70周年といった特別を破棄を受え、最上に平穏の意を表すため、一定無限の遺跡に対して特別・智恵を支 東京を書きるといった特別を収棄を受え、最上に平穏の意を表すため、一定無限の遺跡に対して特別・特別を受けます。 大きは無無料での起間の交付けられりを利用。毎年の間回回に物に支払しを受けます。 - 平成27年から、物遺跡の高齢化等を設まえ、5年低週の間債と5年二七2回2付するともに、環道器を 年5万円に機能しています。 - 平成27年度正分の2回目の交付分は、令和2年4月1日より請求受付を開始し、令和5年3月31日に請求 受付を終了しました。	・脚路路については、特別用配金は臨としての用型の意を高すために支給しているものであり、間としての用 即の面を多能者の方々に一層実施いただくかには、次付国機という形あるもので支給することが適当と考 えており、温かが返現野を提がしてはあまておりません。 また、実をの国際はよる支給の手格に加えて、最近支給に要する事務(最近処理、口座情報管理等)が新た また、実をの国際はよる支給の手格に加えて、最近支給に要する事務(最近処理、口座情報管理等)が新た に発生、使罪するとで、支給事務全体に遅れが生じる恐れがあり、受給者の利益の観点からも、国境によ ら原理が適当であると考えます。	

퓲믄	所管省庁への		担实支持	担実の見ばめた京	M 27 M 4	提案	To detroit a sin	所管省庁の検	討結果	į	ワーキング・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	ブにおけ る処理方 針
377	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行改機関等かの口服金等依頼 の口服金等依頼 扱込依頼等の電子 化(e)		○現状、行政機関等からの口産無常依頼や無込依頼等が書面で述付され、書面ペースでの事務処理に係る負担(現物保予、第日管理等に係る負担)が保健となっている。例えば、以下のようなケースがある。 (の地方シム田体からの国民機構保険的体差含金計度の販込用紙による搬込依頼 から水体のの各の基面は再の国民産機能保険を指令者含、以下、関連者、の最近については、多くの他企体において、原行の業績に対し、書面により依頼されている。また、報込人名の側に、指定の19年の書号を入力にで適合することで表示しました。 (147) (148) (14		厚生労働省	地方公共団体からの国民健康保険連合会(以下、国保連)への振込方法については、国保連ごとに現状が 異なっています。 しいつかの国保連に確認したところ、国保連指定の振込用紙はありますが、使用を必須とはしておらず、ま しいつかの国保連と連携というところ、国保連指定の最近用紙はありますが、使用を必須とはしておらず、ま なし を対象す。	見行制度 下 で対応 可能	昨年、いただいた提案については国民健康保険中央会を通じて国保達へ情俗提供させていただいたところです。 です。 お事例なども規模所することは、事務負担軽減等にも責することになりますので、今後、国民健康保険中多会を通じて副後連に関知したいと考えております。	-
378	令和7年1月23日	令和7年2月18日	22. 行政機関等から の口服整物体器や の口服整物体器や 成立体報等の電子 化(f)		地公体からの名動連削祭の市町村職員共済組合・の張込については、地公体から銀行の営業店に対し、書面により 依頼社れる。接近月転は全国市町村職員共済組合連合会指定の書式となっており、銀行の振込用紙と異なるため、1件 ずつ振込処理する必要があり、事務負担となっている。	一 般 杜 団 一 法 全 銀 行 協 会 任 信 協 会	穀務省	地方自治体から共済組合への掛金・負担金の展込方法について、インターネッパシキングを利用して展込を 行っている他方自治体もあれば、共済組合指定の振込用紙を用いて金組機関に対して振込体領を行ってい る地方自治体もあるとこう。	負討に着手	現状を受け、無込佐額を行う地方公務員共済組合に対し、地方自治体が進めるインターネットバンキングの 活用等公金数数金数のデジタル化の数組を請まえた対応について周知してまいりたい。	מ
379	令和7年1月23日	令和7年2月18日	23. 地方公共団体の 支出における小切引 振出の廃止	D 地方公共団体の支出にあたっての 小切手振出を不要とすること等によ	○政府の「原長戦略実行計画」(2021年6月18日開議決定)では、「本年夏を目進に、産業界及び金融祭による自主行動 計画の算定を求めることで、5年後の約束手形の廃止に向けた敗離を促棄する」「小卯千の金面的な電子化を図る」とされた。 「人間、下川等の音が決ますーだいの機能的と、地域を含また。」「小卯千の金面的な電子化を図る」とされた。 「人間、下川等の音が決ますーだいの機能的と、地域を含また。別下の一角人発達、即り組んでいる。その一理 くりは下、川等の音が決ますーだいの機能的と、地域を含また。別下の一角人発達「取り組んでいる。その一理 として、小卯千億の新規条行序との方針を決定する金融機能を表でさいる。 「〇一後、小卯千億の新規条行序との方針を決定する金融機能と増えてまている。 「〇一後、小卯千億の新規条行序との方針を決定する金融機能と増えてまている。 「〇一後、小卯千億の新規条行序との方針を決すーだと、「卯1億万名」とあっため、地会はたける支配について、 「小卯千億の新規条行序との方法と対すしている。」「中国・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	一般社団 法全国地方 銀行協会	彩務省	地方公共団体の支出は、小切手による振出しに限らず、口座振臂の方法によりすることができることとされ 京都2周、第23300元 ています。 ・第169条の3第2項	その他	地方公共団体の支出は、小切字による提出しに限らず、口産振管の方法によりすることができることとれてします。 にいます。指定会機関部におり扱いせているから位納等事務に基する経費の取扱い等について(通知) (今 (市場で、3月20日代地市行等の等・場所を企業の等) ありまりで記念機関部に対しまいます。 (市場で、3月20日代地市行等の等・場所を企業の等)を対しませた。 (市場で、3月20日代地市行等の等・場所を含まり、1918年)を対しているか場に選 等事制に係る程度負担の見互いの状況に係る設定支払りかを対象等事務の効率化・会単化に係る助理に選 する間意本業について(令和5年8月 18日付 地行行等で記念が)により、インテーネットいやエンサインに 屋景樹は、地方自治法第222条の5第22場に対象がよりまする「息集機は、独計するものであり、会計程等が作定 屋景樹は、地方自治法第222条の5第22場に対してよりでより、1918年であり、通知に関するものであり、 とは、地方自治法法計でありませんでは、アント・ストント・ストント・ストント・ストント・ストント・ストント・ストント・ス	令 育 1 ロミるるろ
380	令和7年1月23日	令和7年2月18日	24. 地方公共団体! おける芝願小為替 証書の利用の廃止	地方公共開体における定額小魚体 国産の利用を廃止する。も、4は定 関係の高格理をの銀行への持ち込み を取り止める。	○住民選や戸路標本を報送で請求する際、地方の共団体は、定額小為替で代金を支払うよう求めている。地方の共団体 が受職した智砂小為程基の多くは指定金融機関に持ち込まれており、検数精査や電子交換所へ送信するためのデー 少能が海外等を開発化さっている。 の政府の万長表朝販実行計画(2021年6月18日開墾決型)では、「本年夏日日途に、産業界及び金融所によら自主行動 計画の東定を表めることで、5年後の効果を非形の廃止に向けた政策を促進する「かい中する金額が設定するとではなった。 ただ。 ただ、受け、銀行界は、2026年度末でに、定額小為特証書を含めた電子交換所における交換枚数をゼロにする目標 と提供、自主行動計画において、実額小為特証者の取扱いは、関係者(ゆうか)長行)と解説「向け上は議定機能していてした と提供、自主行動計画とおいて、支額小為特証者の取扱いは、関係者(ゆうか)長行)と解説「向け上が小よつかつつとなって いるが、日本の対象と社へ不開発の一人工技化、交換を社口の目目の返出。同け上ボルトスクローフなって いるが、日本の対象と社へ不開発の一人工技化、交換を社口の目目の返出。同け上ボルトスクローフなって した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。 した。	一級处 社団 法全銀 行協会 銀行協会	彩捂省	住原票等の手数料の除付方法については、法令で定められているものではなく、各地方公共団体の条例や 規則等において定められているものと承知しています。	その他	住民黒等の手数料は、事務に第する経費と、役務の提供を受ける住民の料益とを勘索につつ、協算団体 おける他の手数料等との物能を考慮して作可付の条例で定めるものですが、その時付の方法については、 市寄付において検討制度、適切に判断されているものと表型しております。 場方公土間様におりる金倉村のついては、住民の利便を関したり金貨の映画をの効率化の総点から、 キャッシュンス級声を含む多様の方法により行えるようにすることが重要であり、地方自治法に基づく物定時 これに加え、運転、伸着を得れておけませらずも方が良いの金金について、本方数十分シャンに これに加え、運転、伸着を得れておけませらずも方が良いの金金について、本方数十分シャンでは、 によれた場合と専用した時が可能となるよう効能を進めているところであり、こうした物様を書取に進めること なお、地方公共団体が定路小海管経を表現を表現である。 なお、地方公共団体が定路小海管経を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現した。 なお、地方公共団体が定路小海管経を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	5 := :

番号	所管省庁への		担实表示	担実の見ばめた京	Maria de	提案	To detroit of the		所管省庁の検討	結果	ワーキング・グルー
盘写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	^{応の} 対応の概要	る処理方針
381	令和7年1月23日	令和7年2月18日	25. 地方公共団体 おける定開的な支出 たおける自動口産引 添の許容	地方公共団体における定期的な支 出位金種機関への手数料支払い、 公共制金支払い、元利金支承等) について、口服が隔による支出を可 起とする。	○2024年10月より、内国為情制度運営資が、地公体における銀行間の為替数引を伴う公金の支出にも適用されることとなった。とれて何い、地公体から金融関係の手幹的の支出件数が増加することが想定される心とングに以下、1801年間の会議を表現を開始しませなが、また。とれて何い、地会体的心を発表しませながある。とれては、地会へののでは、金融機関への手幹を受加する場合、となりが思えない。となりでは、全なのでは、金融機関への手幹を受加する。となりまた。このでは、「最近の最近に対する」となりまた。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、		総務省	地方公共団体において、指定金融機関等に残金口産を設けている信権者から申出があったときは、会計 理者は、指定金融機関等に通知して、口産接替の方法により支出をすることができるとされています。	地方自治法第222条の 0第2項。 地方自治法指行仓第 地方自治法指行仓第 0第2項。 第10条的	re予定 地方公共団体の公金の支出を自動引き落としで行うことについては、その可能性を含め検討してまいります。	
382	令和7年1月23日	令和7年2月18日	28. 各種共済制度の申込受付等のデジタルセ	中小企業退職金共済制度の申込書 について、オンラインによる提出と 別のでを終付について、1次事手機 に共済経路を活かっても方法を廃止 し、電観的方法とする。	○中小企業退職金共済制度の申込書は、金融機関窓口において書面により提出することとされており、書面・対面ベース での事務処理に係る発担が振動となっている。 ○の共済制度の要担金は不成の表現を共享機構のホームペーン経由等で額をが直接オンラインにより申込書 を提出することが可能となれば、最初の特性性向よ、同機構及よび金融機関の事務処理のみずれ、負担情報につなが の学年度要型に対し、厚ま労働省は「伊勢中ル三手機のサンプイン化について、非常的支援の参与を任ま提出している。 の学年度要型に対してデセフにいる前基等システムリースに対峙に具体的立接的を進めていませたいとは の書に、特定となったプランニーに沿って、着別に機材を重ないただぎたい。 の書に、対定とはスケジューに応じるで、着別に機材を重ないただぎたい。 の書に、対定とはスケジューに応じるで、着別に機材を基本していまざまたい。 の書に、対定とは、大学の書に、大学の書に、大学の書には、日本の書に、大学の書に	一般社団 法全類 行協会	厚生労働者	〇中小企業温暖会共済制度の申込書は、温暖会共済契約申込書及び・預金口産振替依頼書等の必要 を、金融機関又は受託事業主団体の即口に提出して行います。 〇時定業経過機会共済の財産は、共済契約者、事業上が金融機関第四で共済経経(日銀)を購入し、 製金信労機制にご確定を北から数。任共済の公内共市地の対策を関す機能ではて共済経経(日銀)を購入し、近日 海省(労働制)に重定を北から数。任共済の内共市地の対策を対策機については、2020年10月より、電銀 法(ペイジーまたは口産報等)による続付が可能となっています。	中小正朱巡順並共所 法施行規則第4条第1 _{五月}	○契約申込手経をのオンライ・化について、相来的な実際の必要性は影響しています。 中選末では、現在、基幹システムの異複数を指制しており、性性温度制御に入っているため、令和8年10月 に予定している基幹システムの異複数を指制しており、性性温度制御に入っているため、令和8年10月 に予定している基幹システムの異複数を指します。 ・ 特定機能を開発している場合では、事業場を転々と移動する方々のための制度であるという特殊性を指する。 と思考している。 ・ はまましている。 ・ はまましている。 ・ はままましている。 ・ はまましている。 ・ はままましている。 ・ はままましている。 ・ はままましていると関係している。 ・ はままましていると関係している。 ・ はままましていると関係したいるとはあった。 ・ はままましていると関係しているとは、 ・ はままましていると関係したいるとは、 ・ はままましていると関係したいるとは、 ・ はままましている。 ・ はままましている。 ・ はまましているとは、 ・ はまましているとは、 ・ はまましているとは、 ・ はまましているとは、 ・ はまましている。 ・ はまましている。 ・ はまましている。 ・ はずれによるから ・ はまましている。 ・ はまましている。 ・ はずれによるから ・ はまましているとは、 ・ はずれによるから ・ はずれによるが、 ・ はずれによるか。 ・ はずれによるか。 ・ はずれによるか。 ・ はずれによるか。 ・ はずれによるか。 ・ はずれによるか。 ・ はずれによるか。 ・ はずれによるか。 ・ はずれによるが、 ・ はずれになるが、 ・ はずれになるが	
383	令和7年1月23日	令和7年2月18日	27. 接査機関からの 接番配体事項照会 や口度定格要請の 電子化等	ナ化する。また、捜金機関から登録 機関への口座凍結要請の連絡を早 期化する。	○金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するがイドライン」において、捜査機関からの外部開金の状況や基準要請奪の分析が求められている。 ○現状、提準機関からの外部開金や実験を開発し、実施を関係している。自然の関係している。自然の対象と関係している。自然のようなでは、自然の事件を関係的に対し、管轄が全地庁・ダンターは、自然の事件を関係的に対し、では、マネロンを対策の高度化、効率には、自然の事件を関係的では、自然の事件を関係している。 「本語技術の電子化・が実験すれば、自行の事件を関係的を対し、対象との事件というでは、自然の事件を関係的では、「本語技術を関係する」というでは、自然の事件を関係している。「本語技術を関係している。」というでは、自然の事件を表している。「本語技術を関係している。」というでは、自然の事件を表しました。「本語技術を表しました。」というでは、自然の事件を表しました。「本語技術を表しました。」 「本語技術を表しました。」 「本語技術を表して、自然、表しました。」 「本語技術を表しました。」 「本語技術術を表しました。」 「本語技術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術術	一般社団 法全国地方 銀行協会	警察庁 金融庁 デジタル庁	【捜査関係事項照会】 理報から母産関係事項開会については、一部金融機関とはオンラインによる開会を実施しておりますか 発どの事業者とは捜査関係事項開会書を各金機関等に郵送し、書面にて関答を頂いています。 【口高金融の総制】 事際においては、特殊財等の別票に利用され又はその疑いがある機管金口量を把握した際、当該預金口量が開設された金融機関に対して、当該機管金口量の連絡を体制しています。	in in	書標係 (技差関係事項開金) 開金) (新なては、一部金融機関とオンラインによる開金・個帯を行う取組を行っており、今後もオンライン開金の対象 形式を記念へ代通道と向射を進めて式いります。 (日本 末級の体制) 他 の出版機関に対する関係金口症の連絡体積の運用方法等については、金融機関側の事務負担等も考慮しつ つ、口座の連絡機能で行為の成急性等も跨まえながら、より効果的かつ効率的な運用ができないか検討しておりますが、今後も関係事業者等と協議の上、迅速に検討を進めてまいります。	
384	令和7年1月23日	令和7年2月18日	29. オフシュア市場 における承認金融報 間の確認義務の簡 末化	・ 金融機関に求められる取引の相手 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○共作的には、外島主席機関は、取り等の相手力が手店は名でのもことで概念した場合は、確認のために使用した書類 (または当該書類の写し)に確認を了した旨およびその年月日を記載し、併せてその書類を当該取引が終了した日後5年 間保存(注)することとされている。	一般社団 法全国地方 銀行協会	財務省	オアンコア市場とは、外間かに指達した資金を外間に対して運用するいわからかーが及引を目内のの金額がある。 物土の機能物を合計なことなら自由に行うことができる作業をいい、実施オアンシア市場においても、外部 まつき、維持を見かる起発を可て特別服金を触り削減では、ドイナンショアが最近しいます。)と呼る まつき、被手を見かる建設を一ては可能を金融を引動では、ドイナンショアを設定しています。 を助けませませませませませます。 電路措置により間の金融中場と運動に上して全利機制、保存を保険、保育機をの対象外とするととは、非 住者に帰属する研念等の利子について選条所体的等を連接化しても特別措置を満ています。 このため、特別間を金融を制御に対する機能が、はいます。 はまっといます。 このため、特別を全体の動きにないで選条所体的であることがの環境があるれており、その基件的 おいて課金件の動きと取りませまかの相手方が原料性者であることがの環境があるれており、その基件的 ないでは他されていました。 変別といます。)ことはいて認めたいているとの、果然を機能関とは態度が見なけるの事まつがよった。 であるこの情態を、事務が発発性に指する事務を組合する方法により行うのとしています。また。来級 被機関は、当該権を行うに与なし、信息のたかし使用した書類又は当該書類の写しに確認を了した旨 じその年月日を起載するものとしています。	内外 第4項 ※居 外国為替令第11条の2 第9項 EIC 外国為替に関する省 会第19条第5項マー項 に関する事務取扱 上に関する事務取扱 全 領について1第二 一	「制度の現状」欄に記載のとおり、東京オフショア市場では来認金融機関がオフショア勘定を選じて行う非居在や他の未見金融機関との間の取り場でについて金融を採制面での特別措置が構じられていること辞書、こ、未完金機関に対しままでは今の毎年方が少年の様性であることでも必要が表がよったよります。こ、世級の事項については、相応の事項負担が当じている」とのご指表も踏まれ、こうした制度上の要請に対する間連携との住分方を改めて格査し、東井の二億見も何いながら、対応を検討します。	

#0	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案			所管省庁の検	討結具	₹	ワーキング・グルー
田万	検討要請日	回答取りまとめ日	灰余争坝	佐条の具体的内容	佐永 理出	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
385	令和7年1月23日	令和7年2月18日	30. 地方自治体に3 する称定金融機関の 即保健程機関の 廃止または緩和		○地方自治法指行令において、存在金融機関(以下、指定金)には指導提供機所が探されている。 ○収録・定払いにかかるの方公会は得金額数法におけた場合の投資を対して金額保護されており、 の収録・定払いにかかるの方公会は得金額数法におけた場合の投資を対して金額保護されており、 切に表定金が複数した場合でも原用程度を目から払果しが可能となる。 のまた、地方自由地を指定金の記集に必要したとの実施を行っていることにより、債務保行の事業性が実質的 に確能されている。 ○におらの名を指導えると、法令で指定金に指揮提供を原用機器付けることは、通勤な規制であると言えるため、地方自治法指行・第108名の2第53個の規定を制能いけたされた。 に連載が付地方公共開始へあるのであるのが表とした。は他が全のあるの間により無理を使うなとことは出程を受け、ことを対していると同様の分の変をがあることを手は、は他が全のあるの間により無理をといることがある。 と提供してければならないとの思すであることから、直接は必定のあるの間により無理をといる。と表において他をというのから対差が表のことを対象が表であると表しましました。 一般器を「地方公共団体の対路機の対策に関する場合書」(2015年12月)において、2014年4月時点で、指定金の保護機に対したののの間を打が、実施性、無理を使うてあることが示されている。 「必要を提供しているのの間を打が、実施性、機関機の「であることが示されている」 「必要を提供している」の間では、指定金の機関を手出することを検討せざると何ない間行ら出てくると考える。		総務省	指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより指導を提供しなければならないとされてし す。	·李 · 地方自治法施行令第 160条の2第3項	対応不可	無指摘のたおり地方の共間体の有する決決用預合については預合保険制度により会議保護の対象ではありますが、無数担保は助力から関係等のである。 ・ 動態担保は助力から関係で、動態を含めて変払いが第一かにといり発生する数単制を心養事態を 定と提供の対象の制管によりまったしたで、他力から制度化を対象を対象にあました例をにより機 書の保金が同能だとしても、成に指定金融機能が維設するなど不同かる形が発生した場合は、担保提供が あるとにより、ことに基廷制を一部制度のなどについて建築、損害・免害さとか可能となって で、こったか、形定金融機関の担保提供義務については、公金管理の安全性を確実に担保する軽点から、必要 と考えています。	
386	令和7年1月23日	令和7年2月18日	31. 選挙供託制度 見直し		○小衛運撃法に基づく運動においては、債託金の納付完了が文牌構造出児童の要件となっている。	一般社団 一族人国地位 長年協会	総務省	立候補の届出は、その選挙の期日の公示日又は告示日に行うことされており、その際、供託をしたこの明する書面を活付することが必要とされています。 選挙の立候補原出日及び締御立候機構切日が採日に当たる場合、体日間行するは最新につき、法原 再製しくは地方と最高本意力な主義を展別、エチを表記、は「本間支援者のよれり集労が指定されたと 当該法務局に、それ以外の法務局が指定されたときは当該法務局と取引のある日本履行代理店に現金 付することとされています。	4、第92米 公職選挙法施行令 第88条、第88条の3、対	対応不可	○「休日にあたる場合に限り、供託金の納付売了について、銀行の聖堂業日とすることを認めることについて 「製造学校では、真に当選を争う意思のない映積者の直立や売名目的のための立映積を防止するため、供 打の制度が投げられており、近年機器に出当たっては、成形をしたことを説明する書面(供店を正本)の支持 の多まとされています。近時機器が出に当たっては、成形をしたことを説明する書面(供店を正本)の支持 の多まとされています。近時機器が出に当たっては、成形をしたことを説明する書面(供店を正本)の支持 また、立実機器が出において必要が付きを認定されては、保証を加まりは当時につららう。 また、立実機器がにおいて必要が付きを認定されては、保証を加まる機能が表します。また、現住直具に当窓を与うな施設・以本権者書の選集を生しるため、技事への対応は関連で考えます。また、現住直具に当窓を与うな施設・以本権者書の選集を生しるため、技事への対応は関連で考えます。また、現住直具に当窓を与 なる。返券を民に対しる電子特別を大きたっていることが開発とよることとなります。ない。 ままりなることは事業であることでありまであっていました。できる。 ままりなることは事業であることであることである。 ままりなることは事業であることであることである。 ままりなることは事業であることであることであることであることであることであることであることであること	
387	令和7年1月23日	令和7年2月18日	33. 有事発生時に31けら店舗の施時体業等の手続きの簡素化	時休業・業務再開等に係る手続き	○2019年10月の銀行法族行規則改正により、台風・始震・異常気養等によって、営業所の段職員、利用者の生命・身体に 重大水危険を生化させるわそれがある場合には、診断体表計など東海病期の届出・公告・店舗掲示が不要とされた。 の他力で、近年、国際設成の不安定とは予算し、国際的により・化免替やマラルの有事が増加している。日本において も、有事を起によって後難員や利用者に重大な危険を生化させる思念が重まっている。そのため、有事発生制にも、異常 家を発生発生の表現は、国際科学、美術制御官にある子林を一部ないただけ、あら「有事として、例えば、以下のケースを の変し、利用者の工命・身体に重大な危険を生ださせるおきたがあら「有事として、例えば、以下のケースを 全国国際管理・ステム(以アラー)が配置体力も近隣部がからミギイル発射 ・国内でのテロセスが個別する事業を実め発生 ・選下の実践を指しまれば、日本の表現を主ないませた。 ・男子の実育が実治社における全国状態を終し、 ・男子の実育が実治社における全国状態を終		金融庁	銀行は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由により、事務所を協時に休業す きは、その旨を部計出るとともに、公長し、かつ店園に掲示しなければならないとされており、また、臨時収 を行った事務所が集務を再聞した場合も同様の指置を行うこととされています。	銀行法第16条第1項 ると銀行法施行規制第17 東 発記項第5号、第 条配2項第5号、第0項第2 号	対応不可	銀行の店舗を指向休凍・営業再開する際に、届出・公舎・店舗掲示の手続きが必要とされているのは、銀行 の業務の高い公共性を請まえたものであり、その手続きを簡素化することは、慎重に検討する必要があるとこ 3、匿ちに指置することは指摘です。	
388	令和7年1月23日	令和7年2月18日	34. 業務報告書等 c 簡素化	の 銀行法に基づき提出している業務 報告書等を簡素化する。	○続行は、事業年度ごと1-業務報告書、中間業務報告書、連結業務報告書、連結中間業務報告書(以下、業務報告書 等)を含素が小量担している。 等と含素が小量担している。 の多ま、単二、1000年で、	一般社団 法人 全国地方会 銀行協会	金融庁	銀行は、事業年度ごとに、東路及び財産の状況を記載した中間東路報告書及び東路報告書を作成する に、銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行及び当該子を社等の東路及び財産の状況を連続して した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならないこととされていま す。		検討を予覧	東務報告書については、銀行法上の主たる監管手段であることから、提出不要とすることは困難です。他力 で、金融機関における事務負担軽減の観点から耐素化等を図る余地がないか検討を行ってまいります。	ī

悉문	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	担字の見けめ中容	提案理由	提案	=r 60x /k ;÷		所管省庁の検	討結男	Ę.	ワーキング・グルー
世石	検討要請日	凹合取りまとめ口	佐余争垻	提案の具体的内容	佐糸座出	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
389	令和7年1月23日	令和7年2月18日	35. 銀行および銀行 持株会社の役員等 の選任・退任届出の 廃止	無行および銀行持株会社の役員等の選任・退任届出を廃止する。	価証券報告書等で確認することができる。また、事前の届出が必要ということであれば、株主総会の招集通知(候補者の 氏名、選任理由等を記載)を金融庁に送付することで、代替可能であると考える。	一般社団 法人 場 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	金融庁	銀行及び銀行持株会社は、投員等(代表する取締役、常務に従事する取締役、施査役)を選任しようとする 会、又は役員等が退任しようとする場合は、内閣総理大臣に届け出なければならないこととされています。	銀行法第53条第1項第 編 8号,第53第第9号 銀行法施行規則第35 線第1項第3号,第3 項第3号	对応不可	銀行法第7条の21-おいて、銀行の取締役等に求められる連格性等が定められております。当局は、法令に基づく取締役等の選任・選任の第世により、その連絡性等を適切にモニタリングする必要があるため、当該私 地を拠上する措置は割難です。	: #
390	令和7年1月23日	令和7年2月18日	36. 銀行の営業所の 位置変更届出書の 添付書類の簡素化	数行の営業所の位置変更届出書の 添付書類の記載事項を簡素化す る。	○常東所の位置を変更する場合、銀行は内閣総理大臣に対して、事前にその旨を届け出なければならない。 ○当該証書はは、「意義所の服所名称」「理由」「新書業所の概要」場を包轄した書館を括けよければならない。当 総志付書館の記録用が多くか。「製造」「新書業所の概要」場を包轄した書館を括けなければならない。当 総志付書館の記録用が多くか。「会話に開修を要する日もあり。多大本等税目化とないだら ○2024年8月の「中小・地域を指機関向けの総合的な監督計計」の一部公正により、「開発費用」(七世取得象、建節建築 受害の記憶があたとされたにな、局間の国際方式による形を知今合っぱり開放出間を以下機構を登画・規心総と と言葉所の認何の派付は不発とされた。 〇世大、上記記にはけ、制定業所の概要」「土地の画稿、建物の延囲棋、営業室の面積等)「東線実績・予測」「保倉・貸 出・指量・人員の実績と予測」の記載が架められており、その作成負担は重く、記載事項の商素化(削減)を引き転き検討 していただきたい。	一般社団 法全国 接合 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	金融庁	銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で 定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならないとされています。	銀行法第8条第1項 銀行法第9条第1項 銀行法施行規則第9条 第1項、第9年 10多数 11第1	食計を予定	銀行法に基づく実在の位置変更要出については、銀行における事界負担負債の拠点から見直しを行うことし、令約の年の月に中か、毎日を建設期間がの総合的な監督指針」を一部改正しました。 最初最出については、銀行業別の高い公共性に指かたものであるところ、銀行監督上の必要性等も考慮しながら、引き続き検討を行います。	:
391	令和7年1月23日	令和7年2月18日	37. 確定拠出年金会 営管理機関に関す ら帰出の一部廃止	部行が確定拠出年金運警管理機関 の登録を供する場合の「保険の第 職役民の周世報を止する。適立 職は天皇の最近を止する。 「親立変更があるの届出期便を延 長(30日以内」等)する。	○競行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があり、この申請書 には、「役員の要職対決」を記載する必要がある。 ○の申請書は、監修事業に変更があった場合、ご園間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月と固変更 がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。 の展行法、監修の職務役が他の単元の業計の使用する。同時に対している。 の展行法、監修の職務役が他の単元を開発に乗さる「心間は小関股地大臣の認可が必要であり、当該認可を確認する ことで、環定拠出等金法の登録部名等減に係ら込えとの業能がないことの確認が可能である。 ことで、表定拠出等金法の登録部名等減に係ら込えとの業能がないことの確認が可能である。 ことで、表定拠出等金法の登録部名等減に係ら込えとの業能がないことの確認が可能である。 のまた、特に対外設験役の場合、本人からの申し出かない。現り、リアルタイムに実職状況を把握することは規難である。2 週間以内に受免の機能、件を開発の登録をですることは報告なることでは、 選別以内に受免の機能、件が表とない。 第20回覧と対策を表とない。 第21回覧と対象を表とない。 第21回覧と対象を表とない。 第21回覧と対象を表とない。 第21回覧と対象を表とない。 第21回覧と対象を表とない。 第21回覧と対象を表とない。 第21回覧と対象を表とない。 第21回覧と対象を表とない。 第21回覧とない。 第21回覧とない。 第21回覧とない。 第21回覧を表とないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのでは	一般社団 法全銀行協会 銀行協会	厚生労働省金融庁	銀行が研究拠出年金運管管理機関の登録を受ける際は、申請書に役員の氏名や当該銀行の役員の乗務が 収等を包載する必要があります。 また。これらの事項に更変が生じたときは、2週間以内に、その旨を主務欠臣に届け出ることと規定されています。		讨応不可	構定拠出年金運営管理機関の役員の実際状況については、年金額連業務を担う者としての連格性を判断 るため、役員が確定拠出年金法第30条第1項第5号に該当する者ではいかを確認することとしています。こ は、登録を取り消された構定拠出年金法第30集創の役員であった者で当該取消しの日から年を整過して は、登録を取り消された構定拠出年金法宣管理機関の役員であった者で当該取消しの日から年を整過して はめの役員には支入からの登録を指答するものであり、銀行法に基づ機能とはその内容が集なること から、ご接着に対応することは結構です。	ı
392	令和7年1月23日	令和7年2月18日	38. 認定経営革新 支援機関に関する 届出の一部廃止	中小企業等経営強化法に基づく認 定総営業本前等支援機関から続行 にほから続替性・教徒教士・教徒教士 務所の所任地に変更があった場合 の届出を集止する。	歌打は、コンクルアイング機能の光洋性で出して、ありまんが最大。後で173 にいる。このように、歌打 上外として被告単列 等支援業務に取り組んでしることを踏まえると、役員を把握させれば、就括章任者等の届出は不要と考える。 また、直ちに廃止が難しい場合には、個人ではなく部門名・役職にて届出すること(例えば、統括責任者について「●●	法人 全国地方	デジタル庁 対象を 強 法 技 活 者	経営革新等支援機関の認定を受けようとする者は、「本務所の所在地」「就括責任者、就括責任者を構在 る者について申請書に記載して提出する必要があります。 また、その認定を受けない間は「201 就括責任者、就括責任者を構在する者」(b)「事務所の所在地」に関する 事項の変更がより場合には、変更組むの際には登記職者本等の派付支料が必要であるところ。金融機関 なお、(b)「事務所の所在地」の変更組むの際には登記職者本等の派付支料が必要であるところ。金融機関 こついては提供活の名乗出に基づきよ店所在地等を掲出していることから、令和5年10月より資料の添作 を名略可能とし、取扱いを改定したところです。	銀行法第8条第1項、	総長責任 を を を を を の の の の の の の の の の の の の	(4)「製活責任者、製活責任者を補佐する者」の東東脳出について 製活責任者、製活責任者を補佐する者については、販売整定者都有完全は機関制度の適切な運用を招きす 製活責任者、製活責任者を結成する者については、販売整定者都有完全につて、目の登載を進行の下に下 転動機を活用しためた上を実施を担づことができる人材を起置することが重要であると考えており、販売申 書への配整・実更知の部出を求めているものです。 様実理由確定で記載いただいては、「役員と把意でもおは、裁括責任者等の協出は不要と考える。とのが について、(報刊責任者、教徒責任者を補佐する者)は役員に関われているものではかいことから、役員の名 また、提案事務等で記載いただいては、「企業したは公司等人を機同で記載するとといる事業 は、担当事業や役職のみの届出では、結婚制度として、版が責任を持っているかが程度でないため、 出当事業や役職のみの周出では、結婚制度として、版が責任を持っているがが程度でないため、 出当者を役職のみの場合では、総合制については、今後の個別を対したいての参考としたいと考え います。 ころしたことから、技活責任者のと結婚責任者特性の登録等に任る局出について直ちに海底サるととは回覧 があるを考えておりますが、いただいたり需要型については、今後の制度設計においての参考したいと考え います。 のこのでは、日本の経験を関係を対しては、場合に変更の個出を求めているもののうち、金融機関からご提出しただい のこのでは、日本の経験を関係を対しています。 本のこのでは、日本の経験を対していて、情報を指定的を表している。 はずる布理に関いて、特別を観しています。 はずる存用に対して、特別を提出の経費・ファスケンシー(保護出下金)を実施したのデジタル社会制度基本では、今後の単立機を選のの関係を力に対していました。 と同様者の利性性の自上並に行政を選の機能となびの場合とおいまの表を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表しまない。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表しまない。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 は他のようによりでは、日本の生産を表している。 はずるのは、日本の生産	元 差 正で ・ 難し込り つ
393	令和7年1月23日	令和7年2月18日	39. 金融庁等への多 料の任意提出の廃 止	全融庁および日本銀行にそれぞれ 年1回行っている役員名簿の任意 提出を廃止する。	れに使用している。 ハムシェニローサポニのセナルはムナルと、和参信ロバタノ タナナ市政共和した。アロス スナスナ の品等に、1977	一般社団法人国地方銀行協会	金融庁	銀行は、毎年1度、金融庁および日本銀行に対し、それぞれの掲式で投資名簿を作成・提出しています。規 報告 - 五化の取組みにより、2022年6月末以降は、金融庁および日本銀行の様式が妹 - されました。	新 銀行法第7条の2 3	対応不可	受員名簿は、役員の選退任に係る届出とともに、銀行法等)条の2において規定されている役員の連絡性と 報替する手段であることから、銀行による例示の有無にかかわらず提出を受ける必要があり、廃止は困難で す。引き続きご理解いただけますと幸いです。	

番号	所管省庁への		担实表示	担実の見せが中京	提來理由		r do ala	Ē	所管省庁の	検討結果	ワーキン グ・ケルー
借与	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管	(百万)	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
394	令和7年1月23日	令和7年2月18日	40.「中小企業向け 融に係る資付金の 変更等の実施状況」 に係る報告の廃止	新型コロナウイルス感染症が5類へ 移行し、腕をの末めにより素軟に条 付表更に応じて心奏取じ影響は 定的であること)を踏まえ、本報告を 廃止する。	○新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置付けが5類感染症へ移行したことを受け、社会経済活動の正常化が 選ぶつつある。 (の会態機能は対象性を持つ実質の状況(銀行分)をみると、2007年2月分の発音機能は原、条件支更の呼込みを (の会態機能は対象性が多れる経済活動に高いて後期でいる。反示、2004年3月分の発音機能は原、条件支更の呼込みを は上 人名か40×50、上部、実行率となっており、条件支更やその他の資金繰り支援策定最初、接射・実施する体制が定乱と (の製型コロナウイルス感染症によるとの形態が現実的になっていること、需省の次本かよい条数に条件変更等に応じている実 (銀行位 形が変更していることを指まえ、銀行の等差負担軽減のため、同報告を提出いたださたい。	金融庁会会	庁 計	ド型コロナウイルス感染症の影響拡大を指定えた事業者支援等の資金繰りの状況について確認する必要が かることから、令权2年3月末より、債務者が中小企業者である場合と、住宅設金億人者である場合の「貸付 体付め変更等の実施が設」につい、、原料法(関心50年法律が多り) 潜水(条別: 前後の規定に基づと、民間 遊機能に関心・現金がないます。 一部が、日本のでは、日本の	銀行法等	検討を予定	従来、経済社会情勢の変化に加え、足元の条件変更の申込件数の推移や条件変更に応じた割合、金融機関 の事務負担等を勘案につつ、報告機度の見直し等を行っており、今後も引き続き所要の検討や見直し等を実 施して参ります。
395	令和7年1月23日	令和7年2月18日	国・地方公共団体とのリース取引について① で① 地方公共団体の調達関連手続及び請求支払関係手続の電子化等	全国単位での電子化を早急に来現 するとともに、必要な手続を続ー化 すること。	が登載を 「現制改革実施計画(2024年6月21日)を踏まえ、電子化・統一化を早急に進め、これらを実施すること。 またリー 事業協	は団 ベース 総務省 デジタル	省タル庁って	地方公共団体における入札参加資格書客申請に関する具体の事務の実施方法については、国の法令で定 らられているものではなく、各地方公共団体において当該地方公共団体の実情を踏まえ、財務規制等で変か 運用しているものです。	地方公共団体の財務 規則等	検討に着手	令和5年12月に取りまとめられた「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究 会報告書」と指表え、4和6年3月に総務を上地方公共団体で構成する「地方公共団体の設定関連手模の共 選化・デジタルには疾気務核技会となった」は、地方公共団体で構成する「地方公共団体の設定関連手模の共 格書企业開工係る共通の申請項目へ申請方法、広東又は全国的な共通システムの整備の方向性について 検討を進めているところです。引き続き、規制改革美能計画を指まえ、必要な取締を進めてまいります。
396	令和7年1月23日	令和7年2月18日	域外産業廃棄物の 搬入規制の撤廃	リース終了物件の組分を円滑に行うため、場外産業廃業物の搬入規制を撤廃すること	フェ連県・政令市において、当該自治体装自の条例により、域外からの産業廃棄物の搬入を規制しているため、日本金国 法・リア・ は、リース終了物件の配分を円滑に行うことが開審されている。	t団 一ス 環境省 会会	省 6	は外産業産業物の機入場制は、各地庁公共団体で定める条制等に基づく制度であり、研えば都道幹機がか ある名の機能和分等、企業機業物を搬入したとする場合。国際産業機能は出した事業を占額機と 関連で書物協能で行う、搬入の理由や処理方法等を指すえて自該機が搬入の可否を判断する規制制度が ると承知をしています。	地方公共団体の条例 等	対応	一部の自治体において、事前協議制制により除外からの産業高要物の際入規制を事業上行っている場合が 関うわますが、このような高度物品理能の選手目的に反し、関連に認められた機能を認える場所・毎期制に える運用については、必要な表面しを行うことにより適切に対応されたい音を各自治体に対して要議していま す。
397	令和7年1月23日	帝和7年2月18日	電子マニフェスト制度の改善(フロンエ 種管理票の追加)	廃棄物処理法の電子マニフェストに プロン工程管理素の記載項目を追加すること。	リース終了物件を紹介する際に、廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト制度の活用が進んでいるが、フロンが先てんさ おている機能を処分する際には、フロン計划抑制法に基づく四シブ程管理票を紙ペースで作家・保管している。 電子マニフェストにフロン工程管理票の記載項目を追加することにより、廃棄物の管理が合理化される。 事業拡	は団 環境済産 場会	省産業省	・受計報報差の交付・今保存等(法第4条)、70上別の回収が行われた際には引取技術等の交債や保存 は3年後、2年後の対する機には販売業実施者が引用を収取された。 は4年後の対象が一般では、19年間では、19年	書面の保存等におけ	系 う る	フロン排出抑制法に基づく行程管理票は電子採体を用いて処理することが可能であり、また、廃棄物処理法に基づく管理・主要を含めたけのます。より各種機能を搭載しま用することが可能であるため、行権管理系の機能を搭載しませることが明行されているものではありません。なお、既ごフロン排出対制は、基づく行程管理系の機能を搭載したシステムも上行されていると来出しております。
398	令和7年1月23日	令和7年2月18日	古物営業法の各種手続きの電子化について	古物商に係る各種居出の電子化を早急に進めること。	公益社 2023年度の当協会授者に対する警察庁の回答「検討に着手」を請求え、早急に電子化を進めること。 法人以 事業協	一ス 警察庁	र्ग ई	古物営業に係る申請等については、古物営業法(昭和24年法律第108号)等に基づき、都道府県公安委員 とに申請することとされています。	古物產業法(昭和244 法律第108号)第5条 11景及它第7条 古物置業法施行規则 (平序7年国家公安集 最後規則第10条 第6条規則第10条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6条 第6	第 検討に着手	警察庁では国民の利便性向上のため、一部の手続を対象としてオンラインでの申請等を可能とする「警察 行政手続サイト」を、令和3年6月1日から試行的に選用をしているところ。古物変素法に関しても今前6年1 月から夜製店舗における重要の間はの手続を追加しています。 また、令和7季までによっぱり種の気にシステムを整備することとしており、古物営業法に係る手続に ついて、当該システムにおけるオンライン申請等か可能となるよう検討を進めているところです。

	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提家理由	提案 所管省庁		所管省庁の検討結果	果	ワーキング・グルー
留写	検討要請日	回答取りまとめ日	佐余争坝	佐条の具体的内容	旋条理 出	主体	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
399	令和7年1月23日	令和7年2月18日	固定資産税の電子 納付等について	地方公共団体ごとに様式が異なる ため、すべての動力公共団体が 「ELTA/LIC ASMIC (2015年) で、日本列生機をできるよう体制を順をすること。 上記が登場されるその側は、他 付着の様式使・又はよ連様式で法 人側で納付着の作成ができるように すること。	リース物件の所有権はリース会社にあり、リース物件に認される固定資産税を申告・納税している。リース物件は日本全期に設置されているが、その間定資産税を納款する際に、区市町村ごとに納付書の様式が異なっており、間定資産税の付付適重な具相が低じている。これを電子納付可能とすることにより、リース会社並びに区市町村ともに専務の合理化を図ることができる。	公益社団 法人リース 事業協会 数務省	原定資産税については、令和5年4月から、地方税税 — ORコード(eL-OR)を活用した電子納付の仕組みを導入しています。	地方税法第747条の5 の2	eLTAXによる納付については、el-ORにより、既に99.8%の団体で対応しており、令和8年度までに残りの団体も対応予定です。	1
400	令和7年1月23日	令和7年2月18日	脂粉素料(様分割) 次化機能能率級(別割)の選子納付率 について	地方公共団体ごとに様式が異なる ため、すべての地方公共団体があっ 本は下がしたが向けに対応できる。 多上記が提端されるまでの間は、自 動取技術を提出されるまでの間は、自 動取技術を開きれるまでの間は、自 加すること。	リース物件(自動車及び軽自動車)の所有権はリース会社にあり、リース物件(自動車及び軽自動車)に課される自動車 税・軽自動車税を移収している。リース物件(自動車及び軽自動車)は日本会国で使用されているが、それに係る自動車 税及び軽自動車税を移収する際に、地方公共団体ことに続付着の様式が異なっており、自動車板及び軽自動車税の終 付に温度な異様にている。これを電子続付可能とすることにより、リース会社並びに地方公共団体ともに事務の合理 化を副ることができる。	公会社団 法人リース 総務省 事業協会	自動車投資別割、軽自動車投資別割については、令和5年4月から、地方税裁一ORコード(eL-OR)を活用し た電子納付の仕組みを導入しています。	地方接进 "进富44条の5の2 対応	aLTAXによる終付については、aL-ORにより。自動車税種別別は全ての団体で対応しております、軽自動車税種別別においても、既に99.8%の団体で対応しており、令和8年度までに残りの団体も対応予定です。	i
401	令和7年1月23日	令和7年2月18日	自動車税(種別割) の退付通知書の電 子化について	現状、自動車税(種別額)の給付に ついては、電子データの別だが 可能となっているが、遅付達別につ いても電子データにて受領できるよ うにして頂きたい。	ペーパーレスの推進と業務の大幅な効率化を図ることができる。	公益社団 法人リース 総務省 事業協会	遣付通知については、現在、eLTAX未対応です。	施方段法 ・法第17条 報報通信技術を活用し 検討に着う た行政の推進等に関 ・法第7条	遠付通知等の地方段関係通知のデジタル化については、学識経験者、地方団体、軽済団体や金融団体等 手 (構成される「地方税における電子化の推進に関する條計会」において、その実現力策等について検討を 行っているところです。	tr.
402	令和7年1月23日	令和7年2月16日	自動車の移転登録時の建築証明書の 省略について	売買契約書の写し(印度押印)と合 わせて新旧所有者の印度証明書が 必須とされているが、練度証明書の が付よ手続きが重するか、これを 者類できるようにすること。	売買契約書の写し(法人の実印押印)及び印施証明書を添付しており、加えて譲渡証明書の添付することは不要と考え る。	公益社団 法人リース 国土交通省 事業協会	(印度証明について) 移転登録の申請者は、自動車登録令(以下「登録令」という。)第15条第1項に基づき、申請書に押印をする必 表があります。また、押印をした申請書には、登録令16条第1項に基づき、その印度に係る証明書を活付する 必要があります。 (編章証明書について) 起音や前は長お、明しまいて、登録の申請をする者は申請書に「登録の周辺を証する書画」を活付する必要 がある指定かられています。 また、自動車を登録所言をあっては、 本、自動車を登録所言をあっています。 は、周載を登録所言をあっています。 は、用数を登録の場合は、この「登録の原 逆を任する書面」が譲渡証明書である信が定かられています。 (未異数的書の事しについて) 連載を通過を開きませる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	自動車登録令(昭和26 年政令第256号)第14 条、第15条第1章	譲渡証明書は、移転登録の手続きにおける登録の周辺(自動庫の所有権が旧所有者から新所有者に移転 たこと)を確認するために必要な書類であり、これを有能することは固難です。	L
403	令和7年1月23日	令和7年2月18日	理容額及び美容額の含格による免許 付与金Uに名簿の 廃止	免許申請に必要な書類(住民票、診証 証 証 書)を、試験終了から合格免表 での間に提出させ、自動車運転免 許の付与と同様に、試験合格と同 時に免許を付与する。	令和0年6月24日に所管省庁への検討要請された提案内容にも記載されていますが、厚労省は、「申請から文付まで1月かかっていたものを1週間で交付できるようになった上評価しているにもかかわらず、(公別)理容師審査師試験符をシンターが英語は総合格割に対し文付した免許申請手続きの案件においては、厚労省発表の内容と異なる「身計証は再多が当る機関に関する。」とは、申請者に不開生となる状況となっているにかかわらず、アガ名も認定しています。 アガ名も認定しています。 アガ名も認定しています。 アガ名も認定しています。 アガ名を認定しています。 アガ名を認定しています。 アガ名を認定しています。 アガス・このように実施な原理を定されることは、星在を問わず、一向も早々28年持刀ののため研修に励んでいる新規採 もの知しは、合格後、直に1中間、1週間はどを免許証が対域したようですが、郵息用貨管開展(1週間)が過ぎ、当法、このように返避されまし、次ので、免許証の再発と考えの申請と8日目に受け返ることができまし、このようし、「大り情間内であったにも振りかず、再第返封 1200円を支払わせられることになりまし、このように、大り情間内によりなのことでもあることになりました。このようにより抱いなかった場合に関心といるでは、日本の主に対している。 と下記をは、大り情間内であったにも振りかず、再第返封 1200円を支払わせられることになりました。このようと、大り情知人なかった場合に関心と関いませらないでは、日本の主に対している。 と下記をしている	せ	○原容統法施行課別(日成10年原生金合第4号)第10条の規定に基づき、原生が増大形は、原容額は結に合称しる自己的経過を欠けするのとされて対し、原容部別形を受けたらせて多れ、原容部法規形の22年 は海宮23年別で変えり延留部舗法施行規則第1条の規定に基づき、原生労働大臣に申請し、その免許を受ける必要があります。 ○美容額法施行規則「平成10年厚生合資力で引力。第19条の規定に基づき、原生労働大臣は、美容額は禁に合称しました。自動は上衛行・衛祉を受けるとなった。 ○美容額法施行規則(平成10年厚生合金のとされており、美容額法施行を受けるとする者は、美容額法(明初22年度)を表した。自動は一般に一般に一定の規定に基づき、原生労働大臣に一種に、その免罪を受ける必要があります。 ○理容明故及び美容額法施行規則等1条の規定に基づき、原生労働大臣に一種加、その免責等表は、保管の認定が展示を必要がありませ、実容額法施行規則等1条のと定じ、保管の表述に一般に、その免責を受ける必要があります。 ○理容明故及び美容額法施(以下「国家政政上で、)、「同日・古試験表理といて同意等及び美容ののは基準表地(以下国家政政上で、)、「同日・古試験表理といて同意等及び美容ののは、基づき、原生労働、本臣の指定を受けた公益制団法人理容額表容額は執得をセンターが行っています。	- 理報新注賞2条、第3 条第4項、第4条の2.2 第5条。形象の2.2 第5条。形象の3.2 第5条。第5条。第5条。第5条。第5条。第5条。第6条。第6条。第6条。第6条。第6条。第6条。第62.3 第62.3 第62.3 第62.3 第6条。第6条。第6条。第6条。第6条。第6条。第6条。第6条。第6条。第6条。	○国家試験は、理容勝異成施設及び美容勝異成施設において理容解及び美容勝になるのに必要な知識 び其能を修得した者が、理容飾及び美容師の免許を取得するに思り名知識及び技能を有するかどうかを判 定するために行うものであり、合格証者は国家試験に合格したことを説明するものとして交付されるもので す。 ○国家研修的表が美容勝多的は、国家法験に合格した者が多し、で理察及び棄実を行うことを可能とする。 の本め、免除は、国際政政(事業を使いて国家政(事業の変を通ごに行うことができることを与な ともは、無免刑による営業を助止するために、免料に関する事項を理容師名簿及び美容師名簿とは 付するものです。 ○このように、国家政政の実施及び合格証書の交付と、免許の付与及び名簿への登録は、それぞれ異なる 行政目的に基づき行われるものであることから、定策に対応することは協議です。 つまた、国家政策の合き他省(第4回開家政策協会者等以下35人)からの申請力して、申請者の配業事 や落付書館の確認、免許証の仲成業務等に一定の期間を要することから、合格免表と同日に免許証を交付 することは個題です。	t 120

#.0	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案	秦 a	Art els utu	所管省庁の検	討結果	Ę.	ワーキング・グルー
借与	検討要請日	回答取りまとめ日	灰余争坝	従来の具体的内容	主体	本 P7 1	管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
404	令和7年1月23日	令和7年2月18日	療養費における治 用度製品装員の基 準額見重し	装具ルディメイドは、保険局医療 関は健康保険法のもとで活動用装 まを管轄し、近年、健康局際等機構を 大きで解し、大きな機能を では機能長を容解しているが、治療用総 力は構装表現を対象が基準能を囲まっ の設型品についるが、治療用総 対域を を を が変数によっているが、治療用 と が を が を が を の変型 を の変型 を の変型 を の変型 を の変型 を の変型 を の の変型 を の の変型 を の の 変型 を の の 変 を の の 変 を の の 変 の の 変 の の 変 の の を を を を を	ものとなっている。発展したで一物二番となっている。 設社団このため、保険局医療課においては、義政装具土資格を持つ職員を配置する等医療における義政装具の問題をよく理解 人口工団と、同一個格算定を採用し、一物一個になる体、社会・接援機関書保護権性部の補援表の算定基本額を適用する 世界景	日本 芸典 厚生 会法 団本福 具・生 援用	生労働省	治療用装具については、患者が事業者(儀技装員士)に対して支払った装具購入費用の範囲内で、保険者が、法格常が分)添かる 療養者の支給そ行うことになっております。また、保験者が帰養者の支給決定を円滑い行えるようにするた の、産業者の支給対象とすることが適当と認められる既製品の治療用装具についてリスト化し、基準価格と 変わています。	対応不可	滞息用途見に係る産業別については、高点保険制度の中で発売又は発展の治療連行上必要が場合者にお 前されるものであり、保険者等というた関係者の変更と指定えながら利度を選択してもなどろです。このう 配金保険能会、治療用業産産業費を計画門を負金において、基準価格のかが等に振する特別が必要から でおり、使用に検討すると考えていた。それに中力器を負担の増加等も設まえてつ事門支員等のご意見を伺いな がら、(機工機材すると考えていた。それに中力器を負担の増加等も設まえてつ事門支員等のご意見を伺いな また、治療用業具に係る産業費について検討を行うに当たっては、専門委員会等において治療用業具の情報 また、治療用業具に係る産業費について検討を行うに当たっては、専門委員会等において治療用業具の情報を記 者等のご意見を行か続け機能されており、変員上の制かがあるが、限制金で治療用業具の情報をに関す 者等のご意見を行る時代報定とでおり、変員上の制かがあるが、限制金で治療用業具の情報を記る機 けった。	
405	令和7年1月23日	令和7年2月18日	241116239[1/4] 不動產金犯規則における関連の丈夫 で用金加速を原発 現土するよ	を完了する」とあ。/10年以上前から「丈夫な用紙」である必要性はなく、過剰な規制になっている。/申	ー手続を明示し、「文夫な用紙」規定を残せばよい、ノどんな文夫な用紙を使用したとこうで、何十年と保存していれば、 穴を削げて銀じている個分が地域れてくら、イニカして製画の多なを含ませる手段が製画のコンピュータルであったはする。 を受けるできない。人は名者は記録を対しても、アニカして製画のようなと含まれている。 を受けるできない。人は名者は記録を対しても、アルカレスを表しての申請用書である。イオに、用紙の機能についても、パインペースによる後に関連がある。大きに、再紙の機能についても、パインペースにおいてもの思えない。「単語の機能についても、パインペースに認定も多数がは1は5月日末日本の多まない。「中間のおから使用させる。イオに、用紙の機能についても、パインペースに対しる姿がない。関節の開始サイズについても最初な影響がも、伊生のから、アとちに、構度さ ないように、パインターに関しる姿がない場面の用能サイズについても最初な影響が、中間である。イオに、用紙の機能についても、パインターに関しる姿がない場面の用能サイズについても最初な影響が、日間とあった。イスには、日間とないでは、日間とないでは、日間とないでは、日間とないでは、イスについても、日間とないでは、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間では、日間	登記 法務ロン	務省	土地所在図、地種測量図、建物図面及び各階平面図などの各種図面は、日本産業規格日利四番の丈夫な用 総差用いて作成になければならないこととされています。また。各種図面は永久保存とされているところ。提出 本元を発展面を運動的設計に記録に、保存れたとさせ、直接図面を申申書館つり込み様につうり込みで、ままった。 ままった。各種図面を運動的設計に記録に、保存れたとされ、直接図面を申申書館となっています。 ととされており、その場合の保存期間は、電磁学記録に記録して保存した目から30年間とようないます。 4条型3項、第77条第 作成となければらないが、土地・建物状況その他の事情により当該幅尺によることが連当でないとされ 第00条型2項。 第00条型2項。	用紙に関 対対 総内に引 する件】可 関 する件】認	制度の限状に配置したとおり、管温的を貸にを貸して保存した各種図面は、30年という長期際にわたり参数 所に保存するため、少ななとしその開間に終入場合用紙によることが求められているため、各種図面を「丈夫 なお、各種図面を日本産事業権の対回者で作成していまた。のの場でを増加したまま、記号を なお、各種図面を日本産事業権の対回者で作成していまた。のは、その場所を増加したまま、記号を である。というないでは、また、日本の場合では、これでは、これでは、これでは、 事態図面を反とを 平面図の部分による。他のでは、また、これでは、これでは、これでは、 財産を 財産しているものではありません。	
406	令和7年1月23日	令和7年2月18日	医師の薬象の労働時間通算について	大島分の医師が兼業を行っていますが、厚守省の接触は全難種一様、原守省の接触は全難種一様で医師の実際に合っていません。病 かて現実的がないできるよう。なの ような 野屋 を添かいてきる。なの ような 野屋 を添かいません。 第七十年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	本件、色々な行政機関や相談機関から、ご指摘等いただいていますが、次のように現実的となっていません。 行政から、非常製圧制について、企業分常製法を含めた労働時間の遺算を行うよう指導をいただ(場合があります。この ことについて、必約相談機関に無なしたところ、最新付けがある以上、難してくも無罪人とや制助をの服務機関に取り強く もし、そのようなことまのらなら、医師本人や累別先展限に対し、中告等を義務付けるしかないと思いますが、明らかに 過剰に規制です。 是条製製の状态をしかが見報えていただき、「提案の具体的内容」に記したことを実現いただき、適切な規制、運用を 行っていただくよう要望します。	. 厚生	生労働省	労働基準法第39条第1項により、到意、募業があった場合には、労働時限を通算することとれており、事業 海を担こする場合とは事業主を観いする場合を含むとされています。何取2025年3月1日付け基金額780 号、そのため、記録・募業をしている労働者の各を担宅し、自らの事業制における労働時間制度を基に、他 使患者の事業をはよける労労労働時間・死害労働時間にこいての労働者のシの自ち等によります労 機契約の特核の未扱の側に所定労働時間を通算は、次に所定労労働時間を通りにより、妻子 の提着の事業を担ける労労労働時間を通り、次に所定労労働時間を通じた。 たとによって、よそれの事業権での所定労働時間・死害が動物間を選出に、党職時間を拒担した。 で、労働制制規格と通子し、期間対労働の制制資金を支払力の受がの対す。 で、労働制制規格と通子し、期間対労働の制制資金を支払力の要があります。 のよれ、影響機能においては、他の機構型に対し着数を予定や労働制限を提供さたがのルールや 手続きを明確化したとて、労働時間の上限規格を遵守し、時間対労働の制制資金を支払力の要があり、ま た、各医額においても、各医を機関に自らの労働時間を適切に申告する必要があります。	対応不可	質・安全の積保された医療を持続可能な粉で提供されるためにも、医師の労働時間の適切な把握を選出 て、労働時間規制が近年され、流加的重素確保計置、勤務網インターバルの確保等が増化られることが重じ そのためにも、それぞれの医機関において、他の医機機関における服务学を分別時間を開催と程度するため のルールや手基を管理化し、日々の労働時間を担切こます。なる要があります。(1、2 について、 また、適切な労務管理を関係し、日々の労働時間を選加、重要事する必要があります。(1、2 について、 に 1 前条・業条の促進に関するガイドラインにおいて、労働契約の結構の先後の間に用定労働時間を選集 ・ 1 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に	et i
407	令和7年1月23日	令和7年2月18日	増え続ける不登校 小中学生に対して、 公的な通信を サービスの提供を 念で実施すること	最高教育を円滑に向けることは重 要なので、公的は遺信教育サービ スの提供業務を実施することが の表です。一学生、過去最多の 144万人、文林会課へ 令配近年度 児童主徒の問題行動・元数を考生 使用導しの諸課題に関する服素結 果の概要 - C-E-LT https://edu.watch.mpress.co.jp/do cs/news/1636116.html	機務教育を満足に受けられない国民が多数生じると、社会を推論していてことが困難になることも考えられるからです。 個人	. 文 ·	部科学省	不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援を指進する疑点から、IOT等を活用した学習活動を効果的に取り入れていてとは必要と考えており、現行の制度化においても、多くのか・中学校において、児童生徒一人人に配議されたの・クラレッかなどのIOT機器を活用し、技業配信も含めた不登を児童工徒に対する学習活動での支援が行われているところです。 また、一部の支援が行けれているところです。 また、一部の支援が行けれているところでは、「アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・アルス・	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

番号	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提家理由	提案	所管省庁		所管省庁の村	食討結果	<u>.</u>	ワーキング・グルー
留写	検討要請日	回合取りまとの日	従来争填	近米の共体的内容	泛术理由	主体	加官省广	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
408	令和7年1月23日	令和7年2月18日	入札制度における予 定価格の価格のみ	公的機関では入札に際して市場調査に基づき予定価格を決定するこ が定められています。その予定価 格の決め方について、価格のシスト 基づく決定の仕力が場所しているこ の登録を、・機能に価格がは雪に しる行政サービスの質の低下が起こ こっています。予定機能について、 最低機能とするのではなく、標本幹 な場合を表示する。 では、 を表示する。 では、 を表示する。 では、 を表示する。 を表示す。 を表示す。 を表示す。 を表示す。 を表示す。 を表示する。 を表示す。 を表示。 を表示す。 を表示す。 を表示。 を表示。 を表。 を表示す。 を表示。 を表。 を表示す。 を表。 を表。 を表。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	本市場合所の選定など表 ・ 銀行の経路のの選定など表 ・ 銀行の経路のの表 ・ 数量・銀行財間の考慮 ・ 数量・銀行財間の考慮 3. 想定される効果 ・ の現塞を実施することで、以下の経済的・社会的効果が期待されます。	個人	财務省	ご記載いたといた接限法令の対象である頭の機関において、予定価格は、国が契約金額を決定するための基準となるものであり、予算支票及び会計や第30条第2項において取引の実例価格、業務の状況、設行の開助、数量の多事、履行期間の表面等を考慮して適正に定めなければならないと規定されています。	予察決算及び会計令 (明和22年動令第165 等)第60条	現行制度下で対応可能	ご記載いただいた根拠法令の対象である語の機能においては、予決令第80条第2項により、予定価格は、別別の実施価格、需給の状況、限行の雑品、数型の多等。限行期間の長知等を考慮して直正に定めなければならないことされており、これによって、提集の内容は常に実施されているものと考えております。	į
409	令和7年1月23日	令和7年2月18日	戸籍証明書の広域 交付を利用する際の 本人確認書類の拡 大	戸籍証明書の広域交付を利用する 類の下人庭証書類といて使用できる 金額について、戸籍法部行戦 1条の2第2号イの書類を加える。	現在、広域交付を利用する際に使用できる本人確認書類は、戸籍法施行規則11条の2第1号の書類(運転免許証やマイナウールなどに顕定されている。 イナウールなどに顕定されている。 は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	個人	法務省	戸籍法第120条の2第1項第1号に基づく戸籍証明書等の請求(いわかる広域交付)の際の本人確認方法 は、戸籍法能行規制第11条の2第1号の方法(国又は地方公共団体が発行した額写真付きの身分証明書を 提示する方法)に限定されています。	- 戸籍法施行規則 第73条の2	対応不可	本人種語方法が簡写真付きの身分話報書に限定されているのは、本籍地以がの用店町村において戸籍証 明書等の文付を行う場合、一度の手機により広範な戸籍証明書等を取得することが可能となるため、プライ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
410	令和7年1月23日	令和7年2月18日	戸籍証明書の請求 をする際の本人確認 書類の明確化	規則11条の2第2号イメは同号口における「その他市町村長がこれら に準ずるものとして適当と認める書類」に該当するか明確にし、市町村 に周知する。 また、住民票の写」や百算附票の	窓口で戸籍証明書の交付請求をする際に本人確認書類の提示を求められるが、市町村ごとに使用できる書類の案内が 実なり思っても。 「トキャッシュカード」及び「基礎機関を行の診察券」については、雨客村のホームページで使用できると 書かれているところと、使用できないと書かれているところが多り、対応に著意している。 実際に影響を一般が使用できる市日もあり、本人認定書館、ついて金融の一の取り扱いとなっていない印象を受ける。 「登別書の匹域交付など新規の取り組みが行われている中、法務者として、市町村に対して取扱いを改めて開始すべきで はないだろかか。 また、これらの書類は住民票の写しや戸籍開票の請求では本人確認書類として使用できることから大変分かりにくい。 近くないだろかか。	個人	法務省	本籍地の市区町村長に対して行う戸籍証明書等の請求の際の本人種認方法は、戸籍法施行規則第11条の 2において変められています。 このうち、「報金庫」、「キャッシュカート」及び「医療機関発行の診察券」については、同条第3号「「国民機 環保験、個理機能、耐負税率しては力・情報等の機能を考定、共享組合設定、現代本会、原文年金保険の「 (は高度機能)、任命を宣言者、元本を書き、元本を与なしては参加を表示。 手腕体系のの分を指求する事品が の他市町村長がこれらに幸ずるものとして適当と認める書類」に該当するものと考えられます。	戸籍法施行規則	事実領認	「残金温機」、「キャッシュカード」及び「医療機関発行の診察券」は統一的に仕様が定められているものでは、いことから、一律に取り扱うことは国質であり、授者された書面をもって、氏名及び住所では生年月日/戸指述所であり、の、「その他の中では全を含むを書面することになります。 でひため、「その他の中では、大きな、「本の他の中では、「本の他の他の中では、「本の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他の他	
411	令和7年1月23日	令和7年2月18日	戸籍証明書の請求 をする際の本人確認 書類の拡大	戸籍証明書の交付請求をする際の 本人権認着類に関いて、戸籍法施 行規則別表第一に「無人執空機操 報者技能証明書」を加える。	無人就立機接続者技能証明書(いわゆるドローンの技能証明書)は今和2年来から制度開始されたものである。 同証明書は、氏名・生年月日及び住所が定鑑されたものであり、誤写真もあることから、戸韓法施行規則11条の3において確認を要する事項も満たしていることから、是非この証明書も戸籍証明書の請求時における本人機認書類に加えていただきたい。	個人	法務省	本種地の市区町村長に対して行う戸籍証明書等の請求の際の本人建認方法は、戸籍法施行規則第11条の 2において定めたれています。 「書人航空選接報者社施証明書」は、同条第1号及び同号を受けた別表第1には規定されていないことから、 同証明書のみでは本人機能方法の方法としては認められません。	戸籍法施行提別	検討を予定	「無人航空機械報告技能証明書」を、戸職法施行機則第11条の2第1号に定める書類とし、同証明書のみ 本人務施方法の方法とい定めるためには、同証明書が第1号に定める書類と同程度に本人指版書類として の証明かを有すると認められる必要があることから、他事務における取扱い等も参考にしつつ、検討します。	Die.
412	令和7年1月23日	令和7年2月18日	戸籍証明書の郵送 請求をする際に旅券 (パスポート)を本人 確認書類として使用 できない首を明確に すること	一号(出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号	近年発給されるバスポートには住所が記載されておらず、戸籍法施行規則11条の2第5号イに掲げる証明書に記載され た住所地への証明書の当付をする方法をとることができない。 そのため、実者としては無券を搭送請求の本人報記書書としては使用できない歌歌いとしているが、戸籍法施行規則上 は無券を提用できるが、戸泉でしまり。 実際、前町村のホームページによいて報道連水の即に兼券が使用できると案内といるところもある。 したがって、行政側の事務連続レイルではなく、希やを改正して開展によって分かりやすいものとすべきと考える。 また、誤った案内をしている市町村に対し、記載を改めるよう物質いただきたい。	個人	法務省	本籍地の市区町村長に対して郵送で行う戸籍証明書等の請求の際の本人搭認方法は、戸籍法施行規則第 11条の2第5号において変められています。 同場において第一号記しは第二条では割ける書類のいずれか一以上の写しを送付し、当該書類の写した 記載された認法所を戸籍謄本等を送付すべき場所に指定する方法が規定されているところ、規奈は同条第 1号に掲げる書類ですが、実務の取扱いが被一されていない状況です。	戸籍法施行規則 第11条の2	検討を予定	実務の取扱いが統一されていないことから、郵送請求における旅券の取扱いを定め、周知する方向で検討します。	

# C	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	所管省	ند بد	所管省庁の検討結果	Ę	ワーキング・グルー
世石	検討要請日	ク 回答取りまとめ日	灰余争坝	提案の具体的内容	佐永 理由	主体	所官官	1/7	制度の現状 該当法令等 ^{対応の} 分類	対応の概要	る処理方針
413	令和7年1月236	3 令和7年2月18日	戸籍証明書の本人 確認書類について 精神神障害類について 社子帳を追加する。 と	本人確認書類に関して、戸籍法施 一行規則別表第一に「精神障害者保	現在、戸轄法施行機則別表第一には、陸がい者際係の証明書として「身体障害者手帳」及び「療育手帳」が記載されているが、精神部がい者の手帳については記載されていない。 身体及び知的の障がいに関する手帳を掲載しているのであれば、人権の報点からも精神についても載せるべきであると考える。	個人	法務省	. 2 [本員他の市区町村長に対して行う严軽証明書等の譲求の際の本人確認方法は、严結法施行規則第11条の 2において定められています。 「精神障害者保証福祉手帳」は、原条第1号及び同号を受けた別表第1には規定されていないことから、同手 額のみでは本人確認方法の方法としては認められません。	御指摘を踏まえて、「精神障害者保健福祉手帳」を、戸籍法施行規制別表第1に追加する方向で検討します。	
414	令和7年1月236	· 令和7年4月17日	241130248(2/4) 当権は対象配のオ ンライル申請と を名称できるように する	原因証明情報が存在することを証	一二れた同様の論理でPDFを省略できるのではないか? / たとえば弁秀を原因とする秘当権技術では、被担保債権の消 間により、総当株人付款性により消乱している。 / すなわち、被担保債権が消滅すれば、実体的権利である抵当権人付款 性により消乱し、手持続に急りできなぐる。 / ここに登回で駆けがあるたとして、それは無く意思でが当場自構造の事 対抗関係とは関本的に異なる保護で、を認めたまではなく、等後で基準の事業を生のた後でその効力を含することにな る。 《債務官に機能変の急却がされる。 イルス またいまない (海水・基地の事業を生のた後でその効力を含することにな る。 《債務官に機能変の急却がされる。 イルス またいまないという。 (大きないまない (海水・基地の事業を のを限しているがなどまない / つまり、受し 間時点での参照に関係時候が存在しているかはどうでもよく、(境権譲渡通知より場と)・再がされたのではない」という 「場合の主義を必要がありれれなよい、人か、意思に関係権でに設守するの事業のの意との事業を手 する経過権は消費記を一重要変を特別とした手能で終する必要はなくスナンライン申請所に登記を回旋を開始機ののFDE する経過権は消費記を一重要変を特別とした手能で終する必要となる。	商業登記 ゲンロン	法務省	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	権利に関する登記を申請する場合には、法令に消疫の定めがある場合を除き、その申請情報と併せて登記 原因を証する情報を提供しなければならないとれています。 振当権は非常をのオンライク申請には、派付情報として作成者の電子署名がされている登記原因証明情報 乗せ技が必要とはすま。ただし、ことのの必付情報が書面で作成されている登記原因証明情報 乗せ技が必要とはすまったとし、ことの必付情報が書面で作成されている場合には、当今の限、当該 電影を選択に送出でいます。 電影を選択に送出でいます。 であることができることときていまずいかから特殊が (作成者の電子署名は不要)の提供が必要となります。	いわゆる特別方式において登記原因証明情報のPDFファイルの提供が必要とされているのは、登記申請 の時点で当該申請の登記原因が生じていることを確認し、登記の真正を確保するためてあり、指当権の抹消 の登記でも同様の放抵いそする必要があるため、郵提案に対応することはできません。	
415	令和7年2月20日	· 令和7年3月18日	狂大病ワクチン接続 関隔の規制緩和	現行法令では、年1回の飼い大へ の狂犬病や防注射が襲勢付けられ、 1950年の間法制突線と提出、現 在、検索機関の確立なども別、ま が間は世界でも数かない牡大病清 等間となっている。そのに、免疫が が間は世界でも数かない牡大病清 等間となっている。そのに、免疫が はず0%の損糧率があれば利える 記述もあることが、現本情でした。 起述もあることが、現本情でも 起送もあることが、日本情や防注 様を2年に同じそっこを提案で もたらなった。 もたらなのようでものは、210年 もたらなのようでものは、210年 もたらなのようでもない。 は70年 ものは、210年 ものは、2	現在、日本では予防注射の最務化、人国時の特金制度減立等により圧大病が壊滅されている。 最近の第次において、予防注射の抗体部分とつ4年ほど持つ可能性が高いとの変更も加せいる。 は、金国では他な390万円の利用者の賃用負債制度がある。 は、金国では他な390万円の利用者の賃用負債制度があるが、自治体による側いは一の通知や集団接触会場の確保費用の 無限金数かれば、自由で具有一分の加減の数据が基本がある。 は、金国では他な390万円の利用者の賃用負債制度がある。 日本大病予防法における課題の由出に関する研究・有犯年度厚生労働料学研究費補助金(新興・再興感染症及び予防接 日本大病予防法における課題の由出に関する研究・有犯年度厚生労働料学研究費補助金(新興・再興感染症及び予防接 日本大病予防法における課題の対象が表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表	個人	厚生労債	黝省	狂犬病予防法では、国内での狂犬病の産生の予防や求ん甚を防止するために、犬の所有者に対して、所有 年法律第247号)第5条 年法律第247号)第5条	現在、国内で承認されている狂犬病予防注射は、活付文書において前回注射から約1年経過した犬の有効 抗体保有事しか売されていないため、現時点で接種問局の変更を検討することは困難である。なお、今後、2 年以上の間隔で接種するタイプの予防注射が国内で承認されることがあれば、見直しの余地がある。	
416	令和7年2月20日	1 令和7年4月17日	サブリース業者の村行の取り締まりにつ	サブリース物件に入居をした場合、 退去物に運動が取れない。原状回 使用用などを高額開来されるケー スが多く見られまります。サブリース等 者としての参談がありますが、登場 をしての参談がありますが、登場 が、また、宅地健物取引は一等の原 格についてもなり能となっている。 特にのいてもなり能となっている。 サであることの形形。及じずであることのは、現まの の影響機能を対しななど、している。 世代人民間である。 世代のは、 世代のは 生代のは 生代のは 生代のは 生代のは 生代のは 生代のは 生代のは 生	買貨物件を退去する際に、管理会社と連絡が取ることができず、やっと連続がついたと思うと、出て行くのは借主の勝手 で何度度主が対応としなければならないのか。という理由で戦にを対えらない予事が失生、実施として、各種主は消費性 だかとか、一次の地震制、影響を、高性を下っており、最終のはこれ等生きを担めるもの動きた・男子生におります。現 になった。これできないということは、その構造を利用し、好き無手作動ができる会社機能が存在するということです。 関も断したができないということは、その構造を利用し、好き無手作動ができる会社機能が存在するということです。 できるも効け場所する高熱、もくはる理慮実は重要事実現時間の中にサブリース物件であることといっかりに開始さ せると、契約制サンプルを未然にあることが考慮する。そのようという、というに関助さ せると、契約制サンプルを未然にあることが登まがあることが、今日というに、物件オーアーを検索するが良ら手薄 世末の実現がされた場合には選長が安心して生活を定ることができる社会へ一多新進すると想定しております。	個人	国土交通清費者所	通省	質賞住宅の管理については、事業者による質賞住宅の管理業務の適正な選業を確保するとともに、サプリー スカ式においてオーナーと事業者が締結するマスターリース製物の適正化に関るされが、令和3年6月に「賃貸 住宅の管理業務の適正化に関するはは「以下「賃貸住宅管理業長上や)が完全無行されました。 質なは宅管理業法には、賃貸住宅管理業者やサプリース業を(特定知貨業業者)に対して、契約締結前の重 業事実限別中へ受助経済の書面交付等の重務づけ、サプリース業を(特定和貨業業者)に対して、契約締結前の重 業事実限別中へ受助経済の書面交付等の重務づけ、サプリース業をに対する不治勧誘・PBアン会の選上 表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	国土交通省では、賃貸住宅管理業法に基づき賃貸住宅管理業者・特定転貸事業者(サブリース事業者)の指導監督を行っており、法国を思考地に、増替の地方整備局等において当該基者に対して必要な確認・別形を行っているところです。 例えば、サブリース業者がサーナーへの必要な説明等を実施していなど、賃貸住宅管理業法に基づら明えば、サブリース業者がサーナーへの必要な説明等を実施していなど、賃貸住宅管理業法に基づきの保証を受加した場合は、国土交番名して賃貸住宅管理業法に基づきの要を実が見ていて扱います。 を実は別を行っておいます。 また、サブリースを能に及ぎるが内容を要加した場合は、国土交番名して賃貸住宅管理業法に基づきの要求が見たでするといましてましておいました。 また、サブリースを能に及ぎるがには、サブリースの仕組みについて中分に理解したうえで契約に認めるよう、契約の削り入事に対していておいくを対した。 また、サブリースを能に及ぎるがには、サブリースの仕組みについて日後にカーブレーンルン及びチランを用券者庁と作成(用加しているところです。 ・ 定計を始め引きまたよれて、完計を施め引き者と、賃貸の契約を経りするに当たり、宅は建物を引きまた。 ・ 定計を始め引きまたよれて、完計を施り引きまた。賃貸の契約を経りするに当たり、宅は建物を引きまた。 ・ 定計をから作用を行っていてが必要がありままた。賃貸の契約を経りするに当たり、宅は建物を引きまた。 ・ 定計の所名者や賃貸人の氏名その他の主要な情報について説明することとなっております。	

- 平口	所管省庁への		担实支援	担実の見けが中央	根本期本	提案	er atrolo	la prin	所管省庁の検討結果		ワーキング・グルー
音写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省	пт	制度の現状 該当法令等 対応の 分類	対応の概要	ブにおけ る処理方 針
417	令和7年2月20日	令和7年3月18日	経済産業省 電気音 品質会法 登積機 通過 選集中における待ち 開朗	目 委員負担の明瞭化企費用の見直 し指導 電気用品安全法 登録検査機関の の指導を 新たらに監督を行うでき を発展した。 ではなるが、大手下足により登録 ななるがよった少さを登録機関が、大手下足により登録 ななるがよった少さを登録機関が、大手下足にあり登録 での毎格競争が起こる制度作りな じ。また、人手不足の許令、登録検査 機関額手の体制の見直に登録検	電気用品安全法・煮穀検査機関が特定の機関(衰機関)のみであるため、先進技術の機器の輸入販売を行う際の検査受験の助打になっている 登録機関及び同等の検査でける場所の増加を対している。 登録機関及び同等の検査できる場所が表している。 現在、登録経過機関が少ないことで基内が表している。 現在、日本の自動を機変しているが、日本の主なり、日本の主なり、日本の		経済産業	東省 まれ	電気用品安全法(以下「法」という。)における登録検査機関は、法第20条第1項に基づき、適合性検査を行お 力となるるの申請により登録することとつており、2025年2月末時点で、国内時間見、外国/機関の計・6個 配となるではずえ、 これらの登録を推構関は、ECEE-CB証明書を適合性検査の際に活用し試験を一部本語する等検査業界を 効果的に行う取扱を行っています。 また、服務産業者は、法の性能基準を素において、国際規格に再現した。15を整合規格として採用し、整合規 が必可能 が必可能 のお、終末を用、検索が当については、受診検査機能が実際において発命に起じています。これにより受 整定機関の「多にやいこれでは、空診検査機関が実際において発命に起じています。これにより受 意能を機関の「多にやいこれでは、空診検査機関が実際において外の提供や価格競争の受差に資す るものであり、登録検査機関の利用者の利便性の向上につながっています。	登録検査機関としての新規登録の申請があれば、適切に対応していきます(直近での新規登録:許年11月 UL International Limites(外間登録検査機関))。	
418	令和7年2月20日	令和7年3月18日	スピードメーター 基準 数格化	スピードメーターの事検基準で許容される誘差範囲を縮小する。	スピードメーターについて、事核で認められる脳差範囲は25%を超えて非常に不正確である。これにより、連転者は正確な 速度生むることができず、洗浄や無難な追い様との原因となっている。こらに、自動運転やドライブレコーダーにも影響し からえない、国工会者はアプウ化と発音はできないません。 でいるが、もっと効率的かつ正確な検査方法に改めるべきである	個人	国土交通	がく むもげ	車接背の検査は、限られたスペースと人員の検査コースにおいて、多くの車両を損次・効率的に検査するペ く、受着省自身において、当該車両を運転し、ブレーキ検査、スピードメーター検査、ヘッドライト検査等を選定 通路速速車両の度安 機能により行ことされています。このは、スピードメーター検査においては、発尿室間に定能のとおり、受 基本事項6条「速度計 検査が単純に運転することから、支援者自らアクセルを指か、スピードメーターが48mによった機能に受験者 等がから少と押して合脈を行う方法で、速度計算機械で測定した速度との協変を検証する手法となっています。	・ご提案ありがとうございます。 ・物度の現状のとおり、スピード・クー等意においては、限られたスペースと人員の検査コースにおいて、多くの準備を施火・効率的に表するべく、現在の検査方法が場所されていることです。 ・機変で見利用の説明を自分使性にて、専用に構造される連合が中で変更を可能な思り正確かつ効率がに構造するべく。現在の検査方法が場所されています。 ・のでは、現在の検査方法が場所されています。 ・のでは、現在の検査方法が場所されています。 ・のでは、現在の検査方法として、今後の技術の進歩等により、検査に提用可能な方法がないか、引き続き注視してまいります。	
419	令和7年2月20日	令和7年6月20日	刑法175条の廃止、 もしくは改正	で規則する認法であり、平志に改止 若しくは廃止されなければならない と考えています。少なくともわいせつ な文章や画像、データの開係し所 規判をとなってきないをです。公と陳列す る行為については、それは議論を 行う方々や他の方々の意見に任せ たいと考えます。法務省は刑法175 会性性道能などを守ることに繋がる	制法17条の廃止、売しくは改正が実現し、規制が緩和された場合に想定される4リットは以下のとおりです。 「最人消費の増加とアダルトド海の更なる活性もに繋がる。ご母知のようにアダルトはコンカ・アニ・メーニなどの次元 「最大消費の増加とアダルトド海の受える活性もに繋がる。ご母知のようにアダルトはコンカ・アニ・メーニなどの次元 では、大きないないます。 「おいます」では、現場開造して生そゲッな技能とようまで、ないる角度も拡大が必要を有とまる。その中で制法17条件でしながませた。「おいます。「最大消費が大幅に関加するだけでなる最大作品のリニューアルなども行われるため企業の活性にに表がます。「最大測量が大幅に関加するだけでなる最大作品のリニューアルなども行われるため企業 スます。 スナラーストルーストルーストルーストルーストルーストルーストルーストルーストルーストル	個人	法務省	right.	番号88の固省をご参照ください。		
420	令和7年2月20日	令和7年6月20日	刑法175条廃止また は基本や規制範囲 の明確化	(地理的要件)や規制範囲(何がわい せつ物に当たるかと明確化する。 日本では禁止されている作品であっ ても、国外の顧客に向けて販売する ことを合法化すること どのような作品が規制対象になる かを明確化すること。また刑事罰を 遠隔する前、変色かじとなら利率を	産業振興の報点から刑法175条を廃止することが望ましい。 日本のアダルトビデオは誤除的にみて事業に終争力のある商品であるが、本法律のために輸出競争力を失っており、海 がで挟ま75条によるその品が制作を売たれているものと競争できない、最低級、輸出用に添りへのインターネット配信を 含む)に関しては、本法律を適用しないことを明確にすべきである。 現在は本法律の規制対象が、あまりにも抽象的であり、累形法定主義の報点から連塞無数である。アダルト作品の制作 者はつおに接換の免徴におびえており、人権管書とおより表別の自由、自然の自由の侵害であり、連塞無数である。	// _	法務省	9	番号90の回答をご参照ください。		
421	令和7年2月20日	令和7年6月20日	刑法175条の再検討 と摂制緩和に向けた 具体的議論の実施	令和6年度 規制改革 規制改革・行政改革かけん(検討要用車目の限 政党革かけん(検討要用車目の限 が高かの規定が仕事で、技術 の機計等であり、現時在では保証 以下の点において再検討の余地が あたる力えず、の機 は下ののにおいて再検討の余地が あたる力なが、の機 は英の環境性 2、関時点でも保護に関する止する 規拠の不在 規拠の不在 引助にたると概要に対する。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	見られるわけではありません。 3時代に即した法改正の必要性 刑法175条は1907年(明治40年)に制定され、当時の社会状況に基づいて設けられたものです。しかし、インターネットを	個人	法務省	op.	番号85の固落をご参照ください。		

#0	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	所管省庁	所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
世写	検討要請日	回答取りまとめ日	旋朵爭埧	従来の共体的内容	泛条理出	主体	所官省厅	制度の現状 該当法令等 ^{対応の} 分類	対応の概要	る処理方針
422	令和7年2月20日	令和7年3月18日	農地法第三条の三 第1項の相続による 所有権軽軽に伴う場 出の廃止	第1項で定められている、年1回以 上の固定資産課税台帳との照合の	法務局からの通知によるため、正確な情報が得られるため、農地台帳を早く正しく更新できる。		農林水産省 法務省	最地又は採導散牧地について所有能の移転等を行う場合には、原剤として最地法第3条第1項に基づく 乗身員会の許可を受ける必要があります。 一方、相称だは農業委員会が許可を提供でない。環地等の種利移動については、種利取得者は、選連 なく、農業委員会にその旨を届け出る必要があります。	農地法第3条第1項に基づ、農業委員会の許可を楽しない相談等による権利移動が行われた最他について は、その選正時間が担保されていないとかか。現在書地である業然はか高く。また。最地の所有者の把握に 別能を実し、今回返用料度機能する間隔しまで調かなどことが概念されまた。ま地の所有者の把握に 開催を実し、空間返用料度機能する間隔しまで表現をしたが整念されます。 観光を表現を対しましていたとしたもので表現をしまった。その発生の類度におわないの月以 門、農業委員会に選出を行うことを書材けています。 一級別、申録の手続にあるまでには制御を要するか、よが多く、意思所からの連知や、固定資産課金 では、上別時がからことが思うませます。 では、ことが開からことが思うます。 では、ことが開からことが思うます。	Δ
423	令和7年2月20日	令和7年3月18日	農地法第四条第43 おける意見聴取につ いて	高機法第四条第4項おける意見聴取を僕止する。	問題点 30アールを超えるものの許可に際しては、農業会議への意見聴致が義務化されている。しかし、同会議は月1回しか開催されていないとから、同会議で意見が決定されずに保護となると次の開催を持ちればならず、申請から許可までに要する問題がはいないとから、同意議で意見が決定されずに保護となると次の開催を持ちればならず、申請から許可までに要する問題がはいるとなった。申請して通道を予禁しては必要を指します。と、自己の実施を持ちないでは、自己の実施を表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないるのでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないるいるいでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないるいるのでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないでは、自己の表しないるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいる	での個人	農林水產省	農業委員会は、申請者から提出された農地転用計可申請審に意見を削して計可権者である都道府景知事等 に選出することとれていますが、3かを担え機能抵押については、その影響が広報部にあることから、意 及の作成に当たり、都道府無農業委員会ネットワーク機構に恵見を整からければならびいこととしています。	30mを超える規模の転用許可に当たっては、広域的な最地利用への影響を踏まえて慎重に審査する必要があるところ。ご問葉のように報道所無償業委員会ネットワーク機構の意見地形を場前することとした場合、支格量み場合で作業がの分割物により、市時中機を指数する機能を受ける場合ではないものが支援ではない。 一般	Δ
424	令和7年2月20日	令和7年3月18日	身分証明書など本 語誌でしか取れない 音楽がしかのぞらん とかしてほしい。	角分証明書など本指地でしか取れ ない書類があるのをなんとかしてほ しい。	本籍地でしか変れないというのはコストだから。	個人	法務省	身分証明書は、法令上の根拠を有するものではなく、本籍地市区町村が銀行的に①禁治産または専規治 度の意思の連組を付けていない。②他更の起記の基制を射すていない。③他電手板の開始(乗食料可等を 受けていない場合に関る)の連転を対すていないとと経験してきためです。 なお、①及び記ついては各種財産書を図水が建物で乗り付いました。 の条(年度12年1月7日最高数利所規則計1号による認正部のもの。))を利用して証明しており、②について は東京法衛を設定のいては各種財産制御を目がよる認正部のもの。))を利用して証明しており、②について は東京法衛を設定のする。 は東京法衛を設定をが年期地市区町付に対して行う通知(後更全記に関する命令第13条)を利用して証明 と行っています。	制度の現状側に記載のとおり、身分証明書は慣行的に発行されてきた証明書であり、その具体的な内容は 各所区時付において利能されるべきものであることから、本籍人以外にも発行するかを含め、一律な取扱いを 最熟付けることはできません。	
425	令和7年2月20日	令和7年3月18日	緊急時における石 等が提供されては 等が最大い機能 等の格式等工事の が に の 届出の 最出の を 化	耐火被覆材等の除去等工事を緊急	- 危険物等の測度が発生した場合、二次災害に拡大する前に迅速な処置により譲渡を停止する必要があるが、当該投資に石精等が使用されている能量材、耐火速度材等の施工が立されている場合、上途の規定によりすてに解体工事が出るいるに、4年には最近側を特定です。二次収貨・低水するためのあり、一次の規定によりすて、原体工事が出る「最高的の一般では、10年に、10年に、10年に大阪内袋助土地路内規則があるが、その第十六年のプレールの自由では、10年に、10年に対し、10年に、10年に対し、10年に対し、10年に対しては、10年に対しませ、10年に対しまでは対しまりに対しませ、10年に対しませ、10年に対しませ、10年に対しまりが、10年に対しませ、10年に対しまりに対しませ、10年に対しまりが決定しまりに対しまれませ、10年に対しまりを表現されませ、10年に対しまりを表現されませ、10年に対しまりを表現されませ、10年に対しまりを表現されませ、10年に対しまりを表現されませ、10年に対しまりを表現されませ、10年に対しまりを表現されませ、10年に対しまりを表現されませ、10年に対しまりに対しませ、10年に対しまりに対しませ、10年に	で石油化学	厚生労働省	労働安全衛生法等が条は、労働者について危害の発生のおそれが多るとうな理説物や機械等が事業場に設けられ、又は労働者の安全衛生を書するおそれのある生産方法や工法等が採用されることを事前に防止し、労働安全衛生法第20 円の場合の現実の原産を封することを目的しております。 同条第5項において、理整衛等に吹き付けられている石崎等又は石橋等が使用されて発達材、耐火循環材、同条第5項にあった場合では、日本の経済、引送の文は囲い込みの作業を行立事を開始にようせるとされ、その計略を自然性の問題の目の14目前までに・労働基準監督者に駆け出ることを建設業又は土石接取業に属する事業者に機務付けています。	労働安全衛生法第88条の緊急時の運用について、「労働安全衛生法関係の延電解釈について」(明和46年3月1日付付基条前46年。以下通過上けら、)において以下のとおり解除を示しております。ご提案いただい、主事業は当該所の影響に当てはまると考えますので、事業免生時には所能の労働基準監督者に指定が、一二・通過主義等 一二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
426	令和7年2月20日	令和7年3月18日	ポイラー等材料に係る場外接待適用の 拡大について	以上の安全な化学的成分及び機械 的性質を有するもの」の使用が認め られているが、実際にはASME材料 の中でも、JISB8201の解説表に記 載のある材料、又は特例許可を得 たまの」が認めた。アインは1、	- ASME規格の材料のうち「JISI:適合した材料と間等以上の安全な化学的成分及び機械的性質を有するもの」の使用が 認められているが、実際としてポイラーについてはよISB2201:2013 解放表1.解放表2(第一種圧力容器は JISS20252010解放表1、解放表21に配のあるASME材が認められている。しかし、よISA26MEで整合が扱れていない。 の同様であるが、ASME は24では、ASME は25では、ASME で整合が扱れていない。 の同様であるが、ASME は34では、ASME	看 石油化学工業協会、	厚生労働省	ポイラー及び第一種圧力容器(以下「ポイラー等」という。)の主要材料については、ポイラー構造技術及び圧力容器機能技術に以下「複素技術という。」において「安全な化学的点の及び機械的性質を含するものでなける。 平成19年4月90日付出業務の2000年により、ことは、アルスの大学の会のとは、アルスのは、	ASMEHのうち、JSIに適合することが確認できているものについては、JIS B82652010及びJIS B82012013の 解放表に思惑されています。一方、ASMEHも、様々なものがあり、必ずしもJSの求める化学的成分及び機能 的性質に適合していめられることから、そういって個別の利料については、個別を基金のと、保険を10 いるところです。 ご指摘の圧圧は大量過去付についても、化学的成分が同じてあっても、製造工程が異なることから、競材として、強度や加工性等が全体配とは報りませか。(金/間)ではないからこそ、ASME規格もJMの規格として分けている。(こういうとのごついては、機関・需要を行った」と簡単消費・効果を影響を表するという手続きが必要とびます。 個別の材料については、過去に認かられた機材等の比較で比較的簡単に認定が得られる場合もあることから、都道屏保労動局にご相談いただければと思います。	

英口	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	所管省庁		所管省庁の検討結果	果	ワーキング・グルー
留写	検討要請日	回答取りまとめ日	佐朱尹垻	従来の具体的内容	佐糸 理田	主体	所官省厅	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
427	令和7年2月20日	令和7年3月18日	ボイラー等に係るに 力計の適用施肥加 大について	ボイラー、及び第一種圧力容割に 正 おいて使用する圧力性について、デ エおいて使用する圧力性について、デ 上ジルルズにカサインサルンを圧力 計が外の圧力計の使用を認めてい ただきたい。そのために、通道改正 を実望する。	・地方行政では、ポイラー及び第一種圧力容器に係る圧力計については、ブルドン管式圧力計出外は認められていない。 構造規格に北意式を模定する配数はないが、「自発室、物度」の配数があること、参照先である。MSICも「指針」、「自発室 の外接」のように型式を開議的に環定する配数がある。原立の実例として、2024年3月に3所から輸入した圧力容器の 世界最老を発表する際に、海外・ングーでは「デクルドロード」と変更では、「アルド・受賞などかり、「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	石油化学工業協会	厚生労働省	ポイラー及び第一種圧力容器(以下「ポイラー等」という。)の圧力計については、ポイラー構造規格及び圧力容易構造器格(以下「精進規格という。)において「圧力計の自重盤の最大指皮は、最高使用に力の一五百 以上三周以下の近たを不才指定さること。」「圧力計の自重盤の役は、目標が「軽減」に該定さるものもことが、機械の圧力がを用いることを削退として実計が規定されています。 場合規格が設定に適合しないポイラー等のうち、特殊な技が立むたとしからって、高速原用労働局長が構造が必定した。「最近に関立しています。」 現実に適合しているものとかなずこととなれています。	ポイラー構造規格業品 現行制度 失、8条、在力格器構 で対応可載 温度格素的金、70条	近年の技術の選挙に伴い、機関式の圧力計と関等の機能を考するデジルはの圧力計が開発されています。 が、デジタル式の圧力計は、電源を発支した場合に圧力計としての機能を失うという欠きもあることから、デ タル式の圧力計を構物に機能なの圧力計と間を換えることは、停電時のボイラーの圧力が不明となり、更 タル式の圧力計を構物に機能なの圧力計と間を換えることは、停電時のボイラーの圧力が不明となり、更 アルスの圧力計を対象としている。関策ですが、デジタル式圧力能量が全量ができるとれがあることから、関係ですが、デジタル式圧力に高かで接受いたしては、ボイテーア・アンルスの圧力計が外部電源を表大し、プラントの大にない圧動の中間が必要です。 超減式の圧力が内で著としてデジル式の圧力計を使いたい場合は、個別のプラントについて、具体的なが影響源表特の電源確保力能を応えた。 現場式の圧力がの代替としてデジル式の圧力計を使いたい場合は、個別のプラントについて、具体的なが影響源表特の電源確保力能をあえた。 また、特例の認定について都道府県労働馬にご相談いただきたい思います。	Y - 況
428	令和7年2月20日	令和7年3月18日	測量士・測量士楠 膝の受験申込をイ ターネットで行える うにする	試 測量士・測量士補試験の受験申込 ン とインターネットで行えるようにす 6.	デジタル化が進んでいる昨今、試験の申込を紙で行うことは非効率であり、オンライン申込ができるようにしていただきたい。	個人	国土交通省	令和7年測量士・測量士補試験から、従来の書面による申込に加えて、電子申請(e-gov)を利用した受験申込が行なえるようになりました。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	無量法第50条及び第 51条 取行制度で 設置法施行令第17条 ~第25条	下 制度の限候欄に記載のとおりです。	
429	令和7年2月20日	令和7年3月18日	海事代理士試験の 受験申込をインタ ネットでできるよう! する。) - 海事代理士試験の受験申込をイン - ターネットでできるようにする。	デジタル化が進んでいる昨今、試験の申込を紙で行うことは非効率であり、オンライン申込ができるようにしていただきた い。	個人	国土交通省	海事代理士試験の受験顧客については、各地方運輸局等の窓口又は朝送で配布しています。加えて、国土 交通省ホームページからもダウンロードできます。	海事代理士試験規程 第4条第1項	限在、海事代理士の登録に関する手続きのオンライン化に向けた検討を進めているところ、この結果も踏ま え、今後、海事代理士試験の申し込みに関しても検討を進めてまいります。	
430	令和7年2月20日	令和7年3月18日	司法書士試験及び 土地家屋調査士試験 鉄の受験者と を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、 司法書士試験及び土地家屋開査士 ン試験の受験申込をインターネットで とできるようにする。	デジタル化が進んでいる昨今において、紙で受験申込をするのは非効率であるので、速やかにオンライン化を進めていただきたい。	個人	法務省	司法書士試験及び土地家屋調査士試験の受験申込みについては、窓口及び郵送のみとなっています。	司法書士法施行規則 第3条第1項	司法書士試験及び土地家屋調査士試験の受験申込みについて、オンライン化の検討を進めてまいります	۰
431	令和7年2月20日	帝和7年3月18日	241221262(4/4)原業登記で代表即線 発登記で代表即線 役が作成した添竹 類のみの申線の完全自動処理を実現 する	単推理 女職が不めたのは日代によ る審査 処理をなくすことであり、これ	一イン申請を掲げている。/ から英ないでしょう/ 木人申請字を上げれば司法書土言葉も述めするから、特部を集上できますかっく日ますべきは、書書の自動化である。/ そこで、余件書類が代表取時役が作成する文書のみである申目に対り、完全ナンライン中機力と場合は、会社役立と同様による経済が選択している。 「本規模を関係していまった。 「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。 「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまいました。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模域を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模を関係していまった。」「本規模をしていまった。」「本規模をしまった。」「本規模をしていまった。」「本規模をしまった。」」「本規模をしまった。」「本規模をしまった。」「本規模をしまった。」「本規模をしまった。」「本規模をしまった。」「本規模をしまった。」「本規模をしまった。」「本規模をしまった。」「本規模をしまった。」「本		法務省	会社法策915条第1項において、急配した事項二変更が生じたときは、2週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしばければからないととされており、当該変更の登記の申請書には株主総会議事録など、法令が定める書面の部付が必要とされています。	会社法署915条第1 項、概要登記法第4条 その他 第2 項	御授楽いただいた内容は、必要性やシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と 考えます。	:
432	令和7年2月20日	令和7年4月17日	医薬用ゼラチンの分割 対対における中せ 社会・社会 社会 社会 は の 使用 制限の 健康	の月齡に関係なく医薬品向けゼラ チンの製造の出発原料に牛せき柱 骨・せき腕・頭蓋を使用することが 禁止されている。この制限は、世界 の他の国々のBSE規制と異なって おり日本での生母ロ来ザラギンの	欧州会員安全機関EFSANは2004年7月に「牛を含む反芻動物の骨から作られたゼラテンを終口摂取した場合、牛や少食 の反芻動物機関でSSの動たな音響が停生しない連帯は59~100ペであるしたり利益が息度を発表した。世界の動物物 生の向上を目むたる政府機関がより、が可能が加盟しても固難検察を再放のAM・Movid Postical State によっているでは、 大きの自己を目からなが自然を受け、が可能が加盟している国際検察を再放のAM・Movid Postical State においておくが、その記念とされて安となる場合とされており、その記念に合身的の中等の用を認めている。と同意では、下京あらが関すでは「東京会教授」のでは年以降之前を 全部位の十分が使用可能だっている。 EUIS 前述のEFSAの利率が意見を基に、BSEの規模の変更を検討すが、一方力が 関では、原素品の影響がは「一年では事」で登場、知識を増加してはならないと規定している。そのとの、自みの原素高の 変では、原素品の影響がは「一年では事」で登場、可能を開かれてはならないと規定している。そのと、自みの原素高の 室に急度上が中等の表では、「本の情報を表では、一般である。」とは、日本の原素高の 全に発足した中等の主ないというに、これの自己の表がある。 全に発足した中等の主ないというに、というには、これのは、これの主ないとの表が表がある。 を記念上した中等の主ないというに、というには、これの主ないというには、 知るというには、 には、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	会社・団体	厚生労働省	生物由来原料基準(平成15年厚生労働省告示第210号)の「第4 動物由来原料総」の「1 反芻動物由来原料基準(平成15年展集事務が集、化粧品及び原機機能)以下「資業品等」という」に保持される原料文は 特別では、原義品、運動が出、化粧品及び原機機能以下「資業品等」という」に保持される原料文は 未得いていることが、できないというという。 「日本の主任者・世本教育文化 「日本の主任者・世本教育文化 「日本の主任者・世本教育文化 「日本の主任者・世本教育文化 「日本の主任者・世本教育文化 「日本の主任者・日本教育文化 「日本の主任者・日本教育文化 「日本教育文化 「日本教育教育、日本教育文化 「日本教育文化 「日本教育文育文化 「日本教育文化 「日本教育文化 「日本教育文化 「日本教育文化 「日本教育文化 「日本教育文化 「日本教育文育文化 「日本教育文化 「日本教育文化	生物由中區科基準 第4 動物由來原科維 別,反芻動物由來 別,反芻動物由來 原科基準	接業理由に記載されている欧州食品安全機関(FSA/の2004年7月の意見書は食品に対するものですが、4 初7年以降、諸外間においてこの意見書の内容を指導えた底薬品等の原材材の規制(ついて、特計が進め れる見込みたなっています。生物由来見事業(本)でいて、日本医療研究の原材材の規制(ついて、特計が進め おも見込みたなっています。生物は実践を基本(こついて、日本医療研究の影響(MACE) 医高度 原料・評価研究事業・部族まプリア(本業品等の開発のための生物由来原料基準の実際にまずら研究)(* 化4・4年度)には、「表別の分学が到底及り指針(国内でおり成果を指するできたが、10年代) こことのでは、10年代の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	5 A B 4 A S

-X-5	ュ 所	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	所管省庁	所管省庁の検討≉	課	ワーキング・グルー
н.	7 1	検討要請日	国合取りよどの日	近未予項	近末の共産の行行	北 木住田	主体	METH	制度の現状 該当法令等 対成分	が 対応の概要	る処理方針
433	3 ♣	余和7年3月19日	令和7年4月17日	25010AZ70(4/4)高 接接時方式の会社 規定技術書を入し、申請、負担の経 減之行政事務の効 率化	事項が法令選連で規定されている 登記事項証明書も間接証明と言える。/ R3規制改革171回答は、非公 開とされる商業登記の職権更正履 歴を「行政証明として当該記載がある証明書を作成と変付になわります。 す」とするから、法定外の、間接証	一/下島産会記では現代の会計法人等専門以外の番号を提供して経過間度の条件を報告できない(内内提供された) 国常としてしなから、複数の登記部議本や会記を抑制であったが必要な場合とある。ア門職事を会定を開始情報記 関で代表するとから、後数の登記部議本や会記を抑制を研究とができなりました。ア門職事を会定を開始情報記 関で代表するとから、会社の選集とは対し返明書にません。とかてきたり、明朝との会話報志・会記をの事業の参享 化が可能になる。行政選手には法判機動がなく、予報機の内限で自由に対象できるはずるも、くてて、会社社会 裏の無事を見所に対し、展号やな石変更多かいさら他の選擇を手まなが、開発を、それを起明する事故の登録に選集本 生意を申集場事業を受けて提出する社会、登記を対域に、2017年を制度を書類することを要求す。人士記の当人 生意を申集場事業を受けて提出する場合を引きませた。という日本会で、それをよった。上記の当人 するでの法をの改正が必要になるだとう。人もしたも、当該整整がある証明書を拝記したがしまります。とすのは事業を用で するでのようなの変正が必要になるだとう。人もしたも、当該整整がある証明書を拝記したがしまります。とするは「おきまな事業を用でして としてなる。人士記入場合等ででは何できる情報をすっては関係の情報を登か、それのも「服务を指示して みの選集を指するも、会社之人を考すて代明できる情報ですって経り発力を指するとかしまれないから一部組合 の次本には、日本の登録を表すて代明できる情報をよって任何を持ちまませた。	商業登記ゲンロン	法務省	何人も、手数料を粉付して、急犯簿に記録されている事項を証明した書面(金記事項証明書)の交付を請求することができ、当該金記事項証明書の種類及び記載事項等(こついては、商業金記規則第30条に規定されています。 います。 なお、金記事項室の構造しては、現在事項証明書、限定事項証明書、開領事項証明書及び代表者事 規定明章の公理部分が、。世記事項証明書、文付申請書に配案された。原本事項に応じて、合事項の全語文は 一部の証明書を文付しています。	御提案の内容については、必要性やシステム改修に係る使用対効果等を勘案しつの慎重に検討をする必要 があり当面の対応は個難ですが、今後、各種法令等の改正を検討する際の参考とさせていただきます。	
435	5 4	哈和 7年3月19日	令和7年4月17日	内閣府作成「公益認 定のための「定款」 について「後和8年 12月改定版」の改善 について	「3 この法人の評議員のうちには、 理事のいずれか1人及びその親族 その他特殊の関係がある者の数の 合計数、又は評議員のいずれか1 人及びその親族その他特殊の関係 がある者の数の合計数が、評議員 総数(現在数)の3分の1を超えて	超級特別措置法施行令第23条の17第6項第1号の規定及び「租級特別措置法第40条の規定による系認申請書」の記載のしかたによれば、定款に「詳議員のうちには、評議員のいずれか・1人及びその機能その他特殊の関係がある者の数の合計数が、評議員数数(現在製)のも分割が、「書店員数数(現在製)のも分割が、「書店員数(別年の場合では、「まの規定があれば足りるところ、内臓情化の可能をが、「場合でも、特定の選挙を起点に変数の評議員が概率では、計議員機能がある場合において近期をおした。「表記に、「事事の、「才れか」及び下の機能を心能が構成が概率がある。「表記に、「事事の、「才れか」及び下の機能を必然を持ちられるの合計数には変しませっており、法格様ととさっており、法格様ととさっており、法格様とは事事の、「ずれか」とができまれる「解釈され、評議員相互の関係機能のための合計数に理事・1分の人数を見すこととっており、主義を担いました。「表記、「記書」のは、「書館」を持ちました。「表記、「記書」のは、「書館」を持ちました。「表記、「表記、「書館」の「全部」という、「表記、「書館」という、「表記、「表記」という、「表記、「表記」という、「表記、「表記」という、「表記、「表記」という、「表記、「表記」という、「表記、「表記」という、「表記、「表記」という、「表記、「表記」という、「表記、「表記、「表記、「表記、「表記、「表記、「表記、「表記、「表記、「表記	個人	內閣府財務省	相談特別指置法第40条第1項接股のかれし譲渡所等の非難級未起を受けるための要素として、規談特別 指置法第1行者から8の17第5項第28分では、その原制により容明によるの所報の又は客側と表の建築等 の相談規定にくは贈与税の最終と不断に減少させる結果とならない投影かられることが開発されています。 この所得税又は根談を記くは開身をの責任を予証に減少させる結果とならないと認かられることが実立れています。 この所得収工は組織設置くは関連を行る性のの責任を予さもの(以下(投資等とはいます。)のう 系、競技者の関係があるがこれを行る代本の投資等ののからたにおうる前をといすれるプリロストと 等も当の定めが定款等にあることを必っています。 と関本での記念が定款等にあることを必っています。 は数字の変形を必定しませました。 「これられのである」と使うないます。 は数字の表のでは表明にあることを必っています。 は数字のは一般に対します。 検討を にないます。 といれられのである。 といれられのである。 とのでは、 といれられのである。 といれられるといれられる。 といれられるといれられる。 といれられるといれられるといれられる。 といれられるといれるといれられるといれるといれられるといれられるといれられるといれられるといれられるといれられるといれられるといれられるといれられるといれられるといれるといれられるといれられるといれられるといれられるといれられるといれられるといれるといれられるといれるといれられるといれるといれるといれるといれられるといれるといれるといれるといれるといれるといれるといれるといれるといれるとい	「公益股票のための「完款」について」は、法令等に適合しているかを判断するための基準ではなく、公益認 定申請をしようとする際の参考としてお示しているものです。 また、2指案に関する位置参りは、租税特別書と第40条第1項接段のかなし所得免の非課权系形を学 定づるための要性をから超税特別書と議論が情報記念の1第4項第1号ので適宜機能が適定であること に関して194末をしたものです。 地方で、電影が開業記がから以上の要件を求めるものと見受けられるとのご意見を踏まえ、定款例の 配載内容について今表検討してまいります。	
43€	5 †	帝和7年3月19日	令和7年4月17日	役職員の株式保有 に関する規律の見 直し の見直し	拡大従業員持株会の制度とともに、 実施会社や会員の範囲が変更されました。 しかし、拡大役員・従業員持株会の 実施会社の範囲でいえば、朝府令 の下では、取得対象株式の発行会 社が「子会社」が実施会社になるこ とができなくなりました。発行会社の	探有・形式連手がから、安立流計算規則2後34217年を参加するのは言葉型とまれて、この時景、「安立が他の発狂寺の 対路及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが実施量が対路達金が出来した。 本として200以上の語法程保存で足りることになりました(会社計算規則2条3項21号・4項目号)。 一見すると、「関係会社」の要件が緩和され、その範囲が広がったかにもみえますが、同規則2条3項21号は、不 書きたよいて「子会社を除く」としています。このため、拡大特殊の実施会社になれるのは、取得対象株式の発行会社 の子会社(展質基準)になない。1度に対象・事業の方針について影響を受けている会社(関連会社)に限られ、子会社は での書格社を実みることになりまた。		金融庁	発行会社及びその子会社の役員又は従業員を構成員とする持格会(株券の買付けたついて一定の要件を満たすもの)に基づ(権利は集団党党スキーム持分の定意から整外されております。 また、発行会社の関係会社の役員又は改業員を構成制とする拡大特益、体券の買付けたついて一定の要件を満た。 実施、発行会社の関係会社の役員又は改業員を構成制とする拡大特益、体券の買付けたついて一定の要 で第1条の3の3第2 で成立のいずかいにあまずも会社と変更あるとなったがとまった。 会社は「対する前をまする会社と変更なとないを持った。 会社は「対する前を実施と等に引援とする協議会社 会社に対する前を実施となった。 会社に対する前を会社の主義が当該他の会社の売上高の総額の100分の50以上である場合における当該他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の100分の50以上である場合における当該他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の100分の50以上である場合における当該他の会社	発行会社の子会社の役員又は従業員については、持株会の構成員となることが可能であるところ、当該特殊 意に基づく無利は集団投資スキー人持分の定義から除外されております。 また、5条行会社の子会社の公長又は従業者と2条行会社の関係を社の役員又は従業員が構成員となる 持株会に係る利についても法令の要件を満たしており、集団投資スキーム持分の定義から除分されるもの と考えられます。	
433	77 4	介和7年3月19日	令和7年6月20日	250126Z79[1/4]共 期担保服係を遵禁 は更正で共相追加	る。/ここで列挙されている原因は 「保存」、「設定」、「処分」だけであ り、「変更」や「更正」は含まれない。 / か」「変更」と「更正」は	一とか、「意記高回経所持額に改善記告性と指急配の具付書号の記載を連高してそのまま申請した」とかの事情で、独立 した報告機能して書配された場合。これをは実際開発に変更又は要正で客ないのかか、「意思支は重正ができないければ、 非期間優とするにはは無別に有機はすることにない。整像を解説は増加される。また。住宅用機の両側に不明である。 「会にはは出現して再始が見たれても、提出機能変態を申請は容易に取り下げることはできない。人でうすると、一目は 単級の抵当機として登起しておき、美術のは、共間間後とする方式と認められるを、受けるの更更又は更正を 記を認めても、独立した提出機能が共同機能機能にあるは、一般で開発は正常がよかさんできない。受更又の更更とは要正を 記を認めても、独立した提出機能を非対象性機能機能にあるは、一般で開発は正常がよかされるできる。人を影の同一 なことにない。大学、実体との対象性機能機能にあるは、一般で開発は正常がよかされるでも、で表して発しました。 なことはない。大学、実体、実体、で表していまない。との情報は正常にかったさんできる。「全部の間 を記を可能とするである。人ところが、上記のように不動を登記機能では、実を又はままを使き機能とある。 関係の整めが規定されていない。人権総、権害であれば変更又は要正とも共和機能は不可能にある時間機能を 関係の整めが規定されていない。人権総、権害であれば変更又は要正を記を開催しまる共和機能は不可能とない。 最後とまでは考えない。人権総、各権で基本がたの可能を登記していなからたけだちろ、人とできない。人権総 規制を改正して、上記の規定に変更又は変正を整め申請があった場合の共和機能目録の整むを規定すべきである。	ケシロシ	法務省	共同担保目録は、機権者が同一の機権の担保として数値の不動産の上に抵当権を設定する場合におい て、二以上の不動産に関する権利を目的とする担保機の指名以上域定の全型の申請があったときに、その 目的である不動産及び当該権利を明らかにするため登記官が作成するものとされています。 ・ 東京等 で対応 ・ 東京等 ・ 東	群境家にある「参記原的証明情報に前巻記物件と前巻記の売付番号の記載を適別してそのまま申請した」 電子 場合を含めて、共期間保日報を作成すべきであったものの、申請の不偏により作成がされなかったものにつ いては、後に更正巻記をすることにより共同担保日録を作成することはできますので、現行制度下でも対応は 可能です。	

	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容		提案	所管省庁	所管名	省庁の検討結果	<u> </u>	ワーキング・グルー
田勺	検討要請日	凹合取りまとの口	旋朵争埙	提案の共体的内容	佐泉桂田	主体	METI	制度の現状 該当	当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
438	令和7年3月19日	令和7年4月17日	250125282[4/4]役 員がポンラインで会 員がは、日本に は、2.世間経過で通 料	た場合を除いては」責任を負わない	□登記かされた場合には、登記目は裁判所に対して通科事件の通知を行いより (1果房法務局中)とり もけれど、政府 サーバー上での辞任通知という、登記事項の変更事実を登記官が把握したならば、登記申請をまたずに過料通知を行 り、登記申請をおけてよる。ても、対土本の過剰制度はなる。 / 役員の反射が最早に存在した。最後の責任機能がた	商業登記ゲンロン	法務省	株式会社の設立の意配おいては、取締例の氏名を登配しなければならないとされています。 また、登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をする必要 あります。	第91条第3項 〒315条	御提案の内容については、必要性やシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重に検討をする必要があり当面の対応は固難ですが、今後、各種法令等の改正を検討する際の参考とさせていただきます。	ţ
439	令和7年3月19日	令和7年4月17日	農業への民間企業の多人、 農業への付 の多人、農業への付 の売買の民間企業 への開放が必要	れも難しいでしょう。農業への民間	現在まで、基本的に最地を持っている最家が重素法人を設立して規模拡大することは行われてきていると思いますが、異 業種の民間企業が需素に参えすることはおし、各規収集が開業されていると思います。大手の民間企業が参えてきる なら、より大規模な事業展別の可能性も関すると思います。小規模事業者には不可能な規定の投資しよって、スマート最 またと思える場合によると考えられます。ないたいは、最初の制度目的とする機能の発度ではある。 またいます。最初完成を専門に扱う特殊は人を放立し、国の監督のもと、最初の選正を利用を促進していくべきと考え ます。	個人	農林水産省	の最重参えを完全に自由化しているところです。 また、令和7年4月1日から導入した重要経営系歴計画制度では、最地所有適格法人の護決権要件を見直 し、取引実績を有する最高産業など外部の民間企業が展業に参入することも可能としております。 (2)国金人の信息をおしてある中である。(2)国金人の信息を10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、	- J 86	(1)制度の吸状欄に記載のとおりです。 (2)制度の吸状欄に記載のとおりです。	
440	令和7年3月19日	令和7年4月17日	既往症のある被用 者の定規健康診断 の取り扱い	は定期通院の必要が無い場合含む)のあることは日常生活に何らか の制限が医学的見地により付され ている場合があるため、それを踏ま えた判定はよび精密検査の受診動	障害者雇用の法定雇用率は今後も上昇するため、入職(人庁・人社)前より既住症が存在する被用者は増加する(がん・資 病患者の中には運動機能障害が認められる者がいるため、そうした者は身体障害者手機を持続している)。また同様に障害 着者手機を持って持機を息や発温管の必要と対理者者展出で無力を心を対している。また同様に関す が行けれる人にノスチェンウェン・マスを見返したの意味を発展していまれるといるでは、対しているにより、 が行けれる人にノスチェンウェン・マスを見返したの姿態が、 を見かしているというというを表している。というのでは、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然では、自然	個人	厚生労働省	また、ストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促す 5.66条6	12	ストレスナエックでは安検者のつら高ストレスと刊定された方について、面接指導ではその方の勤務の状況や 心理的な負担の状況、心身の状況を医師が確認することとなっており、ストレスチェックにより、機械的な判断	A
441	令和7年3月19日	令和7年4月17日	空港制限区域の立 入りについて	空港制限区域への立入時に必要な ランプバスについて、現在は各空港 事務所及の建設で参行されている が、全部では、上でランプバスを導 入することを建集する。	1. 効率化 整番業数とで複数の空港に出入りする場合、各空港でランプバスを数得・維持する手間が大きい、統一バスを導入する こせて、この負担を経営できる。 2. 公平位の向上 制度区域に関する機関内容は共通しているが、空港ごとにランプバス取得の難思度や基準にばらつきがあるため、統一 した態度で約一化と認る。 3. 質の向上 ランプバス取得に継一試験を導入することで、取得者の質を全国的に一定水準に保ち、より安全な運用が可能となる。 別替される効果 全国統一ランプバスの導入により、手続きの効率化、公平性の経保、安全管理の強化が実現できる。	個人	国土交通省	(効率化) 名空港管理者が立入を承認する場合、空港ごとにその対象者を航空機整備員等を含め制限区域に出入りすることを非常とする者に限定して承認しており、承認を開発を他者に受謝することに認められていません。また、ラングへ次は、保安区域の立入条部を開発的よに基づく相談と基等の計可と一味としていることが多りますが、これら風しても未必事権報告が動所に設定されており、名権規の放散がは同様です。 (公平住及び貨の向上) 名空港管理が自空港の制度区域への立入を承認する場合、各空港管理者において、立入者が航空法等 制度区域で登録した。空港の成果その他等制度区域の安全管理に対する知識(制度区域で全部の制度区域で全部である。) 制度区域安全地議は、空港間で共通の知識をよいですが、空港の形状や構えている態度などにないで空港、制度区域安全地議は、空港間で共通の知識をよいでするといるよろを記させませんが起来るを計算、利度区域安全地議へのです。 制度区域安全地議への支援で共通の知識を共通化していくことは可能であり、現行制度においては、機能の空港を移動する必要がある方に対して、機能の空港の立入承認において、空港間で共通の知識を重視して確認が求められることがないような対応をとっております。	係4条の2 短期間(省令) 対応不可 第24条(税関関	空港管理者は、各空港ごとに制限区域へ立ち入る必要性など必要率項を模型した上で、自空港の制限区域内へ立立人を承認するとよから、他空港の制限区域内への立人を承認するとはてきません。また、国際的ながダンスにおいて、空港では実施を行ったが出発されています。加えて、保安区域への立ち入りについても、各空港の保安区域にとに空港管理者による実施行為が行われている場合は、国際企業を決めていては、現代はご志で自合を宣参管管理を対象を提供が行われている場合にあります。この大いでは、日代はご志で自合を宣参管管理を対象があります。この大いでは、日代はご志では、日代には、日代には、日代には、日代には、日代には、日代には、日代には、日代に	料に
442	令和7年3月19日	令和7年4月17日	乗り合いタクシーの パリアフリー基準報 和	乗り合いタグシーに求められるがリ アフリー基準の内、乗車口幅をくな、 基準の800mmがらタケシー基準の 700mmに最初する	乗り合いタウシーは、きめ細かな公共交通の維持に不可欠です。しかし、パリアフリー基準はバスの基準が求められてしま います。有名なユニバーサルデザインタウンーであっても、乗降口の幅が不足するので、都度被和の申請が必要になりま す。不合地なので、基準の緩和さお観いします。	個人	国土交通省	活動等円滑化のために必要な旅客施設又は専期等の構造及び設備並びに旅客施設及び集開等を使用した。 必要の提供の方法に関する基準を定める各令「平成18年間上交通金令第111号)第36歳から第48歳までにお がで、「乗会へ大阪は、国際、日本の大阪は、日本	円滑化のため 次本等施設又 等の機能及 等の機能及 等の機能及 等の機能及 可能を使用した 対応不可 継を支援の方法に 転換の方法に を 機を支援の名 記 18 年 18 年 18 年 19 第 38 条 50 条 50 条 50 条 50 条 50 条 50 条 50 条 50	乗合バス車間の乗降口幅については、手動車椅子がハンドリムを子で回転して移動するための動作のスペースを10cmとし、車根子の機能に加えたものが80cm(電動車椅子の場合、ハンド)ムを子で開発させる動作はおかませんが、増加の程度が手動を椅子を貯着よりまむ。傾倒にあることや操作がラフスの設置機能に ため、当該基準を60cmの業長することは、事件子使用者が出入りこの要な幅を満たさないことになることか、当該基準を600cm業長することは、事件子使用者が出入りこの要な幅を満たさないことになることか、条件子の子は、570cm (2005年)では、70cm (2005年)では、10cm	=

	所管省庁への		10-4-4-7	15+ - 511 11 + +	提家理由			所管省庁の検討結果	.	ワーキン グ・グルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案理由 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
443	令和7年3月19日	令和7年5月22日	教育委員会における 教育委員会における 教育委者雇用法定屋 用車引き下げもしく は音表態品とで可 第を届け出無しで可 能とする)	「規行の法定雇用率の達成には障害 者を教員として大量採用しなくては ならないため、行政庁である事務局	選在の障事者展用促進法において自治体の法定雇用率は2.2%であるが、都運府員および政令指定都市の教育委員会は 委員会所管機関等や含まりでの人ど音楽局配とは分離して真正基本が設定されている。これは倉育基本は地方自治法 にて地方行政は1分を育り改立性を関係なければないことに由来している。しか、予算機のや内内輸送ンステム において教委の事務局と音楽局局はほぼ一体化しており、独立しての事務は金融員の任免や給与計算といった教育人 事に限定されている。 事に限定されている。 事に収定されている。 事に収定されている。 事に収定されている。 を発展した「実施」を書きる表別として実用しなくてはからないが、学校思維は教育の多化化 母後機・第一人の事情を指する。 「現在したいる」を表現を書きる表別として実用しなくてはからないが、学校思維は教育の多化化 学機関を一人の事情を指する。 「現在したいる」を表現して、 で表現しました。 「現在したいる」を表現した。 「現在したいる」を表現した。 「で表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現した。 「表現したいる」を表現したいる。 「表現したいる」を表現したいる。 「表現したいる」を表現したいる。 「表現したいる」を表現したいる。 「表現したいる」といる。 「表現したいる。 「表現したいる」といる。 「表現したいる」といる。 「表現したいる。 「表現したいる」といる。 「表現したいる。 「	厚生労働等 文部務省 総務省	て、その他力を発揮する機会を構成することを目指すものとなっております。 国及び地方公理は特命の公的機能でついては、民間に事先して確認者を雇用すべき立場にあるため、民間等事主よりも高い原用を意識しており、都道所採に置かれる教育委員会その他原生労働大臣の指定する。 教育委員会については、障害者の屋用の受達等に関する法律第39条第1項等の規定により27%(今和6年 4月1日時点)としております。 オート 1前来等原理和来海田オス田は「ついてけ、原則」で、同時では本の生用体の任命場までとしてお	等に関する法律(昭和 35年法律第123号)第6 条、第38条第1項、第 39条、第42条 障害者の雇用の促進 等に関する法律の保証 等に関する法律の保証	障害者雇用系制度は、全ての事業主が社会選帯の理念に基づき、障害者雇用率という一定の割合でそれ。 ぞれに顕常者に雇用の場合を提供することを指し、障害者である労働者が、根深社会を構成する一員として、その意かを発する機会を模定する一員として、その意かを発する機会を検定するとと目的するのとっております。 教育委員会に係る雇用の事品が考り表現をしたと目的ますのといっております。 教育委員会に係る個月の本部の分析育機では、同じ、財産者の力のも関係を考し、小つ、教育会所 を取得する者が少なかったこと等に基づき、他のよめ機関よりほの代表していることでありますが、制度 の状化した配合の場合のような情報をあった。というによっては、日本のようない。 の状化した配合のようない。 また、原著を雇用率を割削する単位については、原則として、原及とは参与な利用的な任命機者ごととしており、表思して任命権者が全ての職員の提用・関係についての機能を持つない。 は、一定の要件の下で、任命権者の枠を超えた障害者雇用率制度の適用を認めることとしております。	F
444	令和7年4月18日	令和7年5月22日	労働基準法の年少 者のの予轄証明書 の備え付けの緩和 について	労働基準監督官から18歳未満の労働者を雇い入れているのだから戸 機者を雇い入れているのだから戸 野型研書を得るした。 労働者が解料しているマイナンバー カードを確認して、その写いの管理 では駄目と言われました。マイナン おり商者が困難なのに駄目を理由 かわかりません。 位任業でもかまれないのだからマイナンバーカードはひかかりません。	- 住民票の取得がいらないことから時間と費用が節約できます。本人確認書類として認めないのは厚生労働省は政府の機 間としての自覚がないのでしょうか。	厚生労働省	「年齢を経明する戸籍経明書」は、戸籍機(砂)本又は年少者の姓名及び生年月日を記載して本資地を管轄する地方自治体の多が証明した4ののほか、住民基本合機法第7条第1号(氏名)及び第2号(出生の年月10分事項について)原理が立たれてが「住民無配集等項取回明書」を導入れば受けることしています。また、機付けについて、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業を寄か行う書面の保予等における情報書の出載のお開い、開する名令に基づき、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録による保存により行うことが可能です。	労働基準法第57条第1 その他	年少者の証明書に係るマイナンバーカードの写しの改扱いについては、年少労働者の保護の接僕のために 監督上の多な名前証明書の副付けを書称づける職当であることを確まえた上で、慎重な検討が必要であり、 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	
445	令和7年4月18日	令和7年5月22日	商業を記と地方行 改のデータ連携	現在、商業登記の内容(代表変更 や移転、支店教養)と称ったなった。 で移転、支店教養)と称ったなった。 が、他の別の人に、実際歴史地 しなければならない。 題自体は、はれいて電子総行で さらものの、そんでも、活発から名 で製物情報と提供すれば、居住 が不要になる。情報連携を連やか に実施してほしい。	国内にある全ての法人機の子間の減。 各税務集局の子間の減。 各税務集局の子間の減。 個業れに付続する。不適切な鼓膜の減。	デジタル庁 財務省 法務省	【財務者】 法、根法第15条及び第20条において、法人がその定款等に定める会計期間を変更した場合や法人税の納 成地に実動からった場合などにおいては、選案なく、納地地の所有税務署長に届け出なければならないと規 定されております。 まされております。 まされております。 またれております。 (世界者) 東京社会の表によりの登立、実動関係の把握については、各地方団体において定める条例等に基づき行われ ていますが、この際に商業登記の写しを併せて提出するよう求める地方団体があると素知しています。	・法人税法施行令第18 検討に着手	これまで、注人の名称、所在地、代表者氏名等の登記事項に変更があった場合、指々な注令に基づき、当該変更このいて、周出を行わなければならないともれていたころ、合称の年基常国会において、「情報通信 指列の元明による行政手機等に係る開発をの利限性の同一直に行う充盈を開発において、「情報通信 前の元明による行政手機等に係る関係をの利限性の同一直に行う充盈を関係したが発生の同一の項目の変更 は、当該他の上の二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	Ţ.
446	令和7年4月18日	令和7年6月20日	医療機関の法人二 税申告様式の統一 化	医療機関は、法人県民税・事業税の申告の際、区分計算書」に当り、所得を計算する事になっている。 選、職務・経力が変かられ、は「入かきで申去が当たなっている。 選、職務・経力が変かられ、は「入かきで申去が当たが変かられ、は「入かさで申去が当たが多かられている。」 大「区分計算書」については、大まかな考えがからかられている。 大力、区分計算書」については、大まかな事者、大が必要者、大が大きの者である。 は「大きかない」が第一個学ができず、低をPDFファイルで添付することはかできない。計算が考しませまからない。計算が書きまない。」 と、 これない、計算が多をしておくたいできない。様式機一及びは「ATX上で申告できるようにすべき。」 に「TXX上で申告できるようにすべき。		総務省	事業担に係る医療法人等の所得の計算について、社会保険診療に係る収入及び経費はそれぞれ益金文 は場金の間に算入しないことが法令で定められております。これにより、社会保険診療に係る所得は課股の 対象外となっております。 医療法人等の整合するの配合などにより、社会保険診療に係る所得とそれ以外の所得とを明確に区分して 計事できない場合については、それぞれの課税庁の判断に基づいて計算方式及び様式を定めています。	地方税法第72条の23 その他	事業別において、社会保険診療に係る所得は証税の対象としないこと、また、社会保険診療の対象となる ものについては地方形法令上に定めがありますが、所得が明朝に成分できない場合などにおける具体的な計 第万法第一つにがは特別の定めがない。提別行と心者がは中期に最もなる雇用しているところです。 現行システム下でも、DDFデーラ等を添付する形での最子申告自体は可能です。 研究をの付金が使一点、上れな対象主体の心温加ていては、現行の法制使下においても対応可能な 事項でありますが、まずに改修に係る規則や必要性、優先担等を考慮し、課役们において地方校共同機構と の間で協議の工、運動に検討・対応されるべきものであると考えます。	+
447	令和7年4月18日	令和7年5月22日	中型車の準中型化 を終可	総重量7990kgのトラックを、申請が あれば最大機能量を500kg減らすこ とを認める。	免許が定かりましたが、トラックは高値でなかなか入れ替えできません。このため中小企業では若者を採用してもトラック 毎月表でさまさん。 毎月表でさまさん。 日本人権国主は必募局で決定され、増トンはもちろん。選トンも思かられません。中小企業では積載量一杯まで使う仕事だ 日本人権国主は必要が、実に積載量を含らせているトラックがあります。 日本人権政業と必必減かすことと認めていただければ、長春中のの七事を任うつス大型を除る目指すことができます。 かつて、税業量が25位に拡大されたときは、自動率にステッカーを貼って申請して積載量増トンを認めていただきました。	国土交通省	行を確保し、及び公害を防止できるものとして算出される範囲内において積載することができる物品の積載量 のうち最大のものと規定しております。	遠路運送車所の保安 基準、明形配件工業機会 金売の時。 通路最近差別面の保安 通路最近上海 「年版日本日本 (平成1年間1大連 会合・不第19号)大	自動車の最大情報製は、安全な運行を確保し、及び公害を防止できるものとして、自動車メーカーが設定した許容限度及び最大教徒重を担えない場面で、当該自動車及びその物品情報装置の特査に応じる最大のと算足にます。 第一型に扱うされる自動車には最大機能量及び影重量の範囲がありますが、ご指摘の自動車の許容限度と実施の車両の重量率の関係から、その範囲内になる最大機能量及び総重量にはならないものと考えます。	

平口	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容		提案	子供かた	所管省庁の検討	结果	ワーキング・グルー
曲芍	検討要請日	回答取りまとめ日	旋杀争坝	提条の具体的内容	提条理 出	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 💆	対応の概要	る処理方針
448	令和7年4月18日	令和7年5月22日	旅館業緊急時駆けつけ要件について	ついて「宿泊規約の説明ができない」「災害時に駆けつけ不可」との理由で事業者は認めていません。しかし、これは条例上の明確な概算としたが、 保険所の世土を発見してる過剰	保観所では 接続者の原急器の駆けつけについて 事業者は信息器的の説明できないので認めてないとの解釈をされています。 また 災害部に関われてきないとが認めてよりのの急形大していては認めていないとの回答であった。これは条例で も定められておらず他最んの動ととも逸取する動きであり、何ら法令的な根拠がない内容となている。 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	個人	厚生労働省	「協能製工おける集合等管理要領の表正(令約7年3月11日付)に関するFAO(このいて(令約7年3月11日付付本高速路)において、製造器中の魅力が行った実施の一部については、要託業者等に実計することが可能であることをおしております。 施定めることをおしておりますが、実施制工されて、電差を対応が振製に行われるよう。 ・選集者において、委託業者等が行う業務について営業者が遺跡等間のに対応で開発に行われるよう。 ・選集者において、委託業者等が行う業務について営業者が遺跡等間のは、実施を必要な批布等を行うための連載計算が成立したいいで、実施計分を打した。協会等事間は減止無限分ようを含かい。 から連続計算が減における元達な対応のための体制が整備されていると、 をその他の製造時における元達な対応のための体制が整備されている。 でして連続が指引剤に関助されていること といった措置が適に関助されていること。 といった情報が向いらいないを対かります。 なお、要集者は、委託者等が、実急時における迅速な対応のための体制を整備しているか、宿泊者の求 かに応した対応を実施でせているがなど、手手はり受託業を実施を	制度の現状欄に記載のとおりですが、詳細は各保健所にご相談ください。	
449	令和7年4月18日	令和7年5月22日	警備業法の各種履 脚における住民東の事 写の添付省略につ	等標果法の各種層出上間いて、本 無機型酸や類点の場合性距離等 記載的性民業の写しの場合性部級 記載的性民業の写しの提出が必 実だが、マイナル・毛配載する とで住民業の写しを提出不要とする ものです。	正式素の子もの大門にかからコペト(大門する前のとれる前の)と相談することか、ことも。	個人	警察庁	署稿書注、同形の年法律第117号)において、住民間の写しの提出を必要とする提出として、営業所の居出 第「第289」、変更の届出(第149)、起籍等項の変更の選出(第29%)、機械管備業務の居出(第40条)、機械 登場業務の変更の固出(第44条)が規定されています。 名出に同する思出書館、提出先明でロいては、影響業務行規則(領別38年起理命作第1号)で規定され 「1746ところ、変更の固工でおれば、影響機業活剤を新り開発(「第1808年起理命作第1号)で規定され 「1746ところ、変更の固工でおれば、影響機業活剤を新り指令に関する場面を設定した。 別期184名第 19第1 1746ところ、変更の固工でおれば、影響機業活剤を新り指令に関する場合があった。 日本の 別事を経 はなければなりません。 インペースを変更を描して対して表情を表しての表情を影響が重要を検索して変更異。 日本の 1747年の表表を表情を図れたが表情を表して変更事業。 日本の 日本の表表を表情を図れたが表情を表情を記して変更事業。 日本の 日本の表表を表情を図れたが表情を記載して変更事業。 日本の 日本の表表を表情を記載して変更事業。 日本の 日本の表表を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表 の定となります。	警備業者は、業務の性質上、一定の人的信頼性が要求されることから、警備業法において警備業の要件が増定されており、その該当の有機を審定する必要があるため、警備業法第3条第1項各等に掲げる事業に受けましまいましたと答响は、当無常法法行規所の規定に基づいて本格を記載した住業局の多しの地位をあって同じ、「本籍地の市区部村まで「大きの工事相称機能を設備できる本題の情報については、「本籍地の市区部村まで「大きって詳細情報を設備できるものではないことから、同情報だけでは迅速から対域な事業の受験性で変色をよりによます。 そのため、マイテンバーの記載をもって住民業の写しの提出を不要とすることはできません。	
450	令和7年4月18日	令和7年5月22日	自動高を貸申請書 のデジタル化	自動車の窓口手続きで、unbメモリ やOR3ードに保存したデータを使っ た申請を全ての申請者に認める。	自動車の登録及び終者に関する申請書等の接式等を定める金やの一部を改正する金企業及び自動車の登録及び検査 に関する申訓における光ティスクによる手紙に係ら光ティスクへの記録方式等に関する告売 上記・プリックコメントによれば、国土交通者は、第日で紙の申請書は外に、データ形式申請情報を受損する能力をす でに着している。した、その利用を一部的版はただけ扱いでし、さらに、デラはものかいので提出させるとしている。 算は、領ペトところ、国土交通者が係事務所に記録しているのは、毎界ファル・インストールに上がで、そのまが大学す では、「中国・大学などなど、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では	個人	国土交通省	- 自動車の登録及び接 者・値する中間書等。 俗地方運輸支局等において、自動車検査登録手続の申請を行う場合、所定の様式(OCRシート)をもって翻 を行うこととされていますが、OCRシートによる申請に代えて、所定のフォーマットで作成された申請情報を指 制した光ディスク(OD-RW)を用いて申請することが可能です。 他のことが、日本のことが、日本のことが、日本のことが可能です。 のことが、日本の	光ディスク(CD-RW)による申請については、一部の団体に認めているという事実はなく、全ての方が利用可 では では素のUSBメモリについては、CD-RWに異なり日本産業規格で規格化されておらず、すべてのUSBメモリニ 選手 対して、動作を証す場下的な申請の受付を担保できない規程はありますが、申請者の選択技場やす税点 から、必要が終しています。 なか、二次元コードニンはて、今後、図口申請といて、申請書(OSE)の一分の提出に代え、申請データが 結束され、二次元コードの提出を可能とできるよう検討を進めているところです。	=
451	令和7年4月18日	令和7年5月22日	ブール監視の警備 業法の適用除外に ついて	ブール監視業務について、有償無 信に関わらず、警備業法の適用を 除外するものです。	環状、ブールの事務防止のための整視についてブール設置者が他者に請け負わせる場合は、無償であれば警備業の認 定は不実、名債であれば警備業の設定が必要とされています。 ブールの事故防止的自分されば特価の無能に助けっず国理度の注意機務を指す必要があります。しかし、現状は有 情の場合に限って現在の意じ警備業法の運動が課せられています。 有何の場合に関いて現在の意じ警備業法の運動が課せられています。 有何の場合に関いて現在の意じ警備表との影動が課せられています。 が、無償の場合と同様に実利を目的としない一般社団法人又は一般財団法人によるプール監視にまて警備業法による規 財産者では当成状態性となっていました。 とって、実際を書から、事業が表現しません。 よって、実際を書から、事業が表現しません。 は、これ、これ、日本の記述とである。 「最初の場合と同様に実別を記しまします。」 の場合と同様に実別を記しませいまします。	個人	警察庁	警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項において警備業務の定義が規定されています。 ブール監視業務は、同知第1号又は第2号の業務に該当するため、他人の需要に応じて行う場合には警備 業務に該出上等。 そのため、警備業務としてブール監視業務を行う者は、警備業法第3条に規定される警備業の欠格要件に 該当しないことについて、都道府県公安委員会の設定を受けなければなりません。	他人の需要に応じて行うブール監視業務が警備業務に設当するのは、当該ブール施設における事故の免 生を防止するために必要な措置をとることを主な任務としているためです。 事業業法における「無難」は、受害業務を行う需要といい、「需要した当事業務の免務の提供について 「同意業法における「無難」は、受害業務を行う需要といい、「需要した当事業務の免務の提供について 「同意業法における「無難」は、受害業務を行う需要といい、「主要した当事を務めるとまして は、シンよするだけでなく、反対他やしての債務を受けようとする場合をなどできない。必要している 「会職業務は、他人の需要に応じて、その生命、身体、財産等を守ることを主なが発生する業券であり、適切 な管理運塞を展開し得ない場合で編集を営むことを指するという言葉を必要している。 等の行う事業であっても、営業に製当する限り、警備業の認定が必要となります。	<i>it</i> ± .
452	令和7年4月18日	令和7年6月20日	行政書士法の改正	行数書士法第2条/行数書士となる 資格を考する書/について、ロ土業 現代を考する書/について、ロ土業 会保険が廃土、中小企業と勝断土 人士・行政書士、土地家展開業土土 社会保険が廃土、中小企業と勝断土 土地家原開業土、社会保険保険 土、中小企業と開発 、中小企業と開発 土地京原開業土、社会保険保険 土となる資格を考する者/を加え 6。	行政者士法第2条では、行政者士となる資格を有する者とされるのは、(1)行者士試験に合格した者(2)弁護士となる資格 を有する者、(3)弁理士となる資格を有する者、(4)必認合計士となる資格を有する者、(5)的理士となる資格を有する者、(6)分類者のよって行政事務を組まれた。別期が、と受け、(4)公司者のよっているとなっ、(1)(2)は当然、(6)は実施 (4)(2)を発展された。(4)(2)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	個人	総務省	行政書士法(昭和26年法律第4号)第2条において、次のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有 すると規定されております。 1・1円改革士試験に合格した者 3・3年世上なる(資格を有する者 3・3年世上なる(資格を有する者 3・8世世上なる(資格を有する者 3・8世世上なる(資格を有する者 3・8世世上なる(資格を有する者 3・8世世上なる(資格を有する者 3・8世世上なる(資格を有する者 3・8世世上なる(資格を有する者 3・8世世上なる(資格と有する者 3・8世世上なる(資格と有する者 3・8世世上なる(資格と有する者 3・8世世上なる(資格とは、 (平均1年後書前の時)第2条条4世に選まする(市政教行法人をいう。以下間に、以及は有支地方独立行政法人との。以 下間に、の役者(又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が追募してながおり上(学校委育法 (明祖22年末後書家の号)による高等学校を半乗した者その他同法者の第二規定する者にあっては17年以上) にるる者	・ 行政書士法(昭和26年法律第4号)第2条において資格に関する規定が設けられていますが、議員立法に より制定された当初は、行政書士の資格を考する者として介護士となる資格を考する者に、介理士となる資 施を有する者に、「必要活士となる資格を考する者として介護士となる資格を考する者に「介理士となる資 施と有する者に、「必要活士となる資格を考する者に、「議主は比較力を実施をの公務員として存金等を計 点した開助がこれを書献して6年以上(高等年卒年業者等にあって165年以上になる者が挙行されていま 、その後、製理士法(国和26年報度273号)制定といり取理士となる資格を表する者に対しませた。 に、期限39年及り期間が8年が日本第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	5

悉문	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案		所	管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
世写	検討要請日	凹合取りまとの日	佐余争坝	従来の具体的内容	佐糸 理出	主体	所管省庁	制度の現状	核当法令等 対応(対応の概要	る処理方針
453	令和7年4月18日	令和7年5月22日	労働条件通知書の 明末方法の見直し (労働者の希望に関 わらない電子はよる明示を可とする 法改正)	労働条件の明示(労働条件基知書) について、書面交付を原則として、 労働者が希望した場合にはFAX、E ナール、SNS等による研究を与し カらず、電子報件での明示を切るし たてほしい。	労働条件の明示については、かつて書画交付が職務付けられていたが、平成31年の法改正により一部規制解和が進 み、書画での明示に関則として、労働者が希望した場合にはFAX、Eメール、SNS等による明示が可能となった。しかしな がら、生産性向上に向けて電子セペーパーレス化が進むを日において、依然として書画版体を原則とする法告のは法律 65かり、生産性内上立びによび向手を持ている場合では「実体の方面から関連であり、労働者が重して場合に 65かり、生産性の上立びによび向手を持ている場合が、自てはない方では、中では、 である。本件によっず、労働者認識法を始めたし、依然として書画明示を原則とする規則は多く残されていると問題してお り、今一度関連法令の総点検を行い労働関連事務手続きの電子化推進により生産性向上のご支援を帰りたい。	、如 電機・電腦接触・電腦接触・電腦上標準度	厚生労働省	労働基準法第15条管1項により、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して資金その他の労働条件の明素の機器付けられています。労働条件の明素の方法については、労働基準法施行規則第5条第4項に 領より、書面の文付無限なっていますが、労働者が希望した場合にはファクシミリや電子メール等での明示 地・ 市間をとなっています。	6基準法第15条第1 基準法施行規則 対応不可 条第4-4	労働条件県示の方法については、労働政策書舗会労働条件分割会において議論され、 ・労働者が電子の手法の対応かできる環境を整てていることが第一の条件になる ・別の場合とはこととに、労働者がからからの労働条件を明示された変音を確認できるということが担保されない ・ 世にいったこのを見からました。 ・ そして、平成21年2月の19年の労働時間法制等の在4月について(報金)」を記載さ、労働者が希望した。 ・ そして、平成21年2月の19年の労働時間法制等の在4月について(報金)」を記載さ、労働者が希望した。 ・ をは、電源の文学によって、アウアン241の法律、電テュール等の温程により労働条件を明示することを可能 ・ から、電源の文学・・ では、というないでは、電子・ルール等の温程により労働条件を明示することを可能 ・ 体明かる可能とする近左を行うと、労働者が電子が手よの対応ができる課題を見まていない場合に、みずか もの労働条件が明示された文書を描定できるといことが概念されなことが、このような者を改立しておりません。	
454	令和7年4月18日	令和7年5月22日	事業場単位による行 設等総参の見施し (36協定本社一括 届けの規制和及 び適用用件の拡大)	36協定の本社一括層付は、現状、 層出の内容が同い場合に利用でき が、36協定の影響自体は、再集 場工とに実施する必要がある。この ため、本社一部部と変態にと解しい場合 さめ、本社一部部と変態にと解しい場合 また。本美場工との36協定の時報 また、事業場工とで提出の内容が 異なる場合の本社一括層170要件 接和については、2022年11月の要件 接和については、2022年11月ので、2022年 は、2022年11月の要件 を表しているとので、要型への引 がについては今後接針していきた いとのコンドントラントとの調 がに当かり、その後、 対が進かられているとの認識である が、集和の実張をお願いしたい。	A CAMPENON ON CHARACT BUNNETH IN MANY CHAMPAN SON COMMON A COMMON		厚生労働省	時間か、体目労働を行わせるためには、使用者は労務管理の単位である事業場ごとに、時間が、体目労働に 関する信定(38億定)を締結し、事業場の所在地を管轄する労働基準監督書長(以下「所轄署長」)に届け かる要別分別ます。また、戦争の事業を書する要別よ別いでは、一定の要件により、いかかる本社撤配を考する事業場(以下 「本社」の使用者から、本社及び当該企業の本社以外の事業場に係る協定等について一括して開始が行わ 下れた場合(以下「本社一括届出」)には、所轄署長に編出が与されたものとして取り扱って差し支えないこととされています。	(基準法第39条第 (都原) 対応不 対応不 (機度) 対応 (機度) 対応	(協案前段について) 労働基準法が「事業はいい「事業場」を単位として適用されるのは、労働収得の実施を適切に反映した労働 条件の設定への場合の場合を対象用報酬を固定し、監督・指導の有効性を指揮するためです。 本社・指導はは、各事業庫でもれぞれの実施を指導えて締結した協定を侵宜的に本社の使用者から届出 ことを可能さるものであり、開送の無限に国する協定とでありませが、またが、 したがで、現時点では、発酵が、体日労働に関する協定(の協定)について、事業者ことの締結を維持する が増加であるを含まています。 (接業投程について) 提別なる実施計画へ参加を与月16日間議決定)に基づき、38 協定間について、届出の内容が各事業場では なる場合でも本社・指指はかできるよう、既存の労働条件は一タルサイド積かかようう労働条件とを必必 がわれずより出し、労働者が基づに関連状況を引き、第69の2の之び隔等の30について、での必必 があれずまりません。労働者が基づに関連状況を引きのの2の之び隔等の30について、での必必 があっている。 ものでする。 ものでする。 ・ 本のでする。 ・ 本のでは、 ・ 本のでは ・ 本	
455	令和7年4月18日	令和7年6月20日	年金裁定請求時に おけるマイナンパー カードの利用を可と することによる事務 効率化	確定給付企業年金における裁定請 来時に活付する書類にマイナン パーカードを相所できるようにして いただきたが	様定給付企業を金法指行規制第33条第1項では、年金等請求時に生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の社 本その他の生年月日已証する香棚を必要としている。また、一方で税法の参求によりマイナンバーの提出を必要としている。このため年金割者は、マイナンバーと共に住民恵でと番唱する必要があり、手間がかかる助家を管留すると とがある。基金がマイナンバーから住基情報を連やかに取れるようになれば、マイナンバーの提出のみで請求が簡素にな り、請求者の便宜が図れる。	電機・電通機・電通子信産者連盟	厚生労働省 総務省 デジタル庁	確定給付企業を会においては、給付の額定請求時に、長始権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した議業に、次に指令者額を設付して、毎年第中に掛けることとれています。 上議業に、次に指令者額を設付して、毎年第中に掛けることとれています。 本年月日に取りたる即年長の記書第2以下海の3本とからの変と乗り目を送する書類 ・その他規約で定める給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類 おだし、生年月日については、事業主等から情報の集集に表する差数を受終された企業年金連合会が任民、 活で 素に関係により出談受験者者「念を機構資本人、経験制御の契係を受けことにより課題が行われた場 台にあっては、生年月日に関する作司付長の証明書又は戸籍のお本その他の生年月日を証する書類を提 出しなくてもよいとされています。	性格付企業年金法 現行制度 現別第33条第1 で対応可	確定給付企業年金において、給付の額定請求時に「生年月日に関する情幣村の証明書又は戸籍の博夫その他生年月日を証する書館にして、マイナンバーカード(個人番号カード)の写しを基金まには事業主に提出するより担保を起められています。 「することは現在も認められています。」 「なお、制度の現代にも起配らより、9 年月日については、事業主等から情報の収集に関する業務を委託された企業年金富会会が任息基本合権法により過程を受けることにより提出が行われた場合にあっては、8 年月日に到する市町村長の証明書又は戸籍の沙木その他の生年月日を証する書類を提出しなくてもよいとされています。	
456	令和7年4月18日	令和7年6月20日	確定拠出年金のマイナンバー利用及び 個人住民税の特別 物取税額通過のマイナンバー記載 物店	競技、構定製出等金(GO)について は、基準性金額等を元に収入の はままでを整要したが、 (人)に行うことを整要したが、 (人)に行うことを整要したが、 また、個人住民後の特別の収録 通知書(cLTX)デラ)ののマイナンバー記載機彦についても提案し たい、	環状、確定拠出年金におけるマイナンバーの放復いは、年金や一時金の給付を受ける人について投展者・市区町村に提出する温泉機収票等にマイナンバーを記載するといった役の手続きにのみ利用されており、記録及び保存には利用されている。 様定拠出年金では、現在基理を金書を長祖づけしているが、マイナンバー情報・の話づけに変更することで、全業官で毎月を撮影しま想。 では他下から表更のカンナンス作業が不安となり、事務を集の刑事が必明をからした。 住人民民の合制機の投稿者が書。 (4.1747年)から、1747年)では、東京を開始していた。 マイナンバーが記載されていない。 第1年 民政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	是 记 子 信息 证 子 信息 证 書 連 選 書 連 選 書 連 選 書 連 選 書	厚生労働省 総務省 デンタル庁	【厚生労働者】 「原生労働者」 「	108/022	(原生労働省) 企意を報答者出生命金のマイナンバー情報への経づけについては、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつ 、関係者等による十分な検討が必要です。 下 (総務省) 他 制度の現状機に記載のとおりです。	
457	令和7年4月18日	令和7年6月20日	健康保険組合の設 は本業所増減に係 名勢管手続い係 化(板保険者の2分 の必 の必 の必 の の の の の の の の の の の の の	企業グループ単位で設立・適害する 健康保険組合に以下、企業グループ 健保において、一部加入事者と の資本関係が発展された場合に、事業 要所を他の健康保険組合(総合型 の健康保険組合(総合型 の健康保険組合(総合型 の健康保険組合(総合型 の健康保険組合(総合型 の健康保険組合(総合型 の健康保険組合(総合型 の健康保険組合(総合型 の健康保険組合(総合型 の健康保険組合(という) という。 という。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	環状では、企業グループ程模における一部加入事業者について、事業再編に伴う資本関係の変更が生した場合、当該事業所に対して従前の健康保険組合からの股急を截停づける取扱いとはなっていない。他方で、企業グループ程模においては、保えば企業内ネッケアークの京用による情報セキュリティ機能など、事業連結を削退した終白の実務基金が打が、フェンスルールにと企業を受けている。のであ、東京経過学化、企業グループンとしての機能が支払い事業所が必要が大力スルールに企業を付けている。のであ、東京経過学化、企業グループとしての機能が支払い事業所が必要がある。所については、可能な限り返せかに他の配合型の回議率限級組合または全国健康保険協会に移行させる必要がある。現代の股税機合の公司し上の同意を展展を修復業することで、母体企業のスピーディーな事業構造改革と当該健康保険組合の円滑な実務運営を実践することができる。	事 電機·電磁接·電磁接·情產者連盟	厚生労働省	資本関係の変更等を指由とする健康保険組合の事業所の階減においても、健康保険法策25条第1項に基づき、適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の二分の一以上の問意が必要です。	【程度波集第25条第1 「程度放集施行規制」 対応不可 系第23項	環帯保険組合(以下「健保組合」という。)は、自主自立の組織として、組合員の協調のうえで円滑に事業運が行けれた必要があります。 かけわれる必要があります。 かけわれる必要があります。 かけられる必要があります。 かけられる必要があります。 かけられる必要があります。 かけられる必要があります。 かけられる必要があります。 かけられるが、別点をはいては、全の事業所が機関組合の会しまして、変更産産業をは経過が出るが、対したが、別点をはいては、での事業所が機関組合の最大して受けるがありませ、 が、企業に参照を頂く生まとなり。加入後も引き終さ、資本関係に多づく関係性を求めている要はありませ が、必要は出るけました。 は、大きの機関組合は独立した心法人であることから、必ずした金度がループにおけるが、ケンスを踏まえた数据 といっているをはまります。 ないました。 また、健康組合は独立がよりない法人であることから、必ずした金度がループにおけるが、ケンスを踏まえた数据 人名の使料の経験と思いませまの必要が付け能の有無、保健事業の差異があることから、入りを使料の経験と思いませました。 かり、別の機関・製造の変更は、自然を受け、よる金置によることとしていることか も、別様をの組合会変は、自然を表現した。 は、日本の場合を表現した。 は、日本のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	

番号	所管省庁への		担实市体	担実の日本が内容	AD de Ville de	提案	Tribbrida ala		所管省庁の核	討結男	<u> </u>	ワーキング・グルー
盘写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
458	令和7年4月18日	令和7年6月20日	マイナンバーカード	報連携に基づくことを前提として、 被機能者から機能者に対して直接 延納、もしく電磁的方法で発行した場合。使用期限設定に基づき返 が不要とすることを認めていただき たい。 同時に、現行の保険証取扱いにお いても、機能組合が希望する場合	限行の健康保険法施行規則においては、被保険者(従業員)が資格を喪失したとき、その保険者に変更があったとき、又はその被扶業者が実施したときは、事業主が、選帯なく情能険者証を回収して、これを保険者に返納することが求められている。 でいる。発展失失等の届出が事業主から保険者に対して行われていることから、事業主・保険者間での情報の共有は既に図れている。 国出自体のシステムセ・ベーバーレス化が進行中、左記板部、いる素材化生産めることは、事務負担経滅にもつながる、事業主の人事等指型者は本件発化のよの出社を余額などれており、テレワーの資金を指揮されるのみなが、国際 運送のパスや毛にている。アリー・クの意义等に対した・条款に本格子を持続と可能とするため、に関係者が実施ないと思 (2022年10月1日とおりを収録を計画は、本程教育と指定を主意を分析することがある。要はないと思 とは、企業のより、日本の主なの表別では、本格学を指しませない。 も他の表別を対しませない。 も他の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	電機·電報経 子/信產者 連盟	厚生労働省	責格確認書及び結保除者証の返納については、事業主において選滞なく回収を行った上で、保険者に返納しなければならないこととされています。	機康保険法施行規則 (大正15年内務合金) (大正15年内務合金) (大正15年内務合金) (大正15年内務金) (大正15年内 () () () () () () () () () () () () ()	対応不可	被保険者責格を要失した者の責格確認書又は被保険者証(以下「資格確認書等」という。)が保険者に選滞な (確実に基連さんことは、選正と資格確認のため、主要であり、そのため、者領係者が資格を要失した場合 等には、返答な、資格制能影響を回収、収扱者は返婚がによど、たどとを申集との最近としているとった。 建設書書を確実に回収する報点から、機能な解析が必要と考えております。 建認書者を確実に回収する報点から、機能な解析が必要と考えております。	
459	令和7年4月18日	會和7年6月20日	簡素化、および押印	財形給付金制度の更新手続き書類 の簡素化、および押印のデジタル	大学主力制音への主な使血音頭/ 【共同委託者の追加】	電機·電子情報経 子信度素型 音	厚生労働省	数労者制度形成給付金契約について、数に厚生労働大臣の承認を受けている場合であっても、共同契約事業主意加止ようにすると生物の場合には、厚生労働大臣の承認が必要とされています。未就必要けようとするとは、原生労働者やで定める事業を監視し、非婚者を雇任労働大臣に対する必要が必ります。また、裁労者制度形成給付金契約が帰めされた場合には、その首を厚生労働大臣に対し届け出ることされています。 なお、提出書類への押印については、令和2年度より押印不要としています。	動物者制度制度 定 通過的者則是有成役 上进行今面以來第1 上进行今面以來第1 2 項 2 項	(更新手続の信き書類の信まれた) 可以ののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(理繁手続を書類の限素化) 動労者経費形成於什麼保約は、事業主が労権合意に基づき、勤労者を僅託の受益者として金融機関との関 可機能する契約です。新たに共同契約事業主を追加よえたすると年等の場合においても、結算契約が勤労 者別書を規約が自然の要称を当た、の意宜に反じてはいか等を継ぎため、原生労働大臣の承 認が必要であり、ご指摘の書類についてはその確認のための必要素性限のものと考えます。 (評印のデジタル化) 刺皮の吸状側に記載のとおりです。	
460	令和7年4月18日	令和7年5月22日	キャンピングセミト レーラーの許可	キャンピングセミトレーラーのブレー キ基準をフルトレーラーと合わせる	キャンピングトレーラーは快適な休息所や避難所として便利な専問ですが、運転が難しいことがハードルになっています。 アメリカでは一般的なセミトレーラーをであれば、運転が開車で、被災地・素や保険制出来ます。しかし、日本では大監事 返るアゴス重型リー・中心発着が必要されています。アリカで認められる情でカー・オピンルトレーラーにしか認めら れていません。当間な連絡をするセミトレーラーの方がより厳しい基準なのは過剰規制なので、 改善して下さい。	個人	国土交通省	接牽引自動車には「道路運送車間の保安基準」第12条、及び道路運送車両の保安基準の相目を定める告 示測15条節8項、原以条節6項以北第17条節6項の規定に適合する元素は上心刺動機器を購入る必要が あります(電路差異面の保安基準。別と条節2乗に当ちものを整心。 牽引自動車と接筆引動車を連続した場合によいて、「道路運送車両の保安基準」第15条。及び道路運送 車両の保安基準の組目を定める台京「第16条、第14条又は第172条の規定に適合する必要があります。	道路運送車両の保安 基準(昭和26年連輸省 令第67号) 道路運送車両の保安 基準の超目を定めるを 京、平成14日土交通 省告示第619号)	現行制度下で対応可能	「アメリカで認められる個性プレーキ」が必ずしも明らかではございませんが、車周粉重量が35トン以下のトレーラであれば、減速を移知して電気的に制助する方式のプレーキを表えること可能です。 なお、セミトレープが構造と、トラウを推定する構造は1なっていないないなりであかっ、トラウラーとトレーラが 接近することにより作用する構造のプレーキ(いりから「個性プレーキ))を展開することができません。 日本をほこか多くの国が採用する国際基準でもそのように規定されています。	
461	令和7年4月18日	令和7年5月22日	NOXPM法規制地域 の改善	NOXPM法規制地域を現在のエビデンスに基づ礼で見直す	NOXPM法が制定されてから乗い年月が過ぎました。新しい道路や住宅街が完成し、保安基準改正で黒煙を出す車両が 作れなくなり、古いトラックは毎用年券を過ぎました。毎日と電域が変わっていますが、規制機関の見恵しがされていませ 人。これは、最下支着の公金板、いては、側は一部から最初されてはいことからありかった。同じ内では、 また。これは、最下支着の公金板、いてが、明め、中で、日本のでは、 する要があります。	個人	環境省	「自動車から接出される産素酸化物及び粒子技物質の特定地域における経費の削減等に関する特別措置 注」(年成4年法律高70号)に基づき、整備配作動が無地域及び粒子技物質対策地域において、令和8年度 注」(年成4年法律第70号)に基づき、登場配作動が無地域を指する大地質対策地域において、令和8年度 までに二酸化金素及び浮越骨子技術で成る大変電場基金を破することも目標として、自動車排出室素 酸化物及び自動車排出粒子技物質の削減に係る各種対策を推進しています。	自動車から提出される 受素酸化物及び粒子 がような数であるが がような数で がある時間の所成等に 関する特別措置法	その他	中和4年4月に中央環境業務会が扱いまたから答明では、起景削減基本方針に規定されている「甲戌の治療 でいて電気器化物対策的構造となって物質が関係地域において二酸化塩また対象を不依頼のか気速度基準を経済する。という環境は圧退成をれたと評価した上で、今後の直動事様出力ス総合対策の住り方について、 ・環境基準を延載する。という環境は圧退成をれたと評価した上で、今後の直動事様出力ス総合対策の住り方について、 ・環境基準値を設計する可能性が十分に低い環境レールには登らなかかに測定点が一部あったこと等から、 対き続き続けつ前側車和くい。中級は二度で心を整理を持ちてこが必要、5年後を目達 ・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	
462	令和7年4月18日	令和7年5月22日	キャンピング車の外 開き窓規制の撤廃	キャンピング車の外観き窓の開き方 制限を無くす	キャンピング車は快適な体態所や避難所としても使える使料な車両です。当然、窓が必要ですが、スペースや重量、用の 開り込みがあた」におけ続きなかなやまません。しかし、積重の窓には大きく倒してはさらないと使変基準で決められていま す。これは、エアコンの無い時代に、走中中に開けてよってはないなのの基準では、現代ではエアコンはか手機合えた いますし、キャンピング車の目的からも走行中に開けないことは明らかです。窓のサイズや車の種別に応じた規制被和を 求めます	個人	国土交通省	「高勝藩連進業期の保安基準」資本等に適前1号により、外間を含めた放び換英装置は、告示で定める方法に より製定した場合において、その自動車の最外側から250mm未満入はその自動車の高さから30mm未満の 報酬を起えて実出させることはできせん。 「告示で変める方法とは、「電路重要は同の安安基準の利用を定める告示法の基金保護等1号、第64条第4 項第1号又は第162条第4項第1号により「外間を式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態」状態の自動車を測定することです。	道路運送車両の保安 基準(昭和28年連輸省 令第67号) 道路運送車両の保安 基準の超目を定める等 派(平底11年五之連 省告示第619号)	対応不可	キャンピングカーの外側を式の窓には、側いた場合の事体からの突出量を規定しています。 この規定は、恐を滑かられるなど、側けられたまま走行され、多行者などとの接触事故を防ぐために重要な ものと考えております。	

番号	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 提案	所管省庁		所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
田勺	検討要請日	凹合取りまとの口	従来争項	従来の共体的内谷	主体	別官省月	制度の現状	該当法令等 対応の	対応の概要	る処理方針
463	令和7年4月18日	令和7年5月22日	ドリーをトレーラーと して認める	ダブル連続トラックのドリーを自動 車として認める	ドリーはトレーラーの前車輪の替わりに取り付けて、ダブルストラックにするための前品です。理え交通をはドリーをダブルストレーラーの一部と主張しますが、ダブルス自体もトレーラーで、その砂名に別のトレーラーを退略しています。。運輸はは 接体上股かられて心ので、ドリーをドレーラーにしても関わりません。たいと、セミレーラーで認められる13m電が基準 接和が必要になります。関策で推進するなら運送会社の話を聞いてください。	国土交通省	単体のドリーは、「運搬運送車間上」第2条、「送騰運送車間法施行機制」第2条及び「運搬運送車間の便安基 車。賃削よよりポール・レーラ及びセミ・レーラ以外の被害引自即車に該当し、保安上又は公審防止上の 投票基本公司相合れます。 保安基本への適合性を満足したドリーであれば、単体で自動車検査証の交付を受けることが可能です。	道路運送業用法(昭和 20年至4年第15年) 20年至4年第15年的 20年至4年第15年的 20年2年第15年 20年2年第15年 全第3年至3年 20年2	下 ドリーは自動車の一種であるトレーラとして位置づけられており、検査の際には被牽引自動車の保安基準 適用されます。	55
464	令和7年4月18日	令和7年5月22日	LPガスを搭載した 「キャンピングカー」 「キャンピングトー ラーJのフェリーへの 乗船について	. L = 7 AC 7 - 11 (- #60) + 7 P(x)+	第他之、行権諸するレガス(危機物)ではなく、おくまでも、その車の専件として搭載しているレウオスは「元後を開じる」「車間に置きする」が載って乗りませる。 ★2 アウトアンジャーのリとっとして、キャンプ等の需要が増えている。 また、災害者の分別としてもキャンプラの高度が増えている。 また、災害者の力はしてもキャンプ用品、キャンピングカー等の優位性が能費半島地震においても確認されている。 ドキンピングカー、場下は、レヴスを搭載するものが多い https://www.hobjer.	国土交通省	春号351の図書をご参照ください。			
465	令和7年4月18日	令和7年5月22日	事後と特定自主検査の統合	特定自主検査を受ければ事検合格 にする	大型特殊には車線と特定自主映査が義務です。特定自主検査は走行性能はもちろん、安全に作業可能まで詳細に調べます。車機ではライトが失るかと、排気ガスの検査だけです。普通車はプレーキやヘッドライトをテスターで測定しますが、個人大型特殊は測定しません。アスターに入らないからだそうですが、それなら単核の歪線がありません。	国土交通省厚生労働省	道路運送車両法に基づく継続検査(いわかる車権)については、道路を運行する車両の安全性の環保と公害 の防止を目的といており、労働安全報告法に基づき、機械の安全性を確保し労働災害を未然に防止するため に実施する特定自主検査とは検査項目や基準が異なります。	道路運送車所法(例和 20年後年第185号) 対応不可 47年法律第57号)	特定自主検書に合格した自動車であっても、検査項目が異なる車検の基準(保安基準)に合格と取り扱う は温度ではないと考えます。 なお、検査コースへの入場が開催な自動車であっても、検査官が路上にて適切に保安基準に定められた。 遠・装置の適合性を確認しております。	:と 第
466	令和7年4月18日	令和7年5月22日	エアサス率の積載量 計算見直し	エアサス車の最大指載量を計算す る時に軸重配分機能を考慮する。	トラックは荷台の中心に最大機能量分の荷重が作用するとみなして各タイヤの負荷を計算します。タイヤ耐荷重オーバーなら機能量を減らます。労働環境を保ぐるためにトラックキャビンよべがを付けると、前が重くなってシングルタイヤの荷重オーバーに対すま、すると、最大報量量はペットの主要とかる例れた工業制定支替ができま。エアサス車は車の個人水平を使っので、現実には前輪にそこまでの荷量は掛かりません。 ベッド装備の効果以外に、乗り心地の良いエアサス車の普及はさらなる働き方改革になります。	国土交通省	原太陽艦星の算定に当たり、積載物品の密度の作用位置は荷台区画中心と取り扱っており、当該自島車の 事合を使用する標準率の最大機能量及び外容限度を超えない範囲内で最大となるよう指定しています。	道路運送車両の保安 基準(明和26年運輸省 対応不可 令第67号)	タイヤの食荷能力が満足しない場合は、発売能力の大きいタイヤに交換することが必要となり、原剤としてイヤの食荷能力により更大機能量を添ってといる実施しておけません。 スタースによっては、最大機能量の製出力法と認識したでの範事メーカーが背容可能な重量を設している。 は、発予限にこいては、最大機能量の製出力法と認識したでの範事メーカーが背容可能な重量を設しているものと承知しており、安全性機像の製品から、個率ことの特性を考慮することは困難です。	夕定
468	令和7年5月29日	令和7年8月20日	公的個人認証サービスの利用者制使 向上に向けた同意 簡素化等について	(2)同法第7条第1項第3号に定める 署名用電子延明書の記録事項、法 よび第18条3項に定める特定署名 用電子証明書記録情報について、 今後予定される氏名の読み仮名情報の提供に加え、住所のカナ情報 も追加頂きたい (3)到田舎かに即編」た同會に開	報を開日管理することは国際であり、利用者の認識のないまま同意が失効していた。ということになりからず、住所が不更 解であるとの音性が振く機関に含むしたの言能性がある。このため、利用者が影響に同じまいる。同じは、不同意を出 機会について選切に告知するなど所要の指置を講じている場合は、10年経過をも販示の同意が成立し得ることをガイダ ン本で研修化に「即告とい、	①デジタル庁 投格者 整 報庁 ②デンタル庁 総務者	「アイナンバーカード」に接続されている電子経明書には「最名用電子指明書」と「利用者証明用電子証明書」の2種類の電子証明書が終り、それぞれ・パスケードの際定されています。 多名用電子証明書のパスケードは実数字の6~16㎡、利用者証明用電子証明書の/スケードは数字の4桁 だります。 ② 個人番号カード用書名用電子証明書は、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を記録するものとされ ており、は前のカナ情報は記録されていません。 ③ (問題の方法について) 「特別は返表ませていません。 ③ (問題の方法について) 「大田の方法について) ② (同題の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法について) 「大田の方法に対して)	第1号から第3号及ひ 第7号 電子署名等に関する 地方公共団体情報シ ステム機構による認証 業務に関する法律施	(1) 署名用電子証明書は、行政における様々な手続きや、金融機関をはじめとした民間事業者の手続きも、対策での実内相当の用語と使用するものです。 も、対策での実内相当の用語と使用するものです。 その性色、比較地質を修復するの参便の製造から、バスワードを美数学の6~16桁としています。 (2) 個人番号カード用電名用電子証明書の記録事項については、電子署名等に係る地方公共団体情報・ テム機構の設証業務に関する法律(平成14年法律第13場)の対理にようさ、住主基本を輸出(明和なお が悪わり、前下条列、号からの多句と表の手では、現在されたしたりによるうと、住主基本を輸出(明和なお が悪わり、前下条列、号からの多句と表の手では、現在というに投展の記述事業を必要すると 選択、住民屋の記載事項には住所のカナ情報は含まれていないところ、億人署号カード用電名用電子が 選択、住民屋の記載事項には住所のカナ情報は含まれていないところ、億人署号カード用電名用電子が 、12 利用書にもの間面の方法については、電子署名等に係る地方のより返り場では、 に表計する必要があります。 (3) 利用書にもの間面の方法については、電子署名等に係る地方のより返り場では、記録者の利用書に関する法律が のは信が求められております。また、デジタルは他の形成で図がための関係法律の参照に関する法律 がのは信が求められております。また、デジタルは他の形成で図がための関係法律の参照に関する法律 がのは信が求められております。また、デジタルは他の形成で図がための関係法律の参照に関する法律 がある。 最近の利用者を対する外間を対して、電車な事間を行うことだれたした。電子器等に出 表面の利用者を引かる外間を対しまり、利用者の影響とは同様を必要がある。 最近の利用者は、他権制・提供ナービスの関係の有効関には中と変かています。 ころしたことかり、機能を対しては、以上のように、署名用電子証明書による同を个有効関係が こことことかり、機能を対しては、以上のように、署名用電子証明書による同定を有効関係である。 これた。20 日本語を書かり、オーティンにおいますと、電子器を のに可能を表しています。 (14 日本語を表しています。14 日本語を表しています。 これたことかり、利用者の影響の動態を生まないよう音を用電すまが、また。 (15 日本語を表し、利用者の影響の動態を生まないよう音を 、15 日本語を表しています。 (15 日本語を表しています。15 日本語を表しています。15 日本語を表しています。15 日本語を表しています。 (15 日本語を表しています。15 日本	ス法ま、明重・「私信情報する」、「応・」「間

	所管省庁への	同体型U+1.4.0	提案事項	提案の具体的内容		提案			所管省庁の検討	討結果		ワーキング・グルー
借与	検討要請日	回答取りまとめ日	旋条争填	提案の具体的内容	佐米 理出	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
469	令和7年5月29日	令和7年6月20日	No.14 公的個人認 証サービスの提供 情報拡大	計画」を踏まえた真のデジタル社会 を実現する観点からも、公的個人認 証サービスによって提供される情報 に住所のカナ情報を含めるよう要望 する。	「デジタル社会の実限に向けた重点計画」(2024年6月21日展議決定)に示されている違り、マイナンバーカードは、一人 一人に最適化された利便性の高い行致サービスの提供や、行政機関の事務処理の数率化定実現するために重要な基準 である。 こうした政府の姿勢を指まえ、マイナンバーカードが有する本人機関機能の民間ビジネスにおける利用の音及を図るぐ に、公的場入場話サービスにインターかった。マスト 連携を再発を提供するサービスが提供されている。当該サービスを活 ストスを提出、ボラインでよ人機能を指することが可能とのまた。またますることが、可能の分別に係る規能を の 用えば無機連業務においても、当該サービスを指導の氏を合せ作用の変更手能をにおいて活用するニーズがある。一 が、経験会社による場合のアル機と利用することが可能とから、生活有事の変更手能をにおいて活用するニーズがある。一 が、経験会社による部のかけ、特徴を用するを得か、は当まが手を持たするに、前線のカナ情報を使用する書類・ 技術を内が、影響を持てい機、特別・ル機におけるかな、現代有情報のでは対してきず、最終から返れてから事務を必要しなけ、 はまらや性内の予機を必要しなおも、現代有情報のなくは対けできず、最終から返れてから事を必要しなけ、 情報に加え、カナ情報も返去されると、現代有情報のとは対けできず、最終から返れてから事かって入た。よる 情報に加え、カナ情報も返去されると、現代有情報のとは対けできず、最終から返れてから事かって入た。とも 情報に加え、カナ情報も返去される。	一般社团本 大法经連 合会	デジタル庁 穀務省	個人番号カード用署名用電子証明書は、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所を記録するものとされ おり、住所のカナ情報は記録されておらず、本人局意に基づく最新の住所情報等の提供において住所のカナ 情報は提供されていません。	電子署名等に係る地 アカル州間が開催システ (関本の企業を開発を開発を 関本の企業を ())) (()) (()) (()) (()) (()) (()) (()	讨応不可	個人番号カード用著名用電子技術書の記録事項については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機関の認証業務に関する主義(甲版は作法培育に3号)の規定に基づき、住民基本台報法(領称収定法律第3号) 研究集計号から第3号を設定するとされております。 第31号) 研究集計号から第3号及び第7号に規定された住民票の記憶事項券を記録するとされております。 現代、住民票の記載事項とは指示していまいており、「機工を対していまいており、「機工を対していまいて、 第20世界事項を追加するにあたっては、実現のために発生するコストや具体的なニーズ等を踏まえて、慎重 に検討する必要があります。	
475	令和7年5月29日	令和7年6月20日	飛行場以外での就 立機能制に関する 特例基準の制定	を解決するため、場外金国法に関する特例基準を制定し、場外金国統一のルールを削入金国統一のルールを設していませまする。 具体的には、ドラム缶等を用いた簡易な給油方法を認め、必要な安全、消火器の配置などと確保といる。特殊調金の設置などと確保の設置を必要な変し、現場の記量などの活用を認める。適等可能な資材の活用を認める。適	現在、航空流車が呼ば、あり場所機能関からできていません。 を基立とは電影が成立、特別機能は、最後後の資産が受益し、工業機能を運搬がしたにのが、は、他は、他は またとなる場合が、対象がは、とは、最後の資産が受益し、工業機能を運搬がしたにのが、は、他に動産販売や と場所・総画が、問題となり、運動の素軟性が制度されている。また、仮貯蔵・仮取扱いの基準には見合っていない。 例えば、東京都では工事現準でのローリー始急に関する特殊基準を投げ、態格な安全発度を囲じることで運用を可能し にいる。この制度と参考に、裁定機能が終出し、市内を心を対しません。 別上が開発できる。 北京に、「他には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般になる。 は、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般になる。 は、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般に	個人	彩務省	1日の前空機への給油量が指定機量以上となる場合は減空機給油取扱所の許可を受ける必要があります。私空機給油取扱所は、その位置、場面及び設備について、政令で定める技術上の基本に受って設備したただ。内電及支援機との開助が10日以内である場合は、所籍の消防長又は消防署長の非認を受ければ、抗市村長の市を受けることが必由が可能とびがます。 は、市市村長の市を受けることが起かて配とが対き、また、日の航空機への始い差が指しませまます。また、1日の航空機への始い差が指定機量を対しており、形容数値の5分の11上記を設置来るの危険物が、また、この機・型を受ける場合には、本部を指して、日本の企業を表の影像の基本があります。 たたに、現にも力を全定策を同胞の地等を考慮し、現所を(消除表表)に、上記を設置来るの危険物が、たたに、現にも力を全定策を同胞の地等を考慮し、現所は(消除支援)を対象が基本を通用しても、前等以上の安全が帰境されると判断される場合には、基準の特例を認めることが可能となります。	消防法第10条 危険物の規制に関す る政令第17条	行制度下	航空機能油取扱所については、貯蔵し、又は取り扱う危険物の危険性等に応じた安全対策を求めており、 必要収規定であると考えております。 なお、一時的な利用については、取り扱われる開闢や周囲の状況等を踏まえ、安全上開題ない場合には、 別数を又は応防害を分成部でることで可能となっています。 また、1日の航空機への給車量が指定装置を乗走なる場合についても、名市町村の火災予防条例に基づ また、1日の航空機への給車量が指定装置を乗走なる場合についても、名市町村の火災予防条例に基づ 場本が定められているとこであり、必要な安全対策が欠られているところです。 なお、選じられる完全対策や開掘の地勢等を考慮し、消防後、信息等後により一般的な基準を適用しなくて なお、選じられる完全対策や開掘の地勢等を考慮し、消防後、信息等後により一般的な基準を適用しなくて など、選上の社会を全が確保されると判断される場合には、基準の特例を認めることが要状においても可能と なっています。	
476	令和7年5月29日	令和7年6月20日	2503082Z07[4/4] イナンバーカードの 更新手続な近 の情野村役場で可 能にする	ればならない。/30分で終わる手続 で、2時間も3時間もかかる。/ ムダ である。/ これ、どこの市町村役場 でも手続可能になりませんか? / 勤務地市役所で手続できれば、自 宅まで移動する時間を省略できる / 勤務地市役所に発生する行政コ ストは、佐藤地南谷所で手編・方々	一動務地市役所には満額の1000円を交付する。/ 差額の500円は、国が構填するか、申請人本人に負担させる。/ 昼夜 間人口比率が反映されるので、そのへんは通信に顕きすればいい、/ マイナンバーのように、党を助うで国境な手続はコストが背が最近から、このご動揺立可能ではないか? / オンライン海側がではいても素的の手間はムがだけ、 (大きななどはまない) 足人情報の管理はシストムを変すで変化を用きなるも、作者手間のインエント化によって、手続する側もした効率よが重要ができる。 (現在のホームペーン等での説明は、窓口で具体的に何をやるのかイメージできず、同様できぬい、/ (乙の人の問題も、デジルドできた) 開放できた (日本のかイメージできた) 明確なでは、プレト場の影響と従うして、大きなも側もした効率よが重要があり、/ (乙の人の問題も、デジルドできた) 単純な変形 されずたったで、はアくたらの方式で窓口作業と関一ですれば、手部コストを構成しから、他の市時付で作場可能で作業であった。 インディン (工学) では、プレト場の影を変がした。 (工学) では、アントのの方式で窓口作業と関一ですれば、大きの人が、他の市時付で作場可能で作業であっていくはアくだらの方式で窓口作業と関一と対して、大きなでは、「日本の市場では、「日本の市	商業登記	彩務省	マイナンバーカードは、住民基本台側に記録されている者の申請に基づき、住民基本台橋を管理している所 国南村が交付主体となって交付しています。住民基本台橋を管理している市区南村長か公臣の主体となりま ・ ・ ・ また、マイナンバーカードは、分割セウオンラインで安全・増東に本人種総を行うためのツールであり、なりすま しているような工事を持たけた。、申請知及以支付時に、石田町村の最近は各方面での最格なよりを 様で、文付することしております。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	行政手続における特定 の個人を識別するため の番号の利用等に関 する法律第17条第1項		「制度の退税」で述べているとおり、マイナンバーカードは住民基本台橋を管理している市区町村長が公証の主体となり、同時区町村が公社は全なものであること。また、任意の市区町村で選手手軽も可能とする。 またとなり、同時区町村が女性生体となるものであること。また、任意の市区町村で選手手軽を可能とする。 また、カイナルール・七円港・東京 であったかのは多の信仰を完められるよう。相関の政策に定ったいとうな 取組の実施・拡大について各市区町村に要請するとともに、実施に要する経費について国際により支援を行 い、また、先進的な取組について情報提供をするなど、各市区町村の取組を後押ししております。	
477	令和7年5月29日	令和7年6月20日	第二種電気主任技 術者試験制度につ いて	験は、科目合格制度が無い上、翌年度までしか受験資格を持ち越せない。2次試験にも科目合格制度を 適入1.翌々年度まで受験資格を	する第一性電気土はは外質がJSMを制度にプレくも思想した行うことは、交換土の資担整線を認り、資格取得有の増加を 通じた異互可能エイルギーの普及拡大に変する企業なる。 https://www.met.go.jp/shingkai/sankoshin/hoan.shohi/denryoku_anzen/hoan.seido/pdf/013.01.00.pdf	個人	轻济産業省	(1) 一次試験の免除期間については、合格した一次試験の行われた年度の初めから二年以内に行われる。 駅の一次試験を免除している。 (2) 第二種電気主任技術者試験の合格基準について、一般財団法人運気技術者試験センターで実施する。 次試験の合格基は、16年日の合計で10の高高機関で60回上に対して8月ません。17年時以上上している。 には、18日本の自動機能とよって受験者全体の得点数が低い場合には各基準の自動機能も実施)。	異位等に関する者で 第六条第3項(2)第1 対	対応不可	一次試験の科目合格制度の前提となる一次試験の免除期間の延長については、電力の安全確保と、電力 保安人状の高度の回路から機能におけずる必要があると考えます。 最近、自然を基本といますが、この条件では電力・管理・2000年を1000年まで、1000年度で1	3

T C	所管省庁への		49 chartes	H	提来		所管省庁の検討結果 ワーキン
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応の概要 対応の概要 が応の概要
478	令和7年5月29日	令和7年6月20日	平成20年「中小企業 の支援体制のあり万 年に関する統計会 中間とりまとめ」の廃 止	あり方等に関する検討会中間とりま	地方公共日本にとって、商工会・商工会議所の運営委員制的は商工行政費の多くを占め、財政の任意、政策の侵害化につながっています。しかし、これを見載そうとすると、単位の年に中か企業が完集した「中か企業の支援体制のあり方等に関する時間を開始しませた。」をは、日本の事工会議所の組織の在り方・存むは、商工会・商工会議所の組織の在り方・存むは、商工会・商工会議所の組織の在り方・存むは、商工会・商工会議所の組織の在り方・存むは、商工会・商工会議所の協議・会計を生じて、セガン共日体制の経過・経済の企業受異制能を考えりに増やするにとの圧力もかかっており、組織は自主性に受力と、力を一方、提供の工法議所の運営契制的を考えりに増やするにとの圧力もかかっており、組織は自主性に受力というというというというというというというというというというというというというと	轻济座集省	「商工会及び商工会議所法による小規模本業者の支援に関する法律」に定める経営改善普及事業等を実施 するための商工会議所法による小規模本業者の支援に関する法律」に定める経営改善普及事業等を実施 するための商工会・商工会議所の人件費・事業制については、三位一体の改革等の流れを受け、都道府県 に対して財源こと移譲されており、地域の実情に応じて必要な措置が関しられている。 に対して財源こと移譲されており、地域の実情に応じて必要な措置が関しられている。 ・本語の表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表
479	令和7年5月29日	令和7年6月20日	財団法人の理事会・評議員会の議決権の書面行使について	財団法人の理事会・評議員会の議 決議を株式会社の株主総会と同様 に書面で付役できるようにする。	コロナ禍以降、オンライン開催が増えているが、原準会・評議員会の開催日程を調整することに多大なコストがかかっている。書面で鑑決権を行役できるようにすることで、途やかな恵忠決定を行うことができ、より素敵な法人選案を行うことができるようになり、民間の活力が向上される。	法務省	- 最社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団法人法」と思います。)上、一般財団法人の - 最社団法人法第30 - 無社団法人法第30 - 無社団法人と第20 - 第4 点 多の承条 第4 点 多の承条 第4 点 多の承条 第4 点 多の承条 第5 点 多の条条 第5 点 形式上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上
482	令和7年5月29日	令和7年6月20日	記当金計算書の電 子化	から株王(投貨王)へ配当並計算書 を直接郵送することを不要とし、証	国内上場株式・ETF、リリートに投資していると、配当金(分配金)計算者が配当が出る原度報送されてきます。単元未満株 をは保養有で第円の配当でも、10円の郵便代です。内容は証券会社のMebページで電子交付されているものとほぼ同じ であり。全の意味です。受け取り場そのまま見ずに指でるようなものに、紙資器・報送資源・研究費用・原東費用が無駄 は要せたいます。 様式敷は利配分方式は証券会社口庫で配出金を受け取っているので、証券会社がら株主へ。通知すれば事足ります。電 手文付を利用していて、映まへは取り情報報告番号よとかで月回程を受けなけないます。 株主航会書類が電子化されて何に問題は起こっていないので、大きな弊者はないと思います。	財務省金融庁	上場株式配当等の支払をする者は、上橋株式配当等の支払に関する通知書をその支払の確定した日から 1月31時、同一の着に対してその年中に発払った起当等の服の合計をできまてる場合には支払の確定した 日の属する年の要と1月31日までは、その支払を受ける名社に交付しておけたないとされています。 この上線本式配当等の支払急和書については、支払を受ける各本人に書面で交付するはか、支払を受け る名の実施を得えてそ、その通知書に記載すべき事実を電磁的方法により提供(電子交付)することができ ることとおています。 また、起発を発とされています。 また、起発を発されて実す。
484	令和7年5月29日	参和7年6月20日	トラックの当てゴムを 長さに含まない	トラックの後に取り付けた当てゴム を長さにカウントしない	プラットフォームを使った荷下ろしは人手不足の解決になります。ビックリと着けるために当てゴムを取り付けたいのですが、発さ1miplemのトラックに当てゴムを取り付けると表で直接の返去液をになってしまいます。表さといっても、ミラーや 個人 パップカチラは きかない ので、美事の表さはもっと長いです。最いの当てゴムを認めるだけで、非常に効果的です	国土交通省	選問運送専用法(以下(法上に)力,)第40条により、自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土 交通名命で定かる保安はは、と対れております。 選問運送専用はおり機計算ながより、は実施のの自動車についての保安上又は公害防止上のの 選問運送申用はおり機計算ながより、は実施のの自動車についての保安上又は公害防止上のの 選問運送申用はおり機計算ながあります。 選問運送申用な受送事には、それで表がより、選手のの自動車についての保安上又は公害防止上のの 場際では、おりでは、大場合において、長さ(セミレーラースの)では、基準をは、2月 10年
485	令和7年5月29日	令和7年6月20日	トレーラの連絡検討 手続きの合理化	トレーラの車検証にトレーラヘッドの 型式を記録する処理を特定記録事 務の対象に含める	トレーラの走行には、連結相手の型式を直検証に記録する必要があるが、そのためには直検証太達と紙の申請書を管轄 運輸支援の窓口へ提出する必要がある。したがで、アコリーに乗給する制に技策全での経路のトレーラ〜ッドを確定し、 手続きを済ませる必要がある。行政者の地策工や理事との指令機関に上ても遅れており、早急な改善が必要であ る。最低限、車検と同様に全国全ての事務所で手続きを可能にすべきである。	国土交通省	連絡車両を運行の用に供するためには、トレーラ(被牽引車)又はトラクタ(牽引車)のいずれかの自動車検査 設備事項に連絡する自動車の総合合わせを記憶しなければなりません。 自動車検査証に参加を構造する定能を対象になった。 が終ま項 通路運産車両は施行 支援等にお越しいただき行っていたが、上記は動車の使用の本拠の位置を管轄する連輸 関係のななな運輸を がある。 第1項家が、並がす 第1項家が、第2項 第1項家が、第2項 第1項家が、第2項
486	令和7年5月29日	令和7年6月20日	不動産仲介業務の 一部解禁	関性(ア)・東京を取扱のことについて 強いニーズがあるケース、具体的に は、(1)取引先の担保不動産の売 却、経営改善・事業再生及び相続・ 事業承継に係る支援、(2)「地域に表 いび公共的な役割を有する主体」が 即与する地方創生事業―において	(1)取引先の指揮不動産の売却、経営改善・審集再た及び網絡・審集系線に係る支援 取引先の事業・保営課期等を誘用し、地元の不動産を含む核々な一工代報的が重まる信用金庫が仲介サービスを提供 できれば、緊急可能促住大権に同じよる。また、戦略が小野部にといる意は実施を行うことが可能となり、ひいては 取引先の日滞よ経営改善等に実することに加え、不動産を取扱サースは繊維な案件も多く、取引先からは「第二者に信 軟子機を削さすま。本件を将某した、は電に不動産の実施をはたいし海の声も多くなもられている。 一ついては、取引先の担保不動産の光率の、経営改善・事業有主及し付銀・事業未銀に係る支援において取扱う不動産 一つから作り来る影響の表生の主なが、部場する地方創生事業 (個用金庫はありためを対象を対象したの地方を含め出力が出立中の中的契約を果たすことが開待されており、自治体の指 サス全国 信用金庫はおりたび、利定は、全部を、の他が力を含め出力が自な中の中的契約を果たすことが開待されており、自治体の指 中央金庫 事業が行いて、影略変更段階から関与する信用金庫が中立的に場から来継の活用の技事等がでれば円地な 中央金庫 事業が正行しまり、例えば、全部を全部傾の急性と中央実施している。例え、自然との情報である。 が、この課題に対し、最初金庫が仲かサーニなど提供できれば、忠元の不動産情報のみならず、金配が角庫の情報ネッ ついては、「影響において公共的な役割を有する主体」が関与する地方創生事業で取扱う不動産に関して仲介業務を解 据いただきたい。	金融庁	信用金庫本体及び信用金庫の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 信用金庫主要55条。 34条の21 信用金庫本体及び信用金庫の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 4条の21 信用金庫主要55条。 信用金庫における不動産仲介業務への参入については、他業を置むことによるリスクの運断、信用金庫法に 定ちられた事業に専念することが高速の設置の設置の設置の設定を設まえる 必要が多り、中負用的な検討を要するため、直ちに指置することは掲載です。

番号	所管省庁への		担实表示	担実の見せが内容	18 ± 18 ±	提案	-r or do do		所管省庁の検討結	果	ワーキング・グルー
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の	対応の概要	る処理方針
487	令和7年5月29日	令和7年6月20日	事業用不動産の有 効素所の範囲の250 なる素軟化	目主的な判断により、(1)事業用不 動産の余剣スペースや総廃合等に より事業の用に供さなくなった不動 きの賃貸等を一層柔軟に行うこと、 (2)店舗の新葉や既存店舗の改築・ 建替えの際に賃貸用の余剣スペースをあらかじめ確保し、地域での活 田本別ス・シー等ができょう。会	許今、信用金庫では、店舗機能の見直しやDXの推進等により、店舗の余割スペースや不稼動の店舗・土地が増加している。これ:余割スペース等について、地域は長等の心は、地域活性化・地域産業の無関等の現点から、事業用不耐産を参削が活用によいこかが今後であられる。まま用下砂産を参加に活用によいこかが今後であられる。まま用下砂産を参加されば、12日は、20日本の大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大きが大	一般社団 法人全国 信用金庫 協会、信金	金融庁	録行による保有不動産の賃貸については、その他の付益する業務(銀行法者10各者2項)として、賃貸の報告・定の零件のもとで行うことが可能となっております。また平成2年9月の監督制制の正正におり、自体等の公共的な免額を有する主体からの要額に基づき賃貸を行う場合には、地方額生や中心市街地活性の製品から、保有不動産の賃貸の規模を開間について業数に判断しても差し支えないこととしております。	基要行等向けの総合 的な重要指針 V-3 場合、地域を登場を 第一位・小・地域を機関向 けの総合が整理指 計量・40-2-2(4)	保有不能産の賃貸等に係る要件については、他業を差むことによるリスクの追断、銀行業務に専念するこ 等による銀行等の経営の確全性環境といった他業務止の副旨を指まえて記載しているところ、更なる緩和の ま、実施については、当該戦点から復載に検討する必要があります。 他力、銀行等が、最大級、地域企業の面面向上や地域経済の活性化に貢献できるよう、引き続き検討を行 、ます。	<u>ځ</u> 7
488	令和7年5月29日	令和7年6月20日	地域活性化等業務 および一定の高度 化等金柱の業務範 側拡大	信用金庫法上の「地域活性化等 業務」たよび「一定の高度化等会 社」の業務範囲を拡大していただき たい、	2021年5月に公布された改正銀行法等により、①信用金庫本体の付随業務として、信用金庫業務の経営資源を活用してまたデジタル化・地方的はなど特殊可能な社会の構築に受する業務 (地域活性に等業務)が追加されたほか、②子会との股票を指して、この高度化等素料が追加された。とした中国第6年において具体が支援が関連学され、②子会とは、対して、このでは、100年に対して、100年に対しに対して、100年に対しに対して、100年に対しに対して、100年に対しに対しに対して、100年に対しに対しに対しに対しに対して、100年に対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに	一般社団国庫企 般人角金、信 協央 中央 全 (重 年 年 年 第 年 第 年 第 年 第 十 章 十 章 十 章 十 章 十 章 十 章 十 章 十 章 十 章 十	金融庁	機関金庫本体が行うことができる「地域の活性化等に関する業務」や機関金庫の子会社として保有することできる「一変の高度化等会社の業務」については、法令において規定されている業務に限られています。	信用金庫法第53条第3 項第20年、第5条の21 校計 企業法施行規則 第50条第13項、第64条 第43項	信用金膚法における「一定の高度化等会社の業務」や「地域の活性化等に資する業務」の見直しについて は、その業務を使用金値やその子会社が行うことへの社会的な関係や心理性の有無、最有等における業化 の実施状況等を催みた他乗リスクや収益的地位の返用のおそれの有無等を踏まえて、慎重に検討して参り ます。) j
489	令和7年5月29日	令和7年6月20日	事業系総会社に対する出資規制の緩和	(投資専門子会社を除く)が「事業承 継会社」に対して100%まで議決権 を取得・保有できるよう信用金庫法 施行規則を改正していただきたい。	中小企業における経営者の高齢化、少子化による後継者不足が深刻化するなか、信用金庫において取引先の事業系 類支援は判案の問題となっている。 現代は上、「事業系機会社」に対しては、信用金庫法上の特定子会社である投資場門子会社を提出する場合に限り、 10%までに小舗決権を取得・保有することが認められていない。一方で、事業系銀の二一ズになるるために投資専門子会社 社会位立。選挙さらことは、特に中心を検討・信用である。 はならないである。 はなり、一般では、自然である。 には、自然である。 は、自然では、自然である。 は、自然では、自然である。 は、自然では、自然である。 は、自然である。	法人全国 信用金庫 協会、信金	金融庁	個用金庫本体及び信用金庫の子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。 また、信用金庫の子会社の一般事業会社の指別権の原有については、上限規制(信用金庫とその子会社 合意108以下)が課せられています。 これらの例が上では我自等門を社上を提由する場合については、上限規制を超えて一般事業会社の議決 を採有することが可能です。		・利用者から場合を直接受け入れる主体である指行等本体が、出資に係るリスクを高層指えるようなことは、 基本的にお選けることが選出し、全者もれ、こうしたことなどから、銀行による地質は、銀行をおにおする。 なのリスク連携が発生者する「お実理の特別とはを指してごっとと信服して出まれ」に信用金倉庫では、 このもス方は、最終範囲振動や暗泳機取得等制度とはかとする銀行制度等のあり方を議論した最終事 の銀行制度ラーン・シグ・プレープを自く2000年に引えないでも、残金者保護の重要性に鑑み、引き続き、 を持しているところであり、最もに指置することは困難です。	·
490	令和7年5月29日	令和7年6月20日	投資専門子会社の 業務範囲の拡大	机体学明了人社会会体体图点	個用金庫法上の特定子会社である投資専門子会社の業務範囲は、出版資とそれに開帯する業務とされていたところ。 2021年11月の内閣所帝の改正により、コンサルティング業務等が進加されたことに加え、2024年11月の内閣所帝の改正 により、出版資と外へのコンサルティング業務等の選加されたことに加え、2024年11月の内閣所帝の改正 により、出版資というでは、2015年の経営課題が浮き形りとなるなが、その支援策として、は、出版資とけでなく、MAA人最長の定 状況の一のより事件子会社がMAA人の条務を担いことができ、2015年のよっペップや出版資とどの支援策と組み合わせることができ、取引来等に対してキワンストップな対応も同期になるものと考えられる。 また、2024年9月12年2条表代も反応の新し、資本主義のプランドナディンのと実行計画2024年3日には、2024年9月12年3日において、金融機関が取り先に対するMAAや事業予報度支援に基礎的に対して中い、地域金融機関向けの総合的な監督指針において、金融機関が取り先に対するMAA人や事業予報度支援に対していた。2024年9月1日において、金融機関が取り先に対するMAA人や事業予報度支援に対した。2024年9月1日において、金融機関が取り先に対するMAA人や事業予報度支援にいただきたい。	法人全国 信用金庫 協会、信金 中央金庫	金融庁	信用金庫の子会社の業務を開は、法令において規定されている業務に限られています。 投資専門会社の業務は、出触覚とそれに附帯する業務及びコンサルティング業務に限定されています。	県用金貨法第54条の 2第1項第2号 信用金額法施行規制 第70条第13項	- 東陸衛囲規制や議決権取得制限とはじのとする銀行規制等のあり方が検討された金融審議会「銀行制度 等 フーキング・ヴループ」における報告書 (2020年12月)では、「投資専門会社のハンズオン支援患力を発化するため、エンサルマルグ度教立を実際に追加することが考えたらしされ、投資専門会社の実際政策を拡大したことがの、銀行規定において、投資専門会社が投資未支払の機を対し、MAAFがイツに、投資・門子会社の実施を開発し、日本の場合を開発し、定期を開発してMAAFが全社が登場を実施としてMAAFが、日本の場合を開発し、定期を開発し、日本の場合を開発し、日本の場合を表生の間で生じる各種相反等の協会等を要用したうえて、かかる改正の必要性を情重に検討る必要が必要する。なお、信用金庫は、投資専門子会社の実施を対しました。	È
491	令和7年5月29日	令和7年6月20日	認可事項実行層出 書の取扱いの柔軟 化	信用金庫法上の認可事項実行居 出書について、原則として提出不要 としていただきたい。	信用金庫は、信用金庫法の規定による認可を受けた事項を実行した際に、認可事項実行届出書を内閣総理大臣に届 出を行うことが規定されている。 両面出書の記載内容と同様であることから、認可を受けた事項 所名目とおりに実行されないなど、特別な事象が生じない限り、同届出書の提出を不要とするなど、届出書の提出専由 について集教化していただきたい。	一般社団 法信用庫 協会、信庫 中央金庫	金融庁	億用金庫は、億用金庫法の規定による認可を受けた事項を実行したときは、その旨を内限総理大臣に届け 出なければならないとされています。	す 信用金維法第37条第1 項第5号、第87条の3	・信用金庫法の規定による認可を受けた日からのか月以内に認可した事項を実行しなかったときは当該認可 は効力を失うたころ、予定遇い、実行されたかを想認する必要があるため、指置は掲載です。 ・なお、本件届出は半期ごとに一括して行うことが可能です。	ī

#.0	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	-r are do sin	所管省庁の検討結	₹	ワーキング・グルー
苗万	検討要請日	回答取りまとめ日	灰余争坝	従来の具体的内容	佐糸 理出	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
492	令和7年5月29日	令和7年6月20日	臨時休業の屋出等の緩和	的災害(自然災害以外を要因とする	上記の自然災害以外の場合においても、例えば新型コロナウイルス感染症においては、自然災害と同様に、役職員及 び利用者の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、事務所の業務を休止せざるを得ない事例 が生じていた。	信用金庫		個用金庫は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由により、事務所を臨時に休業す 第一章書は選加多事 もとさは、その旨を掲げ出るともに、3倍し、かっ万額に提示しなければならないとされており、また、臨時休 業を行った事務所が集前を毎期に上場合も同様の指置を行うこととされています。 建工施行規制第130条	信用金庫の事務所の臨時体業等に係る法令の定めは、業務の高い公共性に鑑みたものであることから、当 報報点から慎重に検討する必要があります。	
493	令和7年5月29日	令和7年6月20日	信用金庫の代表理事等の登記に係る 住所非表示措置の 適用	用金庫の代表理事等の住所を非表	高東登記規則等の一部を改正する名金(2024年10月施行)により、代表取締役等住所非表示措置が制設された。 本書表示書間は、インターネットの80の音を等により、(世界上に小環ル情報の公開に関ル、起来の訓練、ストーカー等 のである。記を書か高の優先でとつながなことを考えられる。スターツーク工業を含めたした様界条制画表示 たちのため、大きのよう、アインの一環接援制、建設が安心して振客を含ったが、ウモングで記を含めたした様界条制画表示 たちのため、大きのようと、本書来が措置は、最優の、最後の変しいつ変形的観点も含まれていることとがあったこのを持ち、本書を 才変とし、信用信息を含む作式会社以外の法人の代表性は対象かどのている。 と知りまれる。 とが望れる。 こかは、信用信息を含む作式会社以外の法人の代表性は対象かどのている。 とが望れる。 こかは、信用信息を含む作式会社以外の法人の代表性は対象かどのている。 とが望れる。 このには、信用信息を含む作式会社が表現と語言れる。 このには、信用信息を含む作式を計算を表する。 こればこれば、信用信息の代表理事等もより表示信置を利用できるよう各様法人等金犯規則を改正していただくなど必要 な措置を早期に講じていただきたい。	一般社団 法人全国 信用金庫	法務省	会社の意配情報の中に会社代表者等の個人の住所が含まれていることについては、個人情報保護等の設 点から問題があり、また、住所が公開されることを懸念した者が会社の設立をためら方だ。起来の助げにも かっているとの指摘がされて考えし。 のこれともの指摘がされて考えし。 をはつ代表の情報が会れて考えた。 をはつ代表の情報をは、代表を行るとは表演者、の任命の一般を全年事態は事業に表示したとされる。 をはつ代表の情報、代表を行るとは表演者、の任命の一般を全年事態は事業に表示したとされる。 の主法者令第26号 会社の代表の情報と表示は影響をは表示といる。 の主法者令第26号 第5条件的年代日に公社。同年10万からで適用を開始しています。 本制設により、スタートアップの支援、ひいては我が国の意深の走展の一助となるものと考えております。	様式会社総計の法人を対象とすることにつきましては、本制度の導入に際して実施したパブリック・コイントにおい、在意意が客でられており、指統対象の拡大については、制度の施行状況を指案しながら、引き続き 条件することしておけます。 今後、制度の運用による影響の有無を把握するなどして、対象の拡大について検討してまいります。	
494	令和7年5月29日	令和7年6月20日	特定融資枠契約(こうパメントライン契約)の借主の範囲の拡大等	協同組織金融機関の全員に関リ、ココンドントライン教的の資金金要用に関リカー 日本の経過を受ける一部規和を行うたと、借金の配面の拡大・表彰化についてご検討しただきたい。	■ 無機に関わらず事業性極質先の診断が従業員10人以下の小規模な企業(20人以下の場合は9割)であることから、コミットメントライン契約の借主の対象範囲に該当しない中壁・中小企業(資本金や純資産が億円規模の先等)であっても、信用金庫が高く原始的た場合を有している。したは、またに、セマドからまませた。とよるは無線を影響を関している。	1724	金融庁庁法務省	特定服資格契約に関する法律において、信主の対象範囲は大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純 特定服資格契約に関する法律において、信主の対象範囲は大会社、資本金が3億円を超える株式会社、純 する法律第2条	特定融資枠契約に関する法律で規定される借主の範囲は、金融機関等と対等な立場で契約を結結し得る交 が能力を有し、コミットントライン・契約に関する手数制について、利息制度法及び出資法による機能を与える ことも考慮しなども以上で考りられるののとこれでいると、資本を要件や仲間産業件等の機能を行うな と、借主の範囲の拡大・承数化については、機量を検討が必要です。	
495	令和7年5月29日	令和7年6月20日	提携ローン全般、または数官ローン・リットは参口ローン・リットの対象を対象を表現の対象がある。 対域販売法の対象がある。	フォームローン全般)や太陽光発電	2009年12月に施行された改正制度販売法によって制度販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く定ての高速(発表を設定機関ローンが同法に定める「個別信用隊人あっせん」に該当する可能性を有することだった。 2017年6月12は、1047からの信用を指数・1737キーエス等・単位開発加ラーリー・体を登積加ラーリーのいては、天空 は1748年のアーション・ローン・レン・大阪光光を設定機でのローン、大学や人建規した数字ローンを設定を設定機でのローン、大学や人建規した数字ローンをおいまされたのには、情報によっては一般である。 1748年の日本の大阪大阪には、「個別信用限人のサイン・大阪光光を開発している。実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの規模商品は報客ニーズも高、また、金融機関としても必要とは登録を開始が対象とした。 2017年は、情報を収益機関が当情等するローンを認定制度の通常機関としていたださい。 2017年は、情報を収益機関が当時するローンを認定制度の通常機関とは、1748年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	一般社団国庫 法人全国庫 (福田会、信庫 中央・金庫	经济産業省	所謂提携ローノについては、預金政政金融機関と消費者との金銭消費責情契約と提携先販売業者と消費者 お展販先法第2条第4 との販売契約との間に「容技な事業性」が作在する場合は、制販販先法第2条第4項に販売する機別指用標 入っておりましたが、資金機場機関とこれら提携ローンを販売りに当たっては額販販先法第35条 の3022に基づく登録を受ける必要が集ります。	本提案に関し、個別信用購入あっせんにおける規制対象の見面しの要否については、産業構造審議会制謀 販売小委員会において同様の適省の対象に係る関係としたで、単位27年7月に取りまとめた報告部によいて、「中心企業を含かた登録開別指用機入あっせん業者がよの規定を当中している中、現代間において、 、マース・中心企業を含かた登録開別指用機入あっせん業者がよの規定を当中している中、現代間において、 、マース・会集、現状が必要性が示され、かつ、規制内容が透射と考えられる状況となった場合には、必要に応じて検討しておいります。	
496	令和7年5月29日	令和7年6月20日	保険販売業務に係る機関を販売規制の見面し	保険販売業務に係る融資先販売 規制を見直していただきたい。	(1) 小規模事業者の定業員等に対する規則の見直し 本規則は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の定業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制 であるが、一般的に従業局等は、自らの動務所における融資取引の内容を表加していないのが通常であることか。動務 大の機度の影響による事務契約は重要性がないうえ、定義者の企動的に対象が認知のの機差であることか。動務 大の機度の制造を削り、機管本はの場合選挙を行うことを助する通知に規制といわさるをよない。 また、同間機能を動態は、信息上発の重を値か、は人人表の自動大力にいてはて表者を含めて侵略振光が認 また、同間機能を動態は、信息上外の重を値か、に人人表の自動大力にいてはて表者を含めて侵略振光が認 があった。同時にある機能は、信息上外の重を値か、に人人表の自動大力にいてはて表者を含めて侵略振光が認 規制について思慮しを行っていただきたい。 規制について思慮しを行っていただきたい。 規制について思慮しを行っていただきたい。 規制について思慮しを行っていただきたい。 規制について思慮しを行っていただきたい。 規制について思慮しを行っていただきたい。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	一般社団 一般人全国 法信成会 信盛 中央金庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次 のような呼音的止指量が投げられています。 4年2の開作機能機能指置 ・最級大抵売売助制 ・サイミンが開始 ・日本名の開促的止性室 ・「保全との展促的止性室	銀行等による保険業業規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から 別けているものです。 非常数上指置については、モニタリング結果や関係者からのにアリングを請求え、平成23年9月7日付で関 信外間所令等を支延し、 場合大事業規制の対象を励から一時出終身保験等を除からはか、 ・情意との影響が出催について、実効性管質のための指揮を測しる。 ・情意との影響が出催について、実効性管質のための指揮を測しる。 の 部分による保険業業の状況については、引き総合実態を掲に努め、今後の弊害防止措置等の見直しに ついては、必要が生じた場合に行うこととしています。	

番号	所管省庁への		担实表现	担宅の日体が中京	49.27W.4. II	提案	Tribbrida ata		所管省庁の検討結果	₹	ワーキング・グルー
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
497	令和7年5月29日	令和7年6月20日	保険販売業務に係る保険金額制限の撤廃	保険販売業務に係る保険金額制 限を見直していただきたい。	環境金額制限は、散資から特定のため自務発品等を指示する際に、アーの教育を担よするために設けられた規制であるが、それぞも無限機能金額機関では会計に対するほか、原理の発力機能であっても規模対のおおみ方法によって影響の対象となるなど、合意がは認明が開催なかったが発生している。 また、未規則によると影響の対象となるなど、合意がは認明が開催なかったが発生している。 また、未規則によるを開催金額機能の自動を制理的会員をディガイを基本・アーベスのは無利理をして扱かられる範囲とれているが、信用金値では、会員に対する最高の対象の提供、である。 したがって、信用金値では、会員に対する最高の対象の提供、と呼び高本サービスにある。 したがって、信用金値では、会員に対する最高の対象の提供、と呼び高本サービスにある。 したがって、信用金値では、会員に対する場面の対象の提供、対象を加速ましてよる。 ローデップを行っており、それは2023年11月に金種サービス提供業等の設定により法定化された。服务をの最初の対益 の高速電景にためより対象となっている。国の中地が対り、アトセンのでいるというで、原本の機構を以降、同一中したが大力を指するとである。 したがこがた。例えば、気条入機能付金に一様かつかまが対象が関係といる。 において大力を持ちました。 において、信用金値では、一様かつかまが対象が関係といる。 において、日本の会社が表現を対象とないである。 このように、この会技機が矛盾する状態を含まったののは必要がある。 このように、この会技機が矛盾する状態は変もに発展すべきであり、本規制は、指摘もしくは金額設定の技术的な見 ましたが、というに対象が表現しました。		金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す報点から次のような事務的。計量が設けられています。 ・身公開所得度推計管 ・最近未完規制 ・労化主の分類規制 ・指当者分類規制 ・預金との偏認的止措置	保険憲法施行規制第 212条。同第224条第1 項等	銀行等による保険業業規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す組点から 別けているものです。 券書酌止措置については、モニタリンが展表や関係者からのピアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で展 使別限所令を全定正し、 ・ 個大男果規制の対象を商品から一時払終身保険等を除りするほか、 ・ 何差なごの認め上措置について、実効性保養のための措置を講じる ・ 何差なごの認め上指置について、実効性保養のたのが指定を講じる 等の男鼠に行うたところでおり、平成24年4月1日から指行されています。 同学者による投資機会を依然について、引き続き実施を超に努め、今後の弊害防止措置等の見直しに ついては、必要が出した場合に行うこととしています。	1
498	令和7年5月29日	令和7年6月20日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見楽し	生命保険の募集に係る構成員契約規制を見面していただきたい。	本規制は、優越的地位の濫用や圧力業集の防止を目的としたものであるが、装置保険や第三分野商品には及ばない、 特定の生命接続商品のおに設けられた規制であり、受当性を欠いている。 また、特定関係よとされる信頼を対象を持ちずるおの認識は、企業によるに力がなび得ない場 地方公共団体といっ 法 た行政団体も含まれるなどおお式的になっている。 したがって、未受益は、が持ちなるまでいる。 え、報告の可慎性を損なっている。顧な本位の基色運生の観点からは、毎用金重が観音に対するコンサルティンク機能を 十分に光度できる機会を形式的に接続することのないよう。未規制を支重していただきたい。	一	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募 集等を防止する報点から、当該企業及びその企業と密接な関係を考する者(法人)の役員・従業員に対する 保険募集は一部の保険商品を除き推止されています。	環境電比第300条第1 環際中 関法断行規制第234条 事項環境 中域に成立規令 最高 数4条件 開始を 2-2(11) 指 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	・生命保険契約の長期性、高加入服務性等に鑑み扱けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き 続き慎重に検討を行う必要があります。	
499	令和7年5月29日	令和7年6月20日	共済代理店の範囲 の見蔵(生協法に おける共済代理 の範囲に信用金庫 を追加)	囲に信用金庫を追加していただき	2008年までの侵険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金 第141年版法上の片名の代理店になることが認められていない。 1987年では、大学によっている。 1987年では、大学によっている。 1987年では、大学によっている。 1987年では、大学によっている。 1987年では、大学について適切な募集を行うことが可 中 中 日本によっている。 1987年である。 1987年でのなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	一般社社団国庫 最人用国庫金 電車金 電車	厚生労働省金融庁	消費を法協問組合法においては、共済契約の締結の代理又は採介の業際を行える共済代理店として、①消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会、②労働金庫、②自動事分解整備事業者を定めています。	清費生活協同組合法 第12条02、同屆行令 第2条。同股行規則第 6 6 6 6 7 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	協同組織金融機関のうち労働金庫については、消費生活協同組合をその金員とすることができるため、共3 代理店になることができる者として規定されましたが、更に信用金庫に拡大することは、共3代理店の実情・ 共済を取り巻く状次等を診まえつつ、引き続き、関係団体等も含かた質重な検討が必要です。	
500	令和7年5月29日	令和7年6月20日	保険販売業務に係る非公開情報保護 措置の撤廃	保険販売業務に係る非公開情報 保護措置を搬廃していただきたい。	信用金庫などの預金を設金融機関が保険募集を行うにあたり、業務に限し知り得た総管の非公開情報(非公開金融情報)を報答の事前同意化には利用することは基上されている。顕著の個人情報の利用に限しては、個人情報保護法に基づく違切な措施(日用きの付き、明示をきょうにはないませれている。顕著の個人情報の利用に限しては、個人情報保護法に基立した。 1、また。個用金庫には、それぞれの個等の状況や電向を指すると考えを無用や個金などに本事する金融無品・サービスの 理想が求められており、各要型のが各性がありまりない。 「情報シードと活用している。」のシートは実施的にく関土されているが、上記のとおり非公開金融情報利用の事前の意は、注 情報が上げる場合したが、免費を行るといる。本計画を構成した。日本の文学の支倉形成に同な 情報・アードと活用している。「カンートは実施制を成本をして、一本・アンティングの場合に、国内で文学の支倉形成に同な は、対して、2024年最初を重要しまするとかに、本計画を構成していたださたい。 加工で、2024年最初を重要しておりまするとなり、本一・プンチルは単いた金融サービス・取引が急速に広 加工で、2024年最初を重要しております。サービス・アンチルは一ビス・取引が急速に広 活用は、不可文であると考えられる。 上いたながた。このような保険業務のが、回路を付着の場合で表していることについても、十分考 施工用によっては一部を分析が組書され、UNでは概答の最善制造の温度のでいることについても、十分考 慮しただきたい。	一般社団団国富会 全全企 (電車) 全全企 (電車)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す報点から次のような審算防止性質が設けられています。 - 非公開州特保援計管 - タイピング規制 - ウイセング規制 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	保険業法施行規則課 217条。用第224条第1 項等	照行等による侵険高集勝制については、侵険対称者等の保護を認りつつ利便性の向上を目指す難点から 部けているものであり、割利面での保証募集無行とおいても用格です。 事事務止計器については、モモラリンが継集や整備者からのピアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で復 体内閣所令等を改正し、 ・ 機対失事機的の対象商品から一時払終身保険等を除かするほか、 ・ 指数との認認力は搭配さいて、実効性環境のための措置を達成 の見重し任うによこのなが、平成24年3月1日から続けられています。 電行者による環境無量のを扱いこいでは、引き続き実施を超に努め、今後の弊害防止措置等の見直しに ついては、必要が出した場合に行うこととしています。	1
501	令和7年5月29日	令和7年6月20日	信用金庫がナンライン上で保険商品を担供する際の環境整備	使用金庫におけるオンライン上の 保険施売においても、葬寄出土措 優性の高い金融サービスが同等に 接受できるようにしていただきたい。	「金融サービスの利用者の利便の向上及び発達を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する 一 法律では、多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する「金融サービスや介象」が創設されたが、イコールファイ法 ングの収益から、別は任用角準におけるセラインへとの金融高級形式がより、当時間での立方形は対象に制い とから、保険商品の弊常防止計置等による手続きを削減するなど、顧客に対して利使性の高い金融サービスが同等に提 供できるようにしていただきたい。	一般社団 去人全国 言名中 会 全 事 会 全 庫	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような需要防止性質が設けられています。 - 非公開州特保援計館 - 投入が規制 - ウイエング規制 - ウイエング規制 - 投入が規制 - 接触を発売機関 - 接触を発売機関 - 接触を必須援助 - 接触を必須援助	保設業法施行規則第 212条。同第234条第1 積等	照行等による保険高集機制については、保険活動者等の保護を認りつつ利便性の向上を目指す観点から 設けているものであり、割利面での保護事業等においても関係です。 事習動は指定こいでは、モニタリンの継載や関係者からのヒアリングを踏まえ、平規23年9月7日付で援 係内閣所令等を返正し、 ・ 機段元素単級的対象商品から一時払終身保験を整除する信か、 ・ 指数との認認助法措置について、実効性環境のための措置を達しる。 の見記し行うたとこのおり、再のは、日本の大学の対策を 銀行等による保険条集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しに ついては、必要が生した場合に行うこととしています。	

番号	所管省庁への		担实表现	担実の見けが力容	MANUA.	提案	-row do de		所管省庁の根	負討結果	Ę.	ワーキング・グルー
盘节	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
502	令和7年5月29日	令和7年6月20日	確定拠出年金の脱 退要件の緩和	確定期出年金は、股温要件の ハードルが高い物質であることか ら、一定の条件例えばペールで 課税のもた、年金質度の中途引は しき可能とすること、他の企業を 和を検討いただきたか。 和を検討いただきたか。	確定批准年金における緊迫要件は、2001年4月に個人気の要件緩和(達費の原金製出開閉がた中心られにはか)。 2022年4月に企業他の要件機能(個人制管理資産が15万分接付も、の心の別途理解を参わしていれば、の心への移 施なした企業型のの形装词形別、2024年12月にの場合制度加入者の変件線和企業型のと称(他制度加入者で、5.5万 円からの時の心能は掛合相当総合性能とは部が0400余の最低器件で記名の限設国制とがは個人変の要件 初(個民事を金銭報告となることができない場合で一定の要件を添たす場合に設定可能)と一部要件接加がなれたが、 対信数を、個別にて記念のサールが必須、物度となって、2020年を表示す場合に設定可能と、一部要件接加がなれたが、 分替数・個別にて記念のサールが必須、物度となって、2020年を表示す場合に必定可能と られることから、他の企業年金組度と同じく、一定の条件(例えばペナルティ提覧)のもと、年金資産の中途引出しを可能と するなど、規制のさらなる緩和を検討いただきたい。	信用金庫	厚生労働省	構定拠出年金制度における設退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。 (企業を事金) (企業を事金) (企業を事金) (企業を事金) (企業を事金) (企業を事金) (企業を事金) (企業を事金) (会別等業件を表現する等。 (企業を事金) (会別等業件を表現する等。 (企業を事金) (会別等業件を表現する等。 (金別等事金) (会別等事金) (会別等事金) (会別等事金) (会別等事金) (会別等事金) (会別を表現する) (会別等事金) (会別を表現する) (会別を表現する	確定拠出年金法開削 第2条の2第1項。第1項。 金法部行令第19年間 東北江第2項 第1項から第3項まで	対応不可	確定拠出年金制度は、老後の所得の確保を認る目的で設けられた年金制度であり、この目的があることで税 制度者制置が関じられている概定であるため、原用として、砂蔵制造制の沖塗引加しは割められていませ 制選一時金の支給要件の緩和については、制度の目的の親点から慎重な検討が必要です。	
503	令和7年5月29日	令和7年6月20日	「マッチング拠出」に おける加入者掛金 の上限規制の緩和	「マッテング製出」における加入名 排金の上限規制(帯重主制をを超 スではならないの規制)をできる 限り早期に撤廃していただきたい。	マッチング拠出の加入者掛金の設定にあたっては、①事業主掛金との合計額が製出限度額の範囲内で、かつ、②事業 主掛金を超えてはならないとされている。 事業主掛金が例の加入者については、上記1の限度額にゆとりがあったとしても、上記2の規制により、加入者掛金 を少額しか製出することができない。 また、2017年1月から、個人型電子製料で乗び回るの。 また、2017年1月から、個人型電子製料であることが、マッチング搬出が可能な企業型電子製出を並加入者は、自該輸出を活用した。 上記2の規制の機関については、全別7年度移物定の大綱にも刷げられているが、自動努力による更なる老後資産 形成の観点からできる限り早期に実現していただきたい。	一般社団法人民国庫協会、信命中央金庫	厚生労働省	企業型年金では、当該企業型年金の規約に定めることで、拠出限度額の範囲内で、事業主掛金に上乗せして、原入者当らが始金を批けることが可能です。企業型年金加入者指金の額については、事業主始金の額を担えないように決定又は変更する目を企業型年金規約に定めるよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条 第1項第5号の2、第 19条第3項、第20条	対応	マッチング拠出のあり方については、マッチング拠出に係る制限を接換する内容が盛り込まれた「社会経済の 変化を指まれた考金制度の機能強化のための国民年金は毎の一部を改正する毎のよほ」が今和7年6月13 日に成立し、同年6月20日に公布されました。本改正を踏まれ、必要な対応を進めてまいります。	
504	令和7年5月29日	令和7年6月20日	確定拠出年金運営 管理機関の登録事 項に係る届出の簡素化	確定拠出年金運営管理機関の名 録率項が優別の業態状況の届出い 発表の認可申請との重複解消息 する仕組み(場庁間で情報共有を 行う仕組み)を構築いただきたい。	さらに、信用金庫においては、常務に従事する役員等の素職・素業について信用金庫法で制限が設けられ、内閣総理大 内の規可と要する。	法人全国信用金店	厚生労働省金融庁	確定拠出年金運業管理機関の登録を受ける際は、役員が東東を行っている場合には、登録申請書に役員 果職状況を記載する必要があります。また、この事項に変更があったときは、その変更があった日から2週間 以内に、その目を主務大臣に届け出なければならないとされています。	確定徵出年企主簿29 条第1項,第22条第1 項。確定出出年企選等 報刊機關。國する命 令第2条	対応不可	構定拠出年金運警管環機関の役員の乗職状況については、年金関連業務を担う者としての適格性を判断するため、成員が確定拠出等金法部り条第・項系の号に該当する者ではいかを報路することとしています。これ は、登録を即り表に指定拠出年金法部の場合では関連のの役員であった者で当該外人の日から冬年後は、 いものが役割にいる法人からの登録を指否するものであり、信用金書法に基づく確認とはその内容が製なる ことから役割にいる法人からの登録を指否するものであり、信用金書法に基づく確認とはその内容が製なる	
505	令和7年5月29日	令和7年6月20日	確定拠出年金運管場機関の登録申 管場機関の登録申 (基本の関系化 (基本の関系化	確定展出年金運管環機制の各 録申護斯に係る近付書間の方。 「侵傷の住民第の方法、 「侵傷の住民第一位 「投入企業」の添付を一條に不要、 」上を開始が規令と場合は不要とす る。あるい、場合は、一定 (一位のでの支債)を認めていたださ たい、	「経定地域を重要管理機関の登録を第二億年を設定行うたの報告からは、上記「夜鳥の間壁書」の提出があれば 足りもの心と思考されることを論まえ、「住民業の参本又はこれに代わる書面」の提出は不乗をしていただきたい。 足型を最近数の世界の真正性を観響する機能が、上記Dのように一様に出せた不要とすることが開発な場合、例え ば、解析工事業に係る登録時間等に同様に保体工事業に係る登録をに関する各者が保険事項場から、別分よ提供情 報システム機能が提供する性能を大きして、任業基本を指すからアージステムにより未入経験情報の可様に分替わり、	(一般社団国 法人全庫庫 信用会、信庫 40会、信庫	厚生労働省金融庁	確定拠出年金運業管理機関に関する命令第3条第1項第1号及び第2号において、確定拠出年金運業管理機関の登録申録だは役員の変更があった場合の層出に際して、「住民票の参本又はこれに変わる番選」及び「核式第2号により作成した役員の履歴書」を高付書類として提出することが規定されています。	模定据此年全主第00 免股之课。第92条第1 項。例如,第92条第1 第四级出年的查查第 第四级是第1 第四级是第1 第四级是第一级 第四级是第一级 第四级是第一级 等 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号	①、② 对応不可 ③現行制度下 配 で対応可能	「住民票の珍木又はこれに代わる書画」は、様式賞2号に記憶されている役員の住所等の記載の真正性を確 様式名組合から提出いただいているものであり、腹止は顕著です。 住民基本台機チャンークンステムによる本人接触情報の対象件等もことについても、費用の面から直ちに対 応することは困難ですが、e-Co-Vによる登録申録・変更届出に際して、住民票の砂本又はこれに代わる書面 のオンラインでの提出は現在も可能です。	
506	令和7年5月29日	令和7年6月20日	確定拠出年金運営 管理機関の登録事 項変更に係る届出 期限の延長	籍定額出年金運業管理機関は、 登録事別、変更が生化たときは変 受日から2個間のに主務大臣に 届け出ることとされているが、届出 別限を延長していただきたい。	確定施出年金運営管理機関は、登録事項に変更が生じたときは変更日から2週間以内に主務大臣に置け出ることとされているが、例えば、役員実勤に伴う住民票の書類の取り寄せなど、相当の制限を要するものがあることから、周出期 展を基拠していたされい。 なお、2018年の銀行法書の改正では、銀行代理業者等の登録事項の変更および信託契約代理店の登録事項の変更にかかる届出の開展が「2週間以内」から「30日以内」に延長されている。	一般社団 法人用国庫 協会、金庫 中央金庫	厚生労働省 金融庁	金融機関等が研定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際は、登録申請書に役員の氏名、資本金額等を 記載して主務大臣に提出する必要があります。また、これらの事項に変更があったときは、その日から2週間 以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならないときれています。	確定拠出年金法第89 条第1項 第92条第1 項第10条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令 第2条	対応不可	構定拠出年金運置管理機関に対しては、適時適正に監督を行う必要があるところ。加入者等の料益の保全 や保護を認さため、登録変更事項については、速やかに確認する必要があることから、ご提案に対応することは超難です。	

番号	所管省庁への		担实支援	担実の目は始中の		提案			所管省庁の検討結	#	ワーキング・グルー
曲写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提条理 出	主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等 対応の	対応の概要	る処理方針
507	令和7年5月29日	令和7年6月20日	個託契約代理店巻 録申額における契約 の住民悪砂本提出 に係る要件の緩和	信託契約代理店の登録の申請に あたっては、役員の本籍地が記載された住民部分本を付出することとさ れた住民部分本を提出することとさ していったされい。	信託契約代理店の登録の申請にあたっては、役員の本籍地が記載された住民無抄本を提出することとされている。 本籍地でついては、金融分野における個人情報を護に設するガイドラインに規定する機能情報に該当する最重を設ま え、金融機関においては役職者の本籍地については選系より慎重な事務処理を行っており、上部対応に相応の負担が生 ついては、監督上の必要性等を考慮のうえ、本籍地の記載を不要とするよう検討いただきたい。	一般社会企構的中人法價值中央企業價值	金融庁	個託契約代理集の急給を受けようとする者は、信託業法策の急策2項第4号、信託業法施行規則第71条第 項第1号及び第2時に基づき、申請審1住民業の砂本を搭付しなければなりません。 また、信託会社等に関する命合的な監督部約3-2-1(4)及び10-2-3において、住民業の砂本には、2 前が配載されているものを提出することとしています。	信託東法第68条第2項 第4章是統領元與制第 第4章是統領元與制第 本 2章 東京東京等等,第 本 2章 東京東京等 2章 21(4),10—2—3	個託規約代理業の登録書書において、登録案件を満たすかどうかを確認するにあたり必要とするため、住臣 悪の本籍地の記載を不要とすることは国難です。	Ę
508	令和7年5月29日	令和7年6月20日	信託契約代理店の 登録事項変更に係 る届出期限の延長 または搬廃	信託契約代理店の登録事項変更 にかから提出期限(00日以内)を延 長または潮廉いただきたい。	信託契約代理店になっている信用金庫は、役員の就退任、店舗の出店または廃止等があった場合、信用金庫法および 信託要法に基づきそれぞれ内服施理大臣に届け出ることが最初付けられているが、信用金庫法には一部を総を指出期 限定ないものの、信託委法に主変更で出るの日は内の過去所属が規定されている。 このように、同様の事業にもかかわらず法制により指数、ルールが異なっていることから、信用金庫については、信託集 法に基づく信は利用を主義委託は撤退していただきたい。	一般社団 法信用会、信庫 中央金庫	金融庁	信託契約代理店の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第71条第1項に基づき、3 日以内に、その旨を届け出る必要があります。	30 信託憲法第71条第1項 検討を予?	を登録申請事項に変更があった場合の30日以内の届出は、信託契約代理業者を適時適切に監督する報点が ら必要なものです。提出開限については、その実務の実態も踏まえつつ、慎重に検討する必要があります。	br.
509	令和7年5月29日	令和7年6月20日	自己情託の登録および登録の更新に よび登録の更新に 無沙本提出に係る 要件の繊和	新にあたっては、役員の本籍地が 記載された住民票抄本を提出する	自己信託の登録の申請および更新にあたっては、役員の本籍地が記載された住民票粉本を提出することとされている。 本籍地については、金融が野における側、情報機能に設するガイドラインに規定する機能情報に議当する趣音を診察 之、金融機関によりては役職者の本書を出ていては通常、関連を事務処理ですっており、上記が応信の負担が生 している。 ついては、監督上の必要性等を考慮のうえ、本籍地の記載を不要とするよう検討いただきたい。	一接信益中生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生生	金融庁	加己保託の登録(登録の更新を含む)と受けとうとする者は、保託業法質30条の2第4項第5号、保託業法 打理期限30条の4第3号に左づき、申職業に住業型のお木を影付しなければなりません。 また、信託金融等加減する音合かは金融管計3-2-1(4)及び7-2-2において、住民業の砂本には、考 用が記載されているものを提出することとしています。	標託療法第50条の2票 維 4項第5号 権 (保証表施行規制第 5 1余の4第5 5 2 1(4)、7-2-2	自己信託の登録(登録の更新を含む)審素において、登録案件を満たすかどうかを確認するにあたり必要と するため、住政馬の本籍地の記載を不要とすることは問題です。	:
510	令和7年5月20日	令和7年6月20日	自己信託の登録事 項変更に係る届出 期限の延長または 物施	場合、同法に基づき変更日から2週間以内に届け出ることとされている	備託業法第50年の21-規定する自己信託の登録を受けた信用金庫は、役員の就選任、店舗の出店または廃止等があった場合。信用金庫法および信託製法に基づきそれぞれ内閣総理大臣に届け出たことが集務付けられているが、信用このように、同様の事業におかからず法律により出版扱いルールの提立っていることが、信用金庫については、低比電法・基づ信出地間を起まては機能でいていただされいの日本の自分は一つのようにでは、銀行管理を含ってはなる。 東京とよび信託規範を経まては機能でいただされている。 東京とよび信託規約の代理点の登録事項の変更にかかる届出の期限がで達問以内」から「30日以内」に延長されている)。	一般社団国庫金庫電金車中央金庫	金融庁	自己信託の登録を受けた者は、登録事項に変更が生じたときは、信託業法第50条の2第12項で適用する信託策法第12条第2項に基づき、2週間以内に、その旨を届け出る必要があります。	信託東法第50条の2第 12項で適用する信託 東法第12条第2項	登録申請本項に変更があった場合の2週間以内の層出は、自己信託登録者を適時適切に監督する観点か 必要なものです。提出期限については、その実務の実施も認まえつつ、慎重に検討する必要があります。	١,٥
511	令和7年5月29日	令和7年6月20日	自己情託の登録更 新申請書に添付す る書類の簡素化	自己値能の登録更新にあたって は、登集更新申助書に法令に掲げ る書類を続けすることときれている が、予整や登場の関係な信息上を 者む)をしていただきたい。	自己機能の登録更新にあたっては、登録更新申請者には今に掲げる書類を近付することとされている。 書籍のの報期間に3をであらため、38年に実施を設付の上、登録の更新に行うが、書籍および登録の更新において通 付する書類に表現ない。具名的には、20名の歴歴等に住民業、定物書を登録時および役員の変更時において適付して 以るが、登録の更新時にも次ので活付が必要となる。 報告とか必要任金幹書は、現代は、金融機関の信託を繋の変差等に関する选择第1条に基づ、認可を受けた金融機 間については、登録の更新に係る手続きや書類の簡素化(集止を含む)を物材いただきたい。	一.	金融庁	自己信託の登録の更新を受けようとする者は、信託業法第30条の2第3項各号に掲げる事項を記載した申 者に、同条第4項に掲げある書類を添付して、内閣総理大臣に提出する必要があります。	信託策法第50条の2章 請 3項 第3項 第50条 の2第2項で採用する 第7条第3項	自己信託の登録の更新において当付が必要とされている書類の崩束化については、監督上の必要性等を診 まえつつ、慎重に検討する必要があります。	路

	所管省庁への		担实支持	担実の見せが中南	49-77-4 提索		所管省庁の検討結果	ワーキング・ルー
番号	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由		管省庁 制度の現状 該当法令等 対応の概要 対応の概要	プにおける処理方針
512	令和7年5月29日	令和7年6月20日	認定經営革新等 支援機関に関する子 機械関係 続きの簡素化	認定結實革新等手振機關:開する局出の引ち、信用金額まに基づく 変更届出かで整体に基づく 変更届出かで重複する事項に関いて 手様をの簡素化(届出の金額や廃 止等)をしていただきたい。	原用金庫は、信用金庫法に基づき、「事務所の所在地」や「役員」等について変更が生じた場合には、内閣総理大臣に 電出を行っている。 他力で、信用金庫が認定経営素新等支援機関の認定を受ける際、中心企業等経営金法に基づき、信用金庫は結果 産業が民志とが内限地理大臣に認定するの高に性能はする必要がある。 いいては、新聞金素にある「公実型を受りる部に提出する必要がある。 ついては、新聞金素にある「公実型の高には登出するの姿がある」と、 していては、新聞金素にある「公実型の高には登出するの姿がある。 していては、新聞金素にある「公実型の高には登出する事件等の所を地」や「役員」等)に関しては、手続をの簡素化し、 は人気 のなべ年5月に「精明温度技術の活用による行政手機をに基心関係者の制度性の単しまだに行政運営の需象化及 切案件を認めためのデジタル社会が基本法等の一部を立する法律が成立にが、同政正法の基定を指案人の 入ば、信用金庫法に基づく報告や届出の内容を各所本部・制度所で電子的に共有する仕組みを構築していただくことで、 重複した報告や届出の原止が実現可能になるものと思料する。	国 デジタ	以下のように、現状、「事務所の所在地」や「役員」等に関する事項の変更が生じた場合には、制度毎に、協 語作すが必要があります。 記作すが必要があります。 おかります。 記作する要があります。 おかります。 記述を行う差別があります。 主た、経営業所等実践機関の認定を受けようとする者は、体務所の所在地」や「役員」等の変更について、関連と行うという。 おかります。 表記を 記述という。 記述を行う差別があります。 変別は他子では他子がと思うられた。この記念を受けようとする者は、体務所の所を地」や「役員」等について、申書は は、注、 実に、経営業所等実践機関の認定を受けようとする者は、体務所の所を地」や「役員」等について申書は は、注、 実に、経営業所等実践機関の認定を受けようとする場合は、一部を受けないによるという。 変別は子では他子がといることがも、この記念を受けたりには、同様の音を選の構たとして呼るます。 変別は子では他子がといることが、からないの記念を受けたりには、同様の音が記念の語へを受いる場合が影響され、 変別は子では他子がといることが、からないの記念とないない。 変別は子では他子がといることが、からないの記念とないることがは、 を知るの者があります。 変別は子では他子がといることが、 を知るの者が、といることが、 を知るの者が、といることが、 を知るの者が、ことが、 を知るの者が、ことが、 を知るの者が、ことが、 を知るの者が、ことが、 の語とていることが、 を知るの者が、ことが、 の語とていることが、 を知るの者が、ことが、 の語とていることが、 を知るの者が、ことが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語とていることが、 の語との言とが、 の語との言とが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の語といることが、 の言とが	
513	令和7年5月29日	令和7年6月20日	個人情報の第三者を 個技術の第三者を 関係は毎日のか 大くない力策を金融 が関係する。 関係する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		個人情報政協事業者は、個人アーケを第三者に提供する場合には、原則として、事前の本人同意を得る必要がある が、個人情報の投算に関する法律第27条第3 指令与の例外事態には関する場合には、未入同意を得る必要がある が、個人情報の保護に関する法律第27条第3 指令与の例外事態にはまって場合には、未入の同意を得る必要なない。こ に、他の無料制金の保護を埋ます。べき場合に悪って、本人同意を得ることと不要とするものである。 に、他の無料制金の保護を埋ます。べき場合に悪って、本人同意を得ることと不要とするものである。 は、他の事態制金の保護を生ます。べき場合に悪って、本人同意を得ることと不要とするものである。 は、他のなどの関するでは関するというというというというというというというというというというというというというと	富金 金融/	個人情報政政事業者は、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を持 る必要がありますが、例えば、「人の主命、身体又は対象の保護のの推進ののおから影がある場合であって、ネ人の の必要がありますが、例えば、「人の主命、身体又は対象の保護のの推進ののおから影がある場合であって、ネ人の の必要がありますが、個人情報政政事業者は、個人データを第三者に提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得 負金 から受けかりますが、個人情報の保護に関する技権第27条第1項格号の例外等由に加速する場合には、本 人の同意を得る必要はありません(個人情報収益と第27条第1項)、これは、本人の同意を保 るごとはってよれ、の電料理が高されたことを表現に加速した。から心理を持る ことによってより、個人情報の保護に関する法律第27条第1項。 これは、本人の同意を係る必要はありません(個人情報収益と第27条第1項)、これは、本人の同意を係 ることはありません(個人情報収益と第27条第1項)、これは、本人の同意を係 ることはありません(個人情報収益と第27条第1項)、これは、本人の同意を係 ることはありません(個人情報収益と第27条第1項)、これは、本人の同意を係 ることは、大人の同意を係る必要はありません(個人情報収益と第27条第1項)、これは、本人の同意を係 とことが、会人情報の保護に関する法律第27条第1項第27。 でお、人の同意を係る必要はありません(個人情報収益と第27条第1項第27)という例外事由については、個人情報収益と第27条第1項第27条 事実に関する情報を、例本する処理を書から止っていては動別具体のケースに応じて静利能いただ必要があります。 これ、自然を介するの検索を含め、のは適性については動別具体のケースに応じて静利能いただ必要があります。 これ、自然を介するのは適性については動別具体のケースに応じて静利能いただ必要があります。	
514	令和7年5月29日	帝和7年6月20日	個人情報の第三者 理性の制限に係る 連用除外事由の鉱 (政府当局間の合意 等件)	個人情報保護法に基づく個人情報の第三名様式の制度における適利的事業における適利的事業における適利の事業における適利の事業に対して、国際的合意を与える条約、条約に該当している時間の立法の制度の音ができます。 と単位でも受ける場合である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・そのたの明えば、外部口屋板市ンプライアンスはFATCAI、伝糸を採用内国成プトへの米田口屋情報(口屋体育の) 転名等10金機能限に対する観音を発は、日米国海戸南岸、名で実際することか。外国にある正言程供の物間 (同注策28条)が西用され、金機機関は口屋保有者からの第三者提供の同意原件及び米国の個人情報保護制度の概要 年の情報提供を行め受ける。 FATCAのように本邦の法令に基づくものでなくても、例えば、国際的合意である条約、政府当局間の合意(声明等)など、出人会 国内の法令に同事の法的権政を発すると評価できる政決のに基づくものは、同法上の「法令に基づく場合」に該当する 信用自	国金 財務	会には、本人の同意を得る必要はありません(個人情報の快護に関する法律第28条第1項)。 第6点 大が、向いま中の一つかねとによるには、10年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18年 18	
515	令和7年5月29日	帝和7年6月20日	成年後見人等との 取引時確認の簡素 化	金融機関における成年後更人等との取引時における犯罪を基準 がかままれる犯罪を基準 が止法上の取引時間認の手続きを 簡素化していただきたい。	成年後見人、保佐人、補助人または在意を見人(以下、「終年後見人等」という。)が被後見人等名義の口座開設を行う 間に、金融機関は複雑見人等の本人理認書館の指示を受けるのまがあるが、その際に金融機関が受記率項証明書で本 人この場合、例えば、被後見人等が態勢への人展明により性所に居住していない場合には、その対策が構設できず、口座 開設に応じることがでない場合があるなど、被後見入等の数を管理に支配をデナケースもおり、保存見入等からは 手続をの開業化を求める所が寄せられている。 また、接後見人等のよ人保健以主任で機能を有する成年後見入等の退任時に既に行われていること、判断能力を欠く信用金 また。接後見人等のよ人保健以主任で機能を有する成年後見入等の退任時に既に行われていること。判断能力を欠く信用金 が被支見、今年に記述子影響を定式付することによるマネロノ等のリスク指述の実効性は乏しいこと一等を指すえると、急症 中央金 コーンいては、ネケースにおいては、犯罪の政策制能的主法の所令として、包を実施に要います。	賃金 金融	犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下(法といいます。)は、特定事業者に対し、特定取りを行う 認用による収益の移転 助上に向する法律(平 成本体後見人等が被後見人等の銀行口産開放を行う場合に、特定事業者は、成本後見人等及び被後見人等 の関方について、本人特定事項の確認を行う場合に、特定事業者は、成本後見人等及び被後見人等 を第1項を以降の事態 施力の同方について、本人特定事項の確認を行うなければなりません。 施力の同方について、本人特定事項の確認を行うなければなりません。 施力を行うる場合に 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うな。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うな。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 施力を行うる。 を行うる。 施力を行うる。 を行うる。 施力を行うる。 を行うる。 施力を行うる。 を行うる。 施力を行うる。 を行るを行うを行うる。 を行うる。 を行うる。 を行るを行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行るを行うる。 を行うる。 を行うる。 を行るる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行うる。 を行る。 を行る。 でで、 でで、 の方のを行うる。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 の方のとかった。 でで、 のたいたと、 を行ると、 を行ると、 を行ると、 を行ると、 を行ると、 を行る。 を行ると、 を行る。 を行る。 を行る。 を行ると、 を行る。	

#.0	所管省庁への		提案事項	担実の見ばめた京	45 全班4 提	案 .	To the standard	所管省庁の	検討結:	果	ワーキング・グルー
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	旋杀争坝	提案の具体的内容	提案理由	体	所管省庁	制度の現状 該当法令	等 対応の 分類	対応の概要	る処理方針
516	令和7年5月29日	令和7年6月20日	「失質的支配者リスト制度」の制度拡充 等	注人における実質的支配者情報 の登録業務化等を含め、実質的支 になった。 いただきたい。 また、併せて、特定事業者に対しても、本制度にかて保管される。 まを、特せて、特定事業者に対しても、本制度にかて保管される。 質的支配者情報のアクセス権限を 認めていただきたい。	一方で、①制度利用は法人の任意、②実質的支配者が犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項第1号に該当する 類型の場合のみに利用可、③法人においても株式会社及び特例有限会社のみに利用可一など実効性の面での課題もあ 信用		法務省	マネー・ローンダリング防止等の製品から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについて は、FATによる動きがなえれるなど、国内外からの要請かが譲まっているところです。 この実施を受け、効果可能では、自然の対象を対象に対し、実質的安配を引力、制度、を創設し、令和4年 月からその運用を削削しています。 この制度は、FATの事本文学自由を基本を構造を含い条件契機として、設所において令和3年の月に策定・公 、公司制度は、FATの事本文学自由を基本を含まり表示と対象として、設所において令和3年の月に策定・公 系して行動が指定(アネテル・プロを含まる・拡充金数分質に関する行動計画)にも値り込んだものであり、表 が出の法人の実質的支配者の透明性の向上に実践するものと考えております。	覧 その他	提案いただいた法人の実質的支配者情報の申出を機器付ける法制度の導入等の検討については、政府: 体で検討すべき課題と認識しております。	쉞
517	令和7年5月29日	令和7年6月20日	「疑わしい取引の届出」に関する情報提供の拡充		「疑わしい取引の周出」の対象かどうかの判断は、犯罪収益移転防止法に従うほか、金融庁「疑わしい取引の参考事例と登録庁「犯罪収益移転防止に関する年本権合憲」などを参考にしている。 「最近、保証を指定しません 疑わしい取引の適当の構造の上さかどの基といったがあります。 「最近、保証を表表れている 法人間を表表れている 法人間を表表していたできない。 「最近、保証、保証、保証、保証、保証、保証、保証、保証、保証、保証、保証、保証、保証、	役人司金、 人司金、 金、 金、 金、 金、 金、 金、 金、 金、 金、 金、 金、 金、 金	金融庁	型票による収益の ・	(平) 第項 移施第 転 駅 の他 の他 の他 の他 の他 の他 の他 の他	「四原収益を抵防止に関する年次報告書」については、金融機関等の特定事業者のみならず、広く国民向 けたである。 は、日本のイングでは、関する情報を含まする。のであることか、最かしい取引の面出に特化して 情報内容を拡大することは関係者の目的に ・一方で、「和原の経験部肪にに関するである場合で、「化原取扱金替転を設度要書書。「投列の の参考事例の発出、各研修会や特定事業者への個別訪問等によって、今後も情報提供の拡充に努めてま いりたいと考えています。	
519	令和7年5月20日	令和7年6月20日	25032927210[4/4] 在外心整がする在 解証明を予りまし して、マイナンバー で再利用可能とする	住所を国外に移した場合、在外公 館で発行される在層証明書によっ て現在の住所を限する。/ これ には本人が現在時点をでは世界であっては した行政証明される。 には本人が現在時点をでは世界の たり、 に対したでは を明確を任めれている。 に対した。 で行政手段で利用しているだけである。 とが機能とされてこくとが事故の制 を対して行政主がも、 の、/ しかし、不動を急犯で性系の を対している。 を対している。 を対している。 の置きたとれない。 の置きたとれない。 の置きたとれない。 の置きたとれない。 の置きたとれない。 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	一外国の国名のみを表示しても、滞在中の自己場合の住所を公的に証明するなら、市町村での転居窟に凍じる情報として管理すればいい、アマイナンバーに影響されることを視視されば、在衛星明書の請求用紙に記載しなければならない。「選出先よじ、利用目的は不要とすべきに、グ第二に、政府はマイナンバーの利用国際を拡大するとしながら、住民港コートをの報を含むして登画されている。「成立の電話をサインバーに混乱した。住民港コートを利用する行政を持定がよい。「会議会は「大きない」、「人」、「会社書館不要となった。「大きない」、「大きない」、「人」、「大きない」、「人」、「大きない」、「人」、「大きない、「大きない」、「大きない」、「大きない」、「大きない、「大きない」、「大きない、「大きない」、「大きない」、「大きない、「ない、「大きない、「大きない、「大きない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「	業登記 タリー #	外務省 デジタル庁 総務省	●在智証明は外国にお住主いの日本人が、外国のどこに住所(生活の本期)を考しているか(現住所の証明を行う)。 無益国のどこに住所を制ていたが、保住所の証明を行う。 無益国のどこに住所を制ていたが、保住所の証明と同じたいるが、現代所の証明を持ちられている家族、現代所の証明を制定を制定している家族、現代所の証明を制度を指している。 です。 一个60年5月27日から戸籍の附票を少証基度とした国外報出者向けマイナンバーカードの交付を開始しました。同か一片には、電子証明等が指載されており、利用所が拡大してつるがます。なお、同か一片に、ませんにした。同か一片には、電子証明が指載されており、利用所が拡大してつるがます。なお、同か一片に、ませんにした。同か一片には、後年証明が指載されており、利用所が拡大してのあります。 は、日本の学を作用して別会に記載されている。「国際・日本語でも今の書」を図外的国に記載されておりの学を作用して別会に記載されており、一般の子の学用と目の対象に記載されていた。 ・ ● 今和7年5月27日から電子化した世界書・底明書のオンライン交付の運用を開始し、在電証明のほか、一部の証明は申請から交付までオンラインで行うことが可能となりました一部の在外公館を除く」。	その他	●制度の接対に影響のとおり、在緊証明はオンラインで申請受付・交付が可能となりました。 ●争後とも、申請者の利便性の向上を認るため、頂いた御意見を参考にしつつ、関連制度やシステムの改ま について検討してまいります。	并
520	令和7年5月29日	令和7年6月20日	録行恋歌に係る弊 書句上情意(機質発 版元規略・組織者分 機関制)の継続		1. 額度の現状 無行の圧力販売が上や利用者保護の製品から設けられているが、本規制に該当する場合には、顧客の希望があっても、 無行の圧力販売ができない。 (国域共振の影響となっている。) は国域共振の無対しおける仲書] 1、安定的な資産施及其他の指書 級では、10×0cと並んで、資産無対策・段として、平準払いの変額患を保険を制度する場合がある。しかし、顧客が本規制 対象である場合機関に加入できないでは保険金額の制限が発生するため、顧客本の資産無效支援に大きな支煙と 2、顧客制度に加工を受け、無対し、大きないでは保険金額の制限が発生するため、顧客本の資産施效支援に大きな支煙と 2、顧客制度に対し、主義制表の配件取引的容や支援がの存在を担らず、勤務先を理由に利用商品が限定される事は顧客の 製産を得ている。 (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規規制における計画) (日当者予治規制における計画) (日当者予制規制における場合) (日当者予能力機関を対象が対象とは対象が対象と対象が対象と対象が対象と対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	二地方	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次 のような等等防止措置が設けられています。 ・最大生態を対象 ・発度大生化・大学教 ・ディエン・が教制 ・理由者が選択制 ・機能との訴認防止措置	第 第 検討を予が	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す親点から設けているものであり、当対面での保険募集制においても同様です。 がまたいてものであり、当対面での保険募集制においても同様です。 (基内閣庁等を立正し、 は、他別庁事業の対象を高したのより、中央社場を保険を参約するほか、 ・ 他別庁事業の対象を高していて、実効性確保のための指置を選しる 等の見恵した可となっておいました。 第一段の見いというたとこならり、保証を4年月1日から総合なれています。 部門等による保険募集のは実については、引き結束実態を把握に努め、今後の弊害防止措置等の見恵した ついては、必要が生した場合に行うこととしています。	9

퓼무	所管省庁への	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	: Ab et-		所管省庁の核	討結果	Ļ	ワーキング・グルー
世写	検討要請日	凹合取りまと60日	佐余争垻	従来の具体的内容	佐糸 理出	主体	省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	る処理方針
521	令和7年5月29日	令和7年6月20日	保険憲法上の構成長契約規制からの報行の除外	職員への保険販売を制限する「構 成員契約規制」(以下、「本規制」し いう」は、老使に向けた資産形成を 手助けする商品(「個人年金保険」 等)の提供に支援となる。 老後の安定的な資産形成支援、願 がら振行を形かっために、本規制 から振行を除水する。あるいは、実	1.制度の吸収 本基準は、企業の役員や使用人保護の競点から、業務上の地位等を不当に利用しての圧力販売を防ぐというもの、銀行 服業が必要払か出当していない(第一指患者ウラスが1名だけ出等)、業本的関係がはなど。銀行の実質が悪子、変な力 をしている。 としている。 としている。 としている。 と対象が関係のቝ書 関行は、保険業法に基づき販売者による談明責任の着実な履行と皆情対応なども含めた事後措置を整備しており、その 行り、服务未成の高規模の題書 にい題本権の高規模の題書		Ť	企業が、生命保険会社と募集代理が送物を持続して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募 業事を訪ねまする配当から、国际企業及びその企業と密接な関係を有する有(法人)の役員・収業員に対する 保険募集は一般の保険商品を除さば止されています。	保険業法第300条第1 項第6号 同法施行規則第24条 第1項第2号 第23号 第23号 第23号 20号 20号 20号 20号 20号 20号 20号 20号 20号 20	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に鑑み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き 続き慎重に検討を行う必要があります。	
522	令和7年5月29日	令和7年6月20日	「事業系標支援・事業再生支援」に環定 東西生支援」に環定 した不動産仲介業務 の取扱い解禁	在実から、地域においては事業系 機、事業更生は重要な認識であるが、 が、授者者の高能化が進度する 中、令を受けれるAによる事業制 度、業業再生と認めませた。 域企 変の活力助という。 「事業を選 変の活力助という。「事業を選 変の活力助という。「事業を 変し活力助という。「事業を の活力助という。「事業を の活力助という。「事業を の活力助という。「事業を の活力助という。「事業を の活力助という。「事業を の激力助となった。」	1. 翻貨の現状 銀行は、一部の信託業営金融機関を除き、不動産業務を実施できない。 2. 競技制度の影響 ・中小企業では、終歴者・経営者の脱騰等が、自身の所有不動産を事務所・工場等として賃貸している例は多数存在。 ・地方では、大手不動産会社が少なく、不動産情報は銀行に集るも傾向、また。銀行は取引先への定期的な助間により、 支援対象企業と打てなく、地域の個に必要の不動産機能(一大人を取得している。 「事業系集・推集用工法」 ・企業を実施・推集用工法 ・企業を実施・推集用工法 ・企業を表が、企業をおけれてなく、経営者等の個人不動産の取扱い(売買、賃貸継続等)の課整が必要。 支援に深(場外でおはど、不効能が力の影響を必要などのが実備。 ・また、事業再年馬周面では、素核の悪化した取引点が、会社又は経営者所有の不動産売却による債務任能を検討する等 例はなくなるか。 「保付金条件等不動産の未知失り賃貸を指す事業。不動産業者の機能に設定されるため、最終の2スマッチ(案件の 不成立、進度の近りが近に、事業を指・事業事性の主張の関係業質の一つになっている。 3. 超される効果 ・信託が条件している地域の不動産情報やコネクションを活用して、引売を修算ことができ、事業系継・再生支援の連集 ・企業は、地場の不動産業者に加えて、銀行に長知失幸の選を体験することで、不能産に関する情報をより広く教得 ・企業は、地場の不動産業者に加えて、銀行に長知失幸の選を体験することで、不能産に関する情報をより広く教得 可能、結果として、企業は、より早く、より有対な条件で不動産取引を行える可能性が高まる。	第二地方 金融庁 銀行協会	Ť	競行本体及びその子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られていま す。	銀行法第12年、 第16条の2第1項	検討を予定	銀行における不動産特介表務への参入については、他業を選むことによるリスクの遮断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の協会性報及といった他業業上の撤回を指求える必要があり、中義期的な検討を要するため、進むに指置することは指揮です。	
523	令和7年5月29日	令和7年6月20日	地心体が主導する 「まちづり」に限定 した不動産や分業税 の取扱い解禁	で、ころして、状況を終っている。ころして、大型を発生を入まっている。ころして、状況を発生を入まっている。ころして、大型を表す。というないでは、一般では、大型を表す。こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、こので、	1. 制度の現状 銀行は、一部の信託業営金融機関を除き、不助産業務を実施できない。 2. 現状制度の野害 ・自治体等から銀行に対し、地方創生に向けた「まちづり」に深い限与を望む声もあるが、銀行は主体的に関与できな ・自治体等から銀行に対し、地方創生に向けた「まちづり」に深い限与を望む声もあるが、銀行は主体的に関与できな ・場所は、不動差開発に係る地域のニーズ・情報を保有しているが活用できず、地場企業が、物件を探す際の情報取得失 は不動性を保証しているが活用できず、地場企業が、物件を探す際の情報取得失 ・指行は、移住後差・空を対す取 ニーンを提供しているが、関与が限定的となり、地方移住希望者は、銀行と不動産業を ・相子は、移住後差・空を対す取 ニーンを提供しているが、関与が限定的となり、地方移住希望者は、銀行と不動産業者 ・1. 数元をから効果 1. 数元とれる効果 1. 数元とれる効果 1. 数元とれる効果 1. 数元を対しているが、関与が関定的となり、地方移住希望者は、銀行と不動産業者 が同かは本業に深く関与することにより、効果的な計画策定の支援が可能、また「複合業業施設開発等では情報力を 活用し、地域内がからのテナント域をお開き、 (2) 本業の利便性倒上 ・20 まま、地域の利性の配達者に加入銀行にも不動産業務に関する依頼を行うことで、情報を広ぐ期待。 ・20 まま、地域の利性の配達者に加入銀行にも不動産業務に関する依頼を行うことで、情報を広ぐ取得の また、銀行が物件類入資金と合わせて、地域内の古民家活用等も推進すれば、観客利便性の向上や地域活性化の効果 も用行るから、 ・1. 数元を対している場合を表示。銀行、移住の発 ・1. 数元を対すが、 ・2. を表が対策の一とが使じて、移住者を書に不動産情報を提供することで顧客利便性向上・空き家対集への貢献が可 を記述している。 ・2. を表が対策の一とが使じて、移住者を書に不動産情報を提供することで顧客利便性向上・空き家対集への貢献が可 を記述している。 ・2. を表が対策の上によると全国の空を家は平成30年から51万戸地加し500万戸と過去最高。銀行、移住役 ・2. を表が対策の上によると全国の空を家は平成30年から51万戸地域に500万戸と過去最高。銀行、移住役 ・2. を表が対策の一とが成れる。 ・2. を表が対策の上によると全国の空をまは平成30年から51万戸地域に500万戸と過去しままた。 ・2. を表が対策の上によると全国の空をまは平成30年から51万戸地域に500万戸と過去しまた。 ・2. を表が対策の上によると全国の空をまは平成30年から51万戸地域に500万戸と様により、 ・2. を表が対策のより、 ・2. を表が対策のより、 ・2. を表が対策のより、 ・2. を表が対策のより、 ・2. を表が対策のより、 ・2. を表が対策のより、 ・2. を表が対するとより、 ・2. を表が対策のより、 ・2. を表が対するとまない。 ・2. を表が対するとより、 ・2. を表が対象を表が対象を表が対象を表が対象を表が対象を表がある。 ・2. を表が対象を表が対象を表があるとない。 ・2. を表が対象を表が対象を表が対象を表が表がある。 ・2. を表が対象を表が表があるとない。 ・2. を表が対象を表が表があるとない。 ・2. を表が対象があるとない。 ・2. を表が対象を表が対象を表があるとない。 ・2. を表が対象を表が表があるとない。 ・2. を表があるとない。 ・2. を表が表が表があるとない。 ・2. を表が表があるとない。 ・2. を表が表があるとない。 ・2. を表が表があるとない。 ・2. を表が表があるとない。 ・2. を表が表があるとない。 ・2. を表があるとないまない。 ・2. を表が表があるとない。 ・2. を表があるとない。 ・2. を表が表があるとない。 ・2. を表があるとない。 ・2. を表があるとない。 ・2. を表があるとない。 ・2. を表があるとない。 ・2. を表があるとないまない。 ・2. を表があるとないるとないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるな	第二地方 金融庁 協会	Ť	綴行本体及びその子会社の業務範囲は、法令において規定されている業務に限られています。	銀行法第12年、 第16条の2第1項	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を遊むことによるリスクの運断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の総全性保促といった他業業上の撤回を踏まえる必要があり、中美期的な検討を要するため、進むに指置することは搭載です。	t
524	令和7年5月29日	令和7年6月20日	「銀行業高度化等金 拉」、「地域活性化等 業会社」「開発的 東金社」「開発的 東級」、「解解	上その他持続可能な社会の構築に 資する業務が可能。また、地域活 性作事業会社、(投資専門子会社を 通して護決権保有100%可能)は、 「事業の再生又は地域の特性を主 かした新たな事業の創出その他地 被接死の活性に質する事業的 を行うことを目的とした会社」とされ ている。顕社は、地域の活性に対 する業務が期待されており、地域に	(地域の実際)・ 中小企業では、経営者・経営者の親族等が、自身の所有不動産を事務所・工場等として賃貸している例は多数存在。地 力では、不助産情報は無行力ループに集まる傾向。また、銀行は取引先への定期的な訪問により、支援対象企業だけで な、地域の個記に変わて制度情報と一次で表現・情報・ 「書きってり」以実施を含む地域芸化においては、企業本体だけでなく、設置者等の個人不動産の取扱いの調整が必要。 支援に実施するほと、不動産場のの課金が多支となるのが実情。		÷	服行及び服行持株会社の子会社の業務範囲は、法令において限定されている業務に限られております。	照行法第12条、第16条 の2第1項第16号及び 第15号、第25条の23第 第15号、第25条の23第 9 銀行法院行規則第17 9 銀行法院行規則第17 9 の16第2 第15号 第15号 第15号 第15号 第15号 第15号 第15号 第15号	検討を予定	銀行における不動産仲介業務への参入については、他業を遊むことによるリスクの遺断、銀行業務に専念すること等による銀行等の経営の総全性保促といった他業業上の趣旨を請求える必要があり、中長期的な検討を要するため、匿ちに措置することは困難です。	t

華口	所管省庁への		提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案	工体小广	所管省庁の検討結果				
曲写	検討要請日	回答取りまとめ日	促杀争垻	提条の具体的内容	佐糸理 田	主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等 ^{対応} 分類	対応の概要	る処理方針		
525	令和7年5月20日	令和7年6月20日	「教育ローン」の制 販売法の規制対象 からの除外	顕常に不利益を与える可能性が極めて低い場合とでは多なできまった人で支部 ので低い場合とでは多なできまった。 をと提携して影音ローンについ て、新規能売出の規制の対象外と していただきた。 では、現代規制でにおいても、国や かなが振りる扱うは適用機がとしては では、別様の事態がとして頂	1 制度の液体 等)等の窓際・選携教育ローンは、銀行等・消費者間の金銭消費貨俸減約と学校・消費者間の改造提供減較との間に に寄する事態とが存在する場合は、割販販売出席の金銭消費貨俸が取得してお銀物使用機入あっせん象に放射。 「容数な事業性」の可能は、金銭指貨産運動や企務保健実施の主発的・化体・容動や 体性や金融機関と役務提供 事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合約に判断している。 実践性態の影響・ ・表をは、一般に乗り、一般に無利なる最行の課題ローンを判明したいとの希望がある。 ・力を、金融機関につる・現実教育についる際が持つ場合の金銭は自然開業市出に基づる機制・ルールへの対応)は 大きく、提供教育ローンを助け場合との金銭自然の金銭自然できれば、高さる「金銭物・ルールへの対応」は 力度で、金融機関につってを関係する。 ・選集教育ローンを助けることを調算するケーズもある(開発のコーズに行用に対応でされいのが実情)。 ・選集の一定の限分が認めたる会育機関(国企立大学法人や文部科学大臣の認可を受けた学校法人等の提携先で がれば、消費者の一定の限分が認めたる会育機能(国企立大学法人等)の提携先で がれば、消費者の一定の限分が認めたる会育機関(国企立大学法人等)の提携先で がれば、消費者の重要がに不可能を含える可能性が強めて低い、単純・大田の関係を認定する場合が、数百ローンの必要性は今 検索を可能性、こうした中で、銀行が取り扱う教育ローンは、室針の軽深的な負担軽減が可能。	第二地方銀行協会	经济産業省	展行等の取扱:連携教育ローン等は、銀行等・消費者間の金銭消費貨種契約と学校・消費者間の役務提供 契数との間に「需求な事業性」が存在する場合は、新聞販売法案で各場を利用に規定する場所得用限入めっせ 前機販売法案で多数 では、企業が関係を対していませません。 一個では、金銭が、日本のでは、金銭が、日本のでは、金銭が、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、 一個でかる機関と役所提供事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の実施を考慮した上で、総合的に 利断しています。	本提案に関し、個別信用購入あっせんにおける限制対象の見直しの裏名については、産業株金書議会割販売小売場会において同様の創書の提案に係る審議をした上で、平成27年7月に改りまとめた場合書において、(中心企業を含かた登録別信用時間というないがあるが近の規定を通でしているから、投別指において、はの規定を通用をしているでは、投別指において、はの規定を開発とする計画をは、投別指において、すっ後、異な的な必要性が示され、かつ、規制内容が過剰と考えられる状況となった場合には、必要に応じ、検討してよいがます。	1.18		
526	令和7年5月20日	令和7年6月20日	リフォームローンの 制製販売法の規制 対象からの条件付 適用除か	に当たっては、リフォームが必要と なるケースが多いことから、一定条 件を満たしリスクが低減されると考 えられる提携住宅ローン※について は 割曖断帯洋の増制対象がと	事業者との一体性(人的関係・資本関係等)の要素を考慮した上で、総合的に判断している。	第二地方	经济産業省	銀行等の取扱シリフォームローン等は、銀行等・消費者間の金銭消費資借契約とリフォーム事業者・消費者間の役務接供契約との間、管接な需要性、が存在する場合は、前期販売出業な者が明に、販売する場所は、 の役務接供契約との間、管接な需要性、が存在する場合は、前期販売出業な者が明に販定する場合が一般 で、対策的一体性や金銭機関と役務提供事業者との一种性(人的関係・資本関係的)の受素を考慮した。 で、総合的に判断しています。	本提案に限し、個別信用購入あっせんにおける情勢対象の見高しの書名については、高業構造書議会判認 販売水の最初において開係の創書の観案に係る事態をした上で、平成2ヶ年7月に取りまとめた場合書はい にて、「中心企業を含めた金銭銀幣(開展)あっせん。最初が必の規模を通行しても、現時間まおいて、 はの規定者用除水とする計画を要するほどの異体的な必要性が示されているとはいえない。」とされてい す。今後、長年30年20年20年2日に、必要に応 て検討して高いります。	V 188		
527	令和7年5月29日	令和7年6月20日	税・公金収納・支払 の効率化等に向け た「電子動付」推進	いてあり、必ずしも判唆性が高くな、 また社会を体でも相応のコストとなっている。 電子納付を一層推進することは、社会全体(国・自治体、熱校者、金融機関)の利便(由)とつコスト制減に つながるため、利用周知だけでな、 (現入は、熱校者)に対して電子 納役の機器付け、申請期間延長、 窓口納付と非対面納付に特付銀に 差異を設ける等。電子が付を選択し かすくなるようなインセンティブを設	しも進んでいない。 ・各自治体等で納付書の形態が異なり、読取箇所等個別の設定が必要なことも負担。	第二地方銀行協会	財務省報務省	【財務省】 国際の電子納税については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和3年10月18日財務省中公 度(最終契約・令和6年10月21日))において、日番価を放定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組 なしております。 (は終格型) 地方税の電子納付については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、すべての地方団体 に対しましてAXを通じた納付が可能となっております。	【財務者】 電子解抗の厳務化については、オンライン利用率を指まえつつ、納税者の負担にも起慮し、更なる利便性 向上や規倉管理等に併う社会体体のスストを指揮する拠点から、3倍、システム、予算面書合か場入可容等 の数計をしています。 年和年度までにキャッシュレス納付割合を15まとすることを目指しており、金融機 関係所等をは連携し、キャッシュレス納付の書及拡大に向けて歌り組んでまいりますので引き続きご協っ をお願いします。 2 総務者】 地方和の分析については、今和4年度税制改正において、地方税法令よ、キャッシュレス納付の対象を全 ての税目に拡大し、令和4年月から、地方総合・ロロード(41-0代)と活用したキャッシュレス納付の仕組 で乗入ました。その報差とし、納付にある「エスの利用を拡大したで開いております。また、今和6年9月に開発し、地方税の分析をは、大きでは、それに指する地方関係して オーマッシュレス納付の重乱に向けて取り組んで取り得まりで、引き続きご協力をお願いします。 シュレス納付の重えを加えて、取り組んで取りますので、引き続きご協力をお願いします。	b		
528	令和7年5月29日	令和7年6月20日	各種共済制度の申 込受付等の電子化	中小企業制度防止共済制度、中小 企業組織共済制度の申込献につ にて、オンテクによる提出を可能 として、団をたい。ことを提出を可能	1. 翻席の設状 ・由小企業用産防止共済制度、中小企業退職金共済制度の申込は、金融機関の窓口へ書面により提出することとなっている。 ・由小企業側産防止共済の加入手続き等については、オンラインで加入申請書が作成できるよう対応がすすんできている ものの、中小企業返職金法済の申込の電子化・ポンラインでの実付については、現行の届出的押印による口座無管体類 電の提出に展出しの動きかられば、それに対応した機能を終析するとされている。 ・強機関において各様手続きの電子化を進める中で、金融機関の窓口への書類提出が必須となっている本手続きは、 報行に実立る電子化を推進する中で確定なっている。 ・機関に不確かからが一般。長度の最初度とか記録を可以出かで求められ、利用者の負担も大きい。 ・電子化と差めることは、金融機関側の負担だけでなく、各株は済を助い助う中小機構や中小企業退職金共済事業本部 においても各様の単いを書の修覧の大力と対解が製しました。社会全体であるが開せできる。 ・電子化により書類授金の開閉が短縮され、より迅速に加入手続きが可能になり、顧客の制度性も向上する。	第二地方	原生労働省 経済産業省	【厚生労働者】 中小企業設施会共済制度の申込みは、退職会共済契約申込書及び預金口産張替依額書等の必要書類を表面機関以立委計算を持ちました。 「原生労働者】 中小企業記述を共享業工団体の窓口に提出して行います。 「経済産業名」 「経済産業名」 中小企業が原始止共済制度の加入手続きについては、オンラインで加入申請書の仲成が可能であるが、中小企業が原施により接 中小企業が原始止共済制度の加入手続きについては、オンラインで加入申請書の仲成が可能であるが、中小企業所産店上共 日間別と表情を対している金融機関等の窓口へ書面により接 対方と対します。	(原生が無名) (原生が無名) (原生が無名) (原生が無名) (原生が無名) (原生が無名) (原生が無名) (原生が無名) (原生が生まれた)			

番号	所管省庁への		担实事情	担実の見けが中央	担实现点	案 .		所管省庁の検討結果		
雷写	検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由		所管省庁	制度の現状 該当法令等 対応の 分類	対応の概要	におけ 処理方針
529	令和7年5月20日	令和7年6月20日	預貯金の差押えに 係る電子化の推進	開貯金の差押えについては、紙銭 体で手続きが行われており、銀行に とって相応の事事: コスト規則となっているほか、再発を選手書開発者では、各分間の 事務を選手書開発者では、各分間の け、差解表の手続きについてもデジタル化での対象でが最近なるとが 対れてできたい。なお、行政機関から金融機関に対 で行わたる開貯金無金について報 は、連携機関から金融機関に対 に向けた機計が行われているところ であり、ことしているというであり、ことしている。 は、単純を計が行われているところ の表し、中であり、ことしていてもデジタ ル化を選集というでは、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが、またが	数行を る動定される効果 ・電子化により金融機関のコストだけでなく、行政機関等においても事務処理・書類の保管コストなど削減が見込まれ、社	地方	材務務省省 省省 第25年 25年 25年 25年 25年 25年 25年 25年	国税税交送第02条第1 東京3月 国税税交送第02条第1 東京3月 国税税交送第02条 基件差別整と通常するととはより行うことされています(開税税交送第02条第1項)。 また。機能の無外元、機業を再発過ぎをが正し、機能が正し、機能では、大口を必要を は、機能が無外元、機能を用機を対応に、機能を用しませる。 また、機能の上外元と、機能を用機を対応に、機能を引しませる。 まず(国税金指出第12条)。 まず(国税金指出第12条)。 まず(国税金指出第12条)。 まず(国税金指出第12条)。 まず(国税金指出第12条)。 まず(国税金指出第12条)。 まず(国税金法第2条第1項 することとされています(国税金法第80条第1項)。	tの差押基知書の送達については、現在の預貯金皿会事務のデジタル化の取組も踏まえつつ、制度面・ 面及び費用対効果等を勘案した上でデジタル化を検討してまいります。	
530	令和7年5月29日	令和7年6月20日	手形・小切手機能に 係る全面電子化の 推進	ながら、鋭意取り組んでおり、全銀 協では、本年3月、2027年度初から 電子交換所での手形等の交換廃止 を決定している。 手影・小切手機能の全面需子化を	・無未投資機能2017においてオールジャルンでの電子手跡・小切手への移行は掲げ、金額的に電子的女は組みへと移 行することについて、賃息が連携した場合性産者であるとわれた。 2021年7月、金銀郎子野・小切手機能の付金額が収電子化に同時する総計会では、2021年7日、2026年7日、全部は「子野・小切手の機数数を任むする」とを獲得して銀行券を上げて推進することを決定。 ・2022年2月、政府の「第3回」中小企業等の活力加上に関するシーナングラルーブリニおいて、産業券および金額券の 双方の関係者所では、所管業業への数条手的の利用を出し同け、他参かが、受講がなされて、産業券および金額券の 双方の関係者所では、所管業業への数条手的の利用を出し同け、他参かが、受講がなされて、産業券および金額券 日本のシールでは、一般では、全部をいて、手手、小切手機能の金額電子は、同けて推進しており、2025年3月、 10202年3度が日本子投資所での手等のの交換度は、近年で発明のシステムを変を行わないことを決定している。	二地方 新行協会 1	经济産業省 金融庁	2005年7月3日に、下降中小企業展別法(受託中小企業展別法)の「無限基準」を定し、松東手料をできる ビヤ料用にないます場合と企産が必要なましま。主な、2004年7月1日には定した「総要金幣等に係ら中小 受託事業出対する代金の支払の選延等の防止に関する法律」においては、同法上の支払手段として、手 「経済産業者」 (金融庁)	済産業省] 本年月16日に成立し、2028年1月1日に施行される「製造要託等に係る中小受託事業者に対する代金のの意民等の防止に関する法律」においては、同法上の支払手役として、手幣込を認めないこととしまして会社での政策等の防止に関する法律」においては、同法上の支払手役として、手幣込を認めないこととしまして会社である。 日本の大学を表現をした。 日本の大学を表現をした。 日本の大学を表現をした。 日本の大学を表現とした。 日本の大学を表現とした。 日本の大学を表現とした。 日本の大学を表現をした。 日本の大学を表現をした。 日本の大学を表現した。 日本の大学を表現した。 日本の大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大学を大	
531	令和7年5月29日	令和7年6月20日	本人確認手続のデ ジタル化のための本 人確認書類の見直 し	本人権限手続のデジタル化のため、本人権限手続のアデタル化のため、本人権認書部のフォーマットを を出するととはし、本人特定事項の 手書きを廃止していただきたい。	・制度の現状 本人報送書頭として終われる住民票・印度証明書等については、フォーマットが発行主体によって区々である。 本人報送書頭として終われる住民票・印度証明書等については、フォーマットが発行主体によって区々である。 第二5 フォーマットが解立る本人報記書類は、機械的な話み取りが強しく、手入力となっており、デジタル化の支障となっている。 銀行1 本人報記書類の機械的な話み取りによるデータ取得・事務の効率化	二地方 行協会	常務省	です。 理要領 生民 対応 におわなることが は でん (これ)	展展・印度を持証明書) 展展・印度を持証明書については、住民記録システム標準仕様書、印度を録システム標準仕様書 は、で簡潔レイアのトを規定していることから、これらのシステムが標準準拠システムへ移行された後にお は、様式が続ーされます。	
532	令和7年5月29日	令和7年6月20日	地公体等に対する 指定金融機関等の 担保提供義務の施 止	地公体等に対する指定金融機関等 の担保提供義務の廃止、または、 地公体の最が担保提供を不要よす を場合には超便を提供しないことを 認めることとして頂きたい。	1. 制度の現状 1. 制度の現状 1. 制度金融機関、出制取扱金融機関、収制取扱金融機関(以下、指定金等)には指揮提供 無力が目式されている。 地方が自立されている。 地方が自立されている。 地方の自立されている。 地方の自立されている。 地方の自立には一般を対象を が同数とは、 では、現方自然と作成を をして、 をは、現方自然と作成を を対象となる。 は、現方自然の共享 ・経験をしている。 銀行は、指定金融機関果所を無常しくは実施なる量がである。ことにより、債務度行の確実性が実質 銀行は、指定金融機関果所を無常しくは実施なる量ができます。 銀行は、指定金融機関果所を無常しくは実施なる量ができませ、 は行は、指定金融機関果所を無常しくは実施なる量ができませ、 が同ないている。 銀行は、指定金融機関果所を無常しくは実施なる量ができませ、 は、 を対象としている。 銀行は、形定金融機関果所を無常しくは実施なる量ができませ、 ・ を対象としている。 銀行は、形定金融機関果所を無常しては現在金融ではできませ、 は行は、形定金融機関を所述することを検討などを手続い、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	二地方案	受務省	地方自治法施行令第 168条の2第3項の規定により、指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるとこれにより担保を提供しなければななないとされています。 なお、出物数型機能製度とび砂料数型機制製については、地方公営企業法施行令の一部を改正する故 令令和8年政令第382号)により、担保提供義務が廃止されています。	は協のとおり地方公共団体の有する決済用搭金については預金保険制度により金額保護の対象ではありが、当該財保は地方公共団体の債務者への支払いが第ったことにより発生する基単利を小部署院保援の対象の場所に患する。とから、地方公共団体工産金融機関の対象が向後上の場合は、上の契約により対象はより収益しまり、投資金額を設めている。仮に指定金融機関の対象に共議なは、お保護性が、公正におり、こうした基準制を付金額を受けたいていても実施者で発生した場合は、非保護性が、ことにより、こうした場所をならものでため、指定金融機関の担保提供義務については、公金管理の安全性を確実に担保する観点から、必要えています。	
533	令和7年5月29日	令和7年6月20日	設行の継続的順客 管理に対する公的な 支援	マネー・ローンダリングおよびテロ 変供与対域の製造から、銀行の原 会に対する場合の開発を観光してい 大きない。 では、銀子があるい。 大きない。	・上的を計算えて、展行は、定規的に職者情報を確認し、その結果を指表されて職者のリスク評価の見直し等を行う機能的 服客管理」の対しを行っている。 2. 現状機能の弊害 一般行は、定期が成職を情報の確認のため、観客に対して調査業の郵送等を行っているが、服客の制度に対する理解が 進んでたらず、回答率が低い状況。 ・こうした状況に、かが国金体のマネー・ローンダリングおよびテロ寮金供与対策上の課題となっている。また、銀行として も、調査素の郵送等に相応のコストを負担し取り組んでいるものの、十分な費用対効果を上げられない状況にある。 3. 形定される効果	二地方 至	警察庁	・また。金融庁は、「マネー・ローンダリンプ及びテロ資金体与対象に関するガイドラインにおいて、金融機関 明マ対し、 地別開産ン部部運送・日本では、これらに係る自ちのリスク評価や取引モータリングの結果も誘導えなが、 出版に関する法律器 、設定の対象表とが頒布を企業を持ちな報答管理の方針を決定し、実践すること等を含めた、機能的な概略 に関する法律を対象とが通答を企業を持ちな報答を理の方針を決定し、実践すること等を含めた、機能的な概略 に関する法律という。	は家の趣旨は、①取引時確認専項に係る無数の情報について、特定事業者が顧客に質問した場合に顧客 開着が得られることを達効に指揮してほい、2階をが質問に応じない場合の当該顧客との取引の制限 度化してほい、人が高とからます。 ための高については、特定取引が広される機会とも入て取引時程認を行う場合において、犯罪による収 野部的上に関する情報を多生に返り、取引時程節に応じて、調客に対しては、対策において、正常によるで ほか、その他の機能に関係する場合でも、例えば、おおにあらかじが、未入特定等項に変更が からない。 とからない。 とからない。 とからない。 とからない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 はない。 は	

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキン グ・グルー プにおけ る処理方
	検討要請日						別官省方	制度の現状	該当法令等	対応の 対応の概要	る処理方針
534	令和7年5月29日	令和7年6月20日	法人の「実質的支配 者情報リスト制度」 の更なる拡充	金供与対策の観点から、銀行が、 法人の実質的支配者情報の情報を 把握することは、国際的・国内的に	制度の選状 ・信行は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等に基づき、継続的順客管理の一環として、「実質的支配者情報」の定程に対象している。 ・また、2022年 1月より、商業を配所が法人の実質的支配者情報を保管し、その音を証明する「実質的支配者リスト制度」が開始された。 2、親状制度の書等 ・「美質的支配者リスト制度」は、法人に全般の義務はなく任意であること、対象となる法人が検式会社および特別有限会 ・「美質的支配者リスト制度」は、法人に全般の義務はなく任意であること、対象となる法人が検式会社および特別有限会 ・「美質の収集による収益の分析を加上に関する正体をは多数である。現まれるの場合の企業に関する。 ・ おきない、(京都による収益の分析:前面に関する。在特施で規則第1、実常と関係1号に限定されていること等の課題が、3 形変される形式。 ・ 想定のは死による収益の分析:前面に関する。在特施で規則第1、実常と関係に関係と、表別度の放光は、実質の支配者情報を把握することの強化・効率化につながり、銀行におけるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の強化につながら。		法務省	マネー・ローングリング防止等の報点から、法人の実質的支配者を把握し、その透明性を高めることについ は、FATFによる勧告がなされるなど、国内外からの受験が結束っているたころです。 この実践をおり、外部制度者による協議の原果を指定は、「実質的変配者リスト制度」を創設し、令和4年 月からの選邦を開始しています。 この情報は、「アルップ・ロースを対しています。 この情報は、「アルップ・ロースを対しています。」 この情報は、「アルップ・ロースを対しています。」 「おいます」というない。 「ないまするない。 「ないまないるない。 「ないまないるない。 「ないないるないるない。 「ないないるないるないないるないるない。 「ないないるないないないるないないるないないないるないるないないるないないるな	で 南東登記所における実 質的支配情報等に関する数 のは智等に関する数 のは智等に関する数 の表 第187等) あ あ の ま の は 。 は る は の は る は る は る は る は る は る は る は る る は る は る は る は る は る る る る 。 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 。 。 る 。 。 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	提案いただいた法人の実質的支配者情報の申出を義務付ける法制度の導入等の検討については、政府 体で検討すべき課題と認識しております。	全